

第 42 回 世界遺産委員会
(2018 年 バーレーン マナーマ)

審議調査研究事業報告書

平成 30 年度文化庁委託業務

例言

1. 本報告書は、第 42 回世界遺産委員会(2018 年 バーレーン マナーマ開催)にあたって文化庁から受託した「第 42 回世界遺産委員会審議調査研究事業」の成果報告であり、株式会社プレック研究所（担当部署 世界遺産研究センター）が作成した。
2. 本報告書をまとめるにあたり、本研究事業の過去の報告書や以下のウェブサイトなどを適宜参照した。
 - ・ユネスコ世界遺産センター（<http://whc.unesco.org>）
 - ・文化遺産オンライン（<http://bunka.nii.ac.jp/Index.do>）
 - ・ICOMOS（<http://www.icomos.org/en>）
 - ・ICOMOS 日本委員会（<http://www.japan-icomos.org/index.html>）
 - ・ICCROM（<http://www.iccrom.org/>）
 - ・IUCN（<https://www.iucn.org/>）
 - ・IUCN 日本委員会（<http://www.iucn.jp/>）
3. 本報告書の各世界遺産位置図は、Esri 及び Esri 社製ソフトウェアのライセンス所有者が知的所有権を有する素材を用いて、ライセンスのもとに作成されている。

裏表紙の写真

大浦天主堂（長崎県）	文化庁
天草の崎津集落（熊本県）	文化庁



第 42 回世界遺産委員会が開催されたザ・リッツ・カールトン・バーレーンのユネスコ村



会場内に並べられた委員国 21 か国の国旗



カルアト・アル・バフレーン　ー古代の港とディルムンの首都（2005 年記載）



ディルムン墳墓（第 43 回世界遺産委員会審議予定資産）



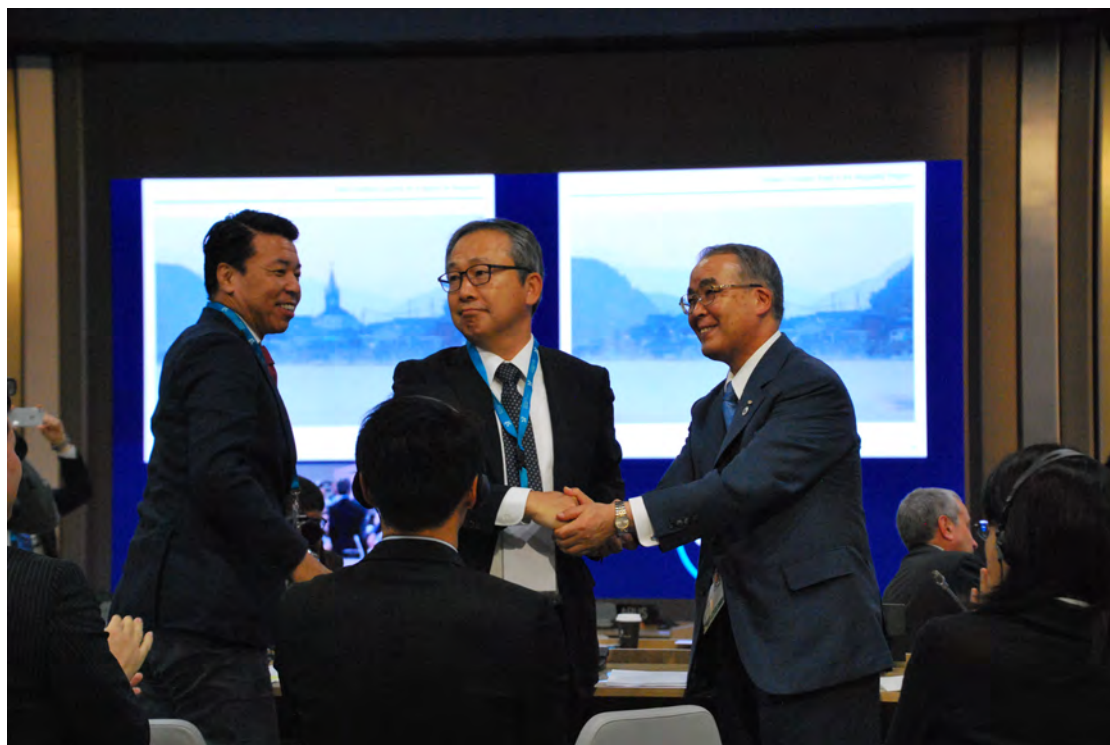
開会式で挨拶するシャイフ・ハヤ・ラシッド・アール・ハリーファ王女



開会式で挨拶するオードレ・アズレ新ユネスコ事務局長



審議状況



「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の記載が決定し喜ぶ関係者

目次

第1章 第42回世界遺産委員会概要	1
1. 開催概要	1
1－1. 日時、場所等	
1－2. 委員国	
2. 危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査概要	5
3. 新規案件の審議概要	9
4. 我が国に関わる案件	12
5. 軽微な境界線の変更	14
6. その他のトピック	15
6－1. アップストリームプロセスの継続	15
6－2. 定期報告 第3サイクル準備状況の進捗報告	18
6－3. 名称の変更	19
第2章 危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査	21
1. 全体分析	21
2. 危機遺産保全状況個票	30
3. その他の世界遺産の保全状況個票	108
第3章 新規推薦案件の審査	243
1. 全体分析	243
2. 新規推薦案件個票	252
資料編	303
1. 世界遺産条約について	303
2. 締約国会議、世界遺産委員会	304
3. 世界遺産センター	304
4. 諮問機関	305
5. 世界遺産一覧表への資産登録の流れ	307
6. 我が国の状況	309
7. 世界遺産関連用語	312

危機遺産保全状況個票目次

7A.1	バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群（アフガニスタン・イスラム共和国）	30
7A.2	ジャムのミナレットと考古遺跡群（アフガニスタン・イスラム共和国）	32
7A.3	ナン・マドール、東ミクロネシアの祭祀場（ミクロネシア連邦）	34
7A.4	シャフリサブス歴史地区（ウズベキスタン共和国）	36
7A.5	ウィーン歴史地区（オーストリア共和国）	38
7A.6	コソボの中世建造物群（セルビア共和国）	40
7A.7	リヴァプール－海商都市（英国）	42
7A.8	ポトシ市街（ボリビア多民族国）	44
7A.9	ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群（チリ共和国）	46
7A.10	パナマのカリブ海沿岸の要塞群：ポルトベロとサン・ロレンソ（パナマ共和国）	48
7A.11	チャン・チャン遺跡地帯（ペルー共和国）	50
7A.12	コロとその港（ベネズエラ・ボリバル共和国）	52
7A.13	ジェンネ旧市街（マリ共和国）	54
7A.14	トンブクトゥ（マリ共和国）	56
7A.15	アスキア墳墓（マリ共和国）	58
7A.16	カスビのブガンダ王国歴代国王の墓（ウガンダ共和国）	60
7A.17	アブ・メナ（エジプト・アラブ共和国）	62
7A.18	アッシュール（カラット・シェルカット）（イラク共和国）	64
7A.19	ハトラ（イラク共和国）	66
7A.20	都市遺跡サーマッラー（イラク共和国）	68
7A.21	エルサレムの旧市街とその城壁群（ヨルダン・ハシェミット王国提案）	70
7A.22	クーリナの古代遺跡（リビア）	72
7A.23	レプティス・マグナの古代遺跡（リビア）	74
7A.24	サブラータの古代遺跡（リビア）	76
7A.25	ガダーミスの旧市街（リビア）	78
7A.26	タドラット・アカクスのロック－アート遺跡群（リビア）	80
7A.27	イエス聖誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路（パレスチナ自治政府）	82
7A.28	ヘブロン/アル＝ハリール旧市街（パレスチナ自治政府）	84
7A.29	パレスチナ：オリーブとワインの地－エルサレム南部バティールの文化的景観 （パレスチナ自治政府）	86
7A.30	古都アレppo（シリア・アラブ共和国）	88
7A.31	古代都市ボスラ（シリア・アラブ共和国）	90
7A.32	古都ダマスカス（シリア・アラブ共和国）	92
7A.33	シリア北部の古代村落群（シリア・アラブ共和国）	94
7A.34	クラック・デ・シュヴァリエとカルエッサラー・エル－ディン （シリア・アラブ共和国）	96
7A.35	パルミラの遺跡（シリア・アラブ共和国）	98
7A.36	シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定（シリア・アラブ共和国）	100
7A.37	古都ザビード（イエメン共和国）	102
7A.38	サナア旧市街（イエメン共和国）	104
7A.39	シバームの旧城壁都市（イエメン共和国）	106

その他の世界遺産の保全状況個票目次

7B.1	武当山の古代建築物群（中華人民共和国）	108
7B.2	ラサのポタラ宮歴史地区（中華人民共和国）	110
7B.3	曲阜の孔廟、孔林、孔府（中華人民共和国）	112
7B.4	左江花山岩絵文化的景観（中華人民共和国）	114
7B.5	シルクロード：長安－天山回廊の交易路網（中華人民共和国）	116
7B.6	ナーランダ・マーハヴィハラ考古遺跡（インド）	118
7B.7	ラージャスターンの丘陵要塞群（インド）	120
7B.8	サンギラン初期人類遺跡（インドネシア共和国）	122
7B.9	ペルシャ式カナート（イラン・イスラム共和国）	124

7B.10 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業（日本国）	126
7B.11 ピュー古代都市群（ミャンマー連邦共和国）	128
7B.12 カトマンズの谷（ネパール連邦民主共和国）	130
7B.13 仏陀の生誕地ルンビニ（ネパール連邦民主共和国）	132
7B.14 ラホールの城塞とシャーリマール庭園（パキスタン・イスラム共和国）	134
7B.15 フィリピン・コルディリエラの棚田群（フィリピン共和国）	136
7B.16 ダンブッラの黄金寺院（スリランカ民主社会主義共和国）	138
7B.17 ゴール旧市街とその要塞群（スリランカ民主社会主義共和国）	140
7B.18 ル・コルビュジエの建築作品ー近代建築運動への特別な貢献（アルゼンチン共和国、 ベルギー王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、インド、日本国、 スウェーデン王国）	142
7B.19 ステチュツィ中世墓石墓地群（ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア共和国、 セルビア共和国、モンテネグロ）	144
7B.20 ドゥブロヴニク旧市街（クロアチア共和国）	146
7B.21 プラハ歴史地区（チェコ共和国）	148
7B.22 シャンパーニュの丘陵、メゾンとカーヴ（フランス共和国）	150
7B.23 ブルゴーニュのブドウ畑のクリマ（フランス共和国）	152
7B.24 ムツヘタの文化財群（ジョージア）	154
7B.25 クルシュ砂州（リトアニア共和国、ロシア連邦）	156
7B.26 コトルの自然と文化-歴史地域（モンテネグロ）	158
7B.27 アウシュヴィッツ・ビルケナウ ナチスドイツの強制絶滅収容所（1940-1945） （ポーランド共和国）	160
7B.28 キジ島の木造教会（ロシア連邦）	162
7B.29 ソロヴェツキー諸島の文化と歴史遺産群（ロシア連邦）	164
7B.30 アニの古代遺跡（トルコ共和国）	166
7B.31 イスタンブール歴史地域（トルコ共和国）	168
7B.32 ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群（英国）	170
7B.33 カパック・ニャン アンデスの道（アルゼンチン共和国、ボリビア多民族国、 チリ共和国、コロンビア共和国、エクアドル共和国、ペルー共和国）	172
7B.34 ティワナク：ティワナク文化の宗教的・政治的中心地（ボリビア多民族国）	174
7B.35 パンプーリャ近代建築群（ブラジル連邦共和国）	176
7B.36 ディキスの石球のある先コロンブス期酋長制集落群（コスタリカ共和国）	178
7B.37 サント・ドミンゴ植民都市（ドミニカ共和国）	180
7B.38 キト市街（エクアドル共和国）	182
7B.39 国立歴史公園-シタデル、サン・スーシ、ラミエ（ハイチ共和国）	184
7B.40 プエブラ歴史地区（メキシコ合衆国）	186
7B.41 アレキーパ市歴史地区（ペルー共和国）	188
7B.42 パラマリボ市街歴史地区（スリナム共和国）	190
7B.43 アクスム（エチオピア連邦民主共和国）	192
7B.44 オモ川下流域（エチオピア連邦民主共和国）	194
7B.45 ラム旧市街（ケニア共和国）	196
7B.46 ル・モーンの文化的景観（モーリシャス共和国）	198
7B.47 モザンビーク島（モザンビーク共和国）	200
7B.48 スクルの文化的景観（ナイジェリア連邦共和国）	202
7B.49 マプングブエの文化的景観（南アフリカ共和国）	204
7B.50 キルワ・キシワニとソング・ムナラの遺跡群（タンザニア連合共和国）	206
7B.51 ザンジバル島のストーン・タウン（タンザニア連合共和国）	208
7B.52 メンフィスとその墓地遺跡-ギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯 （エジプト・アラブ共和国）	210
7B.53 エルビル城塞（イラク共和国）	212
7B.54 ペトラ（ヨルダン・ハシェミット王国）	214
7B.55 ウム・エル-ラサス（キャストロ・メファ）（ヨルダン・ハシェミット王国）	216
7B.56 ビブロス（レバノン共和国）	218
7B.57 バハラ城塞（オマーン国）	220
7B.58 ジェッダ歴史地区：メッカへの玄関口（サウジアラビア王国）	222
7B.59 ゲベル・バルカルとナパタ地域の遺跡群（スーダン共和国）	224
7B.60 カルタゴ遺跡（チュニジア共和国）	226
7B.61 タスマニア原生地域（オーストラリア連邦）	228
7B.62 チャン・アン複合景観（ベトナム社会主義共和国）	230
7B.63 カンペチェ州、カラクムルの古代マヤ都市と熱帯保護林（メキシコ合衆国）	232

7B.64 エネディ山地：自然景観及び文化的景観（チャド共和国）	234
7B.65 バンディアガラ断崖（ドゴン人の地）（マリ共和国）	236
7B.66 南イラクの湿原：生物多様性の避難場所かつメソポタミア都市の残存景観 （イラク共和国）	238
7B.67 ワディ・ラム保護地域（ヨルダン・ハシェミット王国）	240

新規推薦案件個票目次

8B.14 ティムリカ・オヒンガの考古遺跡（ケニア共和国）	252
8B.15 古代都市カルハット（オマーン国）	254
8B.16 アル・アハサーのオアシス、進化する文化的景観（サウジアラビア王国）	256
8B.17 ホール・ドバイ（ドバイ・クリーク）、伝統的商人の港（アラブ首長国連邦）	258
8B.18 古代泉州市（「ザイトン」）の歴史的記念物・遺跡（中華人民共和国）	260
8B.19 ムンバイのヴィクトリア・ゴシック様式、アール・デコ様式建築物群（インド）	262
8B.20 貿易時代：ジャカルタ旧市街（旧バタヴィア）と4つの離島 （オンラスト島、ケロル島、チピル島、ビダダリ島）（インドネシア共和国）	264
8B.21 ファールス地域のササン朝考古景観（イラン・イスラム共和国）	266
8B.22 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（日本国）	268
8B.23 山寺、韓国の山岳仏教寺院群（大韓民国）	270
8B.24 第一次世界大戦の墓地等（西部戦線）（ベルギー王国、フランス共和国）	272
8B.25 慈悲の居留地（ベルギー王国、オランダ王国）	274
8B.26 ジャテソーホップの街（チェコ共和国）	276
8B.27 アシヴィスイトーニピサット、氷と海の間イヌイットの狩場 （デンマーク王国）	278
8B.28 ニームの歴史的複合都市（フランス共和国）	280
8B.29 ヘーゼビューとダーネヴィアケのボーダー考古遺跡群（ドイツ連邦共和国）	282
8B.30 イヴレーア、20世紀産業都市（イタリア共和国）	284
8B.31 プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッピアデーネの丘 （イタリア共和国）	286
8B.32 ロシア・モンタナ鉱山景観（ルーマニア）	288
8B.33 カリフ都市、ザフラー宮殿（スペイン王国）	290
8B.34 ギョベクリ・テペ（トルコ共和国）	292
8B.35 ナウムブルク大聖堂（ドイツ連邦共和国）	294
8B.11 ピマチョウィンアキ（カナダ）	296
8B.12 チリビケテ国立公園ージャガーの「マロカ」（家）（コロンビア共和国）	298
8B.13 テワカンーキカタラン溪谷：メソアメリカ文化発祥の地（メキシコ合衆国）	300

第 1 章 第 42 回世界遺産委員会概要

1. 開催概要

1-1. 日時、場所等

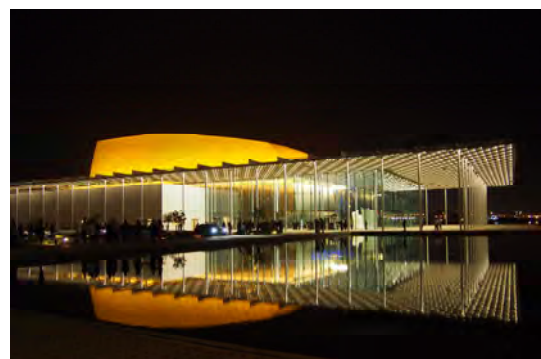
第42回世界遺産委員会は2018年6月24日（日）から7月4日（水）まで、バーレーン マナーマにあるザ・リッツ・カールトン・バーレーン（The Ritz-Carlton, Bahrain）に設置されたユネスコ村において開催され、約2000人が参加した。

バーレーンでは第35回世界遺産委員会（2011年）が開催される予定であったが、2011年に中東各地を席卷した民主化要求運動「アラブの春」による政情不安により実現せず、パリユネスコ本部で開催されたため、同国では今回初めての世界遺産委員会開催となった。

ユネスコの新事務局長（第10代）に就任したオードレ・アズレ氏（フランス）が初めて出席し、開会式ではフランス語及び英語のスピーチで、1972年の世界遺産条約がアブ・シンベル神殿の救済に端を発しているように本条約とアラブ地域には強い関わりがあること、アラブ地域の82件の世界遺産の内22件が危機遺産になっていること、イラクで破壊された遺産の保全に関する活動を行っていること、現在気候変動によってOUVが被害にあっている世界遺産が40件程あることに触れた。また、コンゴにおいて遺産を守るために多くの命が失われたことに言及した。6月27日にコンゴのヴィルンガ国立公園で野生動物を密輸から守るために亡くなった人々を偲ぶ行事が世界遺産委員会会期中にも開催された。

次年度(2019年)に開催される第43回世界遺産委員会の開催国、議長国には、タンザニアとアゼルバイジャン共和国が立候補していたが、両国間での調整の結果、アゼルバイジャン共和国・バクーでの開催が決定した（2019年6月30日～7月10日での開催予定）。

アゼルバイジャンでの世界遺産委員会開催は初となる。第43回世界遺産委員会では日本から推薦されている「百舌鳥・古市古墳群」（文化遺産）が審査される。



会場となったザ・リッツ・カールトン・バーレーン（右上写真）、ユネスコ村入口（左上写真）
会場内（左下写真）、開会式が行われたバーレーン国立劇場（右下写真）

第42回世界遺産委員会における議題の審議スケジュールは下表の通りである。なお、会議文書は世界遺産センターのウェブサイトで事前に公開され（英語、フランス語）、会議の様子も同ウェブサイトにおいてライブ放送された（英語、フランス語、アラビア語、スペイン語、中国語（6月29日～7月2日のみ）の同時通訳言語選択可）。録画ファイルはウェブサイト、YouTubeにて公開されている（会場の生音声、英語、フランス語、アラビア語）。

表 第42回世界遺産委員会（バーレーン マナーマ）における議題の審議スケジュール

日時		議題
6月24日 (日)	8:00～19:00	受付
	14:00～15:00	ビューロー会議
	15:00～17:30	オリエンテーション・セッション
	19:00～	【議題1】開会（開会セレモニー）
6月25日 (月)	午前	【議題2】オブザーバー出席承認 【議題3】アジェンダ採択 【議題4】第41回世界遺産委員会報告 【議題14】予算（作業部会設置） 【議題12A】業務方法に関する勧告対応状況 【議題5A】世界遺産センター活動報告 ヤングプロフェッショナルフォーラム2018からのメッセージ
	昼休み 13:00～15:00	
	午後	【議題5B】諮問機関活動報告 【議題6】キャパビル戦略報告 【議題10A】定期的報告第3サイクル準備状況の進捗報告
6月26日 (火)	午前	【議題7】保全状況報告 【議題7A】危機遺産の保全状況
	昼休み 13:00～15:00	
	午後	【議題7A】危機遺産の保全状況
6月27日 (水)	午前	【議題7B】その他世界遺産の保全状況
	昼休み 13:00～15:00	
	午後	【議題7B】その他世界遺産の保全状況
6月28日 (木)	午前	【議題7B】その他世界遺産の保全状況
	昼休み 13:00～15:00	
	午後	【議題7B】その他世界遺産の保全状況
6月29日 (金)	午前	審議なし
	昼休み 13:00～15:00	
	午後	【議題8A】暫定リスト 【議題8B】新規記載案件審査
6月30日 (土)	午前	【議題8B】新規記載案件審査
	昼休み 13:00～15:00	
	午後	【議題8B】新規記載案件審査
7月1日 (日)	午前	【議題8B】新規記載案件審査
	昼休み 13:00～15:00	
	午後	【議題8B】新規記載案件審査

第1章 第42回世界遺産委員会概要

日時		議題
7月2日 (月)	午前	【議題 8B】新規記載案件審査 【議題 8D】推薦範囲の確定 【議題 8E】顕著な普遍的価値の遡及的言明
	昼休み 13:00～15:00	
	午後	【議題 12B】ユネスコのガバナンスに関する外部監査勧告フォローアップ 【議題 11】ポリシー集案の進捗状況報告 【議題 8C】世界遺産リストの更新 【議題 7】保全状況報告まとめ
7月3日 (火)	午前	【議題 13】国際援助 【議題 14】予算（作業部会報告） 【議題 9A】アップストリームプロセスに関する考察進捗報告 【議題 12A】業務方法に関する考察進捗報告 【議題 15】その他の事項 【議題 16】第43回世界遺産委員会（2019年）議長、副議長、ラポルトゥール選任 【議題 17】第43回世界遺産委員会（2019年）の議題案
	昼休み 13:00～15:00	
	午後 19:30～	（報告書作成） 閉会式
7月4日 (水)	午前	【議題 18】決定の採択 【議題 19】閉会

1-2. 委員国

議長は、バーレーンのシャイフ・ハヤ・ラシッド・アール・ハリーファ王女 (Sheikha Haya Rashed Al Khalifa、2007 年第 61 回国連総会議長) が務めた。副議長は、ジンバブエ (アフリカ)、ブラジル (カリブ海・ラテンアメリカ)、アゼルバイジャン (ヨーロッパ・北米)、スペイン (ヨーロッパ・北米)、中国 (アジア太平洋)、ラポルトゥール (rapporteur: 報告者) はハンガリーのアンナ・E・ツァイヒナー氏 (Anna E. Zeichner) であった。

委員国は、アンゴラ、オーストラリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、中国、キューバ、グアテマラ、ハンガリー、インドネシア、クウェート、キルギスタン、ノルウェー、セントクリストファー・ネイビス、スペイン、チュニジア、ウガンダ、タンザニア、ジンバブエであった。その地域分布は、欧州・北米地域 2 (地域内締約国数 27)、東欧地域 3 (地域内締約国数 25)、南米カリブ海地域 4 (地域内締約国数 33)、アジア・太平洋地域 4 (地域内締約国数 44)、アフリカ地域 5 (地域内締約国数 47)、アラブ地域 3 (地域内締約国数 19) であった。その内、ノルウェー、スペイン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ハンガリー、ブラジル、グアテマラ、セントクリストファー・ネイビス、中国、オーストラリア、キルギスタン、ウガンダ及びバーレーンの 12 か国は 2017 年第 21 回世界遺産条約締約国総会で新たに選出された国である。

表 世界遺産委員会委員国リスト

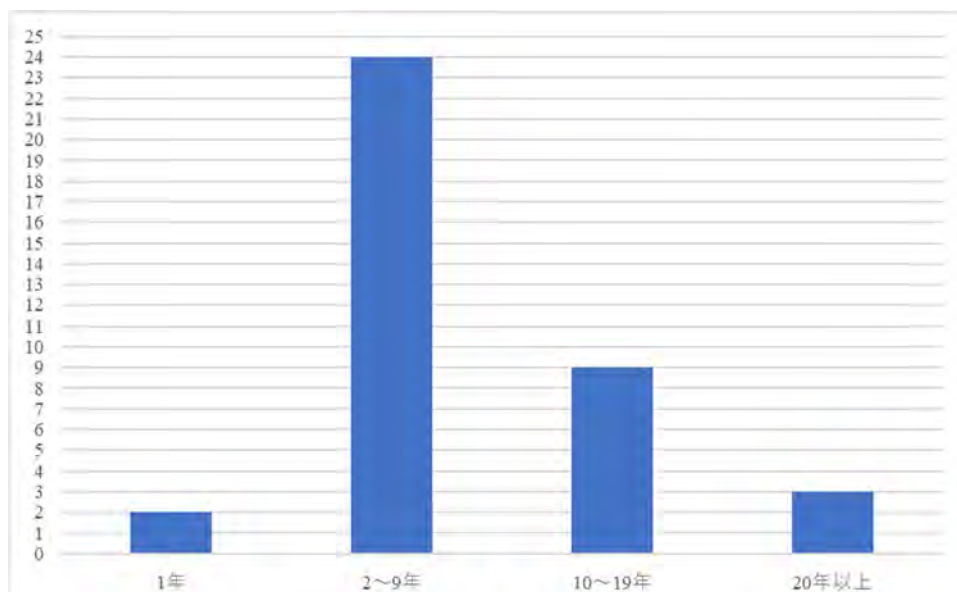
任期	地域 I 欧州北米	地域 II 東欧	地域 III 南米カリブ海	地域 IV アジア太平洋	地域 Va アフリカ	地域 Vb アラブ
締約国数	27 (14%)	25 (13%)	33 (17%)	42 (22%)	47 (24%)	19 (10%)
2019 年まで		● アゼルバイジャン	● キューバ	● インドネシア	● アンゴラ ● ブルキナファソ ● タンザニア ● ジンバブエ	● クウェート ● チュニジア
2021 年まで	● ノルウェー ● スペイン	● ハンガリー ● ボスニア・ヘルツェゴビナ	● ブラジル ● グアテマラ ● セントクリストファー・ネイビス	● 中国 ● オーストラリア ● キルギスタン	● ウガンダ	● バーレーン

2. 危機遺産の審議及びその他の世界遺産の保全状況の審査概要

第42回世界遺産委員会においては、危機遺産となっている38件の文化遺産全てについて保全状況が報告され、そのうち12件が個別の審議対象となった。事務局からは、「シャフリサブス歴史地区」（ウズベキスタン）1件については、世界遺産一覧表から削除する決定案が示され、その他すべての危機遺産については、引き続き危機遺産リストに掲載する決定案が示されていた。

その他の世界遺産については、67件の文化遺産・複合遺産について保全状況が報告され、12件が個別審査対象となった。そのうち、「カトマンズの谷」（ネパール）、「ラホールの城塞とシャーリマール庭園」（パキスタン）について、危機遺産リストに掲載する事務局案が出されていたが、委員会での審議の結果いずれも見送られた。なお、この2件に対しては、昨年も危機遺産とする事務局案が出されていたが、見送られており、2年連続での見送りとなった。また、「ザンジバル島のストーン・タウン」（タンザニア）については、「次回危機遺産リスト掲載を検討する」との事務局案が出されていたが、採択された決定文からはその文言が削除された。一方で、同様の勧告が出ていた「ダンブッラの黄金寺院」（スリランカ）では、文言が削除されないまま決定文が採択されている。

本委員会では新たに危機遺産となった文化遺産はなかった。また、危機遺産リストから解除された文化遺産もなく（自然遺産は解除1件、危機遺産リスト掲載1件）、危機遺産リストに掲載されている文化遺産は19か国38件のままである（なお、複合遺産で危機遺産になっているものは現在0件）。



危機遺産（文化遺産）の危機遺産リスト掲載年数

危機遺産リストに掲載されている38件の文化遺産（複合遺産0件）のうち、20年以上掲載されているものは、1982年～現在まで36年掲載されている「エルサレムの旧市街とその城壁群」（ヨルダン提案）、1986年～現在まで32年掲載されている「チャン・チャン遺跡地帯」（ペルー）、1990年～2005年、2012年～現在まで通算21年掲載されている「トンブクトゥ」（マリ）の3件で、10年以上危機遺産のままであるものが約1/3の12件に上る。本委員会では、10年以上危機遺産のままである資産の数が増加していることに懸念が表明され、これらのOUVの状況について確認し、第44回世界遺産委員会に報告するよう求める決定が採択された。

HIA（遺産影響評価）

近年、世界遺産委員会の保全状況の審議に関連して、個別開発事業や関係法令の変更による世界遺産の顕著な普遍的価値への影響を評価する「遺産影響評価」(Heritage Impact Assessment、HIA と略される)について、2011 年に出版された「世界文化遺産の HIA に関するイコモスガイダンス」(ICOMOS Guidance on Heritage Impact Assessments for Cultural World Heritage Properties) に則って、各国での実施を求める決定が採択されるようになってきている。

第 42 回世界遺産委員会では、危機遺産については「アブ・メナ」（エジプト）、「イエス聖誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路」（パレスチナ）、「クラック・デ・シュヴァリエとカルエッサラー・エル・ディン」（シリア）の 3 件について、それぞれ、再生行為（rehabilitation）、建設事業、トンネル工事、観光関連施設整備による遺産への影響を評価するよう求める決定が採択された。また世界遺産一覧表から削除する事務局案がだされていた「シャフリサブス歴史地区」（ウズベキスタン）では、「遺産影響評価実施のプロセスにおいて世界遺産センター及び諮問機関は支援を行う準備がある」とする決定文が採択されている。

その他の世界遺産の保全状況報告については、遺産影響評価の実施が求められたものは 18 件あった。「ラホール城の城塞とシャーリマール庭園」（パキスタン）、「イスタンブール歴史地域」（トルコ）、「メンフィスとその墓地遺跡-ギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯」（エジプト）のように遺産影響評価を実施しないまま事業が進められてしまったことに対して遺憾の意を表明する決定文が採択された。また、「ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献-」（7B.18.日本他）では各構成資産で個別の影響評価が実施されているが「世界文化遺産の HIA に関するイコモスガイダンス」に則ったものでないとの指摘があり、「ブルゴーニュのブドウ畑のクリマ」（7B.23.フランス）では、現存の影響評価制度に「世界文化遺産の HIA に関するイコモスガイダンス」で示された手法を統合するよう求める勧告が採択された。「オモ川下流域」（エチオピア）については、実施済みの HIA を更に拡大して再実施するよう求める要請が採択された。

「コトルの自然と文化-歴史地域」（モンテネグロ）、「カパック・ニャン アンデスの道」（アルゼンチン他）、「アレキパ市歴史地区」（ペルー）については、遺産影響評価が実施され、提出されたことが評価されている。

なお、新規に世界遺産に記載されたものについても、日本の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を含む 4 件について、遺産影響評価の実施が求められている。

オブザーバーの発言機会

昨年と同様に第 42 回世界遺産委員会においても、議長国バーレーンの裁量により、保全状況の審議の際に、積極的に NGO 等のオブザーバーに発言の機会が与えられた。

世界遺産委員会での発言機会は、委員国、委員国以外の締約国、諮問機関等の関係機関に優先的に与えられ、その後、NGO 等のオブザーバーに発言の機会が与えられることがある。また、事務局は、保全状況報告に際し、各締約国からの報告、諮問機関によるミッション報告の他、特に紛争等により情報の入手が困難な場合など、NGO や個人専門家等による情報を含めた様々な情報源を考慮している。

今回オブザーバーの発言により世界遺産委員国の審議内容や決定に変更が加えられることはなかったが、今後の世界遺産委員会において、今回同様に NGO 等に発言の機会が与えられ、それが世界遺産委員会の影響に反映されるかどうかについては引き続き注視する必要がある。

第1章 第42回世界遺産委員会概要

表 議題 7A（危機遺産の保全状況） 審議結果一覧表(文化遺産、複合遺産)

No.	締約国	資産名称	決定案		決定	
			危機遺産 リスト	保全状況 報告書の 提出 (期限)	危機遺産 リスト	保全状況 報告書の 提出 (期限)
1	アフガニスタン・イスラム共和国	バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
2	アフガニスタン・イスラム共和国	ジャムのミナレットと考古遺跡群	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
3	ミクロネシア連邦	ナン・マドール、東ミクロネシアの祭祀場	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
4	ウズベキスタン共和国	シャフリサブス歴史地区	世界遺産一覧表からの削除	なし	引き続き掲載	2019/2/1
5	オーストリア共和国	ウィーン歴史地区	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
6	セルビア共和国	コソボの中世建造物群	引き続き掲載	2019/2/1	次回まで議論を延期	—
7	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	リヴァプール海商都市	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
8	ボリビア多民族国	ポトシ市街	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
9	チリ共和国	ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
10	パナマ共和国	パナマのカリブ海沿岸の要塞群：ポルトベロとサン・ロレンソ	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
11	ペルー共和国	チャン・チャン遺跡地帯	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
12	ベネズエラ・ボリバル共和国	コロとその港	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
13	マリ共和国	ジェンネ旧市街	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
14	マリ共和国	トンブクトゥ	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
15	マリ共和国	アスキア墳墓	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
16	ウガンダ共和国	カスビのブガンダ王国歴代国王の墓	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
17	エジプト・アラブ共和国	アブ・メナ	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
18	イラク共和国	アッシュール（カラット・シェルカット）	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
19	イラク共和国	ハトラ	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
20	イラク共和国	都市遺跡サーマッラー	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
21	パレスチナ自治政府（ヨルダン・ハシェミット王国提案）	エルサレムの旧市街とその城壁群	引き続き掲載	—	引き続き掲載	—
22	リビア	クーリナの古代遺跡	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
23	リビア	レプティス・マグナの古代遺跡	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
24	リビア	サブラータの古代遺跡	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
25	リビア	ガダーミスの旧市街	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
26	リビア	タドラット・アカスのロック・アート遺跡群	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
27	パレスチナ自治政府	イエス生誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
28	パレスチナ自治政府	ヘブロン/アル＝ハリール旧市街	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
29	パレスチナ自治政府	パレスチナ：オリーブとワインの地－エルサレム南部バティールの	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1

No.	締約国	資産名称	決定案		決定	
			危機遺産 リスト	保全状況 報告書の 提出 (期限)	危機遺産 リスト	保全状況 報告書の 提出 (期限)
		文化的景観				
30	シリア・アラブ共和国	古都アレppo	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
31	シリア・アラブ共和国	古代都市ボスラ	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
32	シリア・アラブ共和国	古都ダマスカス	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
33	シリア・アラブ共和国	シリア北部の古代村落群	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
34	シリア・アラブ共和国	クラック・デ・シュヴァリエとカル エッサラー・エル・ディン	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
35	シリア・アラブ共和国	パルミラの遺跡	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
36	シリア・アラブ共和国	シリア・アラブ共和国の世界遺産 に関する一般的決定	—	2019/2/1	—	2019/2/1
37	イエメン共和国	古都ザビード	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1
38	イエメン共和国	サナア旧市街	引き続き掲載	2019/2/1	引き続き掲載	2019/2/1

表 議題 7B（世界遺産保全状況）審議結果一覧（個別審議対象となった文化遺産、複合遺産）

No.	決定 番号	締約国	資産名称	決定案			決定
				危機遺産 リスト関係	進捗状況 報告書の 提出 (期限)	保全状況 報告書の 提出 (期限)	
1	7B.2	中華人民共和国	ラサのポタラ宮歴史地区	—	—	2019/12/1	決定案通り
2	7B.10	日本国	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産 業	—	—	2019/2/1	審議なしで 決定案を採択
3	7B.12	ネパール連邦民主共和国	カトマンズの谷	危機遺産掲載	—	2019/2/1	危機遺産掲載見送 り
4	7B.14	パキスタン・イスラム共 和国	ラホールの城塞とシャー リマール庭園	危機遺産掲載	—	2019/2/1	危機遺産掲載見送 り
5	7B.32	英国（グレートブリテン 及び北アイルランド連合 王国）	ストーンヘンジ、エーヴベ リーと関連する遺跡群	—	—	2019/2/1	修正有
6	7B.44	エチオピア連邦民主共和 国	オモ川下流域	—	2019/2/1	2019/12/1	修正有
7	7B.45	ケニア共和国	ラム旧市街	—	—	2019/2/1	修正有
8	7B.47	モザンビーク共和国	モザンビーク島	—	—	2019/12/1	決定案通り
9	7B.48	ナイジェリア連邦共和国	スクルの文化的景観	—	—	2019/12/1	決定案通り
10	7B.51	タンザニア連合共和国	ザンジバル島のストーン・ タウン	次回危機遺産 検討	—	2019/2/1	報告書の提出期限 を 2019/12/1 に延 長 危機遺産検討の可 能性への言及を削 除
11	7B.54	ヨルダン・ハシェミット 王国	ペトラ	—	—	2019/12/1	決定案通り
12	7B.60	チュニジア共和国	カルタゴ遺跡	—	—	2019/12/1	決定案通り
13	7B.62	ベトナム社会主義共和国	チャン・アン複合景観	—	—	2019/2/1	報告書の提出期限 を 2019/12/1 に延 長

3. 新規推薦案件の審査概要

第42回世界遺産委員会では、19件の資産が新たに世界遺産一覧表に加えられた（昨年は21件）。その内訳は、文化遺産が13件（昨年は18件）、複合遺産が3件（昨年は0件）、自然遺産が3件（昨年は3件）であった。

文化遺産若しくは複合遺産には27件が推薦されていたが、事前に2件が取り下げられ、委員会審議直前にさらに2件が取り下げられた（昨年は事前取り下げ3件、直前取り下げ1件）ため、世界遺産委員会で最終的に審査された文化・複合遺産は23件であった（その内、イコモスによる記載勧告は11件）。

イコモスは記載延期（deferral）を5件に対して勧告していたが、その内2件が記載（inscription）、1件が情報照会（referral）、2件がそのまま記載延期となった。

イコモスが情報照会勧告を出していた「古代都市カルハット」（オマーン）、「イヴレア、20世紀工業都市」（イタリア）の2件は、両方とも委員会の審議により、記載された。

不記載勧告は6件（そのうち、「ナウムブルク大聖堂」（ドイツ）については、厳密にはイコモスは勧告を出さず、事務局による決定案として不記載勧告がだされた）であったが、そのうち直前に2件が取り下げられ、2件が情報照会となった。「アハサー地方のオアシス、進化する文化的景観」（サウジアラビア）は、世界遺産条約史上初めて不記載勧告から記載となった。「ナウムブルク大聖堂」（ドイツ）については、第41回世界遺産委員会決定で潜在的な顕著な普遍的価値（OUV）が認められるとして情報照会とされていたが、本委員会においてイコモスは勧告を出さず、事務局決定案では不記載であったものが記載された。イコモスが勧告を出せないという事態も異例だが、これを含めると2件が不記載勧告から記載となった。また、「プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッピアデーネの丘」（イタリア）についても、一部の委員国から記載を支持する決定文修正案が提出された。無記名投票の結果、情報照会となった。

23件の内10件で、イコモス勧告と異なる決定が採択された。このように、イコモス勧告と世界遺産委員会の決定に乖離が生じている傾向に対して、オブザーバー国として出席していた締約国であるスイス、スウェーデン、スロベニア、ニュージーランド、カナダ、デンマーク、コロンビアから懸念を表明する発言があった。

イコモスから記載勧告が出ていた我が国推薦の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、委員国から、推薦書の質の高さや、過去においてイコモス勧告に従って一旦推薦を取り下げイコモスと協力して推薦書を改定したことを模範的な取り組みとして称賛するコメントがあり、異論なく記載された。

ベルギー及びフランスから推薦されていた「第一次世界大戦の墓地等（西部戦線）」に関連して、最近の戦争、紛争に関わる「負の記憶」（negative memories）に関する遺産を世界遺産一覧表に記載することは、世界遺産条約の趣旨に照らしてふさわしくないのではないかとする観点から、その是非を議論し結論がでるまで審査を延期（adjourn）することとなった。

「ロシア・モンタナ鉱山景観」（ルーマニア）については、イコモスから記載勧告が出ていたが、鉱山開発業者との調停が進行中であるとして締約国自身の要請により情報照会となった。

なお、第42回世界遺産委員会では、締約国初の世界遺産は0件で、全締約国193カ国中26カ国が世界遺産を持っていない状況についての改善はみられなかった。

これにより、世界遺産の数は1092件（文化遺産845件、複合遺産38件、自然遺産209件）で、そのうち危機遺産の数は54件となった。

表 議題 8B（新規記載）審査結果一覧（文化遺産、複合遺産）

網掛け：イコモス勧告と決定が異なる場合

審議 順番	締約国	資産名称	締約国 評価基準	イコモス 勧告	決定	文化遺産タイプ
1	ケニア共和国	ティムリカ・オヒングの考古遺跡	(iii)(iv)(v)	I (iii)(iv)(v)	I (iii)(iv)(v)	考古遺跡
2	オマーン国	古代都市カルハット	(iii)(v)(vi)	R 【(ii)(iii)は認めている】	I (ii)(iii)	歴史的都市
3	サウジアラビア王国	アハサー地方のオアシス、進化する文化的景観	(iii)(iv)(v)	N	I (iii)(iv)(v)	文化的景観
4	中華人民共和国	古代泉州市（「サイトン」）の歴史的記念物・遺跡	(ii)(iii)(vi)	N	R 【(ii)(iii)(vi)を満たす高いポテンシャルがある、という記述あり】	歴史的都市 (考古遺跡)
5	インド	ムンバイのヴィクトリア・ゴシック様式、アール・デコ様式建築物群	(ii)(iv)	I (ii)(iv)	I (ii)(iv)	建造物群
6	イラン・イスラム共和国	ファールス地域のササン朝考古景観	(i)(ii)(iii)(iv)(v)	D	I (ii)(iii)(v)	考古遺跡
7	日本	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	(iii)	I (iii)	I (iii)	「サイト」 (遺跡)
8	大韓民国	山寺、韓国の山岳仏教僧院群	(iii)(iv)	I (iii) * 構成資産 7 件中 4 件のみの記載	I (iii) 7 件全て記載	建造物群
9	ベルギー王国/ フランス共和国	第一次世界大戦の墓地等（西部戦線）	(iii)(iv)(vi)	審議延期 (Postponement)	審議延期 (Adjourn)	近代遺産 (記念物、墓地)
10	ベルギー王国/ オランダ王国	慈悲の居留地	(iii)(v)(vi)	D	R	文化的景観
11	チェコ共和国	ジャテツォーホッフの街	(ii)(iii)(iv)	D	D	歴史的都市
12	デンマーク王国	アシヴィスイトーニピサット、氷と海の間のイヌイットの狩場	(iii)(v)	I (v)	I (v)	文化的景観 (農業)
13	フランス共和国	ニームの歴史的複合都市	(ii)(iv)	D	D	歴史的都市
14	ドイツ連邦共和国	ヘーゼビューとダーネヴィアケのボーダー考古遺跡群	(iii)(iv)	I (iii)(iv)	I (iii)(iv)	考古遺跡
15	イタリア共和国	イヴレア、20 世紀工業都市	(ii)(iv)(vi)	R	I (iv)	近代遺産 (都市)
16	イタリア共和国	プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッピアデーネの丘	(iv)(v)	N	R	文化的景観 (農業)
17	ルーマニア	ロシア・モンタナ鉱山景観	(ii)(iii)(iv)(vi)	I (ii)(iv)	R	文化的景観 (鉱山)
18	スペイン王国	カリフ都市、ザフラー宮殿	(iii)(iv)	I (iii)(iv)	I (iii)(iv)	歴史的都市
19	トルコ共和国	ギョベクリ・テペ	(i)(ii)(iii)(iv)	I (i)(ii)(iv) 同時に危機遺産	I (i)(ii)(iv)	考古遺跡 (新石器時代)
20	ドイツ連邦共和国	ナウムブルク大聖堂	(i)(ii)(iv)	勧告無し (事務局決定案として N)	I (i)(ii)	大聖堂

第1章 第42回世界遺産委員会概要

審議 順番	締約国	資産名称	締約国 評価基準	イコモス 勧告	決定	文化遺産タイプ
21	カナダ	ピマチョウィンアキ	(iii)(vi)(ix)	I (iii)(vi)(ix)	I (iii)(vi)(ix) 初の複合遺産	複合遺産 (文化的景観)
22	コロンビア共和国	チリビケテ国立公園ージャ ガーの「マロカ」(家)	(iii)(viii)(ix)(x)	I (iii)(ix)(x)	I (iii)(ix)(x) 初の複合遺産	複合遺産
23	メキシコ合衆国	テワカンーキカタラン溪 谷：メソアメリカ文化発祥 の地	(iii)(iv)(vi)(x)	文化遺産ではD 自然遺産ではI (x)	I (iv)(x)	複合遺産

I: 記載、R: 情報照会、D: 記載延期、N: 不記載

文化遺産タイプについては、決まった分類が存在するわけではないが、便宜上タイプを示した。

表 事前に取り下げられた推薦案件（文化遺産、複合遺産）

No	締約国	資産名	推薦国 評価基準	タイプ	構成資産数
1	カナダ	トロンデックークロンダイク Tr'ondëk-Klondike	(iv)(vi)	文化的景観	1
2	ドイツ連邦共和国	ハンプルク＝アルトナのユダヤ人墓地 The Jewish Cemetery Hamburg-Altona	(ii)(iii)(iv)	記念物 (墓地)	1

表 直前に取り下げられた推薦案件（文化遺産、複合遺産）

No	締約国	資産名	推薦国 評価基準	イコモス 勧告	タイプ	構成資 産数
1	インドネシア共和 国	貿易時代：ジャカルタ旧市街（旧バタヴィア）と4つ の離島（オンラスト島、ケロル島、チピル島、ビダダ リ島）	(iv)(vi)	不記載	歴史的 都市	2
2	アラブ首長国連邦	ホール・ドバイ（ドバイ・クリーク）、伝統的商人の 港	(ii)(iii)(vi)	不記載	記念物 (墓地)	1

* 「ホール・ドバイ（ドバイ・クリーク）、伝統的商人の港」は前回の第41回世界遺産委員会で情報照会（イコモス勧告は不記載）決定が出ていた資産。

4. 我が国に関わる案件

第42回世界遺産委員会では、我が国推薦の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が記載され、昨年第41回世界遺産委員会で記載された「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の顕著な普遍的価値の言明が正式に採択された。また議題7Bでは、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の保全状況が報告されたが、個別審議対象とはならず、詳細な追加報告書を2019年12月1日までに世界遺産センターに提出する等の決定が採択された。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」審議時の各国の発言

スペイン：優れた推薦書である。2015年に記載延期勧告が出てから一旦取り下げ、その後イコモスと日本で協力して推薦書を取りまとめなおし、一貫した内容の推薦書となっており、記載に値する。また、スペインの宣教師であるフランシスコ・ザビエルを含むヨーロッパの宣教師にも関係する遺産である。東西の文化的交流を示す重要な遺産である。日本に感謝する。

ノルウェー：喜んで記載を歓迎する。前回の推薦時は記載延期勧告が出て、一旦推薦を取り下げて、諮問機関の支援を求め、推薦書を取りまとめなおしたことにより、素晴らしい推薦書になっている。科学的に辛抱強く取り組んだこの姿勢は、模範的な取り組みであり、日本に感謝する。質の高い推薦書である。(日本語で)「恐れ入ります」。観光対策など日本がイコモスの勧告を実施することに疑いはない。

ブラジル：東西の交流を示す資産。収容力に関する取り組みを含め、日本の努力を称賛する。観光の推進と遺産の保全とのバランスを図る取り組みの良い見本である。人類史上の重要な事象を伝え、重要な文化的交流(bridge)に光を当てる遺産である。

キューバ：寛容、互いに尊重すること、対話という重要なメッセージを伝える資産。

インドネシア：質の高い推薦書である。日本が具体的な保全措置の実施にコミットしていることに疑いがない。今は失われてしまった文化的伝統を伝えるもので、評価基準(iii)がふさわしい。国、関係自治体、地域コミュニティの努力を称賛する。世界遺産一覧表に加えるにふさわしい。

オーストラリア：記載を支持する。有形、無形の要素についての真実性、完全性の議論は興味深く、本推薦書の重要な成果である。

チュニジア：技術的に質の高い推薦書である。禁教という厳しい状況のなかでも、前向きな文化的伝統が生まれるということを示す素晴らしい遺産である。国、関係自治体、地域コミュニティの努力を称賛する。評価基準(iii)に基づいて記載するイコモス勧告に全面的に賛成する。記載を熱烈に(energetically)支持する。

ハンガリー：キリスト教に関する本資産の記載が実現したのは、日本が開かれた社会であるおかげである。本資産の記載は、和解(balanced reconciliation)への動きと言える。異なる国、異なる宗教を信仰するコミュニティの間の友好関係を示す重要な遺産である。記載を強く支持する。

タンザニア：200年を超える宗教弾圧を伝えるユニークな物証である。イコモスと協力して、記録の作成などの勧告を実施するよう要請する。記載を支持する。

アゼルバイジャン：質の高さと、イコモスとの協働を称賛する。12の構成資産は、日本にキリスト教が伝えられた歴史の各段階を伝えている。他国同様、記載を支持する。

セントクリストファー・ネイビス：200年以上に亘るキリスト教の弾圧とその後の復活という重要な歴史を伝えている。潜在的な観光圧、収容力についての勧告を検討するよう要請する。

ウガンダ：記載を支持する。

ジンバブエ：記載を支持する。迫害の中にあっても、人間の強靭さ(resilience)を示す優れた推薦である。文化財保護法、景観法など国内法による保護がしっかりと行われている。イコモスに対しても、日本との協力に感謝する。

日本：長崎地域の人々を代表して記載の決定に感謝申し上げる。中村法道長崎県知事よりご挨拶がある。

中村知事：世界遺産一覧表に記載して頂いたことに感謝を申し上げます。この歴史は平和という世界的かつ現在にも通じるメッセージを持っている。遺産を保護し、世界中とこの歴史を共有し、地域の誇りとしたい。今まで関わって頂いた全ての人に御礼を申し上げます。

『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の顕著な普遍的価値の言明

(第42回世界遺産委員会決定 42COM 8B.44)

九州本土北西岸沖 60km、日本列島と朝鮮半島の間に位置する沖ノ島は、日本列島、朝鮮半島、アジア大陸の国家組織の間で活発な交流が行われた時期である 4 世紀から 9 世紀末までの間に、航海の安全に関連して行われた初期祭祀の証である。沖ノ島は、宗像大社と一体となって、その後も今日に至るまで「神宿る島」として崇拝されている。

地形的特徴、豊かな考古遺物が遺る祭祀遺跡、当時の位置のまま残るたくさんの奉獻品を含む沖ノ島全体が、島で行われた 500 年間の祭祀を確実に反映している。原始林及び岩礁（小屋島、御門柱、天狗岩）は、記録に残る祭祀、沖ノ島についての禁忌、九州本土及び大島から沖ノ島方向への開けた眺望とともに、沖ノ島に対する信仰が、数世紀の間に外との交流及び在地化によってその形と意味が変化しつつ、「神宿る島」としての沖ノ島の位置づけを守ってきた。

宗像大社は、約 60km の範囲内に分布する 3 力所の境内地、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本土の辺津宮、から成る。これらは、古代祭祀遺跡に関連しつつ、現在も信仰の場として生きつづけている。宗像三女神の信仰は今日まで伝えられ、主に社殿において行われ宗像地域の人々に守られてきた儀礼の中にみられる。大島の北岸に建てられた沖津宮遙拝所は神宿る島を遙拝する場所として機能してきた。沖ノ島に向かって広がる海を見渡す高台に位置する新原・奴山古墳群は、大小の古墳から成り、沖ノ島信仰という伝統を培った宗像氏の生活を伝えている。

※下線部は、第 41 回世界遺産委員会での仮の顕著な普遍的価値の言明から変更のあった箇所

評価基準 (ii) :「神宿る島」沖ノ島は、沖ノ島から始まった古代祭祀の変遷によって、4 世紀から 9 世紀の東アジアにおける価値観の交流を明らかにする。宗像地域の人々は、航海の危険を乗り越えて、沖ノ島が位置する日本列島と朝鮮半島との間の海峡における対外交流に大きな役割を果たした。日本の古代国家は沖ノ島の神を非常に重要な交流の航路の守り神としたため、沖ノ島には当時の先進技術で作られた重要な舶載品が数多く奉獻された。この古代祭祀の変遷は、日本の中央集権国家形成期における東アジアでの活発な対外交流の実態を反映する。大陸から持ち込まれた文化や優れた品々は、日本の政治や社会、信仰などあらゆる面の発展に貢献した。

評価基準 (iii) :「神宿る島」沖ノ島は、「神宿る島」を崇拝する文化的伝統が古代から今日まで発展し継承されてきたことを物語る稀有な物証である。沖ノ島は 1,500 年以上にわたり信仰の対象となってきた。特におびただしい量の貴重な奉獻品を用いて行われた 4 世紀後半から 9 世紀末の約 500 年間の古代祭祀の変遷を伝える考古遺跡は、ほぼ手つかずの状態ですべて守られてきた。自然崇拝がこれらの航海の安全を祈る祭祀の基盤となり、沖ノ島、大島、九州本土の宗像大社三宮での人格神化した宗像三女神への信仰が生まれ、現在に継承されている。新原・奴山古墳群は、日本列島と大陸との交流を担う中で、この文化的伝統を生みだし、継承した宗像氏の存在の最も明白な物証である。大島の沖津宮遙拝所の存在から知られるように、沖ノ島への入島を制限し、遠くに島を拜む厳格な禁忌は宗像地域の人々の間で今日まで守られている。

5. 軽微な境界線の変更

第42回世界遺産委員会では、作業指針第163段落及び第164段落に基づいて提出された「軽微な境界線の変更」の申請8件（文化遺産7件、複合遺産0件、自然遺産1件）について審査が行われた。

内容は、資産範囲のみの変更申請が2件、緩衝地帯範囲のみの変更申請が3件、資産範囲及び緩衝地帯範囲の変更申請が3件であった。全て諮問機関の勧告通りに採択された結果、5件の文化遺産について変更が認められたが、情報照会1件、変更が認められなかった資産が1件あった。自然遺産1件（シリアル・プロパティ）については、申請した4件の構成資産中1件のみに変更が認められた。

表 第42回世界遺産委員会で審議された軽微な境界線の変更

No.	締約国	資産名 (特記がない場合は文化遺産)	軽微な境界線 の変更の対象	決定	メモ
1	韓国	済州火山島と溶岩洞窟群 (自然遺産)	資産範囲	OK & NA	4件の構成資産を追加する内容であり、その内、コムンオルム（拒文岳）溶岩洞窟システム上部については承認されたが、残りの3件については重大な境界線変更届けを提出する必要がある。
2	クロアチア	ドゥブロヴニク旧市街	緩衝地帯	OK	
3	クロアチア、 イタリア、モ ンテネグロ	16～17世紀のヴェネツィアの防 衛施設群：スタート・ダ・テッラ ー西部スタート・ダ・マール	資産範囲	NA	構成資産のコトル城塞都市の資産 範囲変更。
4	チェコ	トジェビーチのユダヤ人街とプロ コピウス聖堂	資産範囲、 緩衝地帯	OK	
5	デンマーク	イエリング墳墓群、ルーン文字石 碑群と教会	資産範囲、 緩衝地帯	OK	
6	フランス	モン・サン・ミシェルとその湾	緩衝地帯	OK	
7	イタリア	アクイレイアの遺跡地域と総主教 聖堂バシリカ	緩衝地帯	OK	
8	ウクライナ	キエフ：聖ソフィア大聖堂と関連 する修道院建築物群、キエフ・ペ ェルスカヤ大修道院	緩衝地帯	R	

OK：変更を認める、NA：変更を認めない、R：情報照会

また、推薦書の遡及的目録作成及び定期報告の枠組みにおいて、記載済み資産の資産範囲境界線の確認が9資産（5か国）で行われた。個別の審議なく、提出された境界線が承認された。

表 第42回世界遺産委員会で審議された資産範囲境界線の確認

No.	締約国	資産名 (特記がない場合は文化遺産)	決定案	審議の 有無	決定
1	リビア	クーリナの古代遺跡	OK	無	OK
2	リビア	レプティス・マグナの古代遺跡	OK	無	OK
3	リビア	サブラータの古代遺跡	OK	無	OK
4	リビア	ガダーミスの旧市街	OK	無	OK
5	リビア	タドラット・アカスのロック・アート遺跡群	OK	無	OK
6	オランダ	アムステルダム・ディフェンス・ライン	OK	無	OK
7	スペイン	イビサ、生物多様性と文化（複合遺産）	OK	無	OK
8	ハイチ	国立歴史公園・シタデル、サン・スーシ、ラミエ	OK	無	OK
9	メキシコ	古代都市ウシュマル	OK	無	OK

*オランダの「アムステルダム・ディフェンス・ライン」は2017年第41回世界遺産委員会でも境界線の変更届が出ていた（決定は変更を認めない）。

6. その他のトピック

6-1. アップストリームプロセスの継続

推薦準備段階において諮問機関であるイコモスの正式な助言を得られる仕組みとして、主に途上国を対象とするパイロットプロジェクトとして開始されていた「アップストリームプロセス」は前年の第41回世界遺産委員会において、年10件を上限として（2018年、2019年の2年間の試行）アップストリームプロセスの実施を希望する国を募集することとしていたが、申し込み期限の2018年3月31日までに10件を超える16件が提出された。その内世界遺産がない国（スワジランド、ジブチ共和国、南スーダン）から3件、世界遺産が2件未満の国（エリトリア、北朝鮮）からの申請は2件であった（下表参照）。

審議の結果、アップストリームプロセスを継続し、次回申し込み期限を2019年3月31日とすること、アドホックワーキンググループにより改定されたアップストリームプロセスの定義（作業指針第122項の脚注）が承認され、2019年の第43回世界遺産委員会の議題である作業指針の改定時に、この改訂版を作業指針に組み込むことが決定した。また次回の委員会で審議するため、現在実施中であるパイロットプロジェクトと要請があったアップストリームプロセスの進捗報告書を世界遺産センターが諮問機関と協力して作成し、委員会に提出することとなった。

第42回世界遺産委員会で審査された新規記載案件のうち、「ティムリカ・オヒングの考古遺跡」（ケニア）は2015年で情報照会決定が出され、アップストリームプロセスの枠組みで推薦書を改訂することが勧告されていた資産であり、審議の際も複数の委員国よりアップストリームプロセスの有効性が示された事例という発言があった。前回の第41回世界遺産委員会では、記載延期勧告時にアップストリームプロセス招聘を促す勧告が出された「アフロディシヤス」（トルコ）のようなケース（委員会審議により記載となったため該当勧告は削除）があったが、本委員会では同様のケースはなかった。

表 2018年3月31日までに提出されたアップストリーム要請一覧

	地域	国	経済状況	分類	実施内容	
1	AFR	スワジランド	LMIC	複合遺産	暫定	暫定リストの改定
2	LAC	ホンジュラス	LMIC	複合遺産	暫定	暫定リストの作成
3	AFR	ジブチ共和国	LDC	自然遺産	推薦書	デイ・フォレスト国立公園 (2008年から暫定リスト)
4	AFR	南スーダン	LDC	自然遺産	推薦書	ボマ＝バンディンギロ (Boma-Badingilo) 国立公園の回遊する景観 (2017年から暫定リスト)
5	AFR	エリトリア	LDC	文化遺産	推薦書	コアヒトの文化的景観 (2011年から暫定リスト)
6	AFR	マラウイ	LDC	文化遺産	推薦書	マラウイの奴隷の道とデイヴィッド・リヴィングストン博士の痕跡 (2011年から暫定リスト)
7	LAC	ドミニカ共和国	UMIC + SIDS	文化遺産	推薦書	ラ・イサベラの考古遺跡 (2018年から暫定リスト)
8	APA	北朝鮮	LIE	文化遺産	推薦書	金剛山 (2000年から暫定リスト)
9	AFR	エチオピア	LDC	自然遺産	推薦書	バレマウンテン国立公園 (2008年から暫定リスト)
10	EUR	ウクライナ	LMIC	文化遺産	推薦書	考古遺跡－石造墳丘墓 ("Stone Tomb") (2006年から暫定リスト)
11	LAC	ペルー	UMIC	複合遺産	暫定	暫定リストの改定
12	LAC	ブラジル	UMIC	自然遺産	推薦書	レンソイス・マラニャンセス国立公園 (2017年から暫定リスト)
13	EUR	トルコ	UMIC	文化遺産	推薦書	イエセメッキ (Yesemek) の採石場と彫刻作業場 (2012年から暫定リスト)

	地域	国	経済状況	分類	実施内容	
14	EUR	ノルウェー	HIC	文化遺産	推薦書	ヴァルジャッツ・シーダ (Varjjat Siida) (暫定リストには載っていない)
15	EUR	デンマーク	HIC	文化遺産	推薦書	ヴァイキング時代の円形要塞 (2018年から暫定リスト)
16	EUR	ドイツ	HIC	文化遺産	推薦書	ブラニッツ公園 (暫定リストには載っていない)

地域別	経済状況別
AFR : アフリカ (6 件) APA : アジア太平洋 (1 件) EUR : 欧州・北アメリカ (5 件) LAC : ラテンアメリカ・カリブ (4 件)	LDC : 後発開発途上国 (5 件) LIE : 低所得国 (1 件) LMIC : 低中所得国 (3 件) SIDS : 小島しょ開発途上国 (0 件) UMIC : 高中所得国 (4 件) HIC : 高所得国 (3 件)

表 作業指針第122項脚注のアップストリームプロセスの定義の修正比較

最新の作業指針（2017年）第122項のアップストリームプロセスに関する脚注	議題12Aで採択された修正版（下線は修正箇所）
Upstream Processes: In relation to the nomination of sites for inscription on the World Heritage List, "Upstream processes" include advice, consultation and analysis that occur prior to the submission of a nomination and are aimed at reducing the number of nominations that experience significant problems during the evaluation process. The basic principle of the upstream processes is to enable the Advisory Bodies and the Secretariat to provide support directly to States Parties, throughout the whole process leading up to a possible World Heritage nomination. For the upstream support to be effective, it should ideally be undertaken from the earliest stage in the nomination process, at the moment of the preparation or revision of the States Parties' Tentative Lists.	Upstream Process: In relation to the nomination of sites for inscription on the World Heritage List, <u>the</u> "Upstream Process" <u>comprises</u> advice, consultation and analysis that occurs prior to the <u>preparation</u> of a nomination and <u>is</u> aimed at reducing the number of nominations that experience significant problems during the evaluation process. The basic principle of the Upstream Process is to enable the Advisory Bodies and <u>the World Heritage Centre</u> to provide <u>guidance and capacity building</u> directly to States Parties, throughout the whole process leading up to the preparation of a possible World Heritage nomination. For the upstream support to be effective, it should ~~ideally~~ be undertaken from the earliest stage in the nomination process, at the moment of the preparation or revision of the States Parties' Tentative Lists. <u>The purpose of the advice, given in the context of a nomination, is limited to providing guidance on the technical merit of the nomination and the technical framework needed, in order to offer the State(s) Party(ies) the essential tools that enable it(them) to assess the feasibility and/or actions necessary to prepare a possible nomination. Requests for the Upstream Process shall be submitted through the official format (annex 15 of the Operational Guidelines). Should the number of requests exceed the capacity, then the prioritization system as per paragraph 61.c will be applied.</u>
アップストリームプロセス：世界遺産一覧表への記載に向けた推薦に関して、「アップストリームプロセス」は、推薦前に行われるアドバイス、コンサルテーション、分析などをさし、評価段階に入ってから重大な問題を経験する記載推薦の数を減らすことを目指している。アップストリームプロセスの基本的原則は、記載推薦に至る可能性のある全過程を通じて、諮問機関及び事務局が、直接締約国をサポートすることを可能にすることにある。アップストリームでの支援を効果的なものとするためには、推薦プロセスの最も早い段階、締約国の暫定リストの作成若しくは改訂の瞬間から開始することが理想的である。	アップストリームプロセス：世界遺産一覧表への記載に向けた推薦に関して、「アップストリームプロセス」は、推薦書の作成前に行われるアドバイス、コンサルテーション、分析から成り、評価段階に入ってから重大な問題を経験する記載推薦の数を減らすことを目指している。アップストリームプロセスの基本的原則は、記載推薦に至る可能性のある全過程を通じて、諮問機関及び世界遺産センターが、直接締約国に対してガイダンス及びキャパシティビルディングを提供することを可能にすることにある。アップストリームでの支援を効果的なものとするためには、推薦プロセスの最も早い段階、締約国の暫定リストの作成若しくは改訂の瞬間から開始することが理想的である。 アドバイスの目的は、締約国が可能性について判断し、推薦書の作成が可能であればそのために必要な取組みについて判断することができるように、不可欠なツールを提供するため、推薦のメリット及び必要な枠組みについて技術的（専門的）な観点からガイダンスを提供することに限定される。 アップストリームプロセスの要請は、正式の書式(作業指針Annex15)を用いて提出しなければならない。要請数がキャパシティを超えた場合は、作業指針第61段落cの優先順位を適用する。

6-2. 定期報告 第3サイクル準備状況の進捗報告

前回の第41回世界遺産委員会で、各国の世界遺産の保全状況、個別の世界遺産の保全状況に関する情報を収集するため、6年サイクルで行われてきた定期報告（第1サイクルは2000年～2006年、第2サイクルは2008年～2015年に実施。サイクルの間に分析を行うため1年ないし数年の間があく）の第3サイクルが実施されることが決定している（2018年にアラブ地域、2019年にアフリカ地域、**2020年にアジア太平洋地域**、2021年にラテンアメリカ及びカリブ海地域、2022年～2023年に欧州北米地域）。

これに伴い、7月1日（日）にアラブ地域の19か国に対し世界遺産センターが改訂した最新の「定期報告質問票」に関する説明が実施された。

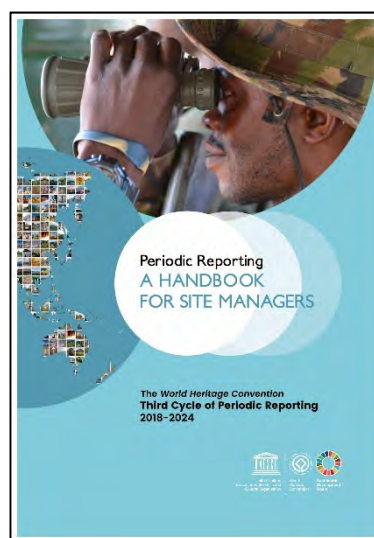
その後議題10Aで審議が行われ、世界遺産センターから関係者の研修及びガイダンスのため、以下の6つの資料を作成したと報告が行われた（以下のURLで参照可能 <https://whc.unesco.org/en/prcycle3/>）。

1. 質問票に関するガイダンス
2. 用語集
3. 定期報告プロセスの解説アニメーション（英語、仏語、アラビア語版は完成。スペイン語、中国語、ロシア語を現在作成中）＊英語、仏語は字幕あり
4. 質問票第2部に関する解説アニメーション（英語、仏語、アラビア語版は完成。スペイン語、中国語、ロシア語を現在作成中）＊英語、仏語は字幕あり
5. サイトマネージャー(現場管理人)のためのハンドブック
6. 定期報告カリキュラム

委員国から定期報告を地域のキャパシティビルディングに関連付けた実施について強い関心があるという発言があり、諮問機関もそれに同意した。最終的には世界遺産センターに対し、定期報告の関係者が上記の資料にアクセスできるように環境を整えること、2019年第43回世界遺産委員会に第3サイクル実施状況の進捗を報告することを求める決定が採択された。



用語集



サイトマネージャーのためのハンドブック

6-3. 名称の変更

世界遺産の名称は、作業指針においては「簡潔」な名称とすることが求められているのみだが、世界遺産の審査の過程で、簡潔かつ適切に資産の価値や内容を伝えることができているかという観点で、諮問機関や世界遺産委員会委員国から名称の変更が提案されることがしばしばある。

第42回世界遺産委員会においては、審査の過程で3件の文化遺産の名称が変更された。また、既存の文化遺産の名称の変更要請は4件あり、内3件で承認された（議題8B）。

日本から新たな世界遺産を推薦する際に適切な名称を検討するうえでの参考となると考えられることから、以下に変更前の名称と変更後の名称を示した。なお、名称の変更理由について公式に説明はないが、参考として変更理由を推測し備考に記した。

表 締約国の要請によって変更された資産名称一覧

No	締約国	言語	旧名称	新名称	備考
1	デンマーク王国	仏	Le paysage de chasse par force de Zélande du Nord (シェラン島北部のパル・フォルス狩猟景観)	Paysage de chasse à courre de Zélande du Nord. (シェラン島北部の猟犬騎馬狩猟景観)	パル・フォルス（「力ずくの」という意味）が持つネガティブな印象をさけ、別の表現にしたものと考えられる。
2	エリトリア国	英・仏	英：Asmara: A Modernist City of Africa 仏：Asmara : une ville moderniste d'Afrique (アスマラ：アフリカの近代建築都市)	英：Asmara: A Modernist African City 仏：Asmara : une ville africaine moderniste (アスマラ：アフリカの近代建築都市) ※日本語名称に影響なし	City of Africa という表現は、「アフリカにある都市」という意味のほかに、「アフリカという名前の都市」という意味にもとれることから、「アフリカにある都市」としかとれない表現に変えたものと考えられる。
3	インド	英・仏	英：Archaeological Site of Nalanda Mahavihara (Nalanda University) at Nalanda, Bihar 仏：Site archéologique Nalanda Mahavihara (université de Nalanda) à Nalanda, Bihar (ナーランダ・マーハヴィハラ考古遺跡)	英：Archaeological Site of Nalanda Mahavihara at Nalanda, Bihar 仏：Site archéologique Nalanda Mahavihara à Nalanda, Bihar (ナーランダ・マーハヴィハラ考古遺跡) ※日本語名称に影響なし	マーハヴィハラ（「大僧院」を意味する）の英語、フランス語訳としてあてられていた university が適切ではないと判断したものと考えられる。

*「アスマラ：アフリカの近代都市（2017年記載）」、「ナーランダ・マーハヴィハラ考古遺跡（2016年記載）」は記載時にも名称の変更が行われている。

注：具体的な変更理由は公式には発表されていない。

表 資産名称の変更が承認されなかった例

No	締約国	元名称	締約国提案	備考
1	デンマーク王国	Jelling Mounds, Runic Stones and Church (イエリング墳墓群、ルーン文字石碑群と教会) *1994年記載	Jelling - Viking Age Monuments (イエリングーヴァイキング時代の記念物群)	「ヴァイキング時代」、「記念物群」は一般的すぎる言葉であるため認められない。 また、本資産を構成資産の1つとして2015年に推薦され記載延期となった「北ヨーロッパのヴァイキング時代の遺跡群」（デンマーク、ドイツ、アイスランド、ラトビア、ノルウェー）が審議された際に、「ヴァイキング時代」という言葉について、その範囲、時系列、民族/文化的側面について不明確であることが問題となっており、この問題が未解決のまま名称変更認めるとは、将来的に悪い先例となる。

表 本委員会での世界遺産一覧表への記載時に名称が変更された資産一覧

No	締約国	締約国提案	最終名称	備考
1	インド	Victorian and Art Deco Ensemble of Mumbai (ムンバイのヴィクトリア様式、アール・デコ様式建築物群)	Victorian Gothic and Art Deco Ensembles of Mumbai (ムンバイのヴィクトリア・ゴシック様式、アール・デコ様式建築物群)	対象となる建築様式を明確にするため。
2	ドイツ連邦共和国	The Archaeological Border Landscape of Hedeby and the Danevirke (ヘーゼビューとダーネヴィアケの考古ボーダー景観)	Archaeological Border complex of Hedeby and the Danevirke (ヘーゼビューとダーネヴィアケのボーダー考古遺跡群)	文化的景観としては記載されず、考古遺跡群として記載されたため。
3	スペイン王国	Caliphate City of Madīna Azahara (カリフ都市、メディーナ・アサハラ)	Caliphate City of Madīnat al-Zahrā' (カリフ都市、ザフラー宮殿)	歴史的な名称が採用された。

注：具体的な変更理由は公式には発表されていない。

第 2 章 危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査

1. 全体分析

第42回世界遺産委員会では、全ての危機遺産（文化遺産38件）及び本会合に保全状況報告が求められていたその他の世界遺産（文化遺産及び複合遺産67件）の保全状況が審査された（議題7A及び議題7B）。なお、今回初めて保全状況報告を行った資産は12件であった。これらのうち、危機遺産12件、その他の世界遺産12件の合計24件が個別審査された。また、中国大運河（中国、2014年記載）、コルヴァイのカロリング朝ヴェストヴェルクとキウィタス（ドイツ、2014年記載）、ヤロスラヴル市街の歴史地区（ロシア、2005年記載）の3件については、保全状況報告を求める対象から解除し、通常の定期報告の対象にもどされた。

表 保全状況報告書の提出回数

保全状況報告の提出回数	危機遺産	その他の世界遺産
1回目	1件	12件
2～10回	17件	29件
11～20回	18件	23件
21回以上	2件 (ペルー「チャン・チャン遺跡地帯」、 イエメン「古都ザビード」)	3件 (オマーン「バハラ城塞」、 ネパール「カトマンズの谷」、 トルコ「イスタンブール歴史地域」)
小計	38件*	70件
合計	108件	

*7A.37 シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定は含まない。

概要は、第1章2に示したが、本章では、各資産の保全状況及び世界遺産委員会での審議状況についての個票を示す（2. 危機遺産、3. その他の世界遺産）とともに、各世界遺産の脅威となっている要因について冒頭にとりまとめた。

第42回世界遺産委員会に提出された保全状況(SOC)報告書のうち文化遺産及び複合遺産に関わる全108件に記載された影響要因の内訳を見ると、全般的な管理体制・法的保護の不備に関わる「管理要因」が最も多く、影響要因全体の約37%を占め、資産地区内あるいは近傍における開発行為に関わる「開発」や鉄道建設等のインフラ整備に関わる「交通インフラ」など開発関係の要因（「開発」、「交通インフラ」、風車等の再生エネルギー施設整備を含む「公共インフラ」との合計で約30%）が次に多く、意図的な遺跡破壊、戦争、内戦を含む「その他の人為活動」が約11%と続いている（図及び表参照）。この内訳の傾向は過去数年変わっていない。その他、地震、浸食等の自然災害、観光による影響、石油開発、資源採掘等の資源開発等の脅威も報告されている。

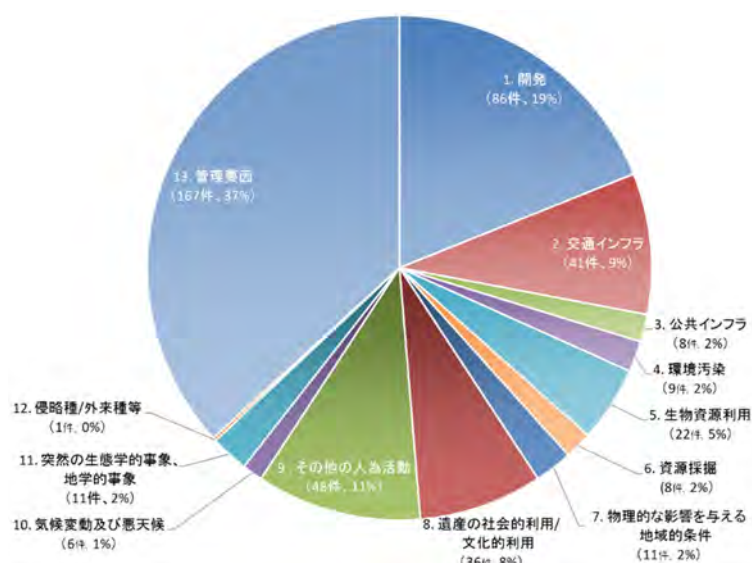


図 第42回世界遺産委員会に提出された保全状況報告書における脅威のタイプ

表 第42回世界遺産委員会に提出された保全状況報告書に記載された影響要因（危機遺産、その他の世界遺産含む）

資産に影響を与える要因		延べ 該当件数
大項目	小項目	
1 開発（86 件）	1.1 住宅開発	47
	1.2 商業開発	8
	1.3 工業地区	3
	1.4 宿泊施設等	14
	1.5 インタープリテーション施設、来訪者施設	14
2 交通インフラ（41 件）	2.1 陸上交通インフラ	19
	2.2 航空交通インフラ	4
	2.3 海上交通インフラ	5
	2.4 交通インフラの利用に起因する影響	6
	2.5 地下交通インフラ	7
3 公共インフラ（8 件）	3.1 水関連インフラ	3
	3.2 再生可能エネルギー施設	1
	3.3 非再生可能エネルギー施設	0
	3.4（線状の施設に対して）局所的な施設	3
	3.5 主要な線状の公共施設	1
4 環境汚染（9 件）	4.1 海洋汚染	0
	4.2 地下水汚染	0
	4.3 表層水汚染	4
	4.4 大気汚染	1
	4.5 ごみ	4
	4.6 エネルギーの過剰な使用	0
5 生物資源利用（22 件）	5.1 漁業/海洋資源採取	0
	5.2 養殖	1
	5.3 土地改変	15
	5.4 家畜飼育/放牧	2
	5.5 農作物の生産	2
	5.6 商業目的の野生植物採集	0
	5.7 自給自足目的の野生植物採集	0
	5.8 商業用狩猟	0
	5.9 自給自足目的の狩猟	0
	5.10 林業/木材生産	2
6 資源採掘（8 件）	6.1 鉱山採掘	4
	6.2 採石	3
	6.3 石油・ガス	1
	6.4 水	0
7 物理的な影響を与える 地域的条件（11 件）	7.1 風	2
	7.2 相対的湿度	1
	7.3 気温	0
	7.4 放射/光	0
	7.5 ほこり	0
	7.6 水	7
	7.7 害虫	1
	7.8 微生物	0
8 遺産の社会的利用/ 文化的利用（36 件）	8.1 祭祀/信仰/宗教利用	2
	8.2 遺産の社会的評価	5
	8.3 伝統的な狩猟、採集	0
	8.4 伝統的な生活様式・知識体系の変化	4
	8.5 アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティ の変化	5
	8.6 観光/来訪者/レクリエーションの影響	20

第2章 危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査

資産に影響を与える要因		延べ該当件数
大項目	小項目	
9 その他の人為活動 (48 件)	9.1 不法行為	12
	9.2 意図的な遺跡の破壊	10
	9.3 軍事訓練	0
	9.4 戦争	19
	9.5 テロリズム	0
	9.6 内戦	7
10 気候変動及び悪天候 (6 件)	10.1 嵐	1
	10.2 洪水	4
	10.3 干ばつ	0
	10.4 砂漠化	1
	10.5 海水の変化	0
	10.6 気温の変化	0
	10.7 その他の気候変動影響	0
11 突然の生態学的事象、 地学的事象 (11 件)	11.1 火山噴火	0
	11.2 地震	4
	11.3 津波/高潮	0
	11.4 なだれ/地滑り	0
	11.5 浸食/堆積	7
	11.6 火災	0
12 侵略種/外来種等 (1 件)	12.1 移入種	0
	12.2 侵略的/外来種 (陸生)	1
	12.3 侵略的/外来種 (淡水)	0
	12.4 侵略的/外来種 (海生)	0
	12.5 増えすぎた生物種	0
	12.6 遺伝子組み換え	0
13 管理要因 (167 件)	13.1 影響の低い調査活動/モニタリング活動	0
	13.2 影響の大きい調査活動/モニタリング活動	3
	13.3 管理上の活動	23
	13.4 管理制度/管理計画	87
	13.5 財政	11
	13.6 ガバナンス	8
	13.7 人材	12
	13.8 法的枠組	23
第 42 回世界遺産委員会に提出された保全状況報告書総数 (文化遺産、複合遺産。危機遺産、その他の世界遺産含む)		108 件

注：遺産に影響を与える要因の分類は、世界遺産センターが世界遺産の定期報告で使用しているもの。

表 議題 7A（危機遺産の保全状況）で審議された危機遺産の脅威

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別 審議	脅威
1	7A.1	アフガニスタン・イスラム共和国	バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群	○	内戦,商業開発,陸上交通インフラ,住宅開発,その他の危機: 摩崖仏崩壊のリスク、壁画の不可逆的な悪化
2	7A.2	アフガニスタン・イスラム共和国	ジャムのミナレットと考古遺跡群		内戦, 浸食/堆積, 不法行為, 管理制度/管理計画, その他の危機: ミナレットの傾き
3	7A.3	ミクロネシア連邦	ナン・マドール、東ミクロネシアの祭祀場		浸食/堆積, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 法的枠組, 管理制度/管理計画
4	7A.4	ウズベキスタン共和国	シャフリサブス歴史地区	○	財政,住宅開発,人材,法的枠組,管理上の活動,管理制度/管理計画,その他の危機: 伝統的住居地区の破壊と再建
5	7A.5	オーストリア共和国	ウィーン歴史地区		住宅開発,法的枠組,宿泊施設等
6	7A.6	セルビア共和国共和国	コソボの中世建造物群	○	内戦, 法的枠組, 管理制度/管理計画
7	7A.7	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	リヴァプール海商都市		商業開発, ガバナンス, 影響の大きい調査活動/モニタリング活動, 住宅開発, インタープリテーション施設, 来訪者施設, 法的枠組, 管理制度/管理計画, 遺産の社会的評価
8	7A.8	ボリビア多民族国	ポトシ市街		管理制度/管理計画, 鋼材採掘, 表層水汚染
9	7A.9	チリ共和国	ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群		管理制度/管理計画, 風
10	7A.10	パナマ共和国	パナマのカリブ海沿岸の要塞群: ポルトベロとサン・ロレンソ		浸食/堆積, 住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 法的枠組, 管理制度/管理計画
11	7A.11	ペルー共和国	チャン・チャン遺跡地帯		アイデンティティ, 社会的団結, 地域人口・コミュニティの変化, 不法行為, 管理制度/管理計画, 水 (物理的な影響)
12	7A.12	ベネズエラ・ボリバル共和国	コロとその港		洪水, 管理制度/管理計画, 水 (物理的な影響)
13	7A.13	マリ共和国	ジェンネ旧市街	○	内戦, 住宅開発, 土地利用用途の変更, 管理制度/管理計画, ごみ
14	7A.14	マリ共和国	トンブクトゥ	○	意図的な遺跡の破壊, 管理制度/管理計画, 戦争
15	7A.15	マリ共和国	アスキア墳墓	○	意図的な遺跡の破壊, 管理制度/管理計画, 戦争
16	7A.16	ウガンダ共和国	カスピのブガンダ王国歴代国王の墓		陸上交通インフラ, 管理上の活動, 管理制度/管理計画
17	7A.17	エジプト・アラブ共和国	アブ・メナ		住宅開発, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 水 (物理的な影響)
18	7A.18	イラク共和国	アッシュール (カラット・シエルカット)		意図的な遺跡の破壊,洪水,管理上の活動,管理制度/管理計画,戦争,水関連インフラ
19	7A.19	イラク共和国	ハトラ	○	意図的な遺跡の破壊, 戦争
20	7A.20	イラク共和国	都市遺跡サーマッラー		管理制度/管理計画, 戦争
21	7A.21	パレスチナ自治政府 (ヨルダン・ハシェミット王国提案)	エルサレムの旧市街とその城壁群		交通インフラの利用に起因する影響, ガバナンス, 影響の大きい調査活動/モニタリング活動, 住宅開発, アイデンティティ, 社会的団結、地域人口・コミュニティの変化, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, その他の危機: 自然のリスクファクター; 記念物の崩壊
22	7A.22	リビア	クーリナの古代遺跡		農作物の生産, 意図的な遺跡の破壊, ガバナンス, 住宅開発, インタープリテーション施設、来訪者施設, 家畜飼育/放牧, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 表層水汚染, 戦争
23	7A.23	リビア	レプティス・マグナの古代遺跡		戦争

第2章 危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別 審議	脅威
24	7A.24	リビア	サブラータの古代遺跡	○	戦争
25	7A.25	リビア	ガダーミスの旧市街		戦争
26	7A.26	リビア	タドラット・アカクスのロック - アート遺跡群		意図的な遺跡の破壊, 人材, 不法行為, 戦争
27	7A.27	パレスチナ自治政府	イエス生誕の地: ベツレヘムの の聖誕教会と巡礼路		住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの 影響, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 水 (物理的な影響)
28	7A.28	パレスチナ自治政府	ヘブロン/アル=ハリール 旧市街		管理制度/管理計画
29	7A.29	パレスチナ自治政府	パレスチナ: オリーブとワイ ンの地-エルサレム南部バテ ィールの文化的景観		伝統的な生活様式・知識体系の変化, アイデ ンティティ, 社会的団結, 地域人口・コミュ ニティの変化, 侵略的/外来の陸上種
30	7A.30	シリア・アラブ共和国	古都アレppo	○	土地利用用途の変更, 管理上の活動, 管理制 度/管理計画, 戦争
31	7A.31	シリア・アラブ共和国	古代都市ボスラ		住宅開発, 不法行為, 戦争
32	7A.32	シリア・アラブ共和国	古都ダマスカス		住宅開発, 管理上の活動, 管理制度/管理計 画, 戦争, その他の危機: 火災
33	7A.33	シリア・アラブ共和国	シリア北部の古代村落群	○	財政, 住宅開発, 人材, アイデンティティ, 社 会的団結, 地域, 人口・コミュニティの変化, 不法行為, 法的枠組, 管理制度/管理計画, 採 石, 戦争
34	7A.34	シリア・アラブ共和国	クラック・デ・シュヴァリエ とカルエッサラー・エル・デ イン		土地利用用途の変更, 管理上の活動, 管理制 度/管理計画, 採石, 戦争
35	7A.35	シリア・アラブ共和国	パルミラの遺跡		交通インフラの利用に起因する影響, 陸上交 通インフラ, 住宅開発, 不法行為, (線上の施 設に対して) 局所的な施設, 主要な線上の公 共施設, 宿泊施設等, 管理制度/管理計画, 相 対的温度, 戦争, その他の危機: 多くの石材 の深刻な風化
36	7A.36	シリア・アラブ共和国	シリア・アラブ共和国の世界 遺産に関する一般的決定	○	
37	7A.37	イエメン共和国	古都ザビード		意図的な遺跡の破壊, 財政, 住宅開発, 人材, 土地利用用途の変更, 管理制度/管理計画
38	7A.38	イエメン共和国	サナア旧市街	○	内戦, 住宅開発, アイデンティティ、社会的 団結, 地域人口・コミュニティの変化, 土地 利用用途の変更, 管理上の活動, 戦争, その 他の危機: 近隣住宅の構造的崩壊、建造物 の物理的被害と不安定さ
39	7A.39	イエメン共和国	シバームの旧城壁都市		内戦, 財政, 洪水, 人材, 戦争, 水(物理的な影 響)

表 議題 7B (世界遺産保全状況) で審査された世界遺産の脅威

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別 審議	脅威
1	7B.1	中華人民共和国	武当山の古代建築物群		観光/来訪者/レクリエーションの影響, 管理上の活動, 管理制度/管理計画
2	7B.2	中華人民共和国	ラサのポタラ宮歴史地区	○	商業開発, 意図的な遺跡の破壊, 陸上交通インフラ, 住宅開発, 宿泊施設等, 管理制度/管理計画
3	7B.3	中華人民共和国	曲阜の孔廟、孔林、孔府		意図的な遺跡の破壊, 住宅開発
4	7B.4	中華人民共和国	左江花山岩絵文化的景観		林業/木材生産, 土地改変, 法的枠組, 家畜飼育, 放牧, 管理上の活動, 管理制度/管理計画/表層水汚染
5	7B.5	中華人民共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国	シルクロード：長安－天山回廊の交易路網		陸上交通インフラ, 住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 管理制度/管理計画
6	7B.6	インド	ナーランダ・マーハヴィハラ考古遺跡		観光/来訪者/レクリエーションの影響, 管理制度/管理計画
7	7B.7	インド	ラージャスターンの丘陵要塞群		交通インフラの利用に起因する影響, 住宅開発, 不法行為, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 工業地区, 鋼材採掘
8	7B.8	インドネシア共和国	サンギラン初期人類遺跡		住宅開発, インタープリテーション施設、来訪者施設, 管理制度/管理計画, 遺産の社会的評価
9	7B.9	イラン・イスラム共和国	ペルシャ式カーナート		管理上の活動, 管理制度/管理計画
10	7B.10	日本国	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業		陸上交通インフラ, 人材, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, インタープリテーション施設、来訪者施設, 管理制度/管理計画, 海上交通インフラ
11	7B.11	ミャンマー連邦共和国	ピュー古代都市群		人材, 管理制度/管理計画
12	7B.12	ネパール連邦民主共和国	カトマンズの谷	○	航空交通インフラ, 地震, 陸上交通インフラ, 住宅開発, (線上の施設に対して)局所的な施設, 管理制度/管理計画, 地下交通インフラ
13	7B.13	ネパール連邦民主共和国	仏陀の生誕地ルンビニ		大気汚染, 商業開発, 住宅開発, インタープリテーション施設、来訪者施設, 法的枠組, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 祭祀/信仰/宗教利用
14	7B.14	パキスタン・イスラム共和国	ラホールの城塞とシャーリマール庭園	○	財政, 陸上交通インフラ, 住宅開発, 法的枠組, 管理制度/管理計画, 地下交通インフラ
15	7B.15	フィリピン共和国	フィリピン・コルディリエラの棚田群		伝統的な生活様式・知識体系の変化, 財政, 人材, 不法行為, 法的枠組, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 遺産の社会的評価
16	7B.16	スリランカ民主社会主義共和国	ダンブッラの黄金寺院		伝統的な生活様式・知識体系の変化, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 害虫, 管理制度/管理計画, 祭祀/信仰/宗教利用, 水
17	7B.17	スリランカ民主社会主義共和国	ゴール旧市街とその要塞群		商業開発, 不法行為, 管理制度/管理計画, 海上交通インフラ
18	7B.18	アルゼンチン共和国、ベルギー王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、インド、日本国、スウェーデン王国	ル・コルビュジエの建築作品ー近代建築運動への特別な貢献		管理制度/管理計画
19	7B.19	ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ	ステチュツィ中世墓石墓地群		住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 管理上の活動, 管理制度/管理計画

第2章 危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別 審議	脅威
20	7B.20	クロアチア共和国	ドゥブロヴニク旧市街		住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 宿泊施設等, 管理制度/管理計画
21	7B.21	チェコ共和国	プラハ歴史地区		住宅開発, 管理制度/管理計画
22	7B.22	フランス共和国	シャンパーニュの丘陵、メゾンとカーヴ		管理制度/管理計画, 再生可能エネルギー施設
23	7B.23	フランス共和国	ブルゴーニュのブドウ畑のクリマ		ガバナンス, 法的枠組, 管理制度/管理計画, 採石
24	7B.24	ジョージア	ムツヘタの文化財群		浸食/堆積, 土地改変(conversion), 管理上の活動, 管理制度/管理計画
25	7B.25	リトアニア共和国、ロシア連邦	クルシュー砂州		浸食/堆積, 陸上交通インフラ, (線上の施設に対して) 局所的な施設, 管理制度/管理計画, 海上交通インフラ, 石油・ガス, 表層水汚染
26	7B.26	モンテネグロ	コトルの自然と文化-歴史地域		伝統的な生活様式・知識体系の変化, 交通インフラの利用に起因する影響, 陸上交通インフラ, 住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 土地改変, 法的枠組, 宿泊施設等, 管理制度/管理計画, 遺産の社会的評価
27	7B.27	ポーランド共和国	アウシュヴィッツ・ビルケナウナチスドイツの強制絶滅収容所(1940-1945)		陸上交通インフラ, 管理制度/管理計画
28	7B.28	ロシア連邦	キジ島の木造教会		住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, インタープリテーション施設, 来訪者施設, 地形改変/土地利用変更, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 海上交通インフラ
29	7B.29	ロシア連邦	ソロヴェツキー諸島の文化と歴史遺産群		航空交通インフラ, インタープリテーション施設, 来訪者施設, 法的枠組, 管理制度/管理計画
30	7B.30	トルコ共和国	アニの古代遺跡		地震, 管理制度/管理計画
31	7B.31	トルコ共和国	イスタンブール歴史地域		商業開発, 陸上交通インフラ, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 地下交通インフラ
32	7B.32	英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)	ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群	○	交通インフラの利用に起因する影響, 陸上交通インフラ, 地下交通インフラ
33	7B.33	アルゼンチン共和国、ボリビア多民族国、チリ共和国、コロンビア共和国、エクアドル共和国、ペルー共和国	カパック・ニャン アンデスの道		インタープリテーション施設, 来訪者施設, 管理制度/管理計画
34	7B.34	ボリビア多民族国	ティワナク: ティワナク文化の宗教的・政治的中心地		ガバナンス, 住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 法的枠組, 管理制度/管理計画
35	7B.35	ブラジル連邦共和国	パンプーリャ近代建築群		管理制度/管理計画
36	7B.36	コスタリカ共和国	ディキスの石球のある先コロンブス期首長制集落群		水関連インフラ
37	7B.37	ドミニカ共和国	サント・ドミンゴ植民都市		地震, 住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, インタープリテーション施設, 来訪者施設, 地形改変/土地利用変更, 法的枠組, 管理制度/管理計画, 遺産の社会的評価, 嵐, 地下交通インフラ
38	7B.38	エクアドル共和国	キト市街		住宅開発, 管理制度/管理計画, 地下交通インフラ
39	7B.39	ハイチ共和国	国立歴史公園-シタデル、サン・スーシ、ラミエ		地震, 交通インフラの利用に起因する影響, 陸上交通インフラ, 観光/来訪者/レクリエー

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別 審議	脅威
					ションの影響、宿泊施設等、管理制度/管理計画
40	7B.40	メキシコ合衆国	プエブラ歴史地区		陸上交通インフラ、宿泊施設等、管理制度/管理計画
41	7B.41	ペルー共和国	アレキーパ市歴史地区		意図的な遺跡の破壊、陸上交通インフラ、住宅開発、管理制度/管理計画
42	7B.42	スリナム共和国	パラマリボ市街歴史地区		法的枠組、管理制度/管理計画
43	7B.43	エチオピア連邦民主共和国	アクスム		住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画、水（物理的な影響）
44	7B.44	エチオピア連邦民主共和国	オモ川下流域	○	農作物の生産、浸食/堆積、住宅開発、工業地区、土地改変(conversion)、管理制度/管理計画、水関連インフラ
45	7B.45	ケニア共和国	ラム旧市街	○	航空交通インフラ、住宅開発、土地改変(conversion)、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、ごみ
46	7B.46	モーリシャス共和国	ル・モーンの文化的景観		住宅開発、宿泊施設等、管理制度/管理計画
47	7B.47	モザンビーク共和国	モザンビーク島	○	財政、住宅開発、人材、宿泊施設等、管理上の活動、管理制度/管理計画、ごみ
48	7B.48	ナイジェリア連邦共和国	スクルの文化的景観	○	内戦、不法行為
49	7B.49	南アフリカ共和国	マプングブエの文化的景観		工業地区、管理上の活動、鋼材採掘
50	7B.50	タンザニア連合共和国	キルワ・キシワニとソンゴ・ムナラの遺跡群		浸食/堆積、不法行為、管理制度/管理計画
51	7B.51	タンザニア連合共和国	ザンジバル島のストーン・タウン	○	商業開発、財政、住宅開発、人材観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、宿泊施設等、管理制度/管理計画
52	7B.52	エジプト・アラブ共和国	メンフィスとその墓地遺跡-ギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯		陸上交通インフラ、住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、宿泊施設等、地下交通インフラ
53	7B.53	イラク共和国	エルビル城塞		インタープリテーション施設、来訪者施設、法的枠組、管理制度/管理計画
54	7B.54	ヨルダン・ハシェミット王国	ペトラ	○	商業開発、陸上交通インフラ、住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、土地改変(conversion)、宿泊施設等、管理制度/管理計画
55	7B.55	ヨルダン・ハシェミット王国	ウム・エル-ラサス（キャストロ・メファ）		宿泊施設等、管理制度/管理計画
56	7B.56	レバノン共和国	ビブロス		影響の大きい調査活動/モニタリング活動、住宅開発
57	7B.57	オマーン国	バハラ城塞		住宅開発、法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画
58	7B.58	サウジアラビア王国	ジェッダ歴史地区：メッカへの玄関口		住宅開発、管理制度/管理計画
59	7B.59	スーダン共和国	ゲベル・バルカルとナパタ地域の遺跡群		砂漠化、洪水、陸上交通インフラ、住宅開発、地形改変/土地利用変更、宿泊施設等、管理制度/管理計画、風
60	7B.60	チュニジア共和国	カルタゴ遺跡	○	住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画
61	7B.61	オーストラリア連邦	タスマニア原生地域		林業/木材生産、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、鋼材採掘
62	7B.62	ベトナム社会主義共和国	チャン・アン複合景観	○	観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画
63	7B.63	メキシコ合衆国	カンペチェ州、カラクムルの古代マヤ都市と熱帯保護林		ガバナンス、法的枠組、管理制度/管理計画

第2章 危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査

No.	決定 No.	締約国	資産名称	個別 審議	脅威
64	7B.64	チャド共和国	エネディ山地：自然景観及び文化的景観		管理制度/管理計画
65	7B.65	マリ共和国	バンディアガラ断崖（ドゴン人の地）		財政、不法行為、管理制度/管理計画、戦争
66	7B.66	イラク共和国	南イラクの湿原：生物多様性の避難場所かつメソポタミア都市の残存景観		法的枠組、管理制度/管理計画
67	7B.67	ヨルダン・ハシエミット王国	ワディ・ラム保護地域		財政、ガバナンス、住宅開発、人材観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、ごみ

注：個別審議の対象ではないが、委員国以外の締約国、NGO 等のオブザーバーの発言等があった資産は以下の4件である。

1. 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」（日本）
2. 「ダンブッラの黄金寺院」（スリランカ）
3. 「クルシュー砂州」（リトアニア、ロシア）
4. 「アニの古代遺跡」（トルコ）

2. 危機遺産保全状況個票

1. バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.1	ID No.	208
資産名称（英）	Cultural Landscape and Archaeological Remains of the Bamiyan Valley		
締約国	アフガニスタン・イスラム共和国		
			
		©UNESCO Author: Graciela Gonzalez Brigas	
種別	文化遺産	資産面積	158.9265 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	341.95 ha
評価基準	i, ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2003 年
構成資産数	8	危機遺産となった年	2003 年
資産概要	1 世紀から 13 世紀にかけて造営されたバーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群では、古代バクトリアがさまざまな文化の影響を受けて、ガンダーラ美術が生み出されるまでの宗教的発展を辿ることができる。シルクロード交易の中継地であるバーミヤンには、インド、ササン朝ペルシャ、ヘレニズム、イスラムなどさまざまな時期の壁画や構造物が遺る。2001 年には過激派勢力タリバーンによって、石窟の大仏 2 体が爆破され、世界を震撼させた。		
危機遺産に登録された要因	- 資産の安全が確保されていないこと。 - 大仏龕の長期的な安定が確保されていないこと。 - 考古遺跡や壁画の保全状況が適切でないこと。 - 管理計画および文化基本計画（保護区域計画）が実施されていないこと。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004		
保全状況			
現在の課題	内戦,商業開発,陸上交通インフラ,住宅開発, その他の危機：摩崖仏崩壊のリスク、壁画の不可逆的な悪化		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ユネスコ/日本信託基金（JFIT）の資金援助により、2017 年 8～9 月に西側の大仏龕への予備的合同事業が締約国とユネスコにより開始され、足場の構造の強化、龕後部の全ての破片の再配置、漆喰の部分的な保護が実施された。事業は 4 年間で完了する予定だが追加の資金援助が必要である。2017 年 7 月には、バーミヤン渓谷内の洞窟群に現存する壁画の状況評価が 2010 年以後初めて実施された。シャリ・ゴルゴラでの保全事業はユネスコ/イタリア信託基金の援助により継続された。 ・構成資産 8 件への警備員の配置は、予算不足で契約更新出来ず、2017 年 3 月で停止された。 ・JFIT 事業で 2017 年 9 月 27～29 日に「大仏再建に関する国際専門家会議」が東京で行われ 70 名以上が参加した。「第 14 回バーミヤン専門家会議」も 2017 年 10 月 1～2 日に東京で開催された。 ・文化マスタープラン（CMP）により、資産と資産周辺の都市の成長を規制する強力な枠組みが提供された。遺産管理への意識向上と CMP と都市マスタープラン間の統合のレベルの評価のため、JFIT 事業の枠組み内で 2017 年に 700 人以上の地域コミュニティとの協議が 2 回実施された。現在、アフガニスタン都市開発及び住宅省とフィレンツェ大学が共同で戦略的マスタープランを策定中であ		

- り、2018年には完了する予定である。
- ・近隣諸国からアフガニスタンに帰国する人数の増加とバーミヤン地域での鉱山事業の可能性については緊密なモニタリングが必要である。
- ・ユネスコ/韓国信託基金からの資金援助により、バーミヤン文化センターの建設とセンター周辺への公園の設置が2018年に完了する予定である。
- ・資産の境界線変更と、資産全体及びその周辺を保護する国法設定への取り組みを繰り返す。
- ・委員会が要請した、改善措置実施タイムフレームの改訂版は提出されなかった。

2. 世界遺産センターの見解

- ・ユネスコ、国際的パートナー、地域コミュニティ及びステイクホルダーと協力し複数の保全活動及び協議を実施した締約国を称賛する。「第14回バーミヤン専門家会議」では2018年の優先的な一連の活動が設定された。
- ・バーミヤン渓谷保護のJFIT事業の一環である西側大仏龕の予備的安定化事業により、2017年は大きな進展が見られた。この事業はカクラク（Kakrak）谷、フォーラーディー（Foladi）谷の主要な仏像の岩壁内の壁絵の状態の評価にも貢献した。「危機遺産解除のために達成すべき望ましい保全状況」（DSOCR）の達成に必要な不可欠であるこの事業の継続には追加の資金援助が必要である。
- ・国際シンポジウムは東側の大仏龕の再建の可能性に関する技術的、思想的な懸念について議論する貴重な機会を専門家に提供した。シンポジウムの結論は、更なる研究及び議論の必要性を強調し、バーミヤン大仏像への提案を審査する役割を持つ作業委員会のアフガニスタンへの設立を歓迎するものであり、大仏像・龕への将来的な扱いを具体的に結論付けた勧告はなかったことに留意する必要がある。シンポジウムの参加者は、バーミヤン大仏龕に対する将来的に可能性がある扱いを検討する前に、「全てのステイクホルダーの利害を考慮することを保証するため、地域コミュニティ、市民社会、宗教指導者と地方及び国が十分な協議を実施するべきである」と考えている。
- ・CMPは、バーミヤン渓谷内の歴史的な場所の管理と資産のOUVに潜在的な危機を与える可能性がある事業及び取り組みを初期の段階で規制及び阻止するためのしっかりとした枠組みや、当局と地域のステイクホルダー間の意味ある協議のプロセスを提供している。CMPとバーミヤンの戦略的マスタープラン（現在策定中）、都市マスタープラン間の緊密な相乗効果の促進に関する締約国の努力を歓迎する。またCMP策定のための複数の保護活動及び公聴は、公共の意識と参加向上以外に遺産保護に対する国家のキャパシティ設立にも貢献したことに留意する。
- ・しかし、西側大仏龕安定化への将来的な活動の実施、全ての構成資産に常駐する警備員の配置、大規模な保全活動の実施のための追加の資金援助を確保する必要に関連して、資源の永続的な欠乏が報告されている。2017年4月から警備員配置が中断されたことを憂慮する。今日まで、国際援助メカニズムにより資産への大規模な事業はほぼ全て実現しており、現在の財政上の制約は軽視すべきでない一方で、最も重要な取り組みに必要な資源が安定的かつ継続的に得られることを保証するための長期的な戦略を締約国が準備することを奨励する。
- ・最後に、資産の地域内での将来的な人口増加と工業的開発に対処する効果的な規制メカニズムの策定が重要であることから、特に現在保護ゾーン外のバーミヤン渓谷の文化的景観とそのセッティングとの遺産資源の恒常的な保護を高めるため、境界線変更の促進及び法律の修正を行うべき。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議の対象とされたが決定案の変更は無く、引き続き危機遺産とする決定が採択された。

決定概要

- ・ユネスコ/JFIT事業の枠組み内で、バーミヤン大仏龕の保護、龕の破片の適切な保全とバーミヤン渓谷内の複数の洞窟に現存する壁画の状態評価の補助にも貢献する西側大仏龕の安定化を目的とした技術事業等の、長期間待ち望まれてきた事業の実施に満足し、それらの活動の詳細な技術報告書を世界遺産センターに提出することを要請する。
- ・ユネスコとユネスコ/イタリア信託基金の援助により、歴史的記念物保全の長期計画策定のため実施されたシャリ・ゴルゴラの調査の詳細な技術報告書と構成資産の将来的な保全計画を世界遺産センターに提出すること。
- ・JFIT事業の一環として2017年9月に東京で実施された「大仏再建に関する国際専門家会議」の開催を歓迎し、バーミヤン大仏像再建の可能性に関する意見をより深めることを締約国及び国際パートナーに奨励したシンポジウムの勧告に謝意を示すと共に、地域コミュニティ、市民社会、宗教指導者や他のステイクホルダーと十分な協議を実施することと、全ての不可逆的な決定以前に全ての提案や意見を、諮問機関による審査のため、世界遺産センターに提出することを要請する。
- ・緩衝地帯内での産業開発及び未規制の都市の成長は将来的な保全への潜在的な危機を招きかねないため、CMP実施の枠組み内でこれらの活動を緊密にモニタリングすることを要請し、遺産資源の恒常的な保護を高める努力、特にバーミヤン渓谷の文化的景観が保護ゾーン及びセッティング内に含まれていない現状、に対する境界線変更及び国法の改正への締約国の取り組みを援助する。
- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

2. ジャムのミナレットと考古遺跡群

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.2	ID No.	211
資産名称（英）	Minaret and Archaeological Remains of Jam		
締約国	アフガニスタン・イスラム共和国		
			
		©Claudio Margottini Author: Claudio Margottini	
種別	文化遺産	資産面積	70 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	600 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2002 年
構成資産数	4	危機遺産となった年	2002 年
資産概要	ゴール（Ghowr）地方の深い渓谷の中心に位置する、高さ 65m にも及ぶジャムのミナレットは、ゴール朝のスルタンによって 12 世紀に建造された。ミナレットは当地の伝統に従って焼成煉瓦で作られており、上部にはクーフィー体の碑文が青緑色のタイルを用いて施されている。また、付近にはユダヤ人墓地に関連すると考えられるヘブライ語の碑文が彫られた石や、ゴール朝期の城塞跡などが残る。		
危機遺産に登録された要因	・ 法的保護の欠如。 ・ 効果的な遺跡保護機関の欠如。 ・ 適切な保護、保全担当職員の欠如。 ・ 包括的管理計画の欠如。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2006, 2005, 2004, 2003		
保全状況			
現在の課題	内戦、浸食/堆積、不法行為、管理制度/管理計画、その他の危機：ミナレットの傾き		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 2017 年 4 月、ドイツで世界遺産基金の国際支援枠組みにおいて、アーヘンのライニーシェ・ヴェストファーリシェ テヒニーシェ ホーホシューレ（RWTH）の支援を受けてキャパシティビルディングワークショップが開催された。アフガニスタン情報文化省から構造技術者 1 名、水・エネルギー省から水文学者 2 名が研修に出席し、地質学、水文学、保全、及び工学の見地から資産周辺について理解を向上させた。ワークショップではハリ川、ジャム川両河川の水力学的プロセスの多くのモデリングを詳細に検討した。 ・ 国境の特定については、進捗が報告されなかった。 ・ 締約国は、資産の状況を捉えた 3D デジタルデータと、その構造的な動きを評価し、ミナレット外部を保存するための現地モニタリングシステムの必要性を再度認識するよう求めた。 ・ 報告書では、2009 年にミナレットの内外及び周辺地域の保存状況を捉えた 3D データの存在を強調したが、2009 年から 2017 年の間は、いかなる活動も実施できなかったと報告している。 ・ 治安状況悪化と電力不足により、ミナレットの傾きを測定するモニタリング機器を設置できない状		

況が続いている。

- ・警察官チームが資産を監視・警備するために展開し、移動可能な文化資産の違法取引問題に対処している。
- ・緊急国際支援の一環として実施された資産保存行動計画の策定活動報告書は、2017年10月に完成し、ユネスコの遺産緊急基金の支援を受けて2017年7月に実施された資産に対するミッションについて言及している。
- ・周辺村落の住民が年間を通じてハリ・ルド川を渡るため、及び将来、保全活動を行うための人道橋建設に向けた予算配分が2018年に予定されている。プロジェクト用のゲストハウスも改修または再建し、ジャムのミッションシーズンに専門家が滞在できるようにする必要がある。

2. 世界遺産センターの見解

- ・残念なことに、保全作業と改善措置の実施に進捗がみられない。
- ・しかし、2017年、現地への技術ミッションが3年ぶりに実施され、特に外部装飾と周辺の考古学遺跡エリアの状況につき詳細な一連のデータを作成できると期待されている。1970年代の現地調査以来、徹底的な調査が実施されるのは初めてで、保全プログラム策定の基礎になるはずである。この重要な新データを確実に利用するため、委員会が締約国に保全プログラムを完成させ、持続可能で適切な財政的・人的資源を配分後、フィールドワークを開始するよう促すことを勧告する。
- ・保全行動計画（CAP）は、2014年の緊急国際支援の結果完成し、2018年2月、世界遺産センターに提出された。CAPに記載された活動の概要は、ジャムのミナレットの傾き測定用モニタリング機器の設置、木製階段の緊急安定化工事を含め、ミナレット構造の更なる劣化を阻止するために、しかるべく実施されるべきである。この資産が危機遺産リスト解除のために望ましい保全状態（DSOCR）を達成するために、CAPは、第31回世界遺産委員会（クライストチャーチ、2007年、決定31 COM 7A.20を参照）で委員会が採択した改善措置の実施タイムフレームの見直すための基礎となるはずである。
- ・ドイツで2017年4月に開催されたワークショップは、国内専門家の科学的理解と技術的スキルを向上させることにより、能力開発に貢献した。国際専門家を現地に派遣することは依然として極めて困難であるため、国内専門家の更なるキャパシティビルディングを実施すべきである。
- ・委員会の過去の勧告及び改善措置に鑑み、委員会が締約国に対し、ミナレット及び本資産の他の3要素と、周囲の緩衝地帯の境界を2012年に作成された地形図を考慮しつつ明確に説明し、また、登録以来行われてきた考古学的調査に関連して境界の論理的根拠を考慮するために、軽微な境界変更を提出するよう、いっそうの努力を求めることを勧告する。委員会がたびたび指摘してきたとおり、明確な境界の採択は、効果的な保全戦略の策定に向けて不可欠なステップである。
- ・結論として、資産において2012年以来、実際の保全作業が行われてこなかったことに委員会が懸念をもって留意すること、及び締約国に対し、緊急案件としてCAPが設定した優先すべき行動を実施するために必要な財政的・人的資源を持続可能に確保する努力を、更なる国際支援を求めるにあたり行うよう促すことを勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

締約国が以下の重要な課題に対応するよう奨励する。

- a) ジャムのミナレットに、傾斜度を測定するための計測装置を設定すること。
 - b) 木製の階段について、緊急安定措置をとること。
 - c) 資産へのアクセスを改善し、セキュリティを高めるため、ハリ川に人道橋を架設し、資産範囲にゲストハウスを設置すること。
- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
 - ・引き続き危機遺産とする。

3. ナン・マドール、東ミクロネシアの祭祀場

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.3	ID No.	1503
資産名称（英）	Nan Madol: Ceremonial Centre of Eastern Micronesia		
締約国	ミクロネシア連邦		
 Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community		 ©Osamu Kataoka Author: Osamu Kataoka	
種別	文化遺産	資産面積	76.7 ha
タイプ	考古遺産（祭祀遺跡）、遺跡	緩衝地帯面積	664 ha
評価基準	i, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	ポンペイ島の沖にある 90 を超える小島には、ナン・マドールと呼ばれる巨石玄武岩構造物があり、これらは石の宮殿、寺院、葬儀場、居住地の遺構である。紀元 1200 年～1500 年の太平洋島しょ文化の全盛期であり、集落及び社会組織が劇的な変化をとげたシャールウデール王朝の祭祀場であった。マン・マドールは、ポンペイに今も続く社会的伝統、祭祀の伝統、最高首長(ナームワキ)の権威と、考古遺構を通じて実質的な関連性を有している。		
危機遺産に登録された要因	・管理制度/管理計画 ・管理上の活動（植物の異常繁殖、石材の崩壊） ・嵐（高潮の影響） ・浸食/堆積		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017		
保全状況			
現在の課題	浸食/堆積, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 法的枠組, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・世界遺産センター・イコモス合同リアクティブモニタリングミッションが 2018 年 1 月 15 日から 25 日にかけて資産を視察した。 ・法的保護を強化するために、改正法 LB392 の最終法案が完成し、2018 年 5 月、ポンペイ州議会に提出される。 ・指定資産管理者が文化遺産管理研修を受けて任命され、2018 年リアクティブモニタリングミッションの結果に基づく、試算の保全と発展に向けた保全計画作成、現在の維持体制の拡大、短期・長期戦略の策定を支援する。 ・ユネスコの支援を受け、保全計画を策定するために専門家が任命された。 ・石の構造物から植物を取り除く作業が、2018 年 2 月に開始する。 2. 世界遺産センターの見解 ・指定資産管理者任命計画を歓迎する。これは、資産の保全と発展に向けた協調アプローチの策定に大いに役立つはずである。		

- ・法的保護の強化が進んでおり、改正法が2018年に承認されると期待されていることに留意する。
- ・資産へのリアクティブモニタリングミッションは、考古学者、石の専門家、構造技術者、プロジェクト管理専門家と世界遺産センター職員から成る学際チームにより実施された。
- ・本報告書の執筆中、世界遺産センター・イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの報告書は完成していない。報告は<http://whc.unesco.org/en/list/1503/documents/>で第42回世界遺産委員会までに閲覧できるようになる予定で、その結果は事前に委員会で共有する。
- ・ミッションの主な目標は、石の劣化・水食・玄武岩柱及び珊瑚ブロックの規模に関する技術的問題、及び植物や波による浸食による損傷等、資産が直面する個別の課題を特定すること、短期・中期・長期プロジェクトのきっかけになるこれらの課題に対処するために、包括的保全戦略・マスタープランの主要パラメーターにつき締約国と協議し合意すること、プロジェクト実施のための管理手法及び国際支援を獲得する戦略を定義すること、及び資産が危機遺産リスト解除のために望ましい保全状態（DSOCR）の策定につき、保全戦略・マスタープランを基に締約国と協調することである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

4. シャフリサブス歴史地区

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.4	ID No.	885
資産名称（英）	Historic Centre of Shakhrysabz		
締約国	ウズベキスタン共和国		
			
		©OUR PLACE The World Heritage Collection Author: Our Place	
種別	文化遺産	資産面積	240 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	82 ha
評価基準	iii ,iv	世界遺産一覧表記載年	2000 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	シャフリサブス歴史地区は、ウズベキスタン南部のシルクロード沿いに位置しており、14～15 世紀にかけてはキシュ地域の文化的・政治的中心地であった。中世の城壁内には、稀有な建造物と古代地区が残されており、都市の発展と歴史、そして特に 15 世紀のティムール帝国の絶頂期を窺い知ることができる。シャフリサブスは長い間継続的に建設され、様々な建築様式が継承されている。長い時間が経過しているにも関わらず、各様式の調和と荘厳さは感銘深いものであり、中央アジアとイスラム世界の建築遺産を豊かにするものである。		
危機遺産に登録された要因	・大規模な都市開発プロジェクトが委員会への情報提供がなされずに実施され、必要な遺産影響評価も実施されなかった ・伝統的住居地区の破壊及び再建 ・歴史地区内の大部分のオリジナルの雰囲気への不可逆的な変化 ・記念物のセッティング、歴史都市の計画構造及び考古学的レイヤー(layer)全体の重大な改変 ・保全管理計画の欠如		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003		
保全状況			
現在の課題	財政,住宅開発,人材,法的枠組,管理上の活動,管理制度/管理計画, その他の危機：伝統的住居地区の破壊と再建		
審議概要	1．締約国による保全状況報告 ・2017 年 12 月 1 日に提出された保全状況報告書により以下の 5 項目の詳細が報告された。 ・直近の破壊前後の歴史地区及び現存するマッハラ地区の計画一覧、2017 年の現地調査を基にした記載後の住宅及び通りの変化に対する評価と現存する伝統的住居の目録、記念物群とそれらを「美化」した環境の記録、歴史地区における近年の開発を広く設定したシャフリサブス市全体のマスタープラン、2020 年予定の歴史地区の通り拡大と住居改修（upgrade）の追加計画 ・歴史地区の観光業・経済的ポテンシャル向上を目的とした「シャフリサブス市建設・再建のための複合的措置に関する国家プログラム」（国家プログラム）による資産内での工事は 2016 年 12 月の世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッション後に全て停止している。 ・「文化遺産の調和を保証」するため、シャフリサブス都市計画スキームは国内外の機関と協力の上		

- 審査される。都市の歴史的雰囲気にとぐわな照明の取り壊し、歴史地区内からの遊び場及びアトラクションの撤去、歴史地区と住居を分断している最近建設された壁の撤去が予定されている。
- ・「国家プログラム」による住民約 2000 人の移転に関しては、全員に市外の宿泊施設が提供された。住居の大半が破壊された地域に伝統的住居を 3 軒再建する事業が準備されている。
 - ・将来、全ての主要な事業の詳細については、作業指針に従い如何なる決定が下される前に、世界遺産センターの審議のため提出することを承認する。既にこのプロセスは他の世界遺産「サマルカンド-文化交差点」、「ブハラ歴史地区」での事業で実施されている。
 - ・崩壊したアク・サライ宮殿の壁のタイルに関しては、シャフリサブス博物館が開発した特別な保全手法により貼りなおされた。この手法は、全体の 1/3 のタイルに試験的に適用され、成功すれば、残りのにも適用されるが、この手法の詳細は何も提供されていない。

2. 世界遺産センターの見解

(過去の経緯に関しては、第 39～41 回世界遺産委員会報告書を参照のこと。)

- ・前回の委員会後に提供された情報を鑑みれば、締約国が資産を世界遺産一覧表に残すため世界遺産センター及び諮問機関と協力する準備はできている。しかし締約国は、回復の可能性のある属性、若しくは回復可能な属性を基にした重大な境界線変更を明確に示すことができていない。
- ・提出された計画とその他の詳細は、「国家プログラム」の一環で実施された最近の主要な破壊と復元事業が歴史地区の基本構造 (fabric) に重大な影響を与えたこと、どのように主要な文化的記念物群がその都市的文脈から引き剥がされ、現代的な公園の景観に置き換えられたかを明確に示している。現在主な再建事業は停止されているが、2020 年に歴史地区内の通り拡張と住宅改修が「国家プログラム」の下で更に計画されており、緑地の広域拡張、通り、広場、駐車場の更なる開発、まだ設定もされていない保護ゾーンの拡張等が予定されている。
- ・上記で緩和措置の可能性が言及されているがその意味は明確でない。また通りの照明や子供の遊び場の撤去に関する変化は表面的である (どちらも 2016 年 12 月のミッションで勧告されていない)。しかし、現存する住居を遮蔽している高壁撤去は歓迎すべき進展である。
- ・住居に対し実施された最近の調査 (ブハラ及びサマルカンドで実施されたものと同様の) により、マハッラ地区に残っているものの全体像が明らかになった。住居の伝統的なレイアウトはかなり高い割合で残っているものの、伝統的な建築のディテールや基本構造が失われている事実が強調されている。19 世紀～20 世紀初期に建造された一連の住居は全体のわずか 3% であり、残っている mehmkhon というブロック以外は改修若しくは再建されている。この調査により、周辺サービスの向上努力の実施と同時に、この貴重な建造物の本質的価値の保護にはより良い方針及び戦略が必要であることが強調されたが、マハッラ地区に残っているものがティムール朝の計画若しくは建設を稀有な形で反映していることを示すわけではない。
- ・この分析により、ティムール朝の都市計画の遺物と中世都市の中心部にある伝統的住居に対して甚大及び不可逆的な被害を与えられたとする 2016 年 12 月ミッションの結論の正しさが確認された。この損失は、主要な文化的記念物群に対して実施された大規模な保全事業と相まり、顕著な普遍的価値 (OUV) が証明できない程に資産の属性に被害を及ぼしており、それは回復不可能である。
- ・2016 年のミッションでは、資産の一部若しくは全体を守る緩和措置の勧告若しくは境界線変更を示す方法を把握することが出来なかったが、報告書においてもそのような言及はない。残念なことに、1 階部分の重大な変容で通りの形状の再生も不可能な状態であり、同様に記念物群と都市の関係性を元に戻すのが達成可能な目標ではない程、開発事業中に起こった破壊は都市の形態を変容させた。個々の記念物は全て大規模な復元の対象であり、真実性への悪影響が出ている。断片的に残っているアク・サライ宮殿のみ唯一可能性があるが、その構造及び周辺へ最近行われた事業と現存するタイルの保全状況は真実性と完全性の要綱を満たさない。
- ・結論として、現状への深い遺憾の意を表明し、世界遺産登録時に特定された OUV を有する資産の属性が失われたため、作業指針第 192 項に従い、世界遺産一覧表からの除外検討を委員会に勧告する。
- ・しかし、地域の特色の保持と事業の改善のため現存する伝統的建造物群に対してデリケートな復元及び保全方針を実施することを締約国に奨励する。世界遺産センター及び諮問機関は、締約国に対して国家レベルでのキャパシティビルディング援助を、特に 2011 年の歴史的都市景観に関するユネスコ勧告の実施、イコモスガイダンス及び他の遺産管理保全ツールに則った遺産影響評価のプロセスにおいて、提供する準備がある。

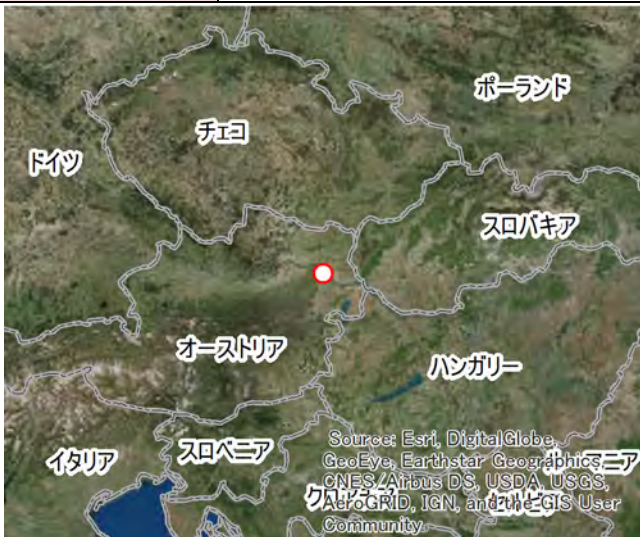
3. 世界遺産委員会での審議

アゼルバイジャン、キューバ、インドネシア、タンザニア、アンゴラ、中国、チュニジア、ブラジル、ジンバブエ、ブルキナファソ、ウガンダ、クウェート、ボスニアヘルツェゴビナ、キルギスタン、ウズベキスタンが、世界遺産一覧表からの削除に反対し、スペイン、オーストラリア、ノルウェーは世界遺産一覧表削除を支持したが、ひきつづき危機遺産リストに記載することとなった。

決定概要

- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況を提出するよう要請する。・引き続き危機遺産とする。

5. ウィーン歴史地区

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.5	ID No.	1033
資産名称（英）	Historic Centre of Vienna		
締約国	オーストリア共和国		
			
		©Silvan Rehfeld Author: Silvan Rehfeld	
種別	文化遺産	資産面積	371 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	462 ha
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2001 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2017 年
資産概要	ウィーンは初期ケルト族とローマ人の定住地から、中世都市、バロック都市へと発展し、オーストリア＝ハンガリー帝国の首都となった。また、ウィーン古典主義から近代音楽に至るまで、ヨーロッパにおいて音楽の中心地であった。歴史地区は、バロックの城や庭園、および大きな建造物、記念碑、公園が立ち並ぶ 19 世紀の環状道路（リンクシュトラッセ、Ringstrasse）など、多くの建造物の集合体である。		
危機遺産に登録された要因	現状の計画規制：開発の承認と適切な計画規制の欠如		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2013, 2011, 2010, 2009, 2008, 2004, 2003, 2002		
保全状況			
現在の課題	住宅開発,法的枠組,宿泊施設等		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・都市開発に変更はなく、実施に向けた活動は全く行われていない。2017 年 6 月にウィーン市議会により「ウィーンアイススケートクラブ、インターコンチネンタルホテル、ウィーンコンツェルトハウス」事業の法的根拠が確立されたが、建設事業は 2020 年春まで計画されていない。事業の開始前に、2017 年の事業変更内容が変わっていないかが確認される予定である。ウィーン・ミュージアム・カールスプラッツとヴィンタートゥールビル事業に関しては 2018 年春に決定される予定であるが未だ実施されていない。 ・2017 年後期に、締約国、ウィーン市、世界遺産センター、イコモスの代表により、要点計画（a milestone plan）と「危機遺産解除のために達成することが望ましい保全状況」（DSOCR）及び関連する改善措置について議論が行われた。 ・以下の 3 つのステージに分かれたプロセスが実施される。 1. オーストリア連邦首相府の指導の下で 2018 年 3 月に開かれた、都市計画、都市開発、国際法の国際専門家が関わる専門家ワークショップ 2. 委員会決定 41 COM 7B.42 で要請された、改善措置及び将来的な管理に関する具体的な提案策定を目的とし、専門家ワークショップの結論を盛り込んだ包括的な遺産影響評価（HIA）の準備		

3. ウィーン歴史地区の現在の保全状況を、特に専門家ワークショップ及びHIAの結果を踏まえて審査するため、世界遺産センター/イコモスアドバイザーミッションの招聘
- ・歴史的な屋根構えの構造に関する研究は2017年に終了した。ヨーロッパの歴史都市地区における上記の研究は初めてであり、13～19世紀の1,400の歴史的な屋根構えと180の異なる構造システムを含んでいる。この結果は資産内での屋根構えの改修に関連した建造物の将来的な許可の重要な基盤を提供するものである。
2. 世界遺産センターの見解
- ・2017年7月の委員会決定（ブレック注：危機遺産リスト登録）後直ちに緊密かつ建設的な対話がなされたことに関して、締約国とウィーン市のプロセスへの取り組みを称賛する。
 - ・計画規制と新しい開発の不適切性に対処するための3ステージのプロセスが実施中であることを歓迎する。これを世界遺産委員会で採択できる合意が取れた一連の改善措置及びDSOCRに繋げる必要がある。
 - ・事業の状態及び実施に関する最近の変化はないが、現在の内容で実施されれば資産の顕著な普遍的価値（OUV）に悪影響を及ぼしかねないと委員会が懸念していた「ウィーンアイススケートクラブ、インターコンチネンタルホテル、ウィーンコンツェルトハウス」事業に法的承認がなされたことについて、委員会は再度懸念を表明するべきである。そのためウィーン市に対し、現在の取り組みを無効とし、高層事業の追加許可の停止という委員会の要請に合致しないこれ以上の高層開発（ウィーン・ミュージアム・カールスプラッツとヴィンタートゥールビル事業を含む）に法的承認を与えないというコミットメントを締約国に確認することを委員会が要請することが適切である。
 - ・新しい高層地区の禁止を強化する2017年5月の決議（ブレック注：2017年5月5日に採択された都市開発の計画制度に関するウィーン市議会決議）にも関わらず、合法的に設計されたビル群と現状の計画規制、特に「高層コンセプト」及び「グランドマスタープラン」、により資産のOUVは依然として危機に晒されている。委員会での過去の報告通り、この決議は第一市区（Innere Stadt）外を網羅しておらず、過去に審査された高層建造物群の位置を元に戻すものではない。更に、計画規制への具体的な変化がないまま、ウィーン市議会の別の決議に置き換えられる可能性もある。現状の事業と、視軸や視覚的な結びつき、遠近両方の視点を含む広大な歴史的都市の文脈と同様に、上記の課題も3ステージのプロセスで対処されるべきである。
 - ・委員会決定への対応と、2012年、2015年のミッション報告書で強調された資産の重要な属性（attribute）の保全に直接的に貢献するウィーン歴史地区の歴史的屋根構えの構造に関する研究が実施されたことについて、締約国とウィーン市を称賛する。
3. 世界遺産委員会での審議
- 個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・「事業に対する2017年の変更が資産の真実性をとどめるに充分であったかの明確化」の対象であり、現在の内容で実施されれば資産のOUVに悪影響を及ぼしかねないと委員会が懸念していたにも関わらず、2017年6月にウィーン市議会により「ウィーンアイススケートクラブ、インターコンチネンタルホテル、ウィーンコンツェルトハウス」事業への法的承認が与えられ、2020年春に建設事業が計画されていること、政治的な決定により、ウィーン・ミュージアム・カールスプラッツとヴィンタートゥールビル事業が2018年春に許可されることに、懸念を表明する。
- ・高層事業への全ての追加許可、既に認可済み事業の実施、DSOCR及び改善措置の採択延期を中止すること。
- ・危機遺産リスト登録の要因となった現在の計画手段と資産内での新しい開発による大きな危機に対処するために締約国が示した3ステージのプロセスに満足し、その結果が委員会決定40 COM 7B.49と41 COM 7B.42、2012年及び2015年のミッション勧告に対応する、合意されたDSOCRと関連する一連の改善措置となり、委員会により採択されることを保証することを締約国に要請する。
- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

6. コソボの中世建造物群

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.6	ID No.	724
資産名称（英）	Medieval Monuments in Kosovo		
締約国	セルビア共和国		
			
		©UNESCO Author: Horst Gödicke	
種別	文化遺産	資産面積	2.8802 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	115.3879 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2004 年、2006 年拡張
構成資産数	4	危機遺産となった年	2006 年
資産概要	コソボにはビザンティン・ロマネスク様式で建てられた4つの建造物が遺る。セルビア王ステファン・ウロシュ3世デチャンスキ（Stefan Dečanski）によって建立されたデチャニ修道院をはじめとして、13世紀から17世紀にかけて発展した独自のフレスコ画がよく保存されている。なかでもリエヴィシャの生神女教会（The Holy Virgin of Ljevisa）のフレスコ画は、ビザンティン最後の芸術運動であるパレオロゴス朝ルネサンスの様式を留めており、その後のバルカン半島における美術に多大な影響を与えたとされる。		
危機遺産に登録された要因	- 資産の法的地位の欠如。 - 緩衝地帯の法的保護の欠如。 - 管理計画の履行や効力のある管理の欠如。 - 紛争後の政情不安によって監視やモニタリングが困難であること。 - 資産の保全・管理が不十分な状況であること。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007		
保全状況			
現在の課題	内戦、法的枠組、管理制度/管理計画		
審議概要	1. ユネスコセルビア共和国常駐代表による保全状況報告 - 事務局は、2008 年、ユネスコの法律顧問から、ユネスコ事務局が国連の慣行に従い、最終的な和解が成立するまで、コソボ地域には引き続き安全保障理事会決議 1244（1999）が適用されると考えていることが通知された。 - 第 41 回委員会（クラクフ、2017）において、世界遺産委員会は、次回通常委員会まで資産保全状態に関する討論を延期することを決定した（決定 41 COM 7A. 21）。第 41 回世界遺産委員会に提出された保全状態報告書は、以下の世界遺産センターのウェブサイトで見ることができる。 http://whc.unesco.org/archive/2017/whc17-41com-7A-en.pdf - デチャニ修道院では、壁画と建物の継続的なモニタリングが実施され、悪影響は認められなかった。モニタリングは今後も継続する。デチャニ修道院に通じる道路が閉鎖される可能性につき懸念がもち上がったが、実際には閉鎖されなかった。		

- ・ペーチ総主教修道院では、壁画及び建築物の状況が継続してモニタリングされていた。モニタリングの後、湿気の発生を受け、主要屋根部分に適切な修復措置が今後実施される。
- ・2017年グラチャニツァ修道院では、2015年に開始した作業が継続しており、現在も壁画の保全・修復作業が実施されている。
- ・リエヴィシヤ聖母教会では、保全修復作業は実施されなかったが、調査は実施され、建物、壁画、移動可能な美術品の状態を評価した。調査からは、建物の状態が満足できるものではなく、壁内に毛細管状に浸み込んだ多くの水分のために、フレスコ画の損傷、及び排水設備の機能不全が判明した。更に建物が放火された2004年3月の大虐殺以降、一定の損傷が残っていることが判明した。必要措置のリストを作成し、将来の保全等の作業に向けてプロジェクトの文書化が開始した。更に、遺跡紹介施策として、リエヴィシヤ聖母教会について一般向けの科学読み物がセルビア語、アルバニア語、及び英語で発行された。
- ・世界遺産センターは、ユネスコのヨーロッパ地域科学文化局及びサラエボ アンテナオフィスと協力し、国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）との定期的情報交換を通じ、状況を詳しくモニターし続けている。治安状況については、資産の3要素であるグラチャニツァ修道院、リエヴィシヤ聖母教会、及びペーチ総主教修道院が現在、コソボ警察の保護下にある。資産の第4の要素であるデチャニ修道院は、引き続き NATO が主導するコソボ治安維持隊 KFOR の保護下にある。

2. 世界遺産センターの見解

なし

3. 世界遺産委員会での審議

もともと個別審議の対象ではなかったが、ハンガリーから、セルビアは保全状況を審査できるような状況ではないため、審議を次回委員会に先延ばし(adjourn)にする提案があり、スペイン、アゼルバイジャンがこれに賛同した。

決定概要

- ・審議を次回委員会まで先延ばしとする。

7. リヴァプール - 海商都市

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.7	ID No.	1150
資産名称（英）	Liverpool – Maritime Mercantile City		
締約国	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）		
			
		© OUR PLACE The World Heritage Collection Author: Geoff Mason	
種別	文化遺産	資産面積	136 ha
タイプ	建造物群、歴史都市	緩衝地帯面積	750.5 ha
評価基準	i, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2004 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2012 年
資産概要	リヴァプールの歴史地区と埠頭は、18～19 世紀の産業革命で栄えた商業都市の姿を今に伝えている。リヴァプールはかつての大英帝国の発展に際して重要な役割を果たし、ヨーロッパからアメリカへと大規模移動する奴隷や移民の中継地であった。また、今日の船渠技術や港湾管理技術、輸送システムもリヴァプールで発展した。本資産には、さまざまな商業施設や公共建築物が含まれている。		
危機遺産に登録された要因	リヴァプール水域での開発計画。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2009, 2008, 2007, 2006		
保全状況			
現在の課題	商業開発, ガバナンス, 影響の大きい調査活動/モニタリング活動, 住宅開発, インタープリテーション施設, 来訪者施設, 法的枠組, 管理制度/管理計画, 遺産の社会的評価		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・提出した保全状況報告書と「危機遺産解除のために達成すべき望ましい保全状況」（DSOCR）の内容は以下の通り。 ・遺産主導の再生（heritage-led regeneration）の積極的なストーリー（positive stories）、世界遺産であることによる観光、経済の良好な状態への恩恵等への意識向上に、計画されたインタープリテーション、コミュニケーション戦略は焦点を置いている。 ・2017 年に市長の内閣（Mayor's Cabinet）により管理計画が承認された。 ・地域計画草案に含ませるための、高さ（スカイライン）方針の策定と 2018～2019 年補完的計画文書（SPD）の審査。 ・地域計画の草案は 2018 年 5 月の公開審査のため提出が予定されている。 ・計画決定が遺産影響評価（HIA）を満たすことを保証するため、リヴァプール市議会（LCC）、ヒストリック・イングランド、開発事業者とのパートナーシップと共に努力を継続する。 ・資産の世界遺産一覧表からの削除を避けるための助言を提供する、第三者の専門家による市長タスクフォースの設立。 ・全てのステイクホルダーのコミットメントと、市民社会、特に「エンゲージ・リヴァプール」		

- と「マージーサイド州市民社会」の関わり増加。
- ・個別用地の最大の高さの再設定、資産の OUV を保証する措置、資産から外部への眺望、資産範囲内の眺望含む文化遺産 (heritage asset) の保護と強化等の、詳細な開発の概要を含む近隣のマスタープラン等の、計画許可の手順を強化する追加の措置。
- ・認可のため LCC に提出されたプリンス・ドックの近隣マスタープランと、現在策定中である中央ドックマスタープランは、歴史的都市景観のアプローチに沿っている。
- ・締約国は、リヴァプール水域内での今日までの開発は OUV を害しておらず、ピアホールディングス (リヴァプール水域開発業者) は 2013 年の計画同意に付随する図解マスタープランを正式に実施しないとの意見である。また、2009 年に定められたリヴァプール水域の概要同意以上の開発への計画許可を出していないことを強調する。SPD は 2018 年に改定される。将来的に OUV が潜在的に傷つくことを防ぐ改善措置を保証する DSOCR が実施中である。

2. 世界遺産センターの見解

- ・2018 年 1 月の DSOCR、3 月のイコモス技術審査を受けた 4 月の改訂版は、過去の DSOCR 草案の反復と比較するとそのアプローチと方向性に大きな改善を促した。DSOCR は資産の OUV に貢献する全体的な属性を描き出し、それらの保護の重要性と資産及び緩衝地帯の文脈の重要性を認識している。「解除のために望ましい保全状況」として 7 つの目標が、10 の計画された改善措置と共に設定され、それらの実施のタイムフレームと進捗の指標も共に一緒になっている。
- ・ピアホールディングス (リヴァプール水域開発業者) は、計画合意概要 (2013~2042 年) と同様の様式のスキームが出てくる見込みはないこと、歴史的都市景観のアプローチと遺産を考慮を含む新規マスタープランプロセスの開始を LCC に確認した。
- ・提起された DSOCR は締約国の決意を明確に表しているが、締約国自身は DSOCR と改善措置は未だ完成しておらず、従って決定 41 COM 7A.22 で要請されたような、委員会が採択できるような形式ではないという疑いを抱いている。特に、現在の DSOCR 草案は未だ、開発規制 (特定の視線とスカイライン制御を含む) と、資産の真実性及び完全性 (従って OUV) への危機を除去する現状の計画許可概要の縮小に関して、十分かつ明確なコミットメントを具体化できていない。現在の DSOCR は未だ準備中である将来のガイドライン文書、具体的には地域計画、近隣マスタープラン、高さ (スカイライン) 方針、計画されている SPD の改定、に大きく依存している。従って、提起された DSOCR の適切さの完璧な評価を実施するため、上記の文書の内容の評価と、特に決定 41 COM 7A.22 で要請された、承認可能な建築様式の量、位置、サイズの制限に対する締約国の明確なコミットメントを設定する必要がある。
- ・世界遺産委員会が DSOCR の最終版の承認を検討するため、締約国は以下の代替プロセスを考慮すべきである。
 - 1) 最初に、地域計画、高さ (スカイライン) 方針、SPD、近隣マスタープランで可能である具体的な望ましい結果を定め、それを統合すること。そして、
 - 2) 計画された DSOCR と共に上記の文書を審査すること。
- ・上記の文書は、締約国の関連機関の賛成と LCC による承認前に、世界遺産センター及びイコモスの審査及び合意を取り付ける必要がある。更に、DSOCR が正式に完成及び承認されるまで、資産内及び緩衝地帯内での新規建設に対して無期限の停止を締約国が採択するという、委員会の過去の要請を繰り返すことを勧告する。

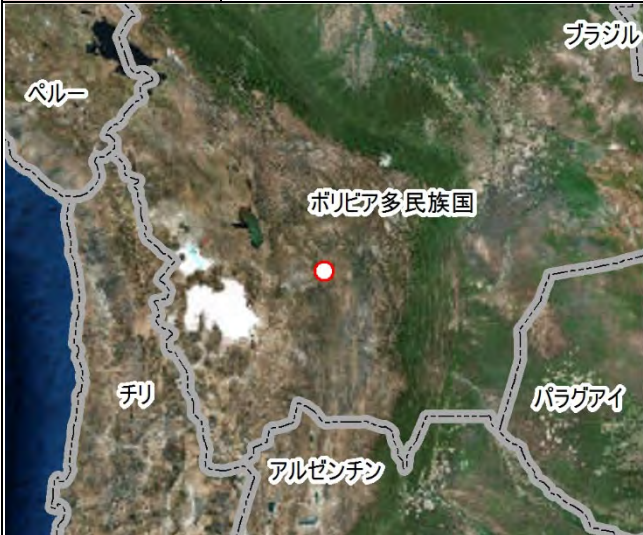
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・地域計画、改訂 SPD、近隣マスタープラン、高さ (スカイライン) に関する方針が、世界遺産センターと諮問機関により綿密に審査及び承認され、DSOCR が正式に完成し、世界遺産委員会により承認されるまで、資産内及び緩衝地帯内での新規建設を無期限に停止することを締約国が承認するべきという、過去の要請を繰り返す。
- ・地域計画、改訂 SPD、近隣マスタープラン、高さ (スカイライン) に関する方針、他の関連する文書を、世界遺産センターと諮問機関の予備的審査のため、世界遺産センターに提出すること。
- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに DSOCR の改訂版と保全状況報告書を提出するよう要請すると共に、締約国が以下を実施しなかった場合に備え、決定 41 COM 7A.22 のパラグラフ 11 で示された委員会の立ち位置を想起する。
 - ・承認可能な建築様式の量、位置、サイズの制限に対する明確なコミットメント
 - ・戦略的都市開発のビジョンを規制計画文書に紐づけること
 - ・正式に完成した DSOCR と完全措置を委員会が採択を検討できるようなフォームに則り、提出すること
- ・引き続き危機遺産とする。

8. ポトシ市街

基本情報			
決定番号	42COM 7A.8	ID No.	420
資産名称（英）	City of Potosí		
締約国	ボリビア多民族国		
			
		©A. Sandoval-Ruiz Author: Alcira Sandoval-Ruiz	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1987 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2014 年
資産概要	本資産はスペイン人の入植以前、山間の小さな村落に過ぎなかったが、16 世紀に巨大な銀鉱脈が発見され、世界最大の工業地域とみなされるようになった。銀の採掘に従事したのは、強制的に集められたインディオであった。銀の生産は 18 世紀まで盛んに行われたが、1825 年の独立後は衰退した。複雑な配水設備を持つセロ・リコ（Cerro Rico）銀山、カサ・デ・ラ・モネダ（Casa de la Moneda）の建つ植民都市、サン・ロレンツォ教会などが世界遺産として登録されている。		
危機遺産に登録された要因	・セロ・リコ銀山の山頂が不安定であり、崩壊する危険性があること。 ・全ての構成資産を考慮する包括的な保全政策がないこと。 ・保存が不十分。居住用の構造と考古学的な産業遺産の修復と改良には特に注意する必要がある。 ・セロ・リコ銀山で継続されている無秩序な採掘によって、歴史的資産が潜在的に劣化している。 ・保護規制の施行が役に立っていないこと。 ・気候上、地質学上またはその他の要因による影響に脅かされていること。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 1996, 1995, 1993		
保全状況			
現在の課題	管理制度/管理計画, 鋼材採掘, 表層水汚染		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・締約国は、採掘遺産、環境遺産、考古・建築・都市遺産、限界と規制の 4 テーマで作業計画を示している。最も重要な進展が達成された分野は、セロ・リコ銀山の管理・保全の法律上・運用上の枠組み作成、統合的参加型管理計画（IPMP）の向上、及び緩衝地帯の決定である。 ・鉱山冶金省は、ボリビア鉱山会社（COMIBOL）を通じ、2017 年 10 月、ポトシのセロ・リコにつき、包括的保全管理報告書を発行し、地理的調査と、海拔高度約 4,400 メートルを限度として鉱山労働者を移動させることを提案した。この報告書はまた、新規鉱山採掘契約が既存の作業計画、安全環境基準の枠組み内で締結されることに留意した。更に、鉱山冶金省は 2018 年 1 月、セロ・リコの変貌する構造の保全に向けて恒久的な仕組みと法的文書を作成し、資産が危険遺産リストから解除されるために望ましい保全状態（DSOCR）に基づき、保全計画履行を想定した最高政令案を提出した。文化観光省はこの政令を支持しているが、本報告時点ではいまだ政府と分析段階にある。		

- ・ IPMP の策定は、2017 年 10 月の技術ミッションの一環として開催された参加型ワークショップのおかげで進展した。このミッションでは、資産の管理及び保全に関わる様々な機関が参加した。ミッションは、IPMP を精緻化する方法学的戦略を決定するに至った。計画の 6 つのテーマ要素、すなわち鉱山遺産、環境遺産、産業考古学遺産、建築遺産、都市遺産、及び無形遺産の各々につきワーキンググループを設置した。IPMP の全体目標は、確定した 5 年のタイムフレームにわたり、DSOCR で定義された改善措置と指標に対応することであることが合意された。これには、文化観光省が調整する省庁間作業を含む。締約国の進捗状況と IPMP の当初原案につき討議し、2018 年 5 月の技術ミッションにおいて関係当局がこれを更に進めた。
 - ・ 限界の明確化と緩衝地帯の定義に関わる技術的作業は、ポトシ自治県政府と現地管理者が協調し、進捗している。地図製作上と地形学上の情報の当初原案は、2017 年 12 月に得られると期待されていた。
 - ・ 産業遺産、建築遺産、記念遺産、公共・都市空間の保全・修復作業、及び都市インフラ改良の準備と実施は、IPMP に含まれる。
2. 世界遺産センターの見解
- ・ 締約国の報告書では、資産に提供された国際支援枠組みの中で最近の技術ミッションの結果と共に決定 41 COM 7A.23 で採択された改善措置を実施するというコミットメントを示している。委員会が締約国に対し、このラインに沿って引き続き実施するよう働きかけることを勧告する。改善措置を巡る IPMP の設計は、この点において有望な戦略である。改善措置と DSOCR の採択、技術ミッションからの助言は、締約国の取り組みをより協調的な持続可能な方法で合理化するうえで役に立った。
 - ・ 2017 年 10 月の技術ミッションの結果は、IPMP がそれに基づき精緻化され最終化されることになる堅固な基礎を提供したが、それと共に政府の様々なレベルであらゆる関係者がコミットし参加することになった。IPMP で提供された情報は、資産の多様な要素のニーズを明確に考慮してよく考えられた方法論を反映しており、DSOCR で設定された目的に直接結びついている。IPMP の状況についてより詳細な情報は、2018 年 5 月の技術ミッションで提示され討議された。委員会が締約国に対し IPMP 原案を可及的速やかに世界遺産センターに提出し、諮問機関による審査を受けるよう促すことを勧告する。
 - ・ また、委員会は資産の緩衝地帯の境界画定に関する進展に留意し、軽微な境界変更の提案を最終化し緊急に提出する必要性を繰り返し述べるよう勧告する。
 - ・ 他の改善措置の実施にあたり、締約国は、保全状況報告書で言及した、特に 2017 年 10 月のポトシ、セロ・リコ銀山包括的管理に関する関連報告、法律、政策等を含め、進展につきより完全な情報を提供すべきであり、これは、セロ・リコ銀山管理保全鉱山労働者の移転につき、より十分な理解を可能するためである。
3. 世界遺産委員会での審議
- 個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・ 2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び是正措置の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・ **引き続き危機遺産とする。**

9. ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.9	ID No.	1178
資産名称（英）	Humberstone and Santa Laura Saltpeter Works		
締約国	チリ共和国		
			
		©UNESCO Author: Nuria Sanz	
種別	文化遺産	資産面積	573.48 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	12,055 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2005 年
構成資産数	2	危機遺産となった年	2005 年
資産概要	ハンバーストーンとサンタ・ラウラではかつての 200 超の硝石工場が稼働しており、北南米とヨーロッパの農業を支えるために何千人もの労働者が過酷な環境で 60 年以上も働いていた。労働者たちはチリ、ボリビア、ペルーの出身で、パンピノス（pampinos）文化と呼ばれる独特の共同体と文化を形成した。パンピノス文化には彼らの多様性や創造性が表れており、労働者の権利を守る闘争運動ではその団結力が大いに発揮された。建造物群の老朽化と近年の地震による影響で、本資産は危機遺産リストに記載されている。		
危機遺産に登録された要因	- 産業建築物群の脆弱性 40 年間にわたる管理不足 - 利用可能な部材の略奪による破壊行為 - 風害		
これまでの保全状況報告（年）	2018,2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006		
保全状況			
現在の課題	管理制度/管理計画, 風		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 2005 から 2008 年には資産介入プログラム（PIP）の 56%が実施され、残り 44%（資金と技術チームが確保されたもの）は、2018 年末までに完了する。 - 資産保全計画の完成と実施は 2018 年後半と見込まれている。 - 締約国チリとメキシコの間での現行プロジェクトは、世界遺産資産につき、保全・モニタリング計画を策定できる技術的能力の強化を目的としている。 - ルート A-16 における車両通行制限を含む遺跡のための安全施策、及び職員とビジターの安全措置は、効果的に実施されている。 2013 年に承認された管理計画は実施されており、その 7 つのプログラムが今も有効である。2018 年中に、2023 年までの管理計画更新について作業が開始する予定である。 - 財政資源は持続可能なベースで提供され、現在、30 名のスタッフが現地で働いている。追加資源は国の世界遺産プログラムの下で利用可能になる。		

- ・2013年戦略的インタープリテーション計画は、今も全面的に有効である。建物2棟の修復（1棟はインタープリテーションセンター、もう1棟はドキュメンテーションセンター）が完了した。
- ・緩衝地帯が特定され、その典型的ゾーンとしての法的保護が2018年1月、ナショナル・モニュメント・カウンシルにより承認された。正式な政令が近く発出される予定で、その後軽微な境界変更の提案が世界遺産センターに提出される。これらのゾーンの利用規則は、2018年中に策定される。
- ・6件の緊急介入のうち5件が2017年、ユネスコ緊急国際支援の下で実施された。
- ・資料とその保全について広範な調査が実施され、モニタリング・保全マニュアルが精緻化された。
- ・リスク管理計画は、ドイツの資金協力と世界遺産センターの支援を受けたプロジェクト「チリの3世界遺産における災害リスク管理の強化」として準備されている。2018年には完了すると期待されている。
- ・文化芸術遺産省が公式に発足した。これは、チリのアーカイブ博物館協会と世界遺産遺跡 ナショナルセンターを統合したものである。チリの新しい文化政策2017-2022は、国内遺産関連規則を関連国際協約に揃えることを意図している。

2. 世界遺産センターの見解

- ・以下の所見は、2018年末までに完了すべき改善措置にするためのものである。
 - i. PIPを2005年及び2008年の定義に従って全面的に実施すること。2017年末までに、プログラム行動の56%は実施された。残りの44%が1年以内に実施されると期待することは楽観的と思われる。
 - ii. 必要な科学研究、明確な保全戦略及び適切な安全・治安基準に基づく包括的保全計画を全面設計し、初期実施すること。この計画は可能になりしだい世界遺産センターに提出し、諮問機関の審査を受けなければならない。
 - iii. 現地の治安及び保護施策が十分に運用されること。締約国はこのエリアにつき数年間報告してきており、治安及び保護施策は十分に運用されている。
 - iv. 管理計画が持続的に実施され、管理システムが十分に運用されていること。管理システムは十分に運用されていると証明されており、計画は2023年までの新たな期間につき更新される。
 - v. 管理計画は地元及び地域の計画立案文書と共にまとめること。更新された管理計画は、地域及び現地の規則から生まれたガイドラインを明白に取り入れることになる。
 - vi. 資産の保安全管理に適切かつ持続的な人的・財政的・物的資源が確保されること、及び
 - vii. 共有資産（公共・民間）の枠組みにおいて、資産の保安全管理に対し国からの安定した継続的な拠出があること。硝石博物館法人には合計30名の職員がおり、これらは遺産関連の専門家、統括管理、保全及び警備スタッフ等である。入場料、鉱山会社、国及びその他の資金源からの拠出金はかなりのレベルに達していると思われる。
 - viii. ビジター戦略とインタープリテーション計画は完全に実施されている。戦略的インタープリテーション計画は2013年から実施されており、全面的なプログラムが実施されてきた。インタープリテーションセンター及びドキュメンテーションセンターの修復工事は、完了した。ビジター数は、2005年の49,000人から2016年には91,000人まで徐々に増えた。
 - ix. 現地の施設及び活動は、資産の顕著な普遍的価値の保全と保護に貢献している。保全、インタープリテーション、広報、及びアウトリーチプログラムが系統だって実施されてきた。
 - x. 緩衝地帯は十分に設置、承認され、その保護のための規制措置が採択、実施されている。典型的ゾーンのカテゴリーのもとで、国のモニュメントとして提案された緩衝地帯の宣言は、この施策の実施に向けた重要なステップである。軽微な境界変更としての緩衝地帯が世界遺産センターにいまだ正式に提出されていないのと同様、規制措置もいまだ策定されていない。
- ・締約国が示すとおり、2018年末までに改善措置を実施できると確かに期待できる。しかし、保全計画及び緩衝地帯規則等の一部の重要施策がまだ完成していない。これらの計画は、資産が危機遺産リストからの解除されるために望ましい保全状態（DSOCR）を達成するための進捗状況を評価するために提出され、諮問機関の審査を受けるべきである。

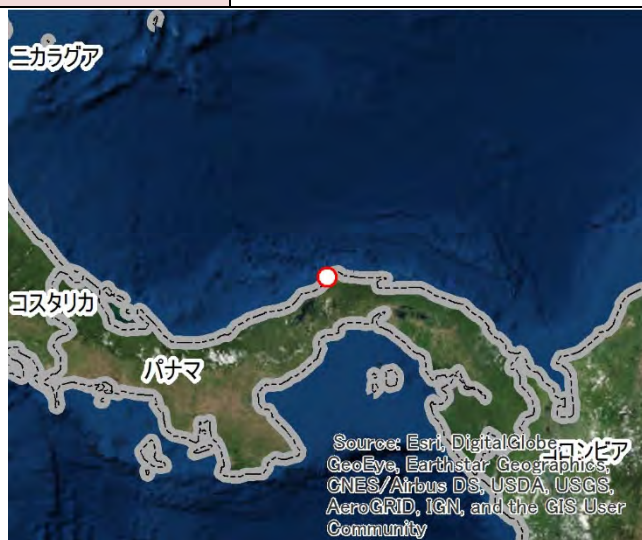
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・保全計画を完成し、可及的速やかに世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

10. パナマのカリブ海沿岸の要塞群：ポルトベロとサン・ロレンソ

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.10	ID No.	135
資産名称（英）	Fortifications on the Caribbean Side of Panama: Portobelo-San Lorenzo		
締約国	パナマ共和国		
			
		©Frédéric Letullier Author: Frédéric Letullier	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	i, iv	世界遺産一覧表記載年	1980 年
構成資産数	2	危機遺産となった年	2012 年
資産概要	ポルトベロとサン・ロレンソの遺産は、17～18 世紀のスペイン植民地の軍事建築の代表例である。ポルトベロの要塞、城郭、砲台は入江を囲むように防御線を構築しており、サン・ロレンソはチャグレス川（Chagres river）の河口を防衛していた。パナマ海峡へのアクセスに重要なこれらの要塞は継続的に建て直され、ヨーロッパの植民地貿易の要となった。今日見ることができる構造物は、1761 年にスペイン人により 3 度目に建て直されたものである。		
危機遺産に登録された要因	・ 環境要因、管理不足、限定的な保全計画により、資産が脆弱な状態にあり劣化が加速していること ・ 浸食 ・ 世界遺産範囲、緩衝地帯範囲が未確定であること ・ 保全管理計画の未策定 ・ 都市開発圧力 ・ （特にポルトベロ地区における）観光圧力 ・ 建築遺産保存のための法令、2 つの構成資産を結びつける法的措置が不十分であること		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2005, 2004, 2003, 2001, 2000, 1993		
保全状況			
現在の課題	浸食/堆積, 住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 法的枠組, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 改善措置プログラム実施のタイムフレームは、2016年1月から2019年6月の3年間にわたり、詳細な行動のタイムテーブルは四半期ごとに作成する。しかし、その実施は資金不足の影響を受けた。その結果、2017年に予定されたが、結局は実現しなかった活動がかなりの数に上った。そうした活動には、以下のものがある。 - 国内世界文化遺産・自然遺産委員会の再活性化。- ポルトベロ地域と都市の開発計画。- ポルトベロの現地ミュージアムの実現。- サン・ロレンソのビジターセンター。- サン・ロレンソ城のごく一部の安定化工事。- その他緊急介入。- 管理計画の策定。 ・ しかし、一部の措置は、パナマ観光庁、国立文化院（INAC）、及び環境省からの資金を得て実施された。		

- ・2017年に予定した作業計画では、ほとんど全ての措置を延期しなければならなかったため、「文化遺産保全管理支援」プロジェクトの下で INAC が承認し、米州開発銀行 (IDB) の融資が期待される資金をもとに新規タイムフレームが策定された。この INAC-IDB プロジェクトの期間は4年(2017~2020)で、予算額は4,500万米ドルである。このグローバル・プロジェクトから、世界遺産遺跡緊急計画の実施に2,200万米ドルが配分される。その目的には、制度の強化、資産の緊急工事、及び2018年12月に最終化予定の管理計画の精緻化を含む技術協力がある。プロジェクトの資金は2018年3月から利用できるはずである。
- ・環境省は、ポルトベロ国立公園の新たな公共利用計画 (PUP) を承認した。これにはポルトベロを要塞にして観光局を誘致し、公園の利用・管理 (ビジターの秩序と流れ、訪問ルール、管理モデル) を規制することを含む。
- ・INAC は、毎年、運営資金を受け取っているポルトベロ及びサン・ロレンソ・パトロナートとの関係を強化してきた。パトロナートはその管理を改善し、職員を追加雇用し、サン・ロレンソに技術オフィスを設置中である。

2. 世界遺産センターの見解

- ・INAC、ポルトベロ、サン・ロレンソのパトロナートに配分される2017年分資金が不足したため、残念ながら、改善措置プログラムの実施が延期されたと再び指摘しなければならない。委員会の前回決定及びリアクティブモニタリング及び諮問ミッションの勧告 (直近は2014年) では、この資産構成要素の多くの脆弱な状況に注意を集め、更なる遅延は資産の顕著な普遍的な価値 (OUV) に重大な影響を及ぼすおそれがあると強調してきた。委員会は締約国に対し、改善措置プログラムの包括的实施のために持続的な政府資金を確保するよう頻繁に促してきた。改善措置実施の改定後タイムフレームでは、2019年6月の末日を重視するが、過密な活動スキームは、INAC とパトロナートの管理・技術職員の能力に深刻な圧力をもたらすだろう。
- ・この状況で、INAC と IDB がパナマの文化遺産保全管理のための大型融資に合意したことを、大いに歓迎する。このプログラムの主要構成要素は、INAC の能力、資産で実施されている活動の強化である。これらには以下を含む。
- ・ポルトベロの包括的インターベンション。・サンチアゴ・エル・ヌエボ、サン・ヘロニモ、サン・フェルナンド及びサンチアゴ・エル・ヴィエホの要塞の復元と修復。トイレ、事務所、税関入国サービス、チケット販売のための多機能ビルの設計及び建設。・港湾施設の修復。・サン・ロレンソ城塞内にある博物館の修復、改修。・包括的管理計画の策定。・パトロナート職員との、保全修復におけるキャパシティビルディング活動。・2階に博物館が入る税関ビルの設計及び建設。
- ・IDB プロジェクトは、緩衝地帯の定義・保護・管理、ポルトベロ地域都市開発計画のための法的プロセス等の改善措置のいくつかを除外していることに留意すべきである。プロジェクトは重要インフラ及び観光客向け施設プロジェクトを想定しているとわかる。この文脈で、観光による圧力は、危機遺産リスト登録時に資産に影響するとわかった要素の1つである。管理計画は、真に包括的であり、保全プログラムを優先し、十分な公共利用レベル、施設、活動を特定する必要がある。管理計画を2018年12月までに最終化し、世界遺産センターに提出し、助言機関の審査を2019年2月1日までに受けることを勧告する。
- ・委員会が締約国に対し、4年間にわたり資金を提供する INAC-IDB プロジェクトに祝賀を述べると共に、資産の危機遺産リストからの解除のために望ましい保全状況 (DSOCR) を達成できるよう、改善措置プログラムの十分な実施の必要性を強調することを勧告する。

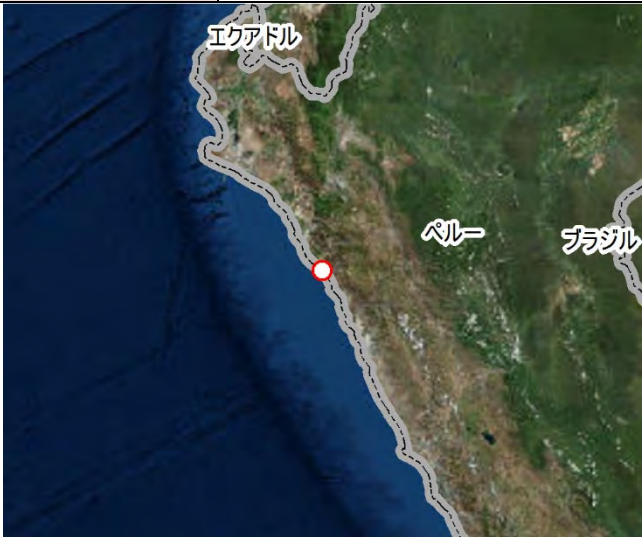
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに、管理計画、保全状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

11. チャン・チャン遺跡地帯

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.11	ID No.	366
資産名称（英）	Chan Chan Archaeological Zone		
締約国	ペルー共和国		
			
		©UNESCO Author: Jim Williams	
種別	文化遺産	資産面積	1,414.57 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, iii	世界遺産一覧表記載年	1986 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	1986 年
資産概要	チャン・チャンに首都を置いたチムー王国は、15 世紀に黄金期を迎え、その後まもなくインカ帝国に滅ぼされた。モチェ川流域に位置するチャン・チャンは先コロンブス期のアメリカにおいて最大規模の土建造物の都市である。遺跡は 9 つの「要塞」もしくは「宮殿」と呼ばれる独立した区域に分けられる。チャン・チャンの OUV は、階層的な都市計画と、それを支えた産業・農業・水系管理システムにあるとされている。		
危機遺産に登録された要因	・ 極端な気候条件（エルニーニョ現象）やその他の環境要因に起因し、土建造物や装飾面の保全状況が脆弱であること。 ・ 現行の管理体制が不適切であること。 ・ 保全対策を実施するための人材および財源が不十分であること。 ・ 地下水位が上昇していること。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996, 1995, 1994, 1993		
保全状況			
現代の課題	アイデンティティ, 社会的団結, 地域人口・コミュニティの変化, 不法行為, 管理制度/管理計画, 水（物理的な影響）		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 保全状況報告書は、委員会が以前の決定で特定した以下の3つの主要問題を取り上げている。 ・ チャン・チャン考古学建造物群の保全管理マスタープランは、文化省の全ての技術部局により承認され、省の最終承認の発行を待っている。 ・ 緩衝地帯の正式境界画定、及びその規制措置の精緻化につき、トルヒーリョ地方都市の都市開発計画管理事務所からいまだに回答が得られていない。 ・ 不法占拠問題を扱う法律 28261 に関する規則原案の実施の実行可能性につき、閣僚協議会議長から、複数の所見があった。これに応え、2017 年 12 月 18 日、文化大臣はタスクフォースを設置し、法律の実行可能性につきこの日から 140 日以内に報告させる。 ・ 更に、締約国は改善措置の実施につき、以下のとおり報告する。		

- ・2017年に実施された公共投資プロジェクト（PIP）には古都トレド、チャイグアック・アン城塞建造物群、マルティネス・デ・コンパニオン建造物群、Utz An 城塞建造物群の調査、保全と改善、復旧回収工事が含まれている。
- ・米州土造遺跡保全センター（PCCEHS）は、土造建築研究所を通じ、保全介入で使用する材料の品質管理を改善するため、広範な調査プログラムを実施した。プログラムの目的は、遺産建造物群の様々なセクターにある建築物の材料と技術を調査することである。天候条件のモニタリング、文献収集、マッピング・プロジェクト、研修プログラムを行い、実物及びバーチャル文書の担当者の能力を向上させることである。
- ・啓発活動は、伝統・歴史知識の普及（伝統的な船、カバリョトス・デ・トトラの建造研修を含む）に加え、資産周辺の教育機関及び関連施設の学生、教師、管理職員等、近隣コミュニティの教育プログラムを含む（2017年には5千人以上の参加者があった）。
- ・公共利用、リスク管理、博物館発展活動、及び不法占拠・侵入。都市開発からの圧力の抑制等、既存マスタープランに関連する活動を続けた。
- ・2017年、PIP 承認・実施のための適切な財政資源が配分され、1,100 万ソル以上にのぼった。

2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国は 2017 年に実施した多くの活動、及び資産の保安全管理のために利用できるようになった多くの資源について称賛されるべきである。これは締約国が改善措置プログラムの財源の実現と調達にコミットしたことを示している。
- ・建造物群の復旧・修復作業のための保全向上プログラムを目指し、調査に重要な財政支援を行った PIP については特筆に値する。PCCEHS の調査モニタリング活動は、気候条件及びその土造建築への影響のモニタリング、遺産建造物群において利用すべき最善の材料及び保全方法の決定に特に関係が深い。マッピング及び文書化におけるドローン等の新技術の応用を称賛する。
- ・トトラ船建造職人によるワークショップの実施、漁業者が日常的に筏を使用していたフアンチャコ等近隣村落との直接連携の構築、文化的価値の尊重を啓発するための教育機関へのアウトリーチプログラム、及び周辺住民を関与させたことを歓迎する。
- ・しかし、委員会が決定 41COM 7A. 26 で特定した主要な 3 課題の実施においては、大きな進歩がなかったことに留意すべきである。それらの課題とは、以下のとおり。
 - ・改訂マスタープランの採択、これは文化大臣の正式承認を待っている。
 - ・緩衝地帯の境界画定と規制、これは2016年4月からトルヒーリョ県当局の都市開発計画管理事務所の回答を待っている。
 - ・不法占拠に関する法律 28261 に関する規則の承認。これは現在、実施可能性を検討中のタスクフォースの結果を待っている。
- ・これらは、長年にわたり実施が待たれている改善措置プログラムの主要要素である。これらの課題の進展なしに、資産が危険遺産リストから解除されるために望ましい保全状態（DSOCR）が達成されることはない。したがって、委員会は締約国に対し、極めて緊急の問題としてこれらの課題を進めるよう再度促すことを勧告する。これらの問題の結論と、その有効性の証明なしには、決定36COM 7A. 34で定義したとおり、委員会はDSOCRがどの程度達成されたか評価できない。
- ・また、委員会が締約国に対し、次の保全状態報告書中で実施レベル及び全ての改善措置の有効性の評価を含めるよう求めることを勧告する。

3. 世界遺産委員会での審査

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び勧告の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

12. コロとその港

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.12	ID No.	658
資産名称（英）	Coro and its Port		
締約国	ベネズエラ・ボリバル共和国		
			
		©Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu	
種別	文化遺産	資産面積	18.40 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iv, v	世界遺産一覧表記載年	1993 年
構成資産数	2	危機遺産となった年	2005 年
資産概要	コロはスペイン入植初期に構築された植民都市である。カリブ海沿岸には多くの植民都市が現存するが、入植当時の構造が手つかずに残るのはこのコロのみである。市内には 602 あまりの歴史的建造物が遺され、スペインのムデハル様式とオランダの建築様式が融合した景観が興味深い。こうした建造物に用いられた土木技術は、当地で現在も活用されている。		
危機遺産に登録された要因	・ 包括的な保全・管理の欠如や 2004 年、2005 年、2010 年の豪雨に起因し、建材および構造体が著しく劣化していること。 ・ 資産の完全性、真実性を構成する建築的・都市的一貫性が劣化していること。 ・ 適切かつ効果的な管理、計画・保全体制、および制度的取り決めが不足していること。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003		
保全状況			
現在の課題	洪水, 管理制度/管理計画, 水（物理的な影響）		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 資産境界の再定義に関する提案は、管理計画の精緻化に照らして、いまだ検討中である。締約国は、両構成要素の緩衝地帯の拡大は、隣接ブロックにある他の重要な遺産価値のある建物を取り入れるために望ましいと述べている。これらのエリアは、より異質性に富み、保全状況は悪いが、現在一定の保全修復投資の恩恵を受けている。緩衝地帯の拡大は軽微な境界変更として後で提出する。緩衝地帯拡大提案の詳細な説明は、両構成要素について行う。 ・ 資産の管理計画の精緻化の進展は、詳細である。これは、コミュニティ協議会を含む関連ステイクホルダーを含む合同委員会が主導している。詳細な診断段階はほぼ完了しており、それに基づき計画の提案を行う。資産の 2 つの構成要素にある約 600 棟の建物の保全状態について収集した情報を分析し、脆弱性とするべき適切な施策を特定するのを支援するために、データベースが開発されている。管理計画は、提供された基本タイムラインに従って 2019 年 3 月までに最終化、承認されるはずである。管理計画は、資産の保全管理を強化するだけでなく、地域コミュニティの社会経済発展に貢献するグローバルなプログラム文書と考えられている。 ・ 管理計画の診断段階において精緻化された複数章の草稿が提出された。		

- ・資産のリスク計画は、民間守備隊、国家警備隊、及び消防署と共に開発中であると述べられている。
- ・資産の排水設備につき、一部の清掃・解体作業を2017年12月に実施した。それに先立つ数年にマスタープランが作成され診断調査が実施された。2017年後半に排水設備に配分された多額の予算を、現在、国の当局が見直している。合同委員会が策定した2018年4月から12月の排水設備建設の基本タイムラインが示された。
- ・基本情報は、改善措置の多くについて提供されている。

2. 世界遺産センターの見解

- ・委員会が締約国に対し、資産の保安全管理状況を改善するための継続的関与につき働きかけることを勧告する。コミュニティ協議会、及びコミュニティ全体がこれらのプロセスにおける全体的な行為者であり、文化遺産に関する一連の意識向上及びキャパシティビルディングイニシアティブから利益を得ることは明白である。
- ・資産境界の再定義はいまだ分析段階にあるが、管理計画精緻化、より広くは資産の保安全管理の意思決定の枠組みにおいて重要である。したがって、委員会が締約国に対し、イコモスの支援を得て境界の再定義提案を明確に最終化し、緩衝地帯拡大に関する軽微な境界変更を提出するよう、優先事項としてその要望を改めて述べることを勧告する。
- ・管理計画における診断段階の進捗、及び提出された章の草稿は、この改善措置の実施における大きな進捗を示している。締約国は、管理計画を最終化し、資産の脆弱性に対処し、保全、管理、資源配分及び関連する社会経済的要因の長期の持続可能性を確保するために必要な戦略的計画及び行動を取り込むよう求められるべきである。
- ・効果的な排水設備の設置に関し、過年度はほとんど進捗がみられなかったことに留意する。資産の排水設備の研究が過去に完了していること、また、プロジェクト予算が現在審議中であることを認識し、委員会は締約国に対し優先順位とコストを計算したタイムラインに従って行動提案の履行にとりかかるよう促し、プロジェクトに十分な財源が確保されていることを示すよう勧告する。
- ・締約国から提供された情報は、多くの改善措置の実施において十分な進捗を示しているが、過去に資産に影響を及ぼすと判断された主要課題が適切に対処されたことが確実になるよう、更なる情報と行動が必要である。締約国はまた、決定38 COM 7A.23において採択されたとおり、資産が危険遺産リストから解除されるために望ましい保全状態(DSOCR)の達成に向けた進捗について詳細分析を提供する必要がある。
- ・管理計画完了と排水設備建設に関する基本タイムラインは、評価できる一方、委員会が締約国に対し、その実施と他の顕著な改善措置について、追加の2年間のタイムラインが2017年に決定39 COM 7A.48が満了したことを念頭に、更新後のより詳細なタイムラインを策定するよう求めることを勧告する。2018年にイコモスから提供される技術的助言は、残りの改善措置の完了、特に管理計画の精緻化と効果的な排水設備建設の実施に役立つと思われる。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・緊急に、境界線を明確に設定し、緩衝地帯の拡張について軽微な境界線の変更手続きを行うよう締約国に要請する。
- ・保存管理計画を完成させ、世界遺産センターに提出すること。
- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

13. ジェンネ旧市街

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.13	ID No.	116
資産名称（英）	Old Towns of Djenné		
締約国	マリ共和国		
			
		©UNESCO Author: Francesco Bandarin	
種別	文化遺産	資産面積	58.5ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1988 年
構成資産数	4	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	紀元前 250 年ごろから居住の痕跡が確認できるジェンネは、サハラ砂漠南部でも最古級の都市である。4 か所の考古遺跡を含む 58.5ha と非常に広い範囲に及ぶ。この場所はサハラを縦断する黄金の交易における重要な中継地であつたばかりでなく、15～16 世紀にかけてはイスラム布教の中心地となった。ジェンネの特徴の一つとして、モスクなどの伝統的建造物が土でできていることが挙げられる。こうした 2000 戸ほどの伝統的建造物群は、季節性の洪水を避けるため、丘の上に築かれている。		
危機遺産に登録された要因	・ 歴史的市街の材料の深刻な破壊と、継続する考古遺跡の崩壊 ・ 不適切な介入 ・ 市街の考古学的一貫性への浸食 ・ 法規制及び計画ツールの執行と実施の欠如		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2010, 2008, 2007, 2006, 2005, 1998		
保全状況			
現在の課題	内戦, 住宅開発, 土地利用用途の変更, 管理制度/管理計画, ごみ		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 地域コミュニティと緊密に協力し、新しい 2018～2020 年管理保全計画が策定された。 ・ 管理委員会が設立され、地区の顧問（Counsellors）との定期的な協議が確約された。 ・ 文化遺産の盗掘、密売買への対処として、意識向上活動がコミュニティと学校で実施された。 ・ 定期的なラジオ放送やコミュニティでの会議等の意識向上活動も実施された。 ・ 観光案内（オリエンテーションパネル及び情報）を含む資産のインタープリテーション計画が準備された。構成資産ジェンネ-ジェンノ（Djenné-Djeno）の情報パネルが更新され、レンガ作成及び発掘等の考古遺跡の利用を禁止するためのパネルが設置された。 ・ コミュニティの効果的な介入により、考古遺跡の破壊と盗掘が減少した。 ・ 複数の荒廃した住居が復元及び復元途中である。 ・ 2018 年に認可された国際援助により、2016 年 8 月の豪雨で部分的に崩壊した記念物的住居群とモロッコ宮殿の再生事業が可能となった。 ・ アガ・カーン財団（Aga Khan Trust for Culture, AKTC）の援助により、雨水排出システムが設置		

- され 200m にわたる護岸が設置された。
- 雨水による腐植に対処するメカニズムが、粘土が詰まった袋を積み重ねた小規模なダムと石製の防壁のレベルまで強化された。
- ジェンネージェンノ (Djenné-Djeno)、アンバルケトロ (Hambarkétolo)、カニアナ (Kaniana) の考古遺跡の境界線及び緩衝地帯が再定義され、示された。トノムバ (Tonomba) を除き、資産全てに無くなっていた保護柱 (bollard) が設置された。
- スペイン開発共同機関 (Spanish Developing Cooperation Agency, AECID) の援助によりジェンネ大モスクへの建築的審査と太陽光電化事業が実施中である。
- 締約国は資産を圧迫する特定の危機を以下に抽出した。
 - 水食、考古遺跡の秘密裏の発掘及び浸食、建造物の変容と現代的な材料使用の増加、若者による住居の壁への落書き、鉄を使ったキオスクと商業用ポスターの導入
- 治安状況によりリアクティブモニタリングミッションは実施されていないが、2017 年 4 月にユネスコから依頼された文化遺産の専門家により、資産の保全状況を評価するための現地ミッションが実施された。

2. 世界遺産センターの見解

- 締約国の努力と 20 の内 10 件の改善措置が実施され (2017 年の 5 件に対し)、特に新しい 2018 ~2020 年管理保全計画の策定と管理委員会の設立を歓迎する。
- 治安状況がますます非常に脆弱である中で、資産で異なる介入が実施されたことを称賛する。この状況下での進捗実施、特に崩壊した住居の復元活動、水食に対する措置と川岸部分の開発、資産の境界線を示す保護柱の設置に関して謝意を表明する。資産への強化及び意識向上措置により、地域コミュニティが市内の遺産の価値をより認めることと保全及び管理への動員率の向上が可能となった。スペインから資金援助を受けた大モスク事業により、建造物周辺への公共照明を含む建造物への新しい太陽光計画が可能となり、視覚的価値が向上される。
- この進捗にも関わらず、依然として複数の地域へ懸念がある。復元事業が実施中だが、土製の建築物と複数の崩壊している住居を圧迫している危機は依然として非常に高い。既に 2014 年に言及されていたように、レンガやセメント等の材料の使用、ドアや窓の塗装面周辺部における「サラファレス (sarafales)」の様な明るい装飾要素の除去等の問題は解決されていない。従って、崩壊した住居再建の都市的水準を含む、歴史的都市の建造物群の保全及びメンテナンスの規制の定義 (改善措置) を早めることを委員会が締約国に奨励すること。
- 古代の都市構造破壊を減速させ、建造物群への悪影響を減少させるため、地域住民への意識向上及び情報関連活動を実施すると共に、考古遺跡への浸食を減少させることを ジェンネ文化ミッション (Cultural Mission) を通じて委員会が締約国を奨励すること。
- 明らかとなった資産の非常に困難な状況とスタッフの孤立への対応として、キャパシティビルディングと危機遺産リストから除外するための望ましい保全状況 (DSOCR) 草案に関する対話を行うため、短期の遠距離支援プログラム実施の可能性を模索することを世界遺産センターと諮問機関に勧告する。
- 国際支援の枠組み内でスペインとユネスコから資金援助を受けたことに謝意を示しつつ、管理計画及び将来の活動実施のため、資金確保の手段とキャパシティを向上させることが必要不可欠である。文化遺産の再生及びマリの古代文書保護の活動計画 (2017~2020) の第二フェーズを実施するためにも、委員会による国際社会への貢献の要請期間を延長することを勧告する。
- 上記の懸念を鑑み、資産を危機遺産リストに留めることを委員会に勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議の対象とされたが、委員国から特段の発言は無く、引き続き危機遺産とする決定が採択された。

決定概要

- 古代の都市構造の破壊と建造物群への悪影響、水食の影響、秘密裏に実施されている表面上の発掘に晒されている考古遺跡への浸食等の継続する問題について懸念を表明する。
- 2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- 引き続き危機遺産とする。

1 4. トンブクトゥ

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.14	ID No.	119
資産名称（英）	Timbuktu		
締約国	マリ共和国		
			
		©UNESCO Author: Francesco Bandarin	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	1988 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	1990～2005 年、2012 年～現在
資産概要	サハラ砂漠の入り口に位置するトンブクトゥは、5 世紀ごろに建造され、15～16 世紀に最盛期を迎えた。サンコレ（Sankore）コーラン大学をはじめとする神学校が 180 校ほどあり、25,000 もの学生を抱える一大宗教地でもあった。塩や金の交易で栄え、ジンガリーベル・モスク（Djingareyber mosque）、サンコレ、シディ・ヤヤ（Sidi Yahia）の三大モスクは、往時を彷彿とさせる。これらのモスク群では修復活動が継続して行われているが、差し迫る砂漠化の脅威に直面している。		
危機遺産に登録された要因	- 武装集団による遺跡の占拠 - 管理体制の不備 14 の霊廟の破壊と 3 つのモスクの劣化		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 1997, 1995, 1994, 1990		
保全状況			
現在の課題	意図的な遺跡の破壊, 管理制度/管理計画, 戦争		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - 決定 41 COM 7A.30 への対応として以下の情報が提供された。 - 地域コミュニティとの緊密な協力の下、2018～2022 年管理保全計画が策定された。 - 古代の構造（fabric）保全の解決案を提示するため学際委員会が設置された。 - 都市規制の実施は、恒常的な不安定による地域当局及び技術部員の存在感の弱さと、一部の地域住民の都市に対する誇りの欠如により危機に晒されている。廃物内の板金で造られたコンテナと住居の急増と排水溝の封鎖により、古代の都市構造が危機に晒されている。 - ジンガリーベル・モスク（Djingareyber mosque）と三聖人の大霊廟近くの未規制のゴミ捨て場は撤去された。 - ジンガリーベル・モスクの沐浴の場所が再生され、過去に内々の廃石場として使われていた緑化地域が南側に設置された。 - トンブクトゥの大霊廟の再建及び再生のメンテナンスガイドが策定された。 - サンコレ・モスク、シディ・ヤヤ・モスクの再生事業、地域の博物館及び Al Mansur Korey 博物館の収藏品拡大が実施中である。		

- ・高等教育・イスラム研究アハムド・ババ研究所 (IHERI-AB) では、管理棟の拡張が行われた。
- ・軍隊の存在と、ジンガリーベル・モスクなどの壁の基礎部分まで軍隊によるバリアが設置されていることにより、近隣の通りや文化財建造物群に交通が流れ、リスクとなっている。振動により土で作られた建造物の劣化が引き起こされている。
- ・警備員と公共の照明の欠如に強調されるように、大霊廟を含む墓地の囲いを再生する必要性は継続してある。
- ・トンプクトゥ文化ミッション (MCT) は、特に土製建造物保全のための腕のある技術者などの職員や、管理ミッション事業のための乗り物に不足している。

2. 世界遺産センターの見解

- ・治安状況にも関わらず、複数のレベルにおける資産の再生及び保全で達成された進捗と、委員会で採択された改善措置 (決定 40 COM 7A.6) の実施を歓迎し、12 の改善措置の内の 10 が現在実施中であることに對して締約国を称賛するべきである。
- ・これに関連して、新しい 2018~2022 年管理保全計画の策定は主な進展であるが、その実施は十分な資源が動員できるかにかかっている。この達成は、学際委員会の設立と同様に、地域コミュニティの関与が増加し、依然として非常に積極的であることを示している。再生及び保全事業の継続、特に 3 件のモスク、イル・ファロック (El-Farouk) 記念物、古文書図書館と博物館、IHERI-AB の拡張は、地域住民の大規模な活動の明確なサインであり、再生プログラムへの欧州連合の貢献に謝意を表明する。
- ・この大規模な進捗が達成されたにも関わらず、不安定な治安状況は依然として重要な懸念であり、特に軍隊の存在 (presence) と軍関連乗り物による振動が建造物群への新たな危機となっている。国連マリ多元統合安定化ミッション (MINUSMA) と協議の上、潜在的な悪影響を減らすため記載済み建造物群の側を通る交通オプションの再編成の調査を締約国が行うべきである。
- ・2 つの墓地への囲い壁の修繕及び再建と雨水排出の開発事業のための介入計画があるが、聖人の大霊廟を有する全ての墓地への追加の治安関連措置、特に各墓地への警備員の募集と研修、公共照明の設置、が必要である。
- ・更なる懸念は特に物流手段 (車やモーターバイク)、人的資源と資金援助、2012 年の都市の占領時に継続した破壊活動後、継続して占有されず MCT でも使用していない建物の再生に関する、MCT の不十分なキャパシティである。締約国に、MCT が使用できる予算範囲を増加することで、中心的な役割をより達成できるようにすることと、新しい管理保全計画の実施を保証することを奨励する。文化遺産の再生及びマリの古代文書保護の活動計画 (2017~2020) の第二フェーズを実施するためにも、委員会による国際社会への貢献の要請期間を延長することを勧告する。
- ・明らかとなった資産の非常に困難な状況とスタッフの孤立への対応として、キャパシティビルディングと危機遺産リストから除外するための望ましい保全状況 (DSOCR) 草案に関する対話を行うため、短期の遠距離支援プログラム実施の可能性を模索することを世界遺産センターと諮問機関に勧告する。
- ・上記の懸念を鑑み、資産を危機遺産リストに留めることを委員会に勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議の対象とされたが決定案の変更は無く、引き続き危機遺産とする決定が採択された。

決定概要

- ・継続する不安定な治安状況、記載済み建造物群への軍用車による振動の潜在的な悪影響等の軍隊の存在による特定の影響に対する懸念を示し、国連マリ多元統合安定化ミッション (MINUSMA) と協議の上、上記の悪影響を減らすため記載済み建造物群の側を通る交通オプションの再編成の調査を締約国が行うことを勧告する。
- ・キャパシティビルディングと危機遺産リストから除外するための望ましい保全状況 (DSOCR) の草案に関する対話を行うため、短期の遠距離支援プログラム実施の可能性を模索することを世界遺産センターと諮問機関に奨励する。
- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・強化モニタリングミッションの適用を継続し、**引き続き危機遺産とする。**

15. アスキア墳墓

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.15	ID No.	1139
資産名称（英）	Tomb of Askia		
締約国	マリ共和国		
			
		©CRA-terre Author: Thierry Joffroy	
種別	文化遺産	資産面積	4.24 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	82.7 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2004 年
構成資産数	4	危機遺産となった年	2012 年
資産概要	アスキア墳墓は、1495 年、ソンガイ（Songhai）族の王アスキア・モハメッド（Askia Mohamed）が自身のために建造した高さ 17m のピラミッド型構造物である。本資産は、西アフリカのサヘル地域の伝統的な泥造り建造物の代表例であり、15～16 世紀のサハラ砂漠における金と塩の交易で栄えた王国の栄華をうかがわせる。資産は首都ガオ（Gao）に位置し、ピラミッド型墳墓、平屋根式の 2 つのモスク、モスクの共同墓地、屋外集会場から構成されている。建造はアスキア・モハメッドがメッカから戻ってイスラムを国教と定めた後に始まったため、西アフリカの伝統的建築様式がどのようにイスラム的な機能を受容したのかという観点からも興味深いものといえる。		
危機遺産に登録された要因	- 武装グループによるガオ市街の占拠 - 日常的な管理が実施できないこと - 崩落の危険性		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012		
保全状況			
現在の課題	意図的な遺跡の破壊, 管理制度/管理計画, 戦争		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - 決定 41 COM 7A.30 への対応として以下の情報が提供された。 - 地域コミュニティとの緊密な協力の下、2018～2022 年管理保全計画が策定された。 2017 年 8 月に男性用モスクの屋根の一部が崩壊した。追加の被害を避けるため緊急の修復が実施され、数か月後にユネスコバマコオフィスとマリ文化遺産国家局（DNPC）の合同ミッションが被害の調査と資産全体の保全状況を評価するために派遣された。 - 屋根の修復事業、ピラミッドの塔のメンテナンス、ハスの木（hasu tree）再生を開始するため、締約国は国際援助要請を提出し、2018 年に承認された。 - 特に水食を防ぐため。ネクロポリスで様々な事業が実施された（雨水排出のための運河の再発掘、女性用モスクの排水地区再生、囲いの壁に沿って水の排水路の設置）。 - 男性礼拝者地区の復元事業が、清掃活動と複数の墓の再生と共に実施された。 2018 年 4 月 14 日に漆喰工事が実施された。		

- ・徘徊する動物と住民による資産の中庭への家庭ごみの堆積から墓とその周辺を保護するため、囲いの壁が建設された。
- ・文化遺産の盗掘と密売買に対してのキャパシティビルディングワークショップが、住民も参加して2017年12月に行われた。
- ・2017年7月に動産遺産の目録調査と緊急計画が実施された。
- ・研修生にも適用される若者雇用促進機関からの援助により、管理のキャパシティが恩恵を受けた。
- ・治安状況によりリアクティブモニタリングミッションは実施されていないが、2017年4月にユネスコから依頼された文化遺産の専門家により、資産の保全状況を評価するための現地ミッションが実施された。

2. 世界遺産センターの見解

- ・2017年の保全状況報告から、困難な治安状況下で締約国は資産の保全管理の努力を増大させた。委員会で採択された10つの改善措置（決定40 COM 7A.7）の内、昨年は3件のみだったが、現在は8件が実施されているため、委員会は締約国を称賛するべきである。主な達成事項の中で、資産の改善に有益な影響を与えるポテンシャルをもつ新しい管理保全計画が準備されたことに、その実施に十分な資金が提供されるという条件付きだが、特に言及する。資産の物理的な要素の復元及び改善措置に対しても、特に水食対策、モスクのネクロポリスの悪化と遊歩道の衛生状況への対策である清掃活動と囲い壁の建設を目的としたものに対して、謝意を示す。
- ・特に新しい管理保全計画により形作られた資産の管理と文化遺産の密貿易対策へ、コミュニティ参加に対して多大な努力が払われたことに感謝する。
- ・しかし依然として複数の懸念があり、その一番は水食による継続するネクロポリスへの崩壊リスクの指標でもあり、措置が実施されたにも関わらず崩壊した男性用モスクの屋根である。これは建造物の最初の渡り間（span）に関わる一連の崩壊の1/3である。
- ・事実2017年9月のミッション報告書は、柱と屋根の崩壊の主要な原因として、定期的な検査によりこの柱の脆弱性の初期の兆候の確認と適切な措置の実施を可能とする、適切な保全及び保護の作業デバイスの欠如を指摘している。従って、資産の定期的な検査、保全状況の定期的な評価のメカニズムを示した資産の構成要素の保全の手引きの準備を保証することが重要であり、これは未だ実施されていない改善措置の1つとなる。
- ・明らかとなった資産の非常に困難な状況とスタッフの孤立への対応でキャパシティビルディングと危機遺産リストから除外するための望ましい保全状況（DSOCR）草案に関する対話を行うため、短期の遠距離支援プログラム実施の可能性の模索を世界遺産センターと諮問機関に勧告する。
- ・資産の緊急介入への国際援助が付与されたとしても資金援助は依然として重要であるため、資産の改善と管理保全計画の実施のために資金を動員する努力を強化することが必要である。従って、文化遺産の再生及びマリの古代文書保護の活動計画（2017～2020）の第二フェーズを実施するためにも、委員会による国際社会への貢献の要請期間を延長することを勧告する。
- ・上記の懸念を鑑み、資産を危機遺産リストに留めることを委員会に勧告する。

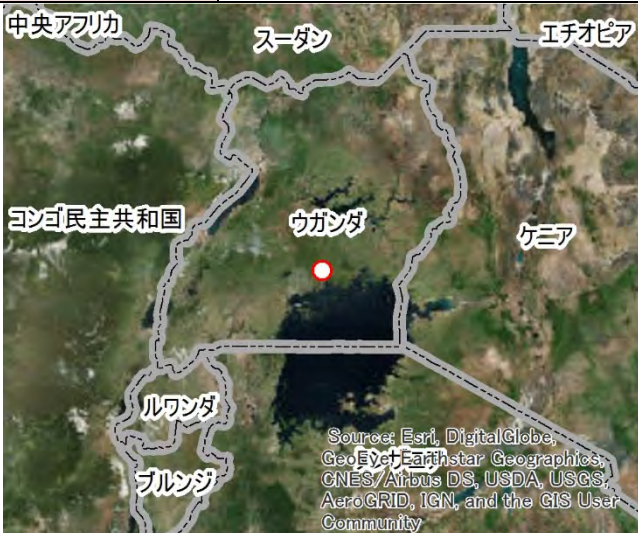
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議の対象とされたが決定案の変更は無く、引き続き危機遺産とする決定が採択された。

決定概要

- ・措置が実施されながら、水食により状態悪化のリスクが続いているネクロポリスと、それに続く2017年8月の男性用モスクの屋根の崩壊について懸念を表明し、資産の定期的な検査、保全状況の定期的な評価のメカニズムを示した資産の構成要素の保全の手引きの策定について特別の注意を払った改善措置の実施を追求することを奨励する。
- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・強化モニタリングミッションの適用を継続し、**引き続き危機遺産とする。**

16. カスビのブガンダ王国歴代国王の墓

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.16	ID No.	1022
資産名称（英）	Tombs of Buganda Kings at Kasubi		
締約国	ウガンダ共和国		
			
		©UNESCO Author: Lazare Eloundou Assomo	
種別	文化遺産	資産面積	26.8 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	資産周辺 250m の範囲
評価基準	i, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2001 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2010 年
資産概要	本資産は、カンパラ（Kampala）県のカスビの丘陵地帯に位置し、1884 年に宮殿から王家の墓所に改造された。現在ではムジブ・アザーラ・ムパンガ（Muzibu Azaala Mpanga）と呼ばれるドーム状の構造物に 4 基の王墓が遺されている。この王墓を内包する建物は 13 世紀から続いたブガンダ王国における代表的建築物である、ガンダ族の宗教的・精神的中心地である。		
危機遺産に登録された要因	火災による資産の一部破壊		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010		
保全状況			
現在の課題	陸上交通インフラ, 管理上の活動, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ムジブ・アザーラ・ムパンガ（主要墳墓建造物）の再建が進捗し、現在、天井の設置が行われている。再建プロセスは、締約国の 2017 年保全状況報告書で提出されたタイムラインに従って進んでいる。このプロセスで重要なことは防火設備の整備で、これは現在提供されている日本信託基金（JFIT）特別予算プロジェクト資金に依存している。 ・災害リスク管理計画の作成が進行中である。防火設備設計は諮問機関による審査後に採択され、マスタープランの承認及び JFIT 特別予算資金の提供を待ったうえで実施できる。 ・マスタープラン（2018~2028）は、ブガンダ王国、カンパラ首都機構（KCCA）、墳墓管理者、近隣コミュニティ、及びマケレレ大学研究者らの協力を得て締約国が策定中である。計画の策定は、世界遺産センターと諮問機関の指導の下で進んだ。計画原案は、資産の再建・修復・復旧計画、災害・リスク管理計画、観光・教育計画、カストディアンのニーズ及び物理的開発等様々な要素に及んでいる。計画に期待を寄せ、また決定 41 COM 7A.31 に沿って、全ての新規開発は、ムジブ・アザーラ・ムパンガの再建を除き停止している。 ・締約国は、新規に構成されたブガンダ遺産観光委員会を含め、変更後の管理体制を示した組織図を提出した。暫定国家技術委員会は、ムジブ・アザーラ・ムパンガの再建を監督するために招集されたものだが、恒久的な管理チームとなり、伝統的管理者、ブガンダ王国、観光・野生生物・遺		

跡省、ユネスコ国内委員会及びマケレレ大学を代表するメンバーが入っている。この委員会が監督・諮問・調整活動を担当する。

- ・ 締約国の 2017 年保全状況報告書と共に提出されたタイムラインは、資金調達が可能であれば、達成可能である。
- ・ ブジャブクラ（ゲートハウス）の保全状況は、急速に悪化している。締約国は、ムジブ・アザーラ・ムパンガの更なる再建と並行し、安定化・修復工事を開始する必要があると述べている。このため、ブジャブクラの修復のための国際資金要請が締約国から世界遺産センターに提出された。

2. 世界遺産センターの見解

- ・ 締約国は、ムジブ・アザーラ・ムパンガの再建、資産のために機能する管理システムとマスタープランの作成等、資産に影響する多くの要因を扱ってきた。締約国はまた、ユネスコ及び諮問機関と防火設備及び災害リスク管理計画及びマスタープランの策定につき、継続的に連絡をとってきた。後者については、マスタープランが 2018 年中に完成予定と予測できるほど、進捗は十分である。
- ・ 管理構造の見直しにより現在、伝統的管理者、職人等、多くの重要な役割を果たす人々を入れており、ブガンダ王国及び大学の研究者が管理チームの重要な部分を占めている。モニタリング及び管理体制において国家技術委員会の継続期間につき、限度を設けずに延長する決定は歓迎され、資産の管理を強化すると思われる。締約国が今日まで DSOCR の達成について、進捗を明白に報告していない一方、新管理構造及び管理計画原案は、管理者及び職人の役割と存在感を、彼らの伝統的慣行に対する知識と関連づけて高めるだろう。新計画は、災害リスク管理戦略及びキャパシティビルディング戦略を含み、資産の価値を現地に根付かせることを目的とする。
- ・ 2017 年に提出されたとおり、ムジブ・アザーラ・ムパンガの再建完了のタイムフレームは実現可能である。しかし、ブジャブクラの劣化は非常に懸念される。諮問機関は、この大いに意味のある構造物の安定化と修復に関し、締約国が緊急性を感じていることを知っている。世界遺産センター及び諮問機関はパネル会合で国際支援要請について議論した。ムジブ・アザーラ・ムパンガとブジャブクラで同時に作業できる十分な材料とスキルが利用できることを確認後、その要請は肯定的な勧告を受け、2018 年 4 月に承認された。
- ・ マスタープランプロセスにより、資産に対する多くの不適切な提案が変更または撤回されることになり、カンパラ首都機構が資産の顕著な普遍的価値（OUV）の重要性を敏感に感じるようになるのに役立った。マスタープランは、いったん完了しても、都市自身の政策及び計画に根付く必要がある。特に緩衝地帯の管理、都市人口密度、マシロ・ホイマ道路の開発に関し、都市の規模で多くの問題が残っている。伝統的ガンダ材料と技術について実施された調査は、絶え間なく継続する必要がある、この調査の結果を文書化し周知するために更なる努力を尽くすべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・ ムジブ・アザーラ・ムパンガの再建が 2019 年の完成に向けて順調に進んでいることを歓迎する。
- ・ 以下について要請する。9. Requests the State Party to:
 - a) 緊急的に、ブジャブクラについての調査を実施すること。
 - b) 緊急的に、安定化及び復元措置についての計画を策定し諮問機関に提出すること。
 - c) ブハブクラの安定化及び復元を、可及的速やかに、継続中のムジブ・アザーラ・ムパンガの再建と並行して、実施すること。
- ・ 緩衝地帯についてのガイドラインを策定し、資産の価値を考慮してマシロ・ホイマ道路整備を検討するよう要請する。必要であれば、歴史的都市景観に関する勧告（2011 年）を参照すること。
- ・ 危機遺産解除のための望ましい保全状況(DSOCR)を達成するためのスケジュールについて変更がある場合は世界遺産センターに連絡するよう要請する。
- ・ 2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・ **引き続き危機遺産とする。**

17. アブ・メナ

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.17	ID No.	90
資産名称（英）	Abu Mena		
締約国	エジプト・アラブ共和国		
			
		©Editions Gelbart Author: Jean-Jacques Gelbart	
種別	文化遺産	資産面積	182.72 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iv	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2001 年
資産概要	アブ・メナは、アレクサンドリアの南に位置する初期キリスト教の古代都市である。伝説によると、紀元 296 年にフリギアで殉教した聖メナスの遺体がラクダでアレクサンドリアに搬送される途中でラクダが力尽きた地点がアブ・メナであるといわれている。発掘調査の結果、6 世紀までには巨大な聖堂を備えた一大巡礼都市となっていたことが判明した。聖堂には病を癒すと信じられた奇跡の泉が湧き出し、この水は周囲の公共浴場や溜池にも利用されていた。他にも、アルカディウスのバシリカに付属する洗礼堂や、その西側に建造された教会などは、コプト文化やビザンティン文化の影響が強く、建築学的に貴重である。		
危機遺産に登録された要因	- 排水設備がないまま地域の農業開発のための干拓、灌漑が行われたことによる地下水面の上昇 - 資産の周囲に分布する多数の溜池が破壊されたことにより発生した資産範囲北西部における大規模な地下空洞の形成。 - 資産範囲内に建設された大規模道路		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2001, 1992		
保全状況			
現在の課題	住宅開発, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 水（物理的な影響）		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - 遺跡省（MoA）は、資産の保護保全のための一連の措置を引き受け、考古学地区に影響する脅威と、勧告された改善措置の第 1 段階実施に対する障害の解決策を見出す努力をしている - MoA は、地下水位上昇による資産への脅威を研究し、考古学地区を保護するための資源と解決策を特定するために科学委員会を設置した。地下水の経路及び規模を探索するための地球物理学的・地熱学的研究等の研究が進んでいる一方、地域の建築学的調査は、3 次元レーザー技術を用いて行われるようになってきた。 - MoA は、農業省、灌漑省と協力し、行動計画を工夫し、排水路の保守と清掃、地下水を再利用、削減できる親水性植物の植え付けを行っている。 - 緩衝地帯からの侵入はなくなり、「受託者委員会」が形成され、地域住民と共に新規建設物の排除について議論している。		

- ・提案されたビジターセンタープロジェクトは資金不足と、資産における地下水問題が解決していないため、停止している。
- ・大バシリカは、地下水位の上昇と雨により、ひび割れその他の損傷を受けている。大バシリカの埋葬室と、他のエリアでは一部の巡礼者用中庭の壁は、引き続き物理的に保全する必要がある。MoAは、大バシリカで発見された遺物につき、状況評価報告を作成した。
- ・アブ・メナ考古学遺跡保全修復プロジェクトは、保全とキャパシティビルディング活動を含むもので、MoAにより作成が進んでおり、EUの資金がその実施のために求められている。
- ・MoAは、考古学的特徴のない2地域を除外するにあたり、軽微な境界変更を提案した。

2. 世界遺産センターの見解

- ・この資産は2001年に危機遺産リストに記載され、改善措置は、2006年に特定された。この資産が危機遺産リスト解除のために望ましい保全状態（DSOCR）は2007年に採択され、同年、締約国は2010年までに改善措置を実施するよう求められた。以降、資産の顕著な普遍的価値（OUV）に貢献する属性は悪化してきた。改善措置は完了せず、資産はいまだにDSOCRを達成していない。
- ・地下水位の上昇による資産への脅威を調査する科学委員会の設立は、資産のOUVに対する長期の重大な脅威に対処する積極的な一歩であり、改善措置の実施に貢献する。電気ポンプによる汲上げは長期的には持続可能でないという2012年のリアクティブモニタリングミッションの所見、及び地下水面上昇の根本的原因への対処方法に関連した分析は、このプロセスの一環として緊急に対処すべきである。
- ・締約国との合意のもと、地下水面上昇に関連した継続中の技術コンサルテーションの枠組みにおいて、ユネスコ・カイロ事務所の科学文化専門家は2018年5月、食糧農業機関（FAO）を関与させ、この資産へのミッションを引き受けた。地下水位を下げ安定化させ、特定、実施するための管理されたプロセスなど、影響軽減措置へのニーズがある。この措置には、考古学遺跡と周辺地域における地下水位モニタリングの効率的システムを取り入れること、また、塩分による石造物の急速な劣化を避けることが必要である。
- ・一部の侵入者を排除したことを歓迎する。しかし、OUVと相容れない木造キオスク等不適切な新規建設物が資産内に残っている。委員会が締約国の不法建築物除去の措置、及び地下水位が安定するまでビジターセンターの建設を保留する決定に留意することを勧告する。しかし、委員会が締約国に対し、資産及び緩衝地帯内に建設が予想されるビジターセンター等のプロジェクトにつき、作業指針第172項に従って開始前に遺産影響評価を含む詳細情報を、諮問機関による審査のために世界遺産センターに提出するよう求めることを勧告する。
- ・大バシリカで発見された遺物の状況評価報告の作成を歓迎するが、締約国は資産において、特に大バシリカで実施されている全ての継続中または計画された修復介入、または埋め戻し戦略、資産の修復回収プロジェクトから生じたイニシアティブの詳細については、実施前に、決定40 COM 7A.9及び41 COM 7A.32の要請どおりには、審査のために提出していない。
- ・資産の全ての重要な構成要素に対処する包括的保全計画は、なお必要である。更に、委員会は資産管理計画完成を、10年以上にわたり要請してきた。資産の包括的統合管理計画策定への個別の要望は、決定41 COM 7A.32で行ったが、締約国は当該管理計画の作成につき進捗報告を提出していない。
- ・締約国は、世界遺産センターに2016年、軽微な境界変更の提案を提出した。委員会が締約国に対し、世界遺産センター及びイコモスとの協議プロセスを継続し、資産と緩衝地帯双方の境界の見直しを、作業指針第163~165項に従って正式に提出するよう求めることを勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・以下について緊急に要請する。
 - a) 地下水位の上昇に対する対策の活動計画を策定する。
 - b) 考古遺跡及び周辺での水位をモニタリングするための効率的な方法を確立すること。
 - c) 地下水位の低減、安定化措置を実施している間の、考古遺構に対する影響緩和措置の検討。
- ・作業指針第172段落に従って、進行中及び計画されている全ての復元について詳細を提出するよう要請する。なお、再生事業及び建設事業については、実施前に、世界文化遺産の遺産影響評価に関するイコモスガイダンスに従ってHIAを実施すべきである。

18. アッシュール（カラット・シェルカット）

基本情報			
決定番号	42 COM 7A. 18	ID No.	1130
資産名称（英）	Ashur（Qal'at Sherqat）		
締約国	イラク共和国		
			
		©Editions Gelbart Author: Jean-Jacques Gelbart	
種別	文化遺産	資産面積	70 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	100 ha
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2003 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2003 年
資産概要	バグダッドの 390km 北に位置するアッシュール（現在のカラット・シェルカット）は、シュメール王朝期から栄えた古代都市であるが、アッシリア帝国最初の首都となったことで特に知られている。アッシュールの遺跡は旧市街と新市街に分けられ、主だった遺構はジグuratと主神アッシュールの大神殿、イシュタル女神の神殿、旧宮殿と王墓などである。市街は二重の城壁と堀によって囲まれていたが、バビロニアの侵入で滅亡した。その後、パルティア王国時代に短期間ではあるが復興を遂げている。		
危機遺産に登録された要因	・ 近隣でのダム建設による局所的洪水及び浸水 ・ 武力衝突		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004		
保全状況			
現在の課題	意図的な遺跡の破壊,洪水,管理上の活動,管理制度/管理計画,戦争,水関連インフラ		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 前回の委員会で指摘された保全上の課題について、以下の進捗が報告された。 ・ この報告書は、軍事行動の対象及び/若しくは過激派武装集団に占拠されていたアッシュールと他の世界遺産に対して要請された正式な保全状況報告書を代表するものではない。 ・ 2016 年 12 月中旬に占領から解放されたが、重大な復元若しくは保全事業は実施されず、また 2017 年 2 月 3 日に古物遺産国家局（SBAH）とユネスコが実施した緊急評価ミッションに追加する、資産が被った被害の正式な評価及び報告を実施するミッションは実施されなかった。 ・ 複数の国際的イニシアティブと取り組みは、わずかしが現地での具体的な結果となっていない。 ・ イラクの世界遺産は依然として、保護、管理、土地利用、資金・海外投資の不足、世界遺産に対する不適切な社会の関心等に関連する問題の被害にあっている。 ・ 2018 年 3 月 30 日、爆発により、タビラ門のレンガの積み重ね部分が大きなひび割れが視認できるほど被害を受け、またチグリス川に沿った夏の宮殿、資産の北側部分が深刻な被害を被った。ドイツ考古学ミッションにより広範囲に発掘された北側部分は略奪にあっている。		

・現在の治安状況は安定しており、保全、復元、再建事業の着手が可能である。2016年の解放後にパルミラで実施された技術ミッションのような、世界遺産が被った主な被害を評価するための技術ミッションの必要性を強調する。また、示された国際公約の実現とこの地域で長期間不足していた保護管理に対処するため、ユネスコ、国際コミュニティ、大学及び研究機構（scientific institution）と協力することを推奨する。また、イラクの文化遺産の国際会議を招集し、ドナー国もそれに従うことと、イラクからの文化財の不法取引禁止令を強化することも推奨する。

2. 世界遺産センターの見解

・（4年連続で）資産の保全状況の詳細情報が欠如しているのは依然として重大な懸念である。過去の委員会決定の勧告通り、治安状況が許した全ての事業実施前に可及的速やかに、イラクユネスコオフィスとの緊密な連携の下、管轄当局と共に正式且つ詳細な被害評価を実施することが必要不可欠である。また、2017年2月にSBAHが実施した解放後の資産の緊急評価の正式な報告書を、世界遺産センター及び諮問機関の審査のため提出することを委員会が締約国に再度要請すること。

・前回の保全状況報告書以降、現地での改善は見られない。2017年2月にユネスコ/イラク政府が開催したイラクの開放地域における文化遺産保護の国際協調カンファレンスで提案された、優先的活動と必要資源における進展がないため、再考する必要がある。可能な限り可及的速やかに優先的な活動の実施と必要な資源の確保を前進させるやり方を探すことを目的とし、イラクの解放された地域の文化遺産の保護及び復元の国内及び国際的な取り組みに立ち戻ることを勧告する。

・過去の委員会勧告通り、全ての保護及び緊急安定化事業の実施は、最小限の介入の原則に従い、崩壊若しくは更なる被害が切迫した際のみ実施されるべきである。資産で発見された建築、彫刻、浮彫の要素や意図的な破壊などの紛争関連で生じた被害は、2017年の国際協調カンファレンスで示されたように、安全な場所に回収、収集されるべきである。治安状況が許し次第、世界遺産センター/イコモス合同ミッションを派遣し、現在準備されている被害評価と包括的保全計画策定を援助することを再度勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・資産の保全状況に関する情報が依然として不足していることを懸念し、現地の状況を継続して世界遺産センターに報告することを要請する。
- ・2017年に実施された資産に対する緊急調査の報告書を、世界遺産センター及び諮問機関の審査のために提出することを締約国に再度要請する。
- ・2015年2月の国連安保理決定第2199号、2015年12月の第2347号、2017年3月の第2347号に則り、イラクから文化財が不法に持ち出され取引されることに対する戦いに協力するよう、ユネスコの全ての加盟国に再度訴える。
- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

19. ハトラ

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.19	ID No.	277
資産名称（英）	Hatra		
締約国	イラク共和国		
			
		©Editions Gelbart Author: Jean-Jacques Gelbart	
種別	文化遺産	資産面積	323.75 ha
タイプ	遺跡、建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1985 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2015 年
資産概要	ハトラは、パルティア王国の影響下で建設された大規模城塞都市であり、最初のアラブ人による王国の首都である。ハトラは、各所に設けられた塔を有効に組み合わせた高く厚い城壁を有しており、この城壁によって、西暦 116 年・198 年の 2 度に亘ってローマ帝国の侵略を乗り切った。ヘレニズム様式やローマ様式の建築物が東洋的な装飾的特徴と融合した寺院址など、都市に遺る建築物群は、かつての文明の偉大さを物語っている。		
危機遺産に登録された要因	武力衝突による破壊と損傷		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2001, 1995		
保全状況			
現在の課題	意図的な遺跡の破壊, 戦争		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 前回の委員会で指摘された保全上の課題について、以下の進捗が報告された。 ・ この報告書は、軍事行動の対象及び/若しくは過激派武装集団に占拠されていたハトラと他の世界遺産に対して要請された正式な保全状況報告書を代表するものではない。 ・ 2017 年 4 月に解放された都市のインフラの完成に関する進捗はない。 ・ 2017 年 2 月のイラクの開放地域における文化遺産保護の国際協調カンファレンスで提案された優先的活動は未だ実施されておらず、また資産が被った被害への緊急評価も実施されていない。 ・ イラクの世界遺産は依然として、保護、管理、土地利用、資金・海外投資の不足、世界遺産に対する不適切な社会の関心等に関連する問題の被害にあっている。 ・ 2017 年 11 月 22 日、資産の保全及び復元事業提案への援助を目的としハトラについての報告書をユネスコと共有した。この報告書は、2017 年 9 月 9 日に実施されたミッションにおいて評価された資産の被害に関する一部の詳細が書かれている。要約は以下の通り。 ・ 太陽神殿の壁：東側の正門の部屋内部への軽微な被害に加え、2017 年 4 月の資産の解放時に大規模な被害が与えられた。		

- ・マルン/ギリシャ神殿：神殿南側のファサードの外側の柱に弾痕が見られる。
- ・三神殿（Triad temple）：小型のイーワーン（丸天井）のアーチにあった彫像が意図的に破壊された。資産の解放時に車に火がつけられ、小型イーワーンが更に被害を受けている。大型のイーワーンでは、神殿の複数の彫像を補完している部屋が閉められていたままで発見された。
- ・南側の大イーワーン：中心のイーワーンのファサードにあった鷲の彫像（アーチ両側にあった3体）は、銃撃対象として破壊された。地上からは南側ファサードの意図的に破壊された石膏の彫像の破片が発見されている。南側の小型イーワーンのファサード部分の彫像と、内部の下側にある彫像も破壊された。北側イーワーン内の石膏彫像2体も破壊されたが、頭部が欠けた一対の彫像は一体のままで発見された。イーワーンの後部ファサードは迫撃砲の被害を受けている。
- ・北側の大イーワーン：イーワーンのアーチ部分にあった、人間と動物の彫像に被害があった。中心のイーワーン内部の部屋は閉められており、一部の彫像が破壊されていた。
- ・アラット、サムヤ、シュハイル/シャハイル（Allat, Samya and Shuhair/Shahiru）の神殿：これらの神殿及び彫像の被害は報告されていない。
- ・近代の宣教関連の建造物群は略奪された（考古遺物、設備、家具、フェンスを含む）。
- ・現在の治安状況は安定しており、保全、復元、再建事業に着手することが可能である。2016年の解放後にパルミラで実施された技術ミッションのような、世界遺産が被った主な被害を評価するための技術ミッションの必要性を強調する。また、示された国際公約の実現とこの地域で長期間不足していた保護管理に対処するため、ユネスコ、国際コミュニティ、大学及び研究機構（scientific institution）と共に取り組むことを推奨する。また、イラクの文化遺産の国際会議を招集し、ドナー国もそれに従うこと、イラクからの文化財の不法取引禁止令を強化することも推奨する。

2. 世界遺産センターの見解

- ・資産における被害と資産の保全状況の詳細情報が欠如しているのは依然として重大な懸念である。
- ・2017年9月にイラク当局が実施したミッションにより、資産が被った被害の総合評価が提供された。締約国はハトラの保全及び復元事業計画を準備し、この資金集めに活発に活動している。短期、中期、長期の保全と保護の目標及び活動を含む資産の詳細計画が必要である。
- ・上記の様な包括的な事業の実施以前は、締約国は資産の略奪及び追加の被害を防ぐため、緊急保護措置を実施する必要があったが、全ての保護及び緊急安定化事業の実施は最小限の介入の原則に従い、崩壊若しくは更なる被害が切迫した際のみ実施されるべきである。作業指針第172項に従い、元に戻すことが困難と見られる全ての決定がなされる前に、資産の顕著な普遍的価値（OUV）に影響を及ぼす可能性がある主要な復元及び新しい建設事業の全ての将来計画を世界遺産センターに報告するよう締約国を招聘するべきである。また、資産の保全及び復元の包括的事業援助のためにより完璧且つ詳細な被害評価の策定に加え、更に被害を調査するため、また更なる被害及び略奪からハトラを保護するために必要な短期的、中期的、長期的な目標及び活動についてイラク当局と議論するために、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの招聘を委員会が締約国に要請することを勧告する。
- ・可能な限り可及的速やかに優先的な活動の実施と必要な資源の確保を前進させるやり方を探すことを目的とし、イラクの解放された地域の文化遺産の保護及び復元の国内及び国際的な取り組みに立ち戻ることを勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議の対象とされたが、委員国から特段の発言は無く、引き続き危機遺産とする決定が採択された。

決定概要

- ・イラク当局が実施した被害評価に謝意を示し、資産の保全及び保護の包括的事業に続いて詳細な被害評価が必要であることに留意する。
- ・更に被害を調査するため、また更なる被害及び略奪から資産を保護するために必要な短期的、中期的、長期的な目標及び活動についてイラク当局と議論するために、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの招聘を要請する。
- ・2015年2月の国連安保理決定第2199号、2015年12月の第2347号、2017年3月の第2347号に則り、イラクから文化財が不法に持ち出され取引されることに対する戦いに協力するよう、ユネスコの全ての加盟国に再度訴える。
- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。

・引き続き危機遺産とする。

20. 都市遺跡サーマッラー

基本情報			
決定番号	42 COM 7A. 20	ID No.	276
資産名称（英）	Samarra Archaeological City		
締約国	イラク共和国		
			
		©Mahmoud Bendakir Author: Mahmoud Bendakir	
種別	文化遺産	資産面積	15,058 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	31,414 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2007 年
構成資産数	10	危機遺産となった年	2007 年
資産概要	チュニジアから中央アジアにおよぶ広大な範囲を支配したアッバース朝は、836 年にバグダッドからサーマッラーに遷都した。名高い 9 世紀の大モスクとらせん状のミナレットをはじめ、ここで発展した建築や芸術の諸様式は後のイスラム世界に広く伝播していった。サーマッラーは早い段階で放棄されたため、当時の都市の構造が良く残されており、遺跡の 80%ほどが未発掘のままである。バグダッドにおけるアッバース朝期の建造物が破壊されてしまった現在、往時の栄華を偲ぶことができるのはここサーマッラーのみである。		
危機遺産に登録された要因	国内の紛争		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008		
保全状況			
現在の課題	管理制度/管理計画, 戦争		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・この報告書は、軍事行動の対象及び/若しくは過激派武装集団に占拠されていた都市遺跡サーマッラーと他の世界遺産に対して要請された正式な保全状況報告書を代表するものではない。 ・過去の保全状況報告書で言及されていた、サーマッラー考古局が準備したドキュメンテーション以降、追加の被害評価は行われていない。 ・2015 年 7 月に発表された大モスクとミナレット保護プロジェクトはまだ開始されていない。 ・イラクの世界遺産は、保護、管理、土地利用、資金・海外投資の不足、世界遺産に対する不適切な社会の関心等に関連する問題の被害にあっている。 ・2018 年 3 月 30 日、サーイシュナス（Sur Ashnas）北側の範囲 200m が戦闘中の爆発により被害を受け、迫撃砲の砲撃により八角形のクバット・アル・スライビーヤの西側部分も被害を受けた。穴とひび割れが視認できる。 ・現在の治安状況は安定しており、保全、復元、再建事業の着手が可能である。2016 年の解放後にパルミラで実施された技術ミッションのような、世界遺産が被った主な被害を評価するための技術ミッションの必要性を強調する。また、示された国際公約の実現とこの地域で長期間不足していた		

保護管理に対処するため、ユネスコ、国際コミュニティ、大学及び研究機構（scientific institution）と協力することを推奨する。また、イラクの文化遺産の国際会議を招集し、ドナー国もそれに従うことと、イラクからの文化財の不法取引禁止令を強化することも推奨する。

2. 世界遺産センターの見解

- ・資産の保全状況に関する情報が依然不足したままであることは重大な懸念である。世界遺産センターと諮問機関の審査のため委員会が締約国に対し、過去の保全状況報告書で言及されていたサーマッラー考古局のドキュメンテーションのコピーの提出を再度要請することを勧告する。
- ・治安状況が許し次第、また全ての復旧作業の実施前に可及的速やかに正式且つ包括的な評価をユネスコイラクオフィスとの緊密な協力の下で実施する要請を委員会が繰り返すことを勧告する。
- ・過去の勧告通り、必要な全ての緊急安定化事業は最小限の介入という原則を貫徹するべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

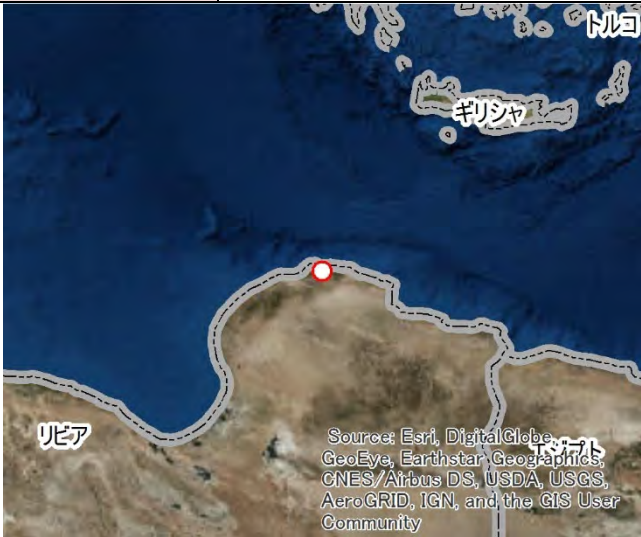
- ・資産の保全状況に関する情報が依然として不足していることを懸念し、現地の状況を継続して世界遺産センターに報告することを要請する。
- ・サーマッラー考古局による記念物群への被害の記録のコピーを、世界遺産センター及び諮問機関の審査のために提出することを締約国に再度要請する。
- ・2015年2月の国連安保理決定第2199号、2015年12月の第2347号、2017年3月の第2347号に則り、イラクから文化財が不法に持ち出され取引されることに対する戦いに協力するよう、ユネスコの全ての加盟国に再度訴える。
- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

21. エルサレムの旧市街とその城壁群

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.21	ID No.	148
資産名称（英）	Old City of Jerusalem and its Walls		
締約国	ヨルダン・ハシェミット王国提案		
			
		©UNESCO Author: Leila Maziz	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡、建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1981 年
構成資産数	不明	危機遺産となった年	1982 年
資産概要	ユダヤ教、キリスト教、そしてイスラム教という 3 つの宗教の聖地として、エルサレムはつねに象徴的な都であり続けている。現在、3 宗教の信徒に与えられた区画は嘆きの壁によって分断されている。220 を数える歴史的建造物のうち、7 世紀に建造された岩のドーム（Dome of the Rock）は傑出している。植物や幾何学文様の装飾が美しいだけでなく、アブラハムによるイサクの犠牲地として 3 宗教の信徒から崇敬を集めている。また、聖墳墓教会内の「復活の口タンダ」は、キリストの墓所を擁している。		
危機遺産に登録された要因	歴史的真實性の甚大な損失、文化的重要性の重大な損失、資産の法的位置づけの変更による保護の弱体化、保全政策の欠如、都市計画の悪影響		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 1982		
保全状況			
現在の課題	交通インフラの利用に起因する影響、ガバナンス、影響の大きい調査活動/モニタリング活動、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他の危機：自然のリスクファクター；記念物の崩壊		
審議概要	1. 保全状況報告 ・エルサレムの旧市街とその城壁群（ヨルダン国提案遺跡）は、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教の聖都として、1981 年世界遺産リストに登録された。更に 1982 年には危機遺産リストに登録された。 ・本文書の作成時点において、遺跡の保全状況報告を関係者から受け取っていない。 ・第 41 回世界遺産委員会以来、パレスチナ政府代表団は、ダマスクス門で進む世界遺産遺跡の顕著な普遍的価値に影響を与えるおそれのある建設工事に関し懸念を表明してきた（2018 年 2 月 14 日付書簡）。これらの懸念はヨルダンとパレスチナの代表団が共同署名した書簡（2018 年 3 月 9 日付）においても改めて表明された。同じ懸念は、トルコ政府代表団も取り上げた（2018 年 1 月 25 日付書簡）。イスラエル政府代表団は、治安上の理由で撤去可能な監視塔を設置したこと、及び治安状況が許せば、それらを撤去することを表明した（2018 年 4 月 5 日付書簡）。		

	2. 世界遺産センターの報告 なし 3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。
決定概要	
・聖地エルサレムの性格及び状況を変更、もしくは変更しようとする占領国イスラエルによる法的措置、行政措置は、特にエルサレムに関する「基本法」を含めて、全て無効であることを確認する。 ・また、東エルサレムに常任代表を任命し、定期的に状況報告を行うよう求めるユネスコの要請を実施することをイスラエルが拒否していることに遺憾の意を表し、可及的速やかにこれを実現するよう改めて要請する。 ・ユネスコリアクティブモニタリングミッションを緊急に実施することが必要であることから、関係するユネスコ条約、決定、決議に基づいて、ミッションの迅速な実施を実現するよう可能な限り全ての努力を行い、実施されない場合は、実施を実現するための効果的な愛作を提案するよう、事務局長及び世界遺産センターに要請する(invite)。 ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 ・引き続き危機遺産とする。	

2.2. クーリナの古代遺跡

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.22	ID No.	190
資産名称（英）	Archaeological Site of Cyrene		
締約国	リビア		
			
		©UNESCO Author: Giovanni Boccardi	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1982 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	ティラ（サントリーニ）島のギリシャ人植民地として開拓されたクーリナは、紀元 365 年に地震で崩壊するまで、ピンダロスの詩に謳われるようなヘレニズム世界の重要な一都市であった。ローマ時代にはクレナイカと呼ばれ、マルクス・アントニウスがクレオパトラに献上したことでも知られている。遺跡の規模は大きく、北区画にはアポロンの聖域、南東区画にはアゴラやフォルムが現存する。またクーリナのネクロポリスは古代地中海世界を通じて最大規模のものである。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2007, 2006, 2004		
保全状況			
現在の課題	農作物の生産、意図的な遺跡の破壊、ガバナンス、住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、家畜飼育/放牧、管理上の活動、管理制度/管理計画、表層水汚染、戦争		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・クーリナ遺跡局（DOAC）は、資産が直面している問題に対処するため、管理上の再構成を引き受けた。DOAC はまた、参加型の遺跡清掃活動を引き受けることにより、資産の様々な部分（オデオン、アポロンの聖地、東方教会大聖堂、及び四季モザイク）における植栽の過剰な成長に対処し、また、考古学的人工物の文書化と目録作りに関するワークショップを開催してきた。 ・2017 年 7 月 1 日、市議会は市議会決議 No.4.11.242 を採択し、考古学資産付近での建設工事を中止させ、資産への建設機械の立ち入りを禁止し、警察機関、遺跡当局、民間警備隊及び犯罪捜査職員に決議の履行を委託した。 ・困難に直面しているにもかかわらず、境界と緩衝地帯を示した資産の地図は提出された。地図を精緻化するプロセスは、現地調査、衛星画像、及び現地住民との協議を基にしており、これが資産保護に向けた行動計画の策定に結びついた。 ・DOAC はその取り組みと地元当局及びコミュニティの取り組みに加え、資産の効果的な長期保全管理には、資産周辺の都市部でインフラとサービス（特に下水道問題）及び住宅ニーズに対処す		

るため、国際社会からのより強力な支援が必要であると考えている。

- ・リビアの世界遺産資産保護戦略は、大統領令 No. 1355/2017 に基づき、現在、ユーティリティー技術コンサルティング・オフィス（ECOU）が DOA の監督下で実施している。調査の精緻化のために資金が配分され、計画では戦略を実施する必要がある。これは次の 8 つの柱に基づいている。すなわち、侵入者からの保護、自然要因からの保護、観光、人材の誘致と開発、インフラ強化と環境、考古学遺跡の記録とモニタリング、環境への支持、及び統括管理である。

2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国が提供した情報は、国内の紛争が多いにもかかわらず、クーリナ考古学遺跡の保全に関するコミットメントを示しており、資産の状況と、これまでにとられた改善措置の分析において、多くの進歩があった。このコミットメントにもかかわらず、都市からの侵入者は依然として大きな懸念であり、資産の完全性に大きな影響を与えている。
- ・境界と緩衝地帯を含め地図を精緻化するための取り組みは、資産の保護と管理に向けた不可欠のステップと認識されている。これに関して継続中の世界遺産センター及びイコモスとの緊密な協議を高く評価する。委員会が締約国に対し、世界遺産センター及びイコモスとの緊密な協議を継続し、作業指針第 164 項に沿って境界画定とその後の軽微な境界変更について提出し、諮問機関の審査を受けるよう要請することを勧告する。
- ・報告では考古学遺跡に影響を与える新規居住地の存在を評価できたか否かを明記していない。しかし、2017 年 7 月 1 日付の市議会決議 No. 4.11.242 は、資産内の建設工事を中止させることを目指したもので、実施すべき法的保護の枠組みを提供している。この課題及び資産の境界と緩衝地帯画定に関する行動計画策定についての地元コミュニティとの協調と対話を評価し、その継続を強く奨励する。
- ・報告はまた、委員会が 2017 年に行った、資産のモニタリングと管理のため可及的速やかに技術ワークショップを開催するための要請についても沈黙している。
- ・資金と人材の欠如に関連する現在の状況のために、残念ながら締約国は、都市からの侵入問題の解決、下水問題への対処、実質的な保全工事の実施ができない。委員会が締約国に対し、現在資産が直面している切迫した課題に対処するために国際支援要請を提出することを要請するよう勧告する。
- ・また、締約国が、リビア世界遺産資産保護戦略の精緻化のために行われた重要な取り組みを、チュニスで 2016 年 5 月に開催されたリビア文化遺産保全国際会議中に特定された短中期の措置に基づき進めることを勧告する。その他の筋からは、市民社会と地元当局に世界遺産リスト登録資産を含め文化遺産の保護の必要性につき意識の向上がみられることが報告されている。メンバー 5 都市から成るリビア世界遺産都市連合会（サブラタ、2018 年 3 月）の会合では、リビアの資産を保護するための政府措置を要求し、この件について関係当局間の協調と一致の必要性を強調した。
- ・リビアの文化財、特にクーリナの考古学遺跡からの略奪が続いていることは、大いに懸念される。したがって、委員会が締約国に対し、リビア遺産の不法取引に対する戦いに対処し、保護に協力するよう大会に要請することを勧告する。
- ・委員会が第 38 回、第 39 回、第 40 回、第 41 回委員会で要請した合同ミッションが、安全面の条件が整いしだい、資産に派遣されることが引き続き肝要である。一方、締約国が、委員会のコメントと要望に最大限対処しつつ、世界遺産センターに現地状況と、開始した措置のその後の実施状況につき常に新しい情報を与える努力を追求することが重要である。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・境界線の明確化及び軽微な境界線の変更を完遂するよう要請する。
- ・資金不足、人材不足に対応するため、国際的援助の要請を提出するよう要請(encourage)する。
- ・締約国が、資産における状況の変化及び新たに実施された保護お膳措置について、世界遺産センターに対し定期的に報告することを要請する。また、継続して、技術的説明を含めて、工事の正当性を示す詳細情報を提供するよう改めて要請する。
- ・治安状況が改善し次第、世界遺産センター、イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘するよう締約国に改めて要請する。
- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

23. レプティス・マグナの古代遺跡

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.23	ID No.	183
資産名称（英）	Archaeological Site of Leptis Magna		
締約国	リビア		
			
		©UNESCO Author:Giovanni Boccardi	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, ii, iii	世界遺産一覧表記載年	1982 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	リビアの首都トリポリの東約 100km にある古代都市遺跡。フェニキア人の港町として始まり、2 世紀初頭ローマ人の植民都市となった。2 世紀末～3 世紀初めに、ローマ皇帝レプティス・セウェルス は、多くの建造物を建設し、アフリカでは比類の無いローマ帝国の都に匹敵する大都市建設に貢献した。7 世紀にイスラムの侵攻により、砂中に埋没したが、第二次大戦前後の発掘によりその全容が明らかになった。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 1990		
保全状況			
現在の課題	戦争		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・遺産局（DOA）報告では、過去 2 年間に研修を受けて資産で働く職員数が増え、過剰に育った植物を減らし、動物による食害、文化財の損壊に対処し、目録作りなどの行動をとることができるようになったという。しかし、石造物の劣化に対処するには、専門家の助言と更なる資金調達が必要である。資産の一部エリア（狩りの絵のある浴場及び港湾）を覆う砂の影響は、特化した機械がないため適切に対処できていない。 ・DOA は、人の活動は資産に否定的な影響を与えてきており、より多くの安全対策と監視が必要であると考えている。資産の規模が大きいと、落書きや焚火も管理が困難である。ワジ・エラサフへの家庭廃水排出により、レプティス・マグナの西端が汚染された。しかし、この問題は、地元住民との協力により対処されつつある。 ・DOA は観光警察及び地元コミュニティ代表と協調し、資産とその環境に定期的に立ち寄り、監視している。2011 年以来、リビアが直面する治安及び経済問題は、以下のとおりである。 ・DOA は資産が一般に公開されていると報告している。しかし、遺跡博物館は固く閉ざされたままで、コレクションはより安全な場所に保管されている。 ・困難に直面しているが、境界と緩衝地帯を示す資産の地図は、提出されている。地図を精緻化するプロセスは、現地調査、評価作業及び衛星画像に基づいている。		

- ・リビアの世界遺産資産保護戦略は、大統領令 No.1355/2017 に基づいており、現在、DOA の監督のもと、ユーティリティー技術コンサルティングオフィス（ECOU）により実施されている。資金は戦略実施に必要な調査と計画の精緻化のために配分され、以下の8つの柱に基づいている。すなわち、侵入者からの保護、自然要因からの保護、観光、人材の誘致と開発、インフラ強化と環境、考古学遺跡の記録とモニタリング、環境の支持、及び統括管理である。

2. 世界遺産センターの見解世界遺産センターの見解

- ・締約国が提供した情報は、国内の紛争が多いにもかかわらず、レプティス・マグナ考古学遺跡の保全に関するそのコミットメントを示している。これらの行動の実施にあたっての努力にもかかわらず、資金と人的資源の不足のため、締約国は主要な保全工事を行うことができていない。職員研修と監視の増加にもかかわらず、資産の規模が DOA の能力に対し大きいため、人が関係する脅威を防止するためには依然として課題である。
- ・境界及び緩衝地帯を含め地図を精緻化するための取り組みは、資産の保護と管理に向けた不可欠のステップであると認識されている。これに関し継続中の世界遺産センター及びイコモスとの緊密な協議を高く評価する。委員会が締約国に対し、世界遺産センター及びイコモスとの緊密な協議を継続し、作業指針第 164 項に沿って境界画定とその後の軽微な境界変更について提出し、諮問機関の審査を受けるよう要請することを勧告する。
- ・レプティス・マグナに 580 棟の新しい建造物があることを示す 2011 年から 2016 年の衛星画像を参考に、過去の保全状況報告で取り上げた都市からの流入問題に関し、締約国は事実、提案された境界内には新規の建造物はなく、緩衝地帯に 85 棟あることを認めている。この齟齬は、現在進行中の境界及び緩衝地帯のマッピングの中で対処すべきである。したがって、この地図の最終化を締約国が優先することを勧告する。
- ・資金と人的資源の不足に関する現在の状況のため、残念ながら、締約国は資産の保護と重要な保全工事を実施できていない。その保全の取り組みにおいて締約国を支援するために、委員会が国際社会から支援を求めることを勧告する。
- ・また、締約国により、リビア世界遺産資産保護戦略の精緻化のために行われた重要な取り組みが、チュニスで 2016 年 5 月に開催されたリビア文化遺産保全国際会議中に特定された短・中期の措置に基づき進められることを勧告する。この報告は <http://whc.unesco.org/en/news/1496> で閲覧できる。
- ・その他の筋からは、市民社会と地元当局に世界遺産リストに登録された資産を含め文化遺産の保護の必要性につき意識の向上がみられることが報告されている。メンバー5都市から成るリビア世界遺産都市連合会（サブラタ、2018 年 3 月）の会合では、リビアの資産を保護するための政府措置を要求し、この件について関係当局間の協調と一致の必要性を強調した。
- ・委員会が第 40 回及び第 41 回委員会（イスタンブール/ユネスコ 2016 年、クラクフ 2017 年）で要請した合同ミッションが、安全条件が整いしだい、資産に派遣されることが引き続き肝要である。一方、締約国が、委員会のコメントと要望に最大限対処しつつ、世界遺産センターに現地状況と、開始した措置のその後の実施状況について常に新しい情報を与える努力を追求することが重要である。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・治安状況が改善し次第、世界遺産センター、イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘するよう締約国に改めて要請する。
- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

2 4. サブラータの古代遺跡

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.24	ID No.	184
資産名称（英）	Archaeological Site of Sabratha		
締約国	リビア		
 Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community		 © UNESCO Author:Giovanni Boccardi	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii	世界遺産一覧表記載年	1982 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	トリポリ西方の古代都市。紀元前 4 世紀フェニキア時代から黄金、奴隷、象牙などの中継貿易で栄えました。城壁、公共広場、アントニウス・ピウス神殿、劇場などが残っていますが、なかでも 3 世紀初めに建てられた円形劇場は 3 層の楽屋を備え、北アフリカ最大の規模を誇っている。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017		
保全状況			
現在の課題	戦争		
審議概要	1．締約国による保全状況報告 ・過去に委員会が指摘した複数の保全上の課題について、以下の進捗が報告された。 2017 年 9 月の武力紛争と資産内での火気使用の結果、劇場のファサードと他の建築的記念物群が被害を受け貯蔵室の屋根が崩壊した。その結果考古局（DOA）が劇場のメンテナンス及び復元事業を実施した。完全な復元事業は資金が提供されれば容易に実施可能である。 - 地域当局と市民社会団体の協力の下、観光警察と DOA が資産を保護している。遺跡の博物館は閉鎖されたままであり、収蔵品は既に記録され安全な場所に移された。 - 地域当局と協力の下、DOA は地域住民が土地の所有権を訴えている資産の南側と東側地域の境界線内での都市の膨張に対応している。 - DOA は植物の急激な成長を抑える活動を実施し、更にモザイクの床への緊急保全事業を実施したが、海水、湿気と塩により、特に海岸に近い地域で、石垣の浸食、破碎、ひび割れなどが発生しているとの報告がある。植物の成長と意図的な破壊活動により多くの構造物とモザイク床が被害を受けた。 - 困難に直面しつつも、境界線と緩衝地帯を示した資産の地図が提出された。地図作成のプロセスは、現地調査、評価事業、衛星画像を基にして行われた。 - 大統領令第 1355/2017 を基としたリビアの世界遺産を保護する戦略が、公益事業技術諮問室（ECOU）により現在実施中である。以下の 8 つの柱を基礎とする研究と戦略実施に必要な計画策定の資金が提供された：人の侵略からの保護、自然の要素からの保護、観光、人的資源の勸		

誘と育成、インフラと環境の強化、考古遺跡の記録とモニタリング、環境への援助、運営。

2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国から提供された情報は、国内で広がる紛争及び資金不足にも関わらず、サブラータの古代遺跡の保全に対する締約国のコミットメントを示している。
- ・境界線と緩衝地帯を含む地図の作成は、資産の保護と管理に向けての必要不可欠なステップであり、この点における世界遺産センターとイコモスとの継続中の緊密な協議を非常に歓迎する。委員会が締約国に対し、世界遺産センターとイコモスとの緊密な協議を継続することと、諮問機関による審査のため、作業指針第164項に従い、軽微な境界線変更による境界線の確認の提出を要請することを勧告する。
- ・武力紛争による資産への被害は、その状況の改善と適切な保護保全措置の実施の難しさと合わせて、大きな懸念である。武力紛争、意図的な破壊、都市の膨張、天候（湿気、塩、海水）、植物の成長、その他の影響等へより良く対処するために、資産の管理と保全の包括的な戦略が必要である。従って、資産の保存と保護への国際コミュニティの援助を委員会が求めることを勧告する。
- ・サブラータでの620件の新規建設を示した2012年、2016年に撮影された衛星写真を根拠にした、過去の保全状況報告書で指摘があった都市の膨張への懸念について、実際は資産の境界線内での新規建設は2件であり、緩衝地帯内では31件と締約国は主張している。この矛盾については、資産の境界線と緩衝地帯の地図作成への締約国の現状の努力において対応するべきである。従って、この地図作成を優先的に行うべきことを締約国に勧告する。
- ・2016年5月にチュニスで行われたリビアの文化遺産保護の国際会議中に特定された短期、中期的措置に基づいたリビアの世界遺産保護の戦略策定に関する締約国の重要な努力を称賛する。
- ・世界遺産一覧表に記載された資産を含む、リビアの文化遺産を保護する必要性への意識のレベルが市民社会及び地域当局内で向上していることが他の情報源により報告された。リビアの世界遺産が位置する5つの地方自治体連合の会議（サブラータ、2018年3月）はリビアの資産を保護する政府措置を要請し、この点における関係機関間の調整及び一体性の必要性を強調した。
- ・第40回及び41回世界遺産委員会で要請された合同ミッションを、治安状況が改善次第可及的速やかに招聘することが依然必要不可欠である。一方で、現地と実施済み措置の追加の実施状況の更新を、委員会のコメント及び要請に対応しつつ、世界遺産センターに継続して行うことを締約国が努力することが重要である。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議の対象とされたが決定案の変更は無く、引き続き危機遺産とする決定が採択された。

チュニジア：地方政府の努力を忘れてはならない。わが国においても、リビアから持ち出された文化財の違法取引の取り締まりに努めている。

クウェート：緊急に、財政的、技術的支援が必要。リビアから状況を聞きたい。

リビア：世界遺産センター/イコモス/イクロムにリビアの世界遺産を訪問してもらいたい。2017年以降、状況は各段に改善している。ユネスコのカイロ事務所とも連絡をとっている。

NGO(World Heritage Watch)：リビアの世界遺産の状況を懸念している。世界遺産センター/イコモス/イクロムが緊急にリビアの5世界遺産を訪問することを望む。その際、地域コミュニティ及び市民団体の代表と会うようお願いしたい。

決定概要

- ・締約国が、資産における状況の変化及び新たに実施された保護お膳措置について、世界遺産センターに対し定期的に報告することを要請する。また、継続して、技術的説明を含めて、工事の正当性を示す詳細情報を提供するように要請する。
- ・治安状況が許し次第、可及的速やかに世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを実施する要請を締約国に繰り返す。
- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するように要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

25. ガダーミスの旧市街

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.25	ID No.	362
資産名称（英）	Old Town of Ghadamès		
締約国	リビア		
 Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community		 ©Vincent Ko Hon Chiu Author:Vincent Ko Hon Chiu	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	v	世界遺産一覧表記載年	1986 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	「砂漠の真珠」として知られるガダーミスはオアシスに位置する。ブレサハラ地域最古の都市の1つであり、伝統的な集落の顕著な例である。その住居建築は、垂直的な空間の使い分けに特徴があり、1 階部は倉庫、2 階部は家族の生活空間、覆い付きの張り出し廊下は、まるで地下通路のようであり、最上部の屋外テラスは女性専用のスペースとして使用されている。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017		
保全状況			
現在の課題	戦争		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・遺跡局（DOA）は、資産の土造建築材料が脆弱なため、2017 年 12 月の大雨のために 11 ヲ所が損傷を受けたと報告している。壁や屋根、及び場合により家屋全体が崩壊する損傷を受け、一方、他の家屋は「ドミノ」効果による崩壊の脅威にさらされている。街路、公共施設を含む町全体が影響を受けた。夏の数ヵ月間に気温が上昇し、雨で飽和状態になった壁がばらばらになって崩壊することが予想される。DOA は、町について一般的な評価を実施し、家屋、路地、及び公共施設の一般的な状態は良好であると報告した。 ・DOA によれば、資産で実施された最後の保全作業は 2013 年にさかのぼり、地元のコミュニティが引き受けたが、十分な排水設備がなかった。この介入の後、壁と屋根は大雨により崩壊した。地元当局は、緊急維持保全介入に必要な資金は 75 万ユーロと予想し、これを当局は緊急に確保しようとしている。 ・旧市街総合計画（2014~2016 年）は、維持保全行動を必要とする優先すべき建築物をリスト化した。しかし、資金不足のため、全ての工事が実施されたわけではない。 ・DOA によれば、人間の活動に起因する損傷はない。資産内の住宅所有者はその歴史的・文化的重要性を認識しており、その保全に貢献している。住宅の保全状態をモニターするためのルーティンの点検に加え、啓発キャンペーンを資産内の住宅所有者のために計画した。 ・DOA は、その取り組みと地元当局及びコミュニティの取り組みに加え、継続中の維持保全戦略を		

作するためには、支援と資金が必要であると考えている。

- ・困難に直面しているにもかかわらず、境界と緩衝地帯を示す資産の地図は提出された。地図を精緻化するプロセスは、現地調査、衛星画像、及び現地コミュニティと協議して実施した評価作業に基づいている。
- ・リビアの世界遺産資産保護戦略は、大統領令 No. 1355/2017 に基づき、現在、ユーティリティ技術コンサルティングオフィス（ECOU）が DOA の監督下で実施している。資金は戦略実施に必要な調査と計画の精緻化のために配分された。これは以下の 8 つの柱に基づいている。すなわち、侵入者からの保護、自然要因からの保護、観光、人材の誘致と開発、インフラ強化と環境、考古学遺跡の記録とモニタリング、環境の支持、及び統括管理である。

2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国が提供した情報は、国内の紛争が多いにもかかわらず、この資産の保全に関するそのコミットメントを示しており、資産の状況の分析において進歩があった。このコミットメントにもかかわらず、資産の完全性と真実性を確保するためには、計画された包括的な保全修復行動が必要である。
- ・資金と人的資源の不足に関する現在の状況のため、残念ながら、締約国は、継続的な保全行動をとれない。世界遺産リスト登録時、ガダーミスの旧市街に住民がいたが、今はいないことを思い起こすべきである。この事実のため、資産の日々の維持保全ができない。委員会が、必要な管理保全計画と資産のための措置をとり、資産に再び住民が居住するための中長期戦略を計画するための締約国の取り組みを支援するよう国際社会に要請することを勧告する。
- ・世界遺産センター及び諮問機関は地元コミュニティ及び所有者のコミットメントと関心を歓迎する。委員会が地元コミュニティと資産内の所有者に、顕著な普遍的価値の維持のための努力を継続するよう促すことを勧告する。
- ・境界及び緩衝地帯を含め地図を精緻化するための取り組みは、資産の保護と管理に向けた不可欠のステップであると認識されている。これに関し継続中の世界遺産センター及びイコモスとの緊密な協議を高く評価する。委員会が締約国に対し、世界遺産センター及びイコモスとの緊密な協議を継続し、作業指針第 164 項に沿って境界画定とその後の軽微な境界変更について提出し、諮問機関の審査を受けるよう要請することを勧告する。
- ・また、締約国が、リビア世界遺産資産保護戦略の精緻化のために行われた重要な取り組みを、チュニスで 2016 年 5 月に開催されたリビア文化遺産保全国際会議中に特定された短・中期の措置に基づき進めることを勧告する。
- ・その他の筋からは、市民社会と地元当局に世界遺産リスト登録資産を含め文化遺産の保護の必要性につき意識の向上がみられることが報告されている。メンバー5都市から成るリビア世界遺産都市連合会（サブラタ、2018 年 3 月）の会合では、リビアの資産を保護するための政府措置を要求し、この件について関係当局間の協調と一致の必要性を強調した。
- ・委員会が第 40 回及び第 41 回委員会で要請した合同ミッションが、安全上の条件の整いしだい、資産に派遣されることが引き続き肝要である。一方、締約国が、委員会のコメントと要望に最大限対処しつつ、世界遺産センターに現地状況と、開始した措置のその後の実施状況について常に新しい情報を与える努力を追求することが重要である。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・締約国が、資産における状況の変化及び新たに実施された保護お膳措置について、世界遺産センターに対し定期的に報告することを要請する。また、継続して、技術的説明を含めて、工事の正当性を示す詳細情報を提供するよう要請する。
- ・治安状況が改善し次第、世界遺産センター、イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘するよう締約国に改めて要請する。;
- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

26. タドラット・アカスのロック・アート遺跡群

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.26	ID No.	287
資産名称（英）	Rock-Art Sites of Tadrart Acacus		
締約国	リビア		
			
		©Federica Leone Author: Federica Leone	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺産	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii	世界遺産一覧表記載年	1985 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	世界遺産タッシリ・ナジェール（Tassili N'Ajjer）山脈のリビア国境側には、幾千の洞窟壁画が残っている。これらの岩絵は、古くは紀元前 1 万 2000 年ごろから新しいものでは紀元 100 年ごろまで様々な時代に描かれたものであり、時代によって描画様式が大きく異なる。狩猟や日常生活の諸場面、儀礼での舞踊や動物といった主題が描かれており、サハラ砂漠一帯で活動した諸民族の生活様式のみならず、周辺地域の植生や動物の分布変化を辿るうえで貴重な資料である。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2013, 2012, 2011		
保全状況			
現在の課題	意図的な遺跡の破壊, 人材, 不法行為, 戦争		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・遺跡局（DOA）は、資産の保全状態に関するモニタリング活動を実施し、保護フェンスを修復し、活発な市民社会のオーガナイザーと連絡を確立し、維持した。 ・資産にとっての主な脅威は制御されない人間活動、環境への脅威に関するものである。水流、湿度、塩分は洞窟内の微気候に影響し、浸食と顔料剥落を引き起こすが、大きな損傷を引き起こすのは、落書き、器物損壊、略奪及び盗難である。効果的な管理がなされないまま、不適切な保安上の条件、アクセスのしにくさ、及び資産の大規模性により、絵画の 95% で一部が損傷する結果になった。更に、ロックアートの断片全体が岩から切り出され、略奪された。 ・困難に直面しているにもかかわらず、境界と緩衝地帯を示す資産の地図は提出された。地図を精緻化するプロセスは、衛星画像、及び現地評価作業に基づいている。 ・ローマ・サピエンツァ大学が実施した研究に基づき、DOA はその保護を進めるために、地域に考古学的自然保護区の宣言を考慮している。DOA はリビア・イタリア共同ミッションをアカカスで調整するつもりで、資産保護に必要なステップを定義する。 ・リビアの世界遺産資産保護戦略は、大統領令 No. 1355/2017 に基づき、現在、ユーティリティー技術コンサルティングオフィス（ECOU）が DOA の監督下で実施している。資金は戦略実施に必要な		

な調査と計画の精緻化のために配分された。これは次の8つの柱に基づいている。すなわち、侵入者からの保護、自然要因からの保護、観光、人材の誘致と開発、インフラ強化と環境、考古学遺跡の記録とモニタリング、環境の支持、及び統括管理である。

2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国が提供した情報は、国内の紛争が多いにもかかわらず、タドラット・アカクスのロックアート遺跡群の保全に関するそのコミットメントを示している。この取り組みにもかかわらず、有効な管理が不足し、治安条件や資産の規模が大きいため、略奪を防ぎ、資産の保全状態とその顕著な普遍的価値を確保するための監視については依然として課題である。
- ・現在の資産保全状況、特に落書きと文化財の略奪による広範な損傷は、大いに懸念される。委員会は世界遺産条約締約国に対し、資金と緊急保全活動を実施するための個別の支援を実施し、リビアの文化遺産の不法売買に対する戦いと保護において協力するよう要請することを勧告する。
- ・直面している困難にもかかわらず、境界と緩衝地帯を示した資産の地図を精緻化する取り組みは資産保護管理に向けた不可欠のステップとみなされている。これに関し継続中の世界遺産センター及びイコモスとの緊密な協議を高く評価する。委員会が締約国に対し、世界遺産センター及びイコモスとの緊密な協議を継続し、作業指針第164項に沿って境界画定とその後の軽微な境界変更について提出し、諮問機関の審査を受けるよう要請することを勧告する。
- ・また、締約国が、リビア世界遺産資産保護戦略の精緻化のために行われた重要な取り組みを、チュニスで2016年5月に開催されたリビア文化遺産保全国際会議中に特定された短・中期の措置に基づき進めることを勧告する。この報告は、<http://whc.unesco.org/en/news/1496> で閲覧できる。
- ・その他の筋からは、市民社会と地元当局に世界遺産リスト登録資産を含め文化遺産の保護の必要性につき意識の向上がみられることが報告されている。メンバー5都市から成るリビア世界遺産都市連合会（サブラタ、2018年3月）の会合では、リビアの資産保護のための政府措置を要求し、この件について関係当局間の協調と一致の必要性を強調した。
- ・このような状況が蔓延し、締約国が資産を確実に保護保全するために重要な行動を行う妨げとなっているため、引き続き大きな懸念がある。委員会が第40回及び第41回委員会（イスタンブール/ユネスコ2016年、クラクフ2017年）で要請した合同ミッションが、安全上の条件が整いし資産に派遣されることが引き続き肝要である。一方、締約国が、委員会のコメントと要望に最大限対処しつつ、世界遺産センターに現地状況と、開始した措置のその後の実施について常に新しい情報を与える努力を追求することが重要である。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・治安状況が改善し次第、世界遺産センター、イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘するよう締約国に改めて要請する。
- ・全てのユネスコ加盟国に対して、2017年3月の国連安全保障理事会決議第2347号、武装紛争時の文化遺産保護に関する1954年ハーグ条約、文化財の不法な輸出、輸入および所有権譲渡の禁止および防止に関する1970年条約に基づいて、リビアから持ち出された文化遺産の違法取引に対する戦いに協力するよう要請する。また、盗難文化財及び違法に輸出された文化財に関する1995年UNIDROIT条約の批准を検討するよう締約国に要請(encourage)する。);
- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

27. イエス生誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.27	ID No.	1433
資産名称（英）	Birthplace of Jesus: Church of the Nativity and the Pilgrimage Route, Bethlehem		
締約国	パレスチナ自治政府		
			
		©UNESCO Author: Federico Busonero	
種別	文化遺産	資産面積	2.98 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	23.45 ha
評価基準	iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2012 年
構成資産数	11	危機遺産となった年	2012 年
資産概要	エルサレムの南約 10km に位置するベツレヘムは、イエスの生誕地と伝えられ、2 世紀ごろから現在に至るまで巡礼者が絶えない。聖誕教会は紀元 399 年ごろ建立され、6 世紀に一度火災で消失したため巨大な教会に造り替えられたが、床面の精巧なモザイクはオリジナルの教会に由来するものである。聖誕教会だけでなく、周辺のカトリック教会、ギリシャ正教会、フランシスコ会、アルメニア使徒教会の教会や修道院とともに、階段状庭園の遺構やエルサレムからベツレヘムに至る巡礼路の一部が世界遺産に登録されている。		
危機遺産に登録された要因	・ 聖誕教会建造物群の劣化 ・ 開発圧力 ・ 観光圧力		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013,		
保全状況			
現在の課題	住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 水（物理的な影響）		
審議の概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 締約国は、保全状況報告を提出し、そこで、この資産が危機遺産リスト解除のために望ましい保全状態（DSOCR）の達成に向けた改善措置が進捗したこと、及び委員会の決定に以下のとおり対応していることを述べた。 ・ 聖誕教会の屋根トラスの修理、屋根材及び雨水受けの交換は 2016 年 4 月に完了した。更に完了した工事としては、拝廊交差ボルト、及び拝廊東側の木製扉の修復及び堅牢化、外部石造ファサード全ての修復、内壁漆喰・壁面モザイク・金属ドア・木製アーキトレイブの堅牢化、及び照明・煙探知システムの設置がある。更なる工事としては、身廊で更に柱 19 本の修復と、モザイク、絵画、石造の花の保全が、資金が利用可能であれば、2018 年中に完了すると予想されている。 ・ 委員会が要請したとおり（決定 41 COM 7A.42）、観光遺跡省、ベツレヘム市、聖誕教会修復大統領委員会、及び文化遺産保全センターは、資産の保全管理計画（CMP）草案の完成に注力してきており、これは 2018 年 2 月に世界遺産センターに審査のために提出された。 ・ 設計と交通管理の整備は最終化され、スター・ストリートと支線が再生され、住民や商店主を魅了		

- し、見捨てられていた資産を再開し、活性化するようにした。
- ・「マンガースクエアトンネル」プロジェクトは、2019年に予定されていた「ベツレヘム行政地域輸送モビリティマスタープラン」第2期の完了まで延期された。「マンガースクエアビレッジ」は資産の真実性と完全性に悪影響を及ぼすおそれがあるため、撤回された。
 - ・締約国は、合意された4つの改善措置が完了し、資産はDSCORを達成したと考え、資産が危機遺産リストから除外されることを要請する。
2. 世界遺産センターの見解
- ・聖誕教会と拝廊の保全工事は技術的水準が高いが、モザイク、漆喰、アーキトレイブ、及び石柱について完成した工事と提案されている今後の工事の詳細を世界遺産センターに提出すべきである。
 - ・歴史研究と物理的エビデンスの分析をまとめた単一の総合的文書が引き続き必要である。また、特定の建物要素の年代について結論に達した。決定が正当化された。歴史的教会建築、特にごく早期の教会建築への介入を最小限にするために、正確な仕事が行われた。初期キリスト教史に関連したこの教会の重要性に鑑み、その教会建築がこの歴史にどう関係するか、特にどの部分が6世紀のもので、どれが後の変更を反映したものか、明白な理解が重要である。
 - ・締約国からの統合CMP提案は、イコモスが審査するが、よくまとめられており、この資産の保全へのコミットメントを示していると考えられる。しかし、CMPの最終化までに、OUVの全ての価値と属性の分析、計画されたプロジェクトと、特に火災に関連した災害リスク管理規定を含め、一部に改訂と追加が必要である。
 - ・提案されたスター・ストリートとその支線の再生を歓迎する。本プログラムに関する情報が提出され諮問機関により審査されることが適切である。マンガースクエアトンネルの延期とマンガースクエアビレッジプロジェクトの撤回は、その資産のOUVに対する影響の可能性に鑑み、歓迎できる。マンガースクエアトンネルプロジェクトが再びもち上がるのであれば、交通管理と都市モビリティ、及び徹底した考古学的調査を伴う外部の遺産影響評価(HIA)に関連した更なる正当化が必要になるだろう。
 - ・聖誕教会の屋根が保存され、改善措置がほとんど完全に完了したため、DSCORは達成間近である。しかし、資産が危機遺産リストからの解除を検討されるには、CMPを完全に最終化する必要がある。
3. 世界遺産委員会での審議
- 個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・6世紀から遺る材質が遺っているかどうか、もし遺っていない場合はいつ頃の材質が遺っているかについて分析を提出するよう改めて要請する。
- ・「マンガースクエアトンネル」について独立したHIAを実施し、作業指針第172段落に応じて提出するよう要請する。
- ・2018年2月に提出された保全管理計画について、イコモスのアドバイスに基づいて改定するよう要請する。
- ・保全管理計画の完成後、危機遺産からの解除を検討する。
- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

28. ヘブロン/アル=ハリール旧市街

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.28	ID No.	1565
資産名称（英）	Hebron/Al-Khalil Old Town		
締約国	パレスチナ自治政府		
		 © Firas AL_Hashlamoun Author: Firas AL_Hashlamoun	
種別	文化遺産	資産面積	20.6 ha
タイプ	歴史的都市	緩衝地帯面積	152.2 ha
評価基準	ii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	2017 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2017 年
資産概要	ヘブロン/アル＝ハリール旧市街は、1250 年から 1517 年までのマムルーク時代に、地域で産出された石灰岩を用いて建設された。ここには、アル＝イブラヒモスク、アブラハム/イブラヒムとその家族の墓を守るために 1 世紀に造られた墓があり、ユダヤ教、キリス教、イスラム教という 3 つの一神教の巡礼の地となった。またこの街は、パレスチナ南部、シナイ、ヨルダン東部、アラビア半島北部を行き来する隊商の交易ルートの交差点であった。続くオスマン帝国時代（1517 年～1917 年）に周辺地域に拡大し、家屋の屋根の高さが高くなるなどの変化があったが、民族、宗教、職業によって分かれた地域地区や樹形に配置された部屋を特徴とする家屋など、マムルーク時代の街の特徴が残っている。		
危機遺産に登録された要因	推薦書に一連の脅威が記述されていたが、どれも記載時に世界遺産委員会により特定されなかった。		
これまでの保全状況報告（年）	2018		
保全状況			
現在の課題	管理制度/管理計画		
審議概要	1．締約国による保全状況報告 ・締約国は、困難な状況にもかかわらず、決定 41 COM 8B.1 に対処するため努力してきたと強調している。 ・この報告には、危機遺産リスト解除のために望ましい保全状態（DSOCR）の提案と、ステイクホルダー及び地元コミュニティを巻き込んだ、資産の包括的な保全管理計画の作成と実施等、改善措置の提言が含まれる。報告にはまた顕著な普遍的価値の明言（SOUV）の提案も記載されている。 ・締約国は、器物損壊、資産の損傷等、軍による占拠の結果について懸念を表明している。緩衝地帯にある考古学遺跡テル・ルメイダで、承認を受けない発掘があった。締約国は、ヘブロン旧市街には、イスラエル人定住地が 5 ヶ所あり、うち 3 ヶ所は資産内に、2 ヶ所は緩衝地帯にあると報告している。締約国はまた、イスラエル陸軍大臣がヘブロン 2 にあるユダヤ人コミュニティのステータスを公式定住地に引き上げ、市議会を作りイスラエル当局が他のヨルダン川西岸の定住地に提供しているのと同じサービスを受けられるようにしたと発表したことを示した。締約国は、資産保全行動プロジェクトを実施し、これにはアル＝ハラム・アル＝イブラヒミ/総主教墳墓の保全、アル＝カサ		

バ メインストリートのインフラ改修、Khreisha ビルの修復、ガラス工場 Souk Eskafeyyeh の修復等の進捗を含む。作業は歴史的ファザードの美化、アメル宮殿の改修、Hosh Abu-Duraan の修復のためのプログラムに基づき開始した。歴史的建造物の定期的保守は継続しており、Hammam Saidna Ibrahim がビジターセンターとして改修されることが提案されている。

- ・ 締約国はまた、資産の OUV と相容れないプロジェクトには懸念を表明している。特に、高さ 18 m もの高層ビルから成るブロック No.34021、プロット 110 及び 130 の定住者のために提案されている近隣の建築については、伝統的建造物とは形が違い、土地の材料でなくコンクリートと石を使用する。
- ・ 締約国は、資産を維持し、地元コミュニティの生活条件を向上させるためにあらゆる可能な施策を実施するというコミットメントを強く肯定している。

2. 世界遺産センターの見解

- ・ この資産は、作業指針第 161 項及び第 162 項に従って、疑いの余地なく資産が完全性と真実性の条件ならびに基準 (ii)、(iv)、及び (vi) を満たしているが、世界遺産委員会が速やかな行動を必要とする、固有の特徴に悪影響を及ぼすと思われる深刻な脅威に直面していると結論付けたことを根拠に、決定 41 COM 8B.1 により世界遺産リストと危機遺産リストに同時登録された。
- ・ 2017 年の第 41 回委員会で、世界遺産委員会は、作業指針の第 154 項に沿った SOUV 提案を採択しなかった。締約国は SOUV 提案を、その保全状況報告と共に提出した。登録前にイコモスの現地調査はできず、その後もイコモスはミッションを実施することができておらず、定義された属性につき SOUV 提案を評価できていない。こうした状況において、締約国と調整及び技術的諮問の会合を開催することが勧告される。この会合では SOUV、DSOCR の提案、関連改善措置、及びそれらの実施のためのタイムライン、更に管理計画を精緻化するためのプロセスを検討することができる。
- ・ 資産の包括的保全管理計画作成を開始するための締約国の取り組みは、完了した、または進行中の保全作業がないならば、開始すべきである。更に 2018 年 5 月 16 日、管理計画を精緻化するための準備研究の資金調達のために、改訂後の国際支援要請が世界遺産センターに提出された。これは世界遺産センター、ユネスコ・ラマラ事務所、及び諮問機関との緊密な協力のもとに実施される。
- ・ 状況が許せば、2011 年イコモス世界文化遺産資産のための遺産影響評価 (HIA) ガイドラインに従って、資産の保全・開発プロジェクトのプロセスに、HIA を含めるべきである。
- ・ 残念ながら、土地の状況は資産の登録時より悪化している。資産の課題のある状況を認識しつつ、それでも締約国が、作業指針第 172 項に従って、現行の重要保全開発プロジェクトにつき世界遺産センターに詳細を提出し、諮問機関による審査を受けることが望ましい。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・ 2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・ **引き続き危機遺産とする。**

29. パレスチナ：オリーブとワインの地－エルサレム南部バティールの文化的景観

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.29	ID No.	1492
資産名称（英）	Palestine: Land of Olives and Vines – Cultural Landscape of Southern Jerusalem, Battir		
締約国	パレスチナ自治政府		
			
		©Centre for Cultural Heritage Preservation Author: Rami Rishmawi	
種別	文化遺産	資産面積	348.83 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	623.88 ha
評価基準	iv, v	世界遺産一覧表記載年	2014 年
構成資産数	2	危機遺産となった年	2014 年
資産概要	エルサレムから南西に数 km、バティール丘陵にはウイディアン（widian）と呼ばれる農地が広がっており、特徴的な石で組まれた段畑が溪谷に沿って続いている。段畑には市場向けの野菜を栽培するために水が引かれているものと、ブドウやオリーブの栽培のために乾いたまま使われるものがある。こうした山間部における段畑農法の発展は、地下水を水源とする灌漑水路の賜物である。現在でも水は伝統的な方法でバティール周辺の農家に分配されている。		
危機遺産に登録された要因	・ フェンス（隔離壁）の建設（可能性） ・ 段々畑の放棄と植林 ・ 社会文化的・地政学的変化による影響		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015		
保全状況			
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化, アイデンティティ, 社会的団結, 地域人口・コミュニティの変化, 侵略的/外来の陸上種		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 主要ステイクホルダーの協力により観光遺跡省が作成した包括的管理保全計画（MCP）草案が、2018 年 1 月世界遺産センターに提出され、現在の保全状況報告に追加された。最終文書は 2018 年 4 月末までに完了予定である。それは、この資産が危機遺産リスト解除のために望ましい保全状態（DSOCR）と、資産に開始された関連改善措置を考慮している。締約国は、MCP が策定され運用されるまで、資産のために効果的な暫定管理制度を施行することを約束した。 ・ 資産に配分された資金と資源の不足のため、主要ステイクホルダーは改善措置の実施につき、加速されたペースで試みるより、10 年のタイムフレームを維持するよう勧告する。この 10 年のタイムフレームは、MCP 草案の目的、戦略、及び行動計画に組み入れられる。 ・ バティア市の 2018~2021 年戦略計画は、MCP との一貫性を確保するために観光遺跡省との緊密な協調のもとで作成中である。 ・ 2017 年、観光遺跡省と他の主要ステイクホルダーは、農業用石垣と灌漑水路の改修に関する改善措置の一部への対処、農業用地の開拓と補修、現地社会経済状況ならびに公共意識の向上を目的		

として、3 プロジェクトを実施した。2017年に様々な個人及び機関が実施した10を超える他の改修及びコミュニティ・プロジェクトについても強調している。

- ・パティア遺跡内及び周辺での「壁」建設事案のイスラエル高等裁判所による2015年1月の棄却は、この遺跡内及び周辺でいかなる壁の建設も認めないことを規定した拘束力のある決定ではないと締約国は考えており、更に、丘周辺での定住地建設は、景観の視覚的・生態的クオリティに悪影響を与えていると考えている。
- ・環境下水設備による水質保護プロジェクトの提案では、いまだに資金が調達できていない。
- ・締約国は、資産が危機遺産リストに留まることを求めている。

2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国は、資産の保全状況を改善するために多くの面で努力を継続している。MCP草案は、執筆者らの努力により策定段階が進んでいることに留意すべきである。イコモスによる一次分析（詳細な勧告は追って行う）は、MCPを更に改善するために次の諮問内容を含んでいる。すなわち、文書構造を明確化すべきであること。主要構成要素は、重要性、属性、目的及び資産改善措置等を一緒に、より明確に関連づけるべきであること。法律上・制度上の枠組みのセクションには、より情報を含めるべきであること。行動計画は優先順位をつけ、特にDSOCRの達成に関する場合は資金調達を議論すべきであること。リスク管理戦略はMCPに統合すべきであること。委員会がイコモスの一次分析及び今後出てくる詳細な勧告を考慮に入れ、MCPの完成、実施を促すことを勧告する。
- ・一定の進捗は、DSOCRの達成においてもみられた。
- ・資産に沿った、またはその環境内での「壁」建設計画の撤回。DSOCRの要素は特に締約国の管理を超えていることに留意する。
- ・農業テラス及び資産全体にわたる物見の塔と石垣等その関連構成要素に適切な保全を実施する。農業用石垣の改修や農業用地の開拓及び修理につき締約国が報告した当初の進捗状況を歓迎する。
 - ・農業用水路の改修に関し締約国が報告した進捗状況も歓迎する。しかし、主として資金不足により下水設備整備が進捗していないことは、依然として懸念される。
- ・資産と緩衝地帯に保護が実施された。有形文化遺産資源の保護と保全に関する新法の承認に向けた起草に留意する。
- ・管理計画とモニタリングシステムが採用され、持続可能な管理システムが実施された。持続可能な管理構造への言及と実施・モニタリングの章を含む、MCP草案の完成にも留意する。
- ・締約国は、DSOCR達成のために2015年に採択された改善措置の実施において活動的に取り組んでいる。適切な下水システム（措置iv）を実施するために進捗が必要である。
- ・委員会が締約国に対し、主要改善措置を実施する取り組みを、2015年以来これまで進捗がみられなかった適切な下水設備修理資金の配分に更なる注意を払いつつ、継続するよう促すことを勧告する。
- ・最後に、委員会が締約国に対し世界遺産センターを通じ、作業指針第172項に従って、撤回が困難な決定を行う前に、資産のOUVに影響を与えるおそれのある主要な修復または新規建設プロジェクトの将来計画につき情報を提供するよう求めることを勧告する。
- ・上記情報を考慮して、委員会は資産を危機遺産リストに留めることを勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

30. 古都アレppo

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.30	ID No.	21
資産名称（英）	Ancient City of Aleppo		
締約国	シリア・アラブ共和国		
			
		© Silvan Rehfeld Author: Silvan Rehfeld	
種別	文化遺産	資産面積	364 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1986 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	紀元前 2000 年頃よりいくつもの交易ルートの中継地として栄えたアレppoは、ヒッタイトからオスマン帝国まで次々と支配者が変わる激動の歴史を駆け抜けた。モスク、宮殿、隊商宿、伝統的な公衆浴場などにより、独自の都市構造が形成されている。		
危機遺産に登録された要因	2011 年 3 月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013		
保全状況			
現在の課題	土地利用用途の変更, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 戦争		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・委員会が指摘した複数の保全上の課題についての最新情報、進捗、困難が報告された。 ・アレppoに帰還した住民達が住居や商店の復元と再建を開始した。伝統的な建設材料が希少且つ高価なため、入手可能な材料が使われており都市的構造（fabric）の破壊を引き起こす可能性がある。地域のスタッフ不足と他のステイクホルダーとの調整が困難なため、古物博物館総局（DGAM）は全ての復元事業を制御できていない。 ・文化省が執行し DGAM が代表である古都アレppo復元の国家調整委員会が設立した。公共事業省、住宅省、観光省、考古学と復元分野の専門家、アガ・カーン文化財団（the Aga Khan Trust for Culture, AKTC）、シリア開発財団、地域コミュニティの代表により構成され、進捗と新しい開発を評価するため定期的な会合を行っている。2017 年 7 月 30 日の初回の会合では、委員会は復元事業に関わる物流及び財政の詳細について議論し、優先順位と必要性を特定した。 ・DGAM アレppo部局のスタッフ 9 人が、アレppo市議会、宗教関連寄付局、アレppo州の観光局 と協力し、詳細な被害評価の調整と、歴史的及び考古学的瓦礫の分類及び保護を監督した。この枠組みで、DHAM は資産内の 170 件の歴史的建造物群を評価し、崩壊（8.8%）、甚大な被害（24.1%）、中程度の被害（34.7%）、軽微な被害（26.5%）、良好（5.9%）の 5 つの被害レベルに分類した。 ・アレppoでの伝統的な材料及び技術への緊急援助会議がユネスコにより開催された（2017 年 8 月、アレppo）		

- ・「石積みの彫刻/裁断の職業訓練ワークショップ」が、ユネスコと AKITC が連携して開催された（2017 年 9 月～2018 年 4 月、アレppo）。将来の復元事業への参加という観点から、30 人の建築業者と石屋に対して実践的なトレーニングと理論が提供された。
 - ・DGAM はシタデルの正門に繋がる階段状の橋の緊急安定化事業を実施した。
 - ・DGAM は AKTC と連携し、アンタキヤ門（Bab Antakeya）とスク・アル＝ザルブ（Suq al-Zarb）間の主な軸線上にあるスク・アル＝サキヤティーヤ（Suq al-Saqatiyya）の復元の実施を計画している。復元事業に必要な研究と計画を発展させるため、この地域は清掃され、先端技術と 3D 写真測量を使用した詳細調査が行われ、インフラ計画が集められた。
 - ・DGAM は軽微な境界線変更届けを準備しており、世界遺産センターへの提出前に関連ステイクホルダーに承認される予定である。また数か月中にステイクホルダーとユネスコと議論が予定されているマスタープラン策定の進捗について報告した。
2. 世界遺産センターの見解
- ・「シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定」も参照。
 - ・ユネスコバイルートオフィスは、日常的な石及び構造の崩壊は緊急安定化措置の欠如にあることと、復元事業に関わる追加情報を報告した。
 - ・帰還した住居や商店の持ち主は、古都の建築基準に則り、地方自治体（古都局）から復元の許可を得ている。
 - ・1600 万米ドルの資金援助により、地域当局が大ウマイヤド・モスクの復元を開始した。
 - ・締約国は古都内の複数の学校を再生するための努力を続けている。
 - ・ワクフ省（寄付）は、地域及び国際ドナーの援助の下で、複数の宗教関連建築物（教会やモスク）の復元を行っている。
 - ・地域 NGO の先導により、資産周辺での考古発掘を含む、保全と復元事業がアル＝ファラジ門の時計塔（Bab al-Faraj）で実施された。
 - ・破片管理が実施中だがみなし道路（secondary street）と市場地域の開放事業も継続している。
 - ・シタデル周辺での観光サービスが再開され、地域当局が文化的な活動を実施している。
 - ・昨年報告された事業に加えて、ユネスコは以下の事業を実施した。
 - ・3D スキャン技術に特化したチームの支援による、ベイト・ガザレ（Beit Ghazaleh）とベイト・アジクバッシュ（Beit Ajiqbash）（民族博物館）の記録と構造的な分析
 - ・伝統的な金属加工に関する出版物と、アレppoの石垣に関する別の出版物の準備
 - ・UNITAR/UNOSAT と合同で準備した、古都アレppoの被害影響に関する出版物
 - ・上記の情報を考慮すると、資産は以下の主要な課題に直面している。
 - ・ビジョンを内包し、優先順位、ツール、適切な人的及び財源が特定されている合意済みの作業計画の欠如
 - ・歴史的建造物群への追加被害を防ぐ緊急介入計画の欠如
 - ・全体的なシリアの不安定な治安状況、特にアレppo市街の西側と北側
 - ・作業計画策定に必要な記録のデータベースの不足
 - ・都市再生に関わっている団体間の効果的な調整メカニズムの欠如
 - ・資産の戦略計画、リスク管理、復元事業に関連するアドホック意思決定の総括が欠如していることは大きな懸念である。
 - ・被害の評価と記録を継続すること、資産で全ての復元事業が実施される前に、世界遺産センターと諮問機関との綿密な協議の下で、再生のアプローチと戦略を採択することを締約国に勧告し、2017 年の技術調整会議中に合意された活動を締約国が実施することを促す。
 - ・資産の保護を強め、そのセッティング内での大規模な民間の開発から保護するために策定された軽微な境界線変更届けを、諮問機関による審査のため、世界遺産センターに完成させ提出することを委員会が促すことを勧告する。最後に治安状況が許し次第、可及的速やかに世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションを実施することが必要である。
3. 世界遺産委員会での審議
- 個別審議の対象とされたが、委員国から特段の発言は無く引き続き危機遺産とする決定が採択された。

決定概要

- ・決定 42 COM 7A.36「シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定」を考慮すること。
- ・資産への更なる不可逆的な被害を防ぎ、文化遺産への緊急援助措置実施を可能にするため、文化遺産のステイクホルダーと協力して人道及び治安関連の事業を実施する要請を繰り返す。
- ・資産の保全状況の包括的な評価を実施するため、また崩壊を再生するのに必要な措置の特定、そして資産の保全及び保護を保証するため、治安状況が許し次第、可及的速やかに世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションを招聘することを要請する。
- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに軽微な境界線変更届けを完成させ、世界遺産センターに提出することを促す（encourage）。
- ・保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。・引き続き危機遺産とする。

3 1. 古代都市ボスラ

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.31	ID No.	22
資産名称（英）	Ancient City of Bosra		
締約国	シリア・アラブ共和国		
			
		©Yvon Fruneau Author: Yvon Fruneau	
種別	文化遺産	資産面積	99.8 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1980 年
構成資産数	35	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	かつてローマの属州であったボスラは、メッカへ向かう古代の隊商ルートの重要な中継地であった。2 世紀ごろの巨大なローマ式円形演技場や、初期キリスト教建造物、そして多数のモスクが城内に現存する。		
危機遺産に登録された要因	2011 年 3 月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 1997		
保全状況			
現在の課題	住宅開発, 不法行為, 戦争		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・締約国が提出した報告書には、今年はいかなる損傷も記録されておらず、新情報が提供されないことが記載されている。文化財博物館総局長（DGAM）のウェブページには、4 人の略奪者が殉教者セルジオ、バッコス、レオンティオスのバシリカの東にある聖セルジオ宮殿で違法発掘中に、宮殿内部の石の崩壊により死亡したと記載がある。 ・信頼できる科学筋はユネスコに対し、修復工事がアル・オマリ・モスクの西壁と、アル・マバラク・モスクに付属するコーラン学校の東ファサードで実施され、ここでは爆撃の被害を受けた玄武岩がよく似た石に置き換えられていると伝えた。同筋は、2016 年末、ボスラ文化財局が、劇場南塔内にあるフランス考古学ミッションの保管室を修復し、考古学遺物の 400 件の破壊された木箱を選別し、保護したと伝えた。 2. 世界遺産センターの見解 ・シリア・アラブ共和国の世界遺産資産に関しては、本文書の一般決定 42 COM 36 を参照のこと。 ・資産に接近しづらいため、被害の十分な理解や実施された修復作業を評価できない。資産の状況、及び資産が武装紛争により直面している脅威につき、委員会がその懸念を表明し、非常に困難な状況にもかかわらず、地元コミュニティによる資産を監視・保護する取り組みに感謝を伝えるよう勧告する。		

	資産に招聘されている世界遺産センター、イコモス、イクロムの合同リアクティブモニタリングミッションを、状況が許しだい実施し、資産の保全状況を審査するよう勧告する。 3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。
決定概要	
- ユネスコ遺産緊急基金の活用を含めて、緊急保護措置を支援するよう全てのユネスコ加盟国に要請する。 - すでに招聘されている世界遺産センター、イコモス、イクロム共同リアクティブミッションが、治安状況が許し次第、実施されるよう要請する。 2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。 - 引き続き危機遺産とする。	

3 2. 古都ダマスクス

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.32	ID No.	20
資産名称（英）	Ancient City of Damascus		
締約国	シリア・アラブ共和国		
			
		©Sacred Sites Author: Martin Gray	
種別	文化遺産	資産面積	86.12 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	42.6013 ha
評価基準	i, ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	紀元前 3000 年頃に造営されたダマスクスは中東最古の都市のひとつである。また、中世には刀剣やレースなど手工業の中心地として繁栄した。アッシリアの神殿跡に建てられたウマイヤド・モスクなど、様々な時期に属する 125 あまりの歴史的建造物が現存する。		
危機遺産に登録された要因	2011 年 3 月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 1999, 1998, 1997, 1996, 1994, 1993, 1992,		
保全状況			
現在の課題	住宅開発, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 戦争, その他の危機：火災		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・2017 年に報告された火災の他、複数の火災が資産や緩衝地帯の中で 2017 年 7 月から 11 月にかけて発生した。資産の中では、複数の伝統的の家屋がアル・アマラ近隣の火災（2017 年 10 月 11 日及び 11 月 16 日）とマザネット・アル・シャーム近隣の爆発（2017 年 10 月 11 日）により深刻な被害を受けた。緩衝地帯では、複数の店舗がバブ・アル・ジャビヤ・スク（2017 年 7 月 27 日）、サルージャ・スークと Al-Manakhilah スークの間のキング・ファイサル・ストリート（2017 年 9 月 10 日）、及びサルージャ・スーク（2017 年 9 月 12 日）の火災で深刻な被害を受けた。 ・損傷の評価は、ダマスクス行政区と所有者が共同で実施した。歴史的伝統的都市建造物を保存しようという意思があるにもかかわらず、この資産で歴史的に使用された技術や材料は入手できなかったため、店舗再建では使用されなかった。 ・旧市街総局（ダマスクス行政区）は電線網の地下化を継続して進めている。 ・2016 年 4 月に Al-Asrooniyah 近隣で発生した火災の後、及び 2016 年 12 月に開催されたユネスコ技術支援ワークショップの勧告に従って、「オットーマン銀行」ビルに入る店舗の所有者らは当初修復プロジェクトのために提案され選ばれた、建物の元の構造を尊重した再建スキームの放棄を決定した。結果的に、火災で脆弱化した柱を全て、当初のものに似た、屋根の荷重に耐えられる四角い金属柱に交換することが決定された。 ・文化財博物館総局長（DGAM）は、7 カ所のランドマークモニュメントとダマスクス国立博物館の		

多くの人工物を3Dモデリングすることによるアンカ・プロジェクト（イコモス/CyArk イニシアティブ）の第1段階を最終化した。

2. 世界遺産センターの見解

- ・シリア・アラブ共和国の世界遺産資産に関しては、本文書の一般決定 42 COM 36 を参照のこと。
- ・資産で定期的に火災により引き起こされた損傷について、懸念が増大している。これらの火災の背景理由を分析し、2015 年以来、委員会が要求しているとおり、2013 年 12 月の緊急対応計画で概説した必要なリスク予防・軽減策を全て実施することが肝要である。対応に関しては、委員会決定 41 COM 7A.46 で要請したとおり 2016 年ユネスコ緊急措置支援会合で合意された主要勧告を実施することが重要である。特に、伝統的建設技術と材料の厳格な使用は、都市建築物の劣化と、真実性が次第に失われることを避けるために全ての修復工事に必要である。店舗での修復工事は緊急ではあったが、残念ながら、工事の実施前に、プロジェクトは、作業指針第 172 項に従って諮問機関の審査を受けるために世界遺産センターに提出されなかった。
- ・最後に、資産に統合的管理計画を策定することは、修復決定の情報提供のために文書類やアーカイブのデータベースと共に重要になってきている。
- ・Al-Asrooniya 近隣のオットーマン銀行のための当初修復プロジェクトを 2016 年ユネスコ技術支援ワークショップの勧告に従って改定版に置き換えるという締約国の決定を歓迎する。
- ・委員会が締約国に対しこの決定を促し、改定後プロジェクトの詳細設計を提供するよう要望し、ワークショップの全ての勧告を実施し続けるよう奨励することを勧告する。委員会が締約国に対し、状況が許すようになりしだい、実施済みの修復工事、予想される工事と、実施された管理施策及びリスク予防策を審査するために、世界遺産センター・イコモス・イクロム共同リアクティブモニタリングミッションを資産に招聘するよう要請することを勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・以下について要請する。
 - a) 治安状況が改善するまで、保全及び修復措置を、緊急措置に限定すること。
 - b) 暫定的な固定措置により、遺っている構造物の保全措置を直ちに実施すること。
 - c) オットーマン銀行を含め、資産範囲内で被害を受けた構造物を再建若しくは修復する際には、工事を開始する前に、作業指針第 172 段落に則って世界遺産センターに連絡すること。
 - d) 2016 年ユネスコ緊急支援会議の勧告を実施すること。
 - e) 統合管理計画を策定すること。
- ・オットーマン銀行の復元事業について、2016 年ユネスコ技術的援助ワークショップの勧告にあわせて修正することを締約国が決定したことを歓迎しつつ、修正内容についての詳細設計を報告するよう要請する。
- ・シリアの状況に関わる全ての関係者に対して、古都ダマスカスにさらなる被害を与えるいかなる行為（文化遺産等を軍事目的に使用することを含む）を慎むよう要請する。
- ・ユネスコ遺産緊急基金の活用を含めて、緊急保護措置を支援するよう全てのユネスコ加盟国に要請する。
- ・すでに招聘されている世界遺産センター、イコモス、イクロム共同リアクティブミッションが、治安状況が許し次第、実施されるよう要請する。

3.3. シリア北部の古代村落群

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.33	ID No.	1348
資産名称（英）	Ancient Villages of Northern Syria		
締約国	シリア・アラブ共和国		
			
		©Michel BRODOVITCH Author: Michel BRODOVITCH	
種別	文化遺産	資産面積	12,290 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	2011 年
構成資産数	8	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	シリア北部には 1 世紀から 7 世紀にかけて造営された 40 あまりの集落が遺されている。これらの村落は古代末期からビザンティン時代にかけて営まれた農耕民の生活を今に伝える貴重な遺跡であり、住居の他にも教会、多神教の神殿、貯水槽、公衆浴場などの遺構が良好な状態で現存する。		
危機遺産に登録された要因	2011 年 3 月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012		
保全状況			
現在の課題	財政、住宅開発、人材、アイデンティティ、社会的団結、地域、人口・コミュニティの変化、不法行為、法的枠組、管理制度/管理計画、採石、戦争		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - 古物博物館総局（Directorate General of Antiquities and Museums, DGAM）は依然、資産へのアクセスが出来ない状態であり、資産のモニタリングと保護の殆どを地域コミュニティ、アレッポ DGAM チームとの協力で頼っている。また、違法建設及び違法発掘、考古遺跡の石を建物の材料として利用していることが、アル＝バラ（al-Bara）、ムイレヤ（Mujleia）、ビシルラ（Bshilla）、パウーダ（Ba'uda）、セルジッラ（Serjilla）村のジェベル・ザワイエ（Jebel Zawiye）、バキルハ（Baqirha）のジェベル・バリシャ（Jebel Barisha）において報告されている。メディアのビデオによると、この地域内での多くの意図的な破壊に加え、ジェベル・バリシャのデル・サンブル大聖堂（Deir Sunbul Monastery）が過激派武装集団により故意に破壊された。 2018 年 3 月 17～22 日付けのブラッド（ジェベル・セマーン）の衛星画像から、UNITAR/UNOSAT は記念物的霊廟と隣接する建造物への被害と、同霊廟地域のすぐ周辺に複数のクレーターの可能性がある穴が視認できることを確認した。 2. 世界遺産センターの見解 「シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定」も参照。 - 資産は依然として、違法発掘、違法な建設への考古学的資材の再利用等を含む紛争の影響下にある。		

シリアルサイトへのアクセスにより、被害や緊急措置実施へのより良い理解が得られるであろう。この地域で悪化する紛争を鑑み、委員会が資産の現状について深い懸念を表明し、全ての関係者に、資産の軍事的な利用の阻止を含む、資産へこれ以上の被害を引き起こす全ての活動を止めることを呼びかけ、非常に困難な状況下にも関わらず、地域コミュニティの資産のモニタリングと保護への努力に謝意を表明する。また、資産の保全状況の包括的な評価を行うため、また崩壊を回復するのに必要な措置の特定と、資産の保全及び保護を保証するため、治安状況が許し次第、世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションを招聘することを勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議の対象とされたが、委員国から特段の発言は無く、引き続き危機遺産とする決定が採択された。

決定概要

- ・決定 42 COM 7A.36「シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定」を考慮すること。
- ・資産の保全状況の包括的な評価を行うため、また崩壊を回復するのに必要な措置の特定と、資産の保全及び保護を保証するため、治安状況が許し次第、世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションを招聘すること。
- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

3 4. クラック・デ・シュヴァリエとカルエッサラー・エル・ディン

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.34	ID No.	1229
資産名称（英）	Crac des Chevaliers and Qal'at Salah El-Din		
締約国	シリア・アラブ共和国		
			
		©Silvan Rehfeld Author: Silvan Rehfeld	
種別	文化遺産	資産面積	8.87 ha
タイプ	記念物	緩衝地帯面積	167.21 ha
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	2006 年
構成資産数	2	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	クラック・デ・シュヴァリエは、エルサレムの聖ヨハネ騎士団の要請により 12 世紀から 13 世紀にかけて建造された要塞である。十字軍の要塞としてはもっとも良い状態で現存している。サラディン城には同様の要塞がほとんど残っておらず、貴重な現存例といえる。10 世紀のビザンツ時代の始まり、12 世紀後半のフランク朝への変容、そしてアイユーブ朝（12 世紀後半～13 世紀半ば）によって造られた城壁まで、様々な特徴が残されている。		
危機遺産に登録された要因	2011 年 3 月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013		
保全状況			
現在の課題	土地利用用途の変更, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 採石, 戦争		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - 修復工事と記録は、クラック・デ・シュヴァリエ礼拝堂及び隣接する中庭につき、シリア・ハンガリー考古学ミッションにより実施された。このミッションは屋根のコンクリート層を取り除き、石について文書化し、防水材を交換した。ミッションは礼拝堂の屋根排水設備を調査し、中庭の排水設備を発掘調査し、礼拝堂内のフレスコ画を文書に記録した。報告はまた、安定化・修復作業が礼拝堂南西角で開始されたことを記載している。 2018 年 3 月 27 日、文化財博物館総局長（DGAM）は世界遺産センターに対し、サラ・エル・ディンのカルにおける観光施設とケーブルカーの設置を予見させる暫定プロジェクトを提出した。 2. 世界遺産センターの見解 - シリア・アラブ共和国の世界遺産資産に関しては、本文書の一般決定 42 COM 36 を参照のこと。 - 礼拝堂で実施された工事は、委員会が勧告した「単純から中程度に複雑な緊急修復工事」の一環である（決定 41 COM 7A.48）。これらの工事は、人的・財政的資源の減少を含む困難な状況にもかかわらず実施された。報告書で提供された画像から、防水工事の準備で礼拝堂屋根の胸壁建造に使用された石が新しく切り出された石ブロックで、歴史的建造物と相容れないものであることがわかつ		

た。締約国は、世界遺産センターが主催した技術支援ワークショップの勧告を実施するよう、特に元の石をできるだけ再利用し、それらを状況が許す限り、元の採石場から切り出された同様の石で補充するよう奨励する。

- ・ クラック・デ・シュヴァリエの詳細な 3D モデリングは、ユネスコの支援で完了した。
- ・ 世界遺産遺跡でのケーブルカーの設置は、遺跡の顕著な普遍的価値に脅威となることがある。委員会が締約国に対し、状況が改善するまで緊急施策と緊急保全活動への介入を制限するため、ケーブルカーのプロジェクトを放棄し、作業指針第 172 項に従って、工事の実施前に、世界遺産センターに資産で予想される観光施設の詳細なプロジェクトを遺産影響評価と共に提出し、諮問機関の審査を受けるよう促すことを勧告する。
- ・ 状況が許すようになりしだい、実施済みの修復工事、予想される工事を審査するために、資産に招聘された世界遺産センター・イコモス・イクロム合同リアクティブモニタリングミッションが実施されることを勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

以下について締約国に要請する。

- サラ・エル・ディンのカルにおけるケーブルカー事業の破棄
 - 状況が改善するまでの間、緊急的措置及び緊急的保全活動のみに限定すること
 - 資産範囲内で実施される見込みの観光施設について、HIA を含む詳細情報を、工事開始前に、作業指針第 172 段落に基づいて世界遺産センターに提出すること。
- ・ ユネスコ遺産緊急基金の活用を含めて、緊急保護措置を支援するよう全てのユネスコ加盟国に要請する。
 - ・ すでに招聘されている世界遺産センター、イコモス、イクロム共同リアクティブミッションが、治安状況が許し次第、実施されるよう要請する。
 - ・ 2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
 - ・ **引き続き危機遺産とする。**

3 5. パルミラの遺跡

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.35	ID No.	23
資産名称（英）	Site of Palmyra		
締約国	シリア・アラブ共和国		
			
		©UNESCO Author: Ron Van Oers	
種別	文化遺産	資産面積	0.36 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, ii, iv	世界遺産一覧表記載年	1980 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	パルミラはダマスカス北東に位置するオアシス都市であり、古代世界において最も重要な文化の中心地のひとつであった。当地では 1 世紀から 2 世紀にかけて、土着の伝統とペルシャ文化がギリシャ・ローマ文化と融合した独特の芸術が花開いた。		
危機遺産に登録された要因	2011 年 3 月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊及び確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 1999, 1998, 1997, 1994		
保全状況			
現在の課題	交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、住宅開発、不法行為、(線上の施設に対して)局所的な施設、主要な線上の公共施設、宿泊施設等、管理制度/管理計画、相対的温度、戦争、その他の危機：多くの石材の深刻な風化		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - 文化財博物館総局長（DGAM）は、2017 年 3 月 2 日に 2 回目を引き受けたのに続き、資産へのミッションを引き受けた。このミッションは 4 塔門建築及び劇場プロセニウム壁の中心部分過激派武装集団による破壊状況を評価した。4 塔門建築の基礎と 4 本の柱には変化がなかったが、他の部分は破壊されている。報告は、どちらの記念物も以前に補修されていたことを強調した。特に 4 塔門建築の 16 本の柱のうち 15 本は、模倣である。 - アテナのライオン/アラート神のライオン像の修復は、ユネスコが資金を出し、ポーランド考古学ミッションの支援で実施され、完了した。像は国立ダマスカス博物館南西角の屋外に設置されている。 - DGAM のウェブサイトでは、ロシアの文化遺産保護財団「パルミラ」と DGAM が、シリア考古学遺跡の修復と改修の分野で財政的、技術的、科学的支援を通じ、特にパルミラ市のために、必要な支援の提供を目指すことを理解したという覚書に署名したと記載している。 2. 世界遺産センターの見解 - シリア・アラブ共和国の世界遺産資産に関しては、本文書の一般決定 42 COM 36 を参照のこと。		

・ユネスコが実施した「パルミラ遺跡に関する世界遺産委員会決定の実施」プロジェクトの枠組みでは、遺跡への国際専門家ミッションが、パルミラの緊急安定化工事計画策定で DGAM を支援するために計画されている。しかし、現地の治安状況のためにミッションはいまだ実施されていない。状況が許すようになりしだい、資産の保全状態を審査するために、資産に招聘された世界遺産センター・イコモス・イクロム合同リアクティブモニタリングミッションが実施されることを勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・治安状況が改善するまで、復元工事を緊急的な措置に限定するよう締約国に改めて要請する。
- ・資産の保全状況の包括的な評価を行うため、また崩壊を回復するのに必要な措置の特定と、資産の保全及び保護を保証するため、治安状況が許し次第、世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションを招聘すること。
- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

3 6. シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.36	ID No.	—
資産名称（英）	General Decision on the World Heritage Properties of the Syrian Arab Republic		
締約国	シリア・アラブ共和国		
		<左地図中、北から> ・ シリア北部の古代村落群 (2011) ・ 古都アレppo (1986) ・ クラック・デ・シュヴァリエとカル・エッサラー・エル・ディン (2006) ・ パルミラの遺跡 (1980) ・ 古都ダマスカス (1979) ・ 古代都市ボスラ (1980)	
資産一覧	・ シリア北部の古代村落群 (2011)、古都アレppo (1986)、クラック・デ・シュヴァリエとカル・エッサラー・エル・ディン (2006)、パルミラの遺跡 (1980)、古都ダマスカス (1979)、古代都市ボスラ (1980)		
保全状況			
現在の課題	1. 全体的な保全状況 ・ 2011 年 3 月に始まったシリアでの武力衝突が激化しており、武力衝突によって世界遺産だけでなくシリアの 12 件の暫定一覧表記載資産が、意図的破壊、国内避難民による不適切な使用、砲撃、火災、大規模盗掘、軍事利用、違法建築等による深刻な被害を受けている。 ■ ユネスコによる活動 ・ #Unite4Heritage キャンペーンなど、シリアにおける文化遺産の破壊に対する国際社会の関心を高める活動を継続。2015 年 2 月 12 日に採択された国連安全保障理事会決議第 2199 号関連の活動を継続。2017 年 3 月 24 日に国連安全保障理事会において、決議第 2374 号が採択された。 ・ シリアにおいて、ユネスコは文化遺産のモニタリング、文化遺産保護に対する普及啓発、短期・中期・長期的保護活動の実施、遺産保護に携わる国内機関、国際的組織の調整を行っている。 ・ EU、フランダース政府、オーストリア政府による「シリア文化遺産緊急保護プロジェクト」(246 万ユーロ)が 2014 年 3 月に開始し、イコモスとイクロムとの協力の下、以下の活動が実施された。 ・ 2018 年 2 月 26 日～3 月 2 日、保全技術の研修がバイルートで行われた。 ・ 2017 年 9 月～2018 年 4 月、アレppoで「石積みの彫刻/裁断の職業訓練ワークショップ」がユネスコと AKITC の連携の下で開催され、将来の復元事業への参加という観点から 30 人の建築業者と石屋に対して実践的なトレーニングと理論が提供された。（アレppo） ・ 2017 年 11、12 月に、バイルート（レバノン）においてカーミシュリー地域（シリア）の考古学的保護への地域コミュニティの参画に関する「未来の若手の考古学」ワークショップ、ラウンドテーブル及び展示がバイルート・アメリカン大学友好協会と協力の下で開催された。 ・ 2017 年 9 月、その大部分がシリア北部の古代村落群に由来するマアット・アン＝ヌウマーン博物館のモザイクの保全に関する、緊急措置援助会議が、考古保全センター（CCA）と協力の下リエーティ（イタリア）で実施された。 ・ 2017 年 8 月 10～11 日、アレppoで伝統的な材料及び技術の緊急援助会議が開催された。 ・ クラック・デ・シュヴァリエ、アレppoのバイト・ガザレとバイト・アジクバッシュ（民族博物館）の 3D 記録と構造分析が、DGAM と専門家チームからの技術援助により完了した。 ・ シリアの文化遺産保護活動の実施に関する、52 分の「シリアの文化遺産保護ドキュメンタリー」がアラビア語、英語、フランス語で製作され、2018 年 8 月に完成が予定されている。 ・ 2017 年 11～12 月、ドイツ政府が資金援助した事業「シリアの文化遺産保護のためのキャパシティビルディング、技術とメディア援助（20 万米ドル）」がドイツ考古学協会（DAI）と共同で実施さ		

- れた。シリア人の専門家の文化遺産の研究データの記録、保管、分析のキャパシティ向上を目的とした3つのワークショップがバイルートで、1つがベルリンで実施された。
- ・ユネスコ遺産緊急基金から、以下の活動に資金援助が行われた。
 - ・DGAMによるアレppoのシタデルの正門に繋がる階段状の橋の緊急安定化と、アレppo内の歴史的建造物群170件への瓦礫の管理と被害評価
 - ・世界遺産センター/UNITAR/UNOSATが共同で準備した被害評価の出版
 - ・ポーランド考古ミッションの援助によりDGAMが実施したアッラートのライオン像の復元
 - ・「パルミラの遺跡への世界遺産委員会決定の実施（10万米ドル）」というフランダース政府信託基金の枠組みで、国際専門家ミッションが資産を訪問し、パルミラで計画されている緊急安定化事業についてDGAMを援助することが予定されていたが、現場の治安状況によりまだ未実施である。
 - ・世界遺産センター/イクロム/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションが、2017年3月にダマスカスとアレppoで予定されていたが、国連の安全保障上の規則により実施できなかった。
 - ・ユネスコ文化教育のアレppoの国家担当官は、地域及び国家当局の調整を継続する。

■諮問機関による活動

- ・6人のシリア人の専門家のキャパシティビルディングが、イクロムシャルジャオフィスが開催した建造物の文化遺産の保全と記録に関する一連の短期コースや、イクロムの石の保全についての国際コースなどの、複数のイクロムの事業への参加で成された。また、アラブの文化遺産フォーラム、イクロムによりルーヴル美術館ランス別館とローマで行われた学会が開催された。
- ・イコモスは、シリアの文化遺産コミュニティと連絡を保ちつつ、助言及び意識向上事業の実施によりシリアの状況を綿密に把握している。アルカイディア団から資金援助を受け、サイアークと共同で運営するアンカ事業により、シリア国内でリスクに晒されている文化遺産6件への3D記録、持続可能な建築目録の作成を促進させる目的で、シリア人の専門家のキャパシティビルディングに貢献した。また、グローバル遺産基金（GHF）がイクロム、アラブ地域世界遺産センター（ARC-WH）、プリンス・クラウド基金とのパートナーシップにより開始したAMAL遺産事業（紛争地域の文化遺産への緊急被害評価のモバイル・ウェブアプリケーション）のパートナーでもあり、この事業の研修もシリア人の専門家に対して実施された。

2. 世界遺産委員会での審議

個別審議の対象とされたが、委員国から発言は無く、引き続き危機遺産とする決定が採択された。

決定概要

- ・締約国によるシリアの6件の世界遺産及び暫定リスト案件の保全状況報告をうけ、DGAM、文化遺産のモニタリングと保護に従事するシリア国内の全ての遺産専門家と地域コミュニティが、極めて困難な状況下にも関わらず努力を継続していることを称賛し、これらの世界遺産及び文化遺産一般が直面している脅威に対し最大級の懸念を表明する。
- ・シリアの現状に関係する全ての当事者に対し、シリアの文化遺産に更なる被害を与え得るいかなる行為も差し控え、世界遺産、暫定一覧表記載資産、その他の文化遺産に対する毀損を食い止め保護するために可能なあらゆる措置を講じることで、国際法、特に2017年3月の国連安全保障理事会決議第2347号に基づく義務を果たすことを要請する。
- ・軍事目的で利用されている世界遺産の避難のための措置をとるよう締約国に要請する。
- ・締約国及び国際コミュニティに対して、全体的な人道的対応、安全保障対応、平和構築対応に加えて、資産範囲内の復旧のための活動を加えるよう要請する。
- ・世界遺産センター及び諮問機関との十分な協議のもと、国際的な水準の包括的な保全戦略及び保全措置を策定するため、最小限の応急処置により被害を受けた資産を保護し、窃盗や更なる崩壊、自然劣化を防止し、状況が整うまで、保全工事、復元工事の実施を控えるよう締約国に要請する。
- ・状況が許し次第、世界遺産が受けた被害の全ての記録を体系的に進めること、また、可能な全てのリスク低減措置を実施すること、そして6件の資産全てに対する危機遺産リストから除外するための望ましい保全状況（DSOCR）の策定及び是正措置の特定を進めるよう締約国に要請する。
- ・2015年2月の国連安保理決定第2199号に則り、シリアから文化財が不法に持ち出され取引されることに対する戦いに協力し、2017年3月の国連安全保障理事会決議第2347号に則り、武力紛争の間の文化遺産の保護に努めるよう、ユネスコの全ての加盟国に要請する。また、1954年武力衝突の際の文化遺産保護のためのハーグ条約の第二議定書（1999年）の批准を検討するよう締約国に繰り返し提案する。
- ・ユネスコの効果的な参画によってシリアの文化遺産の復元(restoring)、再建(reconstructing)、保全(conserving)を進めることができるよう、全ての努力について効果的な調整を図ることが重要であることを強調する。
- ・国際社会に対して、（シリア支援に）用途を限定した資金もしくはユネスコ遺産緊急基金を通じて、シリアの文化遺産の保護をさらに支援することを要請する。
- ・シリア国内の文化遺産専門家及び国際的専門家に対して、シリアの文化遺産を保護するために力をあわせ、UNESCOと協調しつつ、現在進行中の取組を進めるよう要請する。
- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。

37. 古都ザビード

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.37	ID No.	611
資産名称（英）	Historic Town of Zabid		
締約国	イエメン共和国		
			
		©Aneta Ribarska Author: Aneta Ribarska	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1993 年
構成資産数	13	危機遺産となった年	2000 年
資産概要	ザビードは、7 世紀のイスラム勃興期より繁栄するイエメン西部の港湾都市である。13 世紀から 15 世紀にかけてはイエメンの首都が置かれ、大学や神学校を擁していたため、何世紀にもわたってアラブ世界で重要な役割を担ってきた。また、最古のモスクであるアサイル（Asa'ir）・モスクをはじめ、イエメンで最もモスクが密集している場所でもある。細い路地とレンガ造りの家々が織りなす均質な景観は、初期イスラム時代の特徴を残し、貴重である。		
危機遺産に登録された要因	・ 建築遺産の深刻な劣化（住居がコンクリート造の多層階建造物に高い割合で置き換わっている）。 ・ 都市域内に残る家も、所得の低い居住者が多く、急速に劣化が進行している。 ・ スーク（市場）の活動が都市の外へ移転しており、古代のスークにはほぼ何もなく、活動は行われていない。店舗も荒れている。 ・ 伝統的な都市の経済的役割の消滅。 ・ 都市全体に保全戦略がない。 ・ イエメン国内の武力衝突による脅威		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1998, 1997, 1996		
保全状況			
現在の課題	意図的な遺跡の破壊, 財政, 住宅開発, 人材, 土地利用用途の変更, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 現地筋は資産の保全状態につき、次の情報を含む報告を行った。 ・ この資産は、武装衝突、経済状況の悪化、保全のための資源の不足により、脅威を受けたままである。住民への基本ニーズの提供さえ、困難になった。特に浮上してきた問題は、伝統的建築材料の価格高騰と不足で、その結果、不適切な建築材料を使用することになっている。古都ザビードの伝統的建造物の多くは、保守、修復、改修のための緊急介入を必要としている。 ・ このような課題があるにもかかわらず、一部のプロジェクトでは青少年グループ・女性・伝統的建築業者の意識向上、ゴミや建築残余物の回収等の活動が行われることを目指している。他の現行プロジェクトとイニシアティブには古都の南門エリアの舗装、スークの店舗ファサードと通路屋根の改善、地元コミュニティ向け遺産及び環境に関する啓発プログラムが含まれる。		

- ・報告は、資産を保護・保全し、現在の劣化に対処する緊急予防策実施のための技術的・財政的支援の緊急ニーズを強調している。

2. 世界遺産センターの見解

- ・イエメンの治安状況は、組織的支援と資源の不足がもたらすと共に、資産内での効果的な遺産管理と物理的保全工事の両方を妨げている。しかし、損傷評価、文書化、応急措置としての介入と啓発における技術者及び地元コミュニティの取り組みは、評価できる。
- ・メディアからの最近の情報によると、ザビードのあるホデイダ地域付近での紛争激化が報告されている。委員会が全ての紛争関係者にイエメン文化遺産と資産の顕著な普遍的価値（OUV）を毀損するおそれのあるこれ以上の行為を慎み、それと共にこうした遺産保護のためにあらゆる可能な措置をとることで国際法に基づく義務を果たすよう促すことを勧告する。
- ・国際社会からの支援は、技術・財政資源と資産で適切な予防・修復措置をとるためのキャパシティビルディングにとって肝要である。治安状況のため、管理計画の作成と、歴史都市・遺跡・記念碑保全のための国家戦略 2016~2020 の最終化、また 2015 年 7 月にユネスコ専門家会合で採択されたユネスコ・イエメンの文化遺産保護緊急行動計画の実施には進捗がみられない。イエメン国内の実務上・財務上の支援は治安状況が改善するまで、必然的に制限される。しかし、国際社会にはその支援を表明し続け、可能な場合には技術支援を申し出ることが適切であろう。
- ・治安状況が許ししだい、短期修理作業について助言し、この資産が危機遺産リスト解除のために望ましい保全状態（DSOCR）と関連する改善措置の特定を支援するために、リアクティブモニタリングミッションが資産を訪問することが、引き続き必要である。

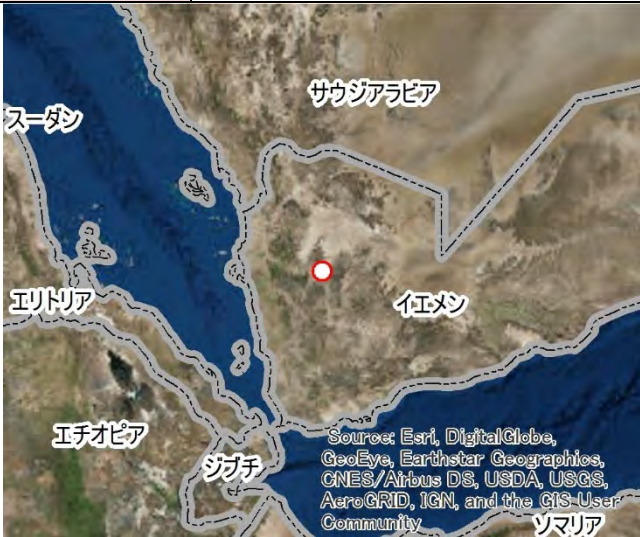
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・イエメンの治安状況が改善し次第、是正措置及び危機遺産リストから解除するために望ましい保存状況(DSCOR)について検討するため世界遺産センター及びイコモスの合同リアクティブモニタリングミッションを実施することが必要である。
- ・紛争に関わっている全ての関係者に対し、イエメンの文化遺産及び資産の OUV に被害を及ぼす行為を自粛し、遺産、特に世界遺産及び暫定リストに記載された遺産、を守るために全ての可能な措置をとることによって、国際法に基づく責務を果たすよう要請する(urge)。また、イエメンの文化遺産の保存のためまえに全てのステイクホルダーが団結するよう要請する(encourage)。
- ・キャパシティビルディング、緊急的復元保護措置を含め、2015 年 7 月に開催されたユネスコ専門家会合で採択された「イエメンの文化遺産を守るための緊急行動計画の履行のためのユネスコ遺産緊急基金を活用するなど、技術的、財政的支援を国際社会に改めて要請する。また、世界遺産センター及び諮問機関に対し、必要であれば、締約国に対する技術的支援を継続するよう要請する。
- ・緩衝地帯の詳細及び、軽微な境界線の変更に必要なその他の要件について、状況が整い次第提出するよう梯谷宇国に要請する。
- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

3 8. サナア旧市街

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.38	ID No.	385
資産名称（英）	Old City of Sana'a		
締約国	イエメン共和国		
			
		©Editions Gelbart Author: Jean-Jacques Gelbart	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iv, v, vi	世界遺産一覧表記載年	1986 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2015 年
資産概要	サナアは標高 2200m の山間部に位置するにも関わらず、過去 2500 年にもわたり人々が居住し続けた都市である。7 世紀から 8 世紀にかけてイスラム教の布教の中心地となったサナアには、103 軒のモスク、14 軒のハマーム、6000 戸を超える住宅が現存し、これらすべてが 11 世紀以前に建てられた歴史的建造物である。また、ユスティニアヌス帝の時代にはキリスト教の影響も受け、聖堂や殉教記念堂が遺されている。最大の特徴は版築工法で建造された高層住宅であり、外装には赤煉瓦と石膏を用いて幾何学模様が施されている。		
危機遺産に登録された要因	・ イエメン国内の武力衝突による破壊と脅威		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2001, 1999, 1998, 1991, 1990		
保全状況			
現在の課題	内戦, 住宅開発, アイデンティティ、社会的団結, 地域人口・コミュニティの変化, 土地利用用途の変更, 管理上の活動, 戦争, その他の危機：近隣住宅の構造的崩壊、建造物の物理的被害と不安定さ		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ サナア旧市街は依然、武力紛争と社会経済の低調による影響を受け続けている。旧市街のアル・カシミ地区、アル・フォリヒ地区、アル・マドラッシュ地区、サラール・アル・ディーン及びアル・バキリア地区は既に甚大な被害にあっていたが、2017 年 11 月にサラール・アル・ディーン及びアル・バキリア地区に被害が追加された。 ・ イエメン歴史都市保護公団（General Organisation for the Preservation of Historic Cities of Yemen, GOPHCY）が実施した歴史的建造物群への被害の記録及び評価事業にも関わらず、アル・カシミ地区内の甚大な被害を受けた建造物群への耐力壁の設置以外、治安状況と資金不足により緊急介入は完了することができなかった。 ・ 歴史的都市内での不適切な建設を停止及び修正する活動が技術者により実施されたが、複数の介入は個々人の活動により実施されており、彼らは地域住民が直面している経済的及び社会的な圧力と適切なガバナンス不足に直面した。		

2. 世界遺産センターの見解

- ・イエメンの武力紛争は、継続して資産の OUV に強い影響と更なる危機を与えている。
- ・世界遺産センター、ユネスコドーハオフィス、諮問機関と共に、被害評価、記録、緊急介入、予備研修及びコミュニケーションへの GOPHCY の介入を高く評価する。しかし、資産の保全状況と緊急措置の情報交換及び相談はより強化される必要がある。
- ・資産内の住居及び歴史的建造物群は継続して悲惨な状態にある。世界遺産センターとイコモスは住民のシェルターを保持するための再建計画を援助し、住居及び基礎的なシェルターの提供と住民が必要とするサービス調査及び記録を起訴した被害を受けた建造物群復元の必要性、可能な限り伝統的な建造技術と材料を使用することを一致させる詳細かつ技術的な保全と再建のガイドラインを提供した。事実、規制されない新しい建設及び不適切な復元は漸増的に資産の OUV に影響を及ぼす。資産での復元及び再建事業は基礎的且つ技術的な必要性に限ることを保証するため、締約国が世界遺産センター及びイコモスに相談することを要請する。
- ・国際コミュニティからの援助は、2015 年 7 月のイエメンの文化遺産保護の緊急活動計画の枠組み内で、武力紛争との関係において資産へ適切な予防及び保全措置を実施するキャパシティビルディングにとって依然として必要不可欠である。財政援助は治安状況が回復するまで必要であり、破壊された住居の再建のための緊急介入は、人々の生活の保持と資産の OUV を十分に考慮した介入を保証するために、早急な財政的及び技術的な援助が依然として必要である。
- ・明らかになったシリアでの治安状況により、世界遺産センターと諮問機関が被害を受けた建造物群への緊急措置及び復元・再建に関して締約国に追加援助を提供することが依然困難であり、締約国の複数回の要請に関わらず、現状では合同リアクティブモニタリングミッションを準備することは不可能である。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議の対象とされたが、委員国から特段の発言は無く、引き続き危機遺産とする決定が採択された。

決定概要

- ・武力紛争でイエメンの文化遺産が受けた被害、現状の治安状況、継続する社会の変化、遺産管理及び物理的な保全両方への組織的な援助及び資源不足により、サナア旧市街に不可逆的な破壊が与えられ依然として不安定な状態にあることに引き続き懸念を表明する。
- ・資産の被害調査、記録、緊急介入に関わった地域の技術者及び他の機関を称賛し、資産の OUV への後々の影響を避けるため、調査及び記録に基づき、可能な限り伝統的な建造技術と材料を使用して被害を受けた建造物群を復元することを要請する。
- ・世界遺産センター及び諮問機関への事前の相談がないまま、資産内での新しい建造物群が無許可に建造されたことに対処する活動に言及し、全ての建造事業の実施前に、それらの新しい建造物群と新しい事業の追加情報を、諮問機関による審査のため、世界遺産センターに提出する要請を再度繰り返す。
- ・イエメンの治安状況が改善次第可及的速やかに、短期的な修繕と保全事業への助言、それらの実施に関する一連の改善措置及びタイムフレーム、「危機遺産解除のために達成すべき望ましい保全状況」(DSOCR)の策定を援助するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションが必要であることを再度繰り返す。
- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会で審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

3 9. シバームの旧城壁都市

基本情報			
決定番号	42 COM 7A.39	ID No.	192
資産名称（英）	Old Walled City of Shibam		
締約国	イエメン共和国		
			
		©Editions Gelbart Author: Jean-Jacques Gelbart	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	1982 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2015 年
資産概要	16 世紀の都市シバームは、城壁に囲まれた垂直的な建造物を基に都市計画が行われた、最古にして最良の都市の 1 つである。都市を構成する塔のような高層建築は、ワディ・ハドラマウトの崖線の外側に屹立し、「砂漠のマンハッタン」との異名を持つ。シバームは、アラビア半島南部を貫く、香辛料や香料の交易ルート上に位置する重要な宿泊地であり、都市の内部には 7 階以上の高層建築や広場が、道路とともに長方形の区画を形成している。		
危機遺産に登録された要因	・ 自然的要素による脅威 ・ 保全のための組織的な支援と資源の欠如 ・ 武力衝突による脅威		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 1998, 1997, 1993, 1991		
保全状況			
現在の課題	内戦, 財政, 洪水, 人材, 戦争, 水(物理的な影響)		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 現地筋は資産の保全状態につき、次の情報を含む報告を行った。 ・ シバームの旧市街は、土で作られ、水害常襲地域にあり、必要な予防策が講じられなければ、大きな損害を受ける深刻なリスクがある。したがって、「シバーム・オアシス開発プロジェクト」の提案は、その長期保全に不可欠である。このプロジェクトは、持続可能な食糧保証プログラムの一環で、資産の緩衝地帯とみなされているシバーム・オアシスの保全・利用のための包括的開発計画を含む。シバームにはまた、武装紛争や、制度上の能力の限界、不適切な新開発の影響、伝統的活動の衰退、経済活動及び保全双方の資源不足など、他の脅威のリスクもある。 ・ 経済、社会、治安状況の悪化と乏しい資源にもかかわらず、現地の技術者は歴史的建造物の劣化予防策を講じ、多くの緊急的措置を実施し、その安定性を確保し、それにより一部の移転した家族が故郷に戻ってこられるようにした。他の建造物は現地資金を使って修理された。これらの作業についてはユネスコとの対話がある。 ・ イエメンの専門家はユネスコとイクロムが主催したワークショップとイベントに参加し、その結果、コミュニケーションが改善し、人材に更なる参加、ネットワーク作り、及び能力構築研修を支		

援するよう要請することになった。シャルジャのイクロムセンターは、ブリティッシュカウンシル文化保護基金からの資金を使用し、プロジェクト（「イエメンとスーダンの復興とスキル共有」）をコーディネートしている。これにはシバーム・ハドラマウトの一部歴史的建造物の修復・再建を含む。

- ・財政支援は改善措置を実施するために要請されており、これにより、資産は危機リストから解除される可能性がある。

2. 世界遺産センターの見解

- ・イエメンの治安状況は、資産の物理的状況や組織的支援と資源の不足と複合して、資産における効果的な遺産管理及び物理的保全作業を妨げている。しかし、地元技術者及びシバームコミュニティ双方の損傷評価、文書化、応急措置介入、キャパシティビルディング及び世界遺産センター、ユネスコ・ドーハ、及び諮問機関との継続的な連絡の取り組みは、称賛できる。
- ・「シバーム・オアシス開発プロジェクト」提案及び「イエメンとスーダンの復興とスキル共有」のような国際社会からの支援は、キャパシティビルディングと資産の適切な予防保全措置にとって引き続き肝要である。作業指針第172項に従って締約国から世界遺産センターに対し、これらのプログラムに関する更なる情報が提出されることが適当である。
- ・治安状況が改善しない限り、そして改善するまで、将来の財政的・実務的支援は必然的に制約されるが、国際社会は現地技術者及びコミュニティに支援を表明し続け、可能な場合には技術支援を申し出ることができ、またそうすべきである。
- ・治安状況が許ししだい、短期修理作業について助言し、この資産が危機遺産リスト解除のために望ましい保全状態（DSOCR）と関連する改善措置の双方の特定するため、リアクティブモニタリングミッションが資産を訪問することが引き続き望ましい。

3. 世界遺産委員会での審議

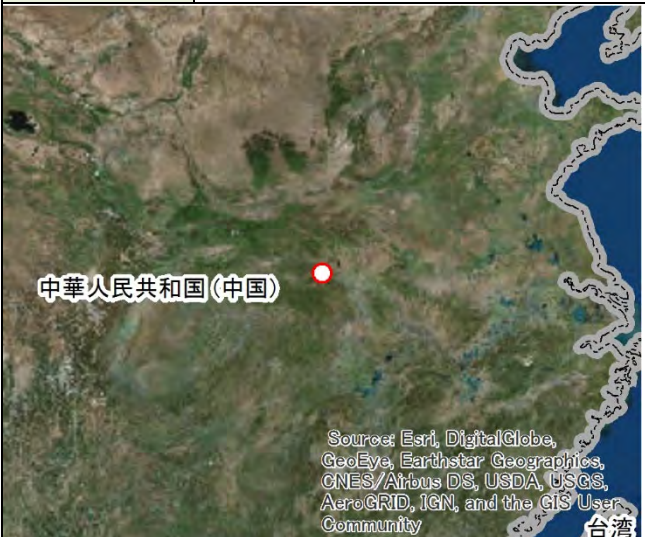
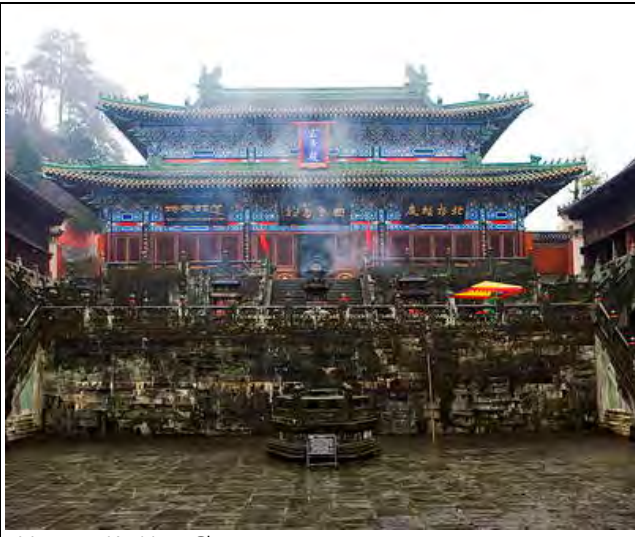
個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要

- ・作業指針第172段落に従って、シバーム・オアシス開発プロジェクトの詳細を提出するよう締約国に要請する。
- ・紛争に関わっている全ての関係者に対し、イエメンの文化遺産及び資産のOUVに被害を及ぼす行為を自粛し、遺産、特に世界遺産及び暫定リストに記載された遺産、を守るために全ての可能な措置をとることによって、国際法に基づく責務を果たすよう要請する(urge)。また、イエメンの文化遺産の保存のために全てのステークホルダーが団結するよう要請する(encourage)。
- ・キャパシティビルディング、緊急的復元保護措置を含め、2015年7月に開催されたユネスコ専門家会合で採択された「イエメンの文化遺産を守るための緊急行動計画の履行のためのユネスコ遺産緊急基金を活用するなど、技術的、財政的支援を国際社会に改めて要請する。また、世界遺産センター及び諮問機関に対し、必要であれば、締約国に対する技術的支援を継続するよう要請する。
- ・2019年第43回世界遺産委員会で審議できるよう、2019年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・引き続き危機遺産とする。

3. その他の世界遺産の保全状況個票

1. 武当山の古代建築物群

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.1	ID No.	705
資産名称 (英)	Ancient Building Complex in the Wudang Mountains		
締約国	中華人民共和国		
			
		©Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, ii, vi	世界遺産一覧表記載年	1994 年
構成資産数	62 (締約国の見解では 49)		
資産概要	湖北省の武当山はその美しい景観で知られており、渓谷や尾根には古代の建築物が今も佇んでいる。建築物群 の中核を成す宮殿や寺院は、元、明、清朝における建築と美術の一つの到達点を示している。その多くは明朝 (14～17 世紀) に建造されたものであるが、中には 7 世紀に創建されたという道教寺院もある。唐朝の初めには道教の修養地として知られていたが、最盛期である明朝のころには 9 つの宮殿と 72 の寺院などを数える一大宗教拠点として権勢を誇った。		
これまでの保全状況報告 (年)	2018, 2016, 2014, 2013, 2004, 2003, 1998		
保全状況			
現在の課題	観光/来訪者/レクリエーションの影響, 管理上の活動, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・遇真宮 (Yuzhen Palace) の基壇はより自然な水際線となるよう再設計され、壇の事業は完了した。基壇上の建物の再設置 (reinstallation) と考古遺物の事業、宮殿で実施された事業を来訪者が完璧に理解できる展示の設置が進行中である。 ・2014 年に保護管理計画の素案を策定した。改善のため、遺産専門家と他のステイクホルダーと共に協議が実施された。この結果を基にして改訂計画を策定し、諮問機関の審査のため、早急に世界遺産センターに提出する予定である。 ・来訪者管理システムも策定し、現在実施中である。来訪者の年間総数は約 200 万人であり、ピーク時は 1 万人である。観光客の往来を資産の他の風光明媚な場所へ逸らせる、空気の悪化を引き起こす可能性があるお香の利用制限等を実施している。 ・資産保護の地方自治体法は 2017 年 9 月に承認され実施された、 ・構成資産 62 件中 49 件は国レベルでの「国家優先的保護文化遺産：武当山の建築物群」だが、残りの構成資産 13 件は武当山からかなり離れており、世界遺産に含まれないと締約国は捉えている。この修正のため、顕著な普遍的価値 (OUV) の言明の概要 (Brief Synthesis) を変更することを世界遺産センターに要請する。 ・付属資料の 2015 年保全状況報告書では、緩衝地帯は武当山国立風致地区全体を含む広範囲のものではなく、各構成資産の周辺に設定していると説明されている。 ・2018 年 2 月 30 日、世界遺産センター長は記載時の資産の緩衝地帯と構成資産を正式な書類と共に		

明らかにすることを要請した。

2. 世界遺産センターの見解

- ・ 遇真宮の基壇で事業が実施中であり、より自然な水際線が再設計されたこと、2014年のミッションと委員会決定 40 COM 7B.30 の全ての勧告に沿い、建物の再設置と資産の考古学的遺構で実施中の事業が実施中であることに言及する。実施が継続している再設置事業の最新の情報を提出すること。
- ・ 来訪者の収容力（carrying capacity）、特に観光シーズンのピークや特定の祝日時、に対する懸念が残る。全体的に景観の文化と自然の要素が非常に繊細に繋がっており、特に資産のより繊細な地域である金寺（Golden Shrine）等で明らかである。既に来訪者管理制度が適用されているが、収容力への適切な理解、資産とそのセッティングの物理的な保全の必要性、一度に大勢の観光客が押し寄せることで来訪者の経験が阻害されることが無いことを保証するためにも、全ての構成資産に特定の研究が行われるべきと世界遺産センターと諮問機関は見ている。上記の研究結果は資産の来訪者管理計画に反映されるべきである。
- ・ 資産の保護のため地方政府の条例（legislation）が適用されたことは望ましいが、諮問機関の審査のため、可及的速やかに資産の保護管理計画を完成させ、世界遺産センターに提出するべきである。
- ・ 構成資産数の明確化や顕著な普遍的価値の言明（SOUV）の変更については委員会の決定が必要となる。問題の全容（境界線の明確化や SOUV の変更）の明確化や解決に至るまでの必要なプロセスを明確にするため、締約国、世界遺産センター、諮問機関の代表でミーティングを実施することを勧告する。
- ・ 資産の景観の質、各構成資産への/からの主な視点、構成資産間の関係性、完全性の保護の必要性を鑑みると、各構成資産に独自の緩衝地帯を設定しても資産の OUV を保護するのに十分ではない。代わりに、武当山歴地風致地区（Historic and Scenic Area）の広域保護地区に対応するような、全ての構成資産の周辺に適切な規模の緩衝地帯を設定することが必要と鑑みる。記載時に提案された広域緩衝地帯に対応するものがイコモス評価書内で記述されており、締約国は「緩衝地帯は公園の保護地区である」と明記している。この問題についても上記のミーティングで明らかにするべきである。

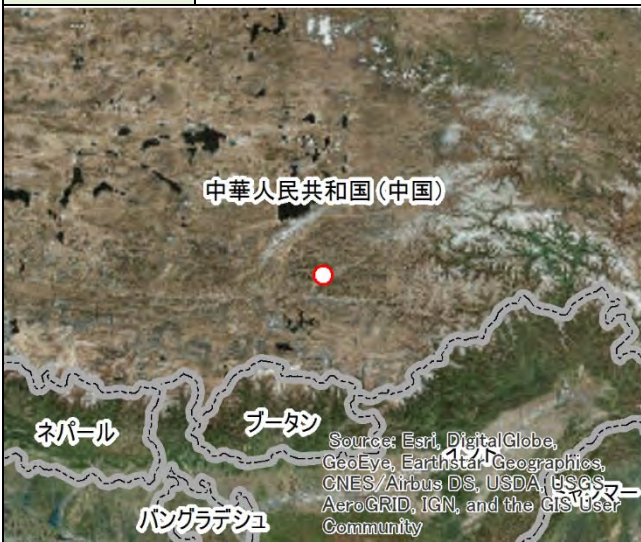
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・ 遇真宮の水際線の再設計と基壇完成への進捗に留意し、実施が継続されている再設置に関する最新情報を提供することを締約国に要請する。
- ・ 実施されている来訪者管理制度、特に環境収容力のより良い理解、来訪者管理計画策定の助けとなり、資産とそのセッティングの物理的な保護の必要性の確定、どの構成資産でも一度に大勢の観光客が押し寄せることで来訪者の経験が阻害されることが無いことを保証するため、全ての構成資産で実施される予定の特定の研究についてのより詳細な情報の提供を要請する。
- ・ 以下の課題の明確化や解決に至るまでの必要なプロセスを明確にするため、締約国、世界遺産センター、諮問機関の代表でミーティングを開催することを要請する。
 - ・ 構成資産の最終的な数
 - ・ 構成資産の最終的な数による、SOUV 変更の可能性
 - ・ 資産とセッティング全体の保護に十分広域な修正された緩衝地帯
- ・ 将来的な世界遺産委員会の審査のため、上記ミーティングの結果と同様に、構成資産の最終的な数、緩衝地帯と SOUV の設定に関する適切な記録を準備及び提出することを要請する。
- ・ 2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議のため、2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

2. ラサのポタラ宮歴史地区

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.2	ID No.	707
資産名称（英）	Historic Ensemble of the Potala Palace, Lhasa		
締約国	中華人民共和国		
			
		© Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu	
種別	文化遺産	資産面積	60.5 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	198.8 ha
評価基準	i, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1994 年
構成資産数	3		2000 年, 2001 年に拡張
資産概要	7 世紀よりダライ・ラマの冬の宮殿として使用されてきたポタラ宮は、チベット仏教とチベット民族の在来政権の象徴である。標高 3,700m、ラサ渓谷の中央に位置し、現ダライ・ラマの謁見の間がある白宮と、先代のダライ・ラマたちの仏塔がある紅宮に分かれている。同じく 7 世紀に建造されたジョカン（トウルナン寺、Jokhang Temple）も、修道の地として特筆に値する。また、ダライ・ラマの以前の夏の宮殿であったノル布林カ（Norbulingka）も、チベット芸術の宝庫である。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2013, 2011, 2009, 2007, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1996		
保全状況			
現在の課題	商業開発, 意図的な遺跡の破壊, 陸上交通インフラ, 住宅開発,宿泊施設等, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・資産の保全事業において伝統的な知識のシステムを評価し利用するプロセスが実施中であり、多くの伝統的な工法や技術が「国の無形文化遺産の一覧」や「自治区内の無形文化遺産一覧」に記載された。この伝統を継続させるため、若い職人への研修に力を入れている。 ・中国文化遺産研究院によってポタラ宮殿とトウルナン寺院の保全計画が、河南省古代建築研究所によりノル布林カの保全計画が策定された。これらの計画はラサの他の都市計画とリンクしており、批評及び改定が行われ承認された。この 3 つの計画は適切な時期に世界遺産センターに提出される予定である。 ・ポタラ宮殿での土壌浸食と岩盤状態のモニタリング強化に努めており、構成資産間の空間的関係性を分析する特別研究が開始された。この研究により資産の保護ゾーン内の都市設計及び計画へ助言が提供される。 ・新規開発事業の審査と承認における適切な行政的手続きが策定された。計画中のテレビ塔に関しては、資産の顕著な普遍的価値（OUV）への潜在的な影響を評価する研究が開始した。チベット自治区及びラサ地方自治体レベルでの関連規制システムが設立し、保護ゾーン内での全事業の実施前に遺産影響評価（HIA）が実施される予定である。 ・資産が巡礼地として機能するため、巡礼の活動を妨害しない有益な経験を観光客に提供することを保証する方針が実施された。文化的環境管理計画が、試験的な研究事業を通して模索されている。モニタリング、メンテナンス、保全活動が、資産の様々な場所で実施中である。		

- ・緩衝地帯の概略を示すのに必要な地図は、資産の構成資産3件の保全計画が完成し承認された後に世界遺産センターに提出される予定である。保全計画の中に緩衝地帯の規制が含まれている。
- ・2018年2月のトゥルナン寺院での火災を受けて、2018年3月16日に世界遺産センターは追加情報の提供を要請した。以下が締約国の反応である。
- ・火災の原因は未だ調査中である。本堂の後殿(back hall)2階の送風部屋に火が付き、本堂の約50mが焼失した。すぐに緊急措置が実施され、後殿の金の天井は、火災が構造的な問題を引き起こしていた際に被害を受けないよう慎重に解体された(後で影響はないと判断された)。釈迦像に被害はなかったが、予備的措置として一時的に保護カバーがかけられた。
- ・火災は1階部分に殆ど影響を及ぼさなかったため、数日後にはトゥルナン寺の一般公開が再開された。
- ・火災による被害は、部分的に焼けた送風部屋、金の天井、複数の木製の柱や梁である。金箔が施されたブロンズの天井やその他の装飾は無事であり、ごく少数が軽い変形や他の火による被害を被った。1980年代の幾つかの壁画、バガ土壁、アガ土床も同様に被害にあったが、本堂は頑丈であったため公開している。
- ・火災直後から、文化遺産国家事務局とチベット自治区人民政府は協力して被害を評価している。研究が完了次第、可及的速やかに修復事業が実施される予定である。この事件の教訓として、資産での火災のモニタリング及び制御を向上させる予定であり、防火の審査が資産とチベットの他の遺跡で現在実施されている。

2. 世界遺産センターの見解

- ・伝統的な知識システムの評価、巡礼者と観光客の来訪者の経験の向上、モニタリングとメンテナンスシステムの向上、資産内の構成資産間の空間的関係性を分析する研究の開始と文化的環境(cultural environment)の管理計画についての締約国の努力に対し十分に言及する。
- ・複数回の過去の委員会決定に従い、緩衝地帯が明確に定義された地図を用意し、優先事項として世界遺産センターに提出するべきである。緩衝地帯の規制は各構成資産の保全計画内に含まれるという締約国の助言を歓迎する。可及的速やかに、諮問機関による審査のため、その3件の保全計画を世界遺産センターに提出するべきである。
- ・また、計画されているテレビ塔の資産のOUVへの潜在的な影響を評価する研究が開催される予定である。この計画は「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス(2011)」の方法論を踏襲し、完成次第全ての事業が始まる前に、諮問機関による審査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提出するべきである。
- ・2018年2月の火災に関しては、火災発生直後から実施された事業共に、追加情報を含んだ予備的報告書に謝意を示す。より詳細な被害評価が実施され、復元の計画が策定中であるため、全ての被害、特に金の天井に特別の注意を払った、画像、製図、その他の明瞭なイラストを含んだより詳細な報告書を、諮問機関による審査のため、世界遺産センターに提出するべきである。
- ・火災による被害や実施が計画されている復元事業の評価と、資産の保全状況の他の側面を審査するため、委員会は締約国に対し世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションを招聘することを要請すること。

3. 世界遺産委員会での審議

決定案が変更なく採択された。

決定概要

- ・より詳細な被害評価が実施され、復元の計画が策定中であるため、全ての被害、特に金の天井に特別の注意を払った、画像、製図、その他の明瞭なイラストを含んだより詳細な報告書を、諮問機関による審査のため、世界遺産センターに提出することを要請する。
- ・最終承認待ちの構成資産への3つの保全計画が完了したことに言及し、作業指針で定められた手続きに沿って諮問機関による審査のため、可及的速やかに、その計画を緩衝地帯を明確にした地図と一緒に世界遺産センターに提出すること。
- ・計画されたテレビ塔の資産のOUVに対する潜在的な影響に関する研究が開始されたことに謝意を示し、その研究が「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス(2011)」に則っていることと、完成次第全ての事業が始まる前に、諮問機関による審査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提出することを要請する。
- ・火災による被害や実施が計画されている復元事業の評価と資産の保全状況の他の側面を審査するため、世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションを招聘すること。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議のため、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

3. 曲阜の孔廟、孔林、孔府

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.3	ID No.	704
資産名称（英）	Temple and Cemetery of Confucius and the Kong Family Mansion in Qufu		
締約国	中華人民共和国		
			
		© Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	記念物	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1994 年
構成資産数	1		
資産概要	山東省曲阜市に孔子を記念して紀元前 478 年に発願された孔廟は、長い歴史の中でたびたび破壊と修復が繰り返され、現在では一大建造物群となっている。また、孔子の墓を中心として広がる孔林には、10 万人を超える彼の子孫たちが葬られている。元来孔子一族が居住していた邸宅は、その後、数多くの建築物を有した巨大な孔府となったが、現在はそのうちの 152 の建造物が残されている。約 2000 年もの間、孔廟をはじめとしたこれらの遺産が逸失することなく伝えられてきたのは、代々の皇帝からの庇護によるところが大きい。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 1998		
保全状況			
現在の課題	意図的な遺跡の破壊, 住宅開発		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - 過去の委員会で指摘された保全上の課題への対応は以下の通り。 - 緩衝地帯内の泮池（Panchi Pond）事業は追加の修正を施すため曲阜市により延期された。 - 最近の事業は、復元（大威門、孔廟の東西の部屋、13 の石碑の別館）やインフラの小規模な改善に限られており、資産及び緩衝地帯内での新しい大規模建設事業はない。2018 年に開館予定の大規模な孔子博物館は、資産から 5km 離れた場所にある。 - 締約国から地方当局に、遺産影響評価（HIA）を含むより厳しい事業承認プロセスが要求された。 - 資産及び緩衝地帯に関するより最新かつ科学的な情報を提供するため、改善されたモニタリングシステムが 3 年間実施される予定である。 - 曲阜の孔廟、孔林、孔府の管理計画は 2016 年に完成し、資産と緩衝地帯の保護基準と要請に関する特別の章が含まれている。 - 資産の持続可能な発展を奨励するため、都市開発、コミュニティの参画と都市の建設に関する様々な計画と技術ガイドラインが策定された。 2. 世界遺産センターの見解 - 締約国は、資産の保全状況と管理を改善させるために、2015 年から実施された様々な積極的な結果の概略を提供した。達成事項として、追加の再検討のための泮池事業の延期、より厳格な承認プロ		

セスの奨励、管理計画の完成と持続可能な開発の奨励を目的とした一連の計画及びガイドラインの実施等が含まれる。改善されたモニタリングシステムの策定は同様に称賛されるが、3年間の実施タイムフレームが短縮可能かを検証することを委員会が締約国に要請することを勧告する。最後の委員会決定後、新しい事業の記録は報告されていない。今回の報告書で言及されている計画文書とHIAは、2015年11月に提出された保全状況報告書の付属資料1、2として受領したものである。

- ・「曲阜市世界遺産緩衝地帯内での古代泮池地区建設事業詳細計画建設スキーム」（2015年8月）と、2015年に中国文化遺産国家行政府と世界遺産センターに提出され、第40回世界遺産委員会（イスタンブール/ユネスコ、2016年）で委員会がコメントしたそのHIAに従い、泮池事業の最終決定に向けて作業することを委員会が奨励することを勧告する。
- ・曲阜の孔廟、孔林、孔府の2016年管理計画を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを委員会が要請することを勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・締約国が実施した、資産と緩衝地帯の保全状況と管理を向上させた積極的なステップに言及する。
- ・上記の委員会決定のコメントを考慮に入れ、資産の緩衝地帯内での泮池事業の最終決定に向けて作業することを奨励する。
- ・3年間の実施タイムフレームを短縮可能かについて確認する観点から、計画されているモニタリングシステムの改善の見直すことを要請する。
- ・2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

4. 左江花山岩絵文化的景観

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.4	ID No.	1508
資産名称（英）	Zuojiang Huashan Rock Art Cultural Landscape		
締約国	中華人民共和国		
			
		©Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu	
種別	文化遺産	資産面積	6621.60 ha
タイプ	文化的景観（壁画）	緩衝地帯面積	12149.01 ha
評価基準	iii, vi	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	3		
資産概要	中国南西部国境地帯のカルスト景観の中を流れる左江とその支流明江が削り出した急峻な崖地の岩壁には、雒越人が生活や祭祀の様子を描いたピクトグラフが残っている。紀元前 5 世紀ごろから紀元 2 世紀にかけて描かれた 38 の岩絵が、カルスト地形、溪流、テーブル状の景観とともに、3 つの地域に分布している。これらが集まって左江花山の岩絵を構成している。祭祀の描写は、かつて中国南部に広がっていた銅鼓文化を描いていると解釈されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018,		
保全状況			
現在の課題	林業/木材生産, 土地改変, 法的枠組, 家畜飼育/放牧, 管理上の活動, 管理制度/管理計画/表層水汚染		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・寧明県花山の岩絵に加え、資産内にある岩絵 37 件を最高の保護レベルである「国家優先保護遺跡」に載せる取り組みを開始した。最近、関連文書が広西チワン族自治区文化局の審査のため提出された。正確な日程は決まっていないが、同文化局が正式に中国文化遺産国家局に提出する予定である。 ・この 37 件の岩絵への調査が実施され、2020 年に終了予定である。遺産へのモニタリングと岩絵への環境保護法の施行が強化された。 ・森林火災防止の強化については「花山岩絵文化的景観遺産ゾーンにおける植林及び森林火災防止強化スキーム」、「森林火災緊急計画」、改善事業措置（不特定）及び教育活動の一環で対処している。 ・森林パトロールの実施や薪採取の制限（方法は明確に提示されていない）のため、森林資源管理の施行改善の努力が行われた。 ・2016 年に採択された「遺産ゾーンでのグリーン・クリーンエネルギー活用促進スキーム」の下で、2020 年までに花山岩絵遺産ゾーン内に太陽光による街灯、温水ヒーター、光電池、地下のメタンプール、地域の有機ゴミのメタン処分、集中型バイオマスガス化、ボートや他の施設への燃料としての液体天然ガス等を使用した「グリーンエネルギーデモサイト」の設置が計画されている ・農業地域は安定しており、明確な増減はない。崇左市は耕作地の保護と土質試験や計画施肥（formulated fertilization）等の技術による品質改善を実施した。 ・この数年、全てのレベルの文化財局は 2017 年の広西チワン族自治区保護地第 7 パッチ登録を含む、		

世界遺産の構成資産に含まれていない岩絵の定期パトロール、保護管理を強化させてきた。

2. 世界遺産センターの見解

- ・2016年の記載時に出された勧告の大部分に関して進展が見られる。38件全ての岩絵を最高の保護レベルに置くこと、必要なモニタリングシステムと共に全ての岩絵の保全・強化プログラムに向けての最初の取り組み、森林火災リスクへの対処、岩絵の環境を保護するため森林からの薪採取の制限等が実施された。また締約国は、化石燃料の代わりに太陽光及び電力をボートの運営と周辺村落の施設に適用することを考慮したほか、農地利用の土地の面積の変動、世界遺産範囲内の岩絵が疎かにされていないか調査を実施した。しかし、管理計画にリスク防止戦略を含ませるという委員会勧告に対して十分な報告がなされていない。
- ・資産内及び緩衝地帯内でプレゼンテーションとグリーンエネルギー利用事業が計画・検討されているが、大規模な建設及び開発事業は実施されていない。
- ・委員会は締約国に、資産内の38件の岩絵を「国家優先保護遺跡」とする進行中の手続きを可及的速やかに完了することを奨励するべきである。資産の顕著な普遍的価値（OUV）、真実性、完全性は、正式なメカニズムの準備と採択により長期間より良く持続可能なものとなるため以下の実施を勧告する。全ての岩絵の正式な保全・強化プログラムと必要なモニタリングシステムの完成、特に森林火災のリスク対処のため、管理計画に正式なリスク防止戦略を含めること、岩絵の環境を保護するため、森林からの薪採取を制限する正式なメカニズムの採択、農地の規模を現状のレベルで維持する正式なメカニズムの採択。
- ・「グリーンエネルギーデモサイト」の設置、特にボートと周辺村落の他の施設の運営に化石燃料より環境的に持続可能な代替燃料の実施に関する進捗について報告すること。
- ・資産のOUVに影響を与える主な復元若しくは新建設事業が将来計画された場合には、元に戻すことが困難な決定が下される前に、作業指針第172項に基づき、世界遺産センターを通して委員会に報告することを奨励する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・資産のOUV、真実性、完全性を長期的に持続可能にすることを保証する正式なメカニズムを準備、採択するため以下を勧告する。
 - ・全ての岩絵の正式な保全・強化プログラムと必要なモニタリングシステム
 - ・特に森林火災のリスク対処のため、正式なリスク防止戦略を含んだ管理計画
 - ・森林からの薪採取を制限する正式なメカニズム
 - ・農地の規模を現状のレベルで維持する正式なメカニズム
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議のため、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

5. シルクロード：長安－天山回廊の経路網

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.5	ID No.	1442
資産名称（英）	Silk Roads: the Routes Network of Chang'an-Tianshan Corridor		
締約国	中華人民共和国 / カザフスタン共和国 / キルギス共和国		
		 ©Conservation Institution of the Site of Yar City	
種別	文化遺産	資産面積	42,668.16 ha
タイプ	遺跡（遺産の道）	緩衝地帯面積	189,963.1 ha
評価基準	ii, iii, v, vi	世界遺産一覧表記載年	2014 年
構成資産数	33		
資産概要	シルクロードの天山回廊は、シルクロード交易の中心地である漢・唐の首都長安・洛陽から、中央アジアのセミレチエ（七河、Zhetysu）地域まで、5,500km にわたって延びる。中国とヨーロッパの間のシルクロードの一部として、交易回廊の主要部は紀元前 2 世紀～紀元 1 世紀に形成、6 世紀～14 世紀に繁栄し、16 世紀まで利用されていた。推薦資産はシルクロードでの交易や、人々や物資の通過のためのインフラにより形成された富、交易により育まれた多くの国の交流、定住農耕と遊牧という、ユーラシア大陸の 2 大主要文化の融合などを反映している。33 の構成資産は、さまざまな王朝、汗国の首都や宮殿群、交易集落、仏教石窟寺院、古代の道、のろし台、宿駅、長城の一部、城塞、墓や宗教建築である。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016		
保全状況			
現座の課題	陸上交通インフラ,住宅開発,観光/来訪者/レクリエーションの影響,管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・中国、カザフスタンの 2 か国からそれぞれ保全状況報告書が提出された。またカザフスタンからは国内の全構成資産 8 件の管理計画の進捗に関する文書が、構成資産タルガルの範囲外を通過する道路設計の代替の 2 つのオプションと一緒に提出された。 2. 世界遺産センターの見解 ・中国とカザフスタンから詳細な報告書が提出されたが、3 か国が合同で 1 つの保全状況報告書を提出する形が望ましかった。 ・中国国内のシルクロードのインタープリテーション、ステイクホルダーの関与、モニタリングに関して、特に公教育を通して、中国の構成資産がどのように長安天山回廊全体とより広範囲のシルクロード交通網と関連するのかをより良く理解する取り組みなど、大きな進捗が見られた。また中国は締約国 3 か国間のコミュニケーション、調整メカニズムを発展させる方法を積極的に探究している。軽微な境界線変更により、国内の貴重且つ良好に保護されたビーコンタワーを遺産保全地域に統合することを目的とした「中国国内のビーコンタワーの研究及び保全」事業は有望である。 ・カザフスタンが、国、地方レベル双方のガバナンスの課題への対処と、適切な計画と効果的な管理の保証のため、全構成資産とその環境セッティングの管理計画策定を開始したことは望ましい。こ		

- ストベ、カヤリク、アクイルタスで進行中の事業の詳細が提供され、必要な影響調査か、悪影響を軽減する緩和措置が策定される予定であるなど、道路事業に関するカザフスタンの保証を歓迎する。
- ・タルガルの迂回路に関して、全保護地区の外側に設置する提案が成された。緩衝地帯外を通る望ましい選択肢には住居と公共建築の取り壊しと、川を渡る新しい橋の建設が必要となる。更なる計画、取り組み、事業の実施前に、道路の正確なルート、新しい橋の位置、建築物が破壊対象となる全ての地域を示したより詳細な計画を、可能であれば英語かフランス語で、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出する必要がある。また委員会決定 40 COM 7B.34 で解体が要請された、2016年に部分的に建設された橋梁の解体事業の詳細、タルガルの境界線の側の再建事業、違法且つ無秩序な住宅開発への緩和措置、構成資産とセッティングの法的、計画、管理の枠組み全体を緊急に強化するための措置に関する情報を提出すること。
 - ・構成資産コストベへの全ての道路を閉鎖する決定を歓迎する。現在の砂利道は地元民のアクセスのみに使用される。全体計画ではサービスゾーンと駐車場の設置が予定されているため、これらの計画を遺産影響評価（HIA）と共に提出することを締約国に要請する。
 - ・構成資産カヤリクの A3 幹線道路は、元々構成資産の南東側の境界に沿い緩衝地帯を抜けるため、資産に重大な脅威を与えるとされていたが、改定計画により構成資産とコリック村を迂回し、緩衝地帯の北西側に沿ったルートとなった。しかし、緩衝地帯北西側の境界線が新ルートと同一に見えられ。構成資産の適切な保護のため、緩衝地帯全体を避けるように調整が必要である。
 - ・構成資産アクイルタスに関しては、2017年に始まったビジターセンターへ続くアスファルト道路の最小限の詳細のみしか提供されなかった。更なる詳細と HIA による影響分析を提出すること。
 - ・シリアルプロパティの保護管理のより良い調整のため、締約国3か国に対し、推薦前に設置された政府間調整委員会（ICC）、特に IICC-X の ICC 事務局を十分に活用することを委員会が要請することを勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・タルガルの全ての保護ゾーン外にビルリク-アクブラク幹線道路を再設定すること、コストベを通る現状の道路全ての閉鎖、カヤリクの緩衝地帯の端から A3 幹線道路を移動させる決定を考慮し、全ての計画、取り組み、事業の実施前に以下の情報を、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出することを要請する。
 - ・正確なルート、新しい橋の位置、建築物が破壊対象となる全ての地域を示したタルガル迂回路の望ましい選択肢の詳細と HIA
 - ・サービスゾーンと駐車所の設置を含むコストベ道路閉鎖全体計画の詳細と適切な HIA
 - ・カヤリクの緩衝地帯を完全に迂回する A3 幹線道路の修正ルートと HIA
 - ・アクイルタスのビジターセンターへの新設道路の詳細
- ・カザフスタンに以下の詳細を提供する要請を繰り返す。
 - ・タルガルに隣接している部分的に建設された橋梁の解体事業
 - ・タルガルの緩衝地帯の側の再建事業と違法及び無秩序な住宅開発に対処するための緩和措置
 - ・タルガルとそのセッティングの法的、計画、管理の枠組み強化の措置
- ・カザフスタン国内の全ての構成資産とその景観セッティングの管理計画が準備中であることを歓迎し、2016年11月ミッションの結果を考慮した上で、優先事項としてこれらの管理計画を完成させ、遅くとも2018年12月1日までに、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出するという要請を繰り返す。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議のため、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

6. ナーランダ・マーハヴィハラ考古遺跡

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.6	ID No.	1502
資産名称（英）	Archaeological Site of Nalanda Mahavihara (Nalanda University) at Nalanda, Bihar		
締約国	インド		
		 ©Rajneesh Raj Author: Rajneesh Raj	
種別	文化遺産	資産面積	23 ha
タイプ	考古遺跡	緩衝地帯面積	57.88 ha
評価基準	iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	1		
資産概要	ナーランダ・マーハヴィハラの遺構はインド北東部のビハール州に位置している。マーハヴィハラは、紀元 3 世紀の仏教復興期から 13 世紀にナーランダが略奪され放棄されるまでの間の中世の繁栄期と関連する遺構である。塔、堂(chaitya)、寺院(shrine)、僧院(vihara)のほか、漆喰、石、金属で作られた重要な芸術品も見つかっている。建造物の配置が、堂塔の周辺に集合していた状態から、南北の軸に沿った直線的配置へ変化したことがわかる。本資産の歴史的経緯は、仏教が宗教へと発展し、僧に対する教育が伝統として伝えられていったことを示している。		
これまでの保全状況報告（年）	2018		
保全状況			
現在の課題	観光/来訪者/レクリエーションの影響, 管理制度/管理計画 その他の危機：資産の真実性を確立する適切な記録の欠如		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・資産の歴史的調査は継続：2016～2017 年に、寺院と主要アクセス路間の周辺の塚（mound）、ナーランダから 1km 程の場所にあるルクミニ-スタン丘の記録が完了した。ナーランダの彫刻に関する調査は継続中であり、最近資産の保安全管理報告書が完成した。 ・1 世紀分の歴史的発掘図面を保全及びデジタル化した。 ・2016～2017 年の間に寺院と僧院（monastery）で継続中の保全強化事業が実施され、異なる彫像の補修（patching）と修理（reparing）は継続、表面の付着物は薬物により除去された。保全活動によるものとオリジナルの彫像は精巧に見分けがつくようになっている。 ・もうすぐ開始されるサライ丘地域での庭園開発、寺院サイト 12、13、14 周辺での新しい庭園のレイアウト等、資産の全体的な景観は向上している。 ・来訪者の経験を向上させるため、インタラクティブディスプレイ等が挙げられている、ナーランダ博物館向上及び拡大の詳細事業報告書が完成した。 ・2018 年に完成を予定している統合マスタープランの準備と実施をモニタリングするため、2017 年 8 月に地域計画地区当局が設立し、準備インセプションレポートを提出した。このレポートにはマスタープラン準備の手法とプロセスや、資産と緩衝地帯をカバーする「特別地域」への認定の提案		

- 周辺地域の土地利用を制御する開発制御規制の設立の可能性等が示されている。
- いかなる開発、土地利用の変更も提案されていない。資産とその周辺で予定されている全ての開発行為には遺産影響評価（HIA）が適用される。
 - 資産の記録及び保全の手法及び実施計画は、最小限の介入方針を含む既存の慣習（norm）を基にして策定を継続する。
2. 世界遺産センターの見解
- 2016年の記載時に出された勧告の大部分に関して進展が見られる。特に、有用な歴史的及び学術的調査を、資産の真実性の確立に特化したリサーチプログラムと、真実性のある考古学的構造（fabric）の識別記録と対応させて継続させることが有用である。2016年の記載時の勧告のように、統合マスタープランは、資産の顕著な普遍的価値（OUV）、真実性若しくは完全性に影響を与える可能性がある資産内、若しくは周辺で計画されている全ての開発計画に対して適切な勧告及びアプローチを有しているべきである。そのような将来の全ての開発計画に対してHIAを実施するという締約国の約束、資産の記録及び保全の手法及び実施計画策定継続への締約国のコミットメントを歓迎する。
 - 締約国は、資産の出土品の保全計画の策定という委員会の要請に対して情報を特に提示していない。正式な保全計画は、資産の OUV と真実性の保護を目的としたメカニズムに付随する重要な要素であるため、委員会が過去の要請を繰り返すことを勧告する。
 - また、既に締約国からナールンダ博物館の向上及び拡張が報告されたが、記載時の委員会の要請でもある来訪者管理計画の準備と策定を通してどのように来訪者管理とインタープリテーションへのアプローチを強化するのかについての報告はなかった。これについても委員会は過去の要請を繰り返すべきである。
3. 世界遺産委員会での審議
- 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- 資産の顕著な普遍的価値（OUV）、真実性若しくは完全性に影響を与える可能性がある資産内、若しくは周辺で計画されている全ての開発計画に関する適切な勧告及びアプローチを統合マスタープランに含めることを要請する。
- 資産の出土品への正式な保全計画を策定する要請を繰り返す。
- 来訪者管理とインタープリテーションへのアプローチを、来訪者管理計画の準備と実施により、強化することを再度締約国に要請する。
- 2020年第44回世界遺産委員会での審議のため、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

7. ラージャスターンの丘陵要塞群

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.7	ID No.	247
資産名称（英）	Hill Forts of Rajasthan		
締約国	インド		
			
		© DRONAH Author: DRONAH	
種別	文化遺産	資産面積	736 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	3,460 ha
評価基準	ii, iii	世界遺産一覧表記載年	2013 年
構成資産数	6		
資産概要	ラージャスターン州では 8 世紀から 18 世紀にかけてラージプート諸王朝が勃興したが、その権勢を物語るのがチットールガル（Chittorgarh）をはじめとした 6 つの要塞である。城壁の中には宮殿や商業区域などの施設のほか、しばしば城塞そのものよりも古い寺院が現存し、かつては洗練された宮廷文化が花開いていた。城塞は自然の地形を利用して建てられており、水利システムは今日でも使用されているものが多い。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2015		
保全状況			
現在の課題	交通インフラの利用に起因する影響, 住宅開発, 不法行為, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 工業地区, 鋼材採掘		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 2017 年 7 月に開催されたワークショップ（1 日）を受けて、管理計画を改訂しステイクホルダーの全ての助言を取り入れた。管理計画を、来訪者管理、リスク防止、生計創出（livelihood generation）のサブ計画と共に世界遺産センターに提出する予定である。 2017 年 2 月に、2001～2003 年の報告書と、チットールガル要塞のセッティング内での採鉱に関わる記録を世界遺産センターに提出した。資産のセッティング内での採鉱の影響や来訪者及び交通の流れをモニタリングするため、2012 年に最高裁判所から科学者団体による技術的研究が命令された。 - クンバルガル要塞強化措置に関しては、以前の保全事業内の枠組みの中で寺院が復元され、真実性が保たれた。追加の復元及び構造物の安定化が予定されている。 - 資産内の他の遺跡における数多くの保全及び安定化事業の追加情報を報告書に載せた。 2. 世界遺産センターの見解 - 世界遺産一覧表への記載時には、ジャaisalmer 要塞の管理計画と来訪者管理、リスク防止、地域受有民の生計創出のサブ計画は 2013 年末に完成する予定であった。2015 年に委員会は具体的な進捗が見られないことに対して懸念を表明している。 - ジャaisalmer 要塞の管理計画は未だ世界遺産センターに提出されていない。同要塞の報告で指		

摘されたように、現在完成途中の管理計画で未許可の建設制御の課題に対処し、開発制御の法的枠組も現在実施されている。ジャイサルメール要塞管理計画の完成に関しての委員会の過去の要請を考慮し、2018年12月1日までに完成した同計画を提出することを委員会が要請するべきであると助言する。また締約国は、ジャイサルメールの保全事業の最新情報、未許可の建設による脅威とどのように対処していくのかについての詳細を提出するべきである。

- ・締約国から提出された2012年以前の期間に関する採鉱の影響の文書では、採鉱の制御が実施されれば、チットールガル要塞の10km以内では採鉱も爆発も発生しないことが保証されていた。2013年、採鉱の影響を分析するために、最高裁判所がそれらの規制を緩め、要塞から10km以内、資産の境界線から1km以内、で重機による一時的な採鉱を許可した。この規制緩和の効力は4週間であった。これは、大規模採掘会社がチットールガル要塞の壁10km以内でのいかなる採鉱及び爆破作業を禁止したラージャスターン高等裁判所の2012判決に異議を唱えたため行われた。調査結果については、締約国から未だ審理中であり提供できないと報告があったため、現在でも最高裁判所にあるものと思われる。
- ・従って、この法的異議に関する詳細を提供すること、またこの規制緩和が4週間のみであったことを踏まえ、同要塞10km以内での採鉱活動と爆破を禁止した2012禁止令は未だに有効であることの確認することを、委員会が締約国に要請するべきである。
- ・また、2005年に実施された大規模な強化事業により、クンバルガル要塞の保全状況は良好であると締約国から報告があった。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・ジャイサルメール要塞での保全及びインフラ事業の細心の進捗、全ての未許可の建設とどのようにそれらに対処するのかの詳細を提出すること。
- ・2012年のチットールガル要塞のセッティング内での採鉱及び爆破制御に関する法的異議が最高裁判所により未だ審理中であることに留意し、この件に関する詳細と、これが一時的な規制緩和であり、現在でも有効であることの確認についての情報を提供すること。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議のため、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

8. サンギラン初期人類遺跡

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.8	ID No.	593
資産名称（英）	Sangiran Early Man Site		
締約国	インドネシア共和国		
			
		© Ko Hon Chiu Vincent Author: Ko Hon Chiu Vincent	
種別	文化遺産	資産面積	5,600 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1996 年
構成資産数	1		
資産概要	ジャワ島中部に位置するサンギラン初期人類遺跡では、1936 年から 1941 年にかけての調査で最初の化石人骨が出土して以降、50 体を超えるメガントロプス・パレオジャ ヴァニクスとジャワ原人の化石人骨が発掘された。これは、全世界の化石人骨のうち半数を占める計算となる。また、化石人骨の他にも動物骨や石器剥片など、生活の痕跡が数多く発見された。遺跡はおよそ 150 万年前から居住が開始されたと考えられており、更新世における人類の進化を理解する上で欠かせない遺跡である。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2011, 2009, 2008, 2007, 2002		
保全状況			
現在の課題	住宅開発, インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画、遺産の社会的評価		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - 保全状況報告書により提供された最新の情報は以下の通り。 - 統合管理局：サンギラン初期人類遺跡の保全局（SCO）が設立され、全てのステイクホルダーの参加と共に、資産管理の調和が保証される。 - 統合管理システム：2017 年に開催された一連のワークショップ、協議委員会（consultative meetings）、調整委員会を受けて、保全観光管理計画を統合する、2017 年参加初期人類遺跡管理計画が完成した。上記の計画の実施は、管理計画内で策定された実施のメカニズムと管理インフラによる保証されている。 2. 世界遺産センターの見解 - 過去数年に渡り、締約国は、管理当局と合同で、資産の管理、保全、研修及びモニタリングの課題への対処に成功しており、管理計画の完成は重要な成果である。 - しかし、管理メカニズムの項において、管理計画は締約国が新しい管理団体設立に対し、行政的な困難を予想しているという事実を指摘している。更に、ステイクホルダーの協力の責任を設定する覚書と協力合意が改訂中である。従って、適切な保護の枠組みを保証するため、これらの協定が可及的速やかに実施されることが非常に重要である。 - 管理計画の審査に関して、イコモスはステイクホルダーの代表を任命し、計画実施に関する議論に参加させる必要性を指摘している。資産の長期的な管理は地域のコミュニティと住民の繁栄と高いモチベーションに依存するからである。従って、計画はこれらの課題に対処し、観光開発と地域コ		

	コミュニティの参画と利益を最大限調和させるため、彼らの活発な参加を保証するべきである。管理計画に関する勧告は締約国に提供される予定である。 最後に、資産内のインフラ及び物理的な開発への規制実施を継続してモニタリングすることを奨励する。 3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。
決定概要	
2017 年サンギラン初期人類遺跡管理計画の完成に謝意を示し、適切な保護の枠組みを確保するため、可及的速やかに、新しい管理組織、覚書と協力合意を設定することを要請する。 - 資産内でのインフラ及び物理的な開発を制御する規制実施を継続的にモニタリングすること、またそのオペレーションに地域のコミュニティと住民が正式に参加することを褒賞することを奨励する。 2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。	

9. ペルシャ式カナート

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.9	ID No.	1506
資産名称（英）	The Persian Qanat		
締約国	イラン・イスラム共和国		
		 ©S.H. Rashedi Author: S.H. Rashedi	
種別	文化遺産	資産面積	18,557 ha
タイプ	土木遺産（水利）	緩衝地帯面積	380,054 ha
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	11		
資産概要	イランの乾燥地帯では、谷の源頭部の沖積層水脈から取った水を、重力により地下トンネルを通じて、しばしば数キロにわたって、運ぶ古代カナートシステムによって農耕定住集落が支えられている。トンネル内へのアクセス抗また空気抗である縦井戸は、上からみると、水源から農耕集落に繋がるカナートの線を追いかけるように並ぶクレーターのように見える。このシステムを代表する 11 のカナートには、労働者の休憩エリア、貯水池、水車が含まれている。伝統的な共同管理システムが今でも機能しており平等で持続可能な水の共有と分配を可能にしている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018		
保全状況			
現在の課題	管理上の活動, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - 地域住民が利用しやすいドキュメンテーションセンターの向上と発展は、情報の国際的なアクセスを援助するデータベースセンターと共に、依然として実施中であり、管理計画の短期・長期的優先事項両方に含まれている。 - 資産全ての構成資産のリスク防止戦略と包括的観光戦略を含んだ管理戦略と計画の拡張は依然行われていない。更新された管理計画内で示された関連する短期的、中期的、長期的目標は以下の通り。酸素マスクなどの「リスク対処設備」の導入、警察と緊急対応に関する覚書の締結、地震に対する安定性のモニタリング、看板と来訪者路の改善、営利及び教育的資料、プログラム、イベント、ツアーパッケージや観光施設の創出と推進。 - 管理のアプローチとモニタリングシステムに関する会議が複数回行われ、様々なステイクホルダーから提案された主要なモニタリングの指標について現在議論を行っている。 - 資産と緩衝地帯の境界線は、物理的に設置が可能である最も来訪者が多い地区内では鉄の棒を設置して示している。広大な範囲であるため、鉄の棒の設置はまだ完了していない。 - カナート内側の表面は、水量を上げるため定期的に浚渫されている。 2. 世界遺産センターの見解 - 現在でも稼働しているこのシリアルプロパティの記載後から、ステイクホルダーと地域コミュニティを結び付け、統合管理システム実施を奨励するため多大な努力が成されたと報告があった。特に		

2016年の管理計画で示された計画に、持続可能な観光管理とリスク管理の権限（reference）を含ませるという追加事項が強調されていたが、この重要な記載時の委員会勧告に関する進展は限られたものである。資産の統合管理システムと適切な制御メカニズム包含の基本的な価値を想起し、優先事項として統合管理システムにリスク管理と持続可能な観光管理のセクションを含めることを。委員会が締約国に促すべきである。更に、これらのセクションは戦略的な性格上、資産の顕著な普遍的価値（OUV）、真実性、完全性を持続可能とする明確な目的が示され、各戦略の成功を測る指標を内包したものであるべきである。

- ・委員会が記載時に出した他の勧告に関する進捗も報告されているが、データの収集とアクセシビリティの向上、モニタリングシステムと資産及び緩衝地帯の境界線を示す一時的な目印の向上などは未だ完全に実施されていない。これらの重要な活動に関する過去の勧告を繰り返し、完了までのタイムフレームに関する情報を要請するべきである。

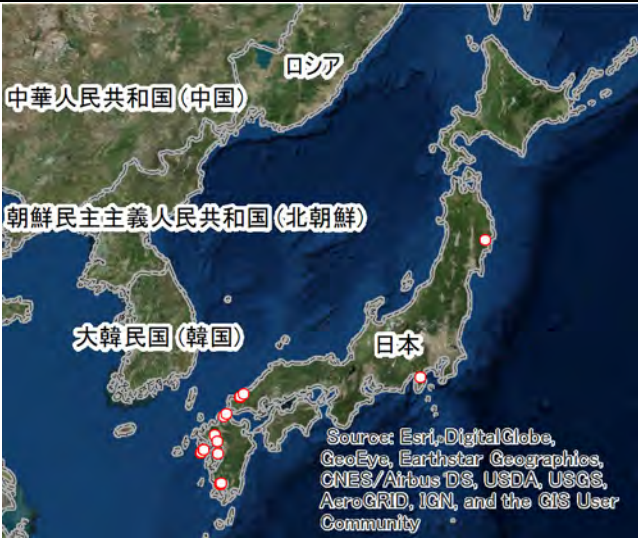
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・以下の勧告を繰り返す。
 - ・ドキュメンテーションセンター拡充を、イラン文化遺産、手工業・観光機関（Iranian Cultural Heritage, Handicrafts & Tourism Organization, ICHHTO）の関連する地域オフィスの管轄内にある各カナートに関する情報収集と共に継続し、そのデータが地域及び国際コミュニティに公開されることを保証すること。
 - ・各重要な指標に責任を持つ当局を明確にするために、モニタリングシステムを拡大させること
 - ・地上における構成資産と緩衝地帯の境界線を示す一時的な目印設置を完了させること。
- ・上記の活動終了を予想したタイムフレームを示すこと。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議のため、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

10. 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.10	ID No.	1484
資産名称（英）	Sites of Japan's Meiji Industrial Revolution: Iron and Steel, Shipbuilding and Coal Mining		
締約国	日本国		
		 © Nagasaki Prefecture Author: 記述なし	
種別	文化遺産	資産面積	306.66 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	2,408.33 ha
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	2015 年
構成資産数	23(11 遺跡、8 地域)		
資産概要	19 世紀後半から 20 世紀初頭の日本において西洋から非西洋への産業化の移転が成功したことを示す一連の産業遺産群で、九州、山口県を中心に広範囲に広がる 23 の構成資産からなる。封建制度下の日本が欧米から技術移転を模索し導入した技術を、国内の需要や伝統に適合するよう改良し、日本が短期間で世界有数の産業国家になった過程を物語る。製鉄・製鋼、造船、石炭という基幹産業からなる技術の集合体は、非西洋国家で初めて産業国家化に成功した世界史上特筆すべき業績を証明している。		
これまでの保全状況報告（年）	2018		
保全状況			
現在の課題	陸上交通インフラ, 人材, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, インタープリテーション施設、来訪者施設, 管理制度/管理計画, 海上交通インフラ		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・長崎市と共同で、端島炭坑の詳細な 30 年間の事業実施スケジュールが策定された。2018 年から 10 年ごとに 3 つの段階から成り、10 年ごとに見直される予定であり、長崎市は全体の事業実施の予算として約 108 億円（101,628,000 米国ドル）を想定している。第 1 フェーズでは、明治時代の護岸遺構と保全技術研究が優先事項である。来訪者が炭鉱の構造と住居施設の範囲と密度を体験できるよう、見学の場（viewing platform）が設けられる予定である。 ・所有者と地方自治体の協力により、各構成資産の保全事業プログラムと実施計画が策定された。 ・各構成資産の来訪者数を 3 年間計測中。この結果を基にそれぞれの収容力を 2019 年に定める。 ・パートナーシップを基にした新たな資産と構成資産の保管理の枠組みの有効性について、特に年次報告書によるモニタリングにより、効果的な運営が成されていると見られている。 ・キャパシティビルディングの方針と資産全体で共有する技術が策定された。また、人材育成とワークショップ開催に関するテキストブックが作成された。 ・地域保全協議会（Local Conservation Councils）が各構成資産の年次保全報告書を受領できるモニタリングチャートが策定された。 ・現在資産で実施されている保全、管理、展示（presentation）に関する一貫したアプローチを保証するため、資産全体の共通方針及び技術が策定され、研修、キャパシティビルディングで使用される予定である。 ・委員会の要請通り、各構成資産の顕著な普遍的価値（OUV）への貢献、産業化の 1 つ又は 2 つ以上		

の段階の反映、同時に各サイトの歴史全体についても理解できることに焦点を当てたインタープリテーション戦略は策定中である。この戦略は、国際専門家によるインタープリテーション監査と「文化遺産のインタープリテーション及びプレゼンテーションに関するイコモス憲章（ENAME 憲章）」の結果に基づいており、「世界遺産の意義を伝えるために現在進められているダイナミックな枠組み」でありまた、その情報は日本語、英語、中国語、韓国語で提供される。2種類のウェブサイトと推薦書の概要版（24頁）が日本語、英語で公開され、アプリは日本語、英語、中国語、韓国語で提供されている。これには非公開の構成資産の情報も含まれている。

- ・ガバナンス体制のモニタリング後、コミュニケーション・協力体制は適切に運営されている。モニタリングは全構成資産で体系的に実施され、その結果のデータは委員会に報告される予定である。
- ・作業指針第172項に従い、集成館及び三重津海軍所跡における道路建設、三池港における新たな係留施設、葦山反射炉において建設中の来訪者施設（ガイダンス施設）の開発計画が提出された。

2. 世界遺産センターの見解

- ・大規模かつ緊急の保全活動と優先事業プログラムが必要とされた、端島炭坑の良好でない保全状況のため、記載時に詳細な保全事業スケジュールが要請されていた。締約国は、島の擁壁の安定化、崩壊した部分の保全、軍艦のような独特のシルエットの保護のためタイムスケールと同じく関連事業の範囲を含む30年間の事業実施スケジュールを策定した。OUVの属性と国・地域の価値両方が含まれているが、木材、鉄、鉄筋コンクリートで出来ている複数の建造物が1974年以降に崩壊や不可逆的に破壊されてきているため、何を保全できるのかを確認するため追加の研究が必要である。更なる考古学的調査が、歴史的文献、構造材料と来訪者の動線の追加研究と共に必要である。事業の締め切り、段階的事業の実施の技術、年間の目標設定をカバーした行動計画が長崎市により策定されるべきである。委員会は現在まで提出された詳細について締約国を称賛し、主な保全事業とその開発業者の更なる詳細を要請するべきである。
- ・収容力を含む来訪者管理戦略が完成次第、世界遺産センターに提出するべき。
- ・「歴史全体」を理解するため、展示のためのインタープリテーション戦略を委員会は要請していた（決定39 COM 8B.14）。記載時からインタープリテーションは改善されたが、締約国は「国際専門家の監査」を受けて更なる事業を計画している。記載時の締約国の声明では「日本は、1940年代にいくつかの場所において、その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、第二次世界大戦中に日本政府として徴用政策を実施していたことについて理解できるような措置を講じる所存である。日本は、インフォメーションセンターの設置など、犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込む所存である。」としている。
- ・全ての構成資産のインタープリテーションには、OUVに最も貢献する期間である1850年代～1910年が反映されるが、構成資産の中にはその歴史全体に1850年代以前、若しくは1910年以後が含まれるものがある。新しく設置される産業遺産情報センターにはより詳細情報が提供される予定だが、この期間の資産の歴史が産業遺産情報センターだけでなく、各構成資産やデジタルインタープリテーションの形で分かるよう締約国に奨励する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

オブザーバーの韓国から、日本政府が二国間の対話を継続し、インタープリテーション戦略に本資産の全ての歴史を含めることを望むとの発言があり、日本は、保全状況報告書に明確に記述したように、日本は誠実に第39回世界遺産委員会で決定された要請を履行していると発言した。

決定概要

- ・諮問機関の審査のため、以下の情報が明らかになり次第世界遺産センターに提出すること。
 1. 1974年以降に崩壊や不可逆的に破壊された木材、鉄、鉄筋コンクリートの建造物とそれらが保全可能であるかについての1件若しくは複数の研究
 2. 追加の考古学的調査
 3. 歴史的資料、構造材料、来訪者の動線の追加研究
 4. 長崎市が策定した事業の締め切り、段階的事業の実施の技術、年間の目標設定をカバーした行動計画
- ・来訪者数のモニタリングは全構成資産で体系的に実施中であり、この結果を基に収容力を含む来訪者管理戦略が2018年に策定されることに言及し、完成次第、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること。
- ・産業遺産情報センター完成後の全体のインタープリテーションに関する最新の情報を提出すること。
- ・海外におけるインタープリテーション戦略のベストな事例を考慮に入れ、資産のOUVを期間内外の資産の全体の歴史のインタープリテーションとデジタルインタープリテーションの材料に関する事業を継続することを強く奨励する。
- ・関係者との対話を継続することを奨励する。
- ・決定39 COM 8B.141を完全に実施することを要請し、2020年第44回世界遺産委員会での審議のため、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況についての報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

1 1. ピュー古代都市群

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.11	ID No.	1444
資産名称（英）	Pyu Ancient Cities		
締約国	ミャンマー連邦共和国		
			
		©Department of Archaeology, National Museum and Library Author: Department of Archaeology, National Museum and Library	
種別	文化遺産	資産面積	5,809 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	6,790 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2014 年
構成資産数	3		
資産概要	エーヤワディー（イワラジ）川流域の乾燥地帯にあって、広大な灌漑地帯の景観の中に位置するハリン（Halin）、ベイトノ・ミョー（Beikthano）、シュリ・クシェトラ（SriKsetra）の、レンガ壁と濠を備えた 3 つの都市遺跡は、紀元前 200 年から紀元 900 年の間の 1000 年以上にわたり栄えたピュー族の諸王国の様相を示している。交易や巡礼で繁栄し、仏教僧院の建設や熟練した利水技術の導入によって発展したこれらの諸都市は、テラコッタや鉄、銀、貴石類などの製品の長距離交易の中心地として存在した。3 都市は、一部発掘を終えた考古遺跡であって、各都市の形跡をうかがい知ることができる。これらの遺構や遺物には発掘された宮殿・城塞、墓地、初期の工房址に加えて、今日でも倒れることなく残る記念碑的なレンガ製のストゥーパ、部分的に残る城壁、および、今日でも使用されている組織だった集約的農業を支える利水体系が存在している。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016		
保全状況			
現在の課題	人材,管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・リスク評価、防止、緊急防止戦略を含むピュー古代都市群リスク防止戦略を策定した。考古局の正式な承諾が現在行われており、その後に災害管理国家戦略委員会の承認が予定されている。 ・5 か年行動計画（2013～2017 年）内で、シュリ・クシェトラのゾーニング及び来訪者管理ガイドラインが策定され現在実施中である。これらのガイドラインは景観管理計画の一部を形成し、来訪者数（巡礼者を含む）の適切な管理を保証しつつ、資産の顕著な普遍的価値（OUV）の保護と来訪者の理解の援助を目的としている。ベイトノ・ミョーとハリンの各都市へのガイドラインは、2018～2022 年の行動計画の中で予定されている。 ・ユネスコ/イタリア信託基金複数年プロジェクトの枠組み内で、ピューの利水システム再生と有機農業の促進の実行可能性と実用性を判断するために必要なアセスメントと実現可能性調査が実施された。事前結果によると、利水システムの再生は地域の村落に利益をもたらし、複雑な水管理システムへの理解を強めることが確実視されている。 ・ピュー古代都市群の保全措置が実施され、管理計画において、ユネスコ/イタリア信託基金プロジェ		

クトの一部であるレリチ（Lerici）財団との協力の下、研修とキャパシティビルディングの実施を含む追加措置が決定された。

2. 世界遺産センターの見解

- ・リスク防止及び観光管理戦略など、委員会が強調した保全及び管理の課題への対処に進捗が見られるのは喜ばしい。これらの戦略が予定通りに正式に採択され、実施されることを保証することが重要であるが、実施の成功は適切な研修を受けたスタッフの数と財源に高い割合で依存している。現在国家公務員規制（National Civil Service regulations）で規制されている、考古・博物館局の技術的キャパシティと人材を増加させ、管理計画の実施を援助する適切かつ長期的な財源を見越すことを、委員会が締約国に奨励するべきである。
- ・農業の援助と地域コミュニティの生活水準向上のための、歴史的利水システムの再生と復元を評価する研究が実施されたことを歓迎する。シュリ・クシェトラの浅い箇所には考古学的遺構が存在する可能性があるため、以前の水路や他の水関連施設の埋め立て工事前に、遺構に影響を与えない（non-invasive）調査の実施を委員会は締約国に要請するべきである。利水システム全体の歴史とレイアウトの詳細な研究と埋め立て事業の記録を通して、実施された事業も同様に記録する必要がある。これらの記録を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを委員会は締約国に要請するべきである。
- ・保全技術のキャパシティビルディングへの国際技術援助が継続しているが、適切な技術を持つ職員が依然不足している状況に対処するため追加の努力を行う必要がある。管理の技術と保全技術を国立考古学フィールドスクールに含める、国家研修戦略を策定し採択するべきである。これは将来の資産管理の成功に大いに関係することである。

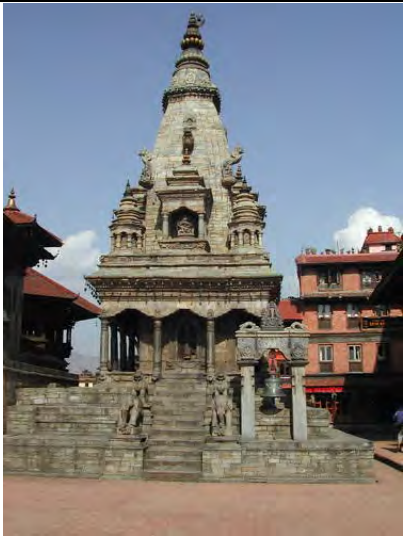
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・農業景観の援助と地域コミュニティの生活水準向上のための、歴史的利水システムの再生と復元を評価する研究の実施を歓迎し、水路や他の水関連施設の埋め立て工事前に遺構に影響を与えない（non-invasive）調査を実施し、利水システム全体の歴史とレイアウトの詳細な研究と埋め立て事業の記録を通して実施された事業も同様に記録の上、それらを諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを要請する。
- ・資産の保全管理上、適切な数の有能な人材が欠けていることに対し以下を勧告する。
 - ・現在国家公務員規制で規制されている、考古博物館部の技術的キャパシティと人材を増加させること。
 - ・管理の技術と保全技術を国立考古学現地学校に含める、国家研修戦略を策定し採択すること
- ・諮問機関の審査のため、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

12. カトマンズの谷

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.12	ID No.	121
資産名称（英）	Kathmandu Valley		
締約国	ネパール連邦民主共和国		
			
		©UNESCO Author: Francesco Bandarin	
種別	文化遺産	資産面積	167.37 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	70.29 ha
評価基準	iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	7		2003～2007 年 危機遺産 2006 年 軽微な境界線の変更
資産概要	カトマンズの渓谷には、カトマンズ、パタン、バクタブルの3都市とともに、多くの宮殿や聖域が点在する。ネワール族の文化を象徴するこれらの遺産は、7つのグループに分けて登録されている。なかでもスワヤンブー（Swayambhu）寺院複合体には、渓谷最古の仏塔がある。ヒンドゥー教および仏教が長い時間をかけてアジア全域に広がっていきなで、ネパールはそれらの宗教が混交する土地であり、遅くとも5世紀ごろからは両宗教が融合した独自の芸術や建築が発達している。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2013, 2012, 2011, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996, 1995, 1994, 1993, 1992, 1991, 1990, 1989		
保全状況			
現在の課題	航空交通インフラ, 地震, 陸上交通インフラ, 住宅開発, (線上の施設に対して)局所的な施設, 管理制度/管理計画, 地下交通インフラ		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 2015年の地震後、ネパール考古局（DoA）は被害を受けた文化遺産とその再生を管理するキャパシティを全てのレベルで向上させた。再生事業への集中と、特に地震後の保全、再建、再生プロセスに関わる異なる分野のハイレベルな専門家をまとめるために DoA スタッフ、特に考古学者、技術者、建築家、補助職員等が増員された。詳細な記録と研究活動は現在でも実施されている。 ・ この災害で、7つの記念物保護地区全てが被害を受け、主要な記念物が影響を受けているが、これは世界遺産範囲内に分布する記念物の17%だけであり特に重大ではない。 ・ これらの記念物群はネパールの伝統的な建替えサイクルを通して再生可能であり、伝統的な建設資材の使用に加えて伝統的な保全及び再建技術を用いることにコミットする。地震後の保全、再建、再生事業に関しては、文化遺産の保全再生の伝統的なシステムを適用している。 ・ DoA は6か年計画と復旧マスタープランを策定し、保全、再建、再生の地震後のガイドラインを実施した。この再建及び再生プロセスが完了すれば、OUVへの悪影響はない。 ・ 6か年計画と復旧マスタープランに従い、地震後の保全、再建、再生活動がコミュニティも参加して共に実施された。これにより、地域コミュニティの社会的、経済的な利益が確保された。 ・ 文化遺産の保全、再建、再生の十分な予算が提供されている。また DoA も国際コミュニティから十分な支援、特に技術、人的資源及び経済支援を受けているが、地震後の再生プロセスへの援助を		

- 政府及び非政府筋、国際コミュニティから求めている。
- ・すでに策定された復旧マスタープランへの助言とガイドラインを得るため、第42回世界遺産委員会前に、ユネスコにアドバイザーミッションの招聘申請を準備している。
 - ・最後に、資産のOUV保護に努めてきたことを報告し、危機遺産にしないよう要請する。
2. 世界遺産センター、イコモスの報告
- ・資産の再生、特にキャパシティビルディングに関する締約国と他の国際機関の努力とコミットメントを認めるが、災害の規模を鑑みると、適切な対応及び他事業の調整の実施には、DoAのキャパシティと資源を超えていることを指摘する。
 - ・この文書作成時には、前回の委員会で強く奨励されていたアドバイザーミッションの招聘及び仕様書（Terms of Reference, TOR）のいずれも世界遺産センター/諮問機関は受け取っていない。
 - ・2015年10月及び2017年3月のリアクティブモニタリングミッションの詳細な結果は、資産の建築的及び都市計画の一体性が深刻な破壊に直面していることを明確に強調している。これは地震の直接的な影響だけでなく、資産の完全性と真実性を浸食しているその後の再生プロセス内で実施された多くの事業によるものである。2017年のミッション報告書は地震から2年経ち、全ての記念物保護地区の被害の程度と範囲、多くの被害地域への援助若しくは保護の欠如、構造の付帯物の破壊、住宅地区と商業施設の劣化についての明らかな詳細を記述している。この複数の記念物群への回復及び被害の復元作業の遅さは、資産全体への現状の管理の脆弱さ、適切な計画及び調整不足、全ての事業の土台を支える必要な記録、研究、分析実施のキャパシティの全体的な欠如に反映されている。両ミッションの勧告が体系的且つ完璧に実施されなかったことに遺憾の意を表明する。
 - ・上記ミッションで確認された潜在的/確認されている危機は重大であり、再生プロセスを迅速にしより効果的にすることが必要である。再生に向けて残っている大規模な事業の達成のため、直面している重大な危機に相当する対応が実施できるような追加の援助及び組織や、各記念物保護地区の再生計画と共に、一貫かつ調整されている全体の再生マスタープランを作成することが必要である。また国際機関が実施した事業を調整及び規制するより強力なメカニズム、実施されるべき全事業の中心となるガイドライン、証拠と記録に基づく介入の明確な正当性を規定することが必要である。最後に、世界遺産センター及び諮問機関の技術的援助により、資産のそのOUVの属性の再生、資産の構造上の必要とコミュニティの社会的、経済的な需要のバランスについて調整及び助言し、締約国を援助する機関である、国際学術運営調整メカニズムの発足を締約国に奨励する。
 - ・適切な措置が締約国により採択されたが、現在の再生プロセスは地震後の主な課題に対処するための適切な規模ではない。心配なことに、実施された事業が特徴的な伝統的な構造、資材、地域の習慣を尊重しないものでないという証拠が欠けており、これらは資産のOUVに悪影響を及ぼし将来的にはより大きな被害を与える可能性がある。そのため作業指針第179項に従い、資産のOUVは実際且つ潜在的な危機に現在明確に晒されていると考える。
 - ・上記を踏まえ、真実性に被害を与える問題がある再建及び保全を避けるため、OUVの属性、特に特徴的な建物の構造及び資材、を維持するための再生事業に集中する緊急措置の実施を確実にするために、資産の危機遺産リスト登録を検討することを委員会に強く要請する。また、国際コミュニティからの同様の支援を、保全と再建、住居や社会的需要の観点での地域コミュニティへの援助として実施することを勧告する。
 - ・最後に、2017年3月のミッションは締約国とOUVの属性回復に必要な技術的、計画的、法的及び管理措置について詳細な議論を行ったが、これは危機遺産リスト登録後に締約国が提案する必要がある「危機遺産解除のために達成することが望ましい保全状況」(DSOCR)への貢献と位置付けることが可能であることを言及する。
3. 世界遺産委員会での審議
- 各国による議論のあと、危機遺産を見送る修正案が採択された。

決定概要

- ・締約国に可能な最善の方法で2015年10月と2017年3月のミッション勧告を体系的且つ完璧に実施すること。
- ・資産のOUVへの潜在的かつ確認されている脅威が甚大であることを踏まえ、再生のプロセスは効果的であるべきであり、必要な災害と対応の規模と範囲がDoAのキャパシティと資源を超えていること、国際コミュニティからのより膨大な資金投入、協力及び調整の援助が必要である。
- ・再生事業に適切な手法と資材を適用されるよう、締約国が十分に関わること。
- ・再生マスタープラン(RMP)を都市コミュニティ社会経済再生プログラムの全体に統合し、住民と地域ビジネスの再生プロセスへの参画を奨励し、それが広範囲の社会的且つ経済的な利益をもたらすことを確実にするよう要請する。
- ・締約国が実施した進捗の確認、6年間のRMP実施の援助と審査のガイダンスを実施するため、世界遺産センター/イコモス/イクロム合同のアドバイザーミッションを招聘することを薦め、2018年終わりに実施するよう勧告する。
- ・資産のOUVのメンテナンスを確実にするという観点から、2019年第43回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年2月1日までに、保全状況及び上記の実施状況についての報告を提出するよう要請する。

1 3. 仏陀の生誕地ルンビニ

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.13	ID No.	666
資産名称（英）	Lumbini, the Birthplace of the Lord Buddha		
締約国	ネパール連邦民主共和国		
			
		© UNESCO Author: Junko Okahashi	
種別	文化遺産	資産面積	1.95 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	22.78 ha
評価基準	iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1997 年
構成資産数	1		
資産概要	後に釈尊として知られるガウタマ・シッダールターは、紀元前 623 年にこのルンビニ園で誕生した。ルンビニは釈尊の死後すぐに巡礼の地となり、現在も仏教の四大聖地の 1 つである。マーヤー・デーヴィー寺院（Maya Devi Temple）、アショーク王の記念石柱、精舎などの遺構が残るが、最も古い遺構は紀元前 3 世紀に属すると考えられている。1895 年にドイツ人考古学者フューラーによって発掘されるまで世間から忘れ去られていたが、現在、遺跡は巡礼地としての整備が進められている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2012, 2011, 2009, 2008, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999		
保全状況			
現在の課題	大気汚染, 商業開発, 住宅開発, インタープリテーション施設、来訪者施設,法的枠組, 管理上の活動,管理制度/管理計画, 祭祀/信仰/宗教利用		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - 統合管理枠組（IMF）文書は完成したが、また政府の最終承認を得ていない。この報告書の付属資料として IMF の最終草案（ネパール語版）を提出し、最終の英語版は、政府が IMF を承認した後に提出される予定である。 - ルンビニ国際学術委員会の勧告通りにマーヤー・デーヴィー寺院内の歩道等の開発行為が完了した。排水溝、眺望、歩道工事は、ルンビニ開発マスタープランと遺産影響評価（HIA）の勧告に従い実施された。 「ルンビニ世界平和都市」開発事業計画は、実施時に顕著な普遍的価値（OUV）を危険に晒さないよう、国内及び国際法と世界遺産のガイドラインを厳格に順守する要請が付いて、大枠が承認された。 - ティラウラコット（Tilaurakot）及びラマグラマ（Ramagrama）を含むがそれに留まらない、大ルンビニ地区及び周辺環境（セッティング）のための保護戦略が策定された。ユネスコ/日本信託基金事業の一部として、地球物理学の研究、破壊しない発掘、遺産の考古学的遺構のマッピングと記録、大ルンビニ地区及び周辺環境での保全活動などの活動が実施された、 - 更なる工場の拡大を制御するベースマップが完成し、大気質観測所がモニタリングのため設置された。 2. 世界遺産センターの見解		

- ・世界遺産委員会の再三の要請にも関わらず、未だ政府による承認がなされていないことは遺憾である。更に、資産内及び緩衝地帯内で様々な活動が実施されたと報告されているが、その実施前に体系的な影響評価が実施されたのか、「考古学的リスクマップ」に従ったのかについての証拠が何も締約国から提供されていない。
- ・資産、関連遺跡、広域な周辺環境をより良く理解するために実施中である研究に言及する。しかし、世界遺産委員会の再三の要請にも関わらず、「ルンビニ世界平和都市」の事業計画が承認されたことに懸念を表明する。この計画の詳細や、事業承認前に HIA が実施されたかについての情報は何も提供されなかった。2016 年の保全状況報告書で既に強調されているように、この計画はルンビニが世界遺産であるという事実、資産の OUV に負の影響がないことを保証するためにこの開発計画の核に置くべきだが、触れていない。この巨大開発事業の規模、資産の脆弱さ、2000 年以上も巡礼地として続いてきたことを考慮すると、「ルンビニ世界平和都市」事業は資産の OUV に深刻な負の影響を与える可能性がある。国内法、国際法、ガイドラインの厳格な遵守を確実にする課題には、実施フェーズの許可を与える前に対処すべきであり、その前までに適切な解決方法が策定されているべきである。従って、緊急に必要な HIA を、2011 年の「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス」に沿い、また資産の OUV に潜在的な影響を与える事業に焦点を当てた特定の項を設けて、実施することを委員会が要請することを勧告する。これ以上の追加の活動が実施される前に、その HIA を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに送付すること。
- ・最後に、更なる工場の拡大を制御するベースマップの策定と、ルンビニ保護ゾーンの空気の質のモニタリングに触れるが、ユネスコは、ルンビニの環境状態、産業開発について懸念する第三者からの情報を継続的に受け取っている。開発の潜在的な影響と環境の悪化の観点から、ティラウラコットとラマグラマを含むがそれに留まらない、大ルンビニ地区及び周辺環境の保護と、資産近傍での工業活動の更なる減少のための明確な戦略と具体的な追加の活動の策定を奨励するよう、締約国に勧告するべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・優先事項として IMF 文書の採択し実施すること、また資産の顕著な普遍的価値(OUV)への計画されている開発事業の潜在的可能性に関わる特別のセクションを設け、資産範囲内及び考古学的重要性を持ち得るとされた近隣地域において計画されている事業について、工事を始める前に、2011 年「世界文化遺産のための遺産影響評価に関するイコモスガイダンス」に則って遺産影響評価(HIA)を体系的に実施するよう締約国に要請する。
- ・ルンビニ世界平和都市事業とその資産への潜在的影響に留意し、計画済み事業の詳細の提供と、イコモスガイダンスに則った遺産影響評価を実施し、全ての事業の実施前に諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出する要請を繰り返す。
- ・ティラウラコットとラマグラマを含む、より大きな大ルンビニ地区及び周辺環境の保護と、資産近傍での工業活動を更に減少させるための明確な戦略と具体的な追加の活動を策定することを要請する。
- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 2 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

1 4. ラホールの城塞とシャーリマール庭園

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.14	ID No.	171
資産名称（英）	Fort and Shalamar Gardens in Lahore		
締約国	パキスタン・イスラム共和国		
			
		©Zishan Sheikh Author: Zishan Sheikh	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	記念物	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, ii, iii	世界遺産一覧表記載年	1981 年
構成資産数	2		2000 年から 2012 年まで危機遺産
資産概要	ラホール城塞とシャーリマール庭園は、ムガル建築の傑作であり、イスラム、ペルシャ、ヒンドゥー、そしてモンゴルの伝統が重層的に認められる。城塞の建造は早くて 11 世紀には開始されたようであるが、現在の姿になったのは最盛期のシャー・ジャハーン治下のことである。城塞の中にある大理石の宮殿やモスクは、モザイクと金箔で豪華な装飾が施されている。シャー・ジャハーンは城塞から 7km ほど離れた場所に庭園も建造させている。シャーリマール庭園は 16ha もの広さを誇り、ムガル庭園に典型的な囲い壁、直線的な区画、そして豊富な水の利用といった特徴がみられる。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2014, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999		
保全状況			
現在の課題	財政, 陸上交通インフラ, 住宅開発, 法的枠組, 管理制度/管理計画, 地下交通インフラ		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 2018 年 4 月 23～29 日に世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションが実施された。 ・ 国際的に著名な専門家により実施されたオレンジメトロラインの視覚的影響調査では、庭園内からの眺望に対する視覚的影響は最小限であり、メトロライン地域の景観・視覚的な向上を通して更に軽減可能である。事業への遺産影響評価（HIA）で提案された追加措置が実施予定である。振動による潜在的影響分析のため実施された研究では、資産の顕著な普遍的価値（OUV）への脅威はなく、メトロラインの良い影響として交通渋滞、大気汚染、騒音の減少が示されている。記念物群は継続的にモニタリングされており、構造物周辺に保護のための支柱とネットを設置した。事業の最終決定は 2017 年 12 月 8 日にパキスタン最高裁判所により出され、判決時には大部分の工事が既に進行中であったが、事業は承認された。 ・ 複数の政府部局とステイクホルダーによる専門委員会が 2016 年に設置され、浸食課題への対応や緩衝地帯拡張の提案など、積極的な対処が行われた。計画開発部局の都市局がセッティング研究準備を担当した。緩衝地帯内の不動産買収と住民移転の費用を確認するため調査を実施している。事業の巨大さから、緩衝地帯拡張提案の草案にはまだ時間がかかる。 ・ 資産で実施された保全事業は国際規範に則っており、考古学者、建築家、技術茶による技術運営委員会によるガイダンスが提供された。ラホール要塞の保全の予算を大幅に増額し、保全及び安定化		

事業が継続している。2018年1月に開催した国際ワークショップでは、絵画壁保全事業の保全手法の審査と評価が行われ、将来の保全と介入の勧告が提供された。シャーリマール庭園では、記念物群の保全と安定化が継続しており、給水タンクの保全及び安定化が終了した。フェンス及び景観関連事業は、オレンジメトロライン事業の建設後に完了する予定である。

オレンジメトロライン事業に対するリアクティブモニタリングミッションの報告

- ・ラホールにおける公共交通機関改善の必要性は理解するが、庭園の主要入口のすぐ前の通過を避けるような、資産への悪影響を防ぐように計画されるべきであった。
- ・締約国は、適切なメトロの直線に繋がる2つの代替スキームを推進しなかった。
- ・オレンジメトロラインは完成間近であり、ルートの変更及び完全な影響緩和の可能性はない。
- ・オレンジメトロライン建設が、世界遺産一覧表記載時に認められた、人間の創造的才能と、16～17世紀のムガル文明最盛期の芸術及び美の達成を示す無二かつ類まれな物証として強調された、芸術及び美的価値の達成に関する属性に不可逆的な影響を与えることは疑いない。
- ・資産は、内側の第2、第3テラスからも認識できる、明確かつ非常に重大な視覚及び振動の影響を受けており、庭園の外側・内側からの資産及び雰囲気との認識とイメージに影響を与えている。シャーリマール庭園は元々の意図である平和のオアシスでは既に無く、公害の増加は庭園内の石材に高い不可逆的な影響を及ぼす。
- ・代替スキームが適切に検討されなかったこと、主要なインフラ事業の詳細が世界遺産委員会に適切に報告されなかった事実は、資産の保全管理の基礎的な脆弱性を強調しており、早急に対処する必要がある。

2. 世界遺産センター、イコモスの報告

- ・パキスタン最高裁判所の2017年12月の事業承認決定後、2018年4月ようやく合同ミッションが実施された。ミッションは、2007年から世界遺産センターが第3者機関から情報を受領しフィードバックを要請した2015年10月まで、作業指針第172項に規定された義務であり、資産のOUVへの事業の潜在的影響にも関わらず、この事業を締約国が世界遺産センターに報告しなかったことを発見した。また締約国は、2000年から既に危機遺産リストに記載されていたにも関わらず、シャーリマール庭園への2012年のミッションにも報告していなかった。また、この事業は定期報告第2サイクル(2011～2012)のセクション2でも言及がない。更に、2018年ミッションは、助言委員会の評価を基にしてパンジャブ州政府考古局が2015年11月に事業に対し発行した非異議証明書(Non-Objection Certificate, NOC)の合理的説明に関する情報を得ることが出来なかった。
- ・2018年ミッション結論で強調されているように、庭園の南側の正面を通過するオレンジメトロラインの建設が、世界遺産一覧表記載時に示された芸術及び美的価値の達成に関するOUVの属性に不可逆的な影響を与えることは疑いない。
- ・資産への/からの主要な視点と、庭園外側・内側からの雰囲気への新規建設の視覚的影響に加えて、資産はオレンジメトロラインの騒音により更に影響を受け、既に重大である大幹道の騒音公害影響が増加する。ムガル建築の傑作と本来の意図である静謐さは平和のオアシスから更に取り除かれ、本来の意味を内包する能力さえも失われるであろう。もし2018年ミッション時に代替ルートが示されていたらこのような影響が避けられていたため、非常に遺憾である。
- ・2018年ミッションの結論に従い、締約国が協力の意思を示すこと、また全ての緩和措置とミッション勧告の完全かつ徹底的な実施を進めることを可能にするため、危機遺産リストへの記載を検討することを委員会に勧める。最後に、示された措置の実施前に、詳細な事業調査を諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出することと、その実施は良好なフィードバックが得られた後のみ開始されることが、非常に重要であることを述べる。

3. 世界遺産委員会での審議

オーストラリアはOUVに対する影響が大きいと発言したが、アゼルバイジャン、中国など多くの国から、危機遺産にするのは時期尚早との意見がだされ、危機遺産を見送る決定が採択された。

決定概要

- ・資産の現状評価を含む2018年4月の世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの結果に留意し、ミッション勧告を実施すること
- ・作業指針第172項に従い、将来の事業に関しては詳細な事業調査を諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出することと。示された措置の実施は世界遺産センター及び諮問機関から良好なフィードバックが得られた後のみ開始されることを保証すること。
- ・2019年第43回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

15. フィリピン・コルディリエーラの棚田群

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.15	ID No.	722
資産名称（英）	Rice Terraces of the Philippine Cordilleras		
締約国	フィリピン共和国		
			
		© Patrick Venenos Author: Patrick Venenos	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	1995 年
構成資産数	5		2001～2012 年 危機遺産
資産概要	フィリピンの少数民族であるイフガオ族（Ifugao）の棚田は、過去 2000 年の間、山肌に沿うように営まれてきた。4 つの自治体にまたがる棚田は、おそらくスペインによる植民地化以前の伝統的景観をよく伝えていると考えられる。考古学的調査によると、棚田の造成と維持に使われている石壁や泥壁といった土木技術は、2000 年の間ほとんど変わっていない可能性が高い。棚田の保全には、月の満ち欠けを尊重した農耕サイクルや、薬草を用いた害虫・害獣駆除など、イフガオ族伝来の農業生態系に対する深い理解が欠かせない。こうした点において、コルディリエーラの棚田群は文化と自然の共存がもたらした貴重な景観であるといえる。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999		
保全状況			
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化, 財政, 人材,不法行為, 法的枠組, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 遺産の社会的評価		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・本報告書の執筆時点では、第 40 回世界遺産委員会（イスタンブール/ユネスコ、2016 年）で要請された保全状況報告書が提出されていなかったため、それ以前に提出されていた報告書、それ以後の締約国とのやり取りから、過去に世界遺産委員会が指摘した以下の保全の課題を抽出した。 ・棚田群マスタープラン 2015-2024（Rice Terraces Master Plan 2015-2024）に基づき、棚田群の保全と管理を継続している。 ・マスタープランでは、保全活動への適切な援助提供のため、棚田群のデータベースシステム設立が予定されており、また棚田群の復元と保全に政府が引き続き関わることを保証するために国立の支援機関と事務所設立が奨励されている。 ・棚田群の保護のため、伝統的な価値の体系を考慮に入れたコミュニティを基礎とするゾーニングと土地利用計画の策定と実施等の措置を実施した。その成果の地図が、現在関係国家当局により採択されている途中である。 ・保全事業に関わる職員を規定する必要性は、資産の持続可能な管理への重要な段階と認識している。		

2. 世界遺産センターの見解

- ・本資産の保全状況報告書が無いため、締約国の棚田群マスタープラン（2015-2024）の進捗達成の状況を評価することはできない。
- ・しかし締約国は委員会が過去の会合で指摘した保全の課題について継続的に努力しており、結果、資産の保全管理状況の全体的な向上に結びついている。
- ・幅広いコミュニティとステイクホルダーへの協議と取り組みは時間がかかるプロセスであり、資産保存の草の根的アプローチが完全に機能するまでは時間がかかる。しかし、資産内に居住している、生活を資産に依存している住民が管理システムを受け入れ、実施の成功に貢献することが可能となり、保護管理の取り組みの長期的持続可能性が確実となるため、重要なプロセスである。
- ・資産の物理的な保全のみでなく、イフガオ族の慣習とそれに付随する無形文化遺産の保全にも関わり、マスタープランに含まれる措置の実施を積極的に支援するため、適切な人的資源と財源を継続して提供することを、委員会は締約国に要請するべきである。
- ・資産の長期的な管理の成功は、地域コミュニティが積極的な役割を果たすことに関わっている。資産管理への彼らの積極的な関与を保証し、その見返りとして観光開発が地域コミュニティの協議により実施されることを保証するメカニズムを実施し、彼らに利益を提供することを保証することが必要不可欠である。
- ・資産内のインフラおよび物理的な開発を管理する規制の実施を継続的に監視するよう、委員会が締約国に励むべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・決定 40 COM 7B.45 で委員会から要請されたように、2017 年 12 月 1 日までに保全状況報告書が提出されなかったことを遺憾に思う。
- ・しかし、資産の全体的な保全及び管理状態向上のための締約国の努力及び進捗を歓迎する。
- ・資産の有形価値を保全するとともに、イフガオの慣習及びそれに関連した無形の文化遺産を含む、2015-2024 年棚田マスタープランの実施を継続するよう締約国に要請する。
- ・作業の調整を通し、マスタープランの実施を支援するために必要な人的資源及び資金源を確保するよう締約国に要請する。
- ・資産内でのインフラ及び物理的な開発を制御するために規制の実施を継続的にモニタリングすることを奨励し、この作業に地域コミュニティと住民が全面的に参加することを保証すること。
- ・2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

16. ダンブッラの黄金寺院

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.16	ID No.	561
資産名称 (英)	Golden Temple of Dambulla		
締約国	スリランカ民主社会主義共和国		
			
		© UNESCO Author: Giovanni Boccardi	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, vi	世界遺産一覧表記載年	1991 年
構成資産数	1		
資産概要	ダンブッラの黄金寺院は、スリランカで最大かつ最も保存状態のよい石窟寺院群であり、総面積 2,100 m ² を超える壁画や 157 体の仏像、神像を有する稀有な文化的景観である。その起源は紀元前 3 世紀に遡るとされ、創建以来、2200 年もの長きにわたって巡礼地として信者の崇敬を集めてきた。また、18 世紀のキャンディ王国における美術を伝える貴重な遺産でもある。		
これまでの保全状況報告 (年)	2018, 2016, 2014, 1999, 1997		
保全状況			
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 害虫, 管理制度/管理計画, 祭祀/信仰/宗教利用, 水		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・決定 40 COM 7B.46 と 2015 年 3 月ミッション勧告の実施に関する進捗は以下の通り。 ・寺院当局 (資産の所有者) と締約国の機関である考古局 (DoA) と中央文化基金 (CCF) 間の関係は 2016 年に劇的に改善し、現在は効果的な提携が取れている。新しい「資産管理委員会」の設立と管理計画の改定が予定されている。新しい観光管理戦略の必要性は全ての関係者が認識している。過去の記録を使いつつ DoA と CCF が資産の状況を評価中である。地域の大学と共同し「ベストプラクティス」な結果の達成へのコミットメントと、複数のステイクホルダーと共同で、ガバナンスの観点から責任の明確な線引きと包括的なアプローチを実施する意思がある。 ・壁画保全の保全戦略は、2016 年 10 月及び 2017 年 4 月に現地調査を行い資産に精通している国際専門家と共に準備された。助言は資産の改定管理計画の一部を構成する「保全戦略の声明 (statement)」に統合された。この声明はとりわけ、2018 年に実施予定の記録及び 3D レーザースキャンマップ事業と、2018~2020 年に予定されている手動 (manual) のグラフィック記録事業、の重要な事業 2 件について言及している。壁画のオリジナルの原料及び技術に関する 10~12 か年の研究プログラムが実施され、壁画と多色彩の構造への補修措置が計画済みであり、国際保全機関との協力を望んでいる。 ・保全の課題に関する複数の研究事業が実施されており、特に原子力局同位体水文学 (Isotope Hydrology) 部門の研究により洞窟寺院内に染み出している水の源が発見された。また課題対応のため実施が予定されている包括的な措置が改訂管理計画に統合され、研究所が設立され 2018		

年内の稼働が予定されている。

- ・締約国は、壁画の伝統的な材料及び手法再生、巡礼者/来訪者管理戦略策定への国際援助の要請、内部の照明戦略の改定及び現在の床のテラコッタタイルの置き換えを援助する意思がある。また、水文地質学上の問題と水浸透の分析、実験的な「自動環境モニタリングシステム」(来訪者が誘発する環境変化の測定)、壁の構造、微生物及び虫の影響(特に徳利蜂)への研究等を含む保全の取り組みが計画されている。
- ・着目すべき学術上の証拠がないため、委員会の要請通りに内部でのフラッシュ撮影を禁止はしないが、来訪者によるフラッシュ撮影の潜在的影響の評価研究を実施する予定である。

2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国の機関と寺院当局の関係向上とより組織だった管理メカニズムは資産管理の取り決めの建設的なシフトである。過去の委員会の優先度が高い要請には計画されている資産管理委員会が対応する。資産の保全管理関連案件の課題の検討のために定期的に集まるなど、資産管理で改善の必要性が高い事項へ貢献可能であることを、委員会が稼働し効率性を示すことが緊急事項である。
- ・資産の顕著な普遍的価値(OUV)は、水の浸食、虫の活動及び腐敗、巡礼者と観光客の非常に大規模な訪問の影響により危機に晒されたままである。壁画保全の戦略的計画の進捗と国際専門家の関与は、物理的な危機の原因及び対応の研究と分析のプログラムと共に歓迎すべき点だが、2015年ミッションと過去の委員会決定の発見にも関わらず、2010年管理計画は改定待ちであり、また十分に実施されていない。
- ・決定 40 COM 7B.46 の要請通り、新規に提案された管理の取り決めと技術的発見、国と寺院間の機関の接点の明確な定義、保全及び巡礼者/来訪者管理両方の短期、中期、長期戦略の設定、予算計画を基に管理計画を改定することがより必要不可欠となっている。最近策定された「保全戦略の声明」を含む改定管理計画の草案を、諮問機関による審査のため、世界遺産センターに提出すべきである。
- ・継続して観光管理戦略が欠如していることは、資産の OUV への主な危機の管理、洞窟群へ入る巡礼者/来訪者数への制限の無さ、他の規制措置のメカニズムが未だ出来ていないことであり、洞窟と壁画の状態及び来訪者の経験の質両方に継続して悪影響を与えている。
- ・上記の問題は過去の委員会決定及び 2015 年ミッションの発見及び勧告等で、複数年に渡り指摘されてきた。寺院機関の人員及び対応の変化、締約国が示した意図等の変化を鑑み、完全性及び真実性への危機が OUV への確実若しくは潜在的な危機まで達しているかについて、委員会が検討する前に、重要な課題に対処するための追加の機会を提供したほうが適切である。
- ・締約国とその機関は、洞窟と壁画の緩和事業、水の浸透、虫の被害と腐植への対処の取り組み等、複数の研究及び調査を提案している。OUV を構成する資産の属性への事業の潜在的な影響という観点から、作業指針第 172 項に従い、包括的な情報を諮問機関による審査のため、世界遺産センターに提出することが適切と思われる。

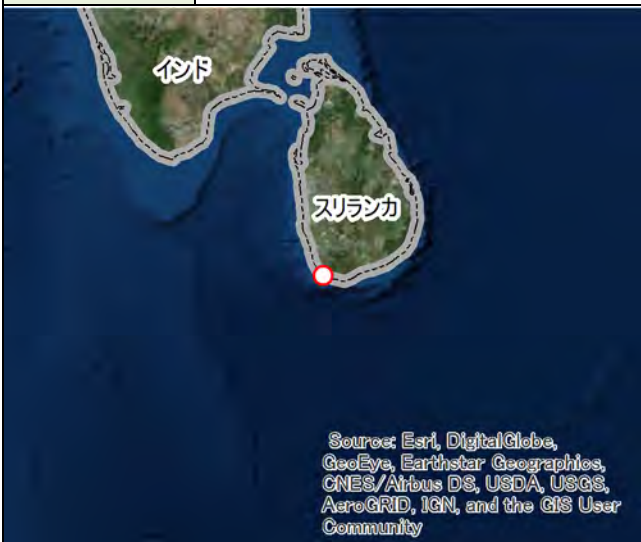
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択されたが、スリランカは、6月初めに新しい文化大臣となり、壁画その他の重要な文化的要素の保全に取り組んでいるが、次回保全状況報告期限の 2019 年 2 月 1 日までは時間がいないことから、(危機遺産の可能性に言及されていることもあり) 2019 年 12 月 1 日に期限を延ばし、2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議としていただきたいとの発言を行った。

決定概要

- ・2015 年のイコモスリアクティブモニタリングミッションの勧告を完全に実施すること。
- ・明確に定義されたガバナンスとコミュニケーション体制を基にし、伝統的な管理システムを組み込み、国と寺院当局のインターフェースを定め、保全及び巡礼者/来訪者管理、予算計画の短期、中期、長期戦略を定め、かつ最近準備された「保全戦略の声明」を組み込んだ形で、資産の管理計画を改訂及び最新にし、諮問機関による審査のため、世界遺産センターに提出することの要請を繰り返す。
- ・巡礼地としての資産の役割、OUV 保全の重大な必要性と来訪者のニーズを考慮したバランスの取れたアプローチに強く関わる包括的な観光管理戦略を準備し、その草案を諮問機関による審査のため、世界遺産センターに提出すること。
- ・2019 年の第 43 回世界遺産委員会での審議のため、2019 年 2 月 1 日までに資産の保全状況及び上記の実施に関する報告書を提出することを、もし締約国により下書きされた計画ツール、承認プロセスへの提案された改善が完了、認可、及び厳格に実施されなかった場合、**危機遺産リストへの登録の可能性を考慮しつつ**、締約国に要請する。

17. ゴール旧市街とその要塞群

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.17	ID No.	451
資産名称（英）	Old Town of Galle and its Fortifications		
締約国	スリランカ民主社会主義共和国		
			
		©UNESCO Author: Giovanni Boccardi	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iv	世界遺産一覧表記載年	1988 年
構成資産数	1		
資産概要	ゴールにおけるヨーロッパ勢力は 16 世紀に来航したポルトガル人に始まるが、現在のゴール旧市街は後に来航したオランダ人が建造したものである。大英帝国に支配されるまで発展の一途を辿り、18 世紀には黄金期を迎えていた。本資産は、ヨーロッパ人によって南アジアから東南アジアに建てられた要塞都市の典型例であり、ヨーロッパの建築様式と南アジアの伝統の交流をみることができる。花崗岩と珊瑚が建材として用いられているのが 特徴である。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2005, 2001, 1999, 1997		
保全状況			
現在の課題	商業開発, 不法行為, 管理制度/管理計画, 海上交通インフラ		
審議概要/審議の概要	1. 締約国による保全状況報告 - 計画されている港湾に関しては、詳細な計画を準備済みであり、本事業への独立行政法人国際協力機構（JICA）からの借款が確定しているが、スリランカ港湾当局は現在コロンボとハンバントタで行われている他の主要港湾事業により、この事業を一時的に延期した。 - 古物条例(Antiquities Ordinance)とゴール遺産基金法に関わる大規模な法改正が進められていることが伝えられており、管理計画実施のタイムテーブルも策定され提出された。資産保護の資金は中央文化基金、都市開発局、南部開発局などの政府機関やその他の機関を通じて獲得されている。水中考古学者の採用に関しては依然確認が必要である。 - 持続可能な観光管理計画（MP）も同様に策定中であり、ステイクホルダーと協力し草案を策定した。計画は、この地域の周辺に観光事業を拡大することで、大勢の観光客が要塞に与える影響を常時制限することを目的としている。 2. 世界遺産センターの見解 - 計画されている港湾事業に関して、世界遺産センターと諮問機関は、スリランカの他の港湾開発事業で進行中の事業により、規模を縮小した事業の実施が遅れていることに留意する。委員会から完全な許可が与えられていないため、実際の開始前に計画を大幅に更新する必要があることを締約国は認めているが、事業が資産の顕著で普遍的な価値（OUV）に悪影響を及ぼさないことを保証するための追加の時間が与えられたという点で喜ばしい報告である。		

- ・世界遺産センターと諮問機関は、遺産影響評価（HIA）と2016年7月のイコモスアドバイザーミッションの勧告に従う必要性を強調し、締約国は要請された詳細な文書、大縮尺の図面、高解像度のモンタージュ写真を全ての事業が行われる前に提出すべきである。本事業の工程の新たな延期により、世界遺産センターと諮問機関は新しい計画へ助言する機会を得、また世界遺産委員会は港湾事業の妥当性に関する最終の決定を下すことが可能となった。
- ・事業の全ての影響の緩和を確実にするため、水中考古学者を事業に関わらせる手続きが実施された。締約国は、古物条例(Antiquities Ordinance)の法規定で保護されている水中考古遺跡を、緩衝地帯を拡大することで含めることは意図していない。
- ・統合管理計画（IMP）実施のタイムフレームに関しては、活動の多くが2017年で終了する予定であり、その他多くも2018年に終了する予定であったため、次回の保全状況報告書でこれらの活動の実施に関する詳細な報告書が成されることは有意義である。また、持続可能な観光管理計画は既に提出済みであり、最近イコモスの審査が行われた。そこでは多くの課題に対応する実用的な条項と一連の優先活動が示されているが、追加の活動が必要となる非常に多くの勧告が成され、実際の実施、責任、資金および工程表に関する不確実性も残っている。
- ・観光管理計画改善に関する将来な勧告は締約国と共有されるが、現状に関する情報をより提供すべきである。ゴール遺産基金の財務状況を、どのように資金が提供されているのか、観光管理計画の勧告達成の実施を支援するのかどうかという点を含めて、明確にするべきである。IMPと観光管理計画の要請実施に必要なスタッフの人数について事前に対処するため、ゴール遺産基金は事業計画（business plan）策定を検討するべきである。適切な資格を有し実力を持った人材を雇用し、IMP、観光管理計画の勧告を実施するために、適切な財源を利用できるようにするべきである。最後に、資産保護のための法的および行政上の枠組み強化に対する、締約国の取り組みを歓迎する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・計画されている港湾開発の大縮尺の図面、計画の詳細、高解像度のモンタージュを、資産で全ての事業が実施される前に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することで、委員会が当該事業を審査し適切さを判断することが可能となる。
- ・持続可能な観光管理計画の実施状況の情報と、観光管理計画の勧告実施に利用可能な財源の情報を含むゴール遺産基金の財務状況の情報を提供することを更に要請する。
- ・統合管理計画(IMP)と持続可能な観光管理計画の適切な品質と実施に必要な数の職員を保証する措置の情報の提供を要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議のため、2019年12月1日までに、IMP実施の詳細な報告書を含む保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

18. ル・コルビュジェの建築作品ー近代建築運動への特別な貢献

ル・コルビュジェの建築作品 - 近代建築運動の中心人物

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.18	ID No.	1321rev
資産名称 (英)	The Architectural Work of Le Corbusier, an Outstanding Contribution to the Modern Movement		
締約国	フランス、アルゼンチン、ベルギー、ドイツ、インド、日本、スイス		
			
種別	文化遺産	資産面積	98.48 ha
タイプ	建造物群(建築)	緩衝地帯面積	1,409.38 ha
評価基準	i, ii vi	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	17 (記念物 9、サイト 8)		
資産概要	ル・コルビュジェの建築作品は、20 世紀の建築及び社会が抱える根本的な課題のいくつかに対する顕著な対応を代表するものとして選定された 17 の構成遺産からなる、国境をまたがるシリアルプロパティである。ル・コルビュジェ自身が「辛抱強い研究」と称した、半世紀にわたる成果である。現在 4 大陸 11 か国に残るル・コルビュジェの作品のなかから選ばれた 3 大陸 7 か国の構成資産は、建築の実践が建築史上初めて、全地球を通じてインターナショナルなものとなったことを示す物証である。構成資産は、新しいコンセプトを反映し、広い地域に重大な影響を及ぼし、近代建築運動の思想を世界中に広めた点で革新的である。		
これまでの保全状況報告 (年)	2018		
保全状況			
現在の課題	管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・現時点で遺産影響評価 (HIA) を適用している締約国はない。フランスイコモスはフランスへこのメカニズムの紹介という観点から、影響研究のセミナーを企画中である。 ・2016 年にスイスの構成資産 2 件に対して策定及び合意されたモデルを元に、各構成資産へのモニタリング指標が策定された。 ・一連の常設会議 (Standing Conference) では、管理計画で明確に表現され全構成資産で有効である共通の原則に基づいた現在の復元事業のアプローチを議論した。常設会議はル・コルビュジェ財団や、イコモス、イクロムなどの国際専門家に、関連する締約国との協議の下で作業指針第 172 項に従い、潜在的な影響の評価や、世界遺産センターへの報告する権限を与えている。 ・ル・コルビュジェ財団は保全、復元、開発事業の決定を報告するための委員会を設立し、世界中の構成資産への復元アーカイブ (Restoration Archives) 作成にも合意した。 ・日時計と幾何学の丘 (Geometrical Hill) を「完成」させる事業が実施され、同時にル・コルビュジェのオリジナルの製図に従い、地元の彫刻家が約 20 年前に制作した彫刻が設置予定の、殉教者の記念碑 (Martyrs Memorial) での事業が実施中である。2017 年 11 月 30 日、インドは独自に「チャンディガールのキャピトル・コンプレックス資産管理計画」を世界遺産センターに提出した。 ・2016 年初めに開始されたチャンディガール保全保護計画が進行中である。建造物群、記念物群、オープンスペースの詳細な資産評価報告書が同計画で任命された保全建築家により作成され、提出さ		

れた報告書に含まれた。この構成資産は大規模な打放し鉄筋コンクリートがインドで初めて使われた代表例であり、保全計画には専門家と協力して策定されたコンクリートの保全と保護に関する別々のガイダンスが含まれる。工業技師（technical expert）のガイダンスの下で実施されるべきであり、また緊密な調査及び/若しくは厳格な記録により確認できる必要がある、オリジナルの材料と仕上げ（finishes）の復元などの介入を導く「建築規制」の詳細が提供される。またチャンディガール保全保護計画は2020年までに完成させるべきである。

- ・記載時、ギエット邸の緩衝地帯の保護は設定されていなかった。ゾーニング規制（自然保全と住宅ゾーン）と空間計画により部分的に保護されているが、現状は具体的な保護が実施されていないことが確認されている。フランダース政府は、空間改善計画が必要かつ具体的な保護が提供できるかどうかを現在調査中である。
- ・クルチェット邸の緩衝地帯で、近隣建造物のファサードの不揃いな色の改変が発見され、ラ・プラタ地方自治体により停止及び元に戻させる法的手段が実施された。
- ・フランス政府は、現在地方自治体の土地計画文書で証明された、緩衝地帯と管理計画のコンセプトを認識したことを明確にした。
- ・拡張の可能性に関しては、常設会議がその候補を暫定一覧表に登録された資産からモニタリングし、拡張提案のオプションを提示する。

2. 世界遺産センターの見解

- ・常設会議が実施した、全ての構成遺産の開発計画の潜在的な影響と保全事業の均一化を考慮した率先的な全体像の明確化を歓迎する。
- ・報告書は、各構成資産で個別の影響評価がどのように実施されたかの詳細を示しているが、HIA が適用されていない以上、影響評価の実施に一貫性を欠き、個別の構成資産のみの影響しか考慮されていない。委員会はHIAを適用し、シリーズ全体のOUVに対する影響を確実なものとする事で、影響評価のアプローチを強化することを締約国に勧告するべきである。
- ・ル・コルビュジエ財団によるフランス国内と世界中のサイトの復元（restoration）アーカイブの作成は、ル・コルビュジエの建築作品の保全の技術的・理論的アプローチの調和に大きく貢献し、特に材料と形態の回復（reinstatement）、取り換えに関するガイダンスの可能性から、歓迎する。
- ・チャンディガールにおいて、保全計画に実施された詳細事業とその広い範囲を奨励する。コンクリートの保全と保護、建築的介入の合理性への技術的助言は、資産の特定の側面に対する詳細な保全計画を策定するのに必要なコンテキストを提供するものである。
- ・完了したチャンディガールの幾何学の丘への事業と殉教者の記念碑への計画済み事業は、両方ともにル・コルビュジエの製図に沿っているが、常設会議が検討したかが明確でない。事業の承認若しくは実施前にこれらの事業の詳細を、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出するべきであったことに言及し、委員会は締約国に両事業の詳細記録を可及的速やかに提出するべき。
- ・ギエット邸の緩衝地帯の具体的な保護が欠けている。既にインフラ事業により都市環境（setting）に影響が出ていること、緩衝地帯拡大の目的が視覚的な影響からの完全性の保護であったことを鑑み、現在の一般的な保護を増強する必要がある。
- ・シリアルプロパティの拡張の可能性は未だ考慮されていない。常設会議が暫定リストを確認し、可能性のある拡張提案についての意見を述べることになるが、拡張対象のサイトの暫定リストへの提出前に、常設会議が全ての提案を承認することを保証することを締約国に奨励する。
- ・作業指針第172項に従い提出された、国立西洋美術館の緩衝地帯内の駅とその周辺のリノベーション事業のイコモス技術審査は、日本に提供される予定である。

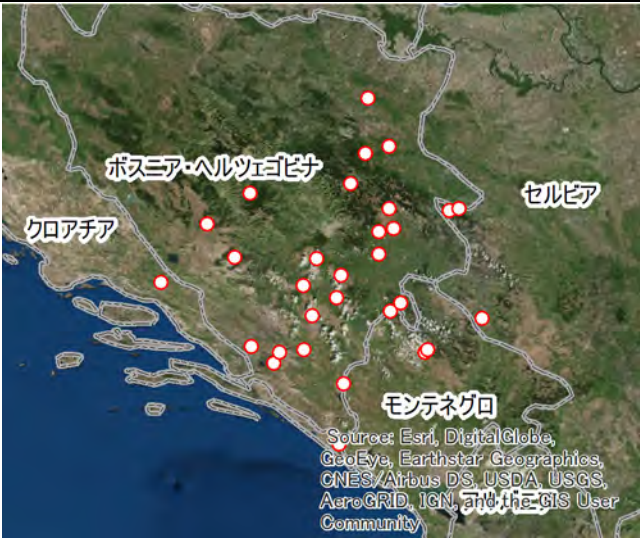
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・幾何学の丘のオリジナルの計画の完成と殉教者の記念碑完成のために計画された事業完了のため、チャンディガールで事業が実施されたが、作業指針第172項に則りそれらの詳細が事前に提出されなかったことに遺憾の意を表明し、2018年12月1日までに可及的速やかに、上記の事業の詳細な記録を提出することをインド政府に要請する。
- ・ギエット邸の緩衝地帯の現状の具体的な保護が欠けていること、その都市環境の変化と最近拡大された緩衝地帯の目的が完全性を全ての視覚的影響から保護するものであったことを考量し、構成資産の具体的なニーズに対処し、現在の一般的な保護を増強する保護を実施することをベルギー政府に要請する。
- ・シリアルプロパティ拡張の可能性が未だ考慮されていないことに言及し、拡張対象のサイトの暫定リスト入りに際しては、各締約国から世界遺産センターに提出される前に常設会議が承認することを保証することを奨励する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議のため、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

19. ステチュツィ中世墓石墓地群

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.19	ID No.	1504
資産名称（英）	Stećci – Medieval Tombstone Graveyards		
締約国	ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、モンテネグロ、セルビア		
			
		©Adnan Šahbaz Author: Adnan Šahbaz	
種別	文化遺産	資産面積	51.38 ha
タイプ	考古遺産（古墳）	緩衝地帯面積	334.93 ha
評価基準	iii, vi	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	30		
資産概要	70,000 を超えるステチュツィと呼ばれる独特な中世墓石群が、ヨーロッパ南東部の 3300 カ所を超える墓地で見られる。ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア西部、モンテネグロ西部、クロアチア中央部及び南部から、地域ごとの特徴をもつ 12 世紀～16 世紀中世の墓石群であるステチュツィを代表するように 30 件の構成資産（4100 のステチュツィが含まれる）が選定された。墓地には、中世以降の一般的なヨーロッパの墓地と同様に、墓石が列状に配置されている。ステチュツィは通常石灰岩から削り出され、5 つのタイプ/形がみられる。多彩な装飾的モチーフや碑文が特徴的で、中世ヨーロッパでの継続性及び、より古くからの各地の特色ある伝統の両面を表している。		
これまでの保全状況報告（年）	2018		
保全状況			
現在の課題	住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 管理上の活動, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・国際調整委員会（ICC）とその事務局（「サラエボ・アンテナ」を通し、ユネスコ科学文化欧州地域ビューローが ICC のオブザーバーになっており、会議に定期的に参加している）の設置。 ・各締約国 4 カ国に必要な組織準備の確立。これにはサイトマネージャーおよび自治体の中心（focal point）の選任、サイトマネージャーのためのトレーニングとモニタリングの手順、関連する締約国機関間の調整、観光団体との連携の強化。 ・コミュニケーション戦略策定と関連プロモーションの普及及び意識向上活動（メディア、ウェブコンテンツ、映画、それらの様相の調和など） ・ステチュツィのマッピングとカタログ化のシステムの計画 ・締約国 4 カ国の代表が参加した石材保存のワークショップ ・締約国 4 カ国の代表が参加した災害リスクマネジメントワークショップ ・全ての締約国ではないが、複数の締約国が開始した開発と観光の影響に関するモニタリング指標の策定 ・顕著な普遍的価値(OUV)の言明は締約国 4 カ国で調整され、第 41 回世界遺産委員会（クラクフ、2017 年）で採択された（決定 41 COM 8B.49）。 2. 世界遺産センターの見解		

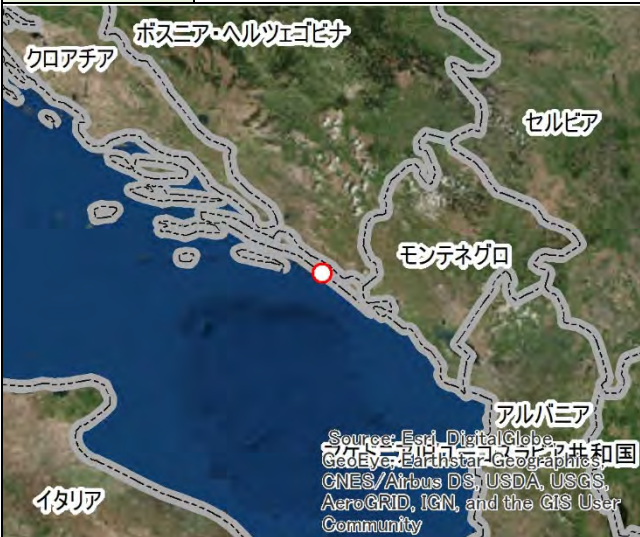
- ICC が設立され、資産の記載後も会議が定期的に行われている。会議では資産のコミュニケーションとプロモーションを含む調整機構の役割に焦点が当てられた。
- 報告書によれば、28 件の構成資産内で発見された要素のマッピングとカタログ作成の一貫性改善へのアプローチが締約国間で異なっている。記録については、セルビアとクロアチア国内の構成資産は非常に進んでいるが、モンテネグロとボスニアヘルツェゴビナでは未だ計画及び資金繰りの段階であるため、締約国 4 カ国間で適用される手法の一貫性を保証する必要がある。
- ステチュツィの保全状況は 28 の構成資産で異なり、異なる優先順位が必要である。複数の構成資産は世界遺産一覧表の記載以前から積極的な保全プログラムの対象であるが、その他は同様のプログラム確立の「試行」段階であり、多くの構成資産では未だプログラム自体が策定されていない状態である。積極的なモニタリングと保全プログラムが必要であり、この目的のために 2017 年 11 月にモンテネグロにて石の保全に関するワークショップが開催されたが、サイトマネージャーと地方自治体を支援する継続的なキャパシティビルディングが必要とされている。
- 報告書では、定期的なモニタリングが実施され、資産の OUV に影響を与える可能性のある新たな課題は特定されていないと述べられている。しかし、持続可能な開発と観光のモニタリング指標の策定に関しては多少の進展が見られた。シリアルプロパティの構成資産の現状の来訪者レベルは多岐に渡っておりその多くが遠隔地である。しかし見た所、モニタリング指標の策定は 4 か国の間の調整プロセスを経ずに実施されており、現状の低い来訪者のレベルを基に、クロアチアの構成資産に対する来訪者の圧力に関わる指標を策定することは無益であると思われる。クロアチア国内の発達している観光地に隣接しており、また将来の来訪者による圧力が増加する可能性があるため、それらの指標の策定が必要であることを委員会が思い起こさせることを勧告する。
- 全ての締約国が関わった災害リスク管理ワークショップと協議が実施され、この分野に関する追加のキャパシティビルディングが計画されているため、災害リスク管理と遺産影響評価のツールは策定の初期段階である。

3. 世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- 資産の記載時に世界遺産委員会が特定した課題に関する以下の進捗を継続すること。
 - シリアルプロパティの構成資産の一貫したマッピングとカタログシステムの実施の継続
 - モニタリングの結果を基に、ステチュツィの積極的な保全プログラムを策定し、熟練の保全専門家の助言を活用すること
 - 開発及び観光の影響を含むモニタリング指標の策定と実施
 - 国境を越えた管理システム内で、一貫した遺産影響評価と災害リスク管理アプローチを策定及び実施すること
 - 上記の目的に関係する、サイトマネージャーのキャパシティビルディング活動の開催と提供を継続すること
- 2019年12月1日までに、資産の保全状況及び上記要請の実施状況について更新した統合進捗報告書を、2020年12月1日までに、世界遺産センターと諮問機関の審査のため、完了した措置に関する統合報告書を世界遺産センターに提出することを全ての締約国に要請する。

20. ドゥブロヴニク旧市街

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.20	ID No.	95
資産名称（英）	Old City of Dubrovnik		
締約国	クロアチア共和国		
			
		© UNESCO Author: Francesco Bandarin	
種別	文化遺産	資産面積	96.7 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	53.7 ha
評価基準	i, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	1		1991~1998 年 危機遺産 1994 年 拡張
資産概要	「アドリア海の真珠」とも呼ばれ、中世後期の要塞都市の様相が極めてよく保存されている。7 世紀にエピダウロスからの亡命者がここに住み着いて以来、ビザンティン帝国、ヴェネツィア、そしてハンガリー王国と支配者は変わっていったが、13 世紀には地中海の要衝として確固たる地位を築いた。ドゥブロヴニクは 1667 年の大地震と 1990 年代の紛争により深刻な被害を被ったが、今日でもゴシックからバロックに至るさまざまな様式の建築を目にすることができる。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 1998, 1997, 1996, 1995, 1994, 1993, 1992, 1991		
保全状況			
現在の課題	住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 宿泊施設等, 管理制度/管理計画,		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・文化省とドゥブロヴニク古物の友協会（Society of Friends of Dubrovnik Antiquities）は、都市の城壁の構造の安定性と以前の不適切な介入の除去を保証するための保存及び保全の詳細な指示を含む行動計画を策定する予定である。 ・参加型プロセスとワークショップを受けて、管理計画の初期構想の第一段階が完成し、2017 年 8 月に市議会で採択された。管理計画の素案は 2018 年末までに完成予定である。 ・ドゥブロヴニク大学は、ドゥブロヴニクの観光の状況分析、管理計画と戦略との適合性の審査からなる観光開発とクルーズ観光の規制戦略の第一段階を完了させた。行動計画が作成され、世界遺産センターに提出される予定である。 ・2017 年 9 月に、ユネスコ地域オフィスと共同で国内ワークショップが実施され、リスク管理の責任者である文化省と他の当局が参加した。ワーキンググループは、世界遺産センターへ提出するための詳細なリスク防止行動計画を準備している。 ・委員会の要請に従い、ボサンカ 2 及びラザレット近隣の浮き桟橋事業を中止し、遺産影響評価（HIA）の実施を要請した。 ・委員会の要請に従い、ドゥブロヴニク市はスポーツレクリエーション施設及び観光リゾートの建設予定地をスルド山の稜線から最低 50m の距離を確保することで、プロジェクトの区域を旧市街中心地から見えないようにすることを確認した。HIA はまだ文化省によって承認されていない。		

- が、完了次第世界遺産センターへ提出する。
- ・慎重な分析を経て、文化省はオランダの柱をレプリカに置き換えることを決定した。オリジナルは博物館で修復され展示される予定である。歴史的なファサードにおける冷房装置（cooling system）の影響に対処するための解決案が策定中であるが、歴史的な下水道システムの復元は2018年に開始される予定である。グルツ港からのトンネルと歴史中心地区周辺の歩行者地区に関する事業は、新しい行政府の事業の理解と事業の記録を向上させるため、一時的に延期している。
 - ・2017年2月1日に、顕著な普遍的価値の溯及的言明を世界遺産センターに提出した。
 - ・情報照会決定で締約国に戻された決定 41 COM 8B.41 への対応として、緩衝地帯の管理に関して、効果的な資産保護の提供のため、管理計画内でどのように対処するかを明確にした、軽微な境界線変更届けの修正版を世界遺産センターに提出した。
2. 世界遺産センターの見解
- ・資産の保全の必要性に対処するため締約国は努力しているが、物理的な進捗は限定的である。保全と不適切な介入の修復（repair）の行動計画が策定され、またリスク防止ワークショップが行動計画策定のワーキンググループ設立へと繋がるなどの進展が見られた。都市の城壁構造の不安定化を防ぐために保全、復元、メンテナンスの厳しい規則を提供する保全ガイドラインの策定が緊急の課題である。これは以前にも委員会と締約国が提起し、2015年のリアクティブモニタリングミッション報告書でも特に強調されていた事項である。
 - ・遺憾なことに、管理計画策定の進捗は限定的である。現時点でスコーピングの段階以上の浸食は無く、最速で2018年末に完成する予定であった。増加するクルーズ観光、開発事業及び保全の必要性等の資産への圧力の観点から、資産及び緩衝地帯の管理計画。観光戦略、クルーズ観光規制が優先事項であり、促進されるべきである。インタープリテーション戦略の準備に関する情報が何も提供されていないため、依然として対処するべきである。
 - ・ボサンカ2及びラザレット近隣の浮き桟橋事業の延期を歓迎する。正式なHIAは「世界文化遺産のための遺産影響評価に関するイコモスガイダンス」に従い実施されるべきであり、また包括的な事業の詳細は、作業指針第172項に従い、世界遺産センターに提出されるべきである。
 - ・締約国は、「ゴルフ場を含むスポーツレクリエーションセンターとボサンカ北・南観光リゾート事業」は資産のOUVに影響を与えないことを確実にする予防策について報告しているが、ゴルフコースの修正計画、関連する記録、HIA等の追加の事業の情報が、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出されていない。この情報不足には懸念があるため、詳細が審査されるまで締約国は事業を開始するべきでない。
 - ・軽微な境界線の変更は世界遺産委員会のアジェンダ（WHC/18/42.COM/8B.Add）の項目8で審議予定である。
3. 世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・管理計画の策定が、未だスコーピング段階以上の進展がないという限定的なものであることに遺憾の意を表し、以下の点における努力を増加させることを要請する。
 - ・観光管理とクルーズ観光規制を含んだ、資産と緩衝地帯の管理計画の策定
 - ・提出された緩衝地帯を、資産を保護する追加のレイヤーのように効果的に機能させるため、管理計画に必要な規制及び管理措置を含むこと
 - ・インタープリテーション戦略の策定
- ・ボサンカ2及びラザレット近隣の浮き桟橋事業の延期を歓迎し、正式なHIAが「世界文化遺産のための遺産影響評価に関するイコモスガイダンス」に従い実施される必要性を再指摘し、また包括的な事業の詳細を、作業指針第172項に従い、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出することを要請する。
- ・「ゴルフ場を含むスポーツレクリエーションセンターとボサンカ北・南観光リゾート事業」と最低距離50mという情報が提供されたことに留意し、ゴルフコースの修正計画、関連する記録、HIA等の追加の事業の情報を、事業開始前に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを再度要請する。
- ・計画されている歴史的下水道システムの復元に対する、「世界文化遺産のための遺産影響評価に関するイコモスガイダンス」に従い実施されたHIAを含む事業の情報を、事業の開始前に、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出することを要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

2.1. プラハ歴史地区

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.21	ID No.	616bis
資産名称（英）	Historic Centre of Prague		
締約国	チェコ共和国		
		 ©OUR PLACE The World Heritage Collection Author: Amos Chapple	
種別	文化遺産	資産面積	1,106.36 ha
タイプ	歴史的都市	緩衝地帯面積	9,887.09 ha
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1992 年
構成資産数	2		2012 年 軽微な境界線変更
資産概要	「百塔の都」と呼ばれるチェコ共和国の首都・プラハにはロマネスク、ゴシック、ロココなど各時代の建築物が競い建っている。市の中央に流れるブルダヴィ川にかかるカレル橋は、14 世紀に最高の技術でつくられた石橋である。14 世紀半ばの神聖ローマ皇帝カール 4 世の時代には、プラハは栄華をきわめていた。		
これまでの保全状況報告（年）	2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007		
保全状況			
現在の課題	住宅開発, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・2016、2017 年に世界遺産センターから、複数の高層ビル開発と資産内での大規模な建設計画に関する説明を求められた。2016 年 9 月 23 日に提出した報告書は 2017 年 2 月 21 日にイコモスにより審査された。上記の内容と市民社会から受領した情報を元に、世界遺産センターから「カヴチー・ホリ住宅公園（Rezidence Park Kavčí Hory）」に関する追加情報と、詳細な進捗報告書を、世界遺産委員会への保全状況報告書の提出の基礎とするために提出することが要請された。 ・2018 年 3 月 15 日に、「カフチーホリ住宅公園」、パンクラック地区（Pankrác Plain）、資産周辺の緩衝地帯内であるパンクラック地区での高層ビル建設のより一般的な情報を提出した。これらの提出物でも、決定 32 COM 7B.86 の一部でも示された、高さ制限を参照し、パンクラック地区の範囲と高さ制限が適用されるべき範囲に関して異なった解釈がなされていることに留意する。 ・保全状況報告書では以下の点を報告した。 ・現在終了に向かっている通称「エポック（Epoque）・タワー」V 字型の住居建設、「カヴチー・ホリ住宅公園」開発事業を含む現在計画されている開発事業 ・チェコ国内の遺産の管理手法を効果的、透明化、予想可能、専門的に保証する目的で、文化省により策定中である「国家遺産保護（care）法」 ・策定中である管理計画と、予定されている首都計画（Metropolitan Plan）、トランク南北道路、ブランカトンネル（Blanka）、ヴィシエフラット（Vyšehrad）とジシュカ（Žižkov）駅の復元計画 ・パンクラック中央公園の側に建設予定の「カフチーホリ住宅公園」住宅複合体に関しては、建設事業は低層ビル 5 棟、高層ビル 3 棟から成り、パンクラック地区の領域内、前チェコ放送ビル（現在はシティタワー）、モトコヴ（Motokov、現在はシティエンピリアビル）、ホテルパノラマーホ		

テルブラハがある「ペンタゴン」の近くに位置する階を通して繋がっていることを報告し、この種の開発が計画された正確な境界線を明確にした。

2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国は、戦略に関わる文書の策定、イコモス勧告に沿った管理計画素案の改定、復元及びメンテナンス事業等の努力を重ねている。委員会はこれらの努力を称賛し、遺産保護と管理の強化のため、「国家遺産保護法」などの関連する全ての法的文書と修正案の承認や、世界遺産条約の適用を管轄する国家機関の権力を強化し、資産の顕著な普遍的価値（OUV）維持の主な決定に集中できるようにすることを奨励する。
- ・トランク南北道路はトンネルにより経路を設定する計画ではすでにないが、計画は表面変更システムを支持している。
- ・高層ビル開発に関して締約国は懸念している。2017年にイコモスは「カウチー・ホリ住宅公園」事業は現状の高層ビルクラスターによる被害を飛躍的に高めると結論付けている。しかしプラハ市議会遺産管理部は、この事業は対象地域への遺産保護の規制と矛盾しないと結論付けた。新しく策定された首都計画素案で現状支配的な建築物の構成を高層ビルで埋めることが提案されていることを懸念する。
- ・資産の OUV に重大な影響を与えかねない高層ビル開発への特定の規制が無いこと、その結果としてステイクホルダーの合意に相当するものが欠けていることに委員会は遺憾の意を表明するべきである。資産の OUV に影響する高層ビルに関連し、パンクラツク地区の高さ制限の範囲を制御するための委員会決定 32 COM 7B.86 の一部に残念な解釈がなされている。よって委員会は、高さ規制に関する過去の決定の勝手な解釈を止めるよう介入することを締約国に要請するべきである。高層ビル高さ規制計画の完了時には、決定 32 COM 7B.86 の今後の間違った解釈は排除されるべきである。同時に、適切な規制が策定及び実施されるまで、資産の OUV に重大な影響を与える可能性がある、資産内、緩衝地帯内、広域セッティング内での主要事業に対し、一次禁止令（moratorium）を出すように、委員会が締約国に要請することが適切である。
- ・全ての計画済み事業への詳細と遺産影響評価（HIA）と、資産内、緩衝地帯内、広域セッティング内の累積的 HIA と共に、作業指針第 172 項に従い、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出するべきである。
- ・委員会は OUV への脅威を防ぐため、資産、緩衝地帯、広域セッティングの各要素への介入の適切な度合いを定義する管理計画の策定と関連する措置と計画全ての実施を強く締約国に要請するべきである。
- ・現状を鑑み、資産の保全状況全体を評価するため、現在実施されている研究全てを審査するため、資産の OUV と調和する可能性がある開発オプションの特定を援助するため、資産本来の特徴に有害な影響がある脅威に晒されているかどうか、また作業指針第 179 項に則り危機遺産リスト記載の条件を満たしているかを評価するため、リアクティブモニタリングミッションが必要である。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・以前「パンクラツク地区」と呼ばれていた地域の高さ規制と範囲に関して、過去の決定（特に決定32 COM 7B.86）の更なる誤った解釈を止めることを要請し、高層ビル群クラスターにより既に発生している被害の悪化を防ぐ、特別な規制をもつ高層規制計画を含む、適切な規制が策定及び実施されるまで、資産のOUVに重大な影響を与える可能性がある、資産内、緩衝地帯内、広域セッティング内での主要事業に対し、一次禁止令（moratorium）を出すことを勧める。
- ・資産の保全状況全体の評価、現在実施されている研究全ての審査、資産のOUVと調和する可能性がある開発オプションの特定の援助、資産本来の特徴に有害な影響がある脅威に晒されているかどうか、また作業指針第179項に則り**危機遺産リスト記載の条件を満たしているかを評価するため**、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの招聘を要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議のため、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

2.2. シャンパーニュの丘陵、メゾンとカーヴ

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.22	ID No.	1465
資産名称（英）	Champagne Hillsides, Houses and Cellars		
締約国	フランス共和国		
			
		©Association Paysages du Champagne Author: Michel Jolyot	
種別	文化遺産	資産面積	1,101.72 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	4,251.16 ha
評価基準	iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2015 年
構成資産数	14		
資産概要	フランス北東部のシャンパーニュ地方は、ボトルの中で二次発酵させるスパークリングワインの生産方法が開発・確立された土地。ここでは葡萄畑、地下貯蔵庫や家屋などワインの生産や流通機能を持った村や市街地が、独特な農工業景観を形成している。景観のみならず、地域経済と日常生活を形成してきた農工業システムも重要で、これらは数世代にわたって完成された技術や職人組織、原産地証明の保護など、技術的・社会的革新の発展によってもたらされた成果である。		
これまでの保全状況報告（年）	2018		
保全状況			
現在の課題	管理制度/管理計画, 再生可能エネルギー施設 その他の危機：景観の生物多様性を保護若しくは再生させる措置の欠如		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・記載時に進行中であった複数の保護措置は導入済み、若しくは完成段階である。アイ（Aÿ）、シャンピヨン（Champillon）、キュミエール（Cumières）、ダムリー（Damery）、ディジー（Dizy）、オーヴィエ（Hautvillers）、マレイユ・シュール・アイ（Mareuil-sur-Aÿ）、ミュティニー（Mutigny）、サン＝ティモージュ（Saint Imoge）については、2016 年 6 月 2 日に省令により制定された。 ・2016 年 7 月 7 日付けの創造性、建築遺産に関する法律第 2016-925 号により、保存セクター（Secteurs sauvegardés）、建築物と遺産の重要地域（AVAP）、建築、都市及び景観関連遺産保護ゾーン（ZPPAUP）等の従来の保護手法が変更され、著名な遺産（SPRs）が設立された。SPRs は保護促進計画（PSMV）、建築物及び遺産促進計画（PVAP）、若しくは AVAP 規制により管理される ・2016 年 3 月 30 日、アイ、オーヴィエ、マレイユ・シュール・アイの AVAP は関連地方市議会において最後の批准を受けた。2016 年 11 月 14 日、ランス（Reims）市議会がサン＝ニケーズの丘（Saint-Nicaise Hill）AVAP を採択し、2016 年 2 月 1 日にランス保存セクターの設立が開始された。2017 年 10 月で遺跡の歴史調査は終了したが、境界線の設定は 2018 年 7 月までかかる見通しであり、2020 年に PSMV が完成予定である。エペルネー（Épernay）のシャンパーニュ通りを ZPPAUP から SPR に変更させることへの、建築及び遺産地域委員会のフィードバックは、2018 年上半期に予定されている。 ・資産の顕著な普遍的価値へのポカンシー（Pocancy）とシャンピニョール（Champigneul）側の風力		

発電所 (wind farm) と、ティビー (Thibie) の風力発電所との累積的影響に対する遺産影響評価 (HIA) は 2016 年 3 月に国家事業 (state service) として完了した。その結果は、OUV の保護が保証できないという内容であり、同時にマルヌ県 (Marne Prefecture) は事業の建設認可を拒否した。提案者側がこの決定に異議を唱えたため決定は 2018 年に下される。今後の景観影響領域の研究は、風力発電所の位置に関する将来の決定を左右するものになるだろう。

- ・ランスの地下貯蔵庫に関わるモニタリングキャンペーンが実施され肯定的な結論が得られたが、地方自治体は、地質鉱業研究局 (the Bureau de Recherches Géologiques et Minières, BRGM) に追加研究の実施を要請した。その最初の結果は 2020 年に公表が予定されている。
- ・保全活動、管理の効果、計画システムの状況に関係する最近導入されかつ世界遺産センターにより策定された指標を含む、モニタリング指標提携の努力は継続中である。
- ・葡萄畑における生物多様性の回復は、持続可能な農業規範や農業生態学的インフラの保全、丘陵景観における対処により保証される。
- ・AVAP で規制されているメルシエ・ハウス (Mercier House) の地所には、いかなる事業及び建築許可も実施されないため、全ての将来的な変化の規制が保証されている。

2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国は委員会の勧告全てに対処し、大きな進展が成された。資産区分の制定とアイ、オーヴィエ、マレイユ・シュール・アイの AVAP の最終の批准と、現在策定中であるサン・ニケーズの AVAP とランスの新保存センターは重要である。
- ・ポカンシーとシャンピニユールで計画されている風力発電所が資産の OUV へ与える潜在的な悪影響の評価と説明が国家事業として厳格な手法で実施されたこと、マルヌ県による事業建設許可の拒否決定等について、締約国の取り組みを称賛することが望ましい。この手法は堅実であり、評価は有効である。この策定された手法はフランス国内の他の世界遺産に関わる影響評価にも有用である。地下の空洞に関する研究の開始は、リスク管理計画の必要な準備段階であり、歓迎する。資産内で既に適用されている指標と、推薦書で想定されていた指標の統合は、これらを管理計画の目的とリンクさせる有用な第一歩である。
- ・生物多様性の保護活動の情報を歓迎する。予想される結果を出すためにも日々の農業活動と統合するべきである。

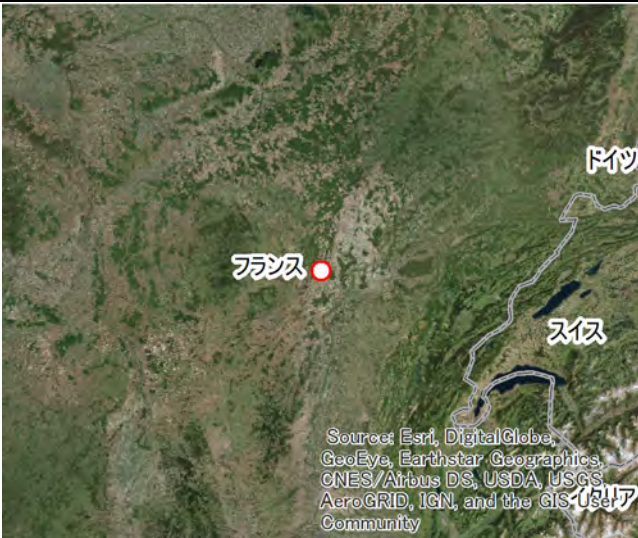
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・以下の点に特別の注意を払いつつ、委員会勧告への対処の努力を継続することを奨励する。
 - ・サン・ニケーズの「建築物と遺産の重要地域 (AVAP)」と、ランスの保存セクター (the Secteur sauvegardé) を、現在策定中の計画及び規制と共に完成させること
 - ・計画手段の改定を終了させ、その計画条項が新規に設立した保護ゾーンの規制と計画と一貫させること
 - ・2017年11月に締約国が提出した保全状況報告書の付属資料11で示されたものに沿い、ランスの洞窟の地下システムの研究を完成、及び想定されるリスク管理計画を策定すること
 - ・ポカンシーとシャンピニユールの風力発電所への影響評価の枠組みで景観影響地域の研究を継続して実施すること
- ・ポカンシーとシャンピニユールで計画されている風力発電所の悪影響の厳格な分析と、資産のOUVへのこのインフラの悪影響に関してフランス当局が実施した評価の結果と一致する、一貫した意思決定に関して、締約国を称賛し、この決定への抗議に関する結論を世界遺産センターに引き続き報告することを要請する。
- ・2019年12月1日までに、諮問機関の審査のため、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

23. ブルゴーニュのブドウ畑のクリマ

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.23	ID No.	1425
資産名称 (英)	The Climats, terroirs of Burgundy		
締約国	フランス共和国		
			
		©Jean-Louis Bernuy Author: 記述なし	
種別	文化遺産	資産面積	13,219 ha
タイプ	遺跡 (文化的景観)	緩衝地帯面積	50,011 ha
評価基準	iii, v	世界遺産一覧表記載年	2015 年
構成資産数	2		
資産概要	クリマとは葡萄畑の区画を指し、ブルゴーニュ地方では南ディジョンからマランジュまでの 50km にわたって延びるコート・ド・ニュイとボーヌの斜面に、1247 のクリマが広がっている。この景観は、ワイン生産に関連する葡萄畑やコート沿いの村々、および行政的にクリマの仕組みや流通などを調整するディジョンの街からなる。クリマは、一世紀にわたる人々の労働から生まれた技術的なノウハウの宝庫であり、ブルゴーニュのクリマのシステムは、今なお活気ある葡萄栽培の顕著な事例である。		
これまでの保全状況報告 (年)	2018		
保全状況			
現在の課題	ガバナンス, 法的枠組, 管理制度/管理計画, 採石		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・以下により法的保護が改善した。2 件が「資産区分 (“sites classés”）」(コート・ド・ニュイとコート・ド・ボーヌ)、15 の地方自治体 (2014 年に 14 件設立、2015 年に 1 件設立) が新たに建築物と遺産の重要地域 (AVAP)、地域都市計画 (PLU) で示された特別保護措置となった。「ナチュラ 2000」宣言、原産地統制呼称 (AOC)、計画ツールなどを通して、現存する部分は保護されており、将来的には資産範囲の 66%が強力な法的保護を受けることとなる。保護のメカニズムが無い 25 の地方自治体では普及啓発を実施した。 ・コンブランシアン (Comblanchien) 採石地区景観計画のための景観調査が完了し、活動、優先順位、財源が特定され、特定の劣化状況が改善された。 ・流通と来訪者管理については、モビリティ調査 (2015 年 5 月～12 月) を実施し、結果として公共交通機関とインターモーダル (intermodal) 輸送の強化とソフト・モビリティ (soft mobility) の促進が提案された。 ・ソーヌ＝エ＝ロワール県当局は 2016 年からブルゴーニュのクリマ連盟のメンバーとなり、全ての資産の管理機関に参画している。地方自治体に対しては、地域都市計画 (PLU) の策定・改定時や、アドホック機関が PLU と地域領域計画 (SCOTs) の一貫性を確認する際に、資産のステータスを考慮することを奨励している。 ・2017 年 7 月に、30 もの様々な事業実施や学識や保護・管理活動を通じて生物多様性の問題への対処を目的とした 2017～2019 枠組み条約が政治及びワイン生産者の代表により署名された。 ・文化的景観としての本資産の管理は、全体的な管理の枠組みと、特にボーヌ (Beaune) の副知事の		

権限下にある都市景観委員会により確立している。葡萄畑景観の特色とクリマの境界の目録と、光検出と測距（Light detection and ranging, LIDAR）地図作成は、景観管理のツールを補完するものである。

- ・ 現行の採石スキーム「コート＝ドール」は更新されていないが、地域採石スキームは 2020 年に施行されるべきである。このスキームでは、顕著な普遍的価値（OUV）への悪影響が特定された場合は採石活動が禁止されると想定されている。世界遺産一覧表記載後に、採石活動の更新願いを 1 件（ラドワ＝セリニー、Ladoix-Serrigny）のみ受領し、追加情報が要請された。

2. 世界遺産センターの見解

- ・ 2015 年の世界遺産一覧表記載時に付帯された世界遺産委員会の勧告全てに対し実施の進捗が成された。
- ・ 法的計画保護措置の強化と管理の枠組みとメカニズムの改善に対する締約国の取り組みを歓迎する。多くの相互に関連する活動が実施され、2017～2019 枠組み条約の締結やソーヌ＝エ＝ロワール県当局の管理システムと関連機関への参加等、複数の重要事項が達成された。しかし、「保護地区」（site classés）と AVAP による法的保護強化手続きはその大部分が現在も進行中であり、締約国は結論への最終的な工程表（timeline）を提供していない。更に、25 の地方自治体には AVAPs の様な保護手段が無い。2016 年 7 月 7 日の新法である創造性、建築遺産に関する法律第 2016-925 号が締約国により設立される新しい地役権（easement）（著名な遺産、SPRs）と共に AVAPs の代わりとなり、国家管理（state control）の下で地域関係者が規制や管理文書を策定することとなった。この新しい計器により、資産の方と規制による保護がさらに強化・拡大されることだろう。
- ・ コンプランシアン採石地区景観計画策定という進展が見られたが、実施までに対処すべきことは多い。SEPT エンタープライズ等の全ての計画済み事業が資産に悪影響を与えないことは重要である。
- ・ 行政及び法改正のため、多くの地方自治体の計画手法は現在改定中であるが、それらと資産の OUV 保護という目的に一貫性を与える機会であり、このプロセスを持続可能且つ完成させるべきである。
- ・ 2017～2019 枠組み条約は選ばれた 30 件の事業実施を目的として署名されたと説明があったが、作業指針第 172 項に従い、これに関する情報を提供すべきである。更に資産の OUV の属性（attributes）へのこれらの事業の潜在的影響は、正確に評価されなくてはならない。それには、「世界文化遺産のための遺産影響評価に関するイコモスガイダンス」で示されている方法論的アプローチを、現行の法律に沿って策定された特別な影響評価に統合することが可能性として挙げられる。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・ 以下の点に特別の注意を払いつつ、委員会勧告への対処の努力を継続することを奨励する。
 - ・ 現在策定中である「保護地区」（“sites classés”）と AVAP の認定手続きを完成させること
 - ・ 計画手段の改正を、それらの計画条項が資産の OUV とそれを支える要素の保護と一貫するように終了させること
 - ・ 2016 年 7 月 7 日付け法に沿った著名な遺産（SPRs）の指定プロセスを、資産の OUV を支える要素を保護する適切なメカニズムが無い地方自治体に対して、開始すること
 - ・ コンプランシアン採石地区景観計画の実施を継続及び促進させ、計画で提案された事業が資産の OUV に悪影響を与えないことを保証すること
 - ・ 「世界文化遺産のための遺産影響評価に関するイコモスガイダンス」で示されている方法論的アプローチを現行の法律に沿って策定された特別な影響評価に統合し、この事業へのアプローチを国内法で環境影響評価の対象にならない事業に対してもしようすること
- ・ 2020 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

24. ムツヘタの文化財群

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.24	ID No.	708
資産名称（英）	Historical Monuments of Mtskheta		
締約国	ジョージア		
		 © Roberto Cantoni Author: Roberto Cantoni	
種別	文化遺産	資産面積	3.85 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	8.73 ha
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1994 年
構成資産数	3		
資産概要	ジョージアの古都であるムツヘタの教会群は、コーカサス地方の中世宗教建築を示す顕著な例である。キリスト教の伝来以降、コーカサス地方では盛んに教会や修道院が建造されたが、ムツヘタにはその多くが奇跡的に遺っている。特にジュワリ聖堂（Mtskheta Jvari）内には聖女ニノ（Saint Nino）が建立したとされる聖なる十字架が遺されており、ジョージア正教会で最も重要な聖地として崇められている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 1999		
保全状況			
現在の課題	浸食/堆積,土地改変(conversion),管理上の活動,管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告書 2017 年 10 月 12 日、ユネスコ/ジョージア合意の枠組み内でジョージアへのユネスコ技術援助の勧告の詳細を含む最終活動報告書が世界遺産センターから送付された。2018 年 1 月 30 日、第 41 回世界遺産委員会で採択された勧告実施に関する保全状況報告書を提出した。2018 年 2 月には、世界遺産センター/イコモス/イクロムの合同リアクティブモニタリングミッションが実施された。 - 歴史文化基礎計画と建造物規制を含む、都市域土地利用マスタープラン（ULUMP）の覚書（ToR）を策定した。関係する全ての政府のステイクホルダーからなる技術委員会を設立し、ToR 検証の行政プロセスが進行中である。 - ユネスコ/ジョージア合意を通して、地域及び国家当局の組織的・技術的キャパシティが強化され、各組織間の連携が改善し、管理メカニズムが強化された。資産と緩衝地帯の管理の課題はムツヘタ自治区町がムツヘタ市当局と統合したことで解消された。文化遺産と観光開発センターを、地方行政下の独立公共機関として設立した。 - ULUMP 策定の複雑さに起因するステイクホルダー間及び財源及び人的資源の追加調整の必要性により、ムツヘタ文化遺産保護ゾーンでの都市開発及び土地私有化の延期を、ULUMP と歴史文化基礎計画を含む一連の都市計画の完全な記録を準備するという条件の下で、2018 年 12 月 31 日まで延長した。 - クラ川（Mtkvari）の新しい橋とサムタヴロ（Samtavro）修道院庭園での事業提案に対する技術審査と勧告を受領し、それに従い事業を実施する決定を下した。 - 西側ルートの輸出パイプライン（WREP）の開発とムツヘタ新考古学博物館事業に対して、世界遺		

産センターと諮問機関により提供された方法論に関する勧告の結果、両事業は改定され合意に至った。ミッションの際、スヴェティツホヴェリ（Svetitskhoveli）大聖堂西側の壁再生計画の提案が議論の対象となった。

2. 世界遺産センターの見解

- 資産に影響を及ぼす要因の対処や、過去に示された勧告の実施に関して素晴らしい進展が達成されたが、資産の基本的な保全の課題は以前極めて重大である。ムツヘタの歴史都市景観は、増加する商業観光開発、公共スペースの再生、ゴミ、水/下水の管理不足による環境悪化により、現在段階的な変化が生じている。適切かつ緊急措置でこれらの脅威に対処しなければ、真実性と完全性の状態を含む資産の顕著な普遍的価値（OUV）に貢献する属性（attributes）に中期的な影響を与える可能性があることを懸念する。
- ムツヘタ保護ゾーン内での無秩序な土地の私有化と開発に成功裏に対処する上で、延期法令は良い影響をもたらした。保護措置の改善のため、2017年6月に締約国はジョージア文化遺産法（2007）の下、ジョージア文化記念物保護大臣令による統合視覚的保護地域を採択した。ULUMP策定のための、包括的な一連のマッピングと計画の記録の策定が終了した。技術援助事業による更新されたデータベースと遺跡調査を基に、建物密集規制ゾーン地域、考古ゾーン、歴史的景観保護ゾーンが修正された。2018年ミッションは、都市計画の記録が採択され、規制とモニタリングが完全に実施されるまで延期を維持するべきと勧告した。また、延期の内容と実施に関して市民の間で混乱が見られたため、延期解除後の規制の強化、町の歴史的中心地のモニタリングと管理に必要な段階に関する情報が必要である。
- ミッションは、締約国は明確な組織間の調整メカニズムの設立などの重要な進捗を行っているが、それらは日々の作業に十分に実施及び運用されていないと結論付けた。運営委員会、地方自治体、市民社会のいずれも未だ ULUMP 策定に関わっておらず、計画及び管理の全てのレベルで参加型プロセスとコミュニケーションが機能していない。ミッションは、資産の保護に関する省庁間および機関の調整された意思決定プロセスが大事であると強調している。マスタープランの全てのステイクホルダー間の対話の継続と透明化は、特に新規提案の概念レベルにおいて、全ての参加者の指針とすべきである。必要な優先事項は、ムツヘタの計画管理の全ての研修とキャパシティビルディングプログラムにおける地方自治体の役割を強化することである。ミッションは、地域当局と全ての市民とステイクホルダーに対し、世界遺産の利益と取り組みに関する普及啓発の実施が必要不可欠であると強調している。
- ミッションにより複数の開発事業、特に、アラグヴィ（Aragvi）川と、ムツヘタのクラーアラグヴィ（Mtkvari-Aragvi）川岸地域の普遍洗礼堂（universal baptistry）への新しい歩行者の橋等の介入などの歴史景観保護ゾーンと資産の緩衝地帯内での「第2のエルサレム」事業、が審査され報告書内で勧告が示された。それには歴史的な重要地域での新設の歩道、アラグヴィとクラ川の川岸の横断道路、ジワリ（Jvari）修道院からの眺望に関わるインフラも含まれている。作業指針第172項に従い、既に戦略レベルで実施された遺産影響評価（HIA）を含む、全ての詳細な資料を、諮問機関による審査のため世界遺産センターに提出することを締約国に奨励するべきである。
- 委員会が2018年ミッションの全ての勧告を支持することを勧告する。特に、都市計画記録策定の統合計画プロセスにおける運営委員会の責任を実行させ、地域当局を含む全ての関係ステイクホルダーの前向きな支援と、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス（2011）」に則ったHIAの承認が無いまま、その内容と潜在的な正負の影響を独立して確認するべきである。
- 最後に、ジョージアへのユネスコ諮問サービスの全ての勧告を、締約国とユネスコ間で署名した合意と、世界銀行からの財政援助（ユネスコ/ジョージア合意）の枠組の中で実施することを委員会は要請するべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ムツヘタの文化遺産保護ゾーンでの都市開発及び土地の私有化を、都市計画文書が採択され、規制とモニタリングが十分に実施されるまで延期することを要請する。
- 作業指針第172項に従い、資産、緩衝地帯、セッティング内で計画されている開発事業すべての詳細を、不可逆的な決定が成される前に、世界遺産センターと諮問機関の審査のため提出することを再度要請する。
- 全ての開発許可及びULUMP完成・実施前に、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス」に則った、資産のOUVへの潜在的な影響を考慮した、現在と将来の開発の複数及び累積的影響を評価するに適切な手法により、資産と緩衝地帯内の開発に対してHIAを実施することを強く促す。
- 2020年第44回世界遺産委員会での審議のため、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

25. クルシュ砂州

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.25	ID No.	994
資産名称（英）	Curonian Spit		
締約国	リトアニア共和国/ロシア連邦		
			
		©Directorate of Curonian Spit National Park Author: Directorate of Curonian Spit National Park	
種別	文化遺産	資産面積	33,021 ha
タイプ	遺跡、建造物群（文化的景観）	緩衝地帯面積	不明
評価基準	v	世界遺産一覧表記載年	2000 年
構成資産数	1		
資産概要	本資産はバルト海とクルシュー潟を分断する全長 98km、幅 0.4～4km の砂でできた半島に、長い歴史を通じて人々の生活とともに形成された文化的景観である。砂州からは、有史以前から人類が居住していた痕跡が発見されている。常に風と波による浸食の危機に晒されているが、19 世紀以降は保全策が講じられ、今日に至るまで保護されている。本資産では古代の漁村や、その後もヴァイキングやプロシアの騎士などが続けて居住し、特に騎士にとっては戦略的に重要な地であった。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2012, 2011, 2010, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001		
保全状況			
現在の課題	浸食/堆積，陸上交通インフラ，（線上の施設に対して）局所的な施設，管理制度/管理計画，海上交通インフラ，石油・ガス，表層水汚染		
審議概要	1．締約国による保全状況報告 リトアニア共和国 ・クライペダ港内航路の深さを 17.0m、外部航路の深度を 17.5m まで深めること、港侵入ゲートの油圧関連構造（hydraulic structures）の復元への環境影響評価（EIA）は 2018 年末までに終了予定である。 ・クライペダ港地区の基本計画は 2018 年初めに承認予定である。クライペダ港地区での活動の規制と、今後 15 年のクライペダ港の主要な方向性を設立することを意図している。 ・クライペダの深水外港に関する最終決定はなかった。 ・資産内に海洋セラピーセンターの新設が計画されたが、国家レベルでは未だ検討されていない。 ・ユオドクランテ（Juodkrante）での小型船及びヨットハーバー、高圧電線ケーブル配線事業の設計事業開始を計画している。 ・締約国両国は、2 つの別々の資産の管理計画を準備することを望んでいる。リトアニア当局は、地域住民の懸念と地域機関のヴィジョンを考慮した管理計画の素案を既に作成した。 ・クライペダから潟を通り砂州へ渡るつり橋建設の正式な提案が行われていないことを再確認した。 ・リトアニア当局は資産の保全・保護の国内/国際事業を実施した。 ロシア連邦		

- ・クルシュー砂州田園集落行政区社会・経済開発プログラム（2014-2021）の草案が策定したが、クルシュー砂州国立公園局（CSNP）及びカリニングラード州政府いずれの認可も受けていない。
- ・クルシュー砂州国立公園保全事業は自然資源・環境省によって検討されている。
- ・防砂堤防保護事業は国家環境審査により認証され、現在は国家技術専門官の下にある。
- ・CNSP は、全体で 3.1ha の海岸の砂丘の尾根（dune ridge）の広がりの保全に必要な活動を実施した。

2. 世界遺産センターの見解

- ・報告書では資産の現状の保全の課題に対処する締約国の継続的な努力が示されている。
- ・リトアニアは、誘導水路の深さとクライペダ港の再建に関する EIA を 2018 年末までに完了させ、クライペダから湾を通り砂州へ向かう吊り橋建設の正式な提案がないことを確認した。正式な採択前に、クライペダ港全体計画を世界遺産センターに提出するべきである。
- ・2015 年 1 月のリアクティブモニタリングミッションは、深水港の建設提案は資産の顕著な普遍的価値（OUV）の属性に潜在的影響があると結論付けた。しかし、現在の川底（channel）地域の拡大が現状の港の境界を越えない場合は、事業と資産の OUV は矛盾しないだろう。潜在的影響については、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス」と「世界遺産への環境影響の IUCN アドバイザリーノート」に沿って、EIA と遺産影響評価（HIA）を徹底的に実施するべきであり、全ての決定が下される前に、諮問機関の審査のため、それらを世界遺産センターに提出するべきである。
- ・リトアニアから資産内に海洋セラピーセンターの新設計画と、ユオド克蘭テでの小型船及びヨットハーバー、高圧電線ケーブル配線事業の設計作業開始の計画について簡単な報告があった。これら事業の計画条項の完成前、建築許可がおりる前に独立した HIA が必要である。
- ・異なる法制度や機関への対応として、締約国両国はクルシュー砂州の管理、資産の OUV の保護活動と所管機関が定義され、情報交換の手段にもなる、2 つの独立しつつも相互に関係する管理計画（内容と措置は同一）の策定を検討している。両国の管理システムが異なっていることは理解できるが、本資産は共通の属性（attributes）を持つ国境を越える資産であるため、合意済みかつ正式な管理全体のアプローチが必要である。両国が、各個別の管理計画を導く共通の戦略一式に合意し、国有の構成資産（national components）だけでなく、資産全ての OUV に HIA を実施することへの合意、共通戦略実施の調整を監督するための機関内及び国際（国境を越えた）協力のシステム構築に合意することを勧告する。2015 年のリアクティブモニタリングミッション報告書の結論で指摘された以下の複数の課題に関しては未だ対処がなされていない。国立公園行政及び地方自治体スタッフへのキャパシティ開発戦略の準備、海岸と砂丘における建設指針、国立公園と地方自治体間の問題解決プロセスの改善、適切な緩衝地帯の特定と規制、教育情報戦略の策定などである。これらの課題は、国境を越える統合管理計画を通して適切に対処されるべきである。

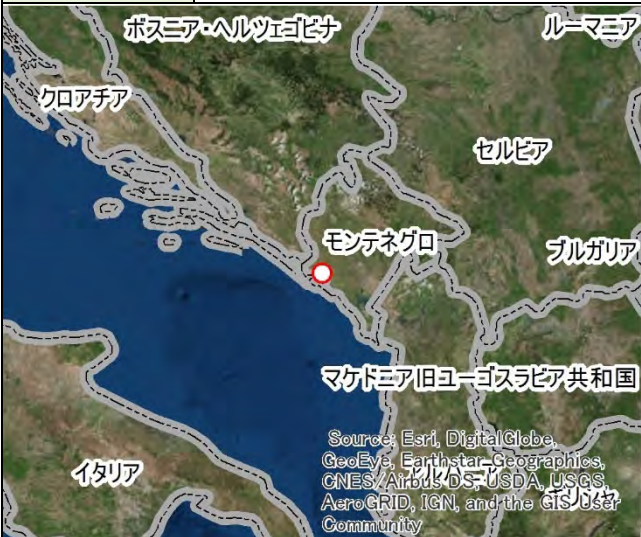
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択されたが、NGO（ロシア NGO）が、クルシュー砂州では違法建設が解体されずに残っていたり、インフラ整備により被害を受けた箇所への修復が行われていなかったり、環境影響評価を実施せずに工事が実施されていたりするなど問題がある他、汚水処理施設整備、駐車場不足の問題があり、国立公園局、資源局の管理も効果的でないとして、決定の修正を求める発言をした。

決定概要

- ・リトアニアに対し、2015 年のリアクティブモニタリングミッションが、深水港建設の提案は資産の OUV の属性に潜在的な影響があると結論付けたことを指摘し、現在の川底（channel）地域の拡大が現状の港の境界を越えない場合は事業と資産の OUV は矛盾しないことを考慮しつつ、潜在的影響については、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス」と「世界遺産への環境影響の IUCN アドバイザリーノート」に沿った EIA と HIA で対処するべきであり、全ての決定が下される前に、諮問機関の審査のため、それらを世界遺産センターに提出することを要請する。
- ・リトアニアに対して、クライペダ港地区全体計画の採択及び実施に関する不可逆的な決定が成される前に、作業指針第 172 項に従い、同計画を世界遺産センターに提出すること。
- ・OUV の属性への潜在的影響を明確に定義するため、全ての決定が成させる前に海洋セラピーセンターの新設計画、ユオド克蘭テでの小型船及びヨットハーバー、高圧電線ケーブル配線事業の設計作業に HIA を実施すること。
- ・締約国両国に対し、2015 年リアクティブモニタリングミッションで残っている全ての勧告、特に、キャパシティ開発戦略の策定、海岸と砂丘における建設指針、問題解決プロセスの改善、適切な緩衝地帯の特定と規制、教育情報戦略の策定に対処することを要請する。
- ・2020 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

26. コトルの自然と文化-歴史地域

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.26	ID No.	125
資産名称（英）	Natural and Culturo-Historical Region of Kotor		
締約国	モンテネグロ		
			
		© Silvan Rehfeld Author: Silvan Rehfeld	
種別	文化遺産	資産面積	14,600 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	36,491 ha
評価基準	i, ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	1		1979～2003 年 危機遺産 2012、2015 年 拡張
資産概要	アドリア海南東部の交易の要衝であり、中世に建築、工芸、芸術の中心地として栄えた港湾都市である。都市の起源はローマ時代に遡るが、主にビザンティン帝国（10 世紀以降）、セルビア公国（12 世紀末～14 世紀）、ヴェネツィア公国、ハプスブルグ帝国等の統治を経て、都市基盤が形成された。ロマネスク様式の大聖堂、ロマネスク様式と東方正教の文化が融合した聖ルカ教会（セルビア正教）、ヴェネツィアの影響を強く受けた住居、公共施設、広場などが現存する。湾岸や都市の背後にそびえる石灰岩の崖といった自然が街並みと調和し、美しい都市の景観が形成されている。1979 年の地震によって著しい被害を受けた。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2012, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 1995, 1979		
保全状況			
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化, 交通インフラの利用に起因する影響, 陸上交通インフラ, 住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 土地改変, 宿初施設等, 管理制度/管理計画, 遺産の社会的評価		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・2016 年に採択された委員会決定の履行のため 2017 年の行動計画を策定した。 ・遺産影響評価（HIA）を政策又は計画の枠組みと手法を調和させるため実施した。この結果は委員会から要請された特定の HIA の出発点となり、また全ての新規建設案件の評価に使われる予定である。 ・「沿岸地域特別空間計画」（SPSPCA）に対する文化遺産保護の調査を完了し、すでに遺産管理へ情報を提供している。 ・空間計画と構造物の建設の新法を採択した。これはコトル地方政府の空間都市計画策定の基礎となる。またこれに前述の調査に基づいて作成予定の遺産保護条項も含めるべきである。 ・遺産管理の改善のため、新たに「コトルの自然と文化-歴史地域」管理協議会を任命した。ワーキンググループから運用改善のため、遺産の法律の修正案が提案されている。 ・「コトルの自然と文化-歴史地域」保護法修正案が承認された。これにはこの地域の開発事業に対する HIA の要請や遺産管理システムにおける様々な当事者の責任の規定等が含まれる。 ・2017 年 3 月にコトルとサンジョバンニ要塞（St. John Fortress）間のケーブルカー建設事業提案に対する HIA を提出し、2017 年 11 月にはオリジナルの事業データを提供した。資産のこの部分は 2017		

年に記載されたシリアルプロパティである「16～17世紀のヴェネツィアの防衛施設群：スタート・ダ・テッラー西部 スタート・ダ・マール」と重複している。このシリアルプロパティの保全状況報告書は2020年の第44回世界遺産委員会で審査予定である。

2. 世界遺産センターの見解

- ・第40回世界遺産委員会で指摘された課題への対応の締約国の努力を高く評価するが、過去の委員会決定で指摘された課題については更に進展が必要である。
- ・認可される開発という観点から、資産と緩衝地帯に対する現状の一連の「計画手法」のどれが、顕著な普遍的価値（OUV）に対する潜在的な負の影響があるかを評価するために完全なコトル HIA が委員会より要請された。その意図は、この調査が「全ての都市計画手法の調和」と「明確な領域政策／計画の枠組みの確立」の基盤に役立つということであった。
- ・詳細報告書は、もし全ての合法の土地利用計画と都市開発計画が成立すれば、資産の OUV が危険に晒されることを現実的に示している。保護の要件と認可された土地利用・都市計画間の不十分な繋がりなど、システムの欠点が分析・評価されており、複数の提案が示されているが、委員会決定に沿った計画手法の強化及び調和を通じた問題解決のための明確及び詳細なガイダンスは示されていない。その代わりに、文化省が認可した専門家チームにより実施される将来的な HIA の枠組みが設定されている。同時に、新しい担当者が計画システムの中に組み込まれている。結果として、容認できない事業は依然として合法的に計画手法に則って適用されるが、HIA により影響が緩和される、と示されているが、HIA/EIA の手続きがどのように不適切な法的保護、計画制御の欠如と取って代わるのかを理解することが難しい。依然として必要なことは、資産内及び緩衝地帯内で実施されている実際の空間及び都市計画の詳細な分析と、その計画の欠点、それらを強化する方法である。
- ・資産の繊細な景観内での開発を満足に制御するために、完全な一連の計画保護措置が実施され、OUV への悪影響がなくなるまで、全ての新規建設・開発の延期の維持を締約国に要請するべきである。
- ・コトル HIA の素案と空間計画と構造物の建設法は、イコモス技術審査の対象であり 2018 年 5 月に締約国へ送付された。ケーブルカー事業の HIA は実施され、既にイコモスが審査を実施した。2017 年 11 月に締約国に送付された技術審査では、示された緩和措置は資産の OUV への悪影響を回避するのに不十分であり、事業を中止するべきであるという提案が成された。
- ・資産内で発生する開発圧力の大半は観光業（インフラだけでなく、特にクルーズ観光に関わる来訪者数の増加）に関連しており、OUV を尊重し持続可能な開発を支える観光計画は、資産の一般計画の必要不可欠な構成要素である。
- ・近年の新たな管理評議会の選任と機能の向上は、効果的な管理に向けた重要な一歩である。評議会は現在実施中の管理計画が他の計画活動と調整し、関係者すべてが関わっている（地方自治体など）ことを保証されるべきである。
- ・ケーブルカー事業の HIA でも示されているように、資産の物理的な構造の保全状況に関する情報が不足している。これは OUV 保護全体に重要であるばかりでなく、計画されている開発事業のどれが安全に実施される可能性があるかの基礎としても重要である。また、最新の定期報告（2015 年）で潜在的なリスク化にあると指摘されていた伝統的な生活様式と知恵のシステムを含む、資産の無形の側面に対する都市開発の影響に関する情報も示されていない。
- ・資産の保全状況进行评估するため、締約国に世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの招聘を要請するべきであり、今まで策定された多くの報告書と法修正を詳細に考慮し、資産と緩衝地帯への法的及び計画保護の強化の追加作業をどのように実施するかについても考慮することを要請する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・資産の文化的・景観的価値への全ての影響を防ぎ、繊細な景観内での持続可能な開発を満足に融通するため、完全な一連の計画保護措置が実施され OUV への悪影響がなくなるまで、全ての新規建設・開発の延期を維持することを締約国に強く要請する。
- ・委員会の過去の決定に対処する全ての関連活動、特にベリジ（Verige）の交通接続所とグラヴァティーブルチャニ（Glavati – Prčanj）の観光施設を含む、実施中及び計画されている全ての開発事業に対する HIA の実施、を完成させ、またすべての追加の取り組みの実施前に、HIA の結果を諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出すること。
- ・世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの招聘を要請し、資産の保全状況と、資産及び緩衝地帯、管理の調整における法的及び計画保護を強化するためにどのような追加の事業が必要であるかを助言した、今まで策定された多くの報告書と法の修正を評価すること。
- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会において審議できるよう、2019 年 2 月 1 日までに、資産の保全状況及び上記の実施状況に関する報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

27. アウシュヴィッツ・ビルケナウ ナチスドイツの強制絶滅収容所 (1940-1945)

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.27	ID No.	31
資産名称（英）	Auschwitz Birkenau - German Nazi Concentration and Extermination Camp		
締約国	ポーランド共和国		
			
		©Nathalie Valanchon Author: Nathalie Valanchon	
種別	文化遺産	資産面積	191.97 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	2		
資産概要	第二次世界大戦中ポーランドを占領したドイツ軍は、アウシュヴィッツなどに強制収容所を建設し、そこに一般のユダヤ人やポーランド人などを連行し、強制労働や虐殺を行なった。ここで虐殺されたユダヤ人は 400 万人以上にのぼるともいわれる。現在は博物館となっており、人類の過ちを二度と犯さないように平和を祈ってガス室や犠牲者の衣服などを展示している。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996, 1993		
保全状況			
現在の課題	陸上交通インフラ, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・イコモス技術審査を受けて、2015 年に提出した保全戦略が「資産とそのセッティングの保護保全のアプローチと歴史及び記憶の文脈の記録」を示し、資産とその周辺の将来の管理計画の基礎を形作るものであることを確認した。歴史的な文脈を記録する目録事業を実施しており、特定された要素と構造物は国家登録か地方自治体の目録に指定された。ナチス親衛隊（SS）のキッチン等の資産外に位置する重要な複数の歴史的要素は緊急保全措置の対象となっているが、オシフェンチム地域住民の記憶の博物館となっている古いジャガイモ倉庫などは、資産のインタープリテーションに関わる新しい機能を付されている。アウシュヴィッツ・ビルケナウ国立博物館が実施した資産の保全戦略では、収容所当時の活動の歴史的、物理的、美的側面のメンテナンスに焦点が置かれている。倉庫 2 棟（刑務所）の修復に関しては、この種の資産の国際的な基準と規制に従って保全と修復を行うことを確認した。 ・S-1 高速道路とオシフェンチム南環状道路に関しては、遺産影響評価（HIA）を含む調査を継続するための投資計画が採択された。インフラ建設の環境条件を監視するため直ちに適用可能な決定を下した。資産に隣接するオシフェンチム南環状道路に関する環境状況には、重要な歴史的・文化的遺跡（視覚的影響、黙祷のゾーン及び地域と一体となった統合的景観の保護、人類の遺構の可能性に関する考古学的監視）に対する影響緩和の原則と指示が含まれている。HIA は請負業者の決定から 11 か月後に実施される。 ・来訪者管理ではコンピュータ化された事前登録システムにより 1000 人／時の定員制限を設けた。観光客のマネジメントについては、アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所近隣記憶遺産財団は付随収容所でのテーマ展示の実施を目的としている。		

- ・ガバナンスに関しては、記憶の文脈と資産の複雑さがあり、異なる組織の代表が既に資産の保護管理の責任を負っている（アウシュヴィッツ・ビルケナウ国立博物館、マウホプスルカ地域の記念物精査、アウシュヴィッツ国際協議会）ことを確認し、地域レベルでは2013年にアウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所近隣記憶遺産財団、2017年8月に独立した文化機関としてオシフィエンチム住民の記憶の博物館が地域協議会により創設されている。2018年に予定されているアドバイザーミッションはこのような点で触媒的役割を果たすことが可能だろう。

2. 世界遺産センターの見解

- ・2013～2016年間に締約国が特定した事務局とのコミュニケーション上の問題は完全に解決されており、また委員会及び2013年の専門家グループの勧告実施に対する多大な努力について締約国を称賛することが適切である。
- ・保全戦略に関しては、イコモス技術分析では資産の周辺、具体的には1979年に特定された黙祷（silence）及び保護ゾーン、が主に懸念されると示されている。歴史を物語り、資産の価値をその境界線を越えて支持する歴史的要素に対する重要な目録事業が実施された。保全の原則と記憶遺産の復元に関する覚書は、その目的と倫理両方で高い品質である。しかし、歴史的要素、特に建造物群、の保全の課題については、2013年の専門家集団の勧告通りに、持続可能性を高め、地域コミュニティの社会生活と統合させるためにも新しい機能を付与する方針を考慮する必要がある。
- ・S-1高速道路とオシフィエンチム南環状道路に関する投資プログラムと締約国の環境的取り組みの採択は、特にプログラム（「オシフィエンチムにおけるかつてのアウシュヴィッツ・ビルケナウ収容所一帯の保全手法に関する調査」）の構想段階に統合された影響を制限する取り組み、に関しても、満足の一部のものである。研究の高層と計画は非常に明確である。影響制御措置を最大にする柔軟性と、正式な解決案の計画が想定されている。
- ・2016年と比べ、来訪者数は172万人から200万人に増加した。来訪者管理に関しては、登録システムのコンピューター化を称賛するが、人数管理を資産訪問の目的で分ける重要性は残っている。従って、資産と顕著な普遍的価値（OUV）の重要な普遍的なメッセージとの関係性から、資産及びその周辺の訪問経験についてより詳細に調査することを委員会が要請することを勧告する。
- ・ガバナンスに関しては、資産の価値への地域住民の付着、保護ゾーンの緩衝地帯への転換による、歴史的な重要性を持つ要素の法的保護の拡大などの主な課題が残っている。この点において、締約国は地域当局やその他の機関とも良い対話を重ねており、ジューデンランプ（Judenrampe、ユダヤ人のプラットフォーム）展示のジャガイモ倉庫の使用、地域、国内、国際ステイクホルダー全てが等しく権限を持つガバナンスの再編成に必要なメカニズム等で具体化されている。しかし、このガバナンスは資産管理、具体的には保護と黙祷のゾーンを含むよう拡大される必要がある。これについては、既に締約国が実施しているOUVの溯及的言明の適切な宣伝に注目するべきだが、地域住民との関係性の促進のために、価値及び属性を仲裁するツールを策定することは有用である。
- ・最後に、2013年専門家集団の勧告、特に管理計画策定への努力と、2007年版を基として、資産とその周辺、歴史的な文脈間の管理と可能性がある大規模な訪問の管理の相補性に特別な注意を払いつつ、実施を継続することを委員会が締約国に要請するべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・管理計画策定と全てのステイクホルダーによる採択への努力を継続することを要請し、この点を考慮して、最近採択された顕著な普遍的価値の溯及的言明を喚起し、ステイクホルダー全て、特に当局と地域コミュニティのガバナンスメカニズムを強化及び拡大することを勧告する。
- ・資産への世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの招聘を再度要請し、ミッションと専門家集団との打合せを同時に実施し、教育的且つ社会的な普及啓発、保護ゾーンの歴史的構造に関する説明及び再転換プログラムの策定を可能とすることを勧告する。
- ・2013年専門家集団の勧告実施を継続すること。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議のため、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

28. キジ島の木造教会

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.28	ID No.	544
資産名称（英）	Kizhi Pogost		
資産名称（日）	キジ島の木造教会		
締約国	ロシア連邦		
			
		© WomEOS Author: WomEOS	
種別	文化遺産	資産面積	0.57 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	9,990 ha
評価基準	i, iv, v	世界遺産一覧表記載年	1990 年
構成資産数	4		
資産概要	本資産は、ロシア連邦カレリア共和国のオネガ湖に浮かぶ島のひとつであり、18 世紀に建造された木造教会 2 棟と、19 世紀の木造鐘楼 1 棟を見ることができる。ロシアからスカンジナビアにかけて継承されてきた伝統的な木造建築の白眉で、周辺の幻想的な景観と調和している。木造建造物群自体は近世に属するものであるが、教会の起源は中世にまで遡るとされており、遅くとも 16 世紀の文献には 2 つの教会に関する記述がある。初期の教会は落雷等により失われ現存しないが、カレリア地域における正教の布教拠点として重要な役割を担ったと考えられている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2013, 2012, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2001, 1994, 1993, 1992		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設、地形改変/土地利用変更、管理上の活動、管理制度/管理計画、海上交通インフラ		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・変容教会（Church of the Transfiguration）の修復作業は、イコモスガイドラインと勧告に支持された承認されている修復事業に則った形で継続された。その結果、ドームは解体され現在修復中であり、天国の天井「イコノスタシス（iconostasis）」は復元され、教会の壁は伝統的なコネクタ（binding posts）で強化された。 ・管理計画に対するイコモス技術審査に従い、計画は大幅に改定され、「キジ島の木造教会」調整協議会と、地域コミュニティとカレリア共和国政府を含む全てのステイクホルダーにより、2017 年 8 月に承認された。 ・博物館エントランスの再建に関する追加事業は行われていない。博物館エントランス開発事業は、イコモスと世界遺産センターの全てのコメントと提案を考慮に入れる形で改定された。2017 年 12 月に事業調査の改訂版と遺産影響評価（HIA）が技術的に審査され、再提出される予定である。現状ある施設の再利用や建造物群アンサンブルの眺望回廊（visual corridor）にあった一時的な建造物群の撤去などがこの調査の主要な結果である。 ・博物館は独自のエクスカージョンプログラムを策定し、小さいボートやホバークラフトを購入し、島周辺のツアーを提供することで、緩衝地帯内の観光客のフローを改善した。2014 年に設置された		

委員会がモニタリングと土地利用のコンプライアンスを監督する。

2. 世界遺産センターの見解

- ・ 締約国は資産の保全状況を劇的に改善させており、文化省担当部局、博物館の事務局とスタッフ、技術者、建築家、職人たちの献身と努力に感謝する。2018年3月に招聘されたイコモスアドバイザーミッションは、変容教会の復元事業の技術的側面の審査と、管理計画と来訪者管理戦略、特にエントランスゾーン開発関連事業の評価を実施した。
- ・ 変容教会の復元事業は、第1、第2、第3層が完全に撤去され復元のため復元コンプレックス（restoration complex）に移されたため、最終段階に移行した。2015年ミッション以降、教会のインテリアの復元及び保全が 天国の天井の装飾された垂木（rafters）と王家のドアに実施されている。2018年イコモスアドバイザーミッションは、実施された進捗の全体と非常に質の高い職人芸に満足した。
- ・ ミッションチームは、建造物の構造強化の課題は初期の勧告の方向性で明確に対処されたことに注目した。更に、コネクタの縦の動き、天国の天井の梁（ring）、イコノスタシス、表面保護の補強に関連する詳細な勧告を行った。
- ・ ミッションは、祈り（Intercession）の教会の復元計画を示され、現在の事業にも適用可能である、同様の原則をこの復元にも適用するべきと勧告した。この教会の梁（timber）は非常に悪い状態であり、新たな介入を最小限にする方法を検討する必要がある。代替提案の詳細は、決定が下される前に、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出されるべきである。
- ・ 博物館エントランス事業に関して、ミッションはキジ島ゾーンBにある計画されているキジ島野外博物館エントランス地域、特に計画されている建造物群（復元・倉庫複合体、倉庫の建造物や建築及び民族誌的セクター「北のヴェプス人（Northern Vepsians）」の再建）の位置、規模、建設資材に関して審査を行った。ゾーンAとBの開発計画では、島の行政及び他のサービス関連の建造物群の開発は最大限容認可能なレベルに達している。従って、将来の追加建設事業を容認しないことを締約国に要請するべきである。
- ・ 管理計画の改定及び実施に関しては、締約国は委員会勧告に対応するため多大な努力を行っている。しかし、イコモスアドバイザーミッションは、観光客へのサービス条項は、混在する収入源（economic sources）に基づいた住民の長期定住の条件を設立するという観点から、土地の開墾、伝統的な手工芸品の開発などの他の伝統的経済の開発と統合するべきである。
- ・ 緩衝地帯内側・外側両方に、土地利用と非建設ゾーン法令、また資産の顕著な普遍的価値（OUV）に対する全ての影響を防ぐため、河川関連の規制を厳格な適用等を含む、十分な保護措置の策定に集中すべきであるという要請を繰り返す。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・ 祈りの教会の復元が計画中であり、変容教会の事業にも適用した同様の復元の原則をこの事業にも適用することを勧告し、祈りの教会の梁が非常に悪い状態であり、新たな介入を最小限にする強固な方法論を策定するべきである。更に、全ての決定が成される前に、代わりの提案の詳細を、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出することを要請する。
- ・ ゾーンAとBでの新規博物館エントランス事業開発計画により、島の行政及び他のサービス関連の建造物群の開発が最大限容認可能なレベルに達するため、将来の追加建設事業を容認しないことを要請する。
- ・ 緩衝地帯内側・外側両方に、土地利用と非建設ゾーン法令、また資産の顕著な普遍的価値（OUV）に対する全ての影響を防ぐため、河川関連の規制を厳格な適用等を含む、十分な保護措置の策定に集中することを再度要請する。
- ・ 管理計画（2018～2026）改定に対する締約国の努力に満足し、世界遺産「キジ島の木造教会」管理調整協議会、ステイクホルダー、カレリア共和国地域政府の承認のためこれを提出し、観光客へのサービス条項は、混在する収入源（economic sources）に基づいた住民の長期定住の条件を設立するという観点から、土地の開墾、伝統的な手工芸品の開発などの他の伝統的経済の開発と統合することを要請する。
- ・ 2019年第43回世界遺産委員会において審議できるよう、2019年2月1日までに、資産の保全状況及び上記の実施状況に関する報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

29. ソロヴェツキー諸島の文化と歴史遺産群

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.29	ID No.	632
資産名称（英）	Cultural and Historic Ensemble of the Solovetsky Islands		
締約国	ロシア連邦		
			
		© Jacopo Author: Jacopo	
種別	文化遺産	資産面積	28,834 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	iv	世界遺産一覧表記載年	1992 年
構成資産数	6		
資産概要	白海西部に浮かぶ6つの島から成る本資産には、16 世紀から 19 世紀にかけての宗教建築が多く残されている。また、16 世紀には石の要塞が築かれ、修道の地としてだけでなく、経済や軍事、文化の中心地としての隆盛の歴史も今に伝えている場所である。15 世紀にソロヴェツキー島に上陸した3 人の修道僧がソロヴェツキー修道院を設立して以降、ノヴゴロドとモスクワの庇護下で宗教拠点として発展した。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2014, 2013, 2012, 2011		
保全状況			
現在の課題	航空交通インフラ, インタープリテーション施設、来訪者施設, 法的枠組, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - 世界遺産センター及びイコモスと複数の協議を実施し、博物館複合施設の新しい建物の改訂計画について議論を行った。特に 2017 年 10 月 20 日には、決定 41 COM 7B.49 の第 10 段落に従い、世界遺産センターとイコモスに建築設計の修正提案を示した。 - ワーキンググループが検討した新たなマスタープランの草案を、世界遺産センターの検討のため提出する予定である。 - 追加の改訂を重ね、2017 年 10 月にワーキンググループが検討した管理計画の最終草案を、2017 年 12 月に世界遺産センターに提出した。 - 修道院灌漑システムに関しては、2013 年にモニタリングや修復、水理地質学について明記したソロヴェツキーの水利複合体の状況報告書を作成した。これは主要水力施設の修理及び修復の解決策を提示し、加えて全ての水利複合体の全構造物の全体的な修復に必要な段階を特定するものである。2018 年 1 月には、ソロヴェツキー群島の領域が宗教的史跡（religious historical site）として規定する命令を発令した。 - 主な改築と建設事業についての遺産影響評価（HIAs）を実施し世界遺産センターへ提出した。HIA の結論が出るまでは如何なる建設も開始されない。 - 世界遺産委員会の決定 41 COM 7B.49 に従い、2018 年 4 月 23~27 日に世界遺産センター／イコモス合同リアクティブモニタリングミッションが実施された。 2. 世界遺産センターの見解		

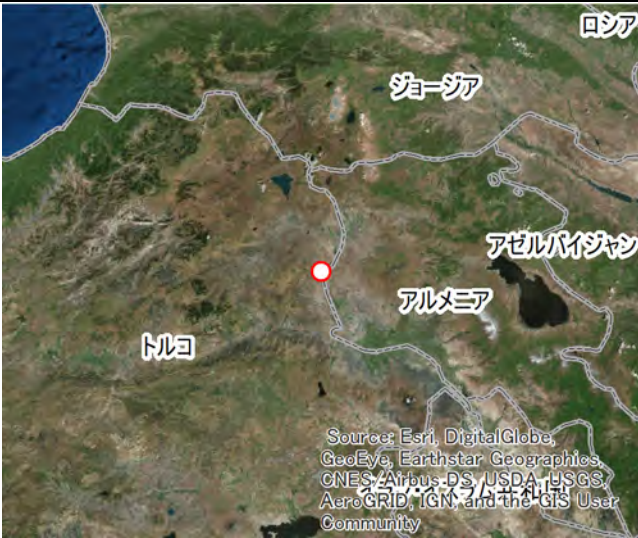
- ・この報告書の作成時点では、実施された世界遺産センター／イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの報告書は未だまとまっていない。世界遺産委員会決定 41 COM 7B.49 のとおり、この結果は第 43 回世界遺産委員会で審査される。
- ・締約国も同意済みである仕様書 (ToR) には、今後 10 年間で資産で検討されている開発の規模、特に住宅及び下水道システム、教育・健康・観光施設の更新、修道院のコミュニティ及び地域住民に関するその他の特定のニーズ、新たな保全計画とマスタープラン、現在の管理構造、修道院灌漑システムの保全の進展、博物館複合施設の計画の改訂の条項に関して審査を行うこととなっていた。
- ・ミッションレポートの完成に先立ち、ミッション専門家にはロシア戦略研究所所長が議長を務めるソロヴェツキー群島保全開発基金の設立が伝えられていたことを報告する。同様に締約国と世界遺産センター、イコモスの間での更なる会合が 2017 年 10 月 20 日に、イコモス技術審査 (2017 年 10 月 25 日) が実施され、ミッションは部分的に建設された博物館の大部分の撤去、主に草で覆われた建築物の下にある遺構の再形成等を含む、博物館の建築物の建設計画の改訂版を支持する。現状の建造物群の再利用を含む、博物館複合施設全体の拡大計画への追加コメントは、2018 年ミッションレポートで示される予定である。

3. 世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・世界遺産センター／イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの報告書は、2019年の第43回世界遺産委員会で審議される予定である。
- ・2019年第43回世界遺産委員会において審議できるよう、2019年2月1日までに、資産の保全状況及び上記の実施状況に関する報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

30. アニの考古遺跡

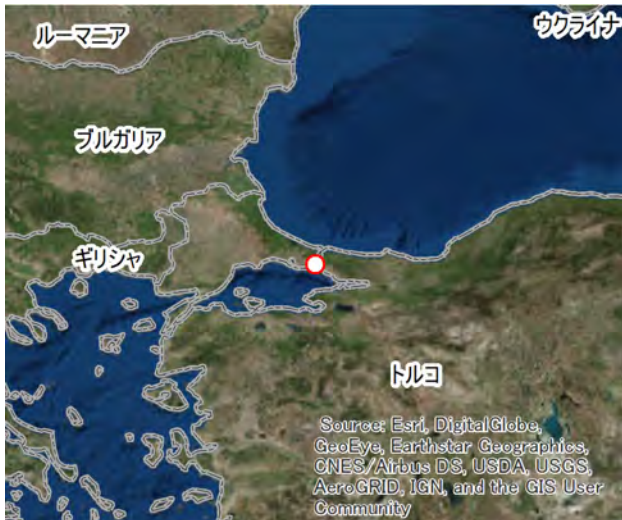
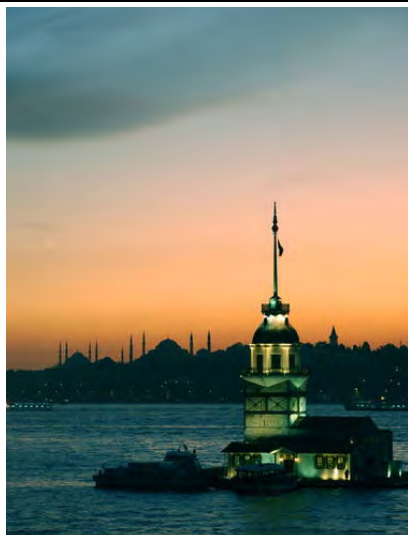
基本情報			
決定番号	42 COM 7B.30	ID No.	1518
資産名称（英）	Archaeological Site of Ani		
締約国	トルコ共和国		
		 ©Fahriye Bayram Auhtor: Fahriye Bayram	
種別	文化遺産	資産面積	250.7 ha
タイプ	考古遺跡（古代都市）	緩衝地帯面積	292.8 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	1		
資産概要	アニは、トルコの北東部の都市カルスから 45km、アルメニアとの自然の国境を形成する渓谷を見わたす人里離れた三角台地上に位置している。かつてはシルクロードの文化交流及び通商上の中心地のひとつであったこの中世都市は、様々な民生施設、宗教施設、軍事施設が混ざりあい、キリスト教及びイスラム教の王朝により数世紀にわたって形成された中世都市のパノラマ的景色を形成している。アニには青銅器時代から人が住んでいたが、Bagradid による中世アルメニア王国の首都になり、シルクロードの一部を支配することにより利益を得た 10 世紀及び 11 世紀に繁栄した。その後、ビザンチン朝、セルジューク朝、ジョージア朝の支配のもと、ビザンチウム、ペルシャ、シリア、及び中央アジアを支配する商業キャラバン隊の重要な交差点としての地位を維持した。モンゴルによる侵略、1319 年の大地震、交易ルートの変化によりこの土地の没落が始まった。18 世紀までにはほぼ放棄された。		
これまでの保全状況報告（年）	2018		
保全状況			
現在の課題	地震, 管理制度/管理計画 その他の危機：牧草地帯と、第 1 種考古保全遺跡内のボスタンラル河川・アルパチャイ河川の岩を切り取った洞窟の不適切な利用		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・考古学発掘調査により得られた情報を収集したデータベースの設立。 ・来訪者への情報提供の改善と、資産の複雑な歴史と発展をバランスよく示すために看板を審査及び改定した。 ・景観事業の実施が継続中であり、2018 年 11 月に終了予定である。 ・緊急介入を含む 2016～2040 年間の鍵となる構造物への事業の計画を策定した。全ての構造物に対する緊急介入の必要性については未だ決定されていない。 ・保全介入の中で地震活動のモニタリングを実施したが、推奨された地震活動のモニタリング計画は、2020 年の管理計画の策定時に組み込まれる予定であった。 ・資産における放牧を規制する普及啓発とモニタリングを実施したが、持続可能かつ長期的な解決方法は未だ見つかっていない。 ・トルコ国内全ての世界遺産と暫定一覧表記載資産に対する強制的な遺産影響評価（HIA）プロセスを		

設立した。 ・顕著な普遍的価値（OUV）の言明は第41回世界遺産委員会で採択された（決定41 COM 8B.49）。 2. 世界遺産センターの見解 ・2016年の資産記載時に出された複数の勧告に対して進捗が実施された。景観事業の終了は資産のプレゼンテーションを改善することが予想され、同時に締約国は、1918年以降のアニにおけるアルメニアの文化の歴史の情報を含む、より包括的な全体像を提供するため情報パネルを修正した。変更の詳細は提供されていないが、将来的な資産のプレゼンテーション活動においても継続されるべきである。 ・資産の記録の改善のため、考古学発掘調査による情報を照合するデータベースが設立された。自然の景観と地下空間に関わる締約国のアプローチにより、第3種考古保全遺跡内の地域利用の規定が明確になった。特定の条件下において新しい開発と建設事業が許可されるが、採石は許可されない。これらの明確化を歓迎するが、資産及び緩衝地帯の記録を改善する必要性は継続してある。 ・資産の完全性は、広範囲かつ深刻な構造的安全性の問題、地震の影響と破壊行為により消滅した構造、持続可能な復元戦略の欠如により非常に脆弱である。締約国のアプローチは、追加の保全計画策定の前に、要素を安定化しこれ以上の破壊を防ぐものである。短期の活動実施を示した表が提供され、以下の活動が示された。プリキッチ教会（Prikitich Church）、市壁、セルジューク宮殿の保全事業、スルプ・アレクロット教会（Surp Arekelot's Church）の緊急修復と保護措置、ビジターセンター建設、駐車場と交通インフラ、景観事業と公衆安全とアクセスの措置。 ・マスタープラン（2016～2020）と考古保全事業計画（2016～2040）の実施プロセスの概要を示した表の提供を歓迎する。しかし緊急介入の中から、包括的な需要調査を実施し、それを資産管理とモニタリングシステムに統合することを優先して実施することを勧告する。これらの計画の詳細、特に計画されている保全事業は、作業指針第172項に従い世界遺産センターと諮問機関が審査する必要があるため、世界遺産センターに提出する必要がある。 ・放牧は第1種考古保全遺跡内で禁止されているが、牧草地域とボスタンラル河川（Bostanlar Creek）、アルパチャイ河川（Arpaçay Creek）の岩を切り取った洞窟において不適切な利用が行われている。締約国は、この課題の特定として地域の意識向上の欠如を挙げている。資産への動物の侵入を防ぐ意識啓発及びモニタリング措置が実施されたが、長期的に持続可能な解決策を継続して探すべきである。 ・トルコ国内全ての世界遺産と暫定一覧表記載資産に対する強制的なHIAプロセスの設立を歓迎するが、この要請の有効性と管理システムとHIAの一体的な統合を保证するため追加の努力が必要である。保全介入時に地震活動のモニタリングが実施されたが、推奨された地震活動へのモニタリング計画は2020年の管理計画改定時まで含まれないことを考慮すると事業の継続が必要である。 3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択されたが、アルメニアが、2016年の第40回世界遺産委員会で採択された決定40COM8B28が実施されておらず、アルメニア人を含む観光客の報告によると、資産に設置された解説版にはアルメニアの歴史に関する解説がないとして、世界遺産委員会決定を完全を実施し、1980年以前のアルメニア人とのかかわりを含んだ歴史について解説するよう求めることを要請した。

決定概要

- ・締約国の進捗を考慮し、資産記載時に世界遺産委員会が特定した以下の課題の進捗を継続することを要請する。
 - ・資産及び緩衝地帯内の自然景観、都市開発、建築物、地下空間を記録し、管理システムに組み込まれることを保証すること
 - ・作業指針第172項に従い、特に事業の記録と視覚化に関する保全事業を含む、マスタープラン（2016～2020）と考古保全事業計画（2016～2040）の実施プロセスの詳細を、世界遺産センターと諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出すること
 - ・リスト化された各記念物に対する包括的な需要調査を完了させ、介入及び優先順位を特定し、資産の短期・長期的な保全及びモニタリングの基とするため、それらを戦略的保全マスタープランに統合すること。
 - ・地震活動の長期的なモニタリングシステムを策定すること
 - ・第1種考古保全遺跡内での現状の不適切な放牧に対する長期的且つ持続可能な解決案を探索すること
- ・2019年12月1日までに、資産の保全状況及び上記の実施状況に関する報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

3.1. イスタンブール歴史地域

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.31	ID No.	356
資産名称（英）	Historic Areas of Istanbul		
締約国	トルコ共和国		
			
		©Ministry of Culture and Tourism Author: Umut Özdemir	
種別	文化遺産	資産面積	678 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	i, ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1985 年
構成資産数	4		
資産概要	バルカン半島、アナトリア、黒海、そして地中海を結ぶボスフォラス半島の先端に位置するイスタンブールは、その地理的条件のため、2000 年以上もの間、政治・宗教・芸術の中心地であった。ヒッポドローム（戦車競技場）や 6 世紀建立のハギア・ソフィア大聖堂、16 世紀のスレイマニエ・モスクなどはよく知られている。しかし、こうした文化財はすべて押し迫る人口増加と工業化による汚染、無秩序な都会化の危険に晒されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2015, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2000, 1999, 1998, 1997, 1994, 1993, 1992		
保全状況			
現在の課題	商業開発, 陸上交通インフラ,住宅開発,管理上の活動,管理制度/管理計画,地下交通インフラ		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告書 ・歴史的半島のシルエットに対する悪影響を回避するため、ユーラシアトンネル事業の換気シャフトの高さを 5 m に制限した。 ・イエニカプ埋め立て地域活動のテントプロジェクトに対する遺産影響評価（HIA）は完了次第、世界遺産センターへ提出する。 ・チャナッカレ 1915 年博物館事業を中止した。 ・プラネタリウム事業及びイスタンブール市博物館の視覚的及び基本的な説明を実施した。 ・2014 年に入札手続きが完了しているヴェズネジレルーエディルネカプーエユップーゴッブ（Gop）ースルタンガジ（Sultangazi）の地上／地下鉄道の経路に関して実施した調査の詳細を提供した。経路には大城壁に近い資産の区域が含まれている。 ・カバタシュバージュラル（Kabataş-Bağcılar）線のゼイティーザン（Seyitnizam）からゼイティンブルヌ（Zeytiuburnu）の 2 km の区間で現在地上にあるトラムの線路を地下へ移動する事業の詳細情報を提供した。現在のゼイティーザンとミトハトパシャ（Mithatpaşa）の両駅は地下へ移設される予定であり、作業は 2017 年に開始した。 ・イスタンブールのアジア側とヨーロッパ側をつなぐ新たな 40km のカズルチェシュメーソユトリチェシュメ（Kazlıçeşme- Söğütlüçeşme）地下鉄線の計画を 2017 年 3 月に開始した。歴史的半島に、カズルチェシュメ駅とトプカプ駅の 2 駅が、トプカプ文化公園の隣にできる予定である。 ・オスマン帝国時代の木造・石造住居の記録事業はこれらの構造物の更なる喪失を防ぐため、即時的		

行動計画の策定に基づき開始された。

- ・事業の第一段階は、簡単なメンテナンスで安定化が可能な住居に対して実施させる予定であり、重大な修復が必要な箇所は第二段階で対応する。14件の登録された私有建造物については第一段階で修繕を行う。
- ・ファティ地方自治体は、修復や保全事業に焦点を当てるのではなく、広域地域に対する全体的なアプローチのために、「区画基準の適用」を実施すること、また関連ステイクホルダーの効果的な参画を保证するため、都市復興地区へのアプローチを改定した。
- ・ユネスコ世界遺産センターにHIAを提出した後に、カーリエ（Chora）博物館や大城壁、モッラゼイレックモスク（Molla Zeyrek Mosque）、ブーコレオン宮殿（Boukoleon Palace）、ハギア・ソフィア大聖堂における大規模修復事業を実施した。カーリエ博物館、大城壁、モッラゼイレックモスクに関する分析、実施した事業の詳細を提出した。
- ・特に資産の保全に関する伝統的木造及び石造技術の2つのワークショップがイスタンブール地方自治体により組織された。
- ・遺跡管理総局はイスタンブール首都自治体文化財総局の協力のもと、遺跡の価値の認識を子どもたち、先生、親の間で高めるための試験事業として「イスタンブール遺産と子どもたち」を開催した。
- ・HIAへの全てのステイクホルダー間の建設的かつ生産的なアプローチのため、2018年中に国際ワークショップを開催する予定である。
- ・2018年4月30日、改定管理計画の最終草稿や提案された文化遺産のHIAプロセスの詳細、改定された遺跡管理総局の体制と、オスマン帝国時代の建造物の保護事例である保全戦略の詳細を含む追加情報を提出した。

2. 世界遺産センターの見解

- ・委員会が2017年に言及したイエニカプのテントの建設は継続され、HIAも一切提出されず、HIAの策定段階で完成した。委員会は審査のためにすでに認可されたプラネタリウムとイスタンブール市博物館事業の全ての詳細の提供を要請したが、ビジュアルと限られた図面だけ提出され、HIAはなく、単に大城壁のシルエットに事業の影響は確認できなかったと示されているのみであった。
- ・計画されたHIAワークショップは良い進展であり、カーリエ博物館での地中レーダー探査手法、ゼイレックモスク修復に関する詳細な情報を歓迎する。
- ・オスマン帝国時代の木造及び石造住居の記録事業の開始と、この事業の一部として安定化作業が計画されていることを歓迎する。この様な調査は1997年に初めて委員会が要請したが、その間にかなりの割合の住居が悪化したり失われたりしてしまった。事業の様々な段階の時間軸の詳細が提供されず、提出されたものは委員会が2018年1月末までに実施すべきと要請した緊急計画、オスマン帝国時代の木造建築の長期戦略ではない。保全事業の資源量は依然巨大である。既にHIAが準備されたハギア・ソフィア大聖堂のマドラサ（medrese）の再建計画が提出された。大城壁、ブーコレオン宮殿、カーリエ博物館、モッラゼイレックモスクの分析と実施された事業の写真と詳細な説明が示されたが、方法論が含まれず、若しくは使用されたアプローチが正当化されていない。
- ・特にカーリエ博物館やゼイレックモスク、大城壁等の再建及び保全事業を審査するため、アドバイザリーミッションを招聘するべきである。
- ・報告書全体では、複数のインフラ事業を除き、保全、再開発、新規開発事業に対する新たな考察が提供されていない。依然として状況がデリケートであるという長期間継続している懸念を繰り返し、適切なHIAに基づいた保全、再開発事業、大規模事業の詳細を提出すべき。
- ・全タイプの事業（開発／修繕／再生）をカバーする短期及び長期的戦略を含むロードマップの策定を促すべきである。不可逆的な決定が為される前に世界遺産センター、諮問機関との緊密な協力関係の下、資産のOUVに影響する全ての必要な詳細と段階を確認する必要がある。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・多くのインフラ及び他事業が計画されており、これらの進捗状況報告書を、資産のOUVに影響を与える可能性がある全タイプの事業（開発／修繕／再生）をカバーする短期及び長期的戦略を含む行程表（road map）と共に策定し、不可逆的な決定が為される前に世界遺産センター、諮問機関との緊密な協力関係の下、資産のOUVに影響する全ての必要な詳細と段階を確認し、2019年2月1日までにこの行程表を世界遺産センターに提出すること。
- ・2016年リアクティブモニタリングミッション報告書の勧告に則り、カーリエ博物館やゼイレックモスクなどでの復元及び保全事業の審査のため、イクロム/ニコモス合同アドバイザリーミッションの招聘を奨励する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

3.2. ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.32	ID No.	373
資産名称（英）	Stonehenge, Avebury and Associated Sites		
締約国	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）		
		 ©UNESCO Author: Francesco Bandarin	
種別	文化遺産	資産面積	4,985.4 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	i, ii, iii	世界遺産一覧表記載年	1986 年
構成資産数	2		2008 年輕微な境界線変更
資産概要	イングランド南部のソールズベリー平原にあるストーンサークル（環状列石）で有名な巨石遺跡。直径約 100m の土盛りの遺構の内側に、立石の輪と穴が同心円状に広がっている。BC2000 年～同 1600 年ごろのものと考えられているが、その目的は墓域、太陽崇拝、天文台など諸説があり、謎に包まれている。ストーンヘンジの北約 30km ほどにあるエーヴベリーにも同様の遺跡がある。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2011, 2009, 2008, 2007, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1998, 1994, 1992		
保全状況			
現在の課題	交通インフラの利用に起因する影響,陸上交通インフラ,地下交通インフラ		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告書 ・上り下りで各 2 レーンの進入路がある並行トンネルの両側への設置は、資産の中心部から地上道路を撤去するという利点がある。委員会決定 41 COM 7B.56 の対応として、遺産専門機関と他の機関からフィードバックを受領しており、2017 年 9 月にスキームを改変し、覆いがある短い部分（short covered section）を含む約 3.3km の並行トンネルと、複数の地峡を跨ぐ 2km の 2 レーン車道を含む「優先道路」を発表した。東側の入口はアベニューの東に残るが、西側の入口は資産内にある現在の A303 沿いに近づく。2018 年 3 月 5～7 日に世界遺産センター/イコモス第 3 回合同リアクティブモニタリングミッションが実施され、2018 年 2～4 月の間の意見聴取の対象であった「計画済みスキーム」に焦点があてられた。法令プロセスにより、開発同意（Development Consent Order, DCO）申請書の提出前に、アドバイザーミッションの助言及び委員会決定を検討することが可能である。 ・独立且つ持続可能なストーンヘンジ及びエーヴベリー世界遺産トラストの設立、地域開発枠組みとウィルトシャーコア戦略内での資産のセッティング調査、耕作と動物が掘った穴による脅威に対処する技術開発、構成資産エーヴベリーの交通戦略、「ボスコムダウン開発」で計画されているマスター計画、ストーンヘンジの北に位置するラクヒル駐屯地での陸軍開発計画の進捗などの他の課題でも進捗が成された。 2. 世界遺産センターの見解 ・A303 改善の「計画済みスキーム」は過去の計画と比べて進展があり、資産の中心の現状は改善されるだろう。追加調査と評価により、F10 南側舗装ルートのオプションは、自然美地区及び特別保全地域（Areas of Natural Beauty and Special Conservation Areas）の影響に与えられている優先順位を		

含めた事実により実行不可能である。

- 2018年のアドバイザーミッションは、事業の厳格な調査、評価、反復設計及び評価のプロセスにより、仮にトンネル案が実行された場合、現在の長さでは資産の真実性、完全性、顕著な普遍的価値（OUV）を適切に保護できないと結論付けた。OUVの観点から最も良いオプションは、構成資産ストーンヘンジ周辺のA303の完全な別ルートとなり、資産内の現状のA303セクションの閉鎖が可能となる南側舗装ルートであろう。舗装ルートが不可能な場合、資産の完全性、真実性、OUVの影響を避けるため、資産内の2レーンの進入路の撤去または最低でも計画されている長さを大幅に削減した、より長いトンネルが必要である。
- 2018年ミッションは、資産の属性（attributes）、周辺の他の重要な史跡、地域の地形及び環境状況等の制約により、資産の境界線側で最も影響が少ない場所に東側の入口が設置されたことを確認した。しかし、完全に資産の外側となる東側にトンネルの入口を設置したほうが、2レーンの進入路に付随する影響から資産のOUVをより適切に保護できただろう。西側の入口の位置は、資産内の2レーンの進入路に合流する進入部分（intrusive section）に関わってくる。そのため、仮にトンネル案が推し進められた場合、資産の西側部分の2レーン進入路を避けるため、西側の入口を西側境界線の外側に再設置する必要がある。
- 締約国とその機関は、A303拡大の最善の解決案が確定及び実施されるように、徹底的且つ慎重に事を進めるべきである。仮に「計画済みスキーム」のトンネルオプションが実施された場合、予定されている全事業の期限より優先して、OUVを尊重した大規模な設計改善が実施されるべきである。事業の意思決定プロセスは未だ、特に経済及び環境に関わる資産のOUVへの悪影響の回避に十分な優先順位を置いていない。
- 2018年ミッション報告書では、締約国とその機関により大きな進展が成されたことが認識され、また一連の論理的な勧告が提示され、現在の提案の改定、考古学・持続可能な観光に関わる管理の課題、適切な専門家の助言の利用、コミュニティ協議及び遺産影響評価に関する明確なガイドラインが示されている。また、締約国の「遺産の利益（legacy benefits）」パッケージへの統合の意図を確認し、それに資産の管理計画内でOUVの保全及び/若しくは解釈に望ましいと特定された取り組みとプログラムを組み込むべきと勧告した。

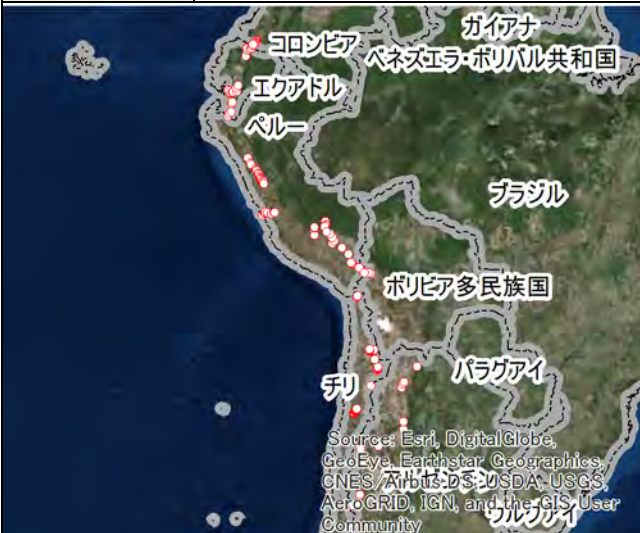
3. 世界遺産委員会での審議

スペインは、トンネル案が最も良い方法であるとしつつ、現在検討されているトンネル案による影響をさらに緩和することを意図して修正案を提出した。これに、ブルキナファソ、ブラジル、ジンバブエ、オーストラリア、ノルウェー、ハンガリーから、一部を変更しつつ支持する発言があった。NGO（ストーンヘンジ・アライアンス）は、修正案はもともとの決定案を著しく弱めるものであるとし、問題はトンネルの設計内容ではなく、トンネルの長さであると発言した。これに対し、イギリスは、「遺跡を分断する醜い、危険な、環境汚染の原因となる道路は大きな問題であり、トンネルとすることで分断されていた遺跡を再びひとつにつなぎ、視覚的影響、騒音を減らすことができる。トンネルのデザイン（設計）よりも長さが重要であるとする意見は、地形を無視した意見である。この選択肢に至るまでに公聴会を開催したり国内外の専門家の意見をもとめたりして、様々な案の検討を行った。ただし、東側のトンネル出口は最善の案になっていると考えるが、西側の出口についてはまだ最善の案には至っていないと考える。スペインによる修正案は決定内容を強化するものであると考える」と発言している。

決定概要

- 2018年アドバイザーミッションの勧告を実施することを要請する。また、資産のOUVへの悪影響を回避するという観点から、A303拡大に関する最適な解決方法に向けての進捗を継続することを奨励する。
- 委員会決定を考慮し、A303幹線道路事業の合意や他の法的手続きのタイミングを調整することで、世界遺産センター、イコモス、世界遺産委員会が、事業の適切な段階での評価と意思決定に引き続き貢献できるようにすることについて、締約国に助言する。
- 2019年第43回世界遺産委員会において審議できるよう、2019年2月1日までに、資産の保全状況及び上記の実施状況に関する報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

3.3. カパック・ニャン アンデスの道路網

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.33	ID No.	1459
資産名称（英）	Qhapaq Ñan, Andean Road System		
締約国	アルゼンチン共和国／ボリビア多民族国／チリ共和国／コロンビア共和国／エクアドル共和国／ペルー共和国		
			
		©Proyecto QÑ-Bolivia Author: Proyecto QÑ-Bolivia	
種別	文化遺産	資産面積	11,406.95 ha
タイプ	考古遺跡、遺産の道	緩衝地帯面積	663,069.68 ha
評価基準	ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2014 年
構成資産数	137		
資産概要	アンデス山脈一帯の 6 か国にわたって延びる、インカの人々が整備した道路網で、人々の交流や商業取引、防衛システムとして機能した。この道路ネットワークはペルーのクスコの中央広場から出発する 4 本の基幹道路からなり、町や生産拠点、宗教拠点を結ぼうというインカの政治的試みの成果である。15 世紀までの間に総延長 3 万 km に拡大した道路網は、数百年にわたり、キャラバンや旅行者、飛脚、軍隊、地域住民など約 4 万人に利用された。登録された 697.450km の範囲の中には、137 の構成資産（273 の要素）がある。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016		
保全状況			
現在の課題	インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・各国内の参加型保安全管理計画策定の作業を継続して実施し、以下の完成及び認可されている計画を提出した。コロンビアのカパック・ニャン保安全管理計画、ペルーのカパック・ニャン 5 年計画の事業計画概要、ハウハ（Xauxa）ーパチャカマ（Pachacamac）区間の管理計画（ペルー）、ワヌコ・パンパ（Huanuco Pampa）ーワマチュコ（Huamachuco）区間の管理計画（ペルー）。協議会用（consultation）の完成したチリのカパック・ニャン保安全管理マスタープランも提供した。 ・資産全体に表れている様々なリスク要因を考慮した、リスク防止と災害管理戦略を特定した方法論的アプローチを策定した。リスク管理に関する各締約国の進捗は 2018 年 10 月に実施予定のワークショップ（ペルー、クスコ）で示されることになっている。このワークショップは、世界文化遺産保存のためのユネスコ/日本信託基金（UNESCO/JFit）から資金提供を受けている「カパック・ニャン、アンデスの道路網システムにおける参加型管理構造の強化支援」事業の枠組み内で開催される。 ・管理当局及び一般市民による更なる開発及び利用の基となる GeoNode ポータルを使用した統合道案内地図（マスタープラン）の第一段階を示した（ http://geocultura.cultura.gob.pe/mapagn/ ）。 ・影響を受けやすい地域への景観アプローチを含む、より包括的な資産の緩衝地帯のコンセプトの適用を継続している。ペルーの 3 か所の緩衝地帯追加に関する情報を示した ・遺産影響評価（HIA）の国際的専門家が参加したワークショップが、JFit 事業の一環として 2017 年		

- 8月にチリ、サンティアゴで実施され、国家技術事務局内でHIAの構成要素と必要条件の枠組みを決定した。各締約国は顕著な普遍的価値（OUV）の重要な属性、資産への影響の可能性がある潜在的なインフラ事業、各国の構成資産における重大な開発の一覧表（table）の準備に取り組んでいる。
- ・最近ではコロンビアのパストでワークショップが開催（2018年1月）され、またJfIT事業の枠組みの中で、各締約国は資産の保全状況をモニタリングするデータベースの設計と実施を発展させた。
 - ・資産の無形遺産の要素のモニタリングアプローチは、JfIT事業の一環としてボリビアのラパス（2017年5月）、パスト（2018年1月）で開催されたワークショップで議論され、適切なモニタリングシステム設立の事前の活動及び指標の合意に至った。
 - ・JfIT事業の一環である、2017年6月にエクアドルのアラウシで開催された資産内の石造・土造構造物保全の第1回目ワークショップ（合計4回実施予定）を含む、2017年に実施したイベント、ワークショップ、事業を報告した。
 - ・記載時に委員会が承認した勧告（38 COM 8B.43）の対処に重点を置いたJfIT事業の重要な貢献に、全6か国の締約国は謝辞を表明した。現在事業は実施段階であり、2017年に3回、2018年に1回のワークショップを開催した。2017年4月、暫定事務局がペルーからアルゼンチンへ移行された。

2. 世界遺産センターの見解

- ・資産記載時の世界遺産委員会勧告の対処、資産の効果的な保安全管理への協力と取り組みで示された、6か国全締約国による大規模な進捗を称賛する。また、委員会はこのJfIT事業実施第1フェーズの重要な進捗に資産の参加型管理システムの支持があったことを認識するべきである。この点において、全締約国に、推薦書内で示されているように資産の長期的な持続可能性に必須である資産全体の管理枠組を強化するため、協力して事業を継続することを強く奨励する。
- ・資産の保安全管理計画策定への、地域コミュニティの強い参加の傾向と関わりに謝意を示す。資産全ての構成資産を網羅するこれらの計画策定は複雑かつ長期に渡るプロセスであり、チリ、コロンビア、ペルーが示した計画の進展は重要な進展を示すものである。提出された計画は、適切な時期に諮問機関により審査される。委員会は、チリのカパック・ニャン保安全管理マスタープラン、アルゼンチン、ボリビア、エクアドル、ペルーで現在策定中である国家及び地域レベルの残りの計画を、その完成と承認前に、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出することを要請するべきである。資産全体の広域管理枠組み内での各個別計画の明確な表現（articulation）に関する追加情報の提出は、広大かつ複雑な資産内の管理構造の一貫性と調整の評価に役立つであろう。
- ・リスク防止と災害管理戦略に関して示された指針と方法論、資産全体の多用なリスク要因に対処する包括的なアプローチを称賛するが、特定された方法論とツールに則ったこのトピックに関する締約国の進捗の詳細は提供されていない。チリの洪水事例で示された様なリスク要因による、資産の完全性に対する潜在的な悪影響は、現在最も重要な課題である。この課題に関する次回のクスコでのワークショップ（2018年10月）と、資産のモニタリングシステムが策定中であることを鑑み、可及的速やかにリスク防止及び災害リスク管理計画を策定、承認、実施することを締約国に要請するべきである。より包括的且つ景観的なアプローチにより、資産の特定の緩衝地帯が再定義されたことは望ましく、このプロセスを締約国が適切と捉え継続することを望む。
- ・HIA枠組み特定の進展と同時に、サンティアゴでのワークショップ（2017年8月）で合意された次の段階への適切な追及は、資産のOUVに影響を与える可能性がある将来全ての開発を特定及び防止するのに必要不可欠である。
- ・資産の保全状況と無形遺産の要素のモニタリングのデータベース策定の進捗は、この難しい課題における重要な進捗である。JfIT事業の援助の下で、効果的且つ持続可能なアプローチの実施が保証されるよう、このモニタリングシステム策定の継続を締約国に奨励するべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・残っている国家及び地域の保安全管理計画を、その完成及び承認前に、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出すること。
- ・資産全体のリスク防止と災害管理に対処する方法論と指針、この課題に関して予定されているクスコでのワークショップ（2018年10月）を考慮し、優先事項として各リスク要因を特定する適切な戦略を策定、承認、及び実施することを要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会において審議できるよう、2020年12月1日までに、資産の保全状況及び上記の実施状況に関する統合報告書を世界遺産センターに提出するよう要請する。

3.4. ティワナク：ティワナク文化の宗教的・政治的中心地

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.34	ID No.	567
資産名称（英）	Tiwanaku: Spiritual and Political Centre of the Tiwanaku Culture		
締約国	ボリビア多民族国		
			
		© Rodrigo Varas Author: Rodrigo Varas	
種別	文化遺産	資産面積	71.5 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2000 年
構成資産数	1		
資産概要	チチカカ湖畔に位置するティワナクは、かつて南アンデスの大部分を支配した強大な帝国の首都であり、紀元 500～900 年にかけて栄華を極めた。ティワナクはアメリカの先コロンブス期のいずれの遺跡とも異なる文化的様相を有しており、ティワナク文化の文化的・政治的中心地であったと考えられている。都市の大部分は日干しレンガで造られていたが、現存するアカパナ（Akapana）のピラミッドやカラササヤ寺院（Kalasasaya's Temple）といった建造物は石造である。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2013, 2011, 2010, 2008		
保全状況			
現在の課題	ガバナンス, 住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 法的枠組, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・管理計画は、ユネスコ/日本信託基金（JFit）事業「ティワナクとアカパナピラミッドの保存及び保全」の下、ティワナク考古学・人類学管理研究センター（CIAAAT）と文化観光省（Ministry of Cultures and Tourism）の共同作業の結果である。計画は、管理と運営、保全、調査、観光、教育及び文化活動、博物館学及び博物館資料記録技術（Museography）、リスク及び災害予測、情報伝達の 8 章から成る。 ・その複雑さから統合保全計画（ICP）は現在も策定中であり、2018 年末までに完成予定である。 ・世界遺産一覧表に記載された資産は、100m 幅の緩衝地帯に囲まれた構成資産 3 件から成る。管理計画では以下の 5 種類の保護区域の定義が示されている。集中的な区域（教会とその周囲の 2 つの区域を含むティワナクの街の中心地域）、広域区域（街の都市部が残っている）、保護区域（グリーンラグーンのような特別な保全措置を受けるべき地域）、考古学区域（実際の世界遺産範囲）、緩衝地帯若しくは 100m ゾーン。緩衝地帯は CIAAAT、都市区域はティワナク地方自治体が管理しているが、農村地域は地域住民を代表する社会組織である、アイリュとティワナク原住コミュニティ評議会（Council of Ayllus and Originating Communities of Tiwanaku, CACOT）が地方自治体と協力して管理している。上記の状況は、緩衝地帯を拡張し街の都市区域を含ませる意味を暗に含んでいる。資産への都市部拡大に対処するため、資産全体の保護には、ティワナク地方自治体による都市区域と緩衝地帯への特別な規制の採択が必要であることを強調する。プマプンクに隣接する小区域は都市区域の一部だが、地域コミュニティの当局下であり農地や居住地としての利用はできない。		

- ・最後に、CIAAT が博物館の収蔵品と収蔵庫の動産に焦点を当てた保全研究所を資産に設置したこと、考古学区域の予防及び保全に関する介入は、他の機関と共に策定中であることを報告する。
2. 世界遺産センターの見解
- ・資産の包括的管理計画の策定と提出を称賛する。管理計画へのイコモスのコメントは以下の通り。
 - ・計画プロセスは、ティワナク地方自治体に属する 23 のコミュニティと 3 つの村の参加に基づいた初めてのものであった。これは資産の顕著な普遍的価値（OUV）を持続させるのに意義深いことである。また、自治体当局、職人団体、ホテルマネージャー、観光ガイド、近隣協議会もこのプロセスに参画した。
 - ・記録は過去全ての考古調査と研究に関するものである。初期の発掘に取り組んだコミュニティと共に「記憶のワークショップ」が複数回開催された。
 - ・管理計画はティワナクの都市区域を含む資産の境界線を越えるものであり、考古学ゾーン隣接の開発に対する規制の重要な進展を意味している。
 - ・保全、教育、博物館と収蔵品、観光、リスク管理及び災害防止等の詳細な研究結果がプログラムとして管理計画に組み込まれている。
 - ・計画には、各プログラムの期限と責任機関の概要が示された事業チャートが含まれている。
 - ・管理計画を補完し完全なものにするため、以下を推奨する。
 - ・保全プログラムの完成
 - ・観光及びリスク管理委員会の設立
 - ・この計画で十分に言及されていない新しい資産の博物館設立のため、文化観光省の計画を考慮にした博物館・収蔵品プログラムを策定すること
 - ・CIAAT の組織内の常勤職員として、保存の専門家を雇用すること
 - ・資産の適切な管理と保全に影響する追加要因を考慮し、以下を締約国に勧告する。
 - ・資産の OUV の最適なメンテナンスに向けた研究及び発掘活動と優先順位を確立すること。これらは ICP 内で明確に定義されるべきである。
 - ・ICP の策定を最優先し、諮問機関の審査のために世界遺産センターに提出するべきである。
 - ・文化観光省の関与強化により、地域レベルでの緊密な活動の調整を確実にすること。この調整により、CIAAT が資産の効果的な管理に必要な活動を実施できるようになる。
 - ・地域コミュニティと当局の参加、とのコミュニケーションを継続し強化すること。土地利用と資産の OUV の維持の連携を確実にするため、周辺の郊外地域の住民に対する普及啓発キャンペーンを向上するために更に努力することを奨励する。
 - ・現在利用が可能となった、400 ヘクタールに対する詳細な地図作製法を基にした資産と緩衝地帯の境界線見直しのプロセスを開始すること。
 - ・必要である国内及び地方手続きに従い、都市部の緩衝地帯に対する規制の策定と緩衝地帯拡張提案の完成を、ティワナク地方当局と共に作業すること。正式な承認後、軽微な境界線の変更に關する作業指針第 164 段落に従い、世界遺産委員会での採択のため、提案を世界遺産センターに提出すること。
3. 世界遺産委員会での審議
- 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・資産の保全管理のレベル向上のための「ティワナクとアカパナピラミッドの保存及び保全」に対するユネスコ/JFIT 事業の貢献を認める。
- ・資産の管理計画の提出に謝意を示し、イコモスのコメントを統合した、公式に承認された管理計画の改訂版の電子コピーの提出を要請する。
- ・全ての新規考古学事業実施の前に、資産の OUV を内包する特定の要素（attribute）の最適な保全状況を保証する努力に優先順位を置くことを要請すると共に、この優先順位が ICP 内で明確に定義されることを確約すること。
- ・資産全体の完全な保護を可能とするため、地域及び国家関連当局が関わる緩衝地帯拡張と都市部・郊外地域に対する規制を完成させる要請を繰り返し、これが承認され次第、作業指針第 164 項に従い、正式な軽微な境界線変更願いを提出すること。
- ・2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

3.5. パンプーリャ近代建築群

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.35	ID No.	1493
資産名称（英）	Pampulha Modern Ensemble		
締約国	ブラジル連邦共和国		
			
		©Danilo Matoso Macedo Author: Danilo Matoso Macedo	
種別	文化遺産	資産面積	154 ha
タイプ	文化的景観	緩衝地帯面積	1,418 ha
評価基準	i, ii, iv	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	1（文化的景観）		
資産概要	リオ出身の名建築家が手がけた近代建築群。ミナスジェライス州の州都、ベロオリゾンテに 1940 年に創られた庭園都市プロジェクトの中心地。人工湖の周囲に設計された文化娯楽施設の近代建築群は、革新的芸術家と協働してオスカー・ニーマイヤーが設計を手掛けた。カジノやダンスホール、ゴルフクラブやヨットクラブ、教会などの建造物は、コンクリートの可塑性を引き出す一方、建築、景観デザイン、彫刻、絵画を調和のとれた統一体として融合している。同時に、近代建築の原則に基づき、地元の伝統や気候、自然環境が反映されている		
これまでの保全状況報告（年）	2018		
保全状況			
現在の課題	管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・統合計画で提示されたヨット・クラブビルと設計された景観（designed landscape）の復元事業と、ボールルームのオリジナルの入口復元事業が進行中である。 ・ブール・マルクスの設計を反映させたディーノ・バルビエリ広場（Dino Barbieri）復元の新しい設計案を審査のため提出した。これは、ブール・マルクスのオリジナルの設計、1940 年代に実施された方向性とその後の改変の分析が基となっている。この提案はブール・マルクスの設計を反映させるため、地区全体を再構築することを目的としており、カフェテリアやトイレ等の公共サービスの撤去、緑地地域、森林、花壇、バラ園の再建等が含まれている。 ・この再建プロセスの第 1 段階はパンプーリャ湖の水質改善であり、既に実施された、水質は国家基準の第 3 段階に改善された。第 2 段階も既に開始されている。 ・資産の管理計画は、ベロオリゾンテ（Belo Horizonte, BELOTUR）州営観光会社による観光戦略策定により改善されており、管理プロセスに地域コミュニティが更に参画している。 ・2018 年 7 月までに完成させるべきであった、観光、文化、経済活動と資産の保全の間の両立を保つための資産の戦略管理計画策定に関して、専門コンサルタントを任命した。 ・持続可能な観光開発統合計画の枠組みで、ベロオリゾンテ州の観光開発に対する戦略的環境影響評価（SEA）の策定、組織強化などの複数の活動を実施中である。 ・湖の 55%を含むコンタジェン州や地域コミュニティの参加を強化するため、管理委員会を再編した。 ・近代建築群と緩衝地帯の保護と計画規制の強化は、戦略管理計画の枠組み内で対処する予定である		

2. 世界遺産センターの見解

- ・ ヨットクラブのインテリアと設計された景観、ボールルーム入口の復元に対する合意されている統合計画の範囲の詳細については、資産の記載時に議論された。終了次第、これらの復元事業の記録を諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること。
- ・ オリジナルのレイアウトと景観の詳細な研究を基にした、ディーノ・バルビエリ広場と周辺の教会の庭園復元の提案を歓迎する。この事業に対して実施されたイコモス技術審査は、波状の遊歩道のように、オリジナルの設計の一部であったが工事段階で修正された要素を可能な範囲で再生することを勧告している。同様に、パンプリーヤ建築群と景観との関係性や、現在世界遺産となった広場を再構築する理由を説明するコミュニケーション戦略に関する公共の意識向上活動の実施が望ましい。
- ・ 改善事業の第1段階により、パンプリーヤ湖の水質が改善したが、事業の第2段階後にどのように水質を維持するのか、元々の終了予定の2016年12月から延長された、放水口の98%を下水道に接続する工程表の改訂版について、更なる詳細を提供するべきである。
- ・ 建築群と緩衝地帯に対する保護と管理規制を強化するため、資産の戦略的管理計画、持続可能な観光開発統合計画の策定に進捗が見られた。管理計画の策定に際しては、この件に関する全ての委員会勧告に注意が払われるべきである。上記の観光開発計画の策定に用いられたアプローチは、特に資産の持続可能な保全に不可欠な条件として奨励すべき、地域住民の帰属意識と、それに応じた資産利用を適切に適合することの重要性の認識から成り立つ。これらの改定計画の完成及び採択と顕著な普遍的価値の属性 (attribute) に関するモニタリング指標の策定は、資産の適切な管理と保護を保証するため緊急に必要な事項である。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・ ヨットクラブのインテリアと設計された景観、ボールルーム入口の復元が実施中であり、介入計画に詳細が記述されていることを考慮し、これらの事業の詳細な記録を、諮問機関の審査のため可及的速やかに世界遺産センターに提出すること。
- ・ プール・マルクスのオリジナルの設計が反映された復元促進のため、ディーノ・バルビエリ広場に実施された詳細な調査を歓迎し、この影響に対するイコモス技術審査の勧告を考慮して同事業を終了することを勧告する。
- ・ 改善事業の第1段階によりパンプリーヤ湖の水質が改善されたが、事業の第2段階後の水質維持の手法の詳細と、放水口の98%を下水道に接続する工程表の改訂版を提出すること。
- ・ 上記の完成した計画が出来次第、諮問機関の審査のため、可及的速やかに世界遺産センターに提出すること。
- ・ 2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

3 6. ディキスの石球のある先コロンブス期首長制集落群

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.36	ID No.	1453
資産名称（英）	Precolumbian chiefdom settlements with stone spheres of the Diquís		
締約国	コスタリカ共和国		
			
		© Vincent Ko Hon Chui Author: Vincent Ko Hon Chui	
種別	文化遺産	資産面積	24.73 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	143,423 ha
評価基準	iii	世界遺産一覧表記載年	2014 年
構成資産数	4		
資産概要	本資産はコスタリカ南部ディキス・デルタ（Diquís Delta）にあるフィンカ 6（Finca 6）、バタンバル（Batambal）、エル・シレンシオ（El Silencio）、グリジャルバー 2（Grijalba-2）の 4 つの考古遺跡を構成資産とするシリアル推薦である。これらの資産は、先コロンブス期（紀元 500～1500 年）に栄えた首長制社会の 4 つの異なる集落群であり、人工の丘、敷石地区、埋葬地、そして最も特徴的なものとして石球が発見されている。これらの石球は大型（直径最大 2.57m）の真球として珍しいだけでなく、その数や、居住区内の元々置かれていた場所で発見されたことも特徴的である。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016		
保全状況			
現在の課題	航空交通インフラ, 財政, ガバナンス, インタープリテーション施設、来訪者施設,管理制度/管理計画, 水関連インフラ		
審議概要	1．締約国による保全状況報告 - 南部国際空港事業は実現可能段階であり、環境影響評価（EIA）を既に実施した。空港は 500 ha、長さ 2.2km 幅 45mの滑走路を有し、フィンカ 9 と 10 に位置し、フィンカ 6 考古学遺跡に隣接する。遺産影響評価（HIA）は進行中である。 - ディキス・デルタ地帯の水力発電事業に対する HIA を実施し、報告書の付属文書とした。 - 事業は継続しているが、改定された緩衝地帯の統合を意図したオサ州規制計画策定の進捗は少ない。これらの課題進展のため、現在市議会が緩衝地帯に対する特別規制の可能性を調査中である。 - エル・シレンシオ（El Silencio）遺跡の 5.6ha の土地は 2016 年 9 月に公有地となり、アクセスゾーンに沿った第二農場の土地も公有地化が進んでいる。 - フィンカ 6 には管理者、教育者、チケット係、維持管理人の 4 名のチームがあり、2018 年上半期にはこれらの役職を制度化する予定であり、同時にチケット売り場職員 1 名の任命が要請されている。加えて、メンテナンスに関わる職員を 5 名臨時に雇っているが、民間企業 2 社との契約により、24 時間の監視と清掃サービスが提供されている。 - フィンカ 6 の災害管理計画は 2018 年の第一四半期に承認予定であり、洪水のリスクを緩和するため、地下水位監視の実施と排水溝設置を提案した。 - 各構成資産のリスク防止計画の実施と計画のための事前活動を示した。		

- ・地域コミュニティ、先住民グループ、管理目的の組合の協力メカニズム設立に関しては、共同管理活動を可能とするオプションを依然として検討中である。解決が必要な法的及び行政的な課題があるため、これらの取り組みには長期的な検討が必要である。
- ・年1回の天体祭や、ボルカの先住民コミュニティの参加型事業等の、多様な教育的・文化的活動を促進させている。
- ・改定管理計画に示された目標と戦略に従った、重要な考古学的研究及び保全活動を実施した。
- ・フィンカ6のビジターセンターの拡張が進行中であり、2018年5月に完成予定である。
- ・ユネスコ共同コスタリカ委員会（Costa Rican Commission for Cooperation with UNESCO, CCCU）の後援の下で活動する、国内世界遺産委員会を創設した。

2. 世界遺産センターの見解

- ・一連の委員会勧告の実施や、特に資産に関係する多様な教育的・文化的活動と事業の進展の進捗は喜ばしい。地域コミュニティとの協力合意締結への努力の継続、この資産をコスタリカ国内の文化遺産のポテンシャルの参考事例として強調する、教育的取り組みの策定を奨励する。
- ・しかし、資産の適切な管理と保全に必要な不可欠な活動の実施、特にオサ州規制計画、リスク防止及び災害管理計画、地域及び先住民コミュニティとの管理合意の準備に遅れが生じている。上記計画と他に勧告された活動の今後の実施の事業計画とタイムテーブルを、それらの実施及び資産の広域な保全管理目的を保证するのに必要な人的資源、財源の増加への取り組みと共に提出することを委員会は要請するべきである。
- ・資産の顕著な普遍的価値（OUV）、真実性、完全性の保全への主要な脅威が未だ解決していないことは遺憾である。フィンカ6の直近となる国際空港へのHIAはまだ完成していないが、国際空港、滑走路、予備施設は資産全体、特に構成資産フィンカ6に重大な影響を与えることが予測されている。
- ・2018年3月、イコモスはエル・ディキス水力発電所事業のHIA技術審査書を締約国に送付した。締約国より可視化を含む追加の技術的な詳細が提供されたことを受け、審査書が加筆され、以下が指摘された。
 - ・ダムはディキス・デルタ地帯の外に設置されるが、補助設備（発電動力、2kmの水路、仮小屋、他の施設）は、構成資産バタンバルから1km以内の場所に設置が予定されている。
 - ・バタンバル周辺の北側、西側、南側に大幅な変化が起こり、部分的には緩衝地帯の境界線から500m以内での変化が予想される。
 - ・締約国は、景観セッティングへの事業の潜在的な影響をさらに理解するためには、「広域の環境分析には新たな調査が必要であるが、即座の実施は無理である。」と示している。
 - ・締約国は視覚的影響をカバー若しくは緩和する可能性を強調しているが、建設の規模と地形的近接は非常に大規模である。
- ・管理計画2017-2020では、構成資産バタンバルからの「デルタ地域と周辺の素晴らしい風景」、また「デルタ地域のダイナミックさが資産の価値と重要性を強化していることをより理解する」必要性が強調され、同時に目標の1つに構成資産の緩衝地帯の「最終的な拡張」の評価が含まれていることに留意するべきである。管理計画の目的と目標からすれば、限られた範囲へのHIAは不自然である。
- ・首長の集落の景観的文脈、及び資産のOUVに対する水力発電ダム事業の潜在的な悪影響に関して、委員会が遺憾の意を表明することが望ましい。

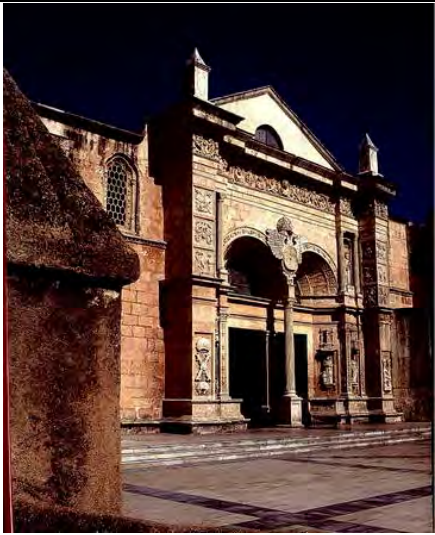
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・2018年12月1日までに、勧告の実施、それらの活動と資産の広域的な保全管理目標に必要な人的資源及び財源に関する事業計画とタイムテーブルを世界遺産委員会センターに提出すること。
- ・国際空港事業へのHIAを完成させ、資産のOUVに対する影響に関する章を設けたものを、諮問機関の審査のために可及的速やかに世界遺産センターに提出することを促す。
- ・エル・ディキス水力発電所のHIAが限られた範囲で実施されたこと、また技術審査の詳細と視覚化によれば、ダムはディキス・デルタ地帯の外側に設置されるが、構成資産バタンバルの広域セッティングへの補助施設設置が首長集落の景観的文脈と資産のOUVに潜在的な悪影響を及ぼし、管理計画の目的に照らし合わせて不自然であることを考慮し、この事業の再考を締約国に促す。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

37. サント・ドミンゴ植民都市

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.37	ID No.	526
資産名称（英）	Colonial City of Santo Domingo		
締約国	ドミニカ共和国		
			
		© Juio González Author: Juio González	
種別	文化遺産	資産面積	106 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1990 年
構成資産数	1		
資産概要	1492 年にクリストファー・コロンブスが来航して以来、サント・ドミンゴにはアメリカ大陸で初めての大聖堂、病院、通関所、大学が建設された。1498 年に建造された。市街区は碁盤の目状に区画されており、新大陸のほとんどの植民都市はこのサント・ドミンゴの都市計画に倣って造られている。また、1514 年から 1542 年にかけて建設された大聖堂は、新大陸における建築の白眉ともいえる完成度を誇る。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2013, 2011, 2010, 2009, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1993		
保全状況			
現在の課題	地震、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、 インタープリテーション施設、来訪者施設、地形改変/土地利用変更、 法的枠組、管理制度/管理計画、遺産の社会的評価、嵐、地下交通インフラ		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・米州開発銀行（IDB）ローンの資金援助により、サント・ドミンゴ植民都市観光開発プログラム（PFTCCSD）内の全ての活動が記念物遺産局（DNPM）の監督下で実施予定である。 ・サント・ドミンゴ植民都市観光都市開発統合プログラムに対して IDB が承認した 9000 万米ドル相当の第 2 次ローンは、現在国会の承認待ちである。プログラムは観光省により実施され、DNPM とサント・ドミンゴ地方自治体（ADN）の参加と組織強化が予定されている。事業は、非政府ステイクホルダーを参加させるため、共同ユニット、戦略委員会、技術委員会、諮問委員会と、複数レベルの事務局を有する。 ・DNPM 強化のため、平均水準以上の給与とスタッフへの技術研修付きの新しいポストを設立した。 ・ホテル・フランスの一部の崩壊の原因が調査され、新しくホテルとして利用するための建物の復元は 2018 年初めを予定している。崩壊と DNPM の要請による、資産内で同様の状況を回避するための PFTCCSD 防止策は以下の通りである。 ・植民都市の歴史的構造に対する介入の活動実施要綱の策定 ・公共事業及びコミュニケーション省に対し、建造物への介入を制御する規制の策定要請 ・地盤工学・地形学的脆弱性調査の策定 ・PFTCCSD の第 1 段階はサン・フランチェスコ修道院に対する事業が行われないまま終了する予定であり、PFTCCSD はその代わりとしてスペイン広場に対する事業を提案している。		

- ・来訪者のモニタリングと収容力改善システムを策定し、植民都市の来訪者は 2016 年比で 12%増加した。DNPM に対する、民間企業、特にホテル業界からの歴史的建造物群への介入の要請も増加した。保全活動への収入を目的とした 200 台の車両が収容可能な駐車場が建設中である。
- ・地方自治体レベルでの緩衝地帯は既に 2015 年に策定済みだが、その規制は未だ完成していない。植民都市が誕生した場所であるオザマ川の東側地域を含むため、資産拡張の可能性を調査中である。
- ・サンスーシー事業に関しては、元々のマスタープランの一環としての事業は何も実施されておらず、当時から前進した計画もない。資金が未だ提供されないため、地下鉄 6 号線事業は当面の間実施されないが、DNPM の勧告では、駅の数 を 1 駅に減らし、この事業の最終認可は依然として文化省と ADN にあることが再度指摘されている。

2. 世界遺産センターの見解

- ・DNPM 強化は PFTCCSD の一環として実施する全事業に必要な管理を可能とする重要な一歩だが、このプログラムの複雑な管理構造のどのレベルに DNPM が関わるのか、また意思決定への影響が依然明確でない。保全の課題への適切な考慮がないまま、観光側面を第一とした決定が下される懸念は依然残っている。諮問機関の審査のため、このプログラム内の事業内容の追加情報を要請する。
- ・ホテル・フランスの部分的な崩壊後に計画された活動は適切であり、復元事業の終了も近い。活動実施要綱、組織的規制、地盤工学・地形学的な脆弱性調査をその実施の有効性と共に、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを委員会が締約国に要請することを勧告する。
- ・増加する来訪者数を継続してモニタリングし、収容力の余裕を尊重するべきである。しかし、歴史的建造物群への介入を規制する明確な活動を定義及び実施し、資産の顕著な普遍的価値 (OUV) の保護を優先した明確な持続可能な観光戦略を策定が必要である。
- ・サン・フランシスコ修道院に対する計画済み事業は実施されず、地下鉄 6 号線事業に対する資金提供は直近で予定されていない。更に、資産若しくは緩衝地帯に影響があるサンスーシー事業でも進展がないことが確認されているが、これらの事業が前進した場合に備え、締約国がその義務に従い最終的な決定が下される前に、諮問機関の審査のため、情報と計画を世界遺産センターに提出することを委員会が締約国に要請するべきである。
- ・可及的速やかに緩衝地帯に対する規制を完成させ、世界遺産センターに軽微な境界線変更願いを提出するべきである。オザマ川東側の資産拡張は重大な境界線変更に該当する可能性があり、もし締約国がその可能性を追求する場合、諮問機関との早期の協議が有用である。
- ・資産の状況改善の現在までの投資にも関わらず、2014 年アドバイザリーミッション及び決定 38 COM 7B.42 で指摘された主な脅威は未だ解決していない。以下の事項を優先して対処するための詳細な戦略計画の提出を、委員会が締約国に促すべきである。
 - ・文化遺産の保護、保全 (safeguarding)、開発法の承認プロセスの完成
 - ・管理構造と効率性を改定及び修正の必要性
 - ・全ての関係者の権限と責任を明確に定義し適用すること
 - ・再生プログラムを実施及び安定した資金に関する詳細な時間軸と共に採択すること
 - ・政府、非政府、民間団体が資産内で実施した全事業が DNPM の助言を受け、承認が必要であることの再確認
 - ・関連団体及び関係者に対する遺産の保全管理のキャパシティビルディングプログラムの策定

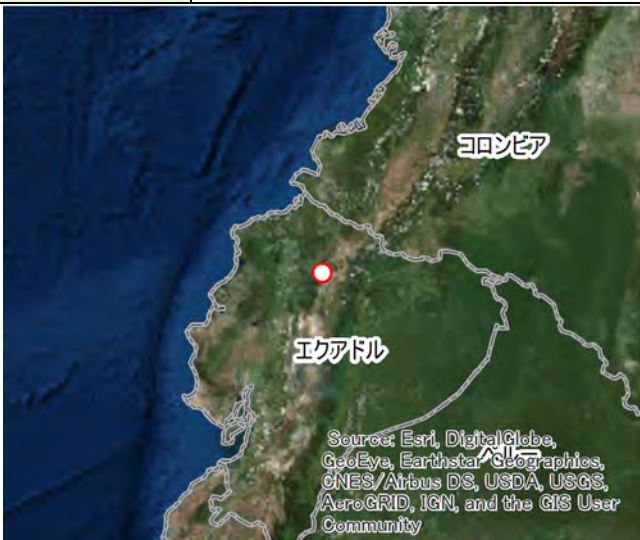
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・現在までの資産における進捗、特に DNPM 強化を考慮し、DNP が、PFTCCSD 及び現在国会承認待ちの IDB 第 2 次資金援助プログラムの一環として計画及び実施されている事業の意思決定と監督への全面的な関与を確実にする要請を繰り返し、2018 年 12 月 1 日までに、第 2 次プログラムのより詳細情報を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
- ・活動実施要綱、組織規制、地盤工学・地形学的な脆弱性調査がホテル・フランスの部分的崩壊後に提案されたことを受け、準備が出来次第可及的速やかにこれらの文書を諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
- ・2014 年アドバイザリーミッション及び決定 38COM 7B.42 で指摘された主な脅威が未解決であることを懸念し、2018 年 12 月 1 日までに、以下に対処する戦略計画を責任当局とスケジュールと共に、世界遺産センターに提出すること。
 - ・作業指針第 164 項に従い、軽微な境界線変更後に緩衝地帯拡張及びその規制事業を完成させること
 - ・文化遺産の保護、保全 (safeguarding)、開発法の承認プロセスの完成
 - ・適切な保全、保護、管理活動を可能とする明確に定義された責任と権限を有する管理体制の見直し
 - ・詳細な実施スケジュールと資金を含む、資産全体の活性化の戦略計画の策定
 - ・政府、非政府、民間団体が資産内で実施した全事業が DNPM の助言を受け、承認が必要であることの再確認
- ・2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

38. キト市街

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.38	ID No.	2
資産名称（英）	City of Quito		
締約国	エクアドル共和国		
			
		©Quito Visitors' Bureau Author: Quito Visitors' Bureau	
種別	文化遺産	資産面積	320 ha
タイプ	遺跡、建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	1978 年
構成資産数	1		
資産概要	エクアドルの首都であるキトは、16 世紀にすでに存在したインカ都市の上に建造された。1917 年には地震に見舞われたが、ラテンアメリカにおける植民都市として最も保存状態の良好な街である。聖フランシスコ修道院や聖ドミニコ修道院（Monasteries of San Francisco and Santo Domingo）といったキトの建造物は、スペイン、イタリア、ムーア、フランドルの各様式が融合した独特のバロック様式で建造されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2014, 2013, 2011, 2010, 2009, 2008, 1999, 1998, 1993, 1990		
保全状況			
現在の課題	住宅開発,管理制度/管理計画,地下交通インフラ		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 2015-2025 都市部開発及び土地管理計画（PMDOT）は、歴史地区に関わる 7 つの政策を備えた一連の戦略的活動の 1 つに文化遺産を含んでいる。この枠組み内で、首都遺産研究所（Metropolitan Heritage Institute, IMP）が、地域管理センターと都市計画首都研究所と共に、キト市街統合計画（法的には補足都市計画若しくは部分計画（partial plan）、過去には包括的行動管理計画と呼ばれていたもの）を策定中である。2017 年には、方法論の策定と技術的な情報の作成事業を継続した。 2010 年から、キト首都地区は地方分権自治政府（DAG）として活動を開始し、文化及び自然遺産の保護、維持、宣伝の全責任を負っている。2016 年 12 月に制定された文化基本法で、各当局と各政府レベルの責任が定められており、資産の文化遺産の責任は DAG に、文化遺産国立研究所（INPC）は研究、技術的監督と助言機能が委任されている。地域レベルでは、歴史地区及び遺産委員会が資産に対する介入の審査と承認に責任を持ち、キト首都地区市議会が IMP を通して、文化遺産の公共政策実施の全責任を有している。 - 歴史地区の人口減回復のため、住居利用されていた歴史的建造物群を回復する投資プログラムを開始した。2017 年には 59 件の歴史的建造物群（236 戸）がこの取り組みの対象となり、地震の被害及び揺れの対象となった建造物群の特定などのモニタリング及びリスク管理活動の実施や、2018 年 5 月に終了し施行が予定されているキト歴史地区リスク管理計画の策定を実施した。 - サンフランシスコ広場の地下鉄駅建設は 2017 年 12 月に終了し、広場の敷石はオリジナルの形状に沿って再度敷き詰められた。報告書には、サンフランシスコ広場、サンタクララ、5 月 24 日広場で		

実施した考古調査、モニタリング活動、保全措置、地下鉄のトンネル内と駅に展示予定であるインタプリテーションプログラムに関する膨大な情報が含まれている。発掘とインタプリテーションプログラムを含む、駅の計画と建設に関わる組織及び管理の調整の報告書も提出した。

- ・キト地下鉄首都株式会社（EPMMQ）はキト地下鉄の設計、設計、管理に責任を有している。2016年イコモスアドバイザーミッションの技術勧告は、保護緩和の課題や特定のコンサルタントによる考古学的モニタリング報告書の月刊発行等の影響制御計画の設計に反映されている。
- ・2018年に計画された活動は、統合計画の進展、管理と計画への住民参加と歴史的建造物群の所有者への投資プログラムの強化、キト地下鉄建設の補助事業実施である。
- ・2018年4月25日に、OUV保護のために計画された記録とプロセスと、特に2018年後半に予定されているキト歴史地区の真下のトンネルを含む地下鉄事業中の資産及び構成資産のモニタリングに関する技術的審査を、世界遺産センターに要請した。

2. 世界遺産センターの見解

- ・完全かつ系統的な保全状況報告書により、市街の文化遺産管理や、異なる政府レベルでの役割と責任に関する情報が提供された。キト歴史地区全体の目標は明白に世界遺産のステータスを認識し、公共スペース、住居、コミュニティ参画、持続可能な開発に特に注視することである。
- ・キト統合計画実施に進捗があり、その策定手法に「歴史的都市景観(HUL)に関するユネスコ勧告」のコンセプトを含めることを奨励する。しかし統合計画は、世界遺産条約と作業指針の文脈での理解のため、管理計画のパラメーターを満たすものでなくてはならない。完成次第、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。
- ・全体的に市街は地下鉄事業の恩恵を受けるが、締約国がサンフランシスコ広場地下鉄駅の他の位置を注意深く検討するという世界遺産委員会の観察と勧告を実施せず、建設を開始したことは残念である。2016年イコモスアドバイザーミッションの技術勧告が部分的に反映され、広場の敷石がオリジナルの形状に再設置されたことは前進である。地下鉄の入口はピチンチャ（Pichincha）ビルになり、広場に新たな建設物が出現することはない。しかし、締約国から提供された記録からは、工事中にどれほど地盤が動くのか、また歴史的遺産への悪影響がどれほどなのかが明らかでない。幸いなことに、地下鉄の工事中には問題及び地震は発生しなかった。坑道の建設が資産に向かっていくが、地上及び地下の地盤移動に対する現在進行中のモニタリングを採掘の実施にも知らせるべきである。地下鉄事業の実施中に OUV 保護、資産及び構成資産のモニタリングのため計画された記録とプロセスに対する技術審査要請を歓迎するが、技術資産の完成とコミュニケーションのため、受領した情報と歴史地区直下のトンネル事業の進展の間に十分な時間が取れるように調整することが重要である。将来的には必要な是正措置が実施できるように、歩行者の流れに対する駅の位置の影響と広場の利用及び機能をモニタリングするべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・締約国が諮問機関の審査のため、地下鉄事業の際のOUV保護、資産及び構成資産のモニタリングに関する記録を提出したことを受け、技術審査で指摘された全ての課題を事業の実施前に対処できるようにするために、キト歴史地区直下のトンネル事業が進展する前に、審査に十分な時間を確保することを要請する。
- ・以下を締約国に促す。
 - ・2016年イコモスアドバイザーミッションの勧告通り、トンネル建設による振動と地表沈下のモニタリングプログラムを継続すること
 - ・上記モニタリングの結果を諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること
 - ・地下鉄の稼働後、歩行者の流れと広場及び周辺建造物群の利用と機能に対する地下鉄駅の影響を評価するプログラムを策定すること
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

39. 国立歴史公園シタデル、サン・スーシ、ラミエ

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.39	ID No.	180
資産名称（英）	National History Park – Citadel, Sans Souci, Ramiers		
締約国	ハイチ共和国		
			
		©不明 Author: 不明	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1982 年
構成資産数	1		
資産概要	本国立歴史公園は緑豊かな山中に位置しており、シタデル、ラミエ遺跡、サン・スーシ宮殿の3つの建造物を擁している。これらの建造物はハイチが独立を宣言した。19世紀に遡り、当時の気運を示す象徴的な記念建造物である。また、解放された黒人奴隷の手によって建造された最初の建造物であるため、普遍的な自由の象徴としても知られている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 1993, 1991		
保全状況			
現在の課題	地震、交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、観光/来訪者/レクリエーションの影響、宿泊施設等、管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国からの保全状況報告 - 資産の緩衝地帯策定へのガイダンス提供のためのコンサルタントとの仕様書（ToR）が定まり、同時に資産の境界線を明確にする事業が漸及的目録作成の観点で実施された。 - 資産の管理計画策定のため、全ての団体パートナーと公園内・近辺に住んでいるコミュニティと共に集中協議を実施した。公園の暫定管理当局を設置し、政府の承認のため、国立歴史公園シタデル、サン・スーシ、ラミエ（HNP-CSSR）の管理構造の提案を2017年10月に完成させた。 - 世界銀行事業の枠組み内で実施された保全計画草案（「HNP-CSSRの管理、保全、保護計画」）には、資産の保全、安定化、再生、奨励、インタープリテーション調査の仕様（ToR）も含まれている。この計画は資産の記念物的要素に特化していることから、公園内の自然の構成要素の項目に関しても計画内で完成させる意思を示す。 2017年6月に、2017～2020年持続可能な観光計画を、文化省と観光省間の緊密な連携と関連する技術機関の援助により完成させた。計画の目的は、管理機構と法の強化、宣伝と普及啓発、持続可能な観光提供のための観光強化、機関の研究及び研修とグレート・ノースの資源の促進、持続可能な観光のパートナーシップの促進である。 - 国道3号線（RN003）事業に関しては、世界遺産委員会から要請されていた影響調査の財源の特定が、ハイチの欧州開発基金権限委任官事務所（the Office of the Authorizing Officer of the European Development Fund in Haiti, BONFED）を通じた、欧州連合からの資金援助のお陰で可能となった。この調査の仕様書（ToR）を策定したが、資産の顕著な普遍的価値（OUV）の潜在的影響分析も含ま		

- れている。予想した通り、公園の道路に関する事業は何も実施されていない。
- 世界銀行資金援助事業の文化遺産保存・観光セクター支援事業（PAST）実施は2016～2017年でも継続した。この事業には、資産の収容力と管理の発展と確固たる保全・保護介入へのISPANの援助が含まれている。
2. 世界遺産センターの見解
- 報告書の中で示された複数の特定の結果、特に2017～2020年の持続可能な観光計画策定、は前向きな結果であり、文化省とハイチ観光省間で必要な協力についても強調されている。
 - 「HNP-CSSRの管理、保全、保護計画」の実施は、締約国の報告書でも示されたように資産内の自然の要素に関連する項目も含めて完成させる必要があるが、言及するに値する。
 - また、RN003の建設調査に関わる仕様書が、資産のOUVを基とした環境及び遺産影響調査（study）を含み完成されている。
 - 世界銀行や欧州連合等の主要な資金提供者とパートナーシップを結んだにも関わらず、良好な資産管理に必要な不可欠なツールに関して多くの遅延が発生していることに遺憾の意を表明する。
 - 現在まで緩衝地帯が設定されていないこと、コミュニティを含む多くの協議にも関わらず、管理計画が実施できない状態であることに遺憾の意を表明する。更に、資産管理の所管団体が未だに暫定的な団体であることを懸念するが、上記の課題が既に委員会の過去の勧告で指摘済みである事実により、更に懸念が増大している。
 - RN003 調査の仕様書のイコモス評価によると、これは2010年の委員会要請「他の開発選択肢の評価する間、資産の境界内のRN003建設を中止すること（34 COM 7B.110）」への対応として示された仕様書の第3版である。しかし、過去の内容とは正反対に、新しい仕様書ではこの点を明確にしないまま、国立歴史公園を横切るRN003の再生を国道の基準で実施するという1つのオプションのみが提示されている。
 - 従って、この新しい仕様書は2010年に見られた状況と委員会の初期の決定を動機づけた懸念を想起させる。しかし、新たな要素が加えられた。既存の道路のルートに沿って公園内に新たな道路を設置し、西側区域のRN003とショワズール（Choiseul）のシタデルへのアクセスを提供する駐車場への接続を目的としている。公園の記念物群への他のアクセス路の開拓は興味深いが、この仕様書で示された課題は、記念物群だけでなく、景観、地域の建造物遺産、先住民の文化的及び芸術的行為等の、公園探索のソフト的側面の奨励を目的とした活動に損害を与えるが、必要である。
 - 結論として、新しい仕様書では、既に言及されているこの道路事業インフラが資産の顕著な普遍的価値（OUV）に与えるリスクをいかなる形でも緩和することが出来ない。代替解決案の検討に関する進捗は無く、このインフラが資産の完全性に与える主な被害への懸念が何も緩和されていない。
 - 国内で高まる脆弱性という観点から部分的に遅延が説明できるかもしれないが、委員会はこの分野における持続可能な進捗が無いため、資産のOUVを危険に晒す可能性を強調するべきである。緩衝地帯、管理計画、資産全域の保全計画、公園を横切る道路改善とRN003への脱線に関わる複数の技術事業に対する影響調査の提案を早急に完成させることを委員会が締約国に要請するべきである。また、資産の管理を管轄する常設組織を設立し、2019年12月1日までに上記の関連文書を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを勧告する。
3. 世界遺産委員会での審議
- 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- RN003 道路の脱線に関する疑問が未だ満足に解決されておらず、この道路調査の仕様書ではバイパスでなく公園を横切る道路が残っていることと以下の点に懸念を表明する。
 - 締約国に以下を要請した決定 34 COM 7B.110「作業指針第172項に従い、他の開発選択肢の評価する間、資産の境界内のRN003建設を中止すること」を想起する。
 - 完全性に深刻な影響を与えるため、将来のRN003道路が資産を横切らないことを確証することを要請し、分岐に必要な調査が実施された場合は可及的速やかに委員会に報告すること。
 - 締約国に以下を要請した決定 40 COM 7B.6「作業指針第172項に従い、全ての事業の実施前に、ルート、川の運河化に関する土木工事、アスファルトの種類と道路の幅を含む、公園内の現在の道路の改善のための技術事業について、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること」
 - 仕様書では、資産内のRN003道路をショワズール駐車場に改変する可能性について言及していることを考慮し、このルートが資産のOUVに影響を与えないことを確約することを締約国に要請する。
- 2019年2月1日までに、管理保全計画と緩衝地帯設立提案の電子版を、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出することを促す。
- 2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

40. プエブラ歴史地区

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.40	ID No.	416
資産名称（英）	Historic Centre of Puebla		
締約国	メキシコ合衆国		
			
		© UNESCO Author: Francesco Bandarin	
種別	文化遺産	資産面積	690 ha
タイプ	遺跡、建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	1987 年
構成資産数	1		
資産概要	プエブラは、メキシコシティより東に 100 km の地点で、16 世紀に突如として出現した町である。16、17 世紀の聖堂や司教館などがよく残されており、家々はアズレホ（azulejo）と呼ばれるタイルで彩られている。当地はヴェラクルス（Veracruz）港とメキシコシティを結ぶ線上に位置し、大西洋域の重要な中継地点であった。19 世紀に発布された法令により、プエブラの多くの宗教建築が閉鎖に追い込まれたが、一方で優れた公共建築や私的な建築が増加し、今日に至る。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2004, 2003, 2000, 1999, 1998, 1995, 1994, 1993		
保全状況			
現在の課題	陸上交通インフラ, 宿泊施設等, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告書 - ケーブルカーは既に建設され稼働中である。2016 年 9 月に、国立人類学博物館(INAH)による事業の変更と承認を確定した膨大な文書を世界遺産センターに提出した。変更により、鉄塔の数と設置位置が減少したため世界遺産への視覚的影響は大幅に抑えられている。承認済みである事業構造は可逆的であり、中止も可能である。2017 年の保全状況報告書では、2 棟の鉄塔がロス・フエルテス（Los Fuertes）歴史ゾーン区域に建設されたが、歴地区区にはされなかったことを確認した。しかし、カーサ・デル・トルノ（Casa del Torno）は初期のケーブルカー計画で被害を受けた歴史的建造物群であり、コミュニティ参画協議会から再建の要請があった。再建事業は INAH の介入評価基準と同意の下で実施され、現在では文化的イベントの公共スペースとして都市に統合されている。 2016 年には、273 ルート、5,115 台の公共交通機関の内 84%が歴史地区を通過している。効率性向上と資産内での乗り換えの減少のため、代替高速バスルート（RUTA）を導入中である。 - プエブラ歴史地区の持続可能な開発部分的プログラムを 2015 年に完成させた。プログラムの目的は歴史地区の開発の戦略、方針、規制を定義し、不十分な保全状況を強調しつつ公的・民間セクターの再生事業への参画の向上である。戦略と確固とした介入事業を定める手段として、このプログラムの管理計画を 2016 年に策定した。徹底的な分析を基にし、計画は有形、無形文化遺産の保護、住居とコミュニティサービス、流動性を注視した、17 のサブ分野と短期、中期、長期的な優先順位を特定した。 2017 年 9 月 19 日のマグニチュード 7.1 の地震の被害に対して包括的な評価（global assessment）		

を実施した。評価は72時間以内で終了し、多くの緊急安定化事業がそれに続いた。2017年12月5日時点で、1,071件の建造物群を調査し、その内343件(32%)が構造的な被害を受け、198件(19%)にファサードへの被害が確認された。大聖堂周辺の地域に被害を受けた建造物群が集中しており、この地域への復元及び再建活動はINAHと自治体の規制に準拠する。

2. 世界遺産センターの見解

- 委員会決定40COM7B.7の要請に従い、締約国からケーブルカー事業に関する膨大な情報が提供された。公園用地の位置を変更し、歴史的記念物群協議会(Consejo de Monumentos Historicos Inmueble)の修正提案の実施した事業の修正版が含まれている。また修正版事業はINAHにより改定及び承認されている。変更の結果、特に鉄塔の視覚的影響の減少と建設の可逆性が保証されているため、イコモス技術審査は、ケーブルカー事業は資産の顕著な普遍的価値(OUV)にリスクをもたらさない、と結論付けた。
- 戦略と目標を適切な形式で、かつ明確な優先順位を特定したプエブラ歴史地区の持続可能な開発部分的プログラムの管理計画策定を称賛する。イコモスは、計画の将来的な改定時の具体的な勧告を含む独立した技術審査を締約国に送付する予定である。この計画の実施の成功を確実にするため、委員会は必要な人的資源及び財源と組織の調整を保証することを締約国に奨励するべきである。
- 2017年9月の地震で大きな影響があった建造物に対する迅速な対応と緊急介入を称賛する。地震への対応には大規模な人的資源と財源が必要である。更に、適切な災害リスク管理計画は将来的な防止措置と再生計画の特定を援助する有効なツールとなり得る。
- 2019年12月1日までに、地震の影響を受けた建造物群の安定化と修理に実施された措置の報告書と管理計画実施の進捗を提出するよう要請する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- 2017年9月の地震の被害に関し重大な懸念を表明し、締約国の取った対応を称賛する。
- 近年採択された計画文書と、地震対応措置の実施には、締約国の多大な活動、財源、人的資源が必要となることから、世界遺産条約内の枠組みの中で、団結及び援助することを繰り返す。
- 2019年12月1日までに、地震の被害への対応措置の報告書と管理計画実施の進捗を提出すること。

4 1. アレキープ市歴史地区

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.41	ID No.	1016
資産名称（英）	Historical Centre of the City of Arequipa		
締約国	ペルー共和国		
			
		© Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu	
種別	文化遺産	資産面積	166.52 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	165.47 ha
評価基準	i, iv	世界遺産一覧表記載年	2000 年
構成資産数	1		
資産概要	アレキープ市は、1540 年にスペイン人の征服者によって設立された。入植以前から耕作地として利用されてきた場所に立地しているため、付近には現在も先住民族が居住している。歴史地区の主要な建材は白い火山岩であり、ヨーロッパ人である親方とクリオーリョやインディアンとの石工が協力して建設に当たったため、ヨーロッパと土着の建築様式の融合が見てとれる。アレキープ市はこれまで何度か大きな地震に見舞われてきたが、その度に都市計画が少しずつ変更されてきた。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2001		
保全状況			
現在の課題	意図的な遺跡の破壊, 陸上交通インフラ, 住宅開発, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国からの保全状況報告 - アレキープ市が策定した 2017～2027 の歴史地区及び記念物ゾーンの改定管理計画（PlaMCha）が文化遺産総局の審査のために提出され、好意的な評価が出た後、アレキープ市に計画承認の権限が付与される予定である。計画では、2011 年以降の世界遺産委員会の要請と 2014 年のリアクティブモニタリングミッションに沿って、歴史地区と緩衝地帯の境界線を再定義している。 - 全体の 50%を占め、チリナ橋を含むヴィア・トロンカルインターコネクトラ事業のセクション II～V は建設済みであり、残りの道路部分は現在詳細設計の段階にある。事業への HIA は完了し、結論は以下の通り。 - 歴史地区の価値と属性（attributes）には如何なる悪影響及び変更もない。 - 最小限に抑えられているが主要な影響として、提案された緩衝地帯内に位置するカルメン・アルト、トカラフアシ（Tocrahuasi）の考古学的文化的景観が挙げられる。 - 資産と緩衝地帯以外の地域では、ヴィア・トロンカル沿いの都市化が不可逆的であり、以下の高い文化的価値を持つ場所に潜在的な影響を与える可能性がある（クエブラダ・デ・ラリラリ、ロス・ツコス、ヴァレ・チリナ、トカラフアシ（Quebrada de Lari-Lari y los Tucos, Valle Chilina, Tocrahuasi and Parque Ecológico Las Rocas）、ラスラカスエコロジカルパークの文化的景観）。これらの影響は計画及び規制手段により管理される予定であり、国内の文化遺産の特定の地域の指定と向け文化遺産の保護活動を含む緩和措置を既に特定した。 - 交通量と大気汚染の減少により、ヴィア・トロンカルは資産に良い影響を及ぼす。		

- ・記念物ゾーンを特別規制地域と認定した 2017～2027 歴史地区及び記念物ゾーンマスタープランを策定した。マスタープランが承認され次第、内容の不一致の解消のため 2016～2027 首都開発計画のゾーニング計画が変更される。他の国益に関わる近隣の構造物も首都計画の観点から特別な対応を受ける予定であり、これらの地域の計画文書が採択された。
- ・文化省はモノレール輸送システムの予備設計の提出を要請したが、未だ提案を受け取っていない。また民間投資促進局により事業が否決された。

2. 世界遺産センターの見解

- ・記念物ゾーンが、2016～2025 首都開発計画内で特別の規制が必要な地域であると特定され、この地域と歴史地区の改定マスタープランが策定されたことは望ましい。資産及び緩衝地帯の境界線の再定義に特別の注意を払いながら、マスタープランの改定及び承認プロセスを完了することを委員会が締約国に促すべきである。委員会の初期の決定で勧告されたように、これらの文書を軽微な境界線変更として世界遺産センターに提出するべきである。
- ・ヴィア・トロンカルの HIA が地域当局と地域文化総局との協力の下完了し、ヴィア・トロンカルの試算への影響が最小限となり、提案された緩衝地帯への影響も緩和した。またこの事業には、歴史地区の交通量の減少と大気質が向上するという良い影響があるが、カルメン・アルト集落への不適切な建設の影響により、文化・宗教・農業の伝統が失われる可能性があることは残念である。国内的にも重要な文化的景観を含む、避けられない道路沿いの都会化の影響については、密集化に対する規制を強化しつつ、注意深く管理及びモニタリングを実施するべきである。クエブラダ・デ・ラリラリ、ロス・ツコス、ヴァレ・チリナ、ラスラカスエコロジカルパークの国家文化遺産、及び無形文化遺産の保護への指定は重要な緩和措置である。
- ・2017 年 6 月、市長広場 (Plaza Mayor) 周辺と近隣の通りの歩行者の循環向上、サラベリーマレコン・ソカバヤ高架橋 (Salaverry-Malecon Soabaya Viaduct) 建設の要望に対して、イコモスは技術審査を実施した。両事業への詳細及び高度な分析を称賛しつつ、両事業の最終版の再提出の要請と共に、複数の勧告が締約国に送付された。
- ・報告書は、2014 年のリアクティブモニタリングミッションの勧告を体系的な方法で対処していないため、全ての勧告を見直し、その実施に関する報告書を委員会に送付することを締約国に要請することが適切である。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・2014 年のリアクティブモニタリングミッションの勧告を体系的な方法で見直し、その実施結果を報告すること。
- ・2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

4 2. パラマリボ市街歴史地区

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.42	ID No.	940
資産名称（英）	Historic Inner City of Paramaribo		
締約国	スリナム共和国		
			
		© UNESCO Author: Ron Van Oers	
種別	文化遺産	資産面積	30 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	60 ha
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	2002 年
構成資産数	1		
資産概要	パラマリボは 17、18 世紀に建造された、かつてのオランダの植民都市である。歴史地区の独特な都市計画は、建造当初からほとんど変わっていないとされる。パラマリボの建造物はその殆どが木造である。オランダ人はタバコと砂糖を求めて、17 世紀からスリナムに入植するようになった。しかしプランテーションは次第に縮小に向かい、1863 年に奴隷制が廃止されると、大量の解放奴隷がパラマリボに住み着いたとされている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014		
保全状況			
現在の課題	法的枠組, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・パラマリボ都市再生計画（PURP）を 2017～2022 年に実施するため、2,000 万米ドルのローンが米州開発銀行（IDB）から提供された。この計画の目的は、管理当局の強化や観光計画策定を含む、都市中心部（inner city）の社会経済的な再生と建造物遺産の保全に貢献することである。プログラムは、教育科学文化省の全責任の下で世界遺産の管理当局に指定されているスリナム建造物遺産財団が実施する。 ・IDB-PURP プログラムの枠組みで、2011～2015 年管理計画が 2018～2022 年に更新予定である。政府所有の記念物建造物群は復元され、管理当局は強化される。1996 年の火災で焼失した記念物的価値のある国会議事堂の再建事業は設計段階にある。2017 年後期にイコモスから技術審査を受け、現在その勧告を確認中である。この技術審査を受けて、2018 年 3 月 22 日に追加情報を提出した。 ・ウォーターフロントでは、過去の委員会で示したように、民間企業による大開発事業への土地のリースの終了を検討中である。アイスクリームパラー建設事業は、技術審査のためイコモスに送付され、その勧告を現在検討中である。ウォーターフロントの全体的なアプローチは、洪水防止や気候変動への対応という観点から、IDB-PURP プログラムの重要な構成要素である。ウォーターフロント戦略マスタープランの準備を開始している。また、「犠牲者の碑」が建設され、2016 年 3 月 17 日に落成式が行われた。 ・河川 50m を資産範囲に含める取り組み及び緩衝地帯拡張に関する活動は行われていない。 ・2017 年に歴史的木造建築物 2 件（1 件は緩衝地帯内、もう 1 件は資産範囲内）が、所有者により違		

法に破壊され、他に歴史的建造物2件が火災により部分的に損傷した。

2. 世界遺産センターの見解

- PURP の承認と実施を歓迎し、世界遺産管理当局がこの実施の主体であったことは非常に喜ばしい。締約国から提供された情報によれば、プログラムには管理計画の更新、管理当局の強化、観光計画とウォーターフロント戦略計画の策定などの、全ての関連要素が含まれている。しかし、このプログラムの文書のコピーをコミュニティ参加の情報を含む実施の定期報告と共に、世界遺産センターに提出することを委員会は要請するべきである。
- ウォーターフロントでは、資産の顕著な普遍的価値（OUV）への悪影響の可能性のある建設を防ぐため、戦略計画が緊急で必要である。鍵となる事例は、委員会が要請した事業の情報に対する技術資産が実施されないまま建設された「犠牲者の碑」と、2017年後期のイコモス技術審査では否定的な結論となったアイスクリームパーラーである。この意味で、ウォーターフロントが資産の主要な属性であり、全ての重大な介入は OUV への潜在的脅威を与える可能性があることを委員会は再度指摘するべきである。資産の OUV への潜在的な全ての悪影響を防ぐため、ウォーターフロント地区での将来的な開発を綿密にモニタリングするべきである。
- 過去の委員会決定で明確に提示されているように、ウォーターフロントでの民間企業の建設許可を撤回すること、緊急に資産範囲を拡張し河川 50m を含むこと、緩衝地帯を拡張することについて、委員会は締約国を促すべきである。
- 旧国会議事堂の再建は、2017 年後期のイコモス技術審査の対象であり、そのような努力を奨励するが、木造の正面と側面のファサード再建の特定の部分については、広域セッティングにおける本施設の視覚的影響と共に、更なる調査が必要である。世界遺産センターと諮問機関は、この重要な事業の更なる発展に関して協議を行っている。
- 2017 年に記念物的建造物2件が所有者により違法に破壊されたこと、他の2件も火事により部分的に損傷したことは残念である。これらの事象、資産の OUV との関係、既に特定及び実施された是正措置に関する追加情報を提供するよう、委員会は低意識国に要請するべきである。火災防止と個人所有者の参加、普及啓発活動は PURP プログラムの枠組み内で強く表明されるべきである。

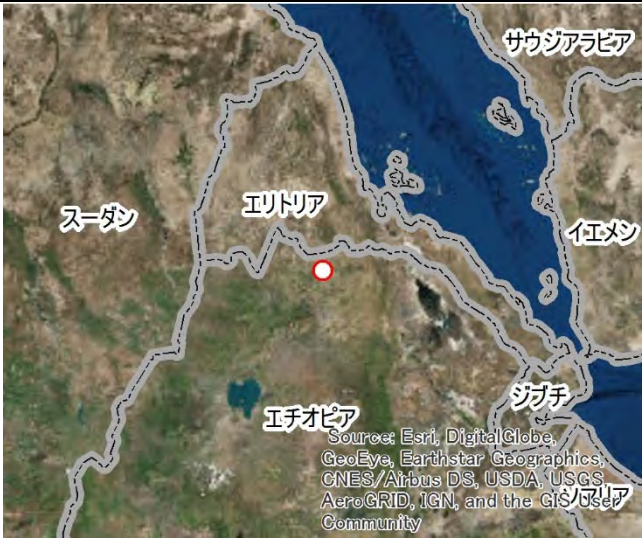
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- 資産の管理保全の主な課題に対処するため、IDB が資金提供をした PURP の承認と実施を歓迎し、このプログラム文書のコピーと、コミュニティ参画の情報が含まれた実施の定期進捗報告と共に、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること。
- 資産の主な属性であるウォーターフロント全域の開発に特別の注意を払い、完成次第ウォーターフロント戦略計画を、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出することを勧告する。
- 2017 年に4件の歴史的建造物群が火災及び所有者により違法に破壊されたことを残念に思い、資産の OUV に関わる直近の出来事に関する追加情報を提供すること。
- 火災防止と、資産及び緩衝地帯内の歴史的建造物群の個人所有者への普及啓発に高い優先順位を置くこと。
- 旧国会議事堂の再建の取り組みを称賛し、イコモス技術審査の勧告を考慮して、建築設計の策定のためイコモスとの追加協議を実施すること。
- 2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

4 3. アクスム

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.43	ID No.	15
資産名称（英）	Aksum		
締約国	エチオピア連邦民主共和国		
			
		©UNESCO Author: Francesco Bandarin	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, iv	世界遺産一覧表記載年	1980 年
構成資産数	1		
資産概要	アスクムの古代都市遺跡は、エチオピア北側の国境付近に位置する。古代エチオピアの中心に位置し、アスクム王国の最盛期には東ローマ帝国とペルシアとの間で、アフリカ、アラビア、ギリシャ・ローマ世界の橋渡し役として繁栄した。大規模な遺跡には、1～13 世紀までの様々な時代のオベリスクや石碑、王墓や城跡が散在する。アスクム王国は 10 世紀には衰退の兆しを見せ始めるが、以降も歴代エチオピア皇帝の戴冠はここで執り行われていた。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2015, 2013, 2012, 2010, 2008, 2006, 2005, 1998, 1996		
保全状況			
現在の課題	住宅開発, インタープリテーション施設、来訪者施設, 管理制度/管理計画, 水（物理的な影響）		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - 教会博物館の建設完了に関する進捗は無い。エチオピア正教会と協力し、2018 年初めにファサードのデザイン改善のためにコンサルタントを任命する予定である。 - アスクムで開催したワークショップで管理計画の草案が検証され、その後、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出した。現在、2017 年 6 月のイコモス技術審査で指摘されたコメントに対処しており、2018 年中には改定管理計画を提出する予定である。 - エチオピア地図局が、このシリアルプロパティの各地域の説明の情報等の、過去のモニタリングミッションで挿入が要請された情報を含んだ、資産の詳細な地図作成に従事している。 - 石碑 III の強化事業と煉瓦アーチ墳墓（the Tomb of the Brick Arches）の地下水問題の原因への対処の財源は自己負担で実施する。本日までの事業の進捗状況は報告済みである。エンジニアのチームが問題の再評価のため資産を訪問し、事業の監督契約を締結した。事業実施のための入札も実施した。契約文書を保全状況報告書と共に、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出した。 - アスクム市は急速な成長を遂げており、世界遺産及び古代都市アスクムに対して適切な配慮が成された、市全体の統合構造計画（Structure Plan）を 2016 年に実施した。この計画は 2018 年 1 月に世界遺産センターに提出したばかりであり、資産の緩衝地帯での開発規制条項を有している。 - アスクムやエチオピア国内の他の世界遺産の管理に従事している職員への研修、歴史的都市景観に関するユネスコ勧告の実施に対する援助のため、国際援助要請を提出する予定である。 2. 世界遺産センターの見解		

- ・資産管理とセッティングに対する開発の影響を依然懸念するが、委員会決定 40 COM 7B.10 の要請に答える職員への研修プログラムの実施を歓迎する。
- ・締約国は世界遺産センターの審査のため、記録を活発に提出している。2017 年 6 月には諮問機関が管理計画を審査し、改善のための勧告が提供されている。ただ、2010 年のテーマ別マスタープランが審査のため提出されていないため、これと管理計画との関係性と、現在の状況が不明瞭である。世界遺産センターは、2013 年と 2015 年に委員会が要請した、資産及び緩衝地帯の境界線が示された詳細地図が提出されることを依然待っている。締約国からは準備段階にあると報告されているが、このプロセスは大幅に遅れている。管理計画の審査と認可はこれらの詳細地図の提出に左右される。
- ・2015 年より委員会が要請している教会博物館のファサードの軽微な変更の概要が述べられている文書ではファサードのデザインの変更について何も示されていない。デザイン変更のためコンサルタントが任命されるとの締約国から確認がきており、これを歓迎する。しかし、教会博物館建設の大幅な遅れにより、資産の顕著な普遍的価値（OUV）のセッティングに一時的ではあるが極めて高い悪影響を与えられている。教会の収蔵品は危険な保全状況の下で収蔵されており懸念される。世界遺産センターは、2016 年に委員会から要請された、教会博物館建設事業中に発見された考古学的遺構の詳細が報告されることを依然として待っている。
- ・締約国は、石碑 III の構造的不安定、煉瓦アーチ墳墓の水位上昇、大霊廟（Mausoleum）の構造的不安定等の問題に対し、コンサルタントを任命する等の進捗を行っている。諮問機関は、実績があり適切な考古学者を入れるために契約文書を修正するべきという明確な勧告と共に、全ての資産での事業実施前に、計画されている全ての介入措置の記録を審査のため世界遺産センターに提出することを要請している。また、煉瓦アーチ墳墓内及び周辺での全ての発掘要請を回避し、慎重なアプローチで対処するべきという委員会決定を強調することが重要である。技術審査の記録の提出を通して、締約国は細心の進捗を諮問機関に継続して知らせているが、今日に至るまで元々の案の代替案は提出されていない。
- ・2016 年の構造計画が諮問機関のコメント待たずに実施されたことを懸念する。委員会が要請した、資産及び緩衝地帯内での現状及び将来的な開発の詳細は提出されなかった。締約国はこの構造計画は上述の懸念に対処していると報告しているが、計画自体は審査されず、また詳細な境界線設定も完了していない。また 2016 年のミッションレポートで進行中と報告された不適切な開発や、教会複合物群（Compound）の景観に対する提案の現状などに、締約国がどのように対処したのかが不明確なままである。2010 年のテーマ別マスタープランの位置づけと、管理計画及び現在完成の途中である 2016 年構造計画との関係性も依然不明瞭なままである。

3. 世界遺産委員会での審議
個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・完成し承認を受けた管理計画、資産及び緩衝地帯の境界線の設定、2010 年テーマ別マスタープランの審査が行われていないため、資産管理及びセッティングへの開発の影響を懸念する。
- ・2018 年 12 月 1 日までに、改定管理計画と 2010 年テーマ別マスタープランを、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出し、これらの文書と 2016 年構造計画の関係性を明確にすることを要請する。
- ・緊急事項として、以前にも要請していた資産及び緩衝地帯の境界線を設定した詳細な地図を、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること。
- ・作業指針第 172 項に従い、資産及び緩衝地帯内での現在及び潜在的な可能性がある全ての開発を、2016 年ミッションがコメントした開発を含めた適切な HIA と共に、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出することを繰り返し要請する。
- ・更に以下を締約国に要請する。
 - ・諮問機関の勧告を考慮に入れるため、石碑 III 安定化事業の契約を見直すこと。
 - ・煉瓦アーチ墳墓及び大霊廟での事業開始前に、諮問機関の勧告に則った問題の解決案を継続して探すこと。
 - ・この事業の最新情報を世界遺産センターと諮問機関に継続して報告すること、審査されていないプロセス実施を控え、専門家が全体に関わることで慎重なアプローチに則って実施すること。
 - ・2019 年 2 月 1 日までに、教会博物館のファサード変更の改訂デザインと、教会博物館建設事業中に発見された考古学的遺構に関する考古学者の報告書を、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること。
- ・2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

4.4. オモ川下流域

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.44	ID No.	17
資産名称（英）	Lower Valley of the Omo		
締約国	エチオピア連邦民主共和国		
			
		©UNESCO Author: Karalyn Monteil	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1980 年
構成資産数	1		
資産概要	エチオピア南東、トゥルカナ湖畔に位置するオモ川下流域では、アウストラロピテクスなどの化石人骨が数多く発見されており、人類の進化を物語る上で欠かせない遺跡である。また、この場所から発見された石器は古人類学上最古級のものであり、アフリカにおける人類と技術の発展という点で極めて重要な発見である。本資産は東アフリカの旧石器時代の遺跡における基準例となることが期待されており、科学的調査によってその年代は 100～350 万年前に遡るという結果が出ている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2014, 2013, 1996		
保全状況			
現在の課題	農作物の生産,浸食/堆積,住宅開発,工業地区,土地改変(conversion),管理制度/管理計画,水関連インフラ		
審議概要	1. 締約国からの保全状況報告 ・エチオピア砂糖開発有限会社（クラズ事業、KSDP）についての最新情報は以下の通りである。 ・修正された KSDP は合計 10 万 ha の耕作可能地域と 4 つの砂糖加工工場からなる。 ・2017 年 12 月時点で、1 万 4 千 ha にサトウキビが植えられた。10 のサブタウン、40 の村落、2,610km のアクセス路、1,384km の排水路が予定されている。 ・2017 年 6 月時点で、1016 件の住居、11 件の学校や病院などの住宅用途以外の建物を建設した。 ・4 つの砂糖加工工場の状態：生産は 2017 年 6 月にクラズⅠ、2017 年 3 月にクラズⅡで開始した。クラズⅢの建設は 2018 年に、クラズⅤは 2020 年に終了する予定である。 ・牧畜コミュニティの追加情報：インフラと社会的サービス（学校、病院、灌漑用土地）、佐藤製造の研修、その他の農業活動を提供する村落プログラムがある。今日まで、5 つの地域コミュニティ村落が設立され、更に 5 つの設立が計画されている。 ・最新情報により、世界遺産オモ川下流域の 3 要素（キイッシュ、ウスノ、シングラ、Kibish, Usno and Shingura）に対する事業の潜在的影響はないことが確認された。 ・最新の地図により、工場、主要及びサブの運河、アクセス路、農村、耕地区画の位置が示された。 ・エチオピア地図当局は、EU 基金事業の枠組み内で資産の境界線設定事業を継続している。 ・2017 年 11 月のイコモス審査を基に、クラズ事業の遺産影響評価（HIA）を修正している。 ・クラズ事業の環境影響評価（EIA）スコーピング調査を提出した。 ・ギベⅢダムとトゥルカナ湖盆地に対するクラズ事業の潜在的影響を評価するための戦略的環境調査		

(SEA) に関しては、決定 39 COM 7B.4.で要請された 2018 年 2 月までの締め切りには準備できないことを 2017 年 6 月 23 日の所管にて世界遺産センターに報告した。

2. 世界遺産センターの見解

- ・KSDP 事業はかなり進んでいることが確認された。また、事業規模は工場が 4 基（以前は 5 基）、耕作可能地域は 10 万 ha（以前は 17 万 5 千 ha）と縮小した部分と、アクセス路（2,610km）、排水路（1,384km）、第 2・第 3 運河（2,171km）のように拡大した部分がある。
- ・提出された地図には工場の位置の他に、初めて道路網、運河網、耕作地域と工場側の村落や街が示されていた。また資産の 3 つの中心地域から、現在計画されている最も近い耕地地区画までの距離も示されている（キイッシュ：12km、シングラ：31km、ウスノ：35km）。主要事業に関係し、資産近くの補助的開発、支線林道、補助的集落、建築物資材摘出地域など、の詳細はない。
- ・事業の高い進捗状況に関わらず、適切な時期に必要な影響調査が実施されなかった事実に対して、委員会は遺憾の意を表明するべきである。
- ・2017 年 6 月に締約国から提出された HIA では、計画された事業が資産の原始人類学的及び考古学的属性（attribute）に重大な悪影響を及ぼさないと結論が示されているが、何を基礎としてそのような結論に至ったのかが明確でない。2017 年のイコモス技術審査を考慮し、KSDP の完全な詳細を含む形で HIA を修正することを、委員会が締約国に要請することを勧告する。
- ・EIA スコーピング研究によると、エチオピア砂糖関連企業と共同で村落化プログラムの一環として実施された、元は牧畜家であった地域コミュニティとの協議の結果、事業地域の住民から事業に対して完全な同意を受けたと報告されている。委員会はこの協議の結果を、諮問機関の審査のため世界遺産センターに送付することを要請するべきである。
- ・EIA スコーピング研究は、資産に対する KSDP の全ての潜在的な影響の可能性について適切に対処されていない。委員会は、文化的側面への間接的な影響、特に主要事業に付随する補助事業、の分析の強化を保証すること、また IUCN・イコモスの影響評価のガイドラインに則り、ケニアの世界遺産である「トゥルカナ湖国立公園群」と本資産、またセッティングに対する事業の全ての潜在的な影響を調査し、その結果を諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出することを要請するべきである。また、上述の HIA を EIA に統合するべきである。
- ・直近の委員会決定では、2012 年からエチオピア・ケニア両国より要請されている、本資産と「トゥルカナ湖国立公園群」を含むトゥルカナ湖流域への KSDP や全ての主要な開発事業の潜在的な累積的影響を評価するための SEA についての言及がなされていないが、SEA の状況に関する不十分な情報提供と更なる開発が進んでいることを強く懸念する。SEA は全ての開発に優先し、個別事業に対する影響評価の前に完了するべきものである。委員会は、エチオピア・ケニア両国に対してこれらの事業の潜在的な影響の評価と緊急に必要な緩和措置を特定するため、これ以上の遅延もなく長期の SEA の実施を促すべきである。
- ・またエチオピア地図局が、EU 資金援助事業の一環である境界線の事業を、この課題を優先的に実施するべきという委員会要請にも関わらず完結させなかったことに遺憾の意を表明する。委員会は、HIA と資産の管理計画を補強するために境界線の作業を早急に進めること、全ての決定が下される前に、境界線の素案を諮問機関の審査のため提出することを要請するべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

ハンガリー、ノルウェー、チュニジア、中国など多くの国があくまで二つの資産は別のものであるとして、修正案が提出され採択された。

決定概要

- ・主要事業に関連した資産近くの補助的開発、支線林道、予備的村落若しくは建築物資材摘出地域など、の詳細が提供されていないため、これらの提出を要請する。
- ・適切な影響評価が適時に実施されなかったことに遺憾の意を表明し、2017年11月のイコモス技術審査を考慮しつつ、KSDPと付随事業の環境影響評価（EIA）の全詳細を含める形で2017年6月に実施した遺産影響評価（HIA）を修正すること、また計画されているEIAの結果と共に現状のHIAを更新すること。
- ・EIAスコーピング調査がエチオピア砂糖関連企業と関連する事業に関する地域コミュニティとの協議により、住民から完全な同意を受けたと報告があったことを考慮し、KSDPに対し実施されたEIAに関する協議結果を提出すること。
- ・EIA スコーピング調査が資産とセッティングに対する KSDP の全ての潜在的な影響の可能性について適切に対処していないことに考慮し、文化的側面への間接的な影響、特に主要事業に付随する補助事業、の分析を強化すること、影響評価のイコモスガイドラインに則り、本資産とセッティングに対する事業の全ての潜在的な影響を調査し、その結果を諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること。
- ・HIA と資産の管理計画の補強に必要である境界線の作業に優先順位を置き、境界線の素案を提出すること。
- ・2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

4 5. ラム旧市街

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.45	ID No.	1055
資産名称（英）	Lamu Old Town		
締約国	ケニア共和国		
			
		© National Museums of Kenya Author: National Museums of Kenya	
種別	文化遺産	資産面積	15.6 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	1,200 ha
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2001 年
構成資産数	1		
資産概要	ラム旧市街はスワヒリ文化の中心地であり、その文化はバンツー人、アラブ人、ペルシャ人、インド人、そしてヨーロッパ人といった多くの民族との交流によって形成されてきた。サンゴ石灰岩とマングローブを用いて造られた街は 12 世紀に築かれたとされるが、それ以前からも定住者がすでに存在していたと考えられている。また、19 世紀以降イスラムの祭礼も行われており、スワヒリとイスラムの宗教文化が混在する興味深い場所である。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003		
保全状況			
現在の課題	航空交通インフラ,住宅開発,土地改変(conversion),管理制度/管理計画,海上交通インフラ,ごみ		
審議概要	1. 締約国からの保全状況報告 ・治安上の懸念により、要請されたリアクティブモニタリングミッションは実施できなかったが、2018 年 1 月 24～26 日にナイロビでアドバイザリーミッションが実施された。 ・2017 年の保全状況報告書で報告された、ラム・南スーダン・エチオピア輸送通路（LAPSSET）回廊開発局とケニア国立博物館の間で交わされた遺産保全に関する覚書（MoU）は、未だ完成していないが、その基本方針は技術作業チームにより完成される予定である。 ・ラム群島内で事業を実施しないと LAPSSET 当局は約束している。ラム中心地のマスタープランが策定され、EU から援助された交通インフラ事業が実施中である。ラム港の開発計画とラム中心地の投資枠組計画は、島への特別保全地域設置により、都市及び特別経済ゾーンのフットプリントを削減すると見られている。 ・マンダ空港で実施したのは新規事業でなく再生事業であるため、遺産影響評価（HIA）は必要ない。 ・アドバイザリーミッションが資産を訪問出来なかったことを受けて、締約国はまず LAPSSET 事業による危機と様々なステイクホルダーとの協議に力を注ぎ、開発密度に対して懸念を表明した。群島に対していかなる「正式」な LAPSSET 開発を実施させないことへの締約国の取り組みを認めるが、ミッションは、開発業者と LAPSSET 事業に触発されたその他による追加の開発で、資産のセッティングに明らかな悪影響が見られる規模と範囲の事業を発見している。締約国による、適切な計画及び緩和措置と非常に強固なモニタリングシステムの策定及び実施が必要である。ミッションは、SEA は資産の顕著な普遍的価値（OUV）への影響に関する課題を適切にカバーしていないと見ており、OUV への潜在的な影響と関連緩和措置に関する特別の章を含んだ改訂版が必要である。また、		

LAPSSET 当局、NMK、地域政府間の管理の関係性が不明確である。2015 年のミッション時、また資産の記載時よりも小さい範囲の緩衝地帯がミッションに対して示されたが、これは、LAPSSET 事業の一部及び民間開発業者からもたらされる強い開発圧力から資産を保護するのには不十分であるとミッションは見ている。

2. 世界遺産センターの見解

- ・ LAPSSET が資産の OUV に重大な影響をもたらすことが依然懸念される。
- ・ 世界遺産であるラム旧市街とトゥルカナ湖国立公園群 OUV への影響の章を盛り込むため、LAPSSET 全体への SEA を改訂するべきである。
- ・ 資産とその広域セッティングを保護するため。適切な緩和措置を計画するべきである。
- ・ LAPSSET 開発がラム群島では実施されないこと、直接的、間接的に OUV に重大な影響を与えないことについて締約国がコミットすべき。
- ・ LAPSSET 回廊開発局は、ラム群島で開発を実施しないというコミットメントを表明しているが、資産の広域のセッティングに影響を及ぼす可能性がある他の開発はその限りでない。過剰な開発を制御するため適切な計画措置と開発制御（高さ規制、建築材料、土地利用と HIA の利用）が実施される必要がある。これは、適切なガイドラインが実施されなければ重大な影響を与えると見られている。提案されたリゾート都市を含む。
- ・ 資産周辺で計画されている石炭発電所に関しては、旧市街の脆弱なサンゴ石灰岩の建物や、資産の OUV を伝える他の属性に影響がないかを確認するため、追加研究を実施する必要がある。
- ・ 2015 年のリアクティブモニタリングミッション中に約束された、NMK を LAPSSET 委員会の一員とすることを可能とする MoU を可及的速やかに実施すること。
- ・ 管理計画内の LAPSSET に関する章は、同計画の最新の変化を反映させる改定が必要である。
- ・ LAPSSET 事業が継続する以上、伝統的な建設技術と材料資料に関する研修を含むラム世界遺産内の保全上の課題に対処するための大規模な資金援助のメカニズムを設置することを勧める。
- ・ 直接及び広域のセッティングを保護するため、過去の委員会決定でも要請されていたように、緩衝地帯とその開発規制と建造物規制を見直す緊急の必要性が依然としてある。緩衝地帯は資産の OUV を保護できる適切な範囲で、最低でもラム島全域、資産から視認できるマンガ島の一部、広大なマングローブ地域を含むべきである。資産周辺の改定された緩衝地帯の範囲を示した、軽微な境界線変更届けを可及的速やかに、世界遺産センターに提出するべきである。
- ・ 治安上の懸念により、リアクティブモニタリングミッションが実施できなかったことに言及し、治安状況が許し次第可及的速やかに、ミッションの招聘を委員会が締約国に要請することを勧告する。

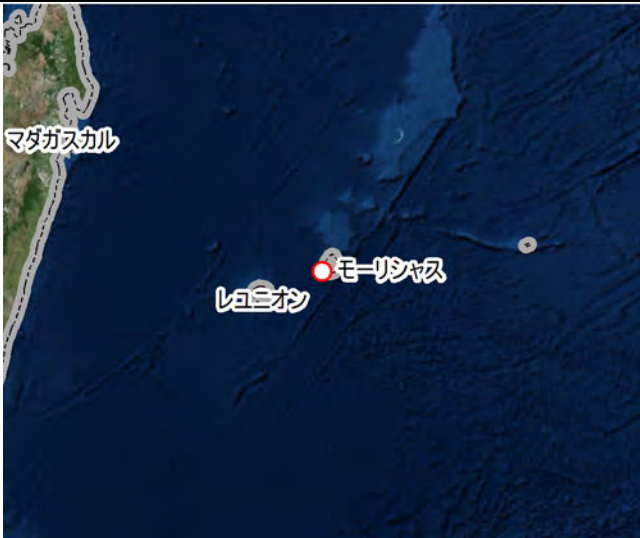
3. 世界遺産委員会での審議

タンザニアから修正案が提出され、ウガンダ、タンザニア、ジンバブエ、ケニアがこれを支持して修正案が採択された。

決定概要

- ・ 文化、自然遺産への影響、特に世界遺産であるラム旧市街の OUV への影響、の章を盛り込み、LAPSSET 事業の第一段階で実施された HIA を付属資料とするため、LAPSSET 事業の SEA 草案を改訂すること。
- ・ ラム中心地の改訂版マスタープラン、EU 交通計画、LAPSSET 計画及び投資の枠組、資産の管理計画における LAPSSET に関する章の改訂を、完成しかつ承認前に、諮問機関による審査のため、世界遺産センターに提出すること。
- ・ ラム群島での LAPSSET 開発を認めないとする締約国のコミットメントに言及するが、LAPSSET に関わる他の開発から波及する影響を考慮し、以下を締約国に要請する。
 - ・ 資産のセッティング内での全ての過剰な開発が OUV へ悪影響を及ぼさないことを保証するために必要である計画措置や開発規制（高さ、建築資材、土地利用と HIA の利用）を策定すること
 - ・ 過去の委員会決定でも要請された、最低でもラム島全域、資産から視認できるマンガ島の一部、広大なマングローブ地域を含む、資産周辺の改定された緩衝地帯の範囲を設定した軽微な境界線変更届けを、可及的速やかに世界遺産センターに提出すること
 - ・ 資産の周辺に計画されている石炭発電所に関しては、その公害が旧市街の脆弱なサンゴ石灰岩の建物や、資産の OUV を伝達する他の属性（attribute）へ影響がないかを確認するため、追加の研究を実施すること
- ・ 2015年のミッション時に言及されたようにNMKをLAPSSET委員会に加えるため、LAPSSET回廊開発局とNMK間の覚書を完成させること。
- ・ LAPSSET事業の進捗状況と資産の保全状況を審査し、地域のステイクホルダーとの議論の場を持つため、必要な治安状況の確認ができ次第、世界遺産センター/イコモス/イクロム/合同リアクティブモニタリングミッションを招聘するよう要請する。
- ・ 2019年第43回世界遺産委員会において審議できるよう、2019年2月1日までに、資産の保全状況及び上記の実施状況に関する報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

46. ル・モーンの文化的景観

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.46	ID No.	1259
資産名称（英）	Le Morne Cultural Landscape		
締約国	モーリシャス共和国		
			
		© Charles de Zordo Author: Charles de Zordo	
種別	文化遺産	資産面積	349.6 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	2,405 ha
評価基準	iii, vi	世界遺産一覧表記載年	2008 年
構成資産数	1		2011 年 軽微な境界線の変更
資産概要	モーリシャスの南西に位置し、インド洋に突き出した岩だらけの山であるル・モーンの文化的景観は、18～19 世紀初頭にかけて、難破した逃亡奴隷たちの隠れ家として用いられた。孤立し、樹木に覆われ、立ち入ることのできない崖に護られ、逃亡奴隷はル・モーンの頂上と洞窟に小規模な集落を形成した。この漂着民に関連した。口頭伝承では、ル・モーンを、自由のための奴隷の戦いの、そして彼らの苦しみや犠牲の象徴としており、すべてがアフリカ大陸、マダガスカル、インド、および東南アジアといった奴隷の出身国と関連している。実際のところ、アラブ人の奴隷貿易において重要な係留地であったモーリシャスは、ル・モーン山に大量の逃亡奴隷たちが居住したことから、逃亡奴隷共和国（Maroon republic）として知られるようになった。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2015		
保全状況			
現在の課題	住宅開発,宿泊施設等, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 2016 年 2 月及び 11 月のミッション勧告の懸念に対処するため。2017 年に管理計画（及び土地管理、ラグーン管理、地域経済発展のサブ計画）を完成させた。強化版の管理計画（2017-2021）は、計画の戦略的目標実現のために行動計画が含まれており、近々に政府の承認が予定されている。リスク管理計画を、山へのアクセスのための来訪者管理計画と共に策定した。 ・ ル・モーン・ヘリテージ・トラスト財団（LMHTF）が策定した 3 年間の戦略計画（2016-2019）を管理計画に統合した。本資産と「ロベン島」（南アフリカの世界遺産）博物館の間の姉妹合意（twinning agreement）が推奨されており、2017 年 3 月に署名されている。 ・ 高い優先順位を置いていたル・モーン・ブラバント山へのアクセス開始が 2016 年 7 月に有効となった。来訪者の便益設備（amenities）も設置され、LMHTF の収入が創出している。 ・ モーン・ブラバント協会から、マカカ（Makak）集落遺跡での逃亡奴隷（marronage）に関する追加の考古学的調査の許可が出た。水中考古学調査も開始している。 ・ 報告書では森林の生態系の段階的な変化、気候変動の影響、生態系の崩壊により、侵略外来種の問題を強調した。生物多様性を維持するため、職員の研修と資金投入に全力を挙げている。 ・ 新規の建設に関しては、適切かつ有効である現状の法的文書と管理計画により、適切な資産管理を		

	保証する取り組みを実施している。全ての開発事業を資産の OUV と照らし合わせ、適切に決定を下している。 ・ル・モーン・ブラバント・IRS 社 (LMB) が計画している資産での開発に関する法的障害に関しては、投資紛争解決国際センター (ICSID) 以前に、2018 年 2 月 22 日に世界遺産センターが受領した補足情報では、本件は以前調停中であり、2018 年 7 月 5 日にモーリシャス最高裁判所に提起される予定となっている。 2. 世界遺産センターの見解 ・ル・モーン・ブラバント山の来訪者アクセスが開始されたことを称賛する。 ・改定管理計画、戦略的目標達成のための行動計画を含むサブ計画を歓迎する。リスク管理計画と来訪者管理計画には、クレオールコミュニティの歴史的及び文化的アイデンティティが含まれかつ強調されている。来訪者管理計画に対する韓国の一部は既に実施されているが、残りのものは非常に難解な課題である（安全の保障、LMHTF の職員と研修を受けたガイドの不足）。 ・ロベン島博物館と合意した姉妹合意を称賛し、更に関係性を強めるべきである。 ・LMB が資産で計画している開発に関する法的課題についての決定が依然欠けている。締約国と原告間の袋小路が最終的且つ協調的に解決することが最も重要であることを繰り返す。 ・締約国から提供された追加情報に関しては、生態系の変化の管理と侵略外来種の問題対処に対する努力が示されており望ましい。 ・最後に、締約国が作業指針に従い強い取り組みを示していることと、管理事業に関連して顕著な普遍的価値 (OUV) を維持することを保証したことを歓迎する。 3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。
決定概要	
・改定管理計画と行動計画を含んだサブ計画の実施を考慮し、リスク管理計画と来訪者管理計画の策定を歓迎し、これらの計画実施の課題解決のため、締約国が努力することを奨励する。 ・LMB が計画している開発に関する法的課題についての決定が依然なく、この問題を最終的且つ協調的に解決する必要性を強調する。 ・2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。	

47. モザンビーク島

基本情報					
決定番号	42 COM 7B.47	ID No.	599		
資産名称（英）	Island of Mozambique				
締約国	モザンビーク共和国				
					
		© UNESCO Author: Lazare Eloundou Assomo			
種別	文化遺産	資産面積	不明		
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明		
評価基準	iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1991 年		
構成資産数	1	かつてポルトガルのインド洋交易の中継地であったモザンビーク島には、16 世紀の姿をそのままに伝える城塞都市が残されている。元来居住していたのはバンツワ族であるが、10 世紀にはアラブ人、16 世紀にはポルトガル人が上陸した。このため、モザンビーク島の文化は東アフリカ、イスラム、ヨーロッパのさまざまな特徴を備えている。特筆に値するのは建造物であり、建材や工法といったあらゆる土木技術は、16 世紀の伝統が固く守られている。モザンビークはポルトガルの貿易港として 17 世紀に絶頂期を迎えたが、以降は徐々に衰退していった。			
資産概要					
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2012, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2000, 1999, 1998, 1997, 1995, 1994, 1993				
保全状況					
現在の課題	財政, 住宅開発, 人材, 宿泊施設等, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, ごみ				
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - モザンビーク島の建造物の遺産と景観の分類及び管理規則が採択され、目録の作成と正式な登録簿による建造物遺産の分類に繋がった。 - ユネスコ歴史的都市景観アプローチと国連の持続可能な開発目標(SDGs)を満たすモザンビーク島管理保全計画を完成させるためのステイクホルダーとの協議プロセスが終了した。 - ステイクホルダーの関与を含む追加の活動が、水中考古遺産保護の許可を含む改定された資産の緩衝地帯を定義するため実施された。 - 民間の保全の取り組みと地域の需要を合わせることは依然課題である。 - 締約国によりサン・ローレンソ要塞をホテルと統合する提案が却下されたため、要塞の適切な利用法の検討に際し、専門家から締約国へ助言する必要性が生じている。 - 保全状況改善のため建造物群の再生が実施された。 - 歴史的な病院の病院としての再利用に関しては既に建築家を任命し、資金も調達済みである。 - スポーツ複合施設（複合施設デスポルティボ）をホテルとしてアダプティブ・リユースする事業が世界遺産センターに提出され、2017 年 11 月にイコモス技術審査が行われた。事業は現状の建造物群の再生、追加のホテル施設の建設、資産のマクチ町地域の島のコミュニティへの新しいスポーツ施設の提供等を含んでいる。2018 年 3 月のミッションは事業の現場を訪問し、ミッション報告書で改善のための勧告が示されている。 2. 世界遺産センターの見解				

- ・モザンビーク島の管理保全計画改定を含む、資産が直面している課題への対応において進捗が見られる。このプロセス、特に全てのステイクホルダーとコミュニティの関与は、2016年の委員会決定(40 COM 7B.15)で示されていた。この計画が歴史的都市的景観の勧告とSDGsの内容を満たしていることを称賛するが、2018年3月ミッションは、計画の策定と議論に長い時間を要したため、未だに管理計画が完成していないと報告している。計画の有効期間を延長し、策定プロセスを早急に完了させるべきである。
- ・資産の物理的な構造の保全に必要な法的制御への締約国の関与を歓迎する。資産内の構造物群を特定、グレード付け、一覧にするメカニズムの策定はそれらの保護に貢献するものであるが、資産のストーン・タウンとリム・タウンの構造物しか登録されておらず、マクティ・タウンのものが除外されている。これらの構造物は、少ない材料の供給と不適切な材料を利用した新規建設により、依然として特に危機下にある。資産の必要不可欠な要素を構成するマクティ・タウンの、衛生状況を含む生活水準の課題については依然として緊急に対処する必要がある。
- ・2018年のミッションは更に以下を報告している。
 - ・モザンビーク島保全事務所(GACIM)は、キャパシティビルディング、適切な能力があるスタッフの追加、地方自治体レベルでの意識向上を通して強化される必要がある。
 - ・資産の顕著な普遍的価値(OUV)に不適切な影響を与えると見なされた建造事業に対して、GACIMに最終的な拒否権を与えるため、この機関の運営規則が承認される必要がある。
 - ・不適切な建設及びアダプテーション事業を誘発する専門用語に関する誤解に対処するため、保全規則を改訂する必要がある。
 - ・文化遺産の災害リスク管理の手続きを国家リスク管理計画全体に統合し、資産の保全管理計画に埋め込む必要がある。遺産影響評価(HIA)の条項と、修復及び復元事業を進める保全ガイドラインも同様に保全計画に含まれるべきである。この欠如が現在資産に悪影響を与えている。
- ・ミッションは、社会の不均衡を誘発する資産の速いペースでの変容プロセスに対して更に懸念を表明している。車両の増加は結果として資産へ悪影響を与えている。マクティ・タウンの人口増加は続いており、対処が必要である。
- ・重要な記念物群の再利用事業に関して、2018年ミッションは病院復元事業が中止され建物の屋根がないままになっていると報告している。この構造物の保護を保証するためには緊急措置に高い優先順位を与えることが必要である。資産内及び緩衝地帯での不適切な復元やメンテナンス不足は依然として問題であり、一例としてサン・ローレンソ要塞に影響が出ている。
- ・複合施設デスポルティボ事業について、締約国は世界遺産センター及び諮問機関と協力した。2018年3月ミッションは新しい場所の特定を含む事業への勧告を出した。議論が継続中であり、正確な記録がないまま推測に頼った再建を避けるため、新事業には特別の注意が払われるべきである。
- ・緩衝地帯の設定が現在進んでおり、締約国は境界線内に水中考古遺産を含むことを望んでいる。このプロセスは依然緊急かつ早急であり、軽微な境界線変更の手続きに沿って計画された緩衝地帯を提出するべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

決定文の修正は無く、ジンバブエより技術・経済支援が必要であるとの発言があった。

決定概要

- ・計画されている緩衝地帯の変更を早急に終了させ、作業指針第164項に則り、諮問機関の審査と世界遺産センターによる検討のため、軽微な境界線変更として緩衝地帯の計画を世界遺産センターに提出することを要請する。
- ・病院の建物を保護するための緊急保全及び安定化事業を実施し、再生事業の再開を促進を要請する。
- ・島の構造の特定と分類に関する法的枠組の条項と資産内のストーン・タウン及びリム・タウンの目録の完成に言及し、これを資産のマクティ・タウンを含める形で拡大することを要請する。
- ・更に以下を要請する。
 - ・OUVを保護するため、計画されている開発への最終認可を付与するのに適切な権力をGACIMに与えるため、この機関の運営規則を承認すること
 - ・GACIMの適切な強化と、そのタスクを適切に達成させるため、十分な能力を有するスタッフを任命すること
- ・戦略策定のため以下の実施を締約国に要請する。
 - ・資産内で公的機関が所有している建造物群に対する定期メンテナンス制度の創設
 - ・資産のOUVに対して適切な方法で、マクティ・タウンの生活水準に対処すること
 - ・資産内の交通量増加への対処
 - ・資産内の住民に対して、資産のOUVの管理人(custodians)として役割についての追加の訓練
 - ・ストーン・タウン、リム・タウン、マクティ・タウンへの適切なメンテナンスと修復制度の保証
 - ・資産の適切な管理と保護を保証するため、国家及び地域レベルでのキャパシティビルディングの提供
 - ・報道された資産内で拡大する社会的不均衡への対処
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

48. スクルの文化的景観

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.48	ID No.	938
資産名称（英）	Sukur Cultural Landscape		
締約国	ナイジェリア連邦共和国		
			
		©Ishanlosen Odiaua Author: Ishanlosen Odiaua	
種別	文化遺産	資産面積	764.40ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, v, vi	世界遺産一覧表記載年	1999 年
構成資産数	1		
資産概要	ナイジェリアの世界遺産第一号。 ナイジェリアの南東部、アマダワ高原地帯。眼下の集落を統治する丘陵上の支配者の宮殿、段々畑の広がり、幾多の聖なる象徴、かつて反映した製鉄業の広大な遺跡。前期鉄器時代と 17 世紀以後、20 世紀初期まで盛んであった、ありし日の姿を物語るスクルのこのような景観は、1 つの社会とその精神的・物質的文化の表象である。この文化の解明は、モザンビーク、ジンバブエ、ケニアの同様な文化の理解にも連動しよう。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016		
保全状況			
現在の課題	内戦,不法行為		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・この報告書の提出時には、本資産に相対的な平穏が戻り、復活した脅威には晒されていない。その結果、資産内の住民が戻り、住居を再建した。 ・2016 年 9 月に、全ての主要なステイクホルダーが活発に参加したプロセスを通じて、保全管理計画（CMP）2017-2021 を改訂かつ更新した。 ・資産は、ワールド・モノユメント財団（WMF）のウォッチリストにも選出され、資産の文化的様相（features）の記録とコミュニティ・マッピングの第一段階の実施、ガイドツアーやガイドブックなどのその他来訪者情報ツールの更なる策定が計画されている。更に、資産管理者を選出及び研修し、地域経済発展のために伝統的な工芸品の製造を強化する予定である。 ・資産範囲は、山脈に囲まれている平原からの難民の住居となっている。これにより、伝統的な藁ぶき（thatch）屋根の代わりにトタン屋根やセメントなどの、非伝統的な材料と手法により不適切な構造物が建造され、資産の土着の建築物に悪影響を与えている。このような建設プロセスが用いられた理由の 1 つとして、気候変動と殺虫剤の使用による草原（grass）の欠乏がある。浸食は全体的に資産に悪影響を与えているが、特に資産の必要不可欠な属性である舗装路（civi mungan）に影響がある。ボコハラムによる被害箇所、特にヒジ宮殿、の復元と、部分的な再建を計画している。2017 年 3 月に国際援助要請が承認されたが、この報告時点では資金は送金中でありまだ受領しておらず、		

復元事業にも着手していない。

- ・2017年5月、地域のNGOが、資産への来訪者と研究者の宿泊提供の観点から、サイトマネージャーの監督の下、スクルの丘の頂上にエコロッジとして3件のシャレーを建設した。この事業は世界遺産ボランティア（WHV）2017プログラムの下で実施された。

2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国による2018年1月のミッション招聘にも関わらず、資産と周辺地域全体で継続する危機レベルによりミッションを実施することが出来なかったため、この見解は報告書の情報のみに依存している。しかし、2018年5月22～25日に世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションをナイジェリア首都のアブジャで実施したが、資産に安全にアクセスすることは依然として不可能であった。
- ・CMP2012-2016を新しい計画適用時にギャップが生じることを防ぐ目的で2017-2021年の新5か年に更新したことを称賛する。
- ・反乱軍による2014年の資産への攻撃以降、一部の地域住民の一時的な移転は2016年まで確認されている。戻ってきた住民の数は増加しており、この地域、特に安全の観点から丘の頂上とその周辺に留まっている。しかし増加する人口により、トタン屋根やセメントなどの利用による不適切な建設や、浸食などの環境の悪化による地域の資源と材料の貴重性の増加などの問題が引き起こされている。委員会は、資産での開発に地域の材料を使用することを奨励し、新しいCMPで予定されているように、資産での浸食に対する制御の強化を保証するために適切な措置を実施する要請をするべきである。
- ・ヒジ宮殿と舗装道路については、2014年の攻撃以前から既に保全が必要な状態であったが、復元事業が実施されたが依然として保全の必要性は残っており、この点に関して締約国が継続して取り組むことを委員会は勧告するべきである。
- ・締約国は資産が直面している課題に対処しているが、保全管理の調査と援助を強化するため追加の援助が必要である。2014年の攻撃以来、資産に変化が発生しており、これらの必要性は他の記載時からの変化や保全の欠如と共に明確に記録がとられている。地域コミュニティと伝統的な建造物群のレジリエンスを強化するため、委員会は、資金が届き次第可及的速やかに、計画されている文化的様相の詳細なマッピングを実施することを締約国に要請するべきである。なお、これには伝統的な建造物群と実践も含まれる。
- ・また、プライマリ・ヘルス・ケアセンター、学校、インタプリテーションセンターなどの破壊されたコミュニティ施設再建のため、また盗難及び破壊の被害にあった資産の保全に関する備品の再設置に対する追加の援助が継続して必要である。
- ・この地域の不安定な治安状況にも関わらず、資産のエコ・ツーリズム発展などの更なる持続可能な発展のために実施及び予定されている努力は価値あるものである。これには、地域のNGOにより2017年5月にスクルの丘の頂上に建設された3件のシャレー/エコロッジや、「国際平和公園」(CMP内で言及)設置計画などの、資産のインフラに対する多くの介入と活動実施が含まれる建設も含まれる。資産の開発を支持するこれらの取り組みを原則的に歓迎するが、締約国は作業指針第172項に従い、全ての詳細な承認がなされる前に、資産に対する主要な介入の全ての情報を提出するべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

ナイジェリアが、住民が戻り、通常の生活に戻りつつあり、ニジェール、カメルーン、チャドと共に治安部隊を派遣していることを報告し、復元事業の援助を国際社会に要請した。

ハンガリーは、2年前に経済援助を実施しているが、アフリカのこの地域は険な地域であり、決定案を支持するとの発言があった。

NGO (World Heritage Watch)から、状況が安定してきたと言っても、いまだに時々攻撃があり、国際的支援をタイムリーに人々のもとへ届けてほしいとの報告があった。

世界遺産センターは、国際送金上のトラブルであり、具体的内容は確認中であるが、すぐに解決する見込みであると説明があった。

決定概要

- ・保全の努力を継続して実施することを奨励し、資金が調達出来次第可及的速やかに、伝統的な建造物群やしきたりを含む、特に文化的様相の詳細なマッピングの実施を要請する。
- ・地域の材料の持続可能な利用を保証する適切な措置を実施し、また資産の浸食に対する制御の強化を保証すること。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況と、2018年5月ミッションの勧告について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

49. マプングブエの文化的景観

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.49	ID No.	1099
資産名称（英）	Mapungubwe Cultural Landscape		
締約国	南アフリカ共和国		
			
		©UNESCO Author: Francesco Bandarin	
種別	文化遺産	資産面積	28,168.6602 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	104,800 ha
評価基準	ii, iii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	2003 年
構成資産数	1	2014 年輕微な境界線の変更	
資産概要	マプングブエ（Mapungubwe）は、ジンバブエ共和国とボツワナ共和国との接点、南アフリカ共和国の国境直南に位置する。リンポポ（Limpopo）川とシャシ（Shashe）川の合流点にある、開けた壮大なサバンナの景観である。マプングブエは亜大陸において最大の王国であったが、その後 14 世紀に放棄された。ほとんど手つかずの状態の宮殿跡やその支配下にあった集落全体に加え、初期の首都の遺構も 2 か所あり、約 400 年間にわたり他の追従を許さないほどの発展を遂げた社会構造・政治構造が表れている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2013, 2012, 2011, 2010		
保全状況			
現在の課題	工業地区, 管理上の活動, 鋼材採掘		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・世界遺産委員会が指摘した課題を完全に解決したため、本資産はリアクティブモニタリングプロセス内の報告対象ではない。 ・資産の顕著な普遍的価値（OUV）は良好に維持及びモニタリングされている。 ・資産は採掘による脅威に直面しておらず、現在の緩衝地帯外に位置し、現存するヴェレ・コリエリー（Vele Colliery）とヴェネチア（Venetia）鉱山は資産に重大な影響を与えず、厳格な環境モニタリングの下に置かれている。 ・遺産当局は、ヴェネチア鉱山地下拡大事業に対する遺産影響評価（HIA）の勧告に則ってモニタリングを継続している。特に水の利用のモニタリングを注意深く行っており、企業との定期会合を開催している。 ・ヴェレ・コリエリー鉱山会社と締約国間の生物多様性オフセット合意は、資産の保全に貢献していると見ている。 ・K2 考古遺跡を含む、資産内の主要な遺跡に対する再生及び安定化事業を 2013 年に実施したが、追加の崩壊は発生していない。 ・2018 年に新しい資産の統合管理計画を策定中であり、完成次第世界遺産センターに提出する予定である。資産に特化した管理計画と管理計画の審査事業計画の主な点を概説した 2014 年の文書は報		

告書に含まれているが、2016年7月に世界遺産センターに提出済みである。

2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国が、資産の周辺にあり現在の緩衝地帯外にあるヴェレ・コリエリーとヴェネチア（Venetia）の2つの鉱山を継続して注意深くモニタリングしていることに謝意を示す。以前に実施されたHIAや、緩和及びモニタリングプロトコルにより、資産のリスク緩和の良い基礎が形作られているようであるが、同時に資産のOUV保護のために最も厳しい環境規制を確かにするべく、鉱山活動の全実施期間とその後にもこれらの取り組みを維持し、必要に応じて変更していくことが明確に必要である。委員会が以前に、環境管理枠組の採択、資産及び緩衝地帯内での現状の採掘権のプロセス処理の制御測定と更なる試掘許可の禁止（決定40COM 7B.19）し、採掘活動（extractive activities）の潜在的な将来の脅威が緩和されることについて称賛したことを想起するべきである。
- ・管理計画審査のプロセスにより、資産の管理の枠組みの有効性を確認するために評価及び調整する機会が提供された。世界遺産委員会が過去の決定で指摘した全ての課題が完全に解決され、資産のOUVが良好に維持及びモニタリングされ、切迫した脅威に晒されていないという締約国の保証を歓迎する。しかし、2016年から実施されたモニタリング及び保全活動を含む、資産の保全状況の現状の情報は非常に限られたものしか提供されていない。
- ・世界遺産センターと諮問機関が資産の現状の保全状況に関して、十分な情報を得た上での評価が可能となるように、またリアクティブモニタリングプロセスの下で、委員会への追加の報告を締約国に免除するかについての決定を下せるようにするために、定期モニタリング活動を含む考古遺跡の保全と資産の管理計画実施に関する詳細かつ最新の報告書が提出されるべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・考古遺跡の再生及び安定化事業の2013年報告書とK2に関する追加事業に言及した2016年の報告書の提出に謝意を示すが、これらの報告の事後点検活動を提示した詳細が提出されていないことに留意し、2012年リアクティブモニタリングミッション以降に全ての遺跡で実施された考古学的保全及びモニタリング事業の詳細な報告書を、それらの現状の保全状況を図示した評価と共に提出すること。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、資産のモニタリングと保全の最新の詳細情報、明らかになっている保全指標と資産の管理計画実施に関する最近のデータを含んだ保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

50. キルワ・キシワニとソング・ムナラの遺跡群

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.50	ID No.	144
資産名称 (英)	Ruins of Kilwa Kisiwani and Ruins of Songo Mnara		
締約国	タンザニア連合共和国		
			
		© UNESCO Author: Ron Van Oers	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii	世界遺産一覧表記載年	1981 年
構成資産数	2		2003～2014 年 危機遺産
資産概要	キルワ・キシワニとソング・ムナラは、それぞれ 2 つの小さな島に位置する遺跡であり、かつての東アフリカにおける二大港湾都市であった。13 世紀から 16 世紀にかけて、キルワの商人たちは金銀や真珠、香水、アラビア陶器、ペルシャ陶器、中国磁器などの売買に携わり、インド洋における交易のほとんどは彼らの手を介して行われていた。大旅行家イブン・バットゥータも旅の途上でキルワに寄港しており、後に多くのヨーロッパ人探検家を惹きつけた。		
これまでの保全状況報告 (年)	2018, 2016, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 1996		
保全状況			
現在の課題	浸食/堆積, 不法行為, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・委員会決定 40 COM 7B.20 で要請されたように、資産と緩衝地帯の境界線の最終的な変更のための事業を継続する重要性を認識している。この完了のための必要な事業を援助するため、2017 年 10 月に国際援助要請を提出した。この事業が終了し、資産全体の土地利用計画が完成した後に、軽微な境界線変更願いを提出する予定である。資産にキルワ・キヴィンジェ (Kilwa Kivinje) を加える拡張申請を目的都市、キルワ・キヴィンジェ歴地地区の保全管理計画を完成させた。 ・2016 年に、2013 年のリアクティブモニタリングミッションの主要な勧告を統合した、資産の統合管理計画 (2016-2019) を完成させ、現在実施中である。この計画は報告書に添付してある。 ・ゲレザ要塞 (Gereza Fort) で保全事業を進行中である。防波堤 (sea wall) 強化事業は 2015 年に終了し、オマーンタワー (Oman Tower) の基礎強化のため、海水の浸食から保護するために石と石灰モルタルを使用して実施した事業の完了を 2018 年 5 月に報告した。 ・資金が利用可能になり次第、捨て石 (rock armour)、蛇籠 (gabions)、コンクリートを使用した防波堤の建設により、海水の浸食から記念物群を保護する能力を強化する事業の継続を予定している。更に、来訪者施設の改善を、現状のキルワ・キシワニの桟橋 (jetty) の拡大、ソング・ムナラへの桟橋建設により、また来訪者ルートの改善を、キルワ・キシワニから大フスニ、グレート・ウェルへ続くルートの拡張と舗装により、また統合管理計画 (IMP) で予定されている他の来訪者施設と便益施設の建設を通しての実施を予定している。		

- ・2018年1月19日、作業指針第174項に従い、世界遺産センターからキルワ・キシワニの大モスク周辺の側の新建造物を示す写真を提出するように求める手紙を受領したがまだ返答していない。

2. 世界遺産センターの見解

- ・IMPの完成と実施の開始を歓迎する。計画は最初に、インタープリテーション、安全性、ツアーガイド、清潔さ、より良い訪問者設備の必要性等の来訪者管理に対応する。また、資産の経営及び管理組織、社会経済的な課題、土地利用計画、ステイクホルダーの参画なども検討される。記念物群の状態は依然として懸念の中の主要なものであり、災害管理計画と、公共民間パートナーシップを含む資産での資金援助を受けた活動の持続可能な計画が必要である。
- ・IMPには、参加型管理システムの設立、来訪者管理の改善、メンテナンス計画の策定、2019年までにすべての記念物の安定化及び保全など、多くの重要な段階が必要であるが、報告書にはこのような活動の進捗が何一つ言及されていない。4年間のIMP（2019年まで）は非常に短く、計画されている活動の全てを実施するための十分な時間を締約国が得ることは難しい。将来の計画では、評価の時期と計画期間中に必要な変化を含む長い実施期間を検討するべきである。計画ではモニタリングも予定されているが、計画全体の時間軸と一致していない。
- ・2013年ミッション勧告より、観光業の潜在的な増加を仮定し、来訪者の経験を向上させることに加え、収容力や他の保全要因を考慮した、別個のより詳細な持続可能な観光開発計画の策定が有効である。また、優先事項として捉えるべきである資産全体の土地利用計画は未だ完成していない。
- ・資産の境界と緩衝地帯の設定の作業は、それに付随する規制措置と共に早急な対応が必要である。国際援助要請は修正のため締約国に返送されたが、修正要請が不完全であったため、2018年4月までパネルで議論されなかった。委員会は締約国に対し、事業のための他の財源を探るか、2019年のサイクルで審査されるようにパネルのコメントを考慮した要請を再提出することを要請するべきである。過去のミッションで勧告された、資産にキルワ・キヴィンジェを加える全ての境界線変更は、重大な境界線変更に該当するため、完全な推薦書の提出に関わってくる事項であることを指摘する。
- ・ゲレザ要塞と他の記念物で現在進行中の安定化事業に関しては、将来の実施される事業については、事業実施前に諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出することが有効である。これは全ての防波堤強化についても当てはまる。資産での保全能力向上のため、締約国がイクロムの石材保全国際コースに資産の保全担当者を参加させたことは良い進展である。上述の姿勢で対応されていない記念物の30%に対する安定化及び復元事業の進捗を更新することも推奨する。
- ・新しい来訪者施設とルートの更新と建設の計画、新しい栈橋の改善、拡大、建設、来訪者管理の他の側面の改善を考慮し、これらの計画が完成する前に、諮問機関の審査のためこれらの事業の全ての計画を世界遺産センターに提出することを委員国は締約国に要請するべきである。
- ・資産内での新しい建設に関する情報を提供するため、2018年1月18日に世界遺産センターが送付した手紙に対し、早急に対応することを締約国に助言する。

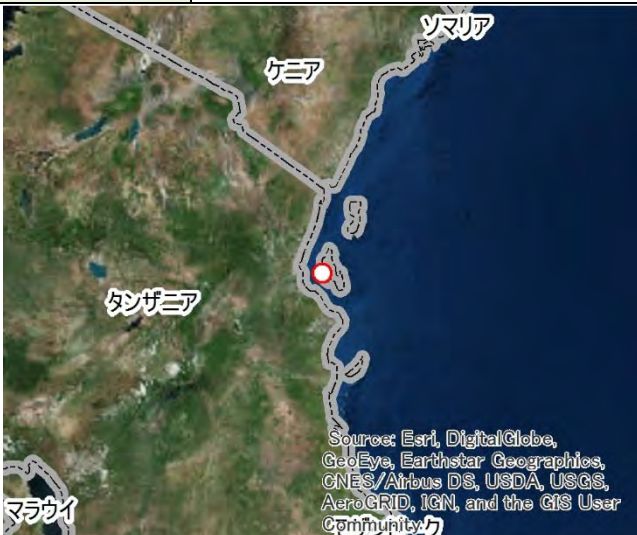
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・資産全体の土地利用計画の作業の完了と、収容力と他の保全要因、また来訪者経験の向上を考慮して、独立したより詳細な持続可能な観光開発計画を策定し、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること。
- ・2013年ミッション勧告の実施を継続すること。
- ・資産の記念物保全と浸食を減速させるための防波堤の強化事業の継続を奨励し、この事業の計画を、既に実施された事業を更新したものと共に、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること。
- ・新しい来訪者施設と栈橋の建設と現状の観光インフラ向上の意図に留意し、作業指針第172項に従い、これらの計画が完成及び実施が始まる前に、世界遺産センターに提出すること。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

5 1. ザンジバル島のストーンタウン

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.51	ID No.	173
資産名称 (英)	Stone Town of Zanzibar		
締約国	タンザニア連合共和国		
			
		©OUR PLACE The World Heritage Collection Author: Geoff Mason	
種別	文化遺産	資産面積	96 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	84.79 ha
評価基準	ii, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	2000 年
構成資産数	1		
資産概要	ザンジバルのストーンタウンは東アフリカ沿岸地域のイスラム系スワヒリ文化を代表する交易都市であり、アフリカ、アラビア、インド、ヨーロッパといった様々な文化の影響が残る町並みで知られている。数々の建造物が無計画に打ち建てられたため、入り組んだ路地が町の特徴となっている。また、リビングストンら探検家の拠点となった一方で、東アフリカにおける主要な奴隷輸出港であったため、奴隷制の歴史という観点からも重要な場所である。		
これまでの保全状況報告 (年)	2018, 2016, 2015, 2014, 2012, 2011, 2010, 2008, 2007 * 2015 年にはイコモスから危機遺産リスト登録勧告が出ている (委員会審議により登録延期)。		
保全状況			
現在の課題	商業開発, 財政, 住宅開発, 人材観光/来訪者/レクリエーションの影響, 法的枠組, 宿泊施設等, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・2017 年 10 月、計画されているダラジャニ回廊ビジネスセンター (Darajani Corridor Business Centre)、チャワル (Chawl) 建造物群、ベイトル・アジャイブ (Beit-el-Ajaib, House of Wonders)、マジエスティック映画館、ビワワニ複合ホテル (Bwawani)、パレス博物館の復元に関して実施された世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの報告書への対応が 12 月に、注釈書 (commentary) が 2018 年 2 月に提出された。注釈書の内容は以下の通り。 ・2016 年リアクティブモニタリングミッションにより策定された「適切な開発の制御と保全の促進の手續きに関する具体的な勧告」に関する対応の進捗と、マンボ・ミシゲでの緩和措置に関する若干の進捗。 ・1990～2017 年の間でストーンタウン内の 2,000 の建造物の内、39 件が崩壊若しくは破壊され、55%がメンテナンス不足、26%が意図的な破壊にあっていることを示した建造物群に関する分析。 ・ザンジバル住宅法人 (ZHC) 所有の 300 件の都市建造物群の保全を優先させるため、ストーンタウン保全開発機構理事会 (STCDA) が ZHC と共同で実施した分類: 300 件の内、27 件が貧弱かつ崩れかかっている状態であり、早急に注意する必要がある。 ・ミズンガニ防潮壁事業が完了した。パレス博物館、チャワル建造物群、ティップ・ティップ・ハウス、キャラバンサライを含むグレード 1 建造物群の復元に対処するための進捗が実施中である。		

- ベイトル・アジャイブ (House of Wonders) に関しては、締約国はユネスコの勧告に従っており、オマーン国から資金援助を受けた再生事業が準備中である。
- ・開発規制部 (DCU) が動き出し、財源が増加され専門家が配置された。職員の増員と研修により、STCDA も強化された。復元技術の研修プログラムが実施された (EU による資金援助)。保全管理計画が現在策定中であり、2019 年に完成予定である。
 - ・ストーンタウン外のコンテナ港をムピガ・デュリ (Mpiga Duri) へ移動する事業の開始。

2. 世界遺産センターの見解

- ・アドバイザーミッションの報告では、管理システムは適切に機能しておらず、遺産協議会は機能していないとされている。ストーンタウンの管理と保全に関わる多数の「プレーヤー」を管理する方法については、世界遺産一覧表への記載から 17 年経った現在でも上手く対処できていない。
- ・アドバイザーミッションは、都市郊外計画 (DoURP)、ンガンボ (Ng'ambo) 郊外地域計画、グリーンベルト計画と、チャワル建造物群の復元を称賛し、ヒファドヒ (Hifadhi) ザンジバルマジエスティック映画館の計画を援助したが、ティップ・ティブ・ハウスが非常に脆弱であり、パレス博物館は緊急の措置が実施されない限り部分的な崩壊の危機にあるにも関わらず、2016 年のミッションで交渉を認めない最低ラインと特定されたマンボ・ミシゲ事業への最小限の緩和措置が全て未実施だったことが示されている。締約国はベイトル・アジャイブ (House of Wonders) に関してはイコモス勧告に従っていること、引き続き再生事業に関する全開発を世界遺産センターに報告すべき。
- ・上記の少数の個別の建造物群は氷山の一角であり、一般的な建築ストック全体の保全状況は依然として均一に脆弱である。ZHC 所有の 300 余りの建造物群の分類が完了したことは喜ばしい出発点だが、ストーンタウンを特徴付ける特有の都市構造 (fabric) のモニタリングを可能とする全体の建築ストックの詳細な目録と戦略的な保全アプローチが依然欠如している。
- ・アドバイザーミッションの懸念の 1 つとして、開発計画の効果的な制御が欠けていることがある。ミッションは、顕著な普遍的価値 (OUV) への非常に高い悪影響と不可逆的な潜在的影響という観点から、フングニ入江潟 (Funguni Creek Lagoon) の埋め立てに関わるビワワニ事業 (ホテル、カンファレンスセンター、ヨットハーバー) と高層建造物群の中止を助言した。更に、ダラジャニビジネスセンター事業を中止し、DoURP、ンガンボ郊外地域計画、グリーンベルト計画の原則に沿った新規事業を策定すること、また同様に OUV への潜在的な影響があるマリンヂ (Malindi) コンテナターミナルとティップ・ティブ・ハウス事業については、世界遺産センター及び諮問機関との協議がないままに、全ての決定が成されるべきではないと勧告した。現在完成したミズンガニ防潮壁事業に関しては、委員会が 2010、2011、2016 年に要請した最終計画が未だ提出されていない。また、過去 2 回のミッションの勧告の多くが未対処のままである。
- ・ミッションは、未実施の委員会決定及びミッション勧告全てを実施について権限を与えられた高レベルの分野横断型タスクチームを設立することを勧告している。

3. 世界遺産委員会での審議

ジンバブエから、修正案が提出され、ウガンダ、ブラジル、アンゴラ、タンザニアが支持した。

決定概要

- ・ベイトル・アジャイブに関しては締約国がイコモス勧告に従ったことに言及し、再生事業に関する全ての開発を継続して世界遺産センターに報告すること。
- ・主な開発事業が世界遺産センターに報告されていないことに懸念を表明し、マリンヂコンテナ港とティップ・ティブ・ハウス事業に関しては OUV への高い潜在的影響という観点から、開発権利の承認や資金調達活動等の実施前に全ての詳細を提出する要請を繰り返し、パレス博物館の復元に関するワールドモノメント財団の報告書を提出すること。
- ・以下を締約国に要請する。
 - ・OUV への非常に高い不可逆的及び潜在的な影響という観点から、早急に広範囲のビワワニホテル再開発計画 (海岸通り、フングニ潟、ブルーモスクへの計画を含む) を中止すること
 - ・全ての地域の開発権利承認の現状を明らかにし、早急に世界遺産センターに提出すること
 - ・ビワワニホテルの残存部分、海岸通りとフングニ潟を公共のオープンスペースとして保護すること
 - ・ビワワニ複合ホテルの適切な計画を策定し、世界遺産センターの審査のため提出すること
 - ・資産の OUV へ悪影響を有する現状のダラジャニバザー事業を中止し、DoURP、ンガンボ郊外地域計画、グリーンベルト計画の原則を基にした新規事業を策定すること
- ・2017 年のアドバイザーミッションで特定された全体の弱点が過去の委員会の懸念を表すものであり、作業指針第 178、179 項に従い資産の危機遺産リストへの登録の検討が確定される状態であることに懸念を表明する。
- ・資産全体の保全状況、特にタスクチーム設立による進捗を評価するため、世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションを招聘すること。
- ・2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

5.2. メンフィスとその墓地遺跡-ギザからダハシュールまでのピラミッド地帯

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.52	ID No.	86
資産名称（英）	Memphis and its Necropolis - the Pyramid Field from Giza to Dahshur		
締約国	エジプト・アラブ共和国		
		 © Editions Gelbart Author: Jean-Jacques Gelbart	
種別	文化遺産	資産面積	16,358.52 ha
タイプ	記念物	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	2		
資産概要	メンフィスはエジプト古王国時代の首都。ギザの3大ピラミッドなど80余りのピラミッドが残され、中でも高さ146mのクフ王のものが最大。テーベはエジプト中王国・新王国の首都として栄え、ナイル川東岸にあるカルナック神殿や、西岸のラムセス2世などの葬祭殿、砂漠丘陵地の王家の谷の墓地群が、かつての繁栄を物語っている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2016, 2007, 2005, 2004, 2003, 2001, 1999, 1998, 1997, 1995, 1994, 1993, 1990		
保全状況			
現在の課題	陸上交通インフラ,住宅開発,インタープリテーション施設、来訪者施設,宿泊施設等,地下交通インフラ		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - 決定 41 COM 8E で採択された顕著な普遍的価値の溯及的言明（RSOUV）を基にした1つの施行可能な管理計画により、資産の保護管理を強化する必要性を認識しており、2017年にそのような計画を世界遺産センターに提出した。2017年の/イコモス合同技術援助ミッションの発見と決定 41 COM 7B.78 との整合性のため、技術考古学的報告書に、考古学的リモートセンシング調査研究の必要性和、計画されている環状道路トンネルの地域に対する潜在的な影響を盛り込んだ。このリモートセンシングの情報は含まれていない「考古学的評価」報告書を保全状況報告書に添付した。交通管理と設計の詳細の技術報告書と共に、最終的な考古学的評価を設計プロセスに取り入れ、計画されている環状道路トンネルの遺産影響評価（HIA）を報告し、諮問機関の審査のため上記全ての報告書を世界遺産センターに提出した。 - また、資産を構成する5つの遺跡での最新の海外ミッション事業、新規発見、現在の事業、浸食の除去に関する最新の状況が示された。詳細は以下の通り。 - ギザのピラミッド地域の照明及び警備事業は2018年に開始する。 - スキャン・ピラミッド計画（The Scan Pyramids project）は2015年よりギザで進行中であり、クフ王のピラミッド内部での大型の空洞を発見した。 - 管理、観光警察、民間防衛、技術管理のための建物、来訪者センター、駐車場及び交通施設などを含むギザ台地開発計画事業が再開した。 2017年9月にミット・マヒヌ（Mit Mahine）にオープンした、来訪者サービス、インタープリテ		

- ーション、コミュニティ・アウトリーチを含む、メンフィスの遺跡とコミュニティ開発事業は、囲い壁で実施された。
- ・サッカラ (Saqqara) では、階段ピラミッド (Step Pyramid) と南側墓のリスク緩和及び復元事業が完成間近であり、2017年に開始したサッカラ記念物群開発事業と北側囲い壁は完了した。
- ・スキャン・ピラミッド計画はダハシュールの屈折ピラミッドで作業を進めた。

2. 世界遺産センターの見解

- ・資産で重大な考古学的発見があり、クフ王のピラミッドでの研究が実施されていること、サッカラでの階段ピラミッドと南側墓リスク緩和復元事業も終了間近である等、締約国の進捗を称賛するべきである。
- ・ギザ台地を横切る環状道路トンネルの適切なスキーム策定の可能性については、締約国は世界遺産センター、諮問機関、世界遺産委員会と共同で取り組んできた。提出された「考古学調査」には地中探査レーダーや磁器測量などのリモートセンシング調査のデータが含まれていないが、これらのプロセスを実施するべきと言及している。この情報を含んだ完全な考古学調査が完成し、この調査、他の過去に提出された技術報告書及び技術設計の諮問機関の審査を経て、環状道路トンネルを、特別に RSOUV に言及し、「世界文化遺産への遺産影響評価のイコモスガイダンス (2011)」に則り策定された包括的な HIA の対象とし、それを審査のため世界遺産センターに提出するべきである。
- ・2017年の世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの発見に追加して、撤回された1995年の環状道路スキームのレガシー、投棄された土、岩、建設の瓦礫、大規模で不法な砂の採石、ごみの焼却などの、資産の主要な複数の構成資産のセッティングに悪影響を与える可能性があるもの、の影響に対処する活動の追加情報を提出するべきである。
- ・ギザ台地開発事業の再開が非常に早く進展しており、構成資産であるギザの緩衝地帯への遺産の影響及び懸念に対する外部技術審査が実施されていないことを懸念する。更に、2018年から始まるギザピラミッド地域の照明及び警備事業は、資産に対する潜在的な視覚的影響と完全性への影響を与える可能性がある。メンフィスとコミュニティ開発事業が正確な位置、設計及び資産への影響に関する情報がないままに進行中である。作業指針第172項に従い、照明及び警備、メンフィスとコミュニティ開発事業を含む、ギザ台地開発事業の包括的な詳細を提出することを委員会は締約国に促すべきである。
- ・しかし、世界遺産に特化した国内法の調査、緩衝地帯の規定と軽微な境界線変更要請の提出、特に構成資産ギザに対する、増加するカイロの都市圧力からの保護など、過去の委員会決定で示された複数の課題については対応が見られる。
- ・資産の保全状況と、進行中及び計画されている事業とどのように資産の OUV に影響を与えるかについて審査するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを、主要な国内及び国際ステイクホルダーと協力して招聘するべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・中止された環状道路1995年のレガシーが景観に悪影響を与え、投棄、ごみの焼却、大規模な砂の抽出を促進していることに留意し、この影響に対処するため実施された活動に関する詳細を提供すること。
- ・資産の保護管理を強化するために以下の取り組みの努力を継続すること。
 - ・世界遺産の全体的な調整と管理を強化し、古物省 (the Ministry of Antiquities) による資産の保全を強化すること。
 - ・世界遺産に特化した国内法を調査すること。
 - ・緩衝地帯を規定し、軽微な境界線変更要請を提出すること。
- ・資産の保全状況、進行中及び計画されている事業及びそれがどのように資産の OUV に影響を与えるかについて審査するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘すること。
- ・2019年第43回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

5.3. エルビルの城塞

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.53	ID No.	1437
資産名称（英）	Erbil Citadel		
締約国	イラク共和国		
			
		©Gaetano Palumbo Author: Gaetano Palumbo	
種別	文化遺産	資産面積	15.6 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	268.34 ha
評価基準	iv	世界遺産一覧表記載年	2014 年
構成資産数	1		
資産概要	エルビルの城塞は、印象的な卵型のテル（遺丘）上で発展を遂げたかつての要塞村落である。19 世紀に建造された家々の高いファサードの壁の連なりは、エルビルの町に聳える難攻不落の要塞の印象を伝え続けている。城塞は、エルビルでのオスマン時代後期に年代づけられる独特な扇状の街路配置を有する。歴史的文献や図像上の記録を紐解くと、このエルビルに人類が居住し始めたのは比較的古かったことが判る。エルビルとは、アッシリアの重要な政治的・宗教的中心地であったアルベラに対応する。考古遺物や考古学的調査により、遺丘の内部にはかつての文化層が何層にもわたって存在すると考えられている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016		
保全状況			
現在の課題	インタープリテーション施設、来訪者施設、 法的枠組、 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・城塞（citadel）のデータベース関連の機能マップ設立を含む、管理計画に沿った措置を実施した。 ・インタープリテーション施設を備えた来訪者管理センター（operational visitor centre）を設立し、資産の主要な箇所に看板を設置した。夏の研修機会を含む教育プログラムを学術機関に提供し、学生にガイド及び保全のボランティアとしての参加を奨励した。 ・来訪者ルート策定計画は、現状の土地利用計画の発展と、特定の地域の具体的な利用の特定により完成した。これらの計画には建造物群のアダプティブ・リユースの提案などが含まれている。ドナーに関する詳細は依然策定中である。エルビル城塞（the Citadel）の建造物群はパートナー組織に配分され、パートナーが建造物再生のスポンサーになっている。 ・上記の全ては、エルビル城塞再生高等弁務団（High Commission for the Erbil Citadel Revitalization/HCEC）とユネスコイラク事務所間の覚書（MoU）を通して実施された。 ・英語、アラビア語、クルド語のガイドブックを含むインタープリテーションの資料が策定中であり、HCEC は国内外のメディアを通して、エルビル城塞再生の進捗情報を定期的に発信している。 ・HCEC が建造物群の保全に取り組み、14 件の建造物で保全作業と緊急介入が報告された。また仮の屋根の 170 件の建造物が絶えず監視されている。		

- ・埋葬考古学の調査、記録、マッピングは、ローマ・ラ・サピエンツァ大学古典学部のイラククルディスタンへのイタリア考古ミッション（Department of Classics and Italian Archaeological Mission in Iraqi Kurdistan）と共同で実施され、国際カンファレンスでのプレゼンテーションと速報が作成された。
- ・国内外の活動を通じて、活発にステイクホルダーと関与している。
- ・報告が必要である追加の開発事業はなく、クルディスタン博物館事業は依然停止したままである。海外のコンサルタントが事業に対する審査の編集に従事しており、事業への委員会決定を考慮して、世界遺産センターとも共同で作業を実施する。

2. 世界遺産センターの見解

- ・イラクとこの地域の状況が非常に憂慮すべきであることを考慮し、この状況下での資産の保全管理に関する締約国の取り組みを称賛すると共に、国際コミュニティと地域グループが様々な分野の活動を実施することを推奨する。
- ・上記の取り組みとして、2014年の資産の記載時に世界遺産委員会が示した勧告の対応である継続中の考古調査が挙げられる。これらの活動の結果は、カンファレンスでの発表や学術記事を通して、継続して国際的に発信されており、現在でも多くの出版物が計画されている。この活動で得られた情報量は、現在も暫定の状態である資産の顕著な普遍的価値（OUV）の言明を策定するために、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出する必要がある。
- ・HCECRは、丘の頂上の集落の再生と、構造物、特にスロープの端にある、の安定化のため投資家と積極的に関わっている。2016年に既に示されていたが、丘の頂上の集落の大部分を商業地区や文化地区に再開発するのではなく、現在の住民を可能な限り残し、他の住民にここに落ち着くよう奨励することが賢明である。
- ・城塞及びセッティングと調和させるよう、計画されているクルディスタン国立博物館の位置の再検討と、設計の大幅な変更の委員会要請に答えるため、海外のコンサルタントと契約したことを評価する。この博物館のセッティングと設計コンセプトを、事業の認可前若しくは建設の入札前に、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出することは依然として高い重要性を持っている。
- ・委員会が2014年に要請した法的審査についての報告がないが、2016年には進行中であるとの報告を受けていた。法的審査に関する勧告に関して、諮問機関は締約国と共同で作業する準備が来ている。
- ・2017年4月30日に、ユネスコ「エルビルの城塞再生事業 第二段階」の実施が完了した。資産の記録、保全、持続可能な管理におけるHCECRのキャパシティの強化と、来訪者の経験の改善と城塞で最も脆弱な属性の修復に貢献した。
- ・継続する地域の不安定さにも関わらず、前回の検討期間中も同様の流れに従い、締約国により保全及び策定された検討中の期間に資産のOUVに対する新たな脅威はもたらされなかった。資産及びセッティングに影響を与える可能性がある主要な開発計画はないと報告を受けている。

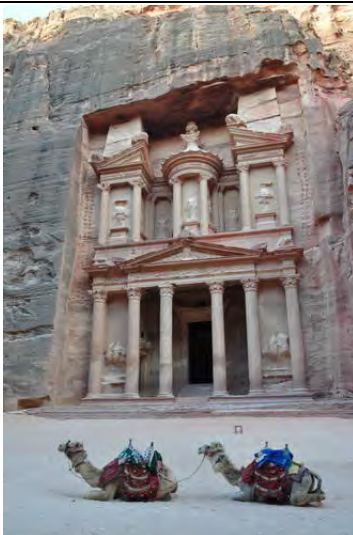
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・締約国に以下を要請する。
 - ・資産及び緩衝地帯内での新しい建設、特に計画されているクルディスタン国立博物館、の位置と設計のコンセプトスキームを、それらの承認若しくは建設の取り組み前に、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること。
 - ・資産、緩衝地帯、セッティングの管理を強化しOUVを保護するため、法的審査を継続すること。
 - ・暫定的なOUVの言明を完成させるため、考古学調査の結果を諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

5 4. ペトラ

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.54	ID No.	326
資産名称（英）	Petra		
締約国	ヨルダン・ハシェミット王国		
			
		©Silvan Rehfeld Author: Silvan Rehfeld	
種別	文化遺産	資産面積	26,171 ha
タイプ	サイト	緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	i, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1985 年
構成資産数	1		
資産概要	紅海と死海に挟まれたナバテア人の隊商都市ペトラは、エジプト、アラビア、シリア（フェニキア）を結ぶ十字路であった。とりわけヘレニズム時代およびローマ時代に繁栄し、アラビアの香料、中国の絹、インドの香辛料などが行き交った。ペトラの特徴は岩山を切り出して建造されている点にあり、岩壁に穿たれた精緻な岩窟墓や神殿、至聖所は世界史上比類なき価値を持つ。また、不毛の地であるにも係らず、ナバテア王国時代、ローマ時代、ビザンティン時代を通じて居住の痕跡が見られるのは、優れた水道システムを完備していたためである。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2015, 2013, 2011, 2010, 2001, 2000, 1998, 1997, 1996, 1995, 1994		
保全状況			
現在の課題	商業開発,陸上交通インフラ,住宅開発,インタープリテーション施設、来訪者施設,土地改変 (conversion),宿泊施設等,管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告書 ・資産の保護管理の役割と責任を定めた覚書（MoU）がペトラ開発観光地域局（PDTRA）と古物局（DoA）間で準備された。 ・クラウンプラザホテル拡大の決定は取り消され、PDTRA と DoA の綿密な監督の下、増築されずに改築される予定である。影響緩和措置が環境影響評価（EIA）及び遺産影響評価（HIA）と合わせて予定されている。 ・PDTRA は、緩衝地帯内で建設が開始した、エコ・ヴィレッジと文化ヴィレッジの環境フットプリント（footprint）の緩和及び削減を実施した。巨大 wheel とケーブルカー事業は取りやめとなった。 ・DoA とユネスコアンマンオフィスが合同で準備した統合管理計画（IMP）が完成した。行動計画と方針の枠組みが含まれており、法的条項と連動し、方針と資金提供活動と共に強化される予定である。 ・PDTRA はペトラ考古公園（PAP）の国立保護地域（NPA）への指定要請を環境省に提出した。これにより、資産の自然、文化的資源とセッティングの保全と保護が強化される予定である。		

- ・PDTRA はメンテナンス及び復元センター設立を目指している。ペトラへの考古ミッションのための評価計画が考案される予定である。考古発掘と研究の最適化及び合理化のための保全及びキャパシティの必要性和手段は、IMP の下で用立てられる。
- ・実施中の水文学研究と並行して、水管理のシステムの再生とメンテナンスと、鉄砲水の早期警報システムの再開が提案されている。
- ・岩の崩落を防ぐための研究、分析、リスク緩和措置とキャパシティビルディング活動が実施された。宝物殿の不安定なブロックは取り除かれ、リスクが緩和され、追加の研究が実施されている。
- ・地域コミュニティ、市民社会協会、アル＝フセイン・ビン・タラール大学 (Al-Hussein Bin Talal University) の無形文化遺産バスマ王女センターが関わり、資産の無形文化遺産の価値向上のための将来的なイニシアティブが計画されている。
- ・PDTRA は、意思決定プロセスと地域の事業への援助における地域コミュニティの代表権の向上を含む、ペトラ地域の地域コミュニティの経済的収入と観光投資の機会の改善措置、を考案及び実施した。この取り組みは国際協力機構 (JICA) の「コミュニティ重視型のペトラ地域観光開発プロジェクト」により強化されている。
- ・PDTRA は、ペトラ統合開発団体と共に、中途退学者への対応として 12 歳以下の 90 人の子供たちに追加の教育支援を提供した。関係省庁と UNICEF が参加し、目標としたワークショップと中途退学者のレベルのモニタリングを通して、児童労働への意識向上とその防止が実施中である。
- ・関係する国内、国際パートナーとのパートナーシップにより、動物虐待に対処するため、意識向上、戦略、新規規制と複数の措置を含む一連の活動が実施された。動物への無量診療日の設定、動物診療所の再開と、PDTRA に新しい獣医が任命された。

2. 世界遺産センターの見解

- ・クラウンプラザの拡張事業を修繕に変更したことや、その他の高層観光インフラ事業を中止したことなど、影響を緩和する重要な決定を下した締約国を称賛する。PAP の NAP への指定は、資産の自然及び文化的資源の保護と持続可能な観光開発の促進への重要なステップとなる。
- ・現在準備中の覚書により、保全管理の効率性の改善、世界遺産条約の要請と義務の実施が可能となり、DoA が資産、緩衝地帯、セッティングにおける法的責任を遂行することが可能となる。
- ・地域コミュニティと市民社会団体の意思決定及び地域開発活動への参加、彼らの経済的及び社会的発展の必要性への対処、特に児童労働と中途退学者への対応への締約国の努力を高く評価する。
- ・締約国は持続可能な開発の観点を世界遺産条約のプロセスに統合するという方針に則り、持続可能な経済的、環境的、社会的発展のアプローチへの強い取り組みを示している。
- ・しかし、資産の主要な危機である都市の成長と膨張に関して以下の通り勧告する。
 - ・2017 年 11 月の合同リアクティブモニタリングミッションの全ての勧告を実施すること。
 - ・持続可能な経済的、社会的、環境的発展を可能とする統合土地マスタープラン (ITMP) により、都市の成長及び開発圧力から資産を保護すること。
 - ・資産の東側への都市の成長を転換させること。
 - ・計画されている緩衝地帯と広域セッティングにおける新規規制。
 - ・計画されている緩衝地帯の境界線承認と、ITMP 策定に則ったゾーニングを含む緩衝地帯への保護的都市規制を明確にするため、軽微な境界線変更届けを提出すること。

3. 世界遺産委員会での審議

決定案に修正なく採択された。

決定概要

- ・2017年11月の合同リアクティブモニタリングミッションの全ての勧告、特に以下、の実施を促す。
 - ・都市の成長と膨張から資産を保護するために必要な活動を実施すること。
 1. 資産から視認できる新しい建造物群若しくはインフラを半永久的に停止すること
 2. 持続可能な経済的、社会的、環境的発展を可能とする統合土地マスタープラン (ITMP) の策定
 3. PDTRAの管轄を越えて、資産のセッティングの高密度化と資産の東側への都市の成長を防ぐこと
 4. 統合土地計画アプローチに則った、計画されている緩衝地帯と資産の広域セッティングへの新規規制の策定
- ・資産の正確な境界線、地形、全ての構成資産の属性 (attribute) と計画されている緩衝地帯の位置を示す、正確なGISを基とする地図の準備
- ・水の管理、流域計画、鉄砲水発生の根への全体的且つ科学的アプローチを通したシーク(Siq)安定化事業への緊急の注視
 - ・主要事業の実施前の、世界遺産センター、イコモスへの通知と協議手順の設定
- ・計画されている緩衝地帯の境界線承認と、ITMP策定に則ったゾーニングを含む緩衝地帯への保護的都市規制を明確にするため、軽微な境界線変更届けを提出する要請を繰り返す。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

5.5. ウム・エル・ラサス（キャストロ・メファ）

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.55	ID No.	1093
資産名称（英）	Um er-Rasas （ Kastrom Mefa'a）		
締約国	ヨルダン・ハシェミット王国		
			
		©UNESCO Author: Karim Hendili	
種別	文化遺産	資産面積	23.928 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	90 ha
評価基準	i, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2004 年
構成資産数	2		
資産概要	当初ローマ軍の駐屯地であったウム・エル・ラサスは、5 世紀ごろから都市としての発展を始めた。遺跡の大部分が未だに調査されていないが、ローマ、ビザンティン、初期イスラム時代の様々な遺構が残っている。とりわけ柱上苦行者が苦行を行ったと考えられる 2 基の塔は、こうした遺構として唯一現存するものである。遺跡内にある 16 の教会には、保存状態のよい鋪床モザイクを伴うものもある。特に聖ステファノス（St. Stephen）に捧げられた教会のモザイクは、ビザンティン時代の周辺地域を絵地図で表現しており興味深い。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2017, 2015, 2013, 2011, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005		
保全状況			
現在の課題	宿泊施設等,管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・管理計画を採択し実施中である。既に進捗がなされている地域の情報を以下に提示する。 ・ウム・エル・ラサスを含む、ヨルダンでの考古事業に対する規制が 2016 年に承認された。 ・ウェールズ・トリニティ・セント・デイビット大学（英国）が実施した研究により、資産周辺の灌漑システムに関する情報が提供された。 ・文化遺産応用技術研究所（イタリア）主導のカストラムに対するマスタープラン策定事業が完成間近であり、インタープリテーションとサインシステム（signage system）の早急な利用と共に、資産の体系的なマッピングが提供される予定である。 ・ビザンチウムと後ビザンチウムの記念物群のヨーロッパセンター（ギリシャ）のお陰で、モザイクの埋め戻しや資産の職員への研修を含む、2 対の教会（Twin Churches）の保全事業が進行中である。 ・将来的な戦略に情報を流すため、モニタリングと分析を継続している。 ・観光省と考古省（DOA）が、来訪者経験を改善するため、サイン、資産のインタープリテーション、小道（trails）等を、価値に基づいた改善の取り組みを実施している。 ・DOA により、資産を横切る排水溝に対する評価、特に聖ステファノス複合施設に対する、が実		

施され、発見された問題を解決するための具体的な行動が特定された。

- ・柱上苦行者の塔に示された保全措置を受けるようとの委員会要請に関しては、修正された事業は未だ完成しておらず、現在ではモニタリングと予防的保全活動のみが実施されている。
- ・管理計画内の「保全状況」の項目では、実施される優先活動に関しての有用な観察を含む広範な全体像を示し、近年では柱上苦行者の塔とカストラムの保全状況に対する懸念が集中しているが、その他の資産の大部分でも早急な注意が必要である懸念も示している。

2. 世界遺産センターの見解

- ・2018年4月の技術審査を通して、イコモスは締約国から提出された管理計画を評価した。ウム・エルーラスの管理計画と保全状況に対する微妙な違いを含む分析（nuanced analysis）が含まれた良い計画文書が確認できたことは心強い。関係政府機関間のより良い調整の提供とプランの実施による資産管理の改善が目的とされている。計画された全ての活動が実施されることを望むが、計画の実施は既に始まっていると締約国から報告があった。
- ・管理計画に示された資産の保全情報は、2018年4月に提出された短い保全状況報告書よりも詳細であり、多くの保全事業の実施が早急に必要であることが述べられている。既に計画されているべき若しくは近い将来実施されるべき年間の保全事業プログラムについても言及がある。
- ・この状況で特に重要なのは、2009年から委員会が詳細の提供を要請し続けている、柱上苦行者の塔で計画された保全措置である。モニタリングと予備的保全事業が実施中であるが、資産の顕著な普遍的価値（OUV）の上での塔の重要性を考慮すると、事業修正は未だ準備ができていないと懸念される。管理計画では、カストラム要塞と柱上苦行者の塔は両方共に「注意が必要な保全状況」であり、塔上部の小部屋は崩壊の危機にあると記述されている。また、メンテナンスと予防的保全の観点から、カストラム要塞と柱上苦行者の塔に大部分の注意が払われているが、資産の他の地域も被害を受けている。
- ・資産の主な属性が消失するリスクを回避するため、可及的速やかに保全の介入を実施することが早急に必要である。早急に緊急安定化事業が実施されるべきであり、同時に現在進行中の管理計画策定プロセスの文脈で、長期的な保全計画が策定されるべきである。
- ・委員会が締約国に対し、資産の脆弱な属性、特にカストラム要塞と柱上苦行者の塔、の必要な全ての一時的及び可逆性のある安定化介入の実施と、最終の保全事業を諮問機関の審査のため世界遺産センターへの提出、上記の事業完成に援助が必要と思われる、世界遺産センター/イコモス合同アドバイザリーミッションの招聘の奨励を、促すべきである。
- ・また管理計画では、資産の境界線と緩衝地帯に関する変化、資産の記載時からの変化と、締約国の土地買収による将来的な変化、の状況が説明されている。状況を明確にし、2020年の第44回世界遺産委員会での承認のため、軽微な境界線変更要請を提出するよう、委員会は要請するべきである。
- ・最後に、世界遺産委員会は管理計画に包括的保全計画、考古学的調査の指針、公共利用計画を含ませることを要請していたが、完全には実施されなかった。これらの複雑な分野は、それぞれ個別の報告書で完全に言及されるに値するものである。従って、委員会は締約国に対してこれらの追加計画の提供を要請するべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・資産の境界線と緩衝地帯の規定を更新し、作業指針第163、164項に従い、正式な軽微な境界線変更として、諮問機関の審査のため、また2020年第44回世界遺産委員会での承認のため、世界遺産センターに提出すること。
- ・2019年第43回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

56. ビブロス

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.56	ID No.	295
資産名称（英）	Byblos		
締約国	レバノン共和国		
		 ©Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1984 年
構成資産数	1		
資産概要	現在名はジュバイル。新石器時代から続く世界最古の街の一つ。BC3000 年頃からフェニキア人の交易で栄え、ローマ帝国支配期には宗教都市として再生したが、イスラム勢力の侵攻につれ衰退に向かった。遺跡のランドマークでもある十字軍の要塞からは、新石器時代の住居、フェニキア王の 9 基の墓所、ローマ劇場跡、エジプト時代の 26 本のオベリスクなど、この街の長く、多彩な歴史を物語る遺跡群を見渡すことができる。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998		
保全状況			
現在の課題	影響の大きい調査活動/モニタリング活動, 住宅開発		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 2016 年 8 月、世界遺産センターから、資産の南側の側で実施が計画されている「外交クラブ」事業の異なる要素に関する詳細かつ明確な情報を提出するよう要請があった（本資産は緩衝地帯を設定していない）。この事業は、現在の建造物群を観光客及びレジャー機能を持つものに転換し、地下のプールと、木製の更衣所、脱衣所、四阿（pergolas）を建てるものである。 - 計画されている外交クラブ事業が、ビブロスの古代の港という、重要な価値を持つ考古遺跡の上に位置する可能性があることから、イコモスより、古代の港の遺構の存在を確かめるために評価研究と発掘調査を実施し、考古地域を保護するための技術的な解決案を提案するよう勧告を受けた。 - 締約国の要請により、外交クラブ事業の開発業者は勧告された発掘調査を実施した。この調査委により、古代の港の考古学的遺構と劣化した状態が明らかとなった。遺構は正式に記録された。プールの可逆性を可能とする、考古遺構の埋め戻しを提案し、イコモスの合意を得た上で、詳細な設計と使用の承認を待っている。 2017 年 2 月、世界遺産センターのミッションにより、事業の開始と、地上の新しい強化コンクリートの新しい構造物が資産から視認できることが確認され、世界遺産センターより建設中止の依頼があった。世界遺産センターとの複数回の協議の結果、イコモスが過去の要請した情報を審議するまで、新しい建造物を建設しないという承認を出した。複数回の要請があったが、詳細設計は未だ提出していない。		

2. 世界遺産センターの見解

- ・ 複数回の要請にも関わらず、外交クラブ事業に関する詳細かつ明確な設計文書と使用が適切かつタイムリーに提出されなかったことを深く懸念する。委員会が締約国に対し、プールの可逆性が保たれた考古遺構の埋め戻しを含む、この事業の詳細な設計と仕様を、諮問機関の審査のため世界遺産センターに可及的速やかに提出することを促すべきである。
- ・ 建設事業が進行中であり、新しい地上のコンクリート構造物が確認できることから、資産の顕著な普遍的価値（OUV）に対する外交クラブ事業の影響を評価するため、資産の OUV、真実性、完全性を持続させるために必要である事業の修正を特定するため、また遺産影響評価（HIA）が適切であるかを判断するために、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘し、資産の保全状況の評価することを委員会が要請することを勧告する。その間、本事業の建設作業を延期し、追加の建造物が建設されないようにするべきであると勧告する。
- ・ 作業指針第 172 項に従い、元に戻すことが難しい全ての決定が下される前に、資産の OUV に影響を与える可能性がある主要な復元及び新規建設事業の将来的な計画を、世界遺産センターに報告することを委員会は促すべきである。
- ・ 資産の境界線若しくは緩衝地帯が特定できないため、世界遺産センターとイコモスとの綿密な協議の下、作業指針第 107 項、164 項、付属資料 11 に従い、軽微な境界線変更として境界線と緩衝地帯を、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出することを委員会が要請するべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・ 資産の顕著な普遍的価値（OUV）に対する外交クラブ事業の影響を評価するため、資産の OUV、真実性、完全性を持続させるために必要である事業の修正を特定するため、また遺産影響評価（HIA）が適切であるかを判断するために、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘し、資産の保全状況の評価することを要請する。
- ・ 上記の活動が完了するまで、事業の建設作業の延期と、追加の構造物を建設しないよう要請する。
- ・ 作業指針第 107 項、164 項、付属資料 11 に従い、世界遺産センター及び諮問機関との綿密な協議の下、軽微な境界線変更を策定し提出すること。
- ・ 2019 年第 43 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 2 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

5.7. バハラ城塞

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.57	ID No.	433
資産名称（英）	Bahla Fort		
締約国	オマーン国		
			
		© UNESCO Author: Véronique Dauge	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iv	世界遺産一覧表記載年	1987 年
構成資産数	1		1988～2004 年 危機遺産
資産概要	本資産は、オマーン国アフダル山（Djebel Akhdar）の麓に位置する、中世の城塞遺跡のうちの1つである。バハラの街は、12世紀から15世紀にかけて、バヌ・ネブハン（Banu Nebhan）一族による支配のもと繁栄した。近隣のイズキ（Izki）、ニズワ（Nizwa）、ルスタク（Rustaq）の城塞とともに、当地域一帯の封建的なコミュニティであるハワーリジュ派（Kharijite）の拠点として栄えた。城塞は、石造の基礎の上に、日干し煉瓦によって堅固な城壁および塔が建設されている。城塞の付近には金曜モスク（14世紀）、住居、スーク、オアシス、ヤシの木立などの歴史的遺産が現存し、城塞と合わせて一連の歴史的な景観を形成している。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2012, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996, 1995, 1994, 1993, 1988		
保全状況			
現在の課題	住宅開発, 法的枠組, 管理上の活動, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - 遺産文化省（MHC）内で「世界遺産部局」を設立し、バハラ要塞には管理棟を設置予定である。 2010年に管理計画を完成させたが、世界遺産センターに提出していない。計画では19の「特色ゾーン」を特定し、各ゾーンで必要な保全管理活動も示した。他の省庁との更なる調整により、管理計画の主要な活動、緩衝地帯の拡大、オアシスと灌漑システムの農地としての利用規制など、の実施が可能となる。 - 必要な法的枠組を成立次第、緩衝地帯の拡大を含む、軽微な境界線変更要請を提出する。 - ミッションチームは各種の事業文書にアクセスできなかったが、後にアクセス可能になるとの情報提供を受けた。上記の利用を含む、全ての記念物、オリジナルの形態に従った作業、建設技術等の介入の前に、MHCにより包括的な記録が準備される。市場（スーク）、シャイファ・ビン・バラカ霊廟、アルカフェア・モスクで実施された事業の情報を提供した。バハラ壁の保全アプローチには、清掃、植物の根の除去、透湿防止、近隣での新規建造物群の建設防止、地域住民の保護の必要性の啓発、等が含まれる。 - アル・アウクラ伝統的集落での包括的な復元事業は、土製建造物の規模と範囲により困難である。ミッションの発見に従い、MHCはファサードと来訪者路のメンテナンス計画を準備している。保全		

事業のキャパシティビルディングのため、上記のワークショップを実施した。

- ・ミッションはアル・グフザリ、アル・ハウィヤフの伝統的集落において、特に世界遺産一覧表に資産が記載される以前の、コンクリートによる介入などの、複数の悪影響を発見した。しかし、アル・アウクラを放棄と真実性の喪失から救うために緊急に必要な活動については示されている。
- ・最後に、資産の顕著な普遍的価値（OUV）と国家及び地域の遺産としての価値のより良い理解を促進するとミッション時に示された「オアシス」への資産名称変更の提案に謝意を示すが、現在は優先順位を資産の保全に置いていることを示す。

2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国は資産の管理と法的状況を改善するため、MHC 内への「世界遺産部局」、要塞での管理棟の設置などの努力を継続し、また復元事業の実施と 2017 年のミッションやその発見にも積極的に関わっている。しかし、過去に委員会が要請した主要な以下の活動、完成した管理計画、軽微な境界線変更要請、資産で既に実施及び計画済みである保全及び管理活動の記録の提出、が実施されていない。この遅れは、伝統的な集落での急速な開発、コンクリート建造物の浸食と地域特有の建造物群の消失などの主な課題に対応するための、締約国とその機関の能力を阻害するものである。その例としては、ミッション報告書はアル・アウクラ伝統的集落の真実性が、建設圧力により危機に晒されているのを確認した。ファラジ灌漑システムも放棄によりリスクに晒されており、隣接するコンクリート建物により影響を受けた周辺の古代のオアシスの壁の一部が崩落及び破壊されている。近年、バハラ市場（スーク）で事業が実施されたが、モスク、大霊廟、門、資産の要塞、資産の対部分は依然として脆弱である。
- ・これらの状況に対処するために、ミッションは以下を勧告する。
 - ・新規建設の制御とモニタリング
 - ・規定された資産の境界線、緩衝地帯、看板を明確に示した地図の条項
 - ・オリジナルの構造、異なる土製建造物の技術による介入、他の伝統的な材料への介入、新規コンクリート建設を示した資産の保全状況の包括的な記録の準備
 - ・管理計画と新規に承認された法的枠組と遺産の法律を世界遺産センターに提出すること
 - ・所長と技術管理チームがいる地域管理オフィスの設立
 - ・保全とメンテナンスのプロセスを規定する保全計画/戦略
 - ・将来的な事業の基礎として、科学的分析と歴史的調査と共に建築的記録の向上
 - ・特定の記念物群と区域に特化した勧告の範囲
- ・ミッションは、継続する脅威に対処するため、浸食から資産を保護するより一貫しかつダイナミックなアプローチを締約国が採択するべきと結論付けた。ファラジ灌漑システム、オアシス、古代の集落、自然及び構築環境（built environment）、周辺の古代オアシスの外壁、バハラ市場（スーク）、古いスーク、資産の真実性、完全性、OUV に貢献しているコミュニティの全てのダイナミックな「生きている（living）」構造物などを含む、資産の要素全体を保護するため、集中する箇所を拡大する必要がある。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・作業指針第 172 項に従い可及的速やかに、資産で既に実施及び計画された保管理活動（オリジナルの構造、異なる土製建造物の技術による介入、他の伝統的な材料への介入、新規コンクリート建設）と、それらと管理計画最終及び改訂版の間の調整を要約した詳細な文書を提出すること。
- ・資産への 2017 年のリアクティブモニタリングミッションの勧告に留意し、それらを、特に新しい建設の規制とモニタリングの改善の条項と保全計画策定、実施すること。
- ・2019 年 2 月 1 日までに、緩衝地帯拡大のための軽微な境界線変更を、2019 年第 43 回世界遺産委員会での審議のため提出すること。
- ・2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

58. ジェッダ歴史地区：メッカへの玄関口

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.58	ID No.	1361
資産名称（英）	Historic Jeddah, the Gate to Makkah		
締約国	サウジアラビア王国		
			
		© Simone Ricca	
種別	文化遺産	資産面積	17.92 ha
タイプ	建造物群（現住歴史都市）	緩衝地帯面積	113.58 ha
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2014 年
構成資産数	1		
資産概要	ジェッダは紅海の東岸にあり、インド洋交易路においてメッカに商品を運ぶための重要な港であった。この交易による繁栄を通じて、16 世紀から 20 世紀にかけて多文化都市が発展し、マグレブやアラビア、また遠く離れたインドや東南アジアからの商人を魅了した。 ジェッダでは珊瑚石を用いた紅海沿岸の建築の風習と交易路沿いの知識・技術とが融合し、特有の建築文化が発展した。この繁栄は、スエズ運河が開通し、定期的に蒸気船が運行され、北はヨーロッパまでに交易が広がった時期、19 世紀末に頂点を迎えた。繁栄を享受した裕福な商人は、格子細工が施された木製の窓掛けで覆われた出窓を有する、精巧な 7 階建ての高層住宅を建設した。こうした建築はローシャン（roshan-s）と呼ばれている。ジェッダは 14 世紀から、もしくはそれ以前から、メッカを訪れるインド、北アフリカ、東アフリカ、南アフリカからの巡礼者のための港として、その役割を果たしてきたが、この役割は 19 世紀後半に著しく増している。このことは、年間 100,000 人にも及んだ巡礼者のために、当時都市が提供していた宿泊施設からも窺い知ることができる。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016		
保全状況			
現在の課題	住宅開発, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・全ての歴史的建造物群の完全かつアクセス可能なデータベースが現在利用可能である。ジェッダ事務局（Jeddah's Amana）の都市部局と GIS 部が、モニタリング目的で使えるような、3D 及びデジタルデータを含む、新しい技術を使ったデータベースを更に作成するため、キング・アブドゥルアズィーズ大学と協力を結んだ。 ・複数の取り組みにも関わらず、最近の調査により複数の住居が壊れやすく崩壊の危機にあることが指摘された。崩壊の回避とリスクにある建造物群の安定化の坑道が現在計画中かつ実施フェーズにある。 ・非政府機関による、復元活動の援助が可能な地域の芸術家への研修プログラムを含む活動がジェッダ歴史地区で実施された。 ・2015 年に「国家歴史モスクケアプログラム」の枠組みで実施されたアッシュ・シャーフィイー・モスク（Ash-Shafe'i Mosque）の復元を受けて、アル・ミーマー・モスクの復元事業が 2018 年の四半期以内に完了することが予定されている。 ・地域コミュニティ、市民社会及び民間団体が複数の保全と復元の活動に参加した。		

- ・観光及び国家遺産に関するサウジ委員会（SCTH）と事務局（Amana）は資産管理に歴史的都市景観（HUL）アプローチを適用するステップを実施した。都市の資源調査、公共民間パートナーシップの推進、遺産の価値とその脆弱性の都市の開発計画への統合、保全及び開発活動の優先順位化等が含まれる。保全、計画、開発及びパートナーシップに関わる指標を既に策定した。
- ・遺産影響評価（HIA）アプローチと規制・管理枠組みに統合する委員会要請を受けて、SCTH はジェッダ歴史地区への HIA を実施した。古物、博物館、都市遺産法（2014）の承認と、地方自治体の建造物規制の策定と承認、「建造物規制のガイドライン」の策定の目的は、HIA に由来する包括的な戦略内で、遺産を保護するために資産への方及び規制の適用を促進することである。
- ・市民自警団（the Civil Defense）と、ジェッダ歴史地区と地方自治体の政府職員で、資産での火災防止活動が実施された。これには資産内（registered area）北側に位置する、ジェッダ歴史地区内で発生した緊急火災のための水の貯蔵と供給の実施、歴史的建造物群への 600 を越えるハンドベルト消火器の設置が含まれる。

2. 世界遺産センターの見解

- ・3D データベースが策定中である、歴史的建造物群のデータベースに関して重要な進展が成されている。だが委員会が要請した、タワーハウス、他の都市にある住居、ウィカラ（wikalas）、モスク、ザーウィヤ（zawiyas）等の顕著な普遍的価値（OUV）に関係する他の属性がそれに含まれるのか、という点に関する詳細な情報は提供されなかった。
- ・締約国は委員会が要請した包括的な保全戦略を提出しなかった。資産内で実施された保全事業に関する締約国の努力は称賛に値するが、実施された事業、実施される予定の計画と戦略、特に崩壊のリスクがある建造物群に関する詳細情報を提供することを委員会が締約国に要請することを勧告する。また、アル・ミーマー・モスク等の象徴的な建造物群への復元及び/若しくは保全事業の技術情報を、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出することも要請するべきである。一般的には、保全及び復元事業は歴史的建造物群とその構造の真実性を尊重するべきである。
- ・締約国から、法的枠組みと組織の責任、資産管理に HUL アプローチを設けつつ統合する取り組みに関する詳細な説明が提供され、都市/建築的な保全開発の指標が設定された。
- ・ジェッダ歴史地区に対する HIA が実施されたが、世界遺産センターに提出されていない。この HIA は、特定の事業の評価ツールというよりは、資産に対する「計画の実施」を援助するために準備されたと思われる。重要な事業に対する HIA も同様に資産管理の枠組みの一部に統合することが望ましい。
- ・資産での火災防止のため、複数のリスク緩和措置が実施されているが、リスク管理・防止計画が依然として必要である。上記の取り組みに関する詳細な情報を、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出することを委員会が要請するべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・以下を諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること。
 - ・作業指針第 172 項に従い、特に象徴的な建造物や崩壊のリスクにあるものに対する、資産内で実施された全ての計画、事業、戦略の詳細情報
 - ・資産に対して実施された HIA
 - ・特定の事業に対する HIA の枠組みを含む、資産の統合保全戦略
 - ・資産のリスク管理及び防止計画
- ・2021 年第 45 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

59. ゲベル・バルカルとナパタ地域の遺跡群

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.59	ID No.	1073
資産名称（英）	Gebel Barkal and the Sites of the Napatan Region		
締約国	スーダン共和国		
			
		© UNESCO Author: Ron Van Oers	
種別	文化遺産	資産面積	182.5 ha
タイプ	遺跡（群）	緩衝地帯面積	46.5 ha
評価基準	i, ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2003 年
構成資産数	5		
資産概要	ナイル川の両岸に沿って点在する 5 つの遺跡群からなる本資産は、クシュ第 2 王国期のナパタ文化（紀元前 900～紀元前 270 年）とメロエ文化（紀元前 270～350 年）の貴重な遺産である。これまでにピラミッドや地下墳墓、神殿、複合住宅や宮殿の遺構が発見されている。古代以来、ゲベル・バルカルの丘は宗教儀式や民俗的習慣と切り離せない関係にある。遺跡内で最大とみられる神殿は、今もなお周辺住民から神聖視されている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2013, 2011, 2010		
保全状況			
現在の課題	砂漠化, 洪水, 陸上交通インフラ, 住宅開発, 地形改変/土地利用変更, 宿泊施設等, 管理制度/管理計画, 風		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 極端な気候状況と、人的行為による制御不可能な破壊に晒された記念物群の更なる破壊を止めること、また科学的研究な分析に基づく考古遺構や壁絵の復元や再建などの保全事業が可能である箇所を調査するため、スーダン・カタール考古学事業（QSAP）の枠組みで 5 回の考古学ミッションが現在実施されている（国立古代美術・博物館公社からのミッションが 2 回、イタリア保全修復研究所、スペインのミッション、ドイツ考古学研究所からそれぞれ 1 回）。資産の記録とマッピング、バルカル博物館、資産でのプレゼンテーション、来訪者経験の更新と改善等にも事業の焦点が当てられている。 ・ 資産は高いレベルの完全性と真実性を有しており、環境モニタリングと調査が保全事業の準備として実施された。ムト神殿は詳細な保全と安定化事業の対象となっており、同時にキオスク B551 は 3D 写真スキャンの撮影後に埋め戻された。小規模な神殿は定期的な鉄砲水による最も酷い悪影響を受けており、神殿全体の正面を傷つけている。計画された保全事業は、排水を分離する排水システムの設置、神殿内のがれき撤去、床の修復、柱の部分的な再建（rebuilding）等で構成されているが、資金不足のため未だ実施されていない。大規模であるアメン大神殿は洪水、浸食、清掃（scavenging）により酷い被害を受けており、必要な保全事業が実施できる資金が得られるまで埋め戻した。1919 年に最初に発掘されたメロエ期の宮殿は、発掘の投棄場所として使われており、再		

発掘はされないが、3D モデル (computerized model) がバルカル博物館で展示される可能性がある。資産の西北の端に位置するタハルカのハトホル神殿は、石材廃品業者 (stone scavengers) により完全に破壊され、内部の意思の小部屋は浸食が酷い状態である。

- ・エル＝クッル葬神殿に、雨水、腐食、摩損からの保護と同時に地下水の上記の換気を可能とする地表から 3.5m の高さの覆いの建設を、国際クッル考古学事業の一環として提案している。
- ・収蔵品の更新、デジタル化、カタログ化と、建物、展示スペース、保管庫の近代化のため、ジェベル・バルカル博物館に 2 種類の補助金 (grant) を提供した。現在、博物館は記録が取られておらず、不十分に展示され、不適切な扱いのため大部分が破損した出土品の保管庫として使われている。

2. 世界遺産センターの見解

- ・QSAP の枠組みで予防的保全の取り組みと保護活動が締約国により実施されたが、資産の全体的な保全状況には大きな懸念がある。更なる腐食から記念物群を保護するため、またピラミッドの石造物の再生する保護措置や、来訪者管理、資産のプレゼンテーション、バルカル神殿の改修等将来予定されている事業は価値ある取り組みである。長年に渡る放置、メンテナンスと保護の欠如、不適切な管理と職員のキャパシティにより、資産は危険な保全状況であり、重要な属性の破壊や、資産の完全性が脅かされ、顕著な普遍的価値 (OUV) に直接的な悪影響を与えられている結果となった。QSAP が整理した長期的な資産管理のための、開発、インタープリテーション、キャパシティビルディングに関する全体的なマスタープランを、望ましい目標より優先的に、策定する必要がある。エル＝クッル葬神殿の覆いの建設は、より慎重な検討が必要であり、詳細な記録を諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出するべきである。
- ・残念なことに、報告書には事業活動の全体的な戦略と状態の明確な情報が載っておらず、また緊急の管理及びモニタリングの課題も対処がなされていない。観光管理計画が資産のプレゼンテーションと来訪者ガイダンス活動を手引きするのかがどうなのかが不明確である。委員会の過去の要請にも関わらず、作業指針の付属資料 11 で示された基準に則り、5 件の構成資産の境界線を明確に特定するための地図作成の完成に関する情報が何も提供されていない。長期的な保全の必要性を適切に把握するため、世界遺産センターと諮問機関と協力し、全体の戦略の中で管理課題とモニタリングシステムに対処するよう、委員会は強く促すべきである。更に、観光管理計画の詳細と、実施済み・計画されている活動の詳細な記録を提出するべきである。
- ・資産の保全状況を評価するため、主要な国内外のステイクホルダーと協力し OUV への脅威を正確に特定するため、管理、モニタリング、来訪者管理の課題に対処する行動計画を策定するため、作業指針第 179 項に従い、資産の OUV、特に真実性と完全性、を持続させる属性の保全状況が、確実若しくは潜在的な危機の対象となっているかを判断するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの招聘を要請するべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・エル＝クッル葬神殿の覆いの建設の詳細な情報と記録を、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること。
- ・可及的速やかに、資産の保全状況を評価するため、主要な国内外のステイクホルダーと協力し OUV への脅威を正確に特定するため、管理、モニタリング、来訪者管理の課題に対処する行動計画を策定するため、作業指針第 179 項に従い、資産の OUV、特に真実性と完全性、を持続させる属性の保全状況が、確実若しくは潜在的な危機の対象となっているかを判断するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘すること。
- ・2019 年第 43 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 2 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

60. カルタゴ遺跡

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.60	ID No.	37
資産名称（英）	Archaeological Site of Carthage		
締約国	チュニジア共和国		
			
		© Yvon Fruneau Author: Yvon Fruneau	
種別	文化遺産	資産面積	616.02 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	13		
資産概要	カルタゴは紀元前 9 世紀にフェニキア人によって建設された、チュニス湾を臨む都市国家である。紀元前 6 世紀ごろから地中海交易の中継地点として大いに繁栄し、ポエニ戦争中にローマ帝国の領土を支配下に置いたこともあった。しかし、紀元前 146 年にローマに敗れて滅亡した。現在見ることのできる市街地は、ローマ人がフェニキア時代のカルタゴの上に建造した新しいローマ的なカルタゴ市である。フェニキアやローマに留まらず、後の初期キリスト教時代やアラブ時代の痕跡も残されており、地中海におけるさまざまな文化の混淆と発展をみることのできる貴重な遺跡である。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 2012, 2011		
保全状況			
現在の課題	住宅開発, 法的枠組, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・過去の委員会で指摘された保全上の課題への進捗が報告された。 ・締約国は依然として資産に影響を及ぼす全体的に困難な状態に直面しているが、古代カルタゴ港 (Punic ports) の乱暴な占拠、広報用の看板や無秩序な建設の撤去等に効果的に対処した。 ・2013 年に遺跡の博物館から盗まれた有名なガニメデ像が取り戻された。 ・様々な考古発掘調査が実施若しくは計画されたが、報告書は過去に委員会が要請したように、保全やプレゼンテーションに関わる可能性のある計画を詳細に扱っていない。 ・資産内の複数の考古地域の指定解除/再指定の土地問題を解決する計画の策定責任がある委員会は、その結論を所轄官庁に提出した。 ・締約国は、分類されたゾーニングの土地規制を保証する努力を続けているが、その一方で開発及び強化事業を実施している。 ・2018 年 1 月 8 日、国立遺産委員会に資産の境界線の変更届けが提出され、好意的な反応を受けた。すぐに世界遺産センターに転送される予定である、 ・緩衝地帯を定義する基準に関する情報と、それを管理する規制及び措置は、資産の境界線変更が採択され次第直ちに提供される予定である。 ・保護整備計画の改訂版 (PPMV) は現在策定中であり、資産のプレゼンテーション計画は既に準備		

され、将来的な観光管理計画の基となる資産の観光管理方針の概要に関する協議が予定されている。

- ・ローマ時代のカルタゴで最大の公共記念物を強化するため、ローマのキルクス(Circus)の研究及び宣伝事業が準備された。
- ・資産への考古学的調査と保全戦略の研究が現在準備中である。
- ・資産の管理及び保全ツール、関連ステイクホルダーの役割を調整する新しい機関の設立が予定されている。
- ・貯水池や給水場を含む水に関わる複合体は、特に水へのインタプリテーションセンターの設立により文化的な憩いのスペースとなると見られている。

2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国は資産の保全、保護、管理を保証するため、2014年の委員会報告書の勧告実施の努力を、難しい世界情勢の中で強めている。不法活動への対処に成功し、資産内での土地問題を、高いコストにも関わらず買収による再指定により制御している。しかし締約国が資産内の複数の考古ゾーンの指定解除/再指定の土地問題に関わる行動計画をタイムテーブルと共に提出することが依然として必要である。従って委員会が締約国に、資産の保護と保全やガニメデ像の発見への努力を称賛し、資産内の特定の考古ゾーンの指定解除/再指定の土地問題に関わる行動計画をタイムテーブルと共に提出することを依頼する (ask for)。
- ・資産の境界線と緩衝地帯を見直すプロセスが実施中だが、緩衝地帯を定義する基準とそれを管理する規制及び措置が未だに世界遺産センターに提出されていないことに遺憾の意を表明する。
- ・PPMV、資産の強化計画と観光管理計画、資産の管理保全組織の権限と特権の明確な基準に関する措置は厄介な遅延を示しており、その完成、承認、実施のための緊急行動が必要である。
- ・ローマのキルクス(Circus)の研究及び宣伝のため準備されている事業と、関連する研究、考古調査や資産の保全戦略、遺産影響評価 (HIA) に関する事業を、資産の顕著な普遍的価値 (OUV) を完璧に保護するための適切な解決案の模索を委員会が援助することを可能にするため、不可逆的な決定が成される前に、作業指針第 172 項に従い、諮問機関の審査のため、世界遺産センターに提出すること。

3. 世界遺産委員会での審議

修正案あり

中国：遺産保護に対する締約国の取組みを称賛する。引き続き取り組んでほしい。チュニジアから詳細な説明を聞きたい。

ウガンダ、インドネシア、ジンバブエ、アゼルバイジャン、クウェート：中国の修正案を支持する。

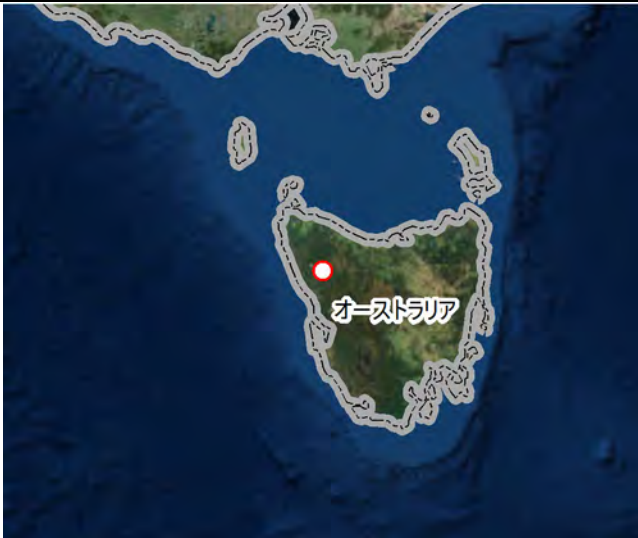
スペイン：資産が直面している課題について締約国の説明を聞きたい。

チュニジア：本資産はアフリカ地域のみならず世界遺産条約を象徴する資産である。チュニジアでは社会的、経済的、政治的な混乱があったが、3月に新たな法令が出されたほか、2018年1月に、資産境界線の修正案をとりまとめた。我々は全ての勧告、緩和措置を実施する準備が出来ている。

決定概要

- ・特定の考古ゾーンの指定解除/再指定の土地問題に関わる行動計画をタイムテーブルと共に世界遺産センターまで提出すること。
- ・以下の4点を締約国に要請する。
 - ・資産の PPMV を承認し実施すること
 - ・プレゼンテーション計画と観光管理計画を準備し、資産内、特に「ユネスコ広場」とアントニヌス浴場周辺、での非公式な商業行為を防ぐこと
 - ・資産の考古学的保全戦略を計画し実施すること
 - ・資産の管理と保護組織、異なる関連ステイクホルダーの役割を調整すること
- ・作業指針第 172 項に則り、諮問機関による審査のため、いかなる決定が下される前に、ローマのサーカスの研究と宣伝事業と、資産の研究、考古調査、保全戦略を世界遺産センターに提出することを更に要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議のため、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

6.1. タスマニア原生地域

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.61	ID No.	181
資産名称（英）	Tasmanian Wilderness		
締約国	オーストラリア連邦		
			
		© M & G Therin-Weise Author: M & G Therin-Weise	
種別	複合遺産	資産面積	1,584,233 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv, vi, vii, viii, ix, x	世界遺産一覧表記載年	1982 年
構成資産数	1		1989 年 拡張 2010, 2012, 2013 年 軽微な境界線の変更
資産概要	タスマニア原生地域は、氷河期には氷河で覆われていた地域であり、長い間海に隔てられていたため現在でも特異な自然が残されている。国立公園や特別保有地は 100 万 ha 以上の広大な面積を占めており、世界の温帯降雨林の最後の広がりの一つとなっている。石灰岩の洞窟で発見された遺物は、2 万年以上前にこの地域に人間が住んでいたことを証明している。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2015, 2012, 2010, 2008, 2007, 2006, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996, 1995, 1994, 1987, 1984, 1983		
保全状況			
現在の課題	林業/木材生産,観光/来訪者/レクリエーションの影響, 管理制度/管理計画, 鋼材採掘		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 2016 年 12 月、タスマニア自然保全法 2002（Tasmania's Nature Conservation Act 2002）下の資産の保全地域の全て（資産の 97%以上）に適用される新しい管理計画を施行した。この計画により 2015 年ミッションの全ての勧告、資産全域での商業的伐木、採掘の禁止、資産全域内の商業的伐木及び採掘の禁止やタスマニアアボリジニの人々との共同管理の枠組みに関する規定、タスマニアアボリジニの文化遺産に対する理解を向上させる措置、が実施中である。 ・ 管理計画には、自然・文化的価値に加えて原生地域の価値に対する影響、資産内で計画されている商業観光開発などの追加の評価基準が含まれており、更に資産の観光に対する戦略的アプローチを保証するために 2019 年までに観光マスタープランの策定が予定されている。この観光マスタープランは、現在および将来の来訪者経験と需要の分析が基となり、資産の価値の宣伝を他のタスマニア観光戦略と統合したマーケティング戦略を含む予定である。 ・ 管理計画には、2016 年のタスマニアの火災に関する独立した審査による勧告が反映されている。タスマニア政府により、火災管理に関する主な勧告実施に 400 万オーストラリアドル（AUD）（310 万 US ドル）が 4 年以上投じられた。 ・ 40 年以上資産で実施された考古学調査の審査が 2017 年 3 月に完成し、タスマニアアボリジニ遺産協議会（Tasmanian Aboriginal Heritage Council）に承認された。この報告書を顕著な普遍的価値の選定的言明（RSOUV）策定時の情報として使用する予定である。		

- ・世界遺産タスマニア原生地域の包括的な文化的調査の詳細計画を、アボリジニ遺産協議会のガイダンスと助言を基にして策定した。想定される限界として、資産内には岩絵群の総体がないことが例として挙げられる。そのため、報告書にはアボリジニの文化的価値の理解と管理の向上のために設定された10の「ワークパッケージ」、地域の岩絵の記録プログラムの配信、文化遺産管理の研修の必要性等、が含まれている。これらは、管理計画の一部である「独立型コミュニティ参画合意 (stand-alone Community Engagement Agreement)」により実施される。
- ・恒久的木材生産区域 (Permanent Timber Production Zone Land, PTPZL) と将来的な潜在性がある精産林地 (Future Potential Production Forest Land, FPPFL) を資産内の保全地域として指定する取り組みが進行中であり、これらの区域の保全クラスはコミュニティとの協議の上で決定される。
- ・絶滅危惧種のアカハラワカバインコ (orange-bellied parrots, *Neophema chrysogaster*) の保護努力は、とりわけ野生個体群回復の追加支援として計上された320万AUD(250万USD)によって向上している。
- ・タスマニアアボリジニコミュニティとの協議により、資産の二重の名称 (dual name) を特定するプロセスを開始した。

2. 世界遺産センターの見解

- ・2015年のリアクティブモニタリングミッションに基づく勧告及び委員会の過去の要請の継続した実施、特に2016年の管理計画に含まれた、資産全体での商業的伐木や鉱物探査、採取の禁止などの締約国の取り組み、を歓迎する。委員会の要請通り、2016年のタスマニア火災の管理の独立した審査が、新しい管理計画に十分に反映されていること、タスマニア政府による実施のための資源分配を歓迎する。
- ・商業観光の提案への評価基準の追加と、資産の原生地域の価値への潜在的な影響を考慮する要請を管理計画に含めたことを歓迎する。しかし、資産の観光マスタープラン策定の進展は限定的なものである。2019年12月までの策定が時間軸として示されているが、主な戦略的文書が依然として欠けていることを懸念する。更に2016年管理計画の複数の条項を、特に複数の区域を承認可能な観光機会の承認のため「原生地域 (wilderness)」から「自然保養地 (remote recreation)」に変更したことと、大規模な航空機のアクセスを可能とした条項を策定したことは、資産の原生地域の価値に影響がある可能性があることから、懸念を表明する。資産内の観光開発に対する戦略的アプローチが、第一の目標をOUVの保護とすることを確実にするために、観光マスタープランの策定を促進し、観光マスタープランの素案の完成前に、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出することを、委員会は締約国に要請するべきである。
- ・2015年ミッション勧告に則り、資産内の現状のPTPZLとFPPFLの保全地域としての指定するための現状の取り組みを早めるべきと、委員会が要請するべきである。
- ・また絶滅危惧種のアカハラワカバインコの保護努力も歓迎する。
- ・資産の包括的な文化的調査の詳細計画と、40年以上資産で実施された考古学調査とのシナジーを創出するため実施された事業を歓迎する。詳細計画は2008年の第32回世界遺産委員会で最初に要請された、調査、記録、考古遺跡及びアボリジニの文化遺産の保護及び効果的な管理に対処し、資産の文化遺産の価値の完全な理解、管理に対するアボリジニコミュニティのより積極的な参加への主要な進展を示すものである。また、考古遺跡と岩絵に欠けている詳細な記録に対処する最初の段階であることから、これらはRSOUV策定の基礎を形成するものである。
- ・文化遺産の評価、実施された考古学及び他の研究の記録に関する進捗を称賛し、リビングヘリテージと考古遺産を明確に規定、またアボリジニコミュニティとのそれらの資源の共同管理を援助するため、「ワークパッケージ」を完全に実施することを、委員会が奨励するべきである。
- ・締約国によるアボリジニの文化遺産への援助の継続を考慮し、資産内の文化遺産の効果的な保護管理を保証するため、職員に文化遺産の専門家を含める要請を委員会が繰り返すことを勧告する。

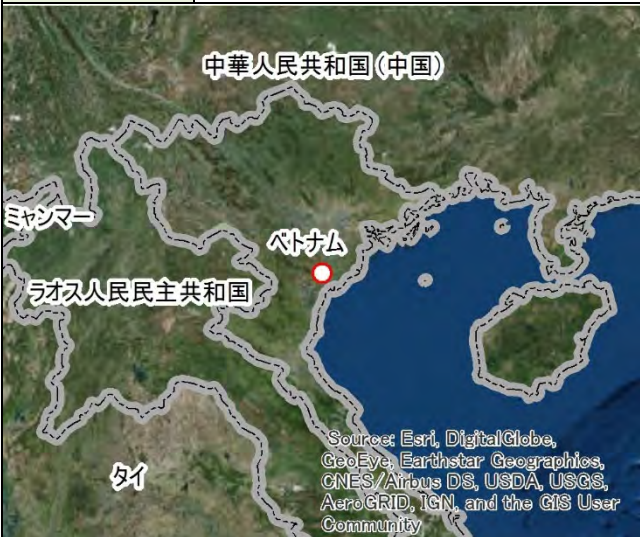
3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・可及的速やかに、資産内のPTPZLとFPPFLを保全地域として指定する進行中のプロセスを終了させること。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

6.2. チャン・アン複合景観

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.62	ID No.	1438
資産名称（英）	Trang An Landscape Complex		
締約国	ベトナム社会主義共和国		
			
		© Trang An Author: Xuan Lam	
種別	複合遺産	資産面積	6,226 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	6,026 ha
評価基準	v, vii, viii	世界遺産一覧表記載年	2014 年
構成資産数	1		2016 年 軽微な境界線の変更
資産概要	紅河デルタ地帯の南縁部に位置する「チャン・アン複合景観」は、表情豊かにそびえる石灰岩質のカルスト地形から成り、一部で洪水の起こる平坦な谷床を持った溪谷のネットワークが張り巡らされ、ほとんど垂直の切り立った崖に縁どられている。本景観の中に点在する崖の高所に位置する洞窟群の調査を通して、後期更新世から初期・中期完新世にかけての 30000 年以上に及ぶ、人類の周期的な活動に関する考古学的証拠が明らかになった。この証拠は初期の人類集団が最終氷期末期の広汎な環境変動に適応した様相を示しており、さらなる調査によって、環境変動下において人類が景観へ適応した過程、およびその景観が復活した過程を理解する上での重要な情報が示される可能性がある。本資産にはまた、10～11 世紀のベトナムの古都であるホア・ルー（Hoa Lu）、寺院、仏塔、水田地帯、村落、聖地などが含まれている。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016		
保全状況			
現在の課題	観光/来訪者/レクリエーションの影響, 管理制度/管理計画		
SS	1. 締約国による保全状況報告 ・ 2015 年改訂管理計画を上述の行動計画に沿うように、考古遺産と来訪者に注視して再検討した。 ・ 2016 年に来訪者数は約 240 万人に達し、前年より 11%増加したため、2020 年までの推定 200 万人を 350 万人へと大幅に修正した。これに関して締約国は「注視すべき望ましくない環境及び社会への影響はない」と報告した。映画「キングコング：髑髏島の巨神」のセットのレプリカが、資産の宣伝のために設置された。 ・ 来訪者の増加への対策の準備が実施若しくは計画されている。例として、現在 2650 あるボートの数を 2020 年までに 3865、最終的に 2030 年までに 4360 にすること、ボート一艘ごとの 1 日のツアー回数を増やすこと、新しい航路の開通等。 ・ 考古遺産の管理の活動と規定は改訂管理計画で定められた目的と一致しており、先史考古遺跡の保護、研究、保全、キャパシティビルディング、研修等が含まれている。大規模で国際的な研究であるクイーンズ大学ベルファストとの SUNDASI 計画は、環境状況の変化に対する先史時代コミュニティの適応についての理解に貢献している。考古遺産管理に関するアドホック管理学術助言委員会		

- が設立された。
- ・来訪者数が激しく増加していると報告されたが、資産内の生物多様性の状態に目に見える有害な影響を及ぼしていない。他のステイクホルダーと協力し強化された保全の努力としては、特にSUNDASIA 事業での生物多様性調査が含まれる。
 - ・絶滅寸前のデラクール・ラングール（*Trachypithecus delacouri*）の再野生化の可能性についての報告を行った。
 - ・ニンビン省での教育、研修、振興、行政改革に関して簡潔に言及すると、資産の管理委員会が新設された観光部局に移行し、全ての活動を監督・管理することになった。
 - ・省の観光マスタープランで緩衝地帯内の新規の都市型大学地区の可能性が言及されているが、計画が実行される可能性は極めて低いこと、世界遺産の地位を十分考慮した厳しい評価の手続きの対象になることが締約国により言及されている。この段階での戦略的影響評価は必要ではない。
 - ・2018年3月、ニンビン観光部局の再三の警告にも関わらず、チャン・アン観光会社が資産内のカイ山（Cai Ha Mountain）に、1kmのコンクリート製の歩道を違法に建設したことが国営放送により報道された。2018年3月22日、世界遺産センターは締約国にこの問題の解明を要請し、2018年5月11日、締約国は建設に関する追加情報と取り壊しの措置を報告した。取り壊しは2018年3月30日に始まり、3ヶ月を要すると見られている。

2. 世界遺産センターの見解

- ・映画のセットのレプリカは世界遺産としての適切な宣伝戦略とは考えられない。
- ・現在でも既に多い観光客数が急激に増加していることは、直接的、間接的に重大な影響を生じさせる可能性が高い。十分な検討がないままに緩衝地帯内での駐車場の増設を締約国は検討している。
- ・混雑と収容力（carrying capacity）への対処として示された措置は、増加する来訪者を収容するためのものである。
- ・資産内での違法建設は、管理委員会内部、ステイクホルダー間での協議の必要性を強調している。
- ・計画されている大学が将来直ぐに事業に発展するかどうかについて説明がない。これに関して締約国は戦略的環境影響評価（SEA）の必要性を認識していない。
- ・締約国の報告はタムコック埠頭のビジターセンターや民間の観光施設、駐車場、小寺等の、多くの開発やインフラ建設を特定しているが、上記の開発による潜在的な遺産の損失や OUV への影響について研究が実施されたかどうか明確でない。従って、資産及び緩衝地帯内での全ての開発の前に環境影響評価及び遺産影響評価を実施するための明確なプロセスを策定する必要がある。デラクール・ラングールの再野生化計画についての情報はわずかである。
- ・観光と来訪者管理、未規制の観光開発に関連する懸念を考慮し、世界遺産センター/イコモス/IUCN 合同リアクティブモニタリングミッションを招聘することを締約国に勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

ノルウェー、中国、ウガンダ、インドネシア、タンザニア、ブルキナファソ、キューバ、アゼルバイジャン、オーストラリア、アンゴラ、スペインから修正案の提案、さらなる修正が行われた。

決定概要

- ・以下を締約国に要請する。
 - ・観光施設の規制強化
 - ・管理委員会内部、資産の全てのステイクホルダー間での適切な協議メカニズム設立を保証するため、以下を実施すること。
 1. 観光、遺産管理、自然保護に関する側面を一体と捉えるバランスの取れたアプローチの確認
 2. 資産内での全ての新規及び主要な開発に関するより明確な報告協定を実施することと、作業指針第 172 項に則り、世界遺産センターと諮問機関との事前の協議の必要性を保証すること
 - ・明確に定義されたピーク時と通常時の最大収容人数の設立を含む、混雑を制限する措置の実施
 - ・現時点での膨大な数と修正された推定値を考慮し、祭りの日のピーク人数が 5 万人という推定を含んだ、現在および将来の来訪者数への適切なサービスに必要な施設とサービスへの評価の実施
 - ・管理計画の中に考古遺産に関するセクション、特にスタッフの研修とキャパシティビルディング、を追加で策定することで、国内の人的資源が継続して供給され、資産の考古遺産の長期的及び成功する管理を保証すること。
 - ・管理計画と運営に不可欠な部分として、系統だった環境のモニタリングへの適切な財源及び人的資源を提供すること。
 - ・資産の管理計画の実施と改定に助言を提供するため、世界遺産センター/イコモス/IUCN 合同リアクティブモニタリングミッションを招聘すること。
 - ・バイ・ディンへの新しい都市大学地域建設の可能性は非常に低いと捉えられているが、元に戻すことが困難いかなる決定が下される前に、世界遺産センターと諮問機関による審査のため、新しい駐車場インフラを含む資産内、緩衝地帯、セッティング内で計画されている全ての開発事業の詳細を、作業指針第 172 項に従い提出する要請を繰り返す。
 - ・2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

6.3. カンペチェ州、カラクムルの古代マヤ都市と熱帯保護林

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.63	ID No.	1061
資産名称 (英)	Ancient Maya City and Protected Tropical Forests of Calakmul, Campeche [Extension and renomination of the “Ancient Maya City of Calakmul, Campeche”]		
締約国	メキシコ合衆国		
			
		© OUR PLACE The World Heritage Collection Author: OUR PLACE The World Heritage Collection	
種別	複合遺産	資産面積	331,397 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	391,788 ha
評価基準	i, ii, iii, iv, vi, ix, x	世界遺産一覧表記載年	2002 年
構成資産数	1		2014 年 拡張
資産概要	カラクムルは、メキシコ南部の低地に広がる熱帯林に存在する重要なマヤ資産群であり、主に上空から見る事ができる。同都市は 12 世紀以上に渡り、この地域の歴史において重要な役割を果たした。その印象的な構造体と特徴的な全体配置は、非常に良く保存されており、古代マヤの首都の生活を生き活きと映し出している。マヤの農業慣習を示す貯水池、田畑、水路網、道路などの証拠とともに、多くの古代マヤの都市遺構が熱帯林に囲まれた場所に建っている。		
これまでの保全状況報告 (年)	2018, 2016		
保全状況			
現在の課題	ガバナンス, 法的枠組, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 2013-2040 カラクムル市開発広域ビジョンプログラム (PDGV) を、ベリーズ、グアマテラ、メキシコのセルバ・マヤ (Selva Maya) の保護と持続可能な利用のための多国間事業の枠組み内で策定した。この活動に含まれているのは、持続可能な農業の促進、自然及び文化的資源の保全、持続可能な勧告、地域コミュニティの参加などである。 ・ 生物圏保全地域 (reserve) のゾーニングの改定は、同地域を自然保護地域と設立した法令の改正が必要であるため、未だ終了していない。カラクムル生物圏保全地域の新たなゾーニングスキーム策定を担当するカラクムル生物圏保全地域 (CONANP) と、メキシコ国内の自然・文化遺産の管理を管轄する国立人類学博物館 (INAH) 間で、協議が行われている。 ・ 2018 年 2 月 1 日に、CONANP と INAH 間で合意 (「協力の全体的な根拠 (General Bases for Collaboration)」) が結ばれ、考古学的記念物群と自然保護地域内のゾーンの管理と保全に関する、2 機関の協力メカニズムとプロセスを規定した。最初の取り組みは、共同作業計画の策定のため最低 6 か月ごとに会合を持つこと、また事業と取り組みの浸食を分析するために評価モニタリング技術グループの設立である。資産の重要性を考慮し、一般合意の下で「特別事業」を立ち上げた。CONANP 世界遺産技術分会 (Technical Sub-Council) に特定の専門家と NGO を入れるため組織を拡大し、資産の管理、保全、保護の意思をもってプロセスを調整させる予定である。		

- ・統合管理計画（IMP）策定プロセスを進行中であり、一般的な条項と目的のドラフトを、保全状況報告書と一緒に提出した。
- ・資産と緩衝地帯の範囲の見直しの可能性については、将来的な段階で検討する。

2. 世界遺産センターの見解

- ・本複合遺産の自然・文化資源の保護、保全、管理の取り決めの統合に関する締約国の進捗を歓迎する。特に、CONANP と INAH の長の間での正式な合意と、CONANP 世界遺産技術分会が資産の調整機関として活動することの確認は重要なステップである。CONANP と INAH 間の一般合意の下で、資産に対する特別事業が策定されたことを考慮し、この特別事業で実施される正確な内容を提供するよう委員会が要請するべきである。
- ・CONANP と INAH 間の緊密な組織間協力の設立などの進捗があるが、資産の法的保護と管理の強化という観点の委員会要請に対応するためには更なる進展が必要である。管理計画とゾーニングを含む管理メカニズムの統合は、複雑であり時間がかかるプロセスであるが、決定 38 COM 8B.16 と IMP 草案に対する諮問機関のコメントを考慮し、可及的速やかに進展させるべきである。カラクムル生物圏保全地域のゾーニングの見直しと複合遺産の IMP 策定に関する決定 40 COM 7B.63 の勧告を実施することを委員会が再度強く奨励することを勧告する。
- ・委員会決定 38 COM 8B.16 と 40 COM 7B.63 で要請された様に、関連する全ての文化・自然の価値に対する効果的な追加の保護のレイヤーを確実にするため、資産と緩衝地帯の境界背員の見直しを進めることを委員会が促すべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・CONANP と INAH 間で新たに署名された協力合意の下で、資産に特化した特別事業が策定されたことを考慮し、この特別事業が実施する内容を正確に報告することを勧告する。
- ・以下の要請を繰り返す。
 - ・資産全体の自然の価値と文化遺産、遺跡の適切な保護を保証するため、現在進行中であるカラクムル生物圏保全地域のゾーニング見直しを含む、複合遺産として拡張された資産の法的保護の更新と強化を完成させること
 - ・カラクムル生物圏保全地域のゾーニング見直し提案の素案を地図と共に、諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること
 - ・資産の文化・自然双方の属性に対するモニタリングプログラムと、特にそれらの属性への脅威に対処するためのリスク管理措置を含む、拡張された複合遺産の統合間計画を完成、かつ承認し、最終の素案を諮問機関の審査のため世界遺産センターに提出すること
- ・資産の境界線の将来的な見直しの際に、資産の顕著な普遍的価値（OUV）を高める追加・関連する文化遺産を資産に含めることと、緩衝地帯の輪郭を改善し、資産に対する追加の保護として効果的なレイヤーが提供できるようにすることについての要請を繰り返す。
- ・2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

6.4. エネディ山地：自然景観及び文化的景観

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.64	ID No.	1475
資産名称（英）	Ennedi Massif: Natural and Cultural Landscape		
締約国	チャド共和国		
			
		©Comité Technique/ Sven Oehm Author: Sven Oehm	
種別	複合遺産	資産面積	3,044,500 ha
タイプ	文化的景観	緩衝地帯面積	136,300 ha
評価基準	iii, vii, ix	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	1（文化的景観）		
資産概要	エネディ山地は、チャド北東部地域の山岳地帯で、風と熱の繰り返しにより浸食された砂岩台地が形成する印象的な渓谷等がみられる。サハラ砂漠の一部であるにも関わらず、エネディ山地では、夏季には降雨があり、年に一度ないし二度はワジに水が流れ、比較的広範囲で植物や動物（ナイル川の西に少数残っているクロコイルコダイル個体群のいくつかを含む）が生育、生息しており、他の砂漠に比べて人間の居住に適した環境にある。洞窟、渓谷等の岩の表面には、（紀元前 5000 年以降の）幾千もの絵が描かれたり、彫られたりしており、サハラで最大級の岩絵コレクションのひとつとなっており、テーマや様式の多様さが特徴的である。		
これまでの保全状況報告（年）	2018		
保全状況			
現在の課題	管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・資産の法的保護強化は依然として延期したままだが、強い地域の援助によりエネディ自然・文化保全地域（Natural and Cultural Reserve of Ennedi ,RNCE）の設立が進行中である。2016 年 11 月の政府代表団による現地訪問により、地域の意識と勢いが増加した。広大な緩衝地帯に囲まれているエネディ山脈の全体が保全地域に含まれている計画予定の RNCE 地図を提出した。 ・RNCE の保管理は、締約国と欧州連合から資金援助を受けているアフリカ公園ネットワーク（African Parks Network, APN）間のパートナーシップ合意を通して保証される。合意により財源及び人的資源の余裕が増加し、委員会の勧告に対応する能力が向上する。 ・地域コミュニティと、助言の役割を持つ将来の地域ガバナンス協会により、保全で最も重要な点である、地域社会の参加が正式に保証された。 ・制限された財源により現状の資産の管理計画（2014-2024）の効果的な実施と、要請された計画の見直しが妨げられている。APN とロンドン動物学会（ZSL）は 2016 年予備調査を実施し、将来的なゾーニングは管理計画改訂版に反映されると報告された。生態的なモニタリング強化の幅広い関心と共に、植物学的目録が管理強化の一環として予定されている。 ・伝統的な管理機能が存在しており、現状では切迫した脅威はない。特別な法的条項が実施され、文化・自然遺産の保護には適切なものである。		

- ・岩絵に対する破壊行為は深刻な課題であるが、同時に気候変動の生物多様性への影響も懸念事項である。
- ・アフリカ岩絵トラスト(Trust for African Rock Art, TARA)を通じた、文化の保存のための米国大使基金(U.S. Ambassadors Fund for Cultural Preservation)の援助により、エネディ・ティベスティ両方の岩絵に対する現地ミッションと研修を実施した。
- ・ダチョウ(ostrich)の再導入の準備を進展させ、オリックス(アフリカ産の大型のレイヨウ)とアダックス(北アフリカの砂漠にすむねじれた角をもつ大型レイヨウ)の再導入を検討している。

2. 世界遺産センターの見解

- ・広大かつ遠方にある資産は人口も少なく、当面の圧力も限られている。多くの哺乳類のこの地域での絶滅は人間の存在が重大な生態学的影響をもたらしていることを示しているが、伝統的な管理体制と社会的管理が繊細な自然・文化的資源の管理に貢献しているのも事実である。しかし、資産内の複数の場所での放牧圧力が増加しており、これが確認されないまま放置されれば、急速に拡大される可能性がある。気候変動による利用できる水が減少することの懸念も大きい。資産内の複数の岩絵に対する故意の破壊行為の記録も重大な懸念であり、再生に関する報告を提示するべきである。地域開発のオプションとして観光業が積極的に推進されており、成功すれば地域に経済的な利益をもたらすが、追加の圧力をもたらす可能性もある。出現する脅威に備えるため、この地域の保全に対する政府の取り組みを、伝統的な自然資源管理の実践を完成させるための物理的な管理保全活動に変換することが重要である。
- ・報告書の提出以後、2018年2月19日にはチャド共和国とAPNの間で合意が結ばれた。この合意の一部として、欧州連合とオランダ宝くじがRNCEの管理と復元に770万ユーロが提供された。この資金援助により、委員会の全ての要請と勧告と長期に渡る政治的取り組みを行動に移すことが可能となる、今まで前例のなかった機会が提供された。公表されていた法的保護の地位向上が初めて現実のものとなる可能性がある。このプロセスでは、評価過程で変更された資産の境界線を慎重に検討する必要がある。現在記載されている資産は、重要な岩絵があり、ニオラ・ドアの象徴的な遺跡や生物多様性に潜在的に重要な地域が残っている山地(massif)の北側部分が含まれていない。記載時に、委員会は、特にエネディ山地の北側～北西側の重要な岩絵の保護のため、資産の拡張を勧告していた。RNCE設立により、この勧告に対する対処が可能となったため、全ての重要な地域が含まれかつ適切な緩衝地帯の設立を確実にするため、RNCEの境界線の提案を完成させる前に、世界遺産センターと諮問機関と協議を行うことを、委員会が締約国に促すことを勧告する。
- ・報告書の一部として提出された地図は質が悪く、明確な分析が出来ない。
- ・RNCEパートナーシップを通じた財源及び人的資源の利用により、ゾーニング、潜在的な脅威に対する準備、地域の参画、現在の伝統的知識と実践の尊重と、岩絵の体系的かつ適切な記録に関する全ての過去の委員会要請及び勧告が完全に検討された、期限が過ぎた管理計画の改定が可能となる。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・資産記載時から報告があった、資産内の一部の岩絵に対する意図的な破壊行為の記録と緩和に対する締約国の取り組みを歓迎し、被害の程度と影響を受けた遺跡で実施された措置の詳細な報告書を提出すること。
- ・国家の法的な状態、管理アプローチと世界遺産、緩衝地帯の境界線の間を完全に調和させるため、資産に最も適した輪郭の審査と共に、長い間構想されてきた法的保護地域の状態(status)の強化を勧告し、全ての重要な地域が含まれかつ適切な緩衝地帯の設立を確実にするため、RNCEの境界線の提案を完成させる前に、世界遺産センターと諮問機関と協議することと、世界遺産委員会の審査のため、境界線変更要請を提出することを促す。
- ・地域コミュニティ間との長い関係と、考古学的遺構と激しい自然環境が資産の真実性と持続可能な保全に貢献していることを思い起こし、地域コミュニティの完全な参加と、資産のガバナンスと管理に対する彼らの伝統的な権限を保証する要請を繰り返し、伝統的な管理システムを更に記録することを奨励する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

6.5. バンディアガラ断崖（ドゴン人の地）

基本情報			
決定番号	42 COM 7B. 65	ID No.	516
資産名称（英）	Cliff of Bandiagara（Land of the Dogons）		
締約国	マリ共和国		
			
		©Sacred sites Author: Martin Gray	
種別	複合遺産	資産面積	327,390 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	v, vii	世界遺産一覧表記載年	1989 年
構成資産数	2		
資産概要	本資産は、壮観な自然環境である標高差 500 メートルの断崖と、この場所に古くから暮らすドゴン族の伝統的な村落が数多く遺されていることで知られる。この地の景観は、ドゴン人の宗教的価値観と深く結びついており、現在でも仮面を用いた祭礼や祖先崇拝などの宗教儀礼が行われている。多くの村落では、穀物倉庫やトグナ（Togu Na）と呼ばれる集会所などを見ることができる。18 世紀以降、キリスト教とイスラムの侵入の煽りを受けて、ドゴン人の共同体は存続の危機に瀕している。		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014, 1999, 1997		
保全状況			
現在の課題	財政, 不法行為, 管理制度/管理計画, 戦争		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・バンディアガラ文化ミッション（Cultural Mission of Bandiagara）が、いくつかの村でサイトと文化財の保護に責任を持つ監視団を設立した。ドゴン協会（ADI）は構成資産トロイ（Toloy）の監視メカニズムを構築した。破壊の被害を受けたこの構成資産の法的手続きが現在進行中である。 ・地域コミュニティが文化遺産の情報、意識向上、保全、宣伝活動に関与しており、ナンド、ヨウガ、ドゴウロウ（Dogourou）、ペロウ（Pélou）村のジンナ（Gin'na ドゴン族の大規模住居）の復元事業は、コミュニティの重要な関与の元で実施された。 ・文化財の違法取引に対する闘いについては国際的な協力を発展させる。文化財の盗掘や密売に対する措置を強化するため、ユネスコと協力したキャパシティビルディングワークショップ等の、さまざまな取り組みを実施した。 ・地域コミュニティとの相談手続きを通し、管理保全計画を 5 年間(2018-2022)に対応するものに更新した。 ・破壊、略奪、気候変動の影響の被害者である資産とインフラには、より定期的なメンテナンス事業が必要である。地域内での紛争は、地域住民による修復が困難なほどの重大な被害を及ぼした。マリ中心部、特にドゴン人の地での宗教原理主義の進展は文化的アイデンティティの浸食を引き起こしている。地域住民はこの流れに抵抗し、彼らの先祖の伝統と価値を守っているが、圧力は強い。バンディアガラ文化ミッション（Cultural Mission of Bandiagara）では、遺産の保護に宗教指導者を		

- 関与させることを想定している。
- ・文化的インフラと観光客のインフラの機能とメンテナンスを結び付ける困難に懸念がある。

2. 世界遺産センターの見解

- ・継続する治安状況の問題にも関わらず、バンディアガラ文化ミッションを通して締約国が実施した活動により、地域コミュニティとの広範囲の協議の賜物である 2018-2022 管理保全計画の更新が可能となった。これにより、資産と遺産の異なる要素の保全におけるコミュニティの重要な参加の枠組みが正式なものとなったことを称賛する。この文脈において、複数の集落での復元事業の実施が可能となった（ジンナやトグナ(Toguna)の復元）ことに対して、ADI や集落コミュニティの形成などのコミュニティの取り組みを称賛する。更に、これらのコミュニティは情報・普及啓発活動を実施する主要な団体でもある。特に若者の参加により、これらのキャンペーンをコミュニティにより/または共同で、継続し強化することを委員会は奨励するべきである。
- ・文化財の違法取引との闘いも同様に歓迎する。コミュニティのレベルで 2017 年 11 月にキャパシティビルディングワークショップが実施されたことに謝意を示すが、このワークショップの勧告実施を援助し、関係するステイクホルダーの動員を維持することが重要である。また、法的調査の開始等の破壊行為と違法取引に責任がある人々への制裁措置を追求するべきである。
- ・国際的なレベルにおいては、ニジェール谷（Niger Valley）とバンディアガラ断崖からの考古遺物（material）の輸入規制に関して、マリと米国とのパートナーシップ合意の締結などは重要な取り組みであり、更なる締結を、特に近隣の国々と、図るべきである。このような合意の取り組みは更に奨励されるべきであり、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（1970）（略称 文化財不法輸出入等禁止条約）」の枠組みで、違法取引に対する闘争に関してマリを援助する用意があることを委員会が締約国に再度示すべきである。また文化財の再生プログラム第二段階の実施と、マリの古代の写本（manuscripts）の保護を奨励するため、国際社会へのアピールを再開（renew）することが適切である。
- ・報告書は、危機による様々なレベルでの資産への影響と、観察及び被った影響が相互に依存している事実を示している。観光業とそのインフラ、代表的な遺跡と記念物群の荒廃、文化財の略奪、破壊、違法取引、急進的かつ保守的なイスラム教徒（radical Islamists）の増加と関連がある文化的アイデンティティの浸食などである。そのため、該当するユネスコの文化の条約（1954、1970、1972、2003）の援助とこれらの活動を調整し、全ての遺産の形状（form）を尊重した、全ての活動を強化することが必要不可欠である。
- ・最後に資産の非常に困難な状況と職員の孤立に対応するため、世界遺産センターと諮問機関は、キャパシティビルディングに関して対話するための短期的な遠隔支援プログラムの設置や、資産の持続可能な管理の強化の可能性を審査することを勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・キャパシティビルディングに関する対話を可能とする短期的な遠隔支援プログラムの設置や、資産の持続可能な管理を強化する可能性を審査することを世界遺産センターと諮問機関に奨励する。
- ・2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

6.6. 南イラクの湿原：生物多様性の避難場所かつメソポタミア都市の残存景観

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.66	ID No.	1481
資産名称（英）	The Ahwar of Southern Iraq: Refuge of Biodiversity and the Relict Landscape of the Mesopotamian Cities		
締約国	イラク共和国		
			
		©Qahtan Al-Abeed Author: Qahtan Al-Abeed	
種別	複合遺産	資産面積	211,544 ha
タイプ	文化的景観(歴史都市)	緩衝地帯面積	209,321 ha
評価基準	iii, v, ix, x	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	7 (記念物 3、遺跡 4)		
資産概要	アフワールは、イラク南部の3つの考古学遺跡と4つの湿地帯からなる地域。都市遺跡ウルクとウル、およびエリドゥの遺丘は、チグリス川、ユーフラテス川の沼沢デルタ地帯において紀元前4千年紀から前3千年紀にかけ、南メソポタミアに展開したシュメール人の都市と定住地の痕跡の一部をなしている。「イラク湖沼地帯」とも呼ばれる南イラクのアフワールは、世界で最も大きな内陸デルタの一つで、極度に高温かつ乾燥した環境における、ほかに例を見ない場所である。		
これまでの保全状況報告（年）	2018		
保全状況			
現在の課題	法的枠組, 管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 - イラクの湿地帯を本格的な水利用先と認識するため、2035年までのイラクの水資源・土地資源戦略（SWLRI）を策定した。毎年、最少で5.8立方キロメートル（BCM）の流水が湿地帯に流れ込んでいる。他の水利用先、特に農業との競合は、近隣諸国による上流へのダム開発の観点から特に難しい課題である。イラクの水資源管理体制の改革のと、トルコ、イランとの長期的な水の共有に関する合意の必要性に対応するための取り組みを現在進行中である。 - 資産の生物多様性に関する科学的研究が近年増加しているが、知識のギャップを埋め、保護を確実にするためには更なる活動が必要である。 - 資産の法的保護は、国内の文脈では十分だが、法律の適用と新法成立の能力が課題である。石油とガスセクターの規制に関係するものも含んだ適用可能な法律と決議の一覧を示した。抽出活動を監視するため、関係省庁の代表者で構成される高度調整委員会を設立した。 - 伝統的な「マーシュ・アラブ」（Ma'adan）コミュニティを援助するための様々な以下の活動を実施した。社会経済調査、伝統工芸の持続可能性と保護に焦点を当てた研修、協力と紛争解決の促進のため、事業計画への地域コミュニティの統合などである。 - 常駐職員を着任させ、調査、保全、モニタリングの研修を実施した。 - 管理計画実施のための高度省庁委員会を設置した。 - 古物遺産国家局（SBAH）により、保全計画と活動に優先順位を置いた、ウルク、ウル、エリドゥの海外考古学ミッションとのパートナーシップが再開した。 - ウルクでは、ジググラトの保護をより良好にする排水システム計画、考古学的、形状学的調査が含まれた5年間の研究計画を策定中。緩衝地帯の考古調査は、開発の規制を基として既に実施済みである。来訪者マスタープランは策定済みであり、入口の隣に新しい来訪者センターを検討中である。		

- ・ウルでは、聖域の詳細地図を作成、ジググラト、ドブラマーク寺院、第3王朝の王室霊廟の記録を実施し、イタリアの協力により地形学研究所を設立中であり、来訪者ルートも検討中である。
- ・エリドゥでは、都市の奥地の景観に基づく調査を、湿地帯に対する気候変動の影響調査のため、また都市と保全計画の調査のために計画。5年間の研究、発掘、強化事業への資金援助も検討中。
- ・来訪者数が増加し、不法な鳥の狩猟と乱獲が重大な課題である。地域コミュニティが必要なサービスを提供する目的で、マイサーン県 (the Misan Governorate) の湿地帯への漁業の埠頭 (pier) の設計事業の開始の要請を世界遺産センターに提出した。2018年5月9日に以下の追加情報を提出した (水資源大臣を省庁間の「アフワールの世界遺産管理国家委員会」の委員長に任命するという総理府の決定、2009～2017年の湿地帯の水位データ)。

2. 世界遺産センターの見解

- ・水資源大臣が委員長の省庁間資産管理委員会設立により、国家レベルでの管理責任が明確となった。
- ・南イラクの水文学的モデルにより、年5.8 BCMの流水が湿地帯に流れているとのことだが、各構成資産が必要な最小限の流水量が示されておらず、生物多様性と資産の生態学的プロセスを持続させるために必要な最小限の流水量が満たされているのかを評価することが出来ない。
- ・現在、1つの構成資産 (中央湿地帯国立公園) のみ明確な保護地域がある。資産の大部分の保護状況は、作業指針の要項を依然として満たしておらず、作業指針第180項に従い顕著な普遍的価値 (OUV) への潜在的な影響が示されている状態である。
- ・石油及びガス開発に対する資産の脆弱性は依然重大な懸念である。資産と同じ位置にイラク最大の油田が発見され、開発への関心は強い。資産内で炭化水素の調査若しくは抽出をさせないよう永続的に取り組むことと、資産周辺の炭化水素調査や開発事業が OUV に影響を及ぼさないことを保証することを委員会が締約国に要請するべきである。
- ・可及的速やかに全ての構成資産を保護地域に指定すること、資産の緩衝地帯での現状の石油とガス採掘権や潜在的に影響を及ぼしかねない他の活動を規制するために、効果的な保護規制を保証することを要請する勧告を、委員会が繰り返すべきである。
- ・ウルクとウルへの国際考古チームの再開を歓迎する。開始された詳細な地図の作成と調査は、モニタリングを含む将来的な全ての作業の基準を設定する上で必要不可欠である。
- ・ウルクとエリドゥのセッティング研究は、より適切な境界線と緩衝地帯の設定を助けるものである。
- ・考古遺跡では、現場に職員を配置し、遺構の安定化事業が実施されているが、記載時同様にこの3つの考古遺跡は、来訪者の受け入れには依然不十分な状態である。
- ・以前必要なのは、リスク、問題、ニーズ、優先順位を評価し、実施される保全アプローチを正当化し、作業の行動計画と伴った資産の考古学的属性の十分な保全計画の策定である。来訪規制、来訪者の安全確保、持続可能且つ適切な観光活動、インフラ、施設を保証するため、資産全体の観光計画の策定が必要である。
- ・マーシュ・アラブ (Ma'adan) に焦点を絞った事業が実施されたが、詳細が殆ど提供されていない。「マーシュ・アラブ」の住民による伝統的な生態的知識のメンテナンスや、慣習的な資産の利用を認識し、権利を基にした管理のアプローチを援助するべきである。同様の知識は、基礎サービス提供のため湿地帯で計画の中の新建設物にも適用されるべきであり、伝統的な建設技術を優先させるべきである。建設計画事業の開始前に、諮問機関の審査のため詳細を世界遺産センターに提出すること。
- ・水の流れと共に資産の生物多様性と生態的プロセス、依然欠如する法的保護、締約国が述べた自然のサイトでの法施行の課題、不法な鳥の狩猟、乱獲、継続する文化遺産の脆弱性、そして高まる来訪者圧力に関する懸念を考慮し、現在の保全状況と危機遺産リスト記載の条件にあるか否かを審査するため、世界遺産センター/IUCN/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの招聘を委員会が締約国に要請することを勧告する。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・締約国に以下の要請を繰り返す。
 - ・資産の生物多様性と生態的プロセスを持続させるのに必要な最低限の流水に関する追加の研究を実施し、十分な流水が提供されていることを示すこと
 - ・可及的速やかに資産の自然のサイトの保護地域への指定を完成させ、資産の緩衝地帯における石油とガスの抽出、潜在的に影響を及ぼす活動を規制するための効果的な法的保護を保証すること
 - ・「マーシュ・アラブ」 (Ma'adan) の住民による伝統的な生態的知識のメンテナンスや、慣習的な資産の利用を認識し、権利を基にした管理のアプローチに対する援助を提供すること
- ・3つの考古遺跡の保全計画の策定と、作業の行動計画の策定により、全体的な保全事業の構造化されたアプローチを実施すること。
- ・来訪規制、来訪者の安全確保、持続可能且つ適切な観光活動、インフラ、施設を保証するため、資産全体の観光計画を策定し実施すること。
- ・資産の保全状況の現状と、水流、石油とガスの探査と抽出、不法な鳥の狩猟、乱獲、考古保全の必要性、来訪者の増加、適切な法的保護の欠如が資産のOUVに与える潜在的な影響を評価するため、世界遺産センター/IUCN/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘すること。
- ・2019年第43回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

67. ワディ・ラム保護地域

基本情報			
決定番号	42 COM 7B.67	ID No.	1377
資産名称(英)	Wadi Rum Protected Area		
締約国	ヨルダン・ハシェミット王国		
 Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community		 © Federica Leone Author: Federica Leone	
種別	複合遺産	資産面積	74,179.7 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	59,176.9 ha
評価基準	iii, v, vii	世界遺産一覧表記載年	2011 年
構成資産数	1		
資産概要	ワディ・ラム保護地域はサウジアラビアとの国境近く、74,000ha に広がる自然と文化の複合遺産である。広大な砂漠地帯に、峡谷や断崖や洞窟といった豊かな景観が展開されている。また、一帯からは線刻画や碑文、考古学的遺物も発見されており、人類が当地に 12,000 年前から居住してきた証拠であると考えられている。併せて 4 万件を超える線刻画と碑文からは、人類の思考とアルファベットの発展を窺い知ることができる		
これまでの保全状況報告（年）	2018, 2016, 2014		
保全状況			
現在の課題	財政, ガバナンス, 住宅開発, 人材観光/来訪者/レクリエーションの影響, 管理制度/管理計画, ごみ		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 ・ 2014 年にアカバ特別経済区行政局（ASEZA）と署名した覚書（MoU）の一部として、資産内の文化遺産に関係する全ての研究、管理、モニタリングの活動の監督を考古局（DoA）に委任した。 ・ データ収集と調査事業に関する複数の取り組みが継続中であり、全てが資産の文化及び自然の属性の統合された GIS（地理情報システム）データベースの実現に貢献するものである。モニタリングシステムの持続可能性を保証するために、現地の人材と地域コミュニティのキャパシティビルディングも含む。国連開発計画からの資金援助により、文化遺産及び自然遺産のデータを統合した生物多様性の情報管理システムを策定した。 ・ 25 の来訪者キャンプの内、現在活動しているのは 15 であり、その内 7 つは無許可である。現在までの ASENA の活動は、地域政府による法的警告、訴訟、地域コミュニティの意識向上プログラム、来訪者キャンプのライセンスメカニズム変更の可能性の調査のための委員会設立等が含まれる。 ・ 環境影響評価（EIA）及び遺産影響評価（HIA）のキャパシティビルディングを、世界遺産アラブ地域センターと共同で 2018 年 3 月に計画した。 ・ ワディ・ラム保護地域の主要な来訪者センター再編の十分な資金の確保、地域コミュニティのための新しい道路標識やインタープリテーション資料の策定、来訪者の受付地点の再設計、職員、コミュニティの組織、観光サービス提供者のための研修活動の作成等、資産のインタープリテーション		

プログラム策定には進捗が見られる。

- ・ラム村の汚水処理場開発は優先事項であるが、事業を拡大し周辺地域を含める目的で建設を延期してきた。資産外への定期的な汚水の輸送と処理や、アカバの廃棄物処理場への転送などの一時的な措置を実施している。
- ・統合管理計画（IMP）の改訂版をまとめ 2018 年に世界遺産センターへ提出する見込みである。緩衝地帯の土地利用計画は現在策定中であり、2018 年に世界遺産センターに提出予定である。
- ・様々な国内外の機関や組織が資産の保護管理に活発に連携している。地域諮問委員会（Local Advisory Committees）の設立とキャパシティビルディングを通してコミュニティの関与が始まった。

2. 世界遺産センターの見解

- ・経済的及び技術的な困難に関わらず、委員会の懸念と 2014 年のリアクティブモニタリングミッションの勧告への対処の努力を歓迎する。ASEZA と DoA 間の 2014 年の覚書の実施や、資産の資源の完全なデータと現地調査の実施等で重要な進展が見られた。インタープリテーションプログラムの策定と EIA、HIA のキャパシティビルディングプログラムの開始も歓迎する。しかし、資産内・周辺での適切な観光活動の評価に関する進展が何も報告されていない。
- ・違法である観光キャンプと遺産への侵害に関わる課題には複数の措置で対処されているが、未だ解決していない。資産と緩衝地帯内へのキャンプ設置に関する規制を向上するため法律改正の可能性が考慮されているが、効果がある一時的な措置の実施と、悪化した地域の再生が実施されるべきである。
- ・ラム村の汚水処理場完成に見込まれる期間についてのコメントが無いが、将来的な計画を世界遺産センターに報告する意図が述べられている。
- ・IMP 改訂版で対処される様々な管理の側面に言及があるが、委員会が要請した法的措置と方針に対する言及がなされるのかについてのコメントが無い。資産と緩衝地帯の効果的な管理を保証するため、必要な人的及び財源により、措置がバックアップされる必要がある。
- ・世界遺産センターのフィードバックと緩衝地帯の土地利用計画承認要請の意図を歓迎する。これにより関連するガイドラインと基準の最適なコンプライアンスが保たれる。
- ・資産の保護管理において、締約国の国内外の研究機関と相当量の関与が示されていることを歓迎し、更に奨励する。
- ・締約国は、資産の文化的特性の保全状況とモニタリングの評価を実施中であるとしているが、資産内全ての文化遺産に対する一貫した保全アプローチの設立については何も言及がない。IMP の改訂版には、資産の長期的且つ持続可能な保全が可能となる文化遺産の保全戦略が含まれることを保証するよう、委員会は要請するべきである。

3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案通りに採択された。

決定概要

- ・汚水処理場開発計画と緩衝地帯の土地利用計画の策定を継続して世界遺産センターに報告すること。
- ・資産及び緩衝地帯の効果的な管理を達成するために必要な人的資源、財源にバックアップされた法的措置と方針については、IMP 改訂版の中で言及があることを保証する要請を繰り返し、資産内全ての文化遺産に対する一貫した保全アプローチを可能とする文化遺産管理戦略が IMP 改訂版で含まれることを要請する。
- ・2014 年ミッションの全ての勧告を、特に資産内外に対する EIA、HIA により観光活動への評価の実施について、積極的に実施すること。
- ・2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

第3章 新規推薦案件の審査（議題 8B）

1. 全体分析

第42回世界遺産委員会の文化遺産及び複合遺産の新規資産のイコモス審査（議題8B）では、新規申請22件（うち複合遺産2件）、拡張申請0件、過去の世界遺産委員会において審査され情報照会、記載延期となっていた資産の再推薦5件の合計27件の審査が行われる予定であった。

そのうち、文化遺産2件が事前に取り下げ、2件が直前に審議取り下げとしたため、世界遺産委員会では、20件の文化遺産、3件の複合遺産の審査が行われ、文化遺産13件、複合遺産3件の合計16件が新たに記載された。

イコモスの勧告判定

イコモスは、各推薦について、価値の観点（比較分析、完全性、真実性、評価基準への適合性）と保存管理の観点（境界線、資産の保護、緩衝地帯における保護措置、保全、管理、脅威への対応）から4段階（良い、適切だが改善できる、現時点では証明されていない、不適切）に評価を行い、記載勧告、情報照会、記載延期、不記載のどの勧告にするかを決定している。

勧告判定のためのチェックツール¹

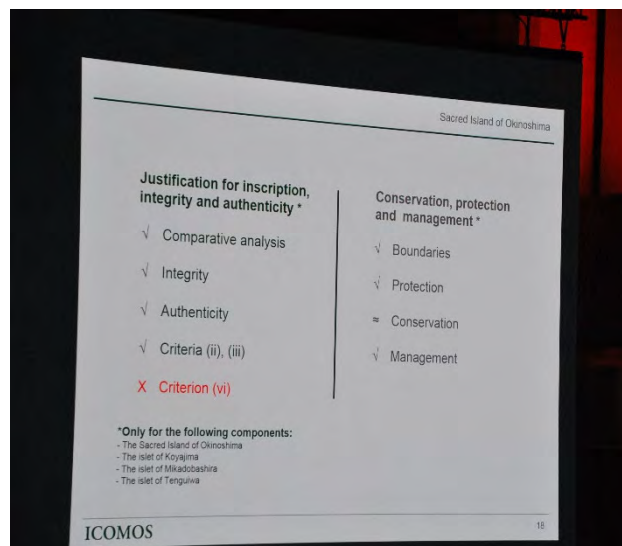
比較分析	完全性	真実性	評価基準	構成資産の選定 (シリアルの場合)	境界線	資産の保護	緩衝地帯における 保護措置	保全	管理	脅威への対応	現地調査	結論
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	≈	≈	≈	なし	記載
✓	✓	✓	✓	✓	≈	×	×	≈	≈	≈	なし	情報照会
✓	✓	✓	✓	✓	×	×	×	×	×	×	要	記載延期
○	✓	✓	○	✓							要	記載延期
○	○	○	○	○							要	記載延期
×	×	×	×	×							-	不記載

✓ 良い； ≈ 適切だが、改善できる； ○ 現時点では証明されていない； × 不適切

¹ このマトリックスはすべての組み合わせを示すものではなく、それぞれのカテゴリーの最低限の要件を示している。

また、世界遺産委員会で各推薦案件に対するイコモスの評価を説明する際に、イコモス代表はこの表に準じた総括表を用いて説明を行っている（右写真）。

このツールに基づけば、イコモスが記載勧告を出すのは、価値が証明されているとともに、資産の保護、緩衝地帯における保護が良好に行われているものであり、価値が認められていても、資産範囲や緩衝地帯の保護措置に課題がある場合は、情報照会ないし記載延期と判断すると解釈できる。今回の審査案件についても、資産及び緩衝地帯の範囲について課題が認められるものはすべて記載延期勧告となっている。これに対し、価値が認められるのであれば、保存についての改善を行う意思を関係国に確認したうえで、記載の決定を行うという傾向が世界遺産委員会委員国の間に認められる。



イコモス勧告と世界遺産委員会決定

世界遺産委員会で審査された文化遺産・複合遺産 23 件中、イコモスが記載勧告を出したものは約 48% の 11 件であったが、最終的に 70% に当たる 16 件が記載された（事前取り下げ、直前取り下げられたものを含めると 27 件中 16 件で 59%）。

中でも、世界遺産委員会史上初めて不記載勧告から記載となった「アハサー地方のオアシス、進化する文化的景観」（サウジアラビア）、不記載勧告でありながら委員国から記載を支持する修正案が提出され、秘密投票の上で情報照会となった「プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッピアデーネの丘」（イタリア）の 2 件は、イコモス勧告と委員会決定で大きな相違が見られたケースである。

特殊なケースとしては、第 41 回世界遺産委員会決定で潜在的な OUV が認められるとして情報照会となっており、イコモスが勧告を出せない（決定案では不記載）としていた「ナウムブルク大聖堂」（ドイツ）、最近の紛争に関わる負の記憶（negative memories）に関する遺産を世界遺産一覧表に記載することについての是非（世界遺産条約の趣旨）の議論のため審査の延期（adjourn）の「第一次世界大戦の墓地等（西部戦線）」（ベルギー/フランス）、記載勧告が出ていたが鉱山開発業者との国際調停が進行中であるため締約国から情報照会決定への変更要請があった「ロシア・モンタナ鉱山景観」（ルーマニア）の 3 件が挙げられる。

また「古代都市カルハット」（オマーン）は情報照会勧告であったが、締約国が提示した評価基準(iii)(v)(vi)の内(iii)を、また(ii)が適切であるとイコモスからの指摘があり、審議の結果記載となったケースである。

表 第 42 回世界遺産委員会における
イコモス勧告と世界遺産委員会決定との対照（文化遺産、複合遺産）

決定 \ イコモス勧告	記載	情報照会	記載延期	不記載	イコモス勧告計
記載	10	1	0	0	11
情報照会	2	0	0	0	2
記載延期	2	1	2	0	5
不記載	1	2	1	0	4
保留	1	0	0	0	1
世界遺産委員会決定計	16	4	3	0	23

拡張申請を除く。
網掛けはイコモス勧告から「繰り上げ」となった決定が採択されたことを示す。

推薦国とイコモスとの「対話」3年目

本年は、審査過程で推薦国とイコモスの「対話」が開始されて3年目となる。「トロンデックークロンダイク」（カナダ）、「ハンブルグ＝アルトナのユダヤ人墓地」（ドイツ）の2件が中間報告後に取り下げを行い、「貿易時代：ジャカルタ旧市街（旧バタヴィア）と4つの離島（オンラスト島、ケロル島、チピル島、ビダダリ島）」（インドネシア）、「ホール・ドバイ（ドバイ・クリーク）、伝統的商人の港」（アラブ首長国連邦）の2件が世界遺産委員会審議前に取り下げている。

我が国から推薦された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」も2016年第40回世界遺産委員会で審議される予定であったが、同年1月のイコモス中間報告の後、推薦を取り下げた経緯がある。昨年記載された「『神宿る島』沖ノ島と関連遺産群」では、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に比べイコモスとの「対話」はより多くの情報交換、意見交換を行う機会となった。

「対話」1年目の2016年は、イコモス勧告に情報照会勧告がなく、「記載」と「記載延期/不記載」に二極化する傾向がみられた。2年目の2017年は情報照会勧告が1件あったが、記載勧告10件、記載延期勧告8件、不記載勧告4件、保留1件とやはり二極化の傾向がみられた。本年も、記載勧告11件、情報照会勧告2件、記載延期勧告5件、不記載勧告6件、保留1件と同様の傾向と言えるが、過去にイコモスが不記載勧告を出していたものが（委員会決定で情報照会になり）本委員会で再審議され、イコモスの評価が変わらず不記載勧告が出されたことなどにより、不記載勧告が多かった。

表 イコモスとの「対話」が行われた3年間のイコモス勧告一覧

	1年目 (第40回世界遺産委員会)	2年目 (第41回世界遺産委員会)	3年目 (第42回世界遺産委員会)
記載	10	10	11
情報照会	0	1	2
記載延期	8	8	5
不記載	1	4	6
保留	0	1 「ヘブロン/アル＝ハリール旧市街」(パレスチナ)	1 「ナウムブルク大聖堂」(ドイツ)

新規記載と追加勧告

第42回世界遺産委員会において新規記載となった16件の文化遺産、複合遺産には、全て何らかの追加勧告が付された。世界遺産委員会の追加勧告には、管理計画の策定等の具体的な対応の実施を勧告するタイプと、いくつかの課題を指摘しつつ「以下について検討するよう」勧告するタイプのやや緩い勧告があるが、今回イコモスが記載勧告を出した11件中8件に後者の勧告が付された（前者の具体的な勧告が付されたものも2件あった）。また、記載勧告であっても、報告の提出を求める勧告が付されたものが2件あった。

今後も、記載案件であっても、何らかの勧告が付く傾向が継続するものと思われる。

表 第42回世界遺産委員会で記載された文化遺産、複合遺産のイコモス勧告と追加勧告数の関係

	件数	「～を実施するよう勧告する」タイプの具体的な追加勧告が付されたものの数 (勧告の項目数)	「以下について検討・奨励するよう勧告する」タイプの追加勧告が付されたものの数 (勧告の項目数)	勧告の実施状況等について報告の提出が求められたものの数 (提出期限)
イコモス記載勧告 (内1件は当該締約国の要請により情報照会決定)	11件	2件 (5～6項目)	8件 (4～7項目)	2件 (2019年12月1日)
イコモス情報照会勧告から記載になったもの	2件	1件 (4項目)	2件 (検討2：2項目)	1件 (2018年12月)
イコモス記載延期勧告から記載になったもの	2件	2件 (2項目、6項目)	2件 (検討1：6項目、奨励1：2項目)	1件 (2019年2月1日)

イコモス不記載勧告から記載になったもの	1 件	なし	1 (2 項目)	なし
イコモス勧告「保留」から記載になったもの	1 件	なし	1 (3 項目)	なし

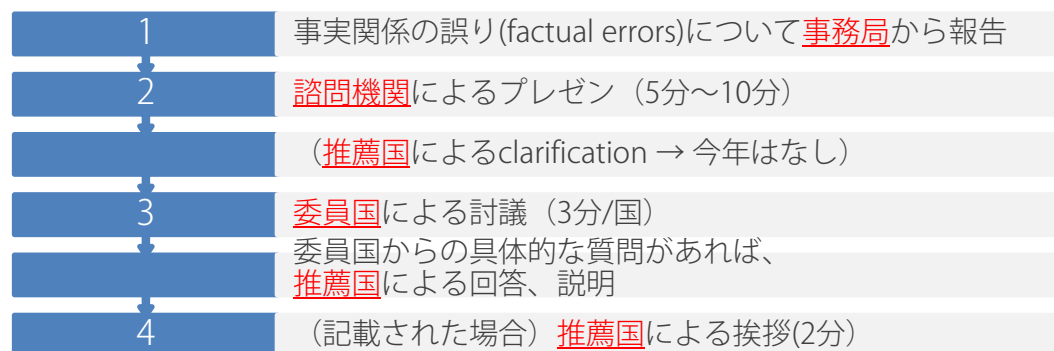
構成資産を限定した記載勧告

第 42 回世界遺産委員会において、イコモスは「**山寺、韓国の山岳仏教僧院群**」(韓国)について、推薦された構成資産の一部に限定して記載する勧告を出した(結果は全ての構成資産で記載)。

本来世界遺産の新規推薦の審査は、締約国による推薦について記載するか否かを決定するものであるが、近年、複数の構成資産からなるシリアル・プロパティの推薦が増加する中、推薦された構成資産の一部に限定した記載勧告が見られるようになった。近年では、第 37 回世界遺産委員会(プノンペン)で審査された「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」の「三保松原」や、第 39 回世界遺産委員会(ボン)で審査された「エフェソス」(トルコ)の「聖母マリアの家」で同様の記載勧告がだされているが、これらは最終的に、推薦された構成資産全てが記載されている。2017 年には「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」(日本)は推薦された 8 構成資産全てが記載されたが、「16、17 世紀のヴェネツィアの防御施設群：スタット・ダ・テッラー西部スタット・ダ・マール」(イタリア、クロアチア、モンテネグロ)は、推薦された構成資産 15 件のうち 6 件に絞って記載された。

推薦国による発言機会

第 40 回世界遺産委員会においては、諮問機関によるプレゼンテーションのあと、推薦国による発言(「釈明、クラリフィケーション」)を行う機会が与えられたが、第 41 回世界遺産委員会及び今回の第 42 回世界遺産委員会ではこの機会は設けられず、委員国から具体的な質問があった場合に、質問に回答するための発言機会が与えられるにとどまった。今後も釈明のための発言の機会が与えられるかどうかは委員会ごとに議長と事務局で判断し運用されるものと思われる。



グローバルストラテジーへの言及について

新規記載の審査の際に、記載を支持する発言のなかで、世界遺産の地理的不均衡、分野の不均衡を是正することを目指した「グローバルストラテジー」に貢献することに言及する発言や、逆に、すでに多くの世界遺産が存在する分野における新たな記載について問題提起をする意図で、「グローバルストラテジー」に言及する発言がなされた。

新規記載の際には、今後も、グローバルストラテジーが重要な視点となると考えられることから、第 42 回世界遺産委員会において「グローバルストラテジー」に言及のあった新規記載審査案件を以下に示す。

表 グローバルストラテジーに関する発言があった第42回世界遺産委員会の新規記載審査案件

No	資産名称・締約国	締約国 評価基準	イコモス 勧告	決定	文化遺産 タイプ	発言要旨
1	ティムリカ・オヒンガ の考古遺跡（ケニア）	(iii)(iv)(v)	I (iii)(iv)(v)	I (iii)(iv)(v)	考古遺跡	・アフリカの資産は世界遺産一覧 表に十分反映されていないた め、記載を支持する。
2	古代都市カルハット （オマーン）	(iii)(v)(vi)	R 【(ii)(iii)は 認めている】	I (ii)(iii)	歴史的都市	・グローバルストラテジーの観点 からも重要な資産であるため、 記載を支持する。
3	古代泉州市（「ザイト ン」）の歴史的記念物・ 遺跡（中国）	(ii)(iii)(vi)	N	R 【(ii)(iii)(vi)を満た す高いポテンシ ヤルがある、と いう記述あり】	歴史的都市 （考古遺跡）	・世界遺産一覧表のギャップ、ミ ッシングリンクを埋める資産で ありグローバルストラテジーに も貢献するため、情報照会を支持する。
4	ニームの歴史的複合都市 （フランス）	(ii)(iv)	D	D	歴史的都市	・ヨーロッパの古代歴史的都市が 過剰に登録されている。 ・グローバルストラテジーも考慮 する必要がある
5	プロセッコ・ディ・コネ リアーノ・ヴァルドッピ アデーネの丘 （イタリア）	(iv)(v)	N	R	文化的景観 （農業）	・グローバルストラテジーの観点 から、本資産を記載することが 世界遺産一覧表に貢献するとも 思えない。
6	ナウムブルク大聖堂 （ドイツ）	(i)(ii)(iv)	勧告無し （決定案では N）	I (i)(ii)	大聖堂	・グローバルストラテジーや均衡 のとれた代表制のある世界遺産 一覧表の実現にむけて良い結果 にはならない。

I: 記載、R: 情報照会、D: 記載延期、N: 不記載 網掛け：イコモス勧告と異なる決定が採択されたもの。

文化遺産タイプについては、決まった分類が存在するわけではないが、便宜上タイプを示した。

シリアルノミネーション

第42回世界遺産委員会で記載された16件の文化遺産、複合遺産の内、10件が単独の資産範囲からなるものであり、残りの6件がシリアルプロパティ（連続性のある資産）であった。構成資産の数が最も多かったのはドイツ「ヘーゼビューとダーネヴィアケのボーダー考古遺跡群」の22件であった。

韓国の「山寺、韓国の山岳仏教僧院群」はイコモス勧告で7件中4件のみでの記載だったが、委員会審議により7件全てで記載された。また、審議が延期されたベルギー/フランス「第一次世界大戦の墓地等（西部戦線）」は139の構成資産からなるシリアルノミネーションであった。

表 第42回世界遺産委員会で新規に記載された文化・複合遺産の構成資産数

構成資産数	件数	摘要
1	10	
2～9	3	イラン「ファールス地域のササン朝考古景観」（構成資産8件）、 韓国「山寺、韓国の山岳仏教僧院群」（7件）、 メキシコ「テワカン-キカタラン溪谷：メソアメリカ文化発祥の地」（複合遺産、3件）
10以上	3	日本「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（構成資産12件）、 サウジアラビア「アハサー地方のオアシス、進化する文化的景観」（12件）、 ドイツ「ヘーゼビューとダーネヴィアケのボーダー考古遺跡群」（22件）
合計	16	

記載された文化遺産の種類と評価基準の適用について

第 42 回世界遺産委員会で記載された文化遺産、複合遺産の評価基準は以下に示すとおりである。遺産タイプについては、正式な分類は存在しないが、便宜上タイプを示した。日本の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」はサイト（遺跡 11 件、記念物 1 件）とした。昨年最も多かった歴史的都市は 3 件に留まり、考古遺跡（合計 6 件）が昨年よりも多かった。最も多く採用された評価基準は「物証」を示す評価基準(iii)で半数以上の 10 件で認められた（昨年は「交流」の評価基準(ii)の 10 件）。無形の要素に関わる評価基準(vi)が認められたものはなかった。

表 第 42 回世界遺産委員会で記載された文化遺産と複合遺産のタイプと評価基準

遺産タイプ	件数	i 傑作	ii 交流	iii 物証	iv 典型	v 土地利用	vi 無形
考古遺跡（新石器時代）	1	1	1		1		
考古遺跡（岩絵）	1			1			
その他考古遺跡	4		1	3	3	2	
文化的景観（農業）	1					1	
その他文化的景観	2			2	1	1	
サイト（遺跡、記念物）	1			1			
歴史的都市	3		2	2	2		
近代遺産（都市）	1				1		
仏教寺院	1			1			
教会	1	1	1				
合計	16	2	5	10	8	4	0

拡張登録、縮小登録

第 42 回世界遺産委員会では、「作業指針」第 165 段落の「重大な境界線の変更」に基づいた文化遺産、複合遺産の拡張、縮小は行われなかった（自然遺産の「シホテアリニ山脈中心地」（ロシア）1 件のみ、決定は承認）。

なお、現在までに世界遺産リストに記載された全世界文化遺産(845 件)及び複合遺産（38 件）のうち、「作業指針」第 165 段落の「重大な境界線の変更」に基づく拡張ないし縮小が行われたもの、もしくは、最初に自然遺産として記載され、その後文化遺産としての価値を加えて複合遺産として再推薦するなどして拡張されたものは、55 件延べ 63 回で、文化遺産が 44 件（文化遺産全体の 5 %）、複合遺産は 11 件で複合遺産全体の約 1/4 の 28%にのぼる。過去 10 年間（2008～2017 年）では、25 件が審議され、20 件が承認されている。

「重大な境界線の変更」の申請は、新規推薦 1 件としてカウントされ、また、評価基準の変更は基本的には認められない（評価基準の変更を行う場合は、「再推薦」とみなされる）ことになっており、過去 10 年間で、拡張申請に際して新しい評価基準を追加して申請した事例は 3 件あり、2 件（グラーツ市歴史地区（オーストリア）、アルタミラ洞窟（スペイン））は、拡張は認められたが、評価基準の追加は認められていない。拡張に際して評価基準が追加されたものは、2010 年に拡張が認められた「ランメルスベルク鉱山、歴史都市ゴスラー、ハルツ上部の水利システム」（ドイツ）のみで、これは、イコモスの情報照会勧告を覆す形で、世界遺産委員会で拡張が認められたものである。

過去の委員会決定が新規推薦に及ぼす影響：ナウムブルグ大聖堂、古代泉州市（「ザイトン」）の事例

本委員会では世界遺産一覧表に記載された「ナウムブルグ大聖堂」（ドイツ）は、イコモスが「勧告を出せない(unable)」とし決定案では不記載であったが、委員会審議の結果記載となった資産である。

「勧告を出せない」理由として、イコモスは昨年の第41回世界遺産委員会の決定41 COM 8B.29を挙げていたが、委員会審議でも多くの委員国が過去の委員会決定を尊重し整合性を保つべきという趣旨の発言がなされ最終的に記載された。以下に決定41 COM 8B.29内容とイコモスの見解、またこれまでの審議結果を表にしてまとめた。

表 決定41 COM 8B.29の内容とそれに対するイコモスの見解

決定41 COM 8B.29の内容	イコモス評価書内でのイコモスの見解
a: ナウムブルグ大聖堂に与えられた (given) 顕著な普遍的価値(OUV)に焦点をあてて推薦を再構成すること。	作業指針では、世界遺産委員会により情報照会とされた推薦資産の OUV を認めていない (OUV は記載時に認められる)。世界遺産委員会によりこの資産の OUV は事前に認められているとのことだが、イコモスは通常の評価手続きに則り評価を行った結果、どの評価基準にも当てはまらないとの結論に至った。世界遺産委員会の決定との不一致が生じていることを遺憾に思う (uncomfortable)。
b: 推薦範囲の境界線と管理計画を調整すること。	推薦資産の管理と保全状況は適切だが、OUV を認めていないので重要なポイントではない。
c: 3年間のうちに委員会で採択するため、OUVの言明を再考すること。	勧告の意味が明確でないが、作業指針第159段落にある情報照会に付された推薦に関する記述に則するという意味と理解している。

表 「ナウムブルグ大聖堂」記載までの委員会審議経過

審議年	資産名・タイプ・構成資産	評価基準	イコモス勧告	委員会決定
2015年	ナウムブルグ大聖堂及びザーレ川・ウンシュトルト川の景観- 中世盛期の権力者の所領 (文化的景観、11件)	(iv)(v)	不記載	記載延期
2017年	ナウムブルグ大聖堂と、ザーレ川とウンシュトルト川の中世盛期の文化的景観 (文化的景観、3件)	(i)(ii)(iv)	不記載	情報照会
2018年	ナウムブルグ大聖堂 (サイト、1件)	(i)(ii)(iv)	勧告を出せない (決定案では不記載)	記載

また、不記載勧告から情報照会決定となった「古代泉州市（「ザイトン」）の歴史的記念物・遺跡（中国）」は、決定文で「評価基準(ii)(iii)(vi)を満たす高いポテンシャルがある」との言及がなされている。将来の世界遺産委員会の審議でナウムブルグ大聖堂の事例と同様の形になるのか、注目される。

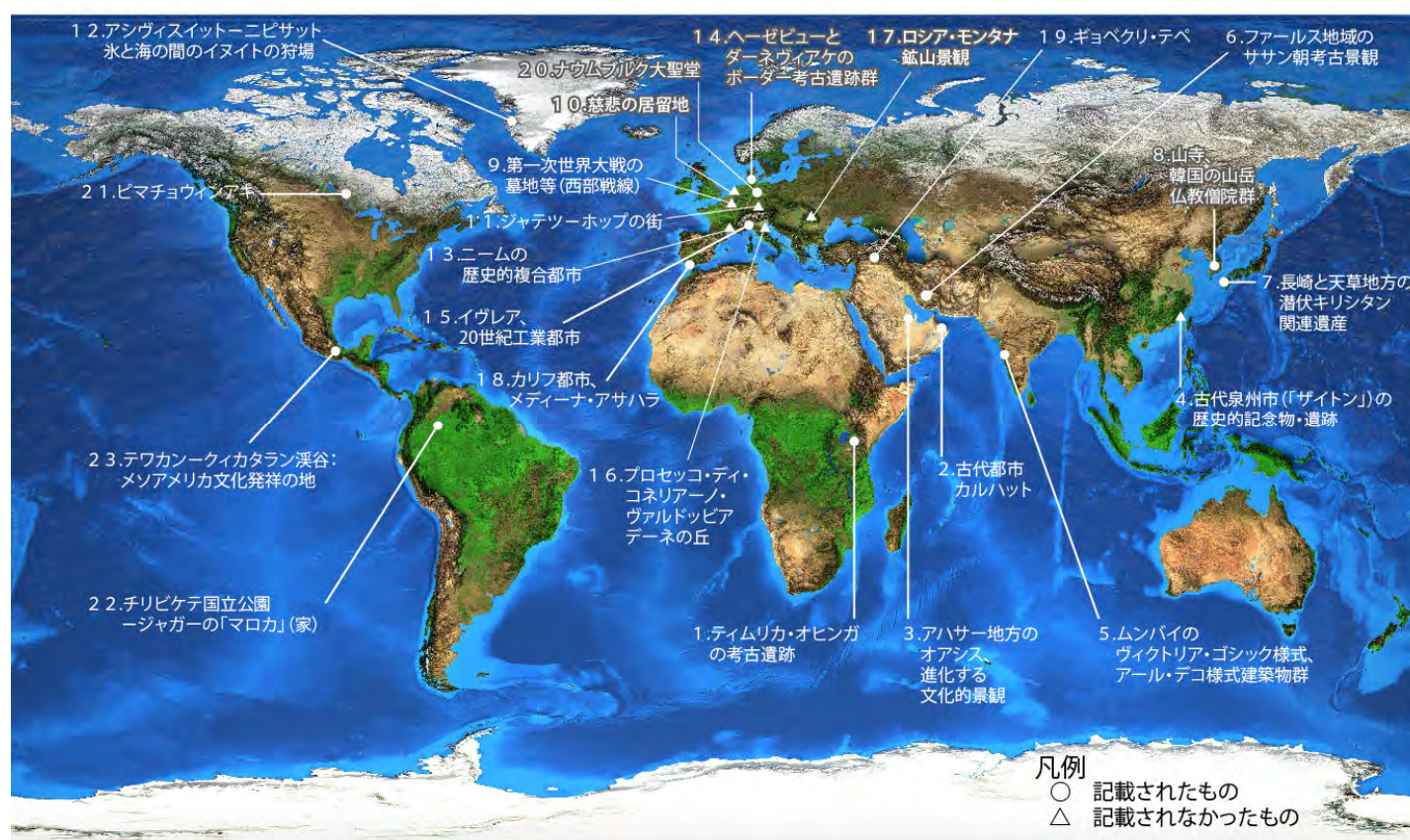
表 議題 8B（新規記載）審査結果一覧（文化遺産、複合遺産・審議順）

網掛け：イコモス勧告と異なる決定が採択されたもの。

審議 順番	締約国	資産名称	締約国 評価基準	イコモス 勧告	決定	文化遺産タイプ	構成資産 数
1	ケニア共和国	ティムリカ・オヒン ガの考古遺跡	(iii)(iv)(v)	I (iii)(iv)(v)	I (iii)(iv)(v)	考古遺跡	1
2	オマーン国	古代都市カルハット	(iii)(v)(vi)	R 【(ii)(iii)は 認めている】	I (ii)(iii)	歴史的都市	1
3	サウジアラビ ア王国	アハサー地方のオア シス、進化する文化 的景観	(iii)(iv)(v)	N	I (iii)(iv)(v)	文化的景観	12
4	中華人民共和国	古代泉州市（「ザイト ン」）の歴史的記念 物・遺跡	(ii)(iii)(vi)	N	R 【(ii)(iii)(vi)を 満たす高いポ テンシャルが ある、という 記述あり】	歴史的都市 （考古遺跡）	16
5	インド	ムンバイのヴィクト リア・ゴシック様 式、アール・デコ様 式建築物群	(ii)(iv)	I (ii)(iv)	I (ii)(iv)	建造物群	1
6	イラン・イスラム共 和国	ファールス地域のサ サン朝考古景観	(i)(ii)(iii)(iv)(v)	D	I (ii)(iii)(v)	考古遺跡	8
7	日本	長崎と天草地方の潜 伏キリシタン関連遺 産	(iii)	I (iii)	I (iii)	「サイト」 （遺跡）	12
8	大韓民国	山寺、韓国の山岳仏 教僧院群	(iii)(iv)	I (iii) ＊構成資産 7 件中 4 件のみの記載	I (iii) 7 件全て 記載	建造物群	7
9	ベルギー王国/ フランス共和国	第一次世界大戦の墓 地等（西部戦線）	(iii)(iv)(vi)	審議棚上げ (Postponement)	延期 (Adjourn)	近代遺産 （記念物、 墓地）	139
10	ベルギー王国/ オランダ王国	慈悲の居留地	(iii)(v)(vi)	D	R	文化的景観	7
11	チェコ共和国	ジャテツォホップの 街	(ii)(iii)(iv)	D	D	歴史的都市	2
12	デンマーク王国	アシヴィスイトー ニピサット、氷と海 の間のイヌイットの狩 場	(iii)(v)	I (v)	I (v)	文化的景観 （農業）	1
13	フランス共和国	ニームの歴史的複合都 市	(ii)(iv)	D	D	歴史的都市	1
14	ドイツ連邦共和国	ヘーゼビューとダー ネヴィアケのボーダ ー考古遺跡群	(iii)(iv)	I (iii)(iv)	I (iii)(iv)	考古遺跡	22
15	イタリア共和国	イヴレア、20 世紀工 業都市	(ii)(iv)(vi)	R	I (iv)	近代遺産 （都市）	1
16	イタリア共和国	プロセッコ・ディ・ コネリアーノ・ヴァ ルドッピアデーネの 丘	(iv)(v)	N	R	文化的景観 （農業）	1
17	ルーマニア	ロシア・モンタナ鉦 山景観	(ii)(iii)(iv)(vi)	I (ii)(iv)	R	文化的景観 （鉦山）	1

審議 順番	締約国	資産名称	締約国 評価基準	イコモス 勧告	決定	文化遺産タイプ	構成資産 数
18	スペイン王国	カリフ都市、ザフラ ー宮殿	(iii)(iv)	I (iii)(iv)	I (iii)(iv)	歴史的都市	1
19	トルコ共和国	ギョベクリ・テペ	(i)(ii)(iii)(iv)	I (i)(ii)(iv) 同時に危機遺産	I (i)(ii)(iv)	考古遺跡 (新石器時代)	1
20	ドイツ連邦共和国	ナウムブルク大聖堂	(i)(ii)(iv)	勧告無し (決定案では N)	I (i)(ii)	大聖堂	1
21	カナダ	ピマチョウインアキ	(iii)(vi)(ix)	I (iii)(vi)(ix)	I (iii)(vi)(ix) 初の複合遺産	複合遺産 (文化的景観)	1
22	コロンビア共和国	チリビケテ国立公園 ージャガーの「マロ カ」(家)	(iii)(viii)(ix)(x)	I (iii)(ix)(x)	I (iii)(ix)(x) 初の複合遺産	複合遺産	1
23	メキシコ合衆国	テワカンーキカタ ラン渓谷：メソアメ リカ文化発祥の地	(iii)(iv)(vi)(x)	文化遺産では D 自然遺産では I (x)	I (iv)(x)	複合遺産	3

I: 記載、R: 情報照会、D: 記載延期、N: 不記載、OK、拡張承認、NA: (拡張を) 認めない
文化遺産タイプについては、決まった分類が存在するわけではないが、便宜上タイプを示した。



2. 新規推薦案件個票

1. ティムリカ・オヒンガの考古遺跡

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.14		ID No.	1450rev
資産名称 (英)	Thimlich Ohinga Archaeological Site			
推薦国	ケニア共和国		 © National Museums of Kenya Author: Ephraim Mwangi	
種別	サイト			
タイプ	考古遺跡			
資産面積	21ha			
緩衝地帯面積	33ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	iii, iv, v	iii, iv, v		
	IUCN	決定		
	—	iii, iv, v		
審査経緯				
審査に協力したISC	ISCCCL (文化的景観委員会) ICAHM (考古遺産管理委員会)		IUCN の審査	無
現地調査	2014 年 9 月 Menno Welling 氏 (マラウイ)			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2014/9/8	2014/12/17	—	—
事実関係の訂正	無し			
資産概要				
概要	第 39 回世界遺産委員会 (ボン) で「ティムリカ・オヒンガの文化的景観」として推薦され、情報照会とされていた案件 (イコモス勧告は記載延期であった)。第 39 回世界遺産委員会では、アップストリームプロセスを活用しイコモスを招聘する勧告が採択され、それに基づいてイコモスによるアドバイザーミッションが行われた結果、推薦内容の修正が行われ提出されたもの。資産名から文化的景観が削除され、考古遺跡に変更されている。 ヴィクトリア湖地域のみゴリ町の北西 46km に位置するティムリカ・オヒンガ考古遺跡は、ヴィクトリア湖流域のニャンザ(Nyanza)地域において 16 世紀から 20 世紀中頃まで生活していた牧畜コミュニティの、自然石(dry stone)の壁により囲われた巨大要塞建設に係る文化的伝統を映している。ティムリカ・オヒンガは、この地域で最も規模が大きく最も保存状態の良い伝統的な石壁囲い(enclosure)で、農地(homestead)、家畜の飼養、作業場として使われる囲い群からなる。メインのオヒンガ(Ohinga)はコチエン(Kochieng)と呼ばれており、他のオヒンガはカクク (Kakuku)、コケッチ (Koketch)、コルオチ (Koluoch) である。オヒンガは主に家畜やコミュニティを守るためのものと考えられるが、社会的ユニットや血縁関係を表すものでもある。			
比較資産	アフリカの自然石石壁を特徴とする集落について、紀元前 2 千年初めの新石器時代から 20 世紀中頃までの農業、牧畜コミュニティを比較: Molokwane、Marothodi、Tswenyane-Kaditshwene (南アフリカ)、Nyanga 他 (ジンバブエ)、アフリカ東部 (スーダン、エチオピア、ボツワナ、南アフリカ)、アフリカ西部 (ナイジェリア)、ロロペニの遺跡 (ブルキナファソ世界遺産)			
ICOMOS 評価				

OUV ✓ 良い ≡ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✕ 不適切	比較分析		✓	
	完全性		≡	第 39 回世界遺産委員会での要請（39 COM 8B.8）どおりの資産範囲変更が必要。
	真実性		✓	
	評価基準	iii) 物証	✓	ティムリカ・オヒンガはヴィクトリア湖流域における共同集落(communal settlement)の伝統を伝える類まれな物証である。言語学上起源の異なる複数の集団が入れ替わり居住しており、彼らによって使用された共同集落、家畜の飼養、手工業のパターンをはっきりと示している。考古学的証拠から、コミュニティの空間利用の様子だけでなく、近接するオヒンガ間の高度な相互関係についても知ることができ、16 世紀から 20 世紀中頃までのコミュニティの関係についてさらなる研究を進めることができる可能性がある。
		iv) 交流	✓	本資産の自然石(dry stone)を用いた壁の建設方法(construction typology)は、高度なインターロッキング法によるものであり、最大 4.2m の高さの囲い壁は保全状況が良い。さらに本資産の集落群は、社会的、経済的圧力や環境圧によってこの地域で人間の移動が活発化した時期の、ヴィクトリア湖流域における空間計画、集落類型(settlement types)についての印象的な参考事例(reference)である。ティムリカ・オヒンガの建築物はヴィクトリア湖流域及びサハラ砂漠以南のアフリカ全体における移住(migration)と定住(settlement)の重要な出来事を示している。
v) 土地利用		✓	本評価基準に関する締約国の主張のうち、空間プランや土地利用の類型に関する部分は、評価基準(iv)に該当するが、ティムリカ・オヒンガは、最も保全状態の良いオヒンガであり、ヴィクトリア湖流域で数世紀にわたって使われた独特な牧畜集落形態であるオヒンガを代表する顕著な見本である。	
保安全管理状況 ✓ 良い ≡ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✕ 不適切	主要な脅威		人間及び動物による活動、観光（今のところ良く管理されている）	
	資産／緩衝地帯の範囲		≡	資産範囲の拡大が実施されていない。緩衝地帯は南方向に適切に拡大されているが、他の方向についても調整が必要。又、緩衝地帯の拡大部分について法的保護を整える必要がある。
	法的保護		≡	適切だが緩衝地帯の境界線について公式に明確にする必要がある。
	保全状況		≡	資産範囲内の構造物の保全状況は良いが、保全作業や本資産に関連する口承の記録(documentation)については強化する余地がある。
	管理体制		✓	
勧告	記載に関する勧告		評価基準 iii, iv, v に基づき記載	
	解決すべき課題		—	
	追加勧告		以下について検討すること： a) 世界遺産委員会決定39 COM 8B.8に則って、資産範囲南東部コケッチ入口付近の資産範囲を拡大すること。 b) 拡大された緩衝地帯について、厳密に境界線を設定し、法的な承認を行うこと。 c) 考古学的発掘調査の成果、保全措置、本資産に関連する口承についての記録(documentation)を1か所できりまとめるデータベースの構築。 d) 指標、評価方法、責任の所在についてさらに詳細さ、精度の高いモニタリング体制を構築し、どのようにしたら上記のデータベースにモニタリング結果をフィードバックすることができるか明示すること。 e) 資産範囲内及びその周辺のインフラ整備については、許可を与える前に包括的な遺産影響評価を実施すること。	
	レポート提出		2019 年 12 月 1 日	
審議概要				
第 39 回世界遺産委員会では記載延期となったが、アップストリームプロセスを活用して、イコモスと共同で新しい推薦書を策定し登録となったことを称賛する発言や、世界遺産一覧表に十分反映されていないアフリカの資産の記載を、グローバルストラテジーの観点から歓迎する発言があり、イコモス勧告通り記載された。				

2. 古代都市カルハット

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.15		ID No.	1537
資産名称（英）	Ancient City of Qalhat			
推薦国	オマーン国		 © MHC Author: QDP	
種別	サイト			
タイプ	歴史的都市			
資産面積	69.314ha			
緩衝地帯面積	176.1954ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	情報照会			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	iii, v, vi,	—		
	IUCN	決定		
	—	ii, iii		
審査経緯				
審査に協力したISC	Archaeological Heritage Management, on Underwater Cultural Heritage (水中文化遺産)		IUCN の審査	無
現地調査	2017 年 9 月 18 日-23 日（6 日間）May Ahmad al-Ibrashy 氏（エジプト）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/9/29	2017/10/31	2017/12/22	2018/2/27
事実関係の訂正	有り（16 か所）			
資産概要				
概要	古代都市カルハットは、オマーン国東海岸、スールの北西約 20km のところに位置する。資産範囲は古大都市カルハット全域を含み、内壁、外壁で区画された 35ha の範囲と、壁の外にある墓域から成る。ホルムズ王国の王子らの統治下、11 世紀から 15 世紀まで繁栄したアラビア半島東岸の重要な港であった。ポルトガルによる攻撃を受けて、16 世紀に放棄されて以降考古遺跡として遺っている。			
比較資産	1. オマーン国内の港湾都市：コールロリ、アルバリド（世界遺産「乳香の地」の構成資産） 2. ホルムズ王国に関わる主要都市：カルアト・アル・バフレーン（バーレーン世界遺産）、アル・ズバラ考古遺跡（カタール世界遺産）、キルワ・キシワニ（タンザニア世界遺産）他			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	比較分析	✓	比較対象の中で最も関りが強いホルムズ王国の 2 つの旧都は、これまで掘調査があまり行われておらず、カルハットとの差別化できるほどの知見は得られていないが、どれが最もホルムズ王国を代表するかを競うのではなく、それぞれが相補的なものとして捉えることができる。カルハットは、特にアラブ産の馬の交易港として代表的なものである。	
	完全性	✖	2018 年 2 月に提出された追加情報で、資産範囲が修正され、考古遺構がない北部と南部の一部が除外され緩衝地帯となった。この古代都市と海との関係を示す海岸部を推薦範囲に追加することが望ましい。カルハット港付近には水中遺構が確認されているが、緩衝地帯の拡大により推進 10m の範囲（海岸線から 120m から 300m の範囲）が緩衝地帯となっている。	
	真実性	✓	放棄された考古遺跡であり、ほとんど手つかずのまま残っているため周辺環境(setting)も含めて真実性が保たれている。発掘調査も計画的に行われ最小限に抑えられており、今後もこの方針を続けるべき。しかしながら、発掘後	

評価基準	ii) 交流	✓	本評価基準は締約国により採用されていなかったが、イコモスは本評価基準が該当すると考える。カルハットは、アフリカ東部、インド、中国、東南アジアまで広がっていたホルムズ王国の貿易圏内における文化的、商業的価値感の交流を伝えている。カルハットの考古遺跡は、地産物、ナツメヤシ、アラビア産の馬、香料、真珠の交易を示す物理的証拠であり、異なる文化圏出身の居住者を含む様々な所有者のニーズを反映した家屋は、中世コスモポリタン都市の多文化的特徴を示している。
	iii) 物証	✓	古代都市カルハットは、ホルムズ王国によって支配されていた交易網において重要な役割を果たした。また、歴史的に重要な旅行者たちが書き残した複数の記録にも記された代表的な建物の遺構がいくつも含まれている。従って、古代カルハットは、ホルムズ王国の王子らの統治下で、この地域における地政学的地の利を活かして貿易上のハブとして繁栄した都市について伝える類まれな物証である。また、ホルムズ王国の王子らにとっては季節的な居住地でもあり、王国の第2の首都とも呼ばれた。
	v) 土地利用	✗	本評価基準を適用する根拠として挙げられた特徴（現地の環境による土地利用上の制約、サンゴ由来の石材の使用等）は、アラビア半島東岸の他の場所にも当てはまる。また、世界的に見ても、多くの港町の形はそれぞれの場所の地形的特徴に制限され、形成されている。
	vi) 関連	✗	Bibi Maryam 廟のような特定の記念物に関わる芸術的特徴は、評価基準(iv)の方が適しているが、本評価基準を適用するに足る「類まれな意義」(exceptional significance)を有するとは認められない。ホルムズ王国の形成と発展に関わる口承、伝承との関わりは、アラビア半島やオマーンについての関わりが強く評価基準(iii)が適当。歴史的に重要な歴史学者、地理学者、旅行者の記述との関連については、これらの人びとは多くの都市を訪れており、その記録に残る全ての地を世界遺産にするわけにはいかない。
保安全管理状況 ✓ 良い ≈ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威	自然災害、地震、(潜在的に) 不適切なインフラ整備	
	資産／緩衝地帯の範囲	○	南西部の国道を完全に除外し、海岸部分を追加する必要がある。修正された緩衝地帯は適切。
	法的保護	✓	適切。
	保全状況	≈	記録 (inventories、documentation、archiving) 及び最近の保全措置は国際的水準だが、発掘遺構の保全に際し介入を最小限にとどめるべき。
	管理体制	≈	現時点では組織体制は適切だが、一般公開を再開する前に人員を強化する必要がある。観光管理、対リスク準備、災害対応を含む管理計画が必要。
勧告	記載に関する勧告	情報照会	
	解決すべき課題	a) 資産範囲の変更（海岸線を含め、南西部の国道部分を除外）。 b) 管理計画の完成、採択（環境管理、対リスク準備・災害対応戦略含む） c) 一般公開が再開された際には、日常の管理作業を担当する地域事務所の人員を強化すること（特に保全、インタープリテーション分野の専門家、警備員）	
	追加勧告	以下について検討すること： d) 海外企業等を使って現在行われている保全業務委託を活用して、属地的な保全チームを訓練するための現地キャパシティビルディングを行う。 e) 資産範囲の内外で予定されているインフラについて、公式に承認する前に、「世界文化遺産のための遺産影響評価に係るイコモスガイダンス」に則って遺産影響評価を行い、作業指針第 172 段落に則って世界遺産センターに連絡すること。 f) 今後行われる全ての保全事業について介入を最小限に抑えること。 g) モニタリング指標と仕組みについてより詳細に定め、定期的を実施すること。	
	レポート提出	—	
審議概要			
「事実関係の誤り」の訂正の提出が遅く、イコモスの評価書には反映できなかったが、イコモスも2つの評価基準が満たされていることは認めており、また、「事実関係の誤り」の訂正のなかで、問題の道路部分を推薦範囲から外し、海岸線部分を含める修正が行われていることを踏まえ、記載された。追加勧告のほとんどが削除されたが、インフラ整備について HIA の実施を求める勧告付された。			

3. アル・アハサーのオアシス、進化する文化的景観

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.16		ID No.	1563
資産名称 (英)	Al-Ahsa Oasis, an Evolving Cultural Landscape			
推薦国	サウジアラビア王国		 © François Cristofoli Author: François Cristofoli	
種別	サイト			
タイプ	文化的景観			
資産面積	8,544ha			
緩衝地帯面積	21,556ha			
構成資産数	12			
イコモス勧告	不記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	iii, iv, v	—		
	IUCN	決定		
	—	iii, iv, v		
審査経緯				
審査に協力したISC	ISCC(文化的景観委員会)		IUCN の審査	有
現地調査	2017 年 9 月 15 日-23 日 (9 日間) Alaa Elwi El-Habashi 氏 (エジプト)			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/9/25	2017/10/31	2018/1/24	2018/2/28
事実関係の訂正	有り (6 か所)			
資産概要				
概要	本資産には、庭園、運河、泉、井戸、排水池、歴史的建造物、都市のファブリック(urban fabric)、新石器時代から現在に至るアラビア半島のペルシャ湾地域における人類の定住(sedentary human occupation)の痕跡と古代からの文化的伝統の進化を示すと考えられる考古遺跡が含まれる。12 の構成資産からなり、250 万本を超えるヤシの木をもつ世界最大のオアシスである。アル・アハサーの景観は、オアシスの進化の段階と自然遺産、文化遺産の総合作用を示している。			
比較資産	アル・アイン (UAE 世界遺産)、Figuig (モロッコ暫定)、バム (イラン世界遺産)、シバーム (イエメン世界遺産)、M'Zab (アルジェリア世界遺産)、Ghadames (リビア世界遺産)、Bahla (オマーン世界遺産)、Ait-Ben-Haddou (モロッコ世界遺産)、Siwa (エジプト)、Al-'Ula、Taima、Ad-Dir'iyah、KSA、Ferdows、Meymah、Ardestan、Jupar、Gonabad (イラン)、マンハッタン (アメリカ)。			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	比較分析	✖	締約国はアル・アイン (UAE 世界遺産) と比較しているが、アル・アインは視覚的関係を持たない複数の構成遺産からなる (文化的景観ではない) シリアルプロパティであるのに対して、アル・アハサーは 12 の構成資産からなるシリアルプロパティかつ文化的景観として推薦されている。このことに表れているように文化的景観の比較分析として不適切。エルチェの椰子園 (スペイン世界遺産)、the Oasis of Gabes (チュニジア暫定リスト)、Island of Djerba (チュニジア暫定リスト)等と比較すると良い。	
	完全性	✖	一部の構成資産が他の構成資産から相当離れた断片的なシリアルノミネーションとなっており、選定された構成資産間の繋がりに問題がある。構成資産間の視覚的関係、構成資産と自然環境との視覚的関係において、文化的景観としては完全性の条件を満たさない。含まれている構成資産も、石油発見後の大規模開発以前は、一体的な地域として認識されていなかった範囲のもの	

			のまでが含まれている。			
	真実性		現在当該オアシスで行われている農業及びナツメヤシ生産は、現代的な世界規模の大量生産であり、かつてコミュニティの生業を支えるために行われていた伝統的農業とは本質的に異なる。 イコモスの研究で示唆されているとおり、伝統的な手法を継続するために、それを支えるための現代技術を用いることについてはある程度許容し得るものの、伝統的な手法を置き換えるような現代技術の導入は「あまりにも大きな断絶となって、われわれの理解の質を変えてしまい、その結果遺産の価値の現れ方をも変えてしまう可能性がある」。 記録に残されていない雑な復元・再建が広範囲で行われてしまっており、歴史的建物や都市の特徴(fabric)に対して不可逆的な影響を与えている。			
	評価基準	iii) 物証	×	建物、農地、インフラ、水管理ネットワークについての類型（伝統的類型、現在の類型）、方法、技術、材料において、長期にわたる文化的伝統を反映しているとは言えない。		
		iv) 類型	×	アル・アハサーが過去に獲得した歴史的重要性に関わらず、プランテーションの大々的な近代化、手荒い復元・再建と都市開発によって、完全性及び真実性が損なわれており、残されたものは人類の歴史における重要な段階を反映するとは言えない。		
		v) 土地利用	×	推薦資産と周囲の砂漠環境の自然景観との間にあった長期にわたる伝統的な関係は、1960年代、1970年代以降の大規模開発の結果失われてしまった。今日では、たくさんのヤシの木が生育しているにもかかわらず、オアシスという概念やかつてのアル・アハサーの機能について理解することは難しい。		
保安全管理状況 ✓ 良い ※適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない ×不適切		主要な脅威		環境問題（特に気候変動）、近代化、開発圧、石油が発見されたことにより加速している農場及び灌漑ネットワークの拡大、採掘		
		資産／緩衝地帯の範囲		×	構成資産間の関係や資産と自然環境との関係を読み取ることができないため文化的景観の範囲として不適切。	
		法的保護		※	効果的に実施されておらず、さらなる取組みと開発計画との調整が必要。	
		保全状況		×	全体的な保全状況について現時点で証明されていない。	
		管理体制		※	多数の関係者間の調整、協働のための仕組みが必要。キャパシティビルディング、インタープリテーション、公開、来訪者管理、地域コミュニティの参画、伝統的知識に関する取組みが必要。	
勧告		記載に関する勧告		不記載		
		解決すべき課題		—		
		追加勧告		—		
		レポート提出		—		
審議概要						
イコモスは、この遺産に価値が無いと言っているわけではなく、推薦されている「進化する」景観としての価値づけに問題があり、評価基準にも合致しないが、別の観点から書き換えれば可能性はあるかもしれないと説明したが、クウェートは、オアシスの生命に関わる重要性は、この厳しい環境と戦ってきた歴史をもたない多くの国には理解できないかもしれないが、本資産は、最も大きく、最も有名なオアシスであり、また、オアシスの下には世界最大級の石油が存在するにもかかわらず、オアシスの重要さゆえに、50年前に周辺120km以内での石油関連施設の建設が国王令により禁止されてきたことで保護されているとして、記載とする修正案が提出された。 アンゴラ、ウガンダ、ブルキナファソ、チュニジア、バーレーン、中国、アゼルバイジャン、インドネシアも記載を支持した。 スペイン、キューバ、グアテマラ、ブラジルは、オアシスは、世界遺産一覧表に十分代表されていない類型(typology)であり、アラブ地域における古代以来の人間の居住(occupation)、極限の環境に人間がどのように順応したか、環境の変化に人々がどのように対応してきたかを伝えるものであるとして記載を支持した。 オーストラリアは、「記載延期」が合理的であるとしながら、コンセンサスを妨げないとして、世界遺産委員会史上初めて、イコモスの不記載勧告を覆し記載された。						

直前取り下げ：ホール・ドバイ（ドバイ・クリーク）、伝統的商人の港

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.17		ID No.	1458rev
資産名称（英）	Khor Dubai, a Traditional Merchants' Harbour			
推薦国	アラブ首長国連邦		 © Author: ICOMOS 評価書	
種別	サイト			
タイプ	歴史的都市			
資産面積	48.50ha			
緩衝地帯面積	97.50ha			
構成資産数				
イコモス勧告	不記載			
決定				
評価基準	締約国	ICOMOS		
	ii, iii, vi	—		
	IUCN	決定		
	—	—		
審査経緯				
審査に協力したISC	Historic Towns and Villages（歴史的都市、村落委員会）		IUCN の審査	無
現地調査	2016 年 10 月 Faika Béjaoui 氏（チュニジア）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2013/10/4	2013/11/6、2018/1	2017/1/23	2017/2/7
事実関係の訂正	＊2017 年 9 月 7 日にパリにおいてイコモスと作業ミーティングが実施された。			
資産概要				
概要	第 38 回世界遺産委員会（ドーハ）は記載延期（イコモス勧告は不記載）、第 41 回世界遺産委員会では情報照会（イコモス勧告は不記載）とされていた案件。推薦書は変更されていない。 ホール・ドバイは、ドバイ市の歴史的市街中心部にある、ペルシャ湾の海水が入ってできた自然の入海であるドバイ・クリークを中心とする地域で、周辺部は 20 世紀後半に急速に都市開発が進んだ。継続して商業水路として利用され、その両岸に都市的スカイラインが形成されつつ、近くの市場（スーク）であるデイラ及びバール・ドバイへの物流を担ってきた。資産範囲には、水路と両岸の一部、市場 2 か所（右岸、左岸に 1 か所ずつ）、歴史的地区 3 か所、アル・ファヘイディ（al-Faheidi）、アル・ラス（al-Ras）の商人住宅、再建されたシンダガ地区（首長の居住地）が含まれる。			
比較資産	1. 伝統的港湾都市、現代の港湾都市：リヴァプール-海商都市（イギリス世界遺産）、ボルドー、リュヌ港（フランス世界遺産）、バルパライソの海港都市の歴史的街並み（チリ世界遺産）、マラッカとジョージタウン、マラッカ海峡の古都群（マレーシア世界遺産）、Bandar Linge、Bandar Abbas、Busheer(イラン)、Ajman、Sharjah(UAE) 2. ペルシャ湾地域での「風の塔」：Yazd、Bastak、Bandar Linge、Qeshm Island（イラン）、Muharrag、マナーマ(バーレーン) 3. ペルシャ湾地域、世界遺産の建築等の再建事例：歴史的城塞都市カルカッソヌ(フランス世界遺産)、ワルシャワ歴史地区(ポーランド世界遺産)、リラ修道院(ブルガリア世界遺産)、ヴィルニユスの歴史地区（リトアニア世界遺産）			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✗ 適切だが、改善	比較分析	✗	現在シンダガ地区で進められている歴史的家屋の再建（reconstruction）は、その方法、理念(ideology)において OUV が認められる可能性のある特別なケースの再建とは言えない。	

できる ○現時点で証明されていない 不適切	完全性		×	ドバイにおける交易と商業活動の進化を伝えるという点においても、例えばシンダガ地区はかつて支配者が居住する場所であったが、それを示す物証は今ではかなり断片的である。資産の境界線も断片的であり、場所によっては、建築物をつなぐ道一本だけであったり水面だけであったり、ドバイの歴史的核心部を断片的に伝えているに留まる。 クリーク河口部正面に埋立地の 20 世紀に建設された中高層ビルによって本資産の周辺環境(setting)及びスカイラインが著しく影響を受けており、クリークと湾の間の歴史的な繋がりを理解することはできなくなっている。
	真実性		×	2015 年 3 月にドバイで開催された「ペルシャ湾岸地域の都市保全及び再建」についてのセミナーの成果についても注意深く検討したものの、OUV を示すレベルの真実性はないとイコモスは考える。
	評価基準	ii) 交流	×	確かに 20 世紀初めに導入された風の塔（wind tower）は、イランのデザインと現地のニーズとの交流を反映していたが、1950 年代に撮影された写真にみられた風の塔は、20 世紀後半の都市形態の変容によって、その大多数がもはや存在しない。資産範囲に残っている風の塔の多くは、再建されたもので中には新規に建設されたものもある。そもそも、風の塔は、推薦範囲内に存在する構造物の複雑なネットワークの一要素にすぎず、卓越した要素でもなければ、それだけで本評価基準をみたすものでもない。 締約は、本評価基準の属性として、伝統的な承認の港で交易を継続している他民族集団や、宗教建築の存在、寛容の証、様々なコミュニティの関わりなどを挙げているが、本評価基準のいう思想の交流を証明するものではない。
		iii) 物証	×	地球規模もしくは地域規模での自由貿易という文化的伝統を示す類まれな見本という締約国の主張は、世界中の他の港湾にも当てはまる。スークや舟、少数の旧商人の家が遺っているといっても、自由貿易港の様々な特徴や自由貿易により得られた富の大きさを示すには足りない。
		iv) 類型	×	今日のドバイの繁栄は、早い段階で自由な貿易を可能にした統治の仕組み(governance mechanism)にあったからと言って、この統治の仕組みが世界的にもしくは地域的に類まれであるとは言えない。ドバイの状況は他に例のないユニークなものだったかもしれないが、他の自由貿易港の特徴もそれぞれユニークであったはずである。
保安全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない ×不適切	主要な脅威		都市開発、インフラ整備（都市としての形態の変化、歴史地区及び再建地区近傍での伝統建築「風」新建造物の侵入）	
	資産／緩衝地帯の範囲		×	周辺の都市開発へのスムーズな遷移を意図した緩衝地帯とされているが、緩衝地帯内にすでにスムーズな遷移はみられず実現困難である。また、緩衝地帯は、スカイラインをはじめとする重要な属性を保護していない。 シンダガ地区の歴史的都市景観を想起するために、長期的に高層ビルを規制することが必要な同地区北部埋立地は緩衝地帯に含まれていない。同様にアル・ファヘイディ地区南側の緩衝地帯もたった 1 ブロックしか設定されていない。歴史地区の背後でスカイラインに影響を与えずに可能な開発の最大高さを算定するためには 3 次元視認性解析を行う必要が有る。
	法的保護		≈/×	法的保護は国内最高水準のものではないものの、事実上適切と言える。ただし、法的保護は建築物のみであり、都市の形態、スカイライン、セッティングについては適切な保護はない。緩衝地帯は不適切。
	保全状況		✓	これまで相当広範囲にわたる保全措置がすでに実施されているが、現在の保全政策及び維持管理措置は国際的な水準にある。
	管理体制		≈	管理体制は適切だが、水及び交通に関する構成要素に係る管理を十分担保するように管理計画を策定すべき。
勧告	記載に関する勧告	不記載		
	解決すべき課題	—		
	追加勧告	—		
	レポート提出	—		
審議概要				
審議前に取り下げられた。				

4. 古代泉州市（「ザイトン」）の歴史的記念物・遺跡

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.18		ID No.	1561
資産名称（英）	Historic Monuments and Sites of Ancient Quanzhou (Zayton)			
推薦国	中華人民共和国		 © Author: ICOMOS 評価書	
種別	サイト			
タイプ	歴史的都市（考古遺跡）			
資産面積	101.14ha			
緩衝地帯面積	632.82ha			
構成資産数	16			
イコモス勧告	不記載			
決定	情報照会			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	ii, iii, vi	—		
	IUCN	決定		
	—	—		
審査経緯				
審査に協力したISC	Underwater Cultural Heritage（水中文化遺産）、Historic Towns and Villages（歴史的都市、村落委員会）		IUCNの審査	無
現地調査	2017年9月24日-29日（6日間）Jeremy Green氏(オーストラリア)			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/10/5	2017/11/2, 2018/2/24	2018/1	Consultation meetings 2017/11/23, 2018/2/8
事実関係の訂正	無し			
資産概要				
概要	泉州(アラビア語及び西洋ではザイトンとして知られる)は、10世紀から14世紀にわたって、海上交易ルート上の重要な結節点であった。本資産は16件の構成資産からなるシリアルプロパティであり、歴史的船渠の遺構、石橋、塔、考古遺跡、碑文、像、(仏教、儒教、マニ教、イスラム教の)寺院が含まれる。これらの構成資産は、全体で、中国及び東南アジアの港湾の間、そしてさらに内陸部までに至った、地域文化上の影響、文化間交流を示すものであり、泉州は海のシルクロードの一部を担った遺産である。			
比較資産	1. 世界遺産一覧表に記載されている港湾都市： ゴア(インド)、ヴェネチア及びその潟(イタリア)、マカオ(中国)、マラッカ(マレーシア)、キルワ・キシワニ(タンザニア)、ヴィガン(フィリピン)、ホイアン(ベトナム)、ザンジバル(タンザニア)、ラム(ケニア)、ジェッダ(サウジアラビア) 2. 暫定リストに記載されている港湾都市： アレクサンドリア(エジプト)、プトゥアン考古遺跡群(フィリピン)、カルハット(オマーン)、ジャカルタ(インドネシア)			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されている	比較分析	✗	締約国の主張通り、海上の交易ルートは、世界遺産リスト上のギャップであるのは確かだが、シリアルプロパティとした理由や構成資産の選択は不適切。	
	完全性	✗	構成遺産の選定について問題があるため、全体の完全性について判断できない。個々の構成資産の完全性は、個々に異なるが、開発圧に脅かされているものもある。	

ない ×不適切			16 の構成資産を3つのカテゴリーに分けていることが、3つの評価基準を資産全体に適用することを困難にしている。
	真実性	×	提案されているシリアルプロパティの OUV が宋及び元の時代のものであることもあって、構成資産によって真実性に差がある。
	評価基準	ii) 交流	大陸間の海上交易を通じて起こった10世紀～14世紀の文化交流の歴史についてこの評価基準を採用することは適切だが、構成資産の全てにあてはまるわけではなく、また、該当する構成資産も弱い。海上交易網の歴史について、国際的なテーマ別研究を深めることで、この評価基準に基づく主張を強化することができるかもしれないが、現状では、この評価基準を証明できていない。
		iii) 物証	10世紀～14世紀の海上交易網に関わる港湾都市若しくは文化の道に対してこの評価基準が適用できる可能性はあるが、選定されている構成資産では提案されている OUV を十分に伝えられていないため、現時点でこの評価基準を証明できていない。また、この期間における様々な文化の「融合」という点について示されている証拠も不十分である。
		vi) 類型	多様な宗教に関わる構成資産によって、当時の泉州の多文化性を証明することができる可能性はある。この点は、泉州の歴史と発展における注目すべき側面であるが、このことが、地域文化的コンテキストにおいて顕著といえるかどうかについては比較による証明が不十分である。 泉州は海上交易史に関わる様々な文献に言及されているが、鄭和の航海に関連付けた締結国の主張は証明されていない。泉州の最盛期(10-14世紀)と後の時代の鄭和の航海との間には相関がない。また、鄭和の航海が地域の歴史に与えた影響については、東南アジア及びスリランカにおける軍事行動がからんでおり、その解釈は一致していない。従って、後の時代や鄭和の航海と関連付けることは議論の余地があるし、また、鄭和若しくはマルコポーロは直接本資産とは関係がない。
保安全管理状況 ✓良い ※適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない ×不適切	主要な脅威		開発、観光
	資産／緩衝地帯の範囲	※	推薦資産の境界線は適切（だが、OUV との関連から改善の余地あり）。緩衝地帯については、緩衝地帯内に複数のカテゴリーが設定され複雑なため、実効性や調整について懸念される。構成資産の中には、開発及び港湾整備による脅威にさらされているものがある。
	法的保護	✓	適切。
	保全状況	✓	場所によっては、記録を改善する必要があるなどの個別の課題もあるが、保全状況は良好もしくは適切である。
	管理体制	※	シリアルプロパティの管理体制は適切。本資産については、複数の地方政府が関わっていることもあり、管理について調整を図ることが重要である。海洋関係組織、港湾関係組織の関与をより強化することが望まれる。
勧告	記載に関する勧告		不記載
	解決すべき課題		—
	追加勧告		—
	レポート提出		—
審議概要			
チュニジアから、情報照会とする修正案が提出され、クウェート、アゼルバイジャン、キューバ、ブラジル、アンゴラ、インドネシア、タンザニア、キルギスタン、グアテマラ、スペインがこれを支持した。ジンバブエは、世界遺産一覧表のギャップを埋める資産でありグローバルストラテジーにも貢献すると発言した。また、ボスニアヘルツェゴビナは、進行中のテーマ別研究が完成するのを待たなければならないというイコモスの意見には賛同できないとの意見が出された。オーストラリアは、「記載延期」の方が合理的だが、全体のコンセンサスが「情報照会」であればコンセンサスを妨げないとし、ハンガリーも、記載延期ないし情報照会を支持すると発言した。 その結果、評価基準(ii)、(iii)、(vi)を満たす潜在的可能性が高いという文言を付して、情報照会となった。 中国は、テーマ別研究の完成を前提条件にすることは不適切であり、シリアルノミネーションの評価方法が恣意的であるとして、強く抗議する発言を行った。これに対して、WHC 所長は、シリアルノミネーションについての考察(reflection)を数年前にとりまとめたが、その後記載されたシリアルプロパティもあるので、本委員会であがった懸念も考慮して、新たな考察を行っても良いと思うと発言を行った。			

5. ムンバイのヴィクトリア・ゴシック様式、アールデコ様式建築物群

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.19		ID No.	1480
資産名称（英）	Victorian Gothic and Art Deco Ensembles of Mumbai			
推薦国	インド		 © Abha Narain Lambah Associates Author: Jehangir Sorabjee	
種別	建造物群			
タイプ	歴史的都市			
資産面積	66.34ha			
緩衝地帯面積	378.78ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	ii, iv,	ii, iv		
	IUCN	決定		
	—	ii, iv		
審査経緯				
審査に協力したISC	ISCSBH（シェアード遺産委員会）、 20th Century Heritage（20世紀遺産委員会） Historic Towns and Villages（歴史的都市、村落委員会）		IUCNの審査	無
現地調査	2017年9月6日-11日（6日間）西村幸夫氏（日本）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/8/1	2017/9/5	2017/12/22	2018/2/13
事実関係の訂正	無し			
資産概要				
概要	1860年代にボンベイの要塞群が解体され、要塞基地から世界的な商業地へと変化するとともに開発のための土地が生まれた。ヴィクトリアゴシック様式の公共建築群が建設され、楕円形広場(Oval Maidan)の解放緑地が建設された。20世紀初めのバックベイ埋立により、ボンベイは西側に拡張され、アールデコ様式の居住用建築、商業用建築、娯楽用建築や海岸を通るマリンドライブが建設された。今日の楕円形広場には、見事なヴィクトリアゴシック様式の建物が東側に並び、見事なアールデコ様式建築が西側に並んでおり、1947年のインド独立に至る19世紀、20世紀のムンバイ近代化の過程を伝えている。			
比較資産	1. 世界遺産一覧表記載資産：リヴァプール（イギリス）、マカオ（中国）、マラッカとジョージタウン、マラッカ海峡の古都群（マレーシア）テルアビブ（イスラエル）、レプカ歴史的港町（フィジー）。 2. 世界遺産一覧表に記載されていない都市：メルボルン（オーストラリア）、ダーバン（南アフリカ）、上海バンド（中国）、ニューヨークセントラルパーク（アメリカ暫定リスト） 3. アールデコ及び20世紀の都市及び建造物群：ネーピア・アール・デコ歴史地区（ニュージーランド暫定リスト）、アスマラ（エリトリア世界遺産）、マイアミビーチ建築地区（アメリカ）、バンドン（インドネシア）			
OUV ✓良い ✖適切だが、改善できる	比較分析	✓		
	完全性	✖	資産近隣での都市開発について慎重にモニタリングすべき。	
	真実性	✓		

○現時点で証明されていない 不適切	評価基準	ii) 交流	✓	ヴィクトリアゴシック様式の建築とアールデコ様式建築の両方が、ヨーロッパとインドの間の重要な価値感の交流を示している。ヴィクトリア様式の巨大公共建築群には、地域の気候に合わせてバルコニー及びベランダが導入され、ゴシックリバイバル要素とインドの要素がブレンドされたインドゴシック様式が生まれた。ムンバイのアールデコ様式建築であるアイコン的な映画館、アパートメントは、インド風デザインとアールデコの表現とがブレンドされ、インドデコとして知られるよう独特な様式が生まれた。その影響はインド亜大陸中に及んだ。
		iv) 類型	✓	本資産のヴィクトリアゴシック様式及びアールデコ様式の建築物群は、2 世紀にわたる建築、都市計画の展開を映している。楕円形広場を挟んで対峙する特徴的な 2 つの建築群は、建築様式、建設材料及び建設技術の発展段階、都市計画思想、歴史的段階を表している。これら建築物群はどちらも、この都市を 20 世紀の、そして現在も、重要な国際的商業都市に発展させた 2 度のボンベイ拡張による産物である。
保全管理状況 ✓ 良い ■ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✕ 不適切	主要な脅威		開発圧、環境圧（集中豪雨、地震）、火災。	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	
	法的保護		✓	関係する建築物の記録、計画されている介入(intervention)及び過去に実施された介入についての記録を作成すべき。
	保全状況		✓	建築レベルの記録、個々の建築物の保全状況及び歴史についての詳細記録を作成すべき。
	管理体制		✓	責任の所在と意思決定プロセスを示した組織図、資産の保護に関する法令の条文、アクションプラン実施の仕組み（予算、人員、トレーニング、観光管理戦略含む）を管理計画に加筆すべき。
勧告	記載に関する勧告		評価基準 ii, iv に基づき記載	
	解決すべき課題		－	
	追加勧告		以下について検討すること： a) 建築レベルの記録を含めるか体で 2013 年の目録を完成させること（個々の建築物の保全状況、保全措置の経緯を含めること）。 b) より広い周辺環境(setting)に注意を払い、ラジャバイ時計塔が視覚的中心となっているスカイラインが維持されるよう、開発圧に対する資産保護を徹底すること。 c) グレード IIA に指定されている、旧ワトソンホテル（現在はエスプラナードマンションとして知られる）の保存措置を緊急に行うこと。 d) 保全状態は悪くない(fair)ものの、今では映画館として機能していないアールデコ様式映画館（Eros Cinema）の再生(revitalization)を行うこと。 e) 遺産保全委員会の活動を支えるため、関係する建築物の記録作成、計画されている介入及び過去に実施された介入の記録を作成すること。 f) 管理計画を拡張し、責任の所在、意思決定プロセス、資産管理に係る法令の規定、アクションプラン実施の仕組み（資源、人員、トレーニング、観光管理戦略を含む）を加えること。 また、資産名称を「ムンバイのヴィクトリアゴシック様式、アールデコ様式建築群」に変更すること。	
	レポート提出		－	
審議概要				
ノルウェー、オーストラリア、ブラジル、ボスニアヘルツェゴビナ、ジンバブエ、中国、チュニジア、セントクリストファーネイビス、スペイン、ハンガリ、アゼルバイジャン、タンザニアから記載を支持する発言があり、イコモスが修正なく採択された。 ノルウェーは、既存の世界遺産である「チャトラパティ・シヴァージー・ターミナス駅（旧名ヴィクトリア・ターミナス）」（インド、2004 年登録）を含めたシリアルノミネーションにする可能性もあるのではないかと質問したが、イコモスは、シリアルプロパティの構成資産は、資産全体の OUV (full scope of OUV) に対応しなければならないが、「チャトラパティ・シヴァージー・ターミナス駅」は評価基準が同じで、似ている部分もあるが、本資産の価値は、都市域を含むものであるのに対し、チャトラパティには当てはまらず、時代も異なると回答した。				

直前取り下げ：貿易時代：ジャカルタ旧市街（旧バタヴィア）と4つの離島（オンラスト島、ケロル島、チピル島、ビダダリ島）

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.20		ID No.	1524
資産名称（英）	Age of Trade: Old Town of Jakarta (formerly Old Batavia) and 4 Outlying Islands (Onrust, Kelor, Cipir and Bidadari)			
推薦国	インドネシア共和国		 © Author: ICOMOS 評価書	
種別	サイト			
タイプ	歴史的都市			
資産面積				
緩衝地帯面積				
構成資産数	2			
イコモス勧告	不記載			
決定				
評価基準	締約国	ICOMOS		
	ii, iii, iv, v	—		
	IUCN	決定		
	—	—		
審査経緯				
審査に協力したISC	ISCSBH（シェアード遺産委員会）、 Historic Towns and Villages（歴史的都市、村落委員会） Fortifications and military heritage（要塞、軍事遺産委員会）		IUCNの審査	無
現地調査	2017年9月17日-23日（7日間）Susan Jackson-Stepowski 氏（オーストラリア）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/9/20	2017/10/19	2018/1/24	—
事実関係の訂正	無し			
資産概要				
概要	ジャカルタ旧市街の地域とジャカルタ湾の4つの小島の地域の2つの構成資産からなる。本資産は、オランダ東インド会社(VOC)の主要な貨物集散地であり、シモン・ステヴィンの理想都市プランに基づいてオランダが海外に展開した都市計画を示しているとされている。4世紀にわたり建設された記念物、都市居住地域、都市商業地域、船渠、港湾施設、考古遺構、要塞遺構（島）が含まれる。			
比較資産	オランダの植民地貿易に関わる都市：ケープタウン（南アフリカ）、Mauritsstad, now part of Recipe（ブラジル）、ウィレムスタット（キュラソー島世界遺産）、パラマリボ市街歴史地区（スリナム世界遺産）、原住民による都市やポルトガルによる都市を統合する形でオランダの植民都市とされた都市：セマラン、スラバヤ（インドネシア国内）、メラカ（マレーシア世界遺産の一部）			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	比較分析	✖	現在の比較分析の方法論に問題がある。	
	完全性	✖	構成資産のうちの一つであるジャカルタ沖の4島には貿易の黄金期に遡る遺構はほんの少ししか遺っていない。	
	真実性	○	今日の旧市街地区を理解する上で、コタ・トゥア地区の19世紀、20世紀建築遺構など都市の発展の歴史を示すものも重要であり、17世紀、18世紀の貿易黄金期のみに着目した再建は慎重に見直すべき。 個々の建物の真実性は証明し得るがシリアルプロパティの都市的コンテキストの真実性は欠けている。	

	評価基準	ii) 交流	×	旧ジャカルタ地域の構成資産は人類の価値観の交流を示しているが、東インド会社の都市プランやオランダ貿易の絶頂期とは関係していない。 また、東インド会社の都市プランにより、オランダの価値感が伝えられ、多文化の共存が生まれたが、文化の交流はそれほど強くなかった。交流は19世紀、20世紀に盛んになったが、オランダのみに関わるものではなく、アジア地域の交流もあった。 さらに、4つの島からなる構成資産部分は、この評価基準にそれほど貢献しない。	
		iii) 物証	×	締約国の主張のうち、17世紀、18世紀の貿易黄金時代の交流に関わる部分は評価基準(ii)の方が適切であるが、上述の通り。 また、インドネシア文化やその他のアジア地域コミュニティの多様性を代表するという価値づけについては、国家のアイデンティティに貢献するものであって、通常は世界遺産条約に基づく顕著な普遍的価値を有するとは認められない。 また、アジア地域の貿易に基づく文化の融合を示すものとしては、「マラッカとジョージタウン、マラッカ海峡の古都群」(マレーシア)、「鼓浪嶼：歴史的租界」、「マカオ歴史地区」(中国)などが既に世界遺産一覧表に記載されている。	
		iv) 類型	×	19世紀及び20世紀の開発の結果、オランダ東インド会社によってデザインされた都市の特徴が認識できなくなっている。	
		v) 土地利用	×	スندا・ケラパ (Sunda Kelapa) 港では数世紀にわたり造船が続いており、波止場は伝統的な貨物港の雰囲気を残しているが、世界遺産条約の対象となる不動産(immovable)遺物、有形(tangible)遺物はほとんど残っていない。 なお、興味深い点として、オランダ東インド会社は地域での貿易を独占しつづけるため、伝統的な木造船でインドネシア諸島の外側を航海することを禁止した。これにより、地域の造船の伝統が、継続的發展を妨げられたという側面がある。	
		保安全管理状況 ✓ 良好 ※ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない × 不適切	主要な脅威	都市開発、インフラ整備、地盤沈下、洪水その他の自然災害（リスク管理計画未整備）	
	資産／緩衝地帯の範囲	×	潜在的な属性の全てをカバーしていない。緩衝地帯も保護効果上不適切。		
	法的保護	×	計画上の許可、建築許可に係る現制度には、遺産の保全の観点がない。		
	保全状況	×	劣化の進んだ構造物が複数あり、さらなるキャパシティビルディングを行うことや基本的な保全措置を行うことが必要。		
	管理体制	×	二つの構成資産を包括的に管理する体制が欠けている。 旧ジャカルタの管理組織に与えられた権限、調整のための段取り、配分された資源など不適切。キャパシティビルディング、自然災害に対するリスク管理を含む管理計画が必要。		
勧告	記載に関する勧告	不記載			
	解決すべき課題	コタ・トゥアにおける19世紀～20世紀建築の再生事業はについて、長期的に都市の特徴を保存することができるよう、遺産保全の観点から注意すべきである。			
	追加勧告	—			
	レポート提出	—			
審議概要					
審議直前に取り下げられた。					

6. ファールス地域のササン朝考古景観

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.21		ID No.	1568
資産名称（英）	Sassanid Archaeological Landscape of Fars Region			
推薦国	イラン・イスラム共和国		 © ICHHTO Author: S.H.Rashedi	
種別	サイト			
タイプ	考古遺跡			
資産面積	639.3ha			
緩衝地帯面積	12,715ha			
構成資産数	8			
イコモス勧告	記載延期			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	i, ii, iii, iv, v	—		
	IUCN	決定		
	—	ii, iii, v		
審査経緯				
審査に協力したISC	ICAHM（考古遺産管理委員会）		IUCN の審査	無
現地調査	2017 年 9 月 25 日-30 日（6 日間）Assad Seif 氏（レバノン）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/9/28	2017/11/3	2017/12/22	2018/2/26
事実関係の訂正	有り（18 か所）			
資産概要				
概要	イランのファールス地域南東部の Firuzabad、Bishapur、Sarvestan 3 地区に分布する 8 つの考古遺跡から成るシリアルプロパティである。本資産の要塞、宮殿、レリーフ、都市プランは、224 年から 658 年まで地域一帯に広がっていたササン朝の最初と最後の瞬間を伝えている。ササン朝の始祖アルダフシール 1 世の軍事本部であり最初の首都の遺跡、彼の後継者であるシャープール 1 世の都市の遺跡、7 世紀から 8 世紀にかけてササン朝からイスラム時代が変わっていく様子を示す記念物が含まれる。			
比較資産	パサルガダエ（イラン世界遺産）、ペルセポリス（イラン世界遺産）、Qaleh Dokhtar、Ardashir Khurreh the Aramaic city state of Sam'al（トルコ）、Hatran、Darabgrid、Bishapur、Sarvestan。			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	比較分析	✖	締約国によって選定された構成資産をもってササン朝の考古景観を代表することはできないとイコモスは考える。Firuzabad 地区及び Bishapur 地区の構成遺産は、ササン朝の始まりと権力の確立を伝える最も重要な物証として、これらは顕著な普遍的価値を発揮する可能性がある。	
	完全性	✖	保全戦略がなく保全措置がとられていないため、遺構の中には非常に脆弱な状態のものがある。特に、Qaleh Dokhtar、アルダシール宮殿、Sarvestan の状態が悪い。都市 Bishapur については、発掘調査後、トレンチが空いたままで、浸食が進んでおり、崩壊が始まっている箇所もある。	
	真実性	✖/○	ほとんどの構成資産の周辺環境(setting)は未だにササン朝の真実性を維持しているが、Ardashir Khurreh では農業関係の新しい建造物があり、都市 Bishapur の東には Qa'emieh-Kazerun 道路が通っており、Bishapur Qaleh Dokhtar 下には警察署があるなど一部真実性が損なわれている。シリアルプロパティ全体としては、真実性の条件を満たしていないが、個々の構成遺産については真実性の条件を満たす可能性がある。	

	評価基準	i) 創造の才	×	8つの構成資産のうち本基準に貢献する可能性があるのは2つのみ。
		ii) 交流	×	先時代のアケメネス朝やパルチアの文化や同時代のローマ文化、後のイスラム文化との間にはほとんど相互作用は見られない。
		iii) 物証	○	ササン朝の建築や都市計画に基づいて本評価基準を適用しようと締約国は主張しているが、これらは文化的伝統とは言えない。 ササン朝文明を伝える物証、ゾロアスター教の発展と確立への貢献という観点からであれば議論の余地があるとイコモスは考える。 構成資産の一部は、ササン朝初期の建築及び都市開発を特徴づける重要な瞬間や出来事を代表する可能性があるというイコモスは考える。
		iv) 類型	×	本評価基準に関連して言及されている chahar-taq 式ドームは、構成資産の一部にみられる要素にすぎずシリアルプロパティ全体には当てはまらない。
		v) 土地利用	○	防衛上の要塞が丘陵上に築かれたり、河川を背にして都市が要塞化されたりする特徴は、多くの歴史都市にも見られる特徴である。構成資産の中には、自然地形と初期ササン朝の建築・芸術との間の相互関係を示す点で類まれであると評価できる可能性をもつものがあるが、現状では、その場合に不可欠な属性(attribute)となる自然地形が資産範囲に含まれていない。
保安全管理状況 ✓良い ※適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない ×不適切	主要な脅威	浸食、農業利用、植物の繁茂、地震、対リスク準備・災害対応計画の未整備		
	資産／緩衝地帯の範囲	○	考古景観という概念を体現するには資産範囲が狭すぎる。	
	法的保護	※	概ね適切だが、一貫した運用が必要。構成資産のひとつである Ardashir Khurreh の資産範囲内については、地下遺構がないと確認された場所においてのみ農業活動を認めること。	
	保全状況	×	直ちに崩壊しそうな要素もあり、危機的な(critical)保全状況にある。予定されている保全措置を直ちに実行する必要がある。	
	管理体制	○	人員は適切だが、包括的な管理計画を策定する必要がある。なお、管理計画には対リスク準備及び災害対応の章を入れる必要がある。	
勧告	記載に関する勧告	記載延期		
	解決すべき課題	a)アルダシール 1 世及びシャープール 1 世によるササン朝の始まりと拡大部分（224 年から 273 年）に関係する物証に焦点をおいた顕著な普遍的価値の見直し。 b) サルベスタンの碑（Sarvestan Monument）を構成資産から除外すること。 c) Firuzabad 地区の 5 つの構成資産を一つの構成資産にまとめ、Bisshapur 地区の 2 つの構成資産を同様に一つの構成資産にまとめること。 d) 対リスク準備及び災害対応を含む統合管理計画を完成させること。 e) 全体的な管理計画の一部として、崩壊の危険若しくは重大な劣化状態にある全ての構成資産での緊急保全措置を優先的に実施すること。		
	追加勧告	以下について検討すること： f) 構成資産のひとつである Ardashir Khurreh について予定されている地球物理学調査を優先的に実施し、農業行為については考古遺跡が存在しないことが確認された地域においてのみ許可されるようにすること。 g) モニタリングに係る役割分担、評価方法、検証方法を明確にすること。		
	レポート提出	－		
審議概要				
ササン朝は最も強力な古代王朝のひとつであり、ファールスはこの文化の誕生と進化を伝えており、課題についてはすでに対応が進められているとして、スペインが評価基準(ii)(iii)(v)に基づいて記載する案を提出した。中国、グアテマラ、チュニジア、ブルキナファソ、ブラジル、タンザニアが支持した。これに対して、イコモスが文化的景観としては認められず評価基準(v)が適用できないとしていることから、評価基準(ii)(iii)に基づいて記載する修正案がオーストラリアから提出され、ハンガリー、ボスニアヘルツェゴビナがこれを支持した。アゼルバイジャン、クウェート、ジンバブエ、キューバ、ウガンダが、記載を支持するとの発言を行い、ノルウェーは当初情報照会が適切としていたが、各国の意見を聞いて最終的に記載を支持した。イコモスは、評価基準(ii)は全構成資産 8 件中 7 件には該当しない、(iii)、(v)は 7 件に該当するが、この評価基準に貢献する属性が資産範囲外にも存在するとし、記載するのであれば、記載後にアドバイザーミッションを実施して、資産範囲外にある評価基準(v)に貢献する属性を含むよう将来拡張を検討することも考えられると説明した（オーストラリアから、評価基準(v)に基づいて記載してから、将来評価的基準(v)に関わる属性を境界線の変更で加えるという手順についての適切性について疑義が示された）。最終的に、2019 年 2 月 1 日までに勧告の実施状況について報告する要請を付して、評価基準(ii)、(iii)、(v)に基づいて、サルベスタンの碑を含めて記載する決定が採択された。				

7. 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.22		ID No.	1495
資産名称（英）	Hidden Christian Sites in the Nagasaki Region			
推薦国	日本国		 © Nagasaki Préfecture Author: Japan Cultural Heirtage Consultancy Co., Ltd	
種別	文化遺産			
タイプ	サイト（遺跡、記念物）			
資産面積	5,566.55ha			
緩衝地帯面積	12,252.52ha			
構成資産数	12（遺跡 11、記念物 1）			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	iii	iii		
	IUCN	決定		
	—	iii		
審査経緯				
審査に協力したISC	ISCSBH（シェアード遺産委員会）		IUCN の審査	無
現地調査	2017 年 9 月 3 日-14 日（12 日間）Richard Mackay 氏（オーストラリア）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/8/30	—	2017/12/22	2018/2/28
事実関係の訂正	有り（27 か所）			
資産概要				
概要	12 の構成資産から成るシリアルノミネーションである本資産は、日本列島の九州北西部に位置する長崎県及び熊本県に所在し、17 世紀から 19 世紀に遡る 10 の集落、原城、1 つの聖堂から成る。これらは一体となって、（キリスト教との）邂逅の段階に始まり、続くキリスト教及び信徒に対する禁教及び迫害の時代、そして禁教が公式に解かれキリスト教信徒コミュニティが復活した最後の段階まで含めて、日本におけるキリスト教宣教師及び信者の初期の活動を映している。これらは、禁教にもかかわらず密かに信仰を継続した長崎と天草地方の潜伏キリシタンによって育まれた独特な文化的伝統の証である。			
比較資産	A) 同種の世界遺産（特に宗教弾圧と直接関連するもの）との比較 「カディーシャ渓谷と神の杉の森」（レバノン）、「ギョレメ国立公園とカッパドキアの岩石群」（トルコ） B) アジア諸国のキリスト教受容の歴史に関する比較 C) 17 世紀後半から 19 世紀前半の日本国内の潜伏キリシタン関連遺産との比較 D) 長崎と天草地方の潜伏キリシタン集落との比較、 E) 移行期に長崎と天草地方の潜伏キリシタンの各集落に建造されたカトリック教会堂に関する比較			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ■ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない	比較分析	✓	国際レベルでの比較分析は興味深く、いくつかの比較対象として適切なシリアルノミネーションを参照していると考える。国際レベル（カテゴリー A 及び B）及び日本国内レベル（カテゴリー C、D、E）の比較研究も、構成資産の選定方法も、合理的で良く出来ている。比較対象と日本の事例との違いが明確に論じられている。	
	完全性	✓		

ない 不適切	真実性		✓	
	評価基準	iii) 物証	✓	イコモスは、推薦資産は、長崎と天草地方の潜伏キリシタンが、キリスト教禁教の間も密かに信仰を維持してきたことによって育まれた独特な宗教的伝統を正に明示していると考え。潜伏キリシタンの物語は日本国内のみでの出来事だが、ある伝統が悲惨な状況を耐えぬいたことや、既存文化の枠組みの中にいかにして隠れた意味を忍ばせるか様々な工夫を凝らして伝統を守り、みごとと維持してみせた人々の強靱さ、不屈の精神、技といった点で、より広がりのある側面をもっており、より幅広い価値感、コンテキストに訴えるものである。
保安全管理状況 ✓ 良い ※適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない ✕不適切	主要な脅威		資産に対する主な脅威は自然災害、特に嵐、洪水、地震、火災、そして過疎化、集団的記憶の喪失、過度の来訪であると考える。	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	イコモス現地調査での指摘を受け、2018年2月28日にイコモスに送付された追加情報で2点の修正が行われた。 1.原城跡の南西部角の一部分の境界線を推薦範囲から除外し緩衝地帯とした。 2.奈留島の江上集落の西側にある、当該構成資産の視覚的背景(visual setting)の一部となっており、江上天主堂から見えることが判明した小さな岬を含めるため、江上集落の緩衝地帯の線引きを修正した
	法的保護		✓	
	保全状況		✓	保全戦略は称賛すべきものであり実施されている保全措置は概して適切であると考え。イコモスは、資産範囲内の放棄された集落、教会堂、墓地について、写真測量、LiDar 及び/若しくはその他の類似技術を用いて、包括的に可能な範囲で記録を作成することを勧告する。
	管理体制		✓	
勧告	記載に関する勧告		評価基準 iii に基づき記載	
	解決すべき課題		—	
	追加勧告		a) (久賀島又は野崎島にあるような)資産範囲内にある放棄された集落、教会堂、墓地の痕跡(fabric)について、写真測量、LiDar 及び/若しくはその他の類似技術を用いて、記録、アーカイブの作成を行うこと。 b) 地元の活動団体及び個人所有者らを対象に、保全事業について市町、県、国からの財政支援を受けることができることについて周知するためのコミュニケーション戦略を策定すること。 c) 特に各構成資産の物理的、社会的制約に配慮しつつ、構成資産の「収容力」(carrying capacity) 及び潜在的な観に対する管理に関する研究を行うこと。 d) 資産範囲内での新規開発については、イコモスの『世界文化遺産の遺産影響評価に関するガイダンス』(2011) に則って、評価を行うこと。	
	レポート提出		—	
審議概要				
2015年に記載延期勧告が出てから、一旦取り下げ、イコモスと日本で協力して推薦書を取りまとめなおした結果、質の高い推薦書となっているとスペイン、ノルウェー、アゼルバイジャンから評価し、記載を歓迎する発言があった。ブラジル、キューバ、インドネシアは、対話、文化交流、今は失われてしまった文化的伝統を伝えるものであるとして記載を支持し、オーストラリア、タンザニア、セントクリストファーネイビス、ウガンダも記載を支持する発言をした。 チュニジア、ジンバブエは、禁教と言った厳しい状況のなかで、前向きな文化的伝統、人間の強靱さ（resilience）が生まれるということを示す素晴らしい遺産であると発言した。 ハンガリーは、キリスト教に関する本資産の記載が実現したのは、日本が開かれた社会であることを示し、本資産の記載は、異なる国、異なる宗教を信仰するコミュニティの間の友好関係を示す重要な遺産であり、和解(balanced reconciliation)への動きであると発言した。 追加勧告を含めて修正なく、記載された。				

8. 山寺、韓国の山岳仏教寺院群

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.23		ID No.	1562
資産名称（英）	Sansa, Buddhist Mountain Monasteries in Korea			
推薦国	大韓民国		 © CIBM Author: CIBM	
種別	サイト			
タイプ	仏教寺院			
資産面積	55.43ha			
緩衝地帯面積	1,323.11ha			
構成資産数	7			
イコモス勧告	記載（構成資産 4 件のみ）			
決定	記載（7 件全ての構成資産が記載）			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	iii, iv	iii		
	IUCN	決定		
	—	iii		
審査経緯				
審査に協力した ISC	複数の個人専門家		IUCN の審査	無
現地調査	2017 年 9 月 10 日-17 日（8 日間）王立軍（Wang Lijun）氏（中国）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/10/5	2017/11/6, 2018/2/26	2018/1/12	Consultation meetings 2017/11/23, 2018/2/20
事実関係の訂正	有り（12 か所）			
資産概要				
概要	サンサ（山寺）は、朝鮮半島南部に分布する山岳仏教寺院である。古代より継続する精神的鍛練の拠点を代表する 7 世紀から 9 世紀にたてられた 7 つの寺院が選定されている。様々な宗派と歴史的関連をもつこれら寺院群には、個々に注目すべき歴史的建造物、文物が含まれている。自然山岳地に「マダン」（広場）を仏堂、楼閣、講堂、宿坊が囲む空間配置は、韓国の特徴である。この山岳寺院は、朝鮮王朝時代の数世紀にわたる弾圧と 16 世紀後半の日本による侵略の影響にもかかわらず、今日まで信仰の拠点として生き残ってきた。			
比較資産	アジャンタ(インド世界遺産)、バガン（ミャンマー暫定リスト）			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	比較分析	✖	国際的な比較は適切だが、韓国内の仏教寺院の分析では、提案されている OUV に対して、推薦背されている 7 件の構成資産の全てを含めることの妥当性が証明されていない。	
	完全性	✓	選定されている 7 つの構成資産は、韓国の仏教寺院のなかで最も保存状態が良く、最も影響力のあるものであり、国家的な重要性は明らかである。韓国における仏教の歴史的な重要性、現在における重要性、継続する信仰を伝えており、現存する多くの寺院に共通する特徴、独特な特徴の両方を示している。しかしながら、シリアルプロパティ全体の完全性についての要件は満たされていない。選定の考え方は明確だが、評価基準や OUV との関連が弱い。個々の構成資産の完全性の条件は満たされている。しかしながら、全体としての完全性は一部の構成資産にのみ当てはまる。	
	真実性	✓		

	評価基準	iii) 物証	✓	推薦された7つの構成資産のうち、7世紀から今日に至る韓国の特徴的な仏教寺院文化を伝える4つの寺院（通度寺、浮石寺、法住寺、大興寺）について、この評価基準を当てはめることができる。
		iv) 類型	✗	7つの山寺の空間的特徴が詳細に説明されているが、構成資産の選定方法は韓国における仏教寺院の類型についての理解と関わりない。韓国の山寺の「マダン」（広場）について、その空間的特徴が強調されているが、この評価基準を適用することの十分な根拠が示されていない。選定された寺院のひとつひとつについての、地形的セッティングや位置についても同様に、この評価基準を適用する根拠として十分ではない。
保安全管理状況 ✓ 良い ■ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威		山火事、観光、寺院境内における新規建設。	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	
	法的保護		✓	
	保全状況		✓	
	管理体制		✓	適切。
勧告	記載に関する勧告	評価基準 iii に基づき記載（但し、通度寺（慶尚南道・梁山）、浮石寺（慶尚北道・栄州）、法住寺（忠清北道・報恩）、大興寺（全羅南道・海南）のみ）		
	解決すべき課題	－		
	追加勧告	以下について検討すること。 a) 寺院内に現存する「文化遺産以外の要素」について、新規建設及び増改築に関する指針を示し、許可手続きを明示した計画手法を策定すること。 b) 通度寺、法住寺、大興寺について、文化遺産維持管理計画を作成すること c) 寺院内の適切な雰囲気を持続するために、将来的な来訪圧力（特にピーク時）を緩和する手法を開発すること。 d) 寺院境内に行われる本資産の OUV に影響を与える可能性のある新規建設事業（評価報告書に言及されたものを含む）については、作業指針第 172 段落に則って、全て世界遺産センターに連絡すること。		
	レポート提出	－		
審議概要				
スペインが、「アントニ・ガウディの作品群」（1984 年登録、2005 年拡張）や「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路：カミーノ・フランセスとスペイン北部の巡礼路群」（1993 年記載、2015 年拡張）等のシリアルプロパティをもつ国として、資産全体の価値を理解するためには 7 件全ての構成資産が含まなければならないとして、生きた文化的伝統を伝えるものとして評価基準(iii)に基づいて構成資産 7 件全てを記載する修正案を提出した。 中国、インドネシア、ハンガリー、ウガンダ、ブラジル、ボスニアヘルツェゴビナ、クウェート、チュニジア、ジンバブエ、キューバ、ブルキナファソ、タンザニア、バーレーン、アゼルバイジャン、グアテマラ、セントクリストファー・ネイビス、アンゴラがこれを支持した。 オーストラリアは、追加情報を基に記載を支持するとしながら、追加情報がイコモスの評価時に提供されず、イコモスも追加情報を会議中に配布されて初めて知るという状況が、本委員会中いくつかのケースで見られたことを懸念すると発言を行った。 ノルウェーは、最初は、一部の構成資産のみを記載するというイコモスの勧告を支持していたとしながら、評価基準 (iii) が残りの 3 件の寺院にも適用できるという意見が委員国からでてきていることについてイコモスの説明を求めた。 これに対し、イコモスは、構成資産 7 件がどのように OUV に貢献しているのかに焦点を当てて、7 世紀と 19 世紀という 2 つの時間軸を抽出し、各構成資産を審査した結果 4 件の構成資産のみを記載する勧告に至ったと説明しつつ、本委員会では、シリアルノミネーションにおける構成資産の選択について複数の課題や問題が、締約国と諮問機関の間で出てきているとし、昨日ブラジルから提案のあったシリアルノミネーションの考え方についての再検討を歓迎すると発言した。 最終的に、評価基準(iii)に基づいて全ての構成資産が記載された。 なお、全ての構成資産を記載する修正にあわせて、追加勧告(b)の文化遺産維持管理計画を全ての構成資産に対して作成するよう要請文の修正が行われた。				

9. 第一次世界大戦の墓地等（西部戦線）

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.24		ID No.	1576
資産名称（英）	Funerary and memorial sites of the First World War (Western Front)			
推薦国	ベルギー王国/フランス共和国			
種別	記念物、サイト			
タイプ	近代遺産（記念物、墓地） 国境を越える資産			
資産面積	877.99ha			
緩衝地帯面積	29,086.94ha			
構成資産数	139			
イコモス勧告	棚上げ（Postponement）			
決定	延期（Adjourn）			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	iii, iv, vi	—		
	IUCN	決定		
	—	—		
© Author: ICOMOS 評価書				
審査経緯				
審査に協力したISC	複数の個人専門家		IUCN の審査	無
現地調査	2017 年 9 月 28 日-10 月 21 日（24 日間） Christophe Rivet 氏（カナダ）、Cynthia Dunning 氏（スイス）、Mariana Correia 氏(ポルトガル)			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/7/28, 2017/9/29	2017/9/13, 2017/11/6	2018/1/24	2018/2/28
事実関係の訂正	有り（4 か所）			
資産概要				
概要	本資産は、1914 年から 1918 年にドイツ軍と連合軍との戦闘があった第一次大戦西部戦線沿いに、ベルギー北部からフランス東部まで、分布する 139 の遺跡(site)からなる国境を越えたシリアルプロパティである。構成資産には、国籍の異なる数万人の兵士の遺体が埋葬されている大規模墓地から小規模の共同墓地、単体の碑まで様々な規模のものが含まれている。墓地(necropolis)の種類(type)も様々であり、軍によるもの、戦場の埋葬地、病院の共同墓地、後に遺体の埋葬のし直しが行われた共同墓地が含まれる。碑が併設されているものも多い。			
比較資産	アウシュビッツ・ビルケナウ（ポーランド世界遺産）、原爆ドーム（日本世界遺産）、ピキニ環礁（マーシャル諸島世界遺産）、アルプスからアドリア海までの平和の歩道：第一次世界大戦遺産（スロヴェニア暫定）、チャナッカレ及びゲリボルの遺跡(トルコ暫定)、バルカン半島戦線及び東部戦線。			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	比較分析	○	戦闘に倒れた人々の遺産としながら、民間人の墓地等が含まれていたり、近年に整備された墓地が含まれていたり、構成資産の選定と価値づけに不整合がある。また、採用されている 3 つの評価基準全てに該当する構成資産は一部で、多くの構成資産は一部の評価基準にしか当てはまらない。比較されているアウシュビッツ及び広島は第二次大戦に関わるものであるが、アウシュビッツについて議論した際に Michel Parent 氏は（CC-79/CONF.003/11 ANNEX）、「全ての犠牲者に対するモニュメントとしての象徴的な位置づけを維持するためにも、アウシュビッツは、孤高の存在でありつづけるべきであるように思う。（中略）その他の同種の遺産は全てアウシュビッツを通して象徴されることを我々は勧告するものである」、「人間の歴史の正の側面	

			や負の側面を表す遺産は、同様の出来事が連続する全体に対して最も注目すべきものをただ一つ選んでその象徴とすることで本当の力を発揮する。この原則に基づくと、アウシュビッツを世界遺産一覧表に記載しても、一連の同様の遺産の前例とはならない。」とした。	
	完全性	×	ニューポール碑の完全性は近くを通る道路によって脅かされている。Effry (AI05)、La Targette (PC07)は質の低い建物の影響を受けている。Louverval 軍共同墓地、Cambrai 碑(ND03)は、2016 年 2017 年に 2 km 以内のところに建てられた風力発電施設による影響を受けており、Le Sourd (AI04)の近くには新たな風力発電施設の建設が認可されている。	
	真実性	×	全ての構成資産が提案された 3 つの評価基準に関わる属性を有しているわけではない（推薦の内容と実際に推薦されている構成資産が一致していない）。具体的には、植物の配置が単純化していたり、壁、戸、十字架等に使われる材料や新しい十字架の並び方などのレイアウトが変わっていたり、同じ墓地内で材料の違う十字架があり、全体的な視覚的印象を損ねている。維持管理も、これらの地が設計された経緯を考慮していない。	
	評価基準	iii) 物証	×	戦死した兵士ひとりひとりに墓、墓石をあてがい顕彰することが重要だとしても、「ある文化的伝統を伝える顕著な証」というのは難がある。
		iv) 類型	×	第一次世界大戦という人類の歴史上重大な一時期を表すものとして、本資産にこの評価基準を適用することは適切かもしれないが、推薦書に示された主張は、兵士が丁寧に埋葬されたり、特別な墓碑がたてられたりした点のみに着目しており、その原因である悲劇について目を向けていない。祈念景観(memorial landscape)という概念も提案された構成遺産には適さない。もし祈念景観というなら、トレンチ、砲撃による穴といった景観に加えられた変化や防衛壕等の戦時遺構なども構成資産に含める必要がある。
vi) 関連		×	第一次世界大戦直後に遡る追悼が行われてきたことは確かだが、この伝統が、第二次世界大戦、「名もなき兵士」(the Unknown Soldier)の記憶などと比べてどう特別なのか分析がなく、約 100 年間継続する追悼の伝統という内容も、評価基準(iii)の方が適切である。	
保安全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない ×不適切	主要な脅威		開発、エネルギー・交通インフラ（特に風力発電設備及び高規格道路）。森林部については、考古遺跡が森林管理上の活動により脅威にさらされる可能性がある。	
	資産／緩衝地帯の範囲		○ 資産の境界線、環境地帯の境界線に修正すべき箇所が多くある。	
	法的保護		≈/○ 特にフランスの構成資産について、文化遺産の保護を目的としたものではないなど、適切な法的保護がない構成資産がある。	
	保全状況		≈/○ 多くの構成資産で維持管理や保全措置のレベルにムラがあり、一貫していないため、包括的かつ共通の管理手法をとりまとめるべきである。	
	管理体制		× 日常的な管理、インタープリテーションについて個々の構成資産の特殊性を尊重しつつ一貫した管理保全の考え方を作成する必要がある。	
勧告	記載に関する勧告		審議を棚上げ(postponement)	
	解決すべき課題		負の記憶に関する遺産の記載に関するこれまでの世界遺産委員会の考え方を踏まえ、最近の紛争その他の負の記憶(negative memories)、分断のもととなる記憶(divisive memories)に関わる遺産と世界遺産条約の目的・対象範囲(scope)との関係について世界遺産委員会が包括的な考察を行い、必要であれば、そのような遺産について世界遺産条約及び作業指針との適合性をどのように評価すれば良いかについて指針を示すまで、本資産の検討を棚上げすることをイコモスは勧告する。	
	追加勧告		—	
	レポート提出		—	
審議概要				
オーストラリアから、フランスとベルギーは site of memory について否定的な捉え方ではなく肯定的に捉えようとしているが、世界遺産条約でどのように扱うべきか議論が必要であり、議題 5A で専門家会合が開催することになっていることから、それまで記載延期(defer)とする案が出された。これに対し、ノルウェーから、手続き規則第 31 項にある審議延期(adjourn)とする案が出され、それが支持され、第 44 回世界遺産委員会において、この問題について検討(reflection)を行った上で、本資産について審議するかどうか判断することとなった。 なお、インド（オブザーバー）から、第一次世界大戦の歴史で見落とされるインド人兵士の貢献について歴史から忘れられることがないよう、フランス、ベルギーと共に本資産の検討に参加したいとの発言があった。				

10. 慈悲の居留地

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.25		ID No.	1555
資産名称 (英)	Colonies of Benevolence			
推薦国	ベルギー王国/オランダ王国		 © Author: ICOMOS 評価書	
種別	サイト			
タイプ	文化的景観 国境を越える資産			
資産面積	4266.81ha			
緩衝地帯面積	4252.75ha			
構成資産数	7 (オランダ 5 件、ベルギー 2 件)			
イコモス勧告	記載延期			
決定	情報照会			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	iii, v, vi	—		
	IUCN	決定		
	—	—		
審査経緯				
審査に協力したISC	複数の個人専門家		IUCN の審査	無
現地調査	2017 年 10 月 2 日-5 日 (4 日間) Ana Luengo 氏 (スペイン)			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/9/29	2017/11/2	2017/12/22	2018/2/27
事実関係の訂正	有り (67 か所)			
資産概要				
概要	1818 年以降、慈悲の会(Society of Benevolence)は、ネーデルラント連合王国の田園地帯に農業居留地を設立した。その目的は、都市部で貧困に苦しむ人々の生活環境に対する代案(alternative)となることであった。そのような人々を田園地帯に移住させることで、都市は大きな社会問題のひとつから解放され、貧しい家庭は田舎で収益をもたらす勤勉な生活を送る機会を与えられる。居留地は、ヒースが生育する荒地や泥炭地を開墾して営まれ、直交する道路、帯状に配置された家屋と小規模農地、共同建物からなった。後年には「不自由な」居留地も作られたが、最後の居留地は 1825 年に作られた。これらは大規模な施設、大規模農地が、土地と大通りがやはり直交するように整備され、国の支援を受けて、特定の恵まれない人々の集団が生活するものであった。推薦されている 7 か所は、自由居留地 3 か所 (Frederiksoord、Wilhelminaoord、Willemsoord) と非自由居留地 4 か所 (Ommerschans、Veenhuizen、Wortel、Merksplas) である。			
比較資産	埋立地に作られた農業居留地、啓蒙運動からインスピレーションを受けた社会工学上の実験という観点から、以下を含む 226 地域との比較が行われた。ニューラナーク(イギリス世界遺産)、オーストラリア囚人遺跡群(オーストラリア世界遺産)、バームステル干拓地 (オランダ世界遺産)、グランプレの景観(カナダ世界遺産)、The Francke Foundation Buildings of Halle (ドイツ暫定リスト)。			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ※適切だが、改善できる ○現時点で証明されてい	比較分析	※	ナポレオン戦争後産業革命の初期の時代には、ネーデルラント連合王国に限らず多くのヨーロッパの都市で都市部の貧困の問題があった。農業のために埋め立てを行ったという条件で比較対象が限定されてしまっているが、ユートピア的居留地とのより広い比較を行うべき。 構成資産は、設立理念を明確に反映したものを選定すべき。	
	完全性	○	20 世紀初め以降の変化が、いくつかの構成資産の完全性を損ねている。	

ない ×不適切	真実性		○	継続する社会コミュニティの真実性であれば、今日までの進化を包含すべきだが、そうっていない。真実性の範囲を自由居留地及び非自由居留地が繁栄していた 80 年から 90 年の時期に狭めるのであれば、それ以降に多くの構成資産に起こってきた変化は創設の理想を伝えるという観点においては負の影響ということになる。また、非自由居留地が理想を反映していると言えるかという問題もある。これら居留地の当初の目的は現在では顕著ではなくなっているとしても、貧困の低減という創設当時の理想を読み取ることが出来る利用の仕方である必要がある。 現在の施設や新しく建てられた建物には閉鎖的な性質のものもあり、この目的に反する（Veenhuizen、Wortel、Merksplas、Ommerschans）。
	評価基準	iii) 物証	○	構成資産の多くは貧困の撲滅を目指した農業居留地(farming colonies)として機能していた当時の姿を伝えることができないほど変質しており、シリアルプロパティ全体として、設立当初の理想を十分に示すことができない。 また、非自由居留地が当初の居留地の理想の流れを汲んだものといえるかどうかという問題もある。
		v) 土地利用	○	本評価基準は、人間コミュニティと環境との間の伝統的な相互作用を反映しているような資産に相応しい。環境に起因する制限と機会を反映しているような資産である。本資産の場合は、環境の上に集落及び農地が移植されており、伝統的な取組みや伝統的な環境との相互作用を反映していない。
		vi) 関連	○	18 世紀ヨーロッパの啓蒙思想と関連があるが、それは当時ヨーロッパ中に広がっていたより大きな動きの一部であり、推薦されている居留地がこの利他的思想の類まれな現れであるとは言えない。
保安全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない ×不適切	主要な脅威		農場の漸進的な変化、近隣村落の拡大	
	資産／緩衝地帯の範囲		○	資産範囲、緩衝地帯共に、論理的に一貫していない。
	法的保護		≈	個々の建築物については適切だが、景観全体について強化する必要あり。
	保全状況		≈	適切だが、関係国間で共通の統合された保全を行うことができるような協力を進めることが望ましい。
	管理体制		○	本資産は、統合された全体として管理することが難しい資産であるとイコモスは考える。その観点から、管理計画を作り直すべき。
勧告	記載に関する勧告		記載延期	
	解決すべき課題		a) 設立理念である貧困の低減に関する理想を明確に反映した自由居留地の 1 か所ないし 2 か所に基づく推薦に組みなおすこと。 b) 推薦される居留地の選定は、農業居留地及び秩序付けられた建築物の範囲及び計画を反映しているか、どのように全体として統合されているかを考慮して行うこと。 c) 居留地の肯定的な側面、全体的な構成、居住者の生活について伝えられるように管理計画を作り直すこと	
	追加勧告		以下について検討すること： d) 全ての建造物が特定された、居留地の詳細平面図を策定すること。 e) より合理的な緩衝地帯の設定を行うこと。 f) 居留地の景観全体が保護されるように計画上の規制強化を行うこと。 g) 提案された OUV の属性に関連した指標を含むモニタリング体制の整備。	
	レポート提出		－	
審議概要				
ブラジルから、社会工学上の実験、貧困の撲滅は現代にも通じる課題であり、画期的なタイポロジーであるとして、非自由居留地も含めた文化的景観としての可能性を検討するよう、情報照会とする修正案が提出された。 ウガンダは、貧困の撲滅は現代の SDG においても重要なテーマであるとして、これを支持した。スペイン、ジンバブエ、中国、キューバ、タンザニア、インドネシア、チュニジア、アンゴラ、ハンガリーも修正案を支持し、情報照会となった。				

11. ジャテツ-ホップの街

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.26		ID No.	1558
資産名称（英）	Žatec – the Town of Hops			
推薦国	チェコ共和国		 © Author: ICOMOS 評価書	
種別	建造物群			
タイプ	歴史的都市			
資産面積	45.96ha			
緩衝地帯面積	72.03ha			
構成資産数	2			
イコモス勧告	記載延期			
決定	記載延期			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	ii, iii, iv	—		
	IUCN	決定		
	—	—		
審査経緯				
審査に協力したISC	複数の個人専門家		IUCN の審査	無
現地調査	2017 年 8 月 28 日-9 月 2 日（6 日間）Elena Dimitrova 氏（ブルガリア）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	—	2017/8/4	2018/1/24	2018/2/19
事実関係の訂正	無し			
資産概要				
概要	ボヘミア地方北西部のエルツ山脈に位置するジャテツ-ホップの街は、ジャテツ歴史地区とそこから 19 世紀、20 世紀に南に拡大したプラジュスケー・プジェドムニェスティー（「プラハ郊外」の意）と、アントン・ドレハー輸出醸造所からなるシリアルプロパティである。城壁で囲まれた中世の歴史都市には、中世の都市レイアウトの上にバロック様式の建造物群が遺る。「プラハ郊外」ではホップの貯蔵や加工に使われた産業建築物群が都市の構造にうまく統合されている。アントン・ドレハー輸出醸造所は 20 世紀初期に建設された醸造施設である。			
比較資産	ハンブルクの倉庫街とチリハウスを含む商館街(ドイツ世界遺産)、リヴァプール-海商都市（イギリス世界遺産）			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	比較分析	✖/○	評価基準に傾倒した比較分析となっており、提案された OUV 及び属性 (attribute)に基づいた比較分析が行われていない。 比較分析はホップの生産と加工に限定されており、ビールの醸造については除外されているが、構成資産 2 のアントン・ドレハー輸出醸造所は、ビールを醸造する施設であってホップ生産の施設ではない。 ある製品に着目した倉庫、加工施設として、富岡製糸場と絹産業遺産群（日本世界遺産）、マンチェスターの Batley、Bradford 綿倉庫（イギリス）、ルーベ(フランス)、ノッティンガムのレース市場(イギリス)、Kavala のたばこ倉庫（ギリシャ）と比較することも考えられる。	
	完全性	○	提案されている OUV はホップの生産と加工を核としているが、ホップの栽培が推薦対象に含まれていない。 ジャテツの歴史地区は歴史的特徴を保持しているが、つい最近建設された 47m のホップタワーが推薦資産全体に負の影響を及ぼしており、特徴的なホ	

			ップに関係した煙突群などと競合してしまっている。締約国は、ホップタワーはパノラマを楽しめる視点場であり、ジャテツのランドマークであると主張しているが、ジャテツ旧市街の少し標高の高いところで十分視点場になり得るし、IT 技術を活用すれば物理的インフラの必要はない。ジャテツのランドマークについても、ホップ乾燥窯の煙突群がすでに重要なランドマークの役割を果たしている。
	真実性		○ 主張の中ではホップの生産にも触れられているが、推薦資産は、ホップに関わる農業の一部分（加工）しか反映していない。ホップの街としてのジャテツの存在理由は、周辺に広がる広大なホップの栽培であるが、それが推薦内容に反映されていない。 また、「ブラハ郊外」の 19 世紀にたてられた特別な用途の建築物について、その多くが使われておらず、現在検討が進められている用途転換 (conversion)の行方によっては、中長期的に真実性が脅かされることも考えられる。
	評価基準	ii) 交流	✕ 交流の中身があいまい。 また、異なる職業間での協力という無形の要素に本評価基準を当てはめることはできない。 ジャテツ・ドレハー醸造所は当時の醸造技術を伝えているが、醸造技術等における技術的偉業(achievement)を代表しているとは言えない。
		iii) 物証	✕ ジャテツホップというひとつの農産物を取り上げ、その固有とされる特徴を核として本評価基準の適用が主張されているが、資産に基づく世界遺産条約では、ホップに基づいた経済がジャテツ地域に与えた類まれな影響という側面が主張の核とならなければならない。 ある一つの農業産物が、ある場所の形成に深く関わることは珍しくはないが、その過程がなぜ、どのように類まれである若しくはユニークであると言えるのか説明できなければならない。 また、追加情報において、締約国は、本推薦の核となるのは醸造ではなくホップの加工のみであるとしており、構成遺産 2 はこの主張には関係ない。 また、祭りについても、本評価基準を適用するには不十分なものである。
		iv) 関連	✕ 本評価基準の適用のために用いられている主張は評価基準(iv)の文言に合致してるが、歴史地区では産業化は起こっていないし、アントン・ドレハー輸出醸造所は、ビールの醸造のみに関わる施設であるため、構成資産 1 の一部である「ブラハ郊外」以外には当てはまらない。
保安全管理状況 ✓ 良い ※ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✕ 不適切	主要な脅威		開発圧、他用途への変更、火災
	資産／緩衝地帯の範囲		✕ 提示されている OUV を時間、空間的に反映する資産範囲になっていない。緩衝地帯も資産を確実に保護するためには狭すぎる。
	法的保護		※ 資産範囲の法的保護は適切だが、緩衝地帯の法的保護は強化する必要あり。
	保全状況		✕ ジャテツ歴史地区の保全状況は問題ない(acceptable)が、「ブラハ郊外」と構成資産 2 の倉庫及びホップ加工場建物は緊急に保全措置が必要。再利用(resue)についての指針がないことが課題。
	管理体制		※ 多数の空き屋に注意が必要。改修と再利用についての戦略を作成することが必要。対リスク準備を含む管理計画の強化が必要。
勧告	記載に関する勧告		記載延期
	解決すべき課題		a) ホップの生産と加工というテーマについて研究を深めること
	追加勧告		—
	レポート提出		—
審議概要			
中国が、評価基準(iv)及び(vi)が当てはまる可能性をもつユニークな遺産であるとしつつ、イコモス勧告通り記載延期を支持した。ノルウェーも、世界遺産一覧表のバランス、代表性の向上に貢献する遺産だが、不明な点があるため、テーマ別研究を進めることが望ましく、また、国境を越える資産としての可能性を含めた検討を望むことを発言し、イコモス勧告通り記載延期を支持した。これに対し、チェコは、イコモスの評価、勧告を踏まえ、専門家の支援を得て、より内容の深い推薦書を作成できるよう努力すると発言し、会場から拍手が送られた。イコモス勧告に修正なく、記載延期となった。			

1 2. アシヴィスイットーニピサット、氷と海の間のイヌイットの狩場

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.27		ID No.	1557
資産名称（英）	Aasivissuit – Nipisat. Inuit Hunting Ground between Ice and Sea			
推薦国	デンマーク王国			
種別	サイト			
タイプ	文化的景観（農業）			
資産面積	417,800ha			
緩衝地帯面積	記述なし			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		© Jens Fog Jensen Author: Jens Fog Jensen
	iii, v	v		
	IUCN	決定		
	—	v		
審査経緯				
審査に協力したISC	ISCC(文化的景観委員会)		IUCN の審査	有
現地調査	2017 年 9 月 2 日-7 日（6 日間）Marit Myrvoll 氏（ノルウェー）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/10/18	2017/11/13	2017/12/22	2018/2/22
事実関係の訂正	有り（4 か所）			
資産概要				
概要	海からフィヨルド、氷塊へと東西に延びるグリーンランド西部の気候と地形は、4200 年にわたる人類の歴史の証を包含している。陸上の動物、海獣の狩猟、季節的な移住居住パターン、豊かで保存状態の良い有形、無形の文化遺産に基づく複数の漁撈狩猟採集文化によって、有機的に進化した継続する文化的景観が形成されている。大規模な共同の冬季家屋と共同でのカリブー狩りの証拠が特徴的であり、Saqqaq 時代(紀元前 2500 年～700 年)、Dorset 時代(紀元前 800 年～紀元 1 年)、Thule Inuitj 時代（13 世紀以降）、植民地時代（18 世紀以降）の考古遺跡も遺る。今日のイヌイトコミュニティと現代の文化的伝統が、西のニピサットから東は氷原近くのアシヴィスイットまでの間に分布する 7 地域の歴史と景観を通して伝えられ、文化的景観を構成している。			
比較資産	グリーンランドの他の場所、カナダ、アラスカ、シベリア、ノルウェーの北極地域の狩猟採集に関わる文化的景観と比較（但し、締約国の主張では、世界遺産一覧表には「新世界北極圏」に関わる遺産は、最近記載された「クジャターグリーンランド」（デンマーク）を除いて記載されていない。）。漁撈狩猟採集(fisher-hunter-gatherer)に関わる文化的景観は比較的代表的でない。			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	比較分析	✓	適切な比較分析である。	
	完全性	✓	景観要素及びプロセスを十分に代表しており、提案されている OUV に関わる属性(attribute)が全て含まれている。一部の考古遺跡が風、波による浸食にさらされていたり、Saqqarliit の放棄建築物に劣化が見られたりするものの、属性の大部分は良い状態にある。視覚的支障物や開発圧はほとんどない。気候変動及び将来の観光は潜在的な脅威と言える。	
	真実性	✓	保全状況は安定している。	
	評 iii) 物証	✖	本評価基準に関連してあげられている特徴は、Nipisat の考古遺跡群や	

			Aasivissuit の共同でのカリブー追いの物証など、個々に重要なものであるが、本文化的景観の一部に過ぎない。また、評価基準(v)により良く当てはまる。
	v) 土地利用	✓	本文化的景観に含まれる考古遺跡は、特に北極圏地域において、重要なものであり、保存状態も非常に良い。 数千年にわたる文化と自然の相互作用を示す物証が豊富に遺っているほか、手つかずのダイナミックな自然景観、無形の文化遺産、イヌイトの人びとによって継続されている狩猟と季節的移住といった属性が、強力に評価基準(v)を支持している。
保安全管理状況 ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	主要な脅威		気候変動を含む環境圧を除いて今のところほとんど脅威はないが、将来、交通インフラ、Sarfannguit の居住地の近代化、ハンティングを含む観光の拡大が脅威となる可能性がある。
	資産／緩衝地帯の範囲	✓	推薦範囲は適切。緩衝地帯の設定は必要ではない。 ただし、将来鉱山開発により水文的、地質的影響が発生する可能性があるため、離れた場所での活動(off-site activities)を含めて影響の評価を行うこと。
	法的保護	✓	
	保全状況	✓	本資産の属性(attributes)の保全状況は良い(satisfactory/good)。また、相当な調査の潜在的可能性がある。Saqqarliit の放棄された歴史時代建物についての方針を設定すべき。又、文化的習慣や無形文化遺産について記録する取組みの継続が必要。
	管理体制	✖	提案されている管理体制は適切だが、重要な職責の多くが未整備。クルーズ船による観光に対する先取的な取組みを含めて、観光についての戦略的計画を継続することが必要。 また、世界遺産一覧表記載による利益をイヌイトの人びとが享受できるように締約国政府、市政府、地元コミュニティと協力を進めること。
勧告	記載に関する勧告		評価基準 v に基づき記載
	解決すべき課題		—
	追加勧告		以下について検討すること： a) 提案されているパークレンジャー制度を確立し、管理体制を完全に実施するために十分な予算を毎年確保すること。 b) 新しいATV（全地形対応車）走行コースが資産に与える影響を最小化し、可能な限り、新しいATV走行コースと北極圏トレイル(Arctic Circle Trail)とを隔離すること。 c) OUVの属性(attribute)に焦点をおいたモニタリング体制を整備し、実施すること（定期的、先取的なモニタリング・維持管理、観光による社会的影響、物理的影響のモニタリング指標を含む）。 d) Saqqarliitの荒廃しつつある建築物その他について、保全方針を定め管理体制に組み込むこと。また、Saqqarliitの歴史的建造物群の指定手続きを完了すること。 e) クルーズ船観光について、資産の観光戦略の一環として、関係業界と将来計画についての積極的な協議を継続すること。 f) 世界遺産一覧表記載から得られる利益をイヌイトの人びとが享受できるよう市及び地元コミュニティと協力すること（地元の人びとが将来的に観光やインタープリテーションにおいて重要な役割を担うことができるようにするためのキャパシティビルディングを含む） g) 本資産のOUVに影響を与える可能性のある主要な事業全て（資産境界外の風力発電施設設置計画を含む）について、作業指針第172段落に則って世界遺産センターに連絡すること。
	レポート提出		—
審議概要			
オーストラリア、ノルウェー、ジンバブエ、タンザニア、中国、チュニジア、クウェート、ハンガリー、セントクリストファーネイビス、グアテマラが記載を歓迎し、イコモス勧告に修正なく、記載された。なお、グアテマラは、気候変動の影響を受けやすい環境であり、気候変動問題に対する普及啓発にも貢献するとの発言を行った。			

1 3. ニームの歴史的複合都市

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.28		ID No.	1569
資産名称（英）	Historic Urban Ensemble of Nîmes			
推薦国	フランス共和国		 © Author: ICOMOS 評価書	
種別	建造物群			
タイプ	歴史的都市			
資産面積	100.002481ha			
緩衝地帯面積	285.078015ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載延期			
決定	記載延期			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	ii, iv	—		
	IUCN	決定		
	—	—		
審査経緯				
審査に協力したISC	Historic Towns and Villages（歴史的都市、村落委員会）		IUCN の審査	無
現地調査	2017 年 9 月 4 日-6 日（3 日間）Roberto Bobbio 氏（イタリア）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/7/31	2017/8/28	2018/1/18	2018/2/23
事実関係の訂正	有り（8 か所）			
資産概要				
概要	ニームには、ローマ植民地とその周辺に拡大した都市に関わる記念物が遺る。紀元 1 世紀に遡るメゾン・カレ神殿、円形劇場、ディアヌの神殿（Augusteum と呼ばれる神殿群の一部）、城壁と門の一部が遺り、中世の都市と一体となっている。11 世紀以降、新しく建てられた建築物の多くは、形態、意匠において古い建築物に倣い（時には古代から遺る部材を再利用したり、より一般的にはモチーフや特定の建築的要素を取り込んだりしながら）建てられている。古代の記念工作物とそれにインスピレーションを得たルネッサンス、新古典、近代の建物が一体となって古代と現在世界をつないでいる。			
比較資産	1. ローマ世界内での比較：アルル(世界遺産)、オランジュ(世界遺産)、リヨン(世界遺産)、ローマ(世界遺産)、ヴェローナ(世界遺産)、ナポリ(世界遺産)、メリダ(スペイン世界遺産)、バース(イギリス世界遺産)、Split(クロアチア)、アテネ(ギリシャ) 2. 保全とインスピレーションの現れ方に類似性があるその他の都市： ・アラブーイスラム世界：Fez(モロッコ世界遺産)、Tabriz (イラン世界遺産) ・アジア：西安(中国世界遺産)、北京(中国)、京都(日本)、デリー(インド) ・アメリカ大陸：クスコ(ペルー世界遺産)、メキシコシティ(メキシコ世界遺産)			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	比較分析	✖/○	イタリア以外の古代ローマ領土全て（フランス、スペイン、イギリス、アフリカ、中東）を考慮に入れる必要がある。ニームが占領されていた時期と同時期の Gallia Narbonensis、Gallia Cisalpina、スペイン、トルコ、リビアは特に関係がある。ローマ帝国時代の構造物や都市は既に良く代表されており、ニームがこれらに比べて顕著な見本であるとは言えない。	
	完全性	✖/○	複数の理由により完全性に問題がある。比較分析によってどのような点が比較対象よりも優れているのかが明確になっておらず、潜在的な OUV が明らかでなく、属性(attribute)を特定することが困難。開発により主要なローマ建	

				築の視覚的セッティング(visual setting)が脅威にさらされている。保全地区 (Secteur Sauvegardé)である円形劇場隣に最近建設されたローマ博物館 (Musée de la Romanité) は問題であり、Hôtel-Dieu 地域に予定されている Palais des Congrès 事業についてイコモスは同様の懸念を持っている。
	真実性		X/O	完全性と同様の理由で真実性に問題がある。本資産の歴史的都市構造 (historic urban fabric)は、古代ニームとの継続性を示す特徴を示していない。市内の建築物の建設時期はマチマチであり、全体的な建築的な質も、特に緩衝地帯で、一定していない。最近建設された現代の建造物を、歴史的特質に影響を与えずに統合することができるという考えも問題である。
	評価基準	ii) 交流	X	ニームの古代ローマの都市構造(urban fabric)は、その後の都市構造を決定していないし、影響もしていない。18 世紀、19 世紀に古代ローマの記念物の間や、古代ローマの記念物と新しい街路網との間につながりが創出されたが、古代の記念物と歴史的都市の間の関係は、数世紀にわたる継続的な過程により生まれたものではなく、ヨーロッパ全体に広がった文化的な潮流の枠組みにより行われたプロジェクトの結果である。これによって、顕著な都市計画や都市デザインが生み出されたわけでもない（この点で例外があるとすれば噴水庭園(Jardin de la Fontaine)）。古代ローマの遺構からインスピレーションを得て作られた建築も、他の都市と比べて突出するとは言えない。
		iv) 関連	X	ニームの古代ローマ遺構はローマ帝国初期の古代ローマ都市を伝える良い物証であり、保存状態も良いが、同じ地域の類似した古代ローマ建築と比べてどのように特筆されるのかが証明されていない。
保安全管理状況 ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	主要な脅威		開発、洪水、観光圧	
	資産／緩衝地帯の範囲		X	
	法的保護		✖	法的保護は適切だが、負の影響をもつ開発を防ぎきれていない。
	保全状況		✓	ローマ時代の記念工作物についての保全状況は適切。Porte d'Auguste 及び Porte de France 周辺については、保全状況を改善する措置をとるべき。
	管理体制		○	管理体制に改善の余地がある。大規模事業の承認手続きにおいて、ローマ時代の記念工作物やより広い完全性に対する影響を考慮すべき。新規開発計画において考古学的検討を行うべき。観光管理計画を策定すべき。
勧告	記載に関する勧告		記載延期	
	解決すべき課題		a) ニーム市のローマ時代建造物について、潜在的な重要性が特定できるかどうかに関心を持って比較分析を行い、推薦の内容を見直すこと。	
	追加勧告		以下について検討すること： b) Palais des Congrèsの位置を見直し、歴史的な中心部での開発事業については事前に遺産影響評価を実施すること。 c) 新しい開発計画については、明確に考古学的検討を行うこと。考古遺構に影響を与える可能性のある事業についての承認手続きを見直し、開発の承認に係る決定の参考とできるように、計画手続きの早い段階で考古学的調査を行うようにすること。 d) Porte d'Auguste及びPorte de Franceの状態及び周辺環境(setting)を改善する保全措置をとること（特に車両交通など負の影響を与え得る要素を低減すること）。 e) 積極的に観光を管理し、観光が資産に及ぼす潜在的な負の影響に対処するため、戦略的な観光管理計画を策定すること。 f) 建造物遺産(built herirage)の保存に関心を持ってモニタリングを改善すること。	
	レポート提出		－	
	審議概要			
ブルキナファソから、ニームの OUV は明らかであるとして、記載する修正案が提出され、ウガンダ、アンゴラ、インドネシアがこれを支持した。これに対し、ハンガリーは、古代ローマ都市は既に良く代表されており、新規建設事業により保全状況が損なわれているとして、イコモス勧告通り記載延期を支持し、オーストラリア、スペイン、ノルウェー、バーレーンも記載延期を支持した結果、イコモス勧告に修正なく記載延期となった。 この決定に対し、フランスは、保存状態に問題はなく、本資産は本来 20～30 年前に登録されているべき資産であり、グローバルストラテジー上の課題はあるが、ニームを建設したアウグストゥス帝に捧げられた神殿はユネスコのロゴのモチーフともなっており、ユネスコによる保護に値すると発言した。また、本委員会で、イコモス勧告を覆し記載されるものが多くあるなかで、ニームが記載されないのは残念極まりないとして、委員会の決定に失望するとの発言を行った。				

14. ヘーゼビューとダーネヴィアケのボーダー考古遺跡群

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.29		ID No.	1553
資産名称（英）	Archaeological Border complex of Hedeby and the Danevirke			
推薦国	ドイツ連邦共和国		 © Archäologisches Landesamt Schleswig-Holstein Author: Archäologisches Landesamt Schleswig-Holstein	
種別	サイト			
タイプ	考古遺跡			
資産面積	227.55ha			
緩衝地帯面積	2,670ha			
構成資産数	22			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	iii, iv	iii, iv		
	IUCN	決定		
	—	iii, iv		
審査経緯				
審査に協力したISC	ICAHM（考古遺産管理委員会）		IUCNの審査	無
現地調査	2017年9月14日-17日（4日間）Neil Price 氏（スウェーデン）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	—	2017/7/27	2017/12/22	2018/2/26
事実関係の訂正	有り（2か所）			
資産概要				
概要	ダーネヴィアケは、ユットランド半島とその他のヨーロッパ本土地域を分けるシュレスビヒ地峡を横断する要塞である。延長 33km にわたって分布する 22 の構成資産からなり、紀元 6 世紀から 12 世紀まで半島に引かれていた境界線（ボーダー）を示している。ダーネヴィアケに囲まれたヘーゼビューの考古遺跡は、9 世紀から 10 世紀に繁栄した交易都市の遺跡である。この時期、ダーネヴィアケは二度にわたり再建された。一度目はヘーゼビューを取り込み守るため、二度目はデンマーク側に置くためであった。ヘーゼビューは直接バルト海に繋がっており、東西間だけでなく南北間の交易に貢献した。			
比較資産	1. ヴァイキング時代の世界遺産：Birka and Hovgården（スウェーデン世界遺産）、Jelling Mounds, Runic Stones and Church(デンマーク世界遺産)、L'Anse Aux Meadows National Historic Site（カナダ世界遺産）、Þingvellir National Park（アイスランド世界遺産）、クジャターグリーンランド（デンマーク世界遺産）、Grobyna archaeological ensemble（ラトビア暫定リスト）、Meanders of the Upper Daugva（ラトビア暫定リスト）、Trelleborg Fortresses（デンマーク暫定リスト）。 2. 貿易に関わる集落、3. 防御壁、4. 文化的景観：バム(イラン世界遺産)、5：要害化された境界：Citadel, Ancient City and Fortress Buildings of Derbent(ロシア世界遺産)、Frontiers of the Roman Empire（ドイツ、イギリス）、万里の長城（中国世界遺産）、Anastasian Wall（トルコ）、Offa's Dyke（イギリス）、Hexamilton Wall（ギリシャ）、6:大西洋北部からヴォルガ川流域の貿易ルート、集落：ダブリン（アイルランド）、Jorvik(現ヨーク)、Lundenwic(現ロンドン)、Ipswich（イギリス）、Quentovic（フランス）、Dorestad（オランダ）、Reric（ドイツ）、Grobyna（ラトビア）、Staraja Ladoga、Gorodišče（ロシア）。			
ICOMOS 評価				
OUV ✓良い ※適切だが、改善できる	比較分析	✓		
	完全性	✓	記念工作物、城壁、考古遺構など、必要な要素が全て含まれている。 本資産の完全性に対する唯一の脅威は風力タービンである。低地が続き緩衝地帯のはるか外まで視認できるため、ダーネヴィアケ沿いの数地点から地平	

○現時点で証明されていない ×不適切			線上に風車が見える箇所があるが、かなり離れているため、最小限の影響に留まっている。 風力タービンが最も目立つのは、第 14 要塞(Bation 14)であるが、これは 19 世紀のデンマークの要塞であり、ダーネヴィアケの来訪者体験にとって主たるものではない。 ヘーゼビュー近くに現存する風力タービンも視覚的一体性(vistual integrity)に重大な影響を与えるものではないし、今後数年間のうちに撤去されることになっている。資産範囲及び緩衝地帯内で新たな風力タービンは許可されない。	
	真実性		✓	
	評価基準	iii) 物証	✓	ヘーゼビューとダーネヴィアケは、ヴァイキング時代前からヴァイキング時代のヨーロッパにおける重要な政治的社会的変革の時代を代表する類まれな遺産である。ダーネヴィアケは、ユットランド（及びその他デンマーク、スカンジナビア）の非キリスト教徒による農業社会と、北部ヨーロッパから南方に広がっていたキリスト教世界とを分ける初期デンマーク王国の南側の国境であった。 ダーネヴィアケの土塁の拡大は、交易の中心地としての発展と密接にかかわっている。そこには、ヴァイキング時代前、ヴァイキング時代、ヴァイキング時代後で、国境線地域において、交易の中心地と物理的な国境線がどのように機能していたのかを物理的に現れている。
		iv) 類型	✓	ヘーゼビューは、ヨーロッパ大陸にまたがる交易網の間の交流を促し、ダーネヴィアケとともに、創世期のデンマーク王国とヨーロッパ本土の王国・人々とが交差する場所において交易ルート、経済、領土を支配していた。考古的証拠によって、ヘーゼビューとダーネヴィアケは、8 世紀から 11 世紀にかけて海陸の主要交易ルートの核となった国境地域における、大規模な防御システムとつながった交易中心地の見本であることが分かる。
保安全管理状況 ✓良い ※適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない ×不適切	主要な脅威		開発、霜による被害、観光	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	
	法的保護		✓	
	保全状況		✓ 保全状況は良好であり、適切な積極的保全措置がとられている。	
	管理体制		✓ 現在進められている管理上の取組み（緩衝地帯内での開発対策、農業による影響の低減措置、計画されている風力タービンの影響緩和）を継続すること。	
勧告	記載に関する勧告		評価基準 iii, iv に基づき記載	
	解決すべき課題		—	
	追加勧告		以下について検討すること： a) ダーネヴィアケ付近での家屋建築に対する不許可に関わる上訴の結果について、世界遺産センターに連絡すること。 b) 緩衝地帯内の都市開発対策(discourage)、農業活動による影響の低減、広域的に計画されている風力タービンの影響緩和といった現行の管理措置の継続。 c) Valdemar の壁で計画されている保全を完遂し、霜による被害及び植物の生長による影響を低減するためモニタリング及び影響緩和を定期的を実施すること。 d) 観光及びその潜在的影響をモニタリングすること。 ・資産名称を「ヘーゼビューとダーネビアケのボーダー考古遺跡群」（The Archaeological Border complex of Hedeby and the Danevirke）に変更すること。	
	レポート提出		—	
審議概要				
議長より時間が無いため、記載に異議がある場合のみ発言するよう委員国に要請があり、委員国からの発言なく、本資産を記載する決定が採択された。				

15. イヴレーア、20世紀産業都市

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.30		ID No.	1538
資産名称（英）	Ivrea, Industrial City of the 20th Century			
推薦国	イタリア共和国		 © Guelpa Foundation Author: Maurizio Gjivovich	
種別	建造物群			
タイプ	近代遺産（都市）			
資産面積	71.185ha			
緩衝地帯面積	400.481ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	情報照会			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	ii, iv, vi	—		
	IUCN	決定		
	—	iv		
審査経緯				
審査に協力したISC	20th Century Heritage（20世紀遺産委員会）、Historic Towns and Villages（歴史的都市、村落委員会）		IUCNの審査	無
現地調査	2017年9月21日-25日 Jean-Yves Andrieux氏（フランス）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/10/5	2017/10/31	2017/12/22	2018/2/26
事実関係の訂正	有り（7か所）			
資産概要				
概要	1908年にカミッロ・オリヴェッティ(Camillo Olivetti)によって建設されたイヴレーア産業都市は、20世紀の産業、社会文化プロジェクトである。オリヴェッティ社は、タイプライター、機械式計算機、デスクトップコンピューターの製造を行った。イヴレーアの発展の大部分は1930年代から1960年代に、アドリアーノ・オリベッティの指揮のもとで起こった。イヴレーアの都市形体と建築物は、この時期の最も良く知られたイタリア人建築家及び都市計画者らによって設計されたものである。この都市は、コミュニティ運動の思想を反映した、製造、管理、社会サービス、居住といった用途別の建造物からなる。イヴレーア産業都市は、機械産業からデジタル産業への変化を含む、産業及び社会の変革に対応した20世紀の都市開発及び建築理論の重要な見本である。			
比較資産	ニューラナーク(イギリス世界遺産)、ソルテア(イギリス世界遺産)、ファグス工場(ドイツ世界遺産)、ファンネレ工場(オランダ世界遺産)、ラ・ショー・ド・フォン/ル・ロクル、時計製造の町(スイス世界遺産)、ベルリンのモダニズム集合住宅群（ドイツ世界遺産）、ダーウェント峡谷の工場群(イギリス世界遺産)、Zlín(チェコ)、Sunila、Kotka(フィンランド)、GE電気パーク、Chicopee(アメリカ)、Magnitgorsk、Orsk、Avtrostroi/Nizhny Novgorod、ZILモスクワ工業所（ロシア）。			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ≈ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない	比較分析	≈		
	完全性	≈	完全性の条件は満たされているものの、資産範囲内での新規建設によって影響を受けている。また、多くの建物が空き屋となっており新たな活用法を探る必要がある。	
	真実性	✓	真実性の条件は満たされているものの、多くの建物が将来的に利用されるかどうか不確実なことに起因する真実性への懸念がある。	

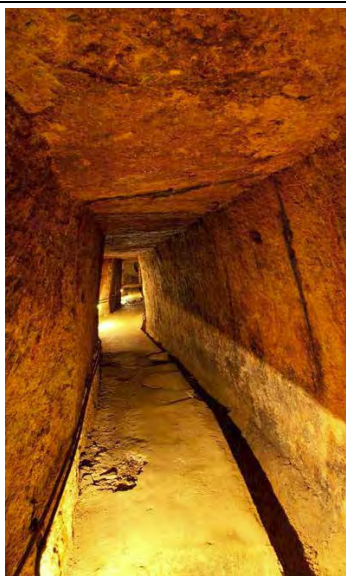
ない X不適切	評価基準	ii) 交流	X	モダニズムに関わる理論や実験を伝える資産であるが、人類の価値観の重要な交流という本評価基準を適用するために求められる特徴については弱い。他の評価基準の方が適切。
		iv) 類型	✓	本資産は、イタリアモダニズムのデザイン、建築作品を代表する者であり、変わる産業ニーズ及び社会的ニーズをふまえて 20 世紀に起こった製造デザインの展開を示す類まれな見本である。イヴレーアは、製造、建築デザイン、社会的側面において現代的ヴィジョンを最も早い段階で最も良く表現したもののひとつで、機械産業からデジタル産業への変遷も伝えている。
		vi) 関連	X	コミュニティ運動の影響は重要な側面だが、コミュニティ運動そのものは特別ユニークなわけではなく、この種の 20 世紀の社会運動のなかでは良くみられることである。
保安全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない X不適切	主要な脅威		不適切な開発（緑地、建築物の内装、空き屋が特に脅威にさらされている）。	
	資産／緩衝地帯の範囲		≈	「赤レンガ」建物に面した場所に最近建設された住宅地が資産範囲に含まれていることを除いて、資産範囲、緩衝地帯の範囲は適切である。過去に介入的な新規開発事業が行われているが、本資産の視覚的一体性(visual integrity)を保護するための法的措置が最近導入された。
	法的保護		≈	保護のための規定は、複雑かつ重層的になっており、市当局にかなり依存している。現存する建築物を国レベルで保護対象とする(listing)ことなどにより法的保護を強化する余地がある。
	保全状況		≈	推薦資産内の場所によって保全状況が異なる。保全戦略は効果的だが、多くの属性が脅威にさらされている。空き屋となっている建物について保全上特に注意する必要がある。
	管理体制		✓	管理体制は適切だが、実施のための資源が不足している。又管理計画を拡張する必要がある。
勧告	記載に関する勧告		情報照会	
	解決すべき課題		a) 国による法的保護を完成させること。イヴレーア市議会による地域景観計画上の規制の採択を完遂すること（資産の保護及び整備に直接関わる指針、規定を市レベルの規制に統合すること）。 b) 国、地域、地元レベルの保護の間で効果的な調整を行い、資産の法的保護について合理化を図ること。 c) 「赤レンガ建物」(Mattoni Rossi)に面した場所で最近整備された住宅事業の事業地を資産範囲から除外し、緩衝地帯とすること。 d) 戦略的な保全計画を策定すること（個々の建物について期待される保全効果、空き屋建物の新しい用途、維持管理のための資源を含む）	
	追加勧告		以下について検討すること： a) 資産の建築物及び建築上の特徴、内装についての記録作成を継続し、保全を徹底すること。 b) 属性の保全状況と特定された脅威の緩和について、モニタリング体制を整備し、実施すること（指標測定頻度含む）。 c) 本資産のOUVに影響を与える可能性のある全ての新規建築事業（順応的再利用 (adaptive reuse)を含む）について、遺産影響評価を行い、作業指針第172段落に則って世界遺産センターに連絡すること。	
レポート提出		—		
審議概要				
スペインから、世界遺産一覧表になかった興味深いタイポロジーであり、世界遺産一覧表の信用性や代表性の向上に貢献するとして、評価基準(iv)に基づいて記載する案が提出され、ブラジル、アゼルバイジャン、キューバ、クウェート、チュニジア、ジンバブエ、ノルウェー、アンゴラ、ハンガリー、タンザニア、オーストラリア、ボスニアヘルツェゴビナ、グアテマラ、セントクリストファーネイビスがこれを支持し、評価基準(iv)に基づいて記載された。 なお、「赤レンガ建物」(Mattoni Rossi)に面した場所で最近整備された住宅事業の事業地を資産範囲から除外し、緩衝地帯とするイコモス勧告はそのまま採択され、保全対策はとられているとして、追加勧告(a)は削除された。				

16. プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッピアデーネの丘

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.31		ID No.	1571
資産名称（英）	Le Colline del Prosecco di Conegliano a Valdobbiadene			
推薦国	イタリア共和国		 © Author: ICOMOS 評価書	
種別	サイト			
タイプ	文化的景観（農業）			
資産面積	20,334.2ha			
緩衝地帯面積	23,654.0ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	不記載			
決定	情報照会			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	iv, v	—		
	IUCN	決定		
	—	—		
審査経緯				
審査に協力したISC	ISCC(文化的景観委員会)		IUCN の審査	無
現地調査	2017 年 10 月 2 日-8 日（7 日間）Urs Steiger 氏（スイス）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	—	—	2018/1/18	2018/2/27
事実関係の訂正	有り（31 か所）			
資産概要				
概要	ヴェネト地域のトレヴィーゾ北部に位置するプロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッピアデーネの丘は、DOCG（原産地）呼称ワインであるプロセッコ・コネリアーノ・ヴァルドッピアデーネ・スペリオールを生産している地域のブドウ畑景観から成る。ホグバック（対称的な横断面を持ち、丸みのある山稜（りょう））が列を成している丘陵に、多様なブドウ畑のパッチワークが織りなす見事な景色が展開し、たくさんの修道院、田園教会、鐘楼、古い水車、城、塔、防護柵、村落、集落、田園地域、自然地域、町が分布する。辺境の荒れた土地に 1000 年にわたって順応してきたことを伝えられると言われており、過去 3 世紀にわたってヨーロッパにおけるブドウ栽培が直面してきた農業上、社会上の課題を象徴するものである。また、当該コミュニティ独自の取組み(response)として、20 世紀初めにワイン生産法に関わる科学的、技術的革新地区を創設しており、それは決して恵まれない条件でのワイン生産のひとつのモデルとなっている。			
比較資産	世界遺産一覧表、暫定リスト、国レベルで遺産として認識されている田園景観及びワイン生産に関わる景観 36 件。追加情報において、サンテミリオン(フランス世界遺産)、ピコ島(ポルトガル世界遺産)、リオハ(スペイン)、ケープタウン（南アフリカ）、モンタルチャーノ（イタリア）、アルザス(フランス)、モーゼル(フランス、ルクセンブルク、ドイツ)、カヴァ(スペイン)とも比較。			
ICOMOS 評価				
OUV ✓良い ✖適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない	比較分析	✖	推薦資産の特徴としてあげられている「厳しい自然の克服」、「技術的科学的革新地区」、「生物文化的景観」は、他のワイン生産地にも見られる。既に世界遺産一覧表には多くのブドウ畑が記載されており、特にヨーロッパにおいてブドウ畑やワイン生産に関わる文化的景観の OUV を証明することは難しくなっている。	
	完全性	✖	締約国は、プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッピアデーネの丘を連続する進化した景観として推薦しているが、大規模な移住による一部	

✕不適切			の荒地化(desertification)や様々なブドウの病気、経済危機、戦争の結果、推薦されているブドウ畑は新しいブドウ畑である。 20 世紀中頃に起こった過疎化が決定的要因となって、ブドウ栽培が衰退し、立ち入ることのできなくなったブドウ畑の放棄が進み、森林域が拡大した。プロセッコの経済的成功のおかげでここ数十年の間に中央地域では復活が見られ、ワイン製造地域が拡大したが、現在のブドウ畑はもともとの姿と一致していない。 資産範囲外側の景観も産業的規模のワイン生産地に変わりつつあり、広域での文化的景観の完全性に重大な影響を及ぼしている。
	真実性		✕ 建築物の形状、様式、材料に関しては、全体として真実性がある。しかしながら、根拠となる情報源の正確性に問題があったり、比較データの扱い方に問題があったりするため、真実性の度合いに懸念がある。
	評価基準	iv) 類型	✕ 本評価基準のもとで主張されている内容は、イタリア及びヨーロッパ各地におけるブドウ畑の文化的景観で同様に見られることである。
		v) 土地利用	✕ ヴェネト州の一部であるこの特定の場所が、特定の芸術家にインスピレーションを与えたとか、絵画に描かれた風景が変わらず残っているということが示唆されているが、それを証明するものはほとんどない。 推薦書には、「15 世紀の聖画に描かれた景観を代表する」という文言があるが、「ピエモンテの葡萄畑景観：ランゲ・ロエロ・モンフェッラート」（イタリア世界遺産）などのブドウ畑が、本資産よりも描かれた景観を良く示している。オルチア渓谷（イタリア世界遺産）は、ロレンツェティ作のシエナ派フレスコ画「良き統治」（ブドウ畑での作業も描かれている）に描かれたルネッサンス景観が正確に今も生きつづけている遺産であり、偉大なルネッサンス画家たちが描いた「美しい景観」（bel paesaggio）を良く示すものである。
保安全管理状況 ✓良い ■適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない ✕不適切	主要な脅威		農業ではない都市的要素の拡大、激しい農地利用、農地の変質化
	資産／緩衝地帯の範囲		■ 一部資産範囲を微調整することで、より効果的な保護が期待できる。
	法的保護		○ 「詳細景観景観」（PPD）の地域レベルでの実施等により強化の余地がある。
	保全状況		✓
	管理体制		✓ 管理協会が設置され、短期的中期的予算計画もまとめられている。
勧告	記載に関する勧告		不記載
	解決すべき課題		—
	追加勧告		—
	レポート提出		—
審議概要			
審議に先立ち河野俊行イコモス会長から、審査の過程でイコモスの審査内容に関する極秘情報が外部に漏れたとするイタリア大使のステートメントに対し、イコモスは健全な審査過程に最大限配慮しており、審査の過程で推薦国であるイタリアの関係者が同席したことはないこと、ステートメントでは、ブドウ畑での農業使用が問題となっている旨の内容が書かれているが、イコモスの評価報告書はそのことには触れていないし、関係がないことについて説明があった。 審議では、チュニジアから、記載する案が提出され、クウェートは、過酷な条件の土地における人間の関与により形成された景観であり、イタリアルネッサンスヴェネチア派のティッチアーノも描いたアイコン的な景観で、ここからアメリカ、オセアニアにワイン生産技術が伝えられたことから、記載を支持するとの発言が続いた。 不記載勧告に対して、記載する修正案（チュニジア他）、記載延期とする修正案（オーストラリア）が提出され、合意に至らず、ノルウェーの発議でシークレットバロットによる投票となった。 もともとの決定案から最も遠い案である記載案について投票が行われたが、棄権、無効、白紙 0 票、賛成 12 票、反対 9 票で、可決に必要な 2/3 の票（14 票）に届かず、否決された。 その後、オーストラリアの 記載延期案ではなく、情報照会 とする案が新たにアンゴラから提起され、多数の賛成を得て情報照会となった。			

17. ロシア・モンタナ鉱山景観

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.32		ID No.	1552
資産名称（英）	Roşia Montană Mining Landscape			
推薦国	ルーマニア			
種別	サイト			
タイプ	文化的景観（鉱山）			
資産面積	1663.65ha			
緩衝地帯面積	342.42ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載			
決定	情報照会			
評価基準	締約国	ICOMOS		© Author: ICOMOS 評価書
	ii, iii, iv, vi	ii, iv		
	IUCN	決定		
	—	—		
審査経緯				
審査に協力したISC	TICCIH（国際産業遺産保存委員会）		IUCN の審査	有
現地調査	2017 年 9 月 25 日-30 日（6 日間）Helmuth Albrecht 氏（ドイツ）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/9/22	2017/10/30	2017/12/22	2018/2/28
事実関係の訂正	無し			
資産概要				
概要	ロシア・モンタナは、金属を産出するアプセニ山脈に位置する。ローマ時代にさかのぼる採掘の物証、中世から現代まで継続した採掘の物証である。ローマ時代の坑道が 4 か所発掘されており、グレードの高い鉱石だけが採掘されていた。後世の遺構がローマ時代の坑道の周辺に残っている。さらに新しい露天採掘の物証が、18 世紀から 20 世紀初めまで鉱山を支えた周辺の農業、牧畜景観のなかに遺っている。			
比較資産	ヨーロッパのローマ鉱山、金鉱山。ラス・メドゥラス（スペイン世界遺産）、バンスカー・シュティアヴニツァ歴史都市（スロバキア世界遺産）、トロンデッククロンダイク（カナダ暫定リスト）、古代ラブリオ（ギリシャ暫定リスト）、鉱山歴史遺産（スペイン暫定リスト）、トレスミナス（ポルトガル）			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	比較分析	✓	ロシア・モンタナの採掘遺跡は、他の地域に比べてより多様な種類のローマ時代の採掘を示している。らせん階段の坑道、階段をひっくり返した形に削って作られた天井をもつ垂直ストープ（階段状の採掘場）、柱に支えられたストープはここでのみ見られるものである。	
	完全性	✓	ローマ時代の採掘に関わる価値を発揮するために必要な要素の全てが含まれており、将来の考古学的調査によって、ローマ時代の採掘、鉱石加工、居住に関わる地表遺構、地下遺構が大量に発見される可能性がある地域も資産範囲に含まれている。 一方で、露天掘りが再開されれば重大な脅威となる。また、2006 年に鉱石軌道(ore railway)が撤去されたことは完全性にとって損失であった。	
	真実性	✓	今後の研究により、この地域の採掘の歴史に関わる様々な時代について新たな発見がある大きな可能性がある。 一方で、ロシア・モンタナにおいて大規模な採掘を再開する計画が実行され	

	評価基準		れば、本資産に重大な影響がでる可能性がある。
		ii) 交流	✓/≈ ローマ時代の採掘の物証と一部 13 世紀から 20 世紀初めにいたる時期の採掘の物証である。ローマ時代から 13 世紀の間に空白があるが、追加情報により、炭素同位体測定によって、ローマ時代以降の採掘についても全体像が判明しつつある。 ローマ時代の遺構は、鉱脈の性質に合った金の採掘法に熟練していたイリュリア-ダルマチア(Illyrian-Dalmatian)の鉱夫らが開発した革新的な技術を通じた「価値感の交流」を示すものである。10 年に及ぶ地下での考古調査により、ローマ式の採掘技術とこの地で開発された技術との融合があったことが分かっている。 ローマ式の地下採掘遺構は、Cărníc、Lety、Orlea、Cetate の 4 つの山体(massif)に遺る。足踏み式排水装置(treadmill-operated water-dipping wheels for drainage)が設置された多重空間はヒスパニアからバルカン地域まで伝えられたと思われる技術であり、台形断面の坑道、らせん状の竪坑、はしごを基岩に埋め込んだ傾斜連絡道、垂直の採掘地(ストープ)が折り重なり、天井が階段状に彫り出されている。この組み合わせは、ロシア・モンタナ特有のものであり、鉱山採掘の技術史において先進的な取組みを表していると考えられる。 この評価基準はローマ時代の遺構にのみ当てはまる。
		iii) 物証	× ロシア・モンタナを人間が継続的に生活していたコミュニティであるとする締約国の主張は言い過ぎ。
		iv) 類型	✓/≈ ローマ時代の地中及び地表での鉱山跡及び関連するローマ時代の考古遺跡として類まれであるが、この評価基準はローマ時代の遺構にのみ当てはまる。
		vi) 関連	× 蝟板 IC(tabulae ceratae)は、古代ローマ法及び古代ローマの経済に関する優れた文字史料であるが、それ自体は世界遺産一覧表に記載する対象とはならない。
保全管理状況 ✓ 良い ≈ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない × 不適切	主要な脅威	大規模な金の採掘が再開される可能性がある。	
	資産／緩衝地帯の範囲	≈	ローマ時代の遺跡を含まない現代鉱山部分を除き、適切。
	法的保護	≈	総合都市計画(General Urban Plan)及び都市ゾーニング計画(Urban Zonal Plan)の施行をもって、法的保護が整う。
	保全状況	≈	ローマ時代の属性を保全するための長期的な保護を担保し、ローマ時代の遺構を保全するための措置を実施するべき。
	管理体制	≈	国際的な支援を含む保全戦略、観光戦略（インタープリテーションを含む）、必要な人員、予算を記述した管理計画を完成させ、実施に移すべき。
勧告	記載に関する勧告	評価基準 ii, iv に基づき記載、同時に危機遺産リストへの登録	
	解決すべき課題	—	
	追加勧告	以下について緊急に検討すること。 a) 保護措置（総合都市計画及び都市ゾーニング計画）を施行し、実施する。 b) 管理計画を提出し実施する（国際的な支援を含んだローマ時代の遺構の保全戦略、インタープリテーションを含む観光管理戦略、資産の管理への関係者の関与の強化、必要な人員及び財政の確保、圧力調整池の長期的な安定性を担保するための点検・維持管理計画を含む）。 c) モニタリングの実施。 d) 2018 年に開催される第 43 回世界遺産委員会で審議するため、上記勧告の実施状況に関する報告を 2018 年 12 月 1 日までに世界遺産センターに提出すること。 ・本資産の保護、保全に対する国際的な支援を推奨する。 ・名称を「ロシア・モンタナ、ローマ時代の金鉱山」に変更すること。	
	レポート提出	2018/12/1	
審議概要			
事務局からルーマニア政府から情報照会を望むという連絡を受けたとの報告があり、ルーマニアから、現在開発業者との調停が進行中で、約 437 万米ドルの損害賠償請求が出される可能性があることから情報照会を求めるとの説明があった。これを受け、世界遺産条約第 11 条 3（世界遺産記載に締約国の同意が必要）に基づいて情報照会となった。			

18. カリフ都市、ザフラー宮殿

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.33		ID No.	1560
資産名称（英）	Caliphate City of Madinat al-Zahrā'			
推薦国	スペイン王国		 ©Madinat al-Zahra Archaeological Site (CAMaZ) Author: M. Pijuán	
種別	サイト			
タイプ	歴史的都市			
資産面積	111ha			
緩衝地帯面積	2,186ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	iii, iv	iii, iv		
	IUCN	決定		
	—	iii, iv		
審査経緯				
審査に協力したISC	複数の個人専門家		IUCN の審査	無
現地調査	2017 年 9 月 25 日-29 日（5 日間）Attilio Petruccioli 氏（イタリア）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	—	—	2017/12/22	2018/2/14
事実関係の訂正	有り（1 か所）			
資産概要				
概要	カリフ都市、メディーナ・アサハラ（Medina Azahara）は、後ウマイヤ朝によってカリフ・コルドバの政庁所在地として 10 世紀中頃に建設された都市の考古遺跡である。この都市は少しの間反映したが、その後破壊され、20 世紀初めに再発見されるまでその考古遺構は 1000 年近くの間隠されてきた。この遺跡は、ヨーロッパ及びこの時期の地中海イスラム文化全体において、この種の都市で唯一の生き残りであると考えられている。本遺跡には、インフラ、建物、装飾、日常の道具など完全な都市の姿が遺されており、今は失われた、アル=アンダルス（イスラム勢力統治下のアンダルシア地方）のイスラム文明絶頂期の物質文化を伝えている。加えて、都市の立地に影響を与えた景観の特徴が保全されている。			
比較資産	バグダッド（イラク）、Raqqā-Rāfiqa（シリア）、Sabra al-Mansuriyya（チュニジア）、al-Mahdiyya（チュニジア）、Fatimid Cairo（エジプト）、Samarra（イラク）、Medina Azaharain（スペイン）			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	比較分析	✓	メディーナ・アサハラは真実性、完全性において例がなく、ウマイヤ朝による唯一のカリフ都市であり、ヨーロッパにきたイスラム文明の文化と知識を伝える都市として特別である。	
	完全性	✓		
	真実性	✓	土石の採集は、考古学的発掘や建築についてのインタープリテーション、再建（reconstruction）を行う際には問題となる可能性があるが、真実性を損なうものではない。 11 世紀初めに放棄されてから 20 世紀初めに再発見されるまで隠されてきたということと、この地域が牛の放牧に使われていたことにより、古代の遺構が良く保存されている。加えて、遺跡の 90%が未発掘のまま残されており、	

				本資産のOUVについての理解をさらに深めるような研究を将来実施することができる可能性がある。さらに、 Qasr その他の場所での発掘により、数メートルの高さのオリジナルの壁面が立ったまま遺る建築物群が出土している。
	評価基準	iii) 物証	✓	カリフ都市、メディーナ・アサハラは、国家事業として新たに計画建設された都市であり、ウマイヤ朝の文化及び建築文明、より広くアル=アンダルス地方の西イスラム文明の発展、を伝える類まれな物証である。
		iv) 類型	✓	カリフ都市、メディーナ・アサハラは、建築と景観が合わさった都市計画と建設に対するアプローチの代表的な見本であり、初期イスラム文明特にウマイヤ朝文明の特徴を良く示している。
保全管理状況 ✓ 良い ⚠ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威		緩衝地帯での違法居住、石灰岩部分への水の影響。	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	
	法的保護		⚠	法的保護は適切だが、緩衝地帯内の開発圧について注意深くモニタリングする必要がある。また、違法居住についての対策を実施する必要がある。
	保全状況		⚠	属性の保全状況は概ね良いものの、属性間で程度に違いがある。初期に行われた介入のいくつかは、矯正が必要。保全措置も必要。
	管理体制		✓	管理体制は概ね適切だが、適切な資金担保が必要。加えて、現在進められている地元企業、観光管理コミュニティの参画をさらに推し進めること。
勧告	記載に関する勧告		評価基準 iii, iv に基づき記載	
	解決すべき課題		－	
	追加勧告		以下について検討すること： a) 量及びタイミングにおいて適切な予算の確保。 b) 違法居住の低減策について実施のタイムフレームを明確にすること。 c) Las Pintas の Guadalmellato 川運河対岸域について、開発を回避するか少なくとも開発の影響を最小限にするように特別なモニタリングを行うこと。 d) 保存状況を直接計測する指標の開発を行うこと。 e) 保全のベースラインとなる文書に、保全の考え方や評価基準の進化について詳細に記録すること。 f) メディーナ・アサハラ実施計画（Operational Plan）を改定すること。 ・歴史的な名称を残すために、資産名称を「カリフ都市、メディーナ・アル・サハラ」（“The Caliphate City of Madinat al-Zahrā”）に変更すること。	
	レポート提出		－	
審議概要				
ブラジル、ノルウェー、チュニジア、フランス（オブザーバー）から記載を歓迎する発言があり、イコモス勧告に修正なく、記載された。				

19. ギョベクリ・テペ

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.34		ID No.	1572
資産名称（英）	Göbekli Tepe			
推薦国	トルコ共和国		 © DAI, Göbekli Tepe Project Author: Göbekli Tepe Project	
種別	文化遺産			
タイプ	考古遺跡（新石器時代）			
資産面積	126ha			
緩衝地帯面積	2,186ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	i, ii, iii, iv	i, ii, iv		
	IUCN	決定		
	—	i, ii, iv		
審査経緯				
審査に協力したISC	ICAHM（考古遺産管理委員会）		IUCNの審査	無
現地調査	2017年10月2日-6日（5日間）Gabriel Cooney氏（アイルランド）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/9/21	2017/11/6	2017/12/22	2018/2/26
事実関係の訂正	有り（23か所）			
資産概要				
概要	ギョベクリ・テペは、今日のシャンルウルファ（şanlıurfa）の北東約15kmのところに位置する。囲い（enclosure）と考えられる円形、楕円形、長方形の巨石構造物であり、土器が登場する以前の新石器時代の狩猟採集集団によって紀元前9600年から8200年の間に建設された。特徴的な豊かな図像が彫られたT字型の柱は、約11,500年前のメソポタミア上流域に住んでいた先史時代人類の世界観(world view)や信仰体系(belief systems)を伝えている。			
比較資産	Jerf el Ahmar、Nevalı Çori、チャタルホックの新石器時代遺跡群（トルコ世界遺産）、ストーンヘンジ（イギリス世界遺産）、キロキティア（キプロス世界遺産）、オークニー諸島の新石器時代遺跡中心地（イギリス世界遺産）、マルタの巨石神殿群（マルタ）、アンテケラのドルメン遺跡（スペイン）、高敞、和順、江華の支石墓群跡（韓国）。			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	比較分析	✓	本資産の景観及び視覚的一体性(visual integrity)の脅威となり得る資産周辺の開発をモニタリングする必要がある。これには、「必要不可欠なインフラ」(compulsory infrastructure)やハラン平野での農地保護のための措置も含まれる。シャンルウルファ（şanlıurfa）の都市域の拡大については、新規建設物の一に注意する必要がある。Adıyaman、シャンルウルファ（şanlıurfa）、Diyarbakırの環境計画については、資産の完全性を保証するためにより詳細な内容とする必要がある。加えて、資産近傍で新たに開発事業が行われる場合は、遺産影響評価を実施し、作業指針172段落に則って世界遺産センターに連絡することが必要である。将来の開発事業（鉄道、自動車道）及び観光客数の増加は完全性にとって深刻な懸念材料。	
	完全性	✖		

	真実性		≈	20 年以上にわたる研究と考古学的発掘により真実性が証明されているが、将来の開発と、緩衝地帯及び管理ゾーンについて記録が限定的である。
	評価基準	i) 創造の才	✓	推薦資産は、人類によって建設された記念工作物として最も初期のもののひとつである。この遺跡の巨大さと、ユニークな建築上芸術上の特徴は、紀元前 10 千年紀から 9 千年紀の人類が建設技術や洗練された芸術技術について深い知識をもっていたことを示している。最も重要な特徴は、人類の社会的文化的構造に根本的な変化があった時期（新石器化(Neolithisation)）の建設物の古さ（約 12,000 年前）と巨大な寸法である。
		ii) 交流	✓	「起源に関わる言い伝え」というような文言については、確固とした学術的証拠に基づく十分な裏付けがない。むしろ、新石器時代のこの地域、そしておそらくはより遠い地域の形成にまで影響を与えることになる、新たな芸術、建築の通り道という見方を強調すべき。人類によって作られた巨大建築の最初の事例であり、その建設技術（柱をもつ半地下）や図像は、新石器時代の初期から PPNA、PPNB、それ以降まで、中東の他地域に伝播した。
		iii) 物証	×	研究の現状では、頭蓋骨に関わる信仰があったという仮説については、将来の考古学的発掘による裏付けを待たなければならない。
		iv) 類型	✓	人類によって作られた巨大建築の最初の事例のひとつ。本資産に含まれる構造物は建設技術上の偉業で、浅彫レリーフや彫刻は人類の芸術を伝える。
保安全管理状況 ✓ 良い ≈ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない × 不適切	主要な脅威		開発圧、環境要因、急速な観光の成長	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	資産範囲、緩衝地帯は適切。管理計画は広大な範囲を対象としている。
	法的保護		≈	資産の法的保護は適切だが、緩衝地帯は保護を強化する余地がある。
	保全状況		✓	資産の保全措置の強化が必要。また、中長期的に学術的調査を継続するための予算の確保が必要。より詳細な考古学的調査プログラムが必要。現地に維持管理のためのスタッフを通年で配置する必要がある。
	管理体制		≈	管理計画を改定し、アクションプラン、観光管理計画、リスク管理計画（紛争、自然災害、気候変動）を含んだ保全計画をまとめる必要がある。
勧告	記載に関する勧告		評価基準 i, ii, iv に基づき記載。 同時に危機遺産リストへの登録	
	解決すべき課題		－	
	追加勧告		以下について検討すること： a) 景観及び視覚的一体性(visual integrity)及び考古学上の潜在的可能性、を脅かす遺跡周辺の開発をモニタリングすること（「必要不可欠なインフラ設備」やハラン平野の農地を保護するための措置の視覚的影響を含む） b) 計画されている鉄道と、鉄道工事前の開発による影響について調査し、作業指針 172 段落に則って世界遺産センターに連絡すること。 c) 管理ゾーン及び遺跡南東部において、灌漑水路の視覚的影響を低減するための修景を行うこと。西側の採石場の視覚的影響を低減する措置を検討すること。 d) 緩衝地帯を第 1 級保全ゾーンとし、保護措置を強化すること。 e) 以下を含む管理計画を策定すること。 ○ 完全な保全計画(アクションプラン、予算措置含む)、 ○ 維持管理の作業計画 ○ 通年で現地に配置する管理責任者の任命 ○ インフラ整備を管理するための長期的対策。遺跡の OUV を損なわずに、将来持続可能な観光を可能となるようインフラを調整すること。 ○ 詳細な観光管理計画を完成させること（実施スケジュールを含む）。 ○ 対リスク準備計画	
	レポート提出		2018/12/1	
	審議概要			
ブラジルから、具体的脅威に直面しているわけではないため、危機遺産とする必要はないとする修正案が提出され、オーストラリア、インドネシア、アゼルバイジャン、ハンガリー、ジンバブエ、タンザニア、ボスニアヘルツェゴビナ、チュニジア、キルギスタン、中国、ノルウェー、セントクリストファーネイビス、キューバが支持し、危機遺産リストへは登録せず、世界遺産一覧表に記載された。なお、追加勧告(d)については、「第 1 級保全ゾーン」に限定せず適切な保護を行うよう求める勧告に修正し、追加勧告の実施に関する報告の提出期限は 2019 年 12 月 1 日となった。				

20. ナウムブルク大聖堂

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.35		ID No.	1470rev
資産名称（英）	Naumburg Cathedral			
推薦国	ドイツ連邦共和国		 © Förderverein Welterbe an Saale und Unstrut Author: Guido Siebert	
種別	サイト			
タイプ	教会			
資産面積	1.82ha			
緩衝地帯面積	56.98ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	勧告を出すことができない （決定案では不記載）			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	i, ii, iv	—		
	IUCN	決定		
	—	i, ii		
審査経緯				
審査に協力したISC	複数の個人専門家		IUCN の審査	無
現地調査	2016 年 8 月 Sergiu Musteata 氏（モルドバ）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2016/11/24	2016/11/28	2017/1	—
事実関係の訂正	無し			
資産概要				
概要	第 39 回世界遺産委員会（ボン）では記載延期（イコモス勧告は不記載）、第 41 回世界遺産委員会では情報照会（イコモス勧告は不記載）とされていた案件。第 39 回世界遺産委員会では 11 件の構成資産、第 41 回世界遺産委員会では 3 件の構成資産からなっていたが、ナウムブルク大聖堂のみであれば価値が認められるはずとする世界遺産委員会委員国の発言に基づいて、ナウムブルク大聖堂に絞って再提出されたもの。ナウムブルク大聖堂は、チューリンゲン盆地東部、ザーレ川とウンストルト川が合流する地の近くに位置する。ナウムブルク大聖堂は主として 13 世紀に遡り、中世の芸術及び建築の物証として推薦されている。注目すべき建築上、芸術上の特徴には、東西に配置されたゴシック様式の聖歌隊席が含まれ、西側の聖歌隊席には、ユニークな聖堂設立者の等身大彫刻 12 体が遺る。彫刻及び西側内陣の仕切りは「ナウムブルク・マイスター」と呼ばれた工房による傑作である。大聖堂に加え、堀、門楼、聖マリア教会、庭園、回廊南西の防御施設など関連建造物も含まれている。			
比較資産	バンベルクの町、レーゲンスブルクの旧市街とシュタットアムホーフ(ドイツ世界遺産)、ランスのノートルダム大聖堂、サン-レミ旧大修道院及び宮殿、パリのセーヌ河岸（フランス世界遺産）、ブルゴス大聖堂(スペイン世界遺産)他。			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない	比較分析	×	ナウムブルク大聖堂の 6 つの特徴（二重になった聖歌隊席、西暦 1300 年以前まで遡る内陣仕切り、設立者の肖像、西暦 1300 年以前の聖像概念、マイスターの工房若しくは作品、マウムブルク・マイスターの作品）からナウムブルク大聖堂と同じ特徴をもつものはないと締約国は主張しているが、これらの特徴と評価基準とどう関係するのか疑問である。又、この時期のヨーロッパの大聖堂は、ドイツ国内の世界遺産を含めて、すでに世界遺産一覧表に良く代表されている。	

X不適切	完全性	≈	適切な大きさであり、全ての属性が含まれている。
	真実性	≈	中世の遺産としての真実性に懸念はない。
	評価基準	i) 創造の才	X 大聖堂の芸術的要素や大聖堂に、評価基準(i)を満たす重要性はない。
		ii) 交流	X ナウムブルク大聖堂はナウムブルク・マイスターにとって最も重要な作品を含んでいるが、評価基準を適用するには交流について証明する必要がある。ナウムブルク・マイスターの影響は歴史学者にも十分解明されていない。
		iv) 類型	X 大聖堂が人類史上重要な段階を類まれな形で示しているとは認められない。
保安全管理状況 ✓ 良い ≈ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない X 不適切	主要な脅威		脅威はほとんどない。
	資産／緩衝地帯の範囲	✓	
	法的保護	✓	
	保全状況	✓	
	管理体制	✓	保存管理計画は提出されていないが、管理体制は適切であると思われる。
勧告	記載に関する勧告		イコモス評価書(WHC-18/42.COM/INF.8B1.Add)では勧告を出すことができないと記され、会議文書(WHC/18/42.COM/8B.Add)では不記載案が示されている。
	解決すべき課題		本案件は、第41回世界遺産委員会決定(41 COM 8B.29)で、情報照会とされたものである。同決定では、ナウムブルク大聖堂の「所与の顕著な普遍的価値」(given OUV)に焦点を絞って推薦内容を見直すことを締約国に求めていた。しかし、作業指針によれば、世界遺産委員会によってある資産が情報照会とされる場合、そのOUVは正式には認められていない。世界遺産委員会では「所与の顕著な普遍的価値」が何を意図するのかの議論はなく、評価基準についても特定されていない。修正推薦書は、提出前から世界遺産委員会によって OUV をもつものと予見されていると思われるが、イコモスは通常の方法に則って評価を行った結果、文化遺産の基準のどれも満たしていないとの結論に至り、世界遺産委員会の決定と整合しないものとなった。また、芸術作品を含む可動遺産は世界遺産条約の対象外だが、可動と不動との間の線引きは必ずしも明確でなく、ナウムブルク・マイスターの芸術作品はナウムブルク大聖堂と一体的である。問題は、大聖堂の OUV をこれらの芸術作品だけに置くことができるかという点である(本大聖堂をその他の特徴において類まれであると評価することはできない)。「固有の芸術的偉業」(unique artistic achievement)という表現が評価基準(i)から削除され現在の文言となった 1995 年以降、同様のケースで記載となった例はない。世界遺産委員会が OUV が確定しているものとして記載する場合は、OUV の言明の内容について具体的な指導、芸術作品に基づいて資産を記載することについての方針をお願いしたい。
	追加勧告		第43回世界遺産委員会で予定されている作業指針の改正の際、OUV が認められない案件を情報照会にするような情報照会手続きについて見直しを行うべき。
	レポート提出		—
審議概要			
セントクリストファーネイビスは、建築と芸術作品を分けるのはアカデミックの世界では少数派であるとして記載を支持し、インドネシア、クウェート、ウガンダ、アンゴラ、タンザニア、チュニジア、アゼルバイジャンは、委員会の過去の決定を尊重しないことを問題視し記載を支持した。ジンバブエは、グローバルストラテジーに関する初会合が自国で開催されて以降、不均衡が解消されない一方で、評価基準に適合していても制限をかけることに使われることは問題であるとして記載を支持した。ハンガリーも記載を支持した。アンゴラは、イコモス勧告がないのに不記載案が出ていることを世界遺産史上前代未聞として批判した。ノルウェーは、OUV は記載する時点で確定するものであること、グローバルストラテジーに従う必要があること、評価基準なしでは OUV は確定できないこと、情報照会の手続きを見直す必要があることを指摘しつつ、進行を妨げないとして記載を支持した。オーストラリアは、記載を支持しつつ、情報照会手続きを見直す必要があるとした。スペインは、既に 90 を超える大聖堂が記載されていること、フランスのニームについて審査した際には、グローバルストラテジーを考慮して記載延期としたことを踏まえ、全ての審査でそうすべきであることを主張した。ブラジルは、前回委員会で OUV があることを所与の条件として情報照会を出したのは手続上問題である一方、締約国が求められたことを実施しているにも関わらず、このような事態になり危険な先例となりがねないため、専門家会合を開催することを提案した。中国も、記載を支持しつつ、勧告が締約国によって実施されたにも関わらず記載とならないことは問題で、手続を修正する必要があるとした。一方、リーガルアドバイザーから、記載に関する投票は 2/3 の賛成が必要であるのに、Defer や Refer の決定には 1/2 の賛成で良いため、1/2 の賛成で Refer を決定する際に OUV を予見した場合、本来 2/3 の賛成がなければ決定できないはずの OUV が 1/2 の賛成で行われてしまうことは問題との指摘があった。審議の結果、評価基準(i)、(ii)に基づいて記載された。			

21. ピマチョウィンアキ

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.11		ID No.	1415
資産名称 (英)	Pimachiowin Aki			
推薦国	カナダ		 © Pimachiowin Aki Author: Pimachiowin Aki	
種別	複合遺産			
タイプ	文化的景観			
資産面積	2,904,000ha			
緩衝地帯面積	3,592,000ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	iii, vi, ix	iii, vi, ix		
	IUCN	決定		
	—	iii, vi, ix		
審査経緯				
審査に協力したISC	ISCC(文化的景観委員会)		IUCN の審査	有
現地調査	2017 年 9 月 6 日-7 日 (2 日間) Gregory De Vries 氏 (アメリカ)			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	—	—	2018/1/22	—
事実関係の訂正	有り (7 か所: イコモス 7 件、IUCN 0 件)			
資産概要				
概要	第 37 回世界遺産委員会 (2013 年、プノンペン) において記載延期となり、ICOMOS/IUCN によるアドバイザリーミッションを経て再提出された推薦について、第 40 回世界遺産委員会 (2016 年、イスタンブール) では記載勧告が出されたものの、地域コミュニティの合意形成が不十分であることが委員会会場で表面化し、締約国からの要請によって情報照会となっていた案件。再提出にあたり、面積、関係コミュニティが変更されている。 ピマチョウィンアキ (「命を与える土地」の意) は、ベレンズ川、ブラッドベイン川、ピジョン川、ポプラ川の源流部に広がる 2,904,000km² の、アニシナアベの人びとの先祖の土地である。河川が自由に流れ、湖沼、湿地が点在するこの森林景観地には、ブラッドベイン、リトルグランドラピッズ、パウインガッシ、ポプラ川という 4 つのファーストネーション (先住民) の土地がある。アニシナアベの人々は、高度な移動能力を持つ狩猟採集漁労先住民であり、Ji-ganawendamang Gidakiiminaan (「大地を保つ」の意) と呼ばれるアニシナアベの文化的伝統には、創造者からの贈り物を称え、全ての生命を敬い、他の人びとと調和的な関係を維持するということが含まれる。ピマチョウィンアキは、Ji-ganawendamang Gidakiiminaan を構成する信仰、価値観、知識、行動を伝える物証である。これらは、しばしば一時的な繋がりによって結びついた場所、道、地域から成る複雑なネットワークを成す。具体的には、古代及び現代の生業の場、居住地、加工場、移動ルート、名前が付けられた場所、トラップライン、聖地、祭祀場があり、多くの場合水路を介してつながっている。これらは全て、Jiganawendamang Gidakiiminaan の有形の現れである。今日、推薦資産範囲内には、アニシナアベの人々による 4 つの小規模な永住コミュニティがあり、伝統的方法と協定に基づく権利に則って、動物、植物、魚を採って生活している。彼らは今でも、自然界をコントロールしているとされる伝説上の存在や精霊を通じて、自然景観との間に強力な精神的相互関係を維持している。			
比較資産	34 件の比較対象から在来の文化と環境との間の関係を反映しているなど類似性があるカナダ国内の 4 件を抽出 (Old Crow Flats Special Management Area, Saoyú-?ehdacho National Historic site, Albanel-Témiscamie-Otish proposed Biodiversity Reserve, Cat Lake – Slate Falls First Nations Protected Areas)。			

ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ≡ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✕ 不適切	比較分析		✓	ほとんど人間のかかわりによる目に見える変化がない「自然の」景観でありながら当地固有の(indigenous)価値をもつ資産についての比較分析は前例がほとんどなく、本推薦の手法はそのような資産にとって有益な事例だが、記録(documentation)がないところもあってやはり限界がある。 そのなかで、アニシナアベ族の人びとの水に関わる慣習を反映している特徴から世界遺産一覧表への記載を検討するに足りると考えられる。ただし、この地がアメリカ大陸亜北極圏地域全体の文化的景観を代表するわけではない。今後同様の資産の推薦が行われる前に、アメリカ大陸亜北極圏地域原住民コミュニティを特徴づける文化システムがどのように景観に反映されているかについてさらなる研究が必要である。
	完全性		✓	
	真実性		✓	真実性の条件は満たされているが、将来的に真実性を維持することを目的とした積極的な管理が必要。
	評価基準	iii) 物証	✓	本評価基準を適用できる。ただし、北米亜北極圏においてこの地のみが Ji-ganawendamang Gidakiiminaan(「大地を保つ」の意)という概念を示しているということではない。他の景観でも違った形でこの概念を映している可能性はある。
		vi) 関連	✓	アニシナアベ族の人びとが数千年にわたりこの地に住んでいたかどうかは定かではないし、この地が、Ji-ganawendamang Gidakiiminaan(「大地を保つ」の意)という神聖なる責務を負った人々の考え方を反映する北米唯一の景観であると言えるかどうかとも定かではないものの、その規模及び伝統の強さから、普遍的な意義をもつ信仰の類まれな見本であると言える。
保安全管理状況 ✓ 良い ≡ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✕ 不適切	主要な脅威			水力発電施設からの送電線による潜在的影響、道路整備による物理的影響、間接的影響、観光、伝統的知識の喪失、文化の変容(acculturation)
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	
	法的保護		≡	適切だが、水力発電施設からの送電線が資産範囲を横断しないよう法的保護の強化が必要。
	保全状況		✓	
	管理体制		≡	適切だが、来訪者管理やインタープリテーションについて検討が必要。ゾーニングや土地利用の考え方を調整するアクションプランが必要。
勧告	記載に関する勧告		評価基準 iii, iv に基づき記載	
	解決すべき課題		—	
	追加勧告		以下について検討すること。 a) 全体管理計画を強化し、より先取的(proactive)な計画とするための対応： ○ コミュニティと地域行政当局との間のパートナーシップの推進、強化 ○ 社会経済的発展、多様化、地域経済支援といった横断的テーマについての対処 ○ 景観、精神的関連性面で持続可能な来訪、コミュニティの管理下にある来訪、コミュニティに利益をもたらす来訪を実現するための来訪者管理に向けたアクションプランの作成 ○ 土地利用上のゾーニング方針の調整 b) コミュニティの利益のための先取的(proactive)なツールとして管理計画が機能しているかどうか定期的なモニタリングを行うこと c) 水力発電施設からの送電線が資産範囲を横断しないように法的保護を強化。	
	レポート提出		—	
審議概要				
オーストラリアから、記載を歓迎し、今日はカナダの建国記念日でもあることを祝福する発言があった。スペイン、ハンガリー、キルギスタン、チュニジア、ジンバブエ、タンザニア、ボスニア、ブラジルから記載を歓迎する発言が続いた。 イコモス勧告に修正なく、記載された。				

2.2. チリビケテ国立公園－ジャガーの「マロカ」(家)

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.12		ID No.	1351
資産名称（英）	Chiribiquete National Park – “The Maloca of the Jaguar”			
推薦国	コロンビア共和国		 © Jorge Mario Álvarez Arango Author: Jorge Mario Álvarez Arango	
種別	複合遺産			
タイプ	考古遺跡（岩絵）			
資産面積	2,782,354 ha			
緩衝地帯面積	3,989,682.82 ha			
構成資産数	1			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	iii, viii, ix, x	iii, ix, x		
	IUCN	決定		
	—	iii, ix, x		
審査経緯				
審査に協力したISC	Rock Art（岩絵委員会）		IUCN の審査	有
現地調査	2017 年 10 月 8 日-16 日（9 日間）Maria Ifigenia Quintanilla 氏（コスタリカ）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2017/9/22	2017/11/1	2017/12/20	2018/2/27
事実関係の訂正	無し			
資産概要				
概要	コロンビアアマゾン北西部に位置するチリビケテ国立公園は、コロンビア最大の保護地区である。テプイと呼ばれるテーブル状の山岳の麓に分布する 60 か所のロックシェルターで、紀元前 20,000 年から現在までの間の 75,234 点の壁画が見つかった。ジャガーに対する信仰に関連する、狩りのシーン、闘いのシーン、踊りのシーン、シャーマンによる儀式のシーンが描かれている。原住民コミュニティは、現地で直接生活していないコミュニティを含めて、この地域を聖なる地であるとみなしている。今日もチリビケテには原住民コミュニティが訪れ、壁画を描き続けている。			
比較資産	世界遺産一覧表に記載されている壁画遺産 30 か所：チリビケテ:カカドゥ国立公園(オーストラリア世界遺産)、Rock Art of the Sierra of San Francisco(メキシコ世界遺産)、Cueva de las Manos(アルゼンチン世界遺産)、the National Park of Serra da Capivara(ブラジル世界遺産)、Facatativá Archaeological Park(コロンビア世界遺産)。			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない	比較分析	✓		
	完全性	✓	資産範囲及び緩衝地帯の合計面積は十分。 これまでインフラ施設が整備されたことはなく予定もない。	
	真実性	✓	壁画の年代測定には問題があることから、壁画の年代、継続性については将来的に確認する必要がある。しかしこれは、壁画そのものの真実性の問題ではなく、壁画のインタープリテーション上の課題である。	

ない ×不適切	評価基準	iii) 物証	✓	アマゾンの最初の居住者たちは、チリビケテの岩壁に絵を描いた。これら古代の絵画はかれらの世界観(world vision)を伝えている。チリビケテは今日でも複数の集団によって聖なる地とされており、神話的な「動物たちの家」と呼ばれている。 この地は、自然環境と人類の芸術の両面についての稀有な特質（稀有なテピュと呼ばれるテーブル状の岩、大量の壁画、リアリスティックな描写も含む壁画のモチーフの多様さ、隔離されたコミュニティにより今日まで利用されているという年代の幅の広さ）において傑出している。
保安全管理状況 ✓良い ≈適切だが、改善できる ○現時点で証明されていない ×不適切	主要な脅威		緩衝地帯内及び付近の開発圧、観光	
	資産／緩衝地帯の範囲		✓	
	法的保護		✓	法的保護、伝統的保護手法は適切。
	保全状況		≈	保全状況は良い(satisfactory)。 ICANH 策定の「考古及び民族学的研究に係る戦略的優先事項及び指針」をベースに、モニタリング及び保全を実施すること。特に、より詳細な考古遺跡のインベントリーを作成すること。
	管理体制		≈	管理体制は適切だが、管理計画にある通り、緩衝地帯内での自然遺産及び文化遺産整備プロジェクトを強化する措置が必要。 緩衝地帯内の地域コミュニティのニーズを評価するため社会経済的調査を行うべき。 隔離した原住民コミュニティと、外部の人びととの接触を防ぐための措置を厳格に運用すべき。
勧告	記載に関する勧告		評価基準 iii に基づき記載	
	解決すべき課題		－	
	追加勧告		以下について検討すること： a) 資産範囲及び緩衝地帯内の壁画遺跡について、考古調査、インベントリーの作成、記録(documentation)を行うこと。 b) コロンビア人類学歴史研究所(ICANH)策定の「考古及び民族学的研究に係る戦略的優先事項及び指針」(2016 年 5 月 20 日)をベースに資産のモニタリング及び保全を実施すること。特に、より詳細な考古遺跡のインベントリーを作成すること。 c) 壁画遺跡の保全状況の監視をつづけ、資産範囲内で生活しているコミュニティにとっての重要性を考慮しつつ、適切な保全のために必要な措置を講じること。 d) 管理計画で提案されている通り、緩衝地帯における自然遺産、文化遺産の整備(enhance)に係る事業の策定を支援すること。 e) 緩衝地帯内の地域コミュニティのニーズを評価するための基礎的な社会経済的調査を実施すること。 f) 外部と接触のない隔離されたコミュニティと、現在現地で生活している非原住コミュニティ若しくは外部の人びととの接触を防ぐための措置を厳格に運用すること。	
	レポート提出		－	
審議概要				
ノルウェー、スペイン、ハンガリー、ブラジル、チュニジア、キューバ、タンザニアから記載を歓迎する発言があった。 コロンビアは、アマゾンの中心に位置するコロンビア最大の国立公園であり、コロンビア初の複合遺産であるとして、記載を喜ぶ発言を行った。 勧告どおり記載された。				

23. テワカン-キカタラン渓谷：メソアメリカ文化発祥の地

基本情報				
決定番号	42 COM 8B.13		ID No.	1534rev
資産名称（英）	Tehuacán-Cuicatlán Valley: Originary Habitat of Mesoamerica			
推薦国	メキシコ合衆国		 © Tehuacan-Cuicatlán Project Author: Nelly robles	
種別	複合遺産			
タイプ	考古遺跡			
資産面積	145,255.2 ha			
緩衝地帯面積	344,931.68 ha			
構成資産数	3			
イコモス勧告	記載延期（IUCN は評価基準 x で記載）			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	iii, iv, vi, x	—		
	IUCN	決定		
	x	iv, x		
審査経緯				
審査に協力したISC	ICAHM（考古遺産管理委員会）		IUCN の審査	有
現地調査	2016 年 10 月 Luisa Diaz Arriola 氏（ペルー）			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	2016/10/4	2016/11/13	2016/12/20	2017/12/28
事実関係の訂正	有り（58 か所：イコモス 51 件、IUCN 7 件）			
資産概要				
概要	第 41 回世界遺産委員会（クラクフ）で複合遺産/文化的景観として推薦され、情報照会（イコモス勧告は記載延期）となっていた案件 テワカン-キカタラン渓谷は、北アメリカ大陸最南端の乾燥、半乾燥地域に位置する。入り組んだ山岳地形に守られ、高標高域に森林が、比較的標高の低いところに灌木が生息し、管状のサボテンが特徴的な景観が形成されている。たくさんの小川ないし帯水層、温暖な気候に恵まれ、多様な草花が生育することなどから、早い時期に半定住コミュニティがこの地に訪れ、後に定住コミュニティが形成された。22 の遺跡で発見された考古学的物証は、この地域の数千年にわたる技術の進化の過程（初期植物栽培から農業、そして製塩、土器の登場）を示している。多角的な水管理システムによって、山の資源を活用し、それが、灌漑農業の発展へとつながった。			
比較資産	オアハカ中部渓谷ヤグルとミトラの先史時代洞窟（メキシコ世界遺産） UNESCO “HEADS” programme (Human Evolution: Adaptations, Dispersals and Social Developments, 2010)			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✖ 不適切	比較分析	○	比較分析は、依然として水管理システムの比較にとどまっており、水管理に関わる遺跡がどのようにこの地での耕作や定住に影響したかという観点からの比較が行われていない。 渓谷内には選定された 22 の構成資産以外にもたくさんの遺跡が存在するのは明らかだが、それらとの比較分析も示されていない。	
	完全性	○	文化遺産としてのテワカン-キカタラン渓谷には、初期人類の植物栽培、灌漑、定住の過程を示す多彩な考古学的、植物考古学的証拠があり、選定された 22 の構成資産がその価値を完全に表しているとは言えない。	

	真実性		○	シリアルプロパティ全体の真実性は証明されていないが、個々の考古遺跡の真実性は問題ないと思われる。
	評価基準	iii) 物証	×	オト=マング大語族の言語学的伝統は興味深く、メソアメリカ地域における言語の断片化、多様化に関連しているが、言語学的伝統が世界遺産条約の対象となる物理的遺物の形となって現れることはまれである。 ただし、メソアメリカ地域の定住コミュニティを伝える物証や、耕作、灌漑、居住構造の物証については、評価基準(iii)を適用できる可能性がある。それでも、推薦書には、これら初期（人類）社会の顕著な物証もしくは類まれな物証と言える属性(attributes)が十分示されていない。
		iv) 類型	×	選定された 22 の構成資産は、異なる 5 つの灌漑システムのものであり、あるひとつのネットワークの類型を代表するとは言えない。堰堤、運河、カナート、井戸、水道など水管理に関わる様々な要素が含まれているものの、完全なコレクションという訳でもない（さらなる調査、記録により本評価基準の適用を可能にする物理的特徴を特定することができるかもしれない）。
		vi) 関連	×	テワカン=クイカタラン渓谷の絵付き文書(illustrated manuscript)はこの渓谷が後にどのように発展したかを示す貴重な史料だが、初期の植物利用(plant domestication)や定住の過程(settlement process)について知るためにはほとんど役に立たない。
保安全管理状況 ✓ 良い ≈ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない × 不適切	主要な脅威		風、水による浸食、地滑り、人為的破壊、盗難	
	資産／緩衝地帯の範囲		≈	本資産の潜在的な価値に貢献する文化遺産は、緩衝地帯の中にも存在する。
	法的保護		≈	22 の考古遺跡のうち 6 件が、文化遺産の保護に関わる国の最高レベルの保護を受けていない。
	保全状況		≈	全体的に見れば、考古遺跡の保全状況は良いが、脅威にさらされていることに変わりはなく、全体的な保全措置が必要。
	管理体制		≈	文化遺産としての構成要素に対する視点が依然として欠けている。人員も文化遺産の記録、モニタリングに関わる膨大な作業量に対して不適切。
勧告	記載に関する勧告		記載延期（IUCN は評価基準 x に基づいて記載する勧告）	
	解決すべき課題		a) テワカン=クイカタラン渓谷の文化遺産についての調査、研究、記録を更に進めること。 b) 初期の植物利用コミュニティ（horticultural community）がメソアメリカ地域に定住する過程(settlement process)とそれを可能にした複雑な灌漑システムに焦点を絞って、資産範囲、推薦内容の変更を検討すること。 c) 適切な最も高いレベルでの法的保護を完成させること。 d) 管理計画で予定されている管理、研究、モニタリングの実施について詳細をつめること（来訪者管理を含む）。また、管理計画について文化遺産を所管する国の機関により正式に採択されるようにすること。 e) テワカン=クイカタラン渓谷内の文化財の管理に関わる人員、財政を強化すること。	
	追加勧告		—	
	レポート提出		—	
審議概要				
キューバから、評価基準(iv)、(x)に基づいて記載する案が提出され、スペイン、ブラジルから、植物の栽培、居住地が遺っていること、水管理といった、人類の定住の初期の姿を伝えており、評価基準(iv)を適用できるとして、修正案を支持する発言がなされた。 議長から、時間が無いので異議が無ければ修正案を採択したいとの提案がなされたが、ノルウェー、クウェートから、文化的価値についてまだ十分議論できていないとして、翌日に審議が継続された。 その後、ノルウェーは、文化的な価値については議論の余地があるが、修正案を支持する立場を表明し、アゼルバイジャン、チュニジア、グアマテラ、ウガンダ、ジンバブエ、タンザニア、セントクリストファーネイビス、オーストラリア、クウェートも、土器（pottery）の出現、遊牧・狩猟採集コミュニティから農業コミュニティへの複雑な変化の過程、社会と定住（sedentary）への移行、14,000 年に渡る人類の適応が示されているとして評価基準(iv)及び(x)に基づいて記載する修正案を支持した。 審議の結果、評価基準(iv)、(x)に基づいて記載された。なお、「解決すべき課題」として示されていた 5 項目のうち、(b)を除く 4 項目が、若干の修正のもと追加勧告として付された。				

資料編

1. 世界遺産条約

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（以下、世界遺産条約）は、1972 年（昭和 47 年）11 月 16 日、フランス・パリで開催された第 17 回ユネスコ総会において採択された。当時のユネスコ事務局長はルネ・マウ氏、総会議長は萩原徹氏、投票の内訳は、賛成 75 か国（日本を含む）、反対 1 か国、棄権 12 か国であった。現在 193 か国が加盟し、国連加盟国数 193 か国（2018 年現在）に匹敵する条約となった。

世界遺産条約の目的は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として、損壊、滅失等の脅威から保護、保存することが重要であるとの観点から、そのための効果的な国際協力及び援助の体制を確立することである。主要な規定事項として、自国内に存在する遺産を保護し、将来に伝えることが締約国の第一義的義務であること（第 4 条）、文化遺産及び自然遺産が世界の遺産であり、その保護に協力することが国際社会全体の義務であること（第 6 条）を明記するとともに、締約国から選出される 21 か国によって政府間委員会「世界遺産委員会」を設置し（第 8 条）、同委員会は、各締約国が推薦する候補物件を自己の定める基準に基づき審査し、「世界遺産一覧表」に記載すること、世界遺産に登録されている遺産のうち、特に保存のために緊急を要するものを「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載すること（第 11 条）、締約国の要請に基づき、同一覧表に記載された物件の保護のための国際的援助の供与を決定すること（第 13 条）、その国際的援助は、調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の形態をとること（第 22 条）、また、遺産の保護のために、締約国の分担金及び任意拠出金、その他の寄付金等を財源とする「世界遺産基金」を設立すること（第 15 条）等が定められている。

1972 年（昭和 47 年）の採択以降、1974 年（昭和 49 年）にとりまとめに積極的な役割を果たしてきた米国が最初に批准し、1975 年（昭和 50 年）12 月 17 日に発効、1978 年（昭和 53 年）の第 2 回世界遺産委員会（アメリカ・ワシントン D.C.）において、文化遺産 8 件、自然遺産 4 件の計 12 件が初めて世界遺産に登録された。また、世界遺産一覧表には、文化遺産 832 件、自然遺産 206 件、複合遺産 35 件の、167 か国にわたる計 1073 件の遺産が記載されており、これらから分かるように、ユネスコ事業のなかで世界的な関心を集めている、代表的な事業の一つといえる。

なお、世界遺産条約の履行に関する手続については、「世界遺産履行のための作業指針」（以下、作業指針）に定められている。作業指針は、世界遺産委員会における決定を反映するため定期的に改定されるものであり、英文の最新版（2017 年 7 月 12 日版）は世界遺産センターより、和文は 2005 年（平成 17 年）版を文化遺産オンラインより入手できる。

英文最新版 ： <http://whc.unesco.org/en/guidelines>

和文 2005 年版 ： http://bunka.nii.ac.jp/special_content/hlink13

2. 締約国会議・世界遺産委員会

2-1. 締約国会議

締約国会議は、UNESCO 総会期間中に開催される（作業指針第 17 段落）。締約国会議では、世界遺産基金への分担金を決定し、世界遺産委員会の委員国の選出が行われる。

2-2. 世界遺産委員会

世界遺産条約第 8 条に基づき、「顕著な普遍的価値を有する文化遺産および自然遺産の保護のための政府間委員会」（世界遺産委員会）が UNESCO に設置されている。締約国から選出された 21 か国の代表に加えて、諮問団体からの代表で構成され、任期は 6 年であるが、遺産登録において有利であるために、多くの国々に機会を与えるため、現在は 4 年で交代し、再選も自粛することが推奨されている（作業指針第 21 段落）。世界遺産委員会は、年 1 回以上の頻度で開催され、時期は 6 月から 7 月とされている（作業指針第 19 段落）。世界遺産委員会の主要な機能は下記の通りである（作業指針第 24 段落）。

- a) 暫定リスト及び締約国により提出される登録推薦書に基づいて、条約のもとで保護すべき顕著な普遍的価値を有する文化資産及び自然資産を認定し、世界遺産一覧表に登録すること。
- b) 世界遺産一覧表登録資産の保全状況をリアクティブモニタリング（第 IV 章参照）及び定期的報告（第 V 章参照）を通じて調査すること。
- c) どの世界遺産一覧表登録資産を危険にさらされている世界遺産一覧表に登録するか又は登録解除するかについて決定すること。
- d) 資産を世界遺産一覧表から削除すべきかどうか決定すること（第 IV 章参照）。
- e) 国際的援助の要請を検討するための手続きを決定し、決定に至る前に必要に応じて調査及び協議を実施すること（第 VII 章参照）。
- f) 顕著な普遍的価値を有する資産の保護に関して、締約国を支援するために、最も効果的な世界遺産基金の使途を決定すること。
- g) 世界遺産基金を増額する方法を検討すること。
- h) 締約国会議及びユネスコ総会に対して 2 年毎に活動報告書を提出すること。
- i) 条約の履行について定期的に調査及び審査を行うこと。
- j) 作業指針の改定及び採択を行うこと。

3. 世界遺産センター

世界遺産条約成立直後から事務局機能を担ってきた UNESCO 文化遺産部から、1992 年（平成 4 年）に独立して設置された条約の事務局である。その主要な機能は下記の 8 点である（作業指針第 28 段落）。

- a) 締約国会議及び委員会会合の開催。
- b) 世界遺産委員会会合及び締約国会議の決定の履行、及び、実施状況の報告。
- c) 世界遺産一覧表登録推薦書の受理、事務局登録、書類の完全性の確認、保管及び関係諮問機関への伝達。
- d) 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジーの一環としての研究活動やその他の活動の調整。
- e) 定期的報告の運営。
- f) リアクティブモニタリングミッションを含むリアクティブモニタリングの調整及び実施。また、適宜、アドバイザーミッションの調整及び参加。
- g) 国際的援助の調整。
- h) 世界遺産資産の保全管理のための予算外資金の確保。
- i) 委員会の計画及びプロジェクトの履行に関する締約国への援助。
- j) 締約国、諮問機関、一般市民への普及啓発活動を通じた世界遺産及び世界遺産条約のプロモーション。

4. 諮問機関

世界遺産条約 8 条 3 項によって、次の 3 機関が諮問機関として指定されている。その役割は、下記の通りである（作業指針第 31 段落）。

- a) それぞれの専門分野に関して世界遺産条約の履行に関する助言を行うこと。
- b) 委員会文書及び会議議題の作成、委員会決定の履行に関して事務局を補佐すること。
- c) 世界遺産一覧表の不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー、研修に係るグローバルストラテジー、定期的報告の策定及び履行に関する補佐を行うこと。又、世界遺産基金の効果的な活用を強化すること。
- d) 世界遺産資産（委員会の要請によるリアクティブモニタリング及び締約国の招聘によるアドバイザーミッションを含む）の保全状況を監視し、国際的援助の要請を審査すること。
- e) ICOMOS、IUCN については、登録推薦を行っている締約国と協議及び対話しつつ、世界遺産一覧表登録推薦資産を審査し、委員会に審査報告を行うこと。
- f) 世界遺産委員会会合及びビューロー会議に顧問として出席すること。

4-1. ICOMOS（国際記念物遺跡会議）

ICOMOS（International Council on Monuments and Sites：国際記念物遺跡会議）は、文化遺産保護に関わる国際的な非政府組織（NGO）である。1964 年（昭和 39 年）にユネスコの支援を受けヴェニスで開かれた第 2 回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議（Second International Congress of Architects and Technicians of Historic Monuments）で採択された、記念物と遺跡の保存と修復に関する国際憲章（ヴェニス憲章）を受け、1965 年（昭和 40 年）に設立された。本部はフランス・パリ（11 rue du Séminaire de Conflans, 94220 Charenton-le-Pont, France）である。2019 年（平成 30 年）1 月現在、153 か国の約 10,100 人の文化遺産保存分野の専門家及び約 320 の専門団体により構成されている。「イコモス」ないし「アイコモス」と発音されるが、カタカナ表記では「イコモス」とすることが通例。110 か国において国内委員会が組織されている。

その目的と活動内容は以下の通りである。

- ・世界各地の保存の専門家を集め、保存科学の情報についての国際交流を行うこと。
- ・国際社会に高度な専門家のネットワークを設けること。
- ・保存のための原理、方法論、科学技術に関する情報の収集、評価と普及につとめること。
- ・国内や国際機関と協力し、保存技術の発展のための専門家のための情報センターを設立すること。
- ・保存、保護そして価値高揚のための原理、方法論、科学技術応用、発展に関する国際条約の実行につとめること。
- ・世界的なレベルで保存専門家のトレーニング事業のための組織・活動に参加すること。

URL：<http://www.icomos.org/>

URL：<http://www.japan-icomos.org/>（日本イコモス国内委員会）

国内委員会の他、28 の分野に国際学術委員会（ISC: International Scientific Committees）が組織されている。イコモスは、文化遺産の審査を行う際に、特定の分野を扱う ISC の協力を得ることがある。第 42 回世界遺産委員会で審査された新規案件については、ISCL（文化的景観委員会）、ICAHM（考古遺産管理委員会）、Archaeological Heritage Management, on Underwater Cultural Heritage（水中文化遺産委員会）、Historic Towns and Villages（歴史的都市、村落委員会）、ISCSBH（シェアード遺産委員会）、20th Century Heritage（20 世紀遺産委員会）、Fortifications and military heritage（要塞、軍事遺産委員会）、Rock Art（岩絵委員会）が関わった。

さらに、イコモスは必要に応じて外部組織の意見を聴く場合があり、産業遺産については、TICCIH(国際産業遺産保存委員会)、近代現代の建築遺産については、DoCoMoMo(モダニズム記念物及び遺跡の記録及び保全のための国際委員会)の意見を聴くことがある。

4-2. ICCROM（文化財保存修復研究国際センター）

ICCROM（International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property：文化財保存修復研究国際センター）は、UNESCOにより1959年（昭和34年）に設立された、不動産・動産の文化遺産の保全強化を目的とした研究、記録、技術支援、研修、普及啓発を目的とした政府間機関であり、この目的に賛同した各国政府により構成されている。本部はイタリア・ローマである。2019年（平成31年）現在、参加国は136か国である。カタカナ表記では「イクロム」とすることが通例。

URL：<http://www.iccrom.org/>

4-3. IUCN（国際自然保護連合）

IUCN（International Union for Conservation of Nature：国際自然保護連合）は、1948年（昭和28年）に設立された、国家、政府機関、非政府機関で構成される国際的な世界最大の自然保護機関である。2019年（平成31年）2月現在、219の政府・機関、約1,100以上の非政府組織（NGOs）が会員となり、160か国以上の約13,000人以上の専門家が6つの専門家委員会に所属し、生物多様性保全のための協力関係を築いている。本部はスイス・グランであるが、会員・専門家のネットワークを支え、フィールドでのプロジェクトを実施する約900人の事務局スタッフが50か国の地域事務所・国事務所で活動している。

IUCNの活動は、世界自然保護会議で会員によってまとめられる4か年計画を指針に、会員・専門委員会・事務局の3者が相乗効果を発揮し一つの成果を挙げるOne Program Approachのもと、世界・国内・地域のレベルで展開される。現在のIUCN4か年計画では、①自然の価値を高め、守っていく、②自然の利用は、効果的で公平な決め方に変えていく、③気候変動、食料安全保障、経済社会開発という地球課題に対して自然に基づいた解決策を模索する、の3つの柱を掲げている。

URL：<https://www.iucn.org/>

URL：<http://www.iucn.jp/>（IUCN日本委員会）

5. 世界遺産一覧表への資産登録の流れ

世界遺産一覧表への資産登録の流れは、作業指針の「III. 世界遺産一覧表への資産登録の流れ」に記載されている。

締約国は、審査を希望する年の世界遺産委員会の前年の2月1日までに、作業指針で示された書式、内容、部数に関する要件を満たした「完全な」推薦書(nomination dossier)を事務局に提出しなければならない。(なお、推薦書に不備がないかどうか事前に確認したい場合には、任意で推薦書提出予定年の前年に登録推薦書草案を世界遺産センターに提出し、世界遺産センターによる確認を受けることができる(確認結果は同年11月15日までに届く))。

世界遺産センターは、提出された推薦書に書類上の不備がないかどうかの確認を行い、正式に推薦書を受理したかどうかの通知を、1ヶ月後の3月1日までに締約国に行う。受理された推薦書は、諮問機関(文化遺産の場合は通常イコモスのみ、文化的景観の場合はイコモス及びIUCN)に送付され、諮問機関による審査が開始される。

諮問機関による審査は、推薦書が正式に受理された3月から翌年の5月まで、1年以上をかけて行われる。その間、諮問機関専門家により、資産の保存状況、管理体制等について確認を行う現地調査が1週間程度行われる。審査期間中、必要に応じて、諮問機関は締約国に追加情報の提出を求める。

文化遺産の審査を担当する諮問機関であるイコモスは、推薦書が受理された年の12月に内部パネル会議を開催し、締約国と直接の意見交換を行ったうえで、世界遺産一覧表記載の是非についての審議が行われる年の1月末までに、評価の状況、課題がある場合はその概要を示した簡易な「中間報告」を締約国に対して送知する。補足情報が必要であればそのための詳細な要請が記される。締約国は、補足情報等の要請に対する対応を2月末までに行う。イコモスは3月に再度内部パネル会議を開催し、勧告についての議論を行う。

世界遺産委員会開催の6週間前までに、諮問機関による審査結果及び世界遺産一覧表記載の是非に関する勧告が世界遺産センターに送付され、世界遺産委員会委員国及び推薦締約国に伝達される。これがいわゆる「イコモス勧告」である。これを元に世界遺産委員会で審議される「決定案」が作成される。

諮問機関の最終評価内容と勧告を示した諮問機関評価文書に、事実関係の間違ひがある場合には、世界遺産委員会開催の14日前までに、締約国は世界遺産センターに対して事実関係の訂正についての書簡を提出することができる。当該書簡は、委員会会合の初日までに付属資料として、関係する議題の文書に添付される。

世界遺産一覧表記載の是非は、7月に開催される世界遺産委員会において、諮問機関による評価、勧告を参考としつつ、世界遺産条約加盟国のなかから選ばれた21か国の世界遺産委員会委員国の審議によって決定される(議題8B)。

● 審査2年前 いつでも可：	締約国からユネスコ世界遺産センターに暫定版推薦書を提出（推薦書の 不備の有無を確認するオプション）
● 審査前年 2月1日まで：	締約国からユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出
● 審査前年 3月1日まで：	ユネスコ世界遺産センターによる申請書の受領処理。 申請書に不備がある場合は受理されない。
● 審査前年 9月～10月頃：	諮問機関（ICOMOS）による現地調査
● 審査前年 12月：	諮問機関（ICOMOS）内部パネル会議
● 審査年1月：	諮問機関（ICOMOS）による中間報告
● 審査年3月頃：	諮問機関（ICOMOS）内部パネル会議
● 審査年4月～5月：	諮問機関（ICOMOS）による勧告。締約国に対する通知のみで、公表は されない。
● 審査年7月：	世界遺産委員会において審査、決定 ①記載（inscribe） ②情報照会（refer）：追加情報の要求。現地調査不要。 ③記載延期（defer）：推薦書の再提出。要現地調査。 ④不記載（not to inscribe）：原則再推薦不可。 ＊不記載の決定が採択されると、原則再推薦できなくなるた め、不記載のイコモス勧告が出されると、推薦を取り下げる 国が多い。

図1 世界遺産一覧表への資産登録の流れ
(文化遺産)

6. 我が国の状況

6-1. 世界遺産条約の締結の経緯

我が国は、世界遺産条約の125番目の締約国として、1992年（平成4年）に世界遺産条約を締結（受諾）した（宮澤喜一内閣）。

我が国は、第17回ユネスコ総会において、世界遺産条約の趣旨を望ましいものと考えその採択を支持したが、条約の国内上の実施については各締約国の裁量にゆだねられている部分が大きいため、条約採択後しばらくの間は、各国の締結及び運用状況を見守っていた。しかし、1982年（昭和57年）から、米国や英国の脱退に象徴されるユネスコ危機の時代となり、世界遺産委員会の事務局として本条約の実施に深く関与しているユネスコの管理・運営に大きな疑問が呈されたことなどから、条約を締結しないまま20年が経過していた²。

我が国が国際社会のなかで果たすべき役割が高まるなかで、1988年（昭和63年）5月には、当時の内閣総理大臣である竹下総理が欧州訪問に際し行った、いわゆる「ロンドン・スピーチ」において、「世界に貢献する日本」を実現するための国際協力構想の3本柱の一つとして、国際文化交流の強化を提唱した。同時に、内閣総理大臣の私的諮問機関として「国際文化交流に関する懇談会」が設置され、1年間の審議を経て1989年（平成元年）5月に報告書が提出された。この報告書では、今後の文化財保護に関する国際交流・協力事業の具体的な進め方の一つとして、世界遺産条約の批准をすることが提言された。

また、白神山地や屋久島などの自然保護運動を進める人々からは、1990年（平成2年）6月に条約批准を求める意見書が政府に提出されるなど、条約締結の機運が高まった。

このような状況の中で、我が国としても、世界遺産条約における文化遺産及び自然遺産の保護のための国際協力の体制に参加し、これらの分野における我が国の積極的な姿勢を示すことが重要であるとの考えが強まり、外務省や関係省庁で条約の運用に関する各国の対応についての調査や、国内法制との整合性、実施体制の整備の問題や財政負担の問題等につき鋭意検討が進められた。その結果、この条約が定める内容については、我が国においては文化財保護法、自然環境保全法、自然公園法及び森林法などにより確保されているため、条約締結にあたって新たな国内立法措置は必要ないと判断された。

このような準備を経て、第123回国会で批准案が審議され、1992年（平成4年）6月19日に承認された。その後同年6月26日の閣議決定同年、6月30日の受諾書寄託を経て、同年9月30日に我が国について世界遺産条約が発効した。

6-2. 世界遺産一覧表への記載の取り組み

我が国は、条約締結直後の1993年（平成5年）から1999年（平成11年）、2003年（平成15年）から2007年（平成19年）、2011年（平成23年）から2015年（平成27年）の3度にわたり、世界遺産委員会委員国を務めている。1995年（平成7年）及び1996年（平成8年）は副議長国を務めた。また、世界遺産基金への分担金拠出でも米国について大きな貢献をしており、2018年（平成30年）は316,019ドル（約3,600万円）を拠出している。

² 「文化財保護法50年史」（文化庁、2001年）

条約批准の翌年、1993 年（平成 5 年）に日本最初の世界遺産として法隆寺、姫路城、屋久島、白神山地の 4 件を登録して以降、2019（平成 31 年）3 月末までの間に、22 件の世界遺産（文化遺産 18 件、自然遺産 4 件、複合遺産 0 件）を登録し、暫定一覧表には 7 件（うち、審査中の案件 1 件）の世界遺産候補を記載している。

現在、文化遺産については文化庁が所管している。文化審議会内に世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会を設置して、同委員会における調査・審議を踏まえ、我が国における推薦候補の選定等を行っている。なお、稼働中の産業遺産については、遺産価値の適切な保全と稼働を担う企業の経営への制約の最小化との両立を図る必要があることから、平成 24 年 5 月 25 日に稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の新たな枠組みが閣議決定され、内閣官房が所管しているほか、自然遺産については環境省が所管している。

表 1 日本の世界文化遺産

No.	名称	都道府県	市町村等	記載年
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	斑鳩町	H5
2	姫路城	兵庫県	姫路市	H5
3	古都京都の文化財	京都府、滋賀県	京都市 宇治市 大津市	H6
4	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	白川村 南砺市	H7
5	原爆ドーム	広島県	広島市	H8
6	厳島神社	広島県	廿日市市	H8
7	古都奈良の文化財	奈良県	奈良市	H10
8	日光の社寺	栃木県	日光市	H11
9	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	うるま市 那覇市 南城市 国頭郡今帰仁村 中城村 中頭郡読谷村 北中城村	H12
10	紀伊山地の霊場と参詣道	和歌山県、 三重県、 奈良県	尾鷲市、熊野市、大紀町、 紀北町、御浜町、紀宝町、 五條市、吉野町、黒滝村、 天川村、野迫川村、十津川 村、下北山村、上北山村、 川上村、新宮市、田辺市、 橋本市、かつらぎ町、九度 山町、高野町、白浜町、す さみ町、那智勝浦町、上富 田町、串本町	H16 (H28 軽微な 変更)
11	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	大田市	H19 (H22 軽微な 変更)
12	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園 及び考古学的遺跡群—	岩手県	平泉町	H23
13	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	富士吉田市 身延町 鳴沢 村富士河口湖町 山中湖村 忍野村 静岡市 富士宮市 富士市 裾野市 御殿場市 小山町	H25
14	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	富岡市 伊勢崎市 藤岡市 甘楽郡下仁田町	H26
15	日本の明治産業革命遺産 製鉄・製鋼、 造船、石炭産業	鹿児島県、福岡 県、佐賀県、長 崎県、熊本県、 山口県、岩手 県、静岡県	北九州市 大牟田市 中間 市 佐賀市 長崎市 荒尾 市 宇城市 鹿児島市 萩 市 釜石市 伊豆の国市	H27

16	ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献	東京都	台東区	H28
17	『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	宗像市、福津市	H29
18	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県、熊本県	南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、天草市	H30

表2 日本の暫定一覧表記載文化遺産

No.	名称	都道府県	市町村等	暫定一覧表記載年
1	彦根城	滋賀県	彦根市	H4
2	武家の古都鎌倉*	神奈川県	鎌倉市、横浜市、逗子市	H4
3	飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群	奈良県	橿原市、桜井市、明日香村	H19
4	北海道・北東北の縄文遺跡群**	青森県、北海道、岩手県、秋田県	函館市、伊達市、千歳市、森町、洞爺湖町、青森市、弘前市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町、一戸町、鹿角市、北秋田市	H21
5	平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－（拡張登録）	岩手県	平泉町、奥州市、一関市	H24
6	金を中心とする佐渡鉱山の遺産群	新潟県	佐渡市	H22
7	百舌鳥・古市古墳群***	大阪府	堺市、羽曳野市、藤井寺市	H22

*：H24年に推薦書提出後取り下げ

**：H30年7月に文化審議会世界文化遺産部会において世界文化遺産推薦候補に選定されたが、H30年11月2日に官房長官より、自然遺産推薦候補の「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を平成30年度の推薦候補に決定したことが発表され、同年の推薦は見送られた

***：H30年2月に推薦書提出。第43回世界遺産委員会（アゼルバイジャン、バクー）で審議予定

7. 世界遺産関係用語

世界遺産とは、世界遺産条約に基づき「世界遺産一覧表」に登録されたものである。世界遺産条約は、文化遺産と自然遺産を共通の枠組みの下で保護を行う条約であるが、条約本文においては、文化遺産と自然遺産は個別に定義がなされている。また、文化遺産と自然遺産の両方の価値を有するものとして複合遺産があるほか、1992年（平成4年）開催された第16回世界遺産委員会（アメリカ・サンタフェ）において、文化的景観という新たなカテゴリーが採択された。

世界遺産として認められるためには、顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value、以下 OUV）を有し、文化遺産については真実性、完全性の条件を満たすことが求められる。OUVを有するかどうかを判断するためには、10の評価基準が設定されており、これらのうち少なくとも1つを満たす場合、OUVを有すると判断される。評価基準は、文化遺産と自然遺産に共通するものと位置付けられているが、実際の運用上は、文化遺産と自然遺産の基準が別々に設定されていた時代と変わらず、(i) から (vi) までは文化遺産、(vii) から (x) までは自然遺産の評価基準として扱われている。

以下に、世界遺産に関連して良く使用される用語、本報告書を読むにあたって理解しておくべき用語について解説する。

表3 世界遺産関係用語

用語		解説	参照
文化遺産	記念物 (monuments)	建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。	世界遺産条約 第1条
	建造物群 (group of buildings)	独立し又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。	
	遺跡 (sites)	人工の所産（自然と結合したものを含む）及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの。日本語で「遺跡」と訳されることが多いが、考古遺跡には限定されず土地と一体となった遺産を意味する。	
自然遺産		物理的な生成物、生物の生成物又はそれらの群から成る自然物であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。 地質学的、地形学的形成物及び絶滅のおそれのある動植物種の生息地を構成する区域が明確な地域であって、学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有するもの。 自然地及び区域が明確な自然の地域であって、学術上、保全上、又は自然美において顕著な普遍的価値を有するもの。	世界遺産条約 第2条
複合遺産		条約の第1条、第2条に規定されている文化遺産及び自然遺産の定義（の一部）の両方を満たすもの。	作業指針 第46段落
文化的景観		文化的資産であって、条約第1条のいう「自然と人間との共同作品」に相当するものである。 世界遺産条約運用上、以下の3種類が、作業指針附属資料3に示されている。 (a) 意図的に設計された景観（庭園など） (b) 有機的に進化した景観（棚田など、生きた景観と残存景観に分けられる） (c) 関連性による景観（聖なる山など）	作業指針 第47段落 附属資料3

用語	解説	参照
顕著な普遍的価値 (OUV)	国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び／又は自然的な価値を意味する。ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値を有するものとみなす。 (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。 (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。 (iii) 現存するか消滅しているかに関わらず、ある文化的伝統又は文明（の存在）を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。 (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観（の種類・典型）を代表する顕著な見本である。 (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本、又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。 (vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。 (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。 (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。 (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。 (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。 Outstanding Universal Value の日本語訳。OUV と略される。頭文字の O と U と V は常に大文字で書く。	作業指針 第 49 段落 作業指針 第 77～78 段落
真実性	本物であるかどうかという考え方。評価基準(i)から(vi)を用いて推薦する場合に、真実性の条件を満たしていることを証明することが求められる。 文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真実性の条件を満たしていると考えられ得る。 ・形状、意匠 ・材料、材質 ・用途、機能 ・伝統、技能、管理体制 ・位置、セッティング ・言語その他の無形遺産 ・精神、感性 ・その他の内部要素、外部要素 Authenticity の日本語訳。	作業指針 第 79～86 段落
完全性	自然遺産及び／又は文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度合いを測るためのものさし。 どの評価基準に基づいた推薦であっても、完全性の条件を満たしていることを証明することが求められる。 具体的には、以下の 3 点を証明することとなっている。 a) 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。 b) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。 c) 開発及び／又は管理放棄による負の影響を受けているか。 Integrity の日本語訳。	作業指針 第 87～95 段落

用語	解説	参照
暫定一覧表 (暫定リスト)	各締約国が世界遺産一覧表へ推薦することがふさわしいと考える、自国の領域内に存在する資産の目録である。 以前は、本推薦が行われる 1 年前までに暫定リストに掲載されていることが望ましいという規定であったが、2011 年の作業指針の改定から、本推薦の 1 年前までに掲載することが要件となった。 現在、各締約国の判断のみに基づいて作成されるリストであり、世界遺産委員会による審査はないが、世界遺産委員会による審査対象しようとする締約国もある。	作業指針 第 62～76 段落
緩衝地帯 (バッファゾーン)	推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網。 緩衝地帯を設定しない場合、その理由を説明することが求められる。	作業指針 第 103～107 段落
国境を超える資産 (transboundary property)	複数の締約国の領域にまたがって分布する資産。 1 つの資産範囲が国境をまたぐ場合は、必ずしもシリアルプロパティとはならない。 関係する締約国すべてによる推薦となる。 代表国の推薦として計上されるため、代表国以外の関係国は自国の推薦枠を用いて同時に推薦書を提出することができる。	作業指針 第 134 段落
連続性のある資産/ シリアルプロパティ (serial property)	明確に定義されるつながりによって関係づけられた複数の構成資産をもつ資産で、必ずしも個々の部分ではそうでなくとも、連続体全体として顕著な普遍的価値を有するものである。	作業指針 第 137 段落
記載	推薦資産を世界遺産一覧表に登録することを決定する場合、委員会は、諮問機関の指導により、当該資産に係る顕著な普遍的価値の言明を採択する。 登録の際、委員会は世界遺産に登録された資産の保護管理に関して追加的な勧告を行うことができる。	作業指針 第 154 段落 第 156 段落
不記載	推薦資産が世界遺産一覧表へ登録するのにふさわしくないと委員会が判断した場合は、当該資産の登録を再度推薦することは、例外的な場合を除き、認められない。 例外的な場合とは、新たな発見や当該資産についての新たな科学的情報が得られた場合、又は最初の登録推薦時には提示されなかった別の基準により登録推薦する場合等である。このような場合には、新たな登録推薦書を作成し提出することになる。	作業指針 第 158 段落
情報照会	委員会が追加情報を求めて締約国に情報照会をすることを決定した場合は、次の会合に再提出を行い審査をうけることができる。追加情報の提出は審議を求める年の 2 月 1 日までに事務局に受理されなければならない。事務局は直ちに提出された追加情報を関係する諮問機関に送付し審査を受けなければならない。最初の委員会決定から 3 年以内に再提出が行われない場合は、第 168 段落に示されたスケジュールに従って、新たな登録推薦とみなされる。 締約国は、関係諮問機関及び/又は世界遺産センターに対して、どのように委員会の勧告に対応することができるか議論するための助言を求めることができる。	作業指針 第 159 段落
記載延期	より綿密に評価・調査を行う必要がある場合や、締約国により推薦書の本質的な改定が施される必要がある場合は、委員会は登録の延期を決定することができる。締約国が当該登録推薦を次年度以降に再提出することを決定した場合、2 月 1 日までに事務局に対して再提出を行わなければならない。再提出された登録推薦書は、第 168 段落に示された手続きとスケジュールに従って、関係する諮問機関により、評価ミッションを含む 1 年半の間再審査に付される。締約国は、関係諮問機関及び/又は世界遺産センターに対して、どのように委員会の勧告に対応することができるか議論するための助言を求めることが推奨される。必要であれば、締約国は、アドバイザーミッションの招聘を検討することができる。	作業指針 第 160 段落
撤回、取り下げ	不記載の決定が採択されると、原則として再推薦ができなくなるため、不記載の勧告がだされると、将来再推薦を行うために、推薦を取り下げることが通例。	作業指針 第 152 段落
軽微な（境界線の） 変更	軽微な変更とは、資産の範囲に重大な影響を及ぼさず、その顕著な普遍的価値に影響を与えない変更のことをいう。 軽微な変更の申請は、新規の登録推薦とはみなされない（数に制限はない）。軽微な変更ではなく、重大な変更とみなされる場合は、新規の登録推薦と同様の手続きをとることが求められ、推薦国からの推薦として計上される。	作業指針 第 163 段落

用語	解説	参照
危険にさらされている世界遺産一覧表 (危機遺産リスト)	一般に、「危機遺産リスト」とも呼ばれる。 以下の要件にあてはまる場合は、資産を「危険にさらされている世界遺産一覧表」に登録することができる。 a) 問題の資産が世界遺産一覧表に記載されている資産であり、 b) 重大かつ明確な危険にさらされており、 c) 当該資産を保全するには大規模な作業が必要であり、 条約に基づく援助が当該資産に対し要請されていること。但し、委員会は、委員会の懸念を伝えるメッセージ - 「危険にさらされている世界遺産一覧表」への登録そのものが発するメッセージを含めて - が最も効果的な支援となる場合もあると考えており、そのような支援を委員会メンバー又は事務局が要請することもできると考えている。	作業指針 第 177 段落～ 191 段落
定期報告	世界遺産を有する締約国が、世界遺産委員会を通じて、ユネスコ総会に対して 6 年ごとに行う、自国の領域内に存在する世界遺産資産の保全状況、条約を適用するために自国がとった立法・行政措置その他の措置に関する報告。	作業指針 第 199 段落～ 第 210 段落
保全状況報告 (SOC 報告)	英語の State of Conservation の頭文字をとって SOC 報告とも呼ばれる。何らかの脅威に脅かされている特定の世界遺産資産の保全状況について、事務局及び他の UNESCO のセクター、委員会諮問機関や、各締約国が世界遺産委員会の要請に基づいて行う。 a) 世界遺産一覧表に記載された資産については、委員会が当該資産の審査を行う年の前年の 12 月 1 日まで b) 危機遺産リストに記載されている資産、及び緊急を要する特定の事例については、委員会が当該資産の審査を行う年の 12 月 1 日までに提出する。	作業指針 第 169 段落、第 176 段落 附属資料 13
リアクティブ モニタリング ミッション	脅威にさらされている特定の資産の保全状況について、事務局及び諮問機関が世界遺産委員会に対して行う、条約上に規定された報告の一環である。世界遺産委員会による要請により、関係締約国との協議しつつ、資産の状態、資産に対する危険、適切に資産を復元することの実現性について確認するため、若しくはそのような改善策の実施の進捗を評価するために行われ、現地調査の結果につちえ委員会に報告するところまでを含む。リアクティブモニタリングミッションの内容 (TOR) は、世界遺産委員会により採択された決定に準拠して、世界遺産センターが提案し、締約国及び関係諮問機関との協議のもと決定される。リアクティブモニタリングミッションにかかる費用は、世界遺産基金が負担する。	作業指針 第 28 段落 脚注 第 169 段落、 第 176.e 段落
アドバイザー ミッション	締約国により自主的に開始されるものであり、厳密に条約上に規定されたものでも必修の手続きでもなく、要請を行う締約国の考え、判断に拠る。アドバイザーミッションは、具体的な事項に関して、ある締約国に対して専門家によるアドバイスを行う現地調査であると捉えることが出来る。資産の特定、暫定リスト若しくは世界遺産一覧表への記載のための推薦に関して「アップストリーム」のサポートやアドバイスをしたり、それとは別に、資産の保全状況に関わったり、主要な開発事業が資産の顕著な普遍的価値に対して及ぼし得る影響の評価や管理計画の策定/改訂、特定の影響緩和策の実施において達成された進捗等についてアドバイスをしたりする。アドバイザーミッションの内容 (TOR) は締約国自身が提案し、世界遺産センター及び関係諮問機関その他の機関との協議の下決定される。アドバイザーミッションの全費用は、現地調査を招聘する締約国が負担する。但し、当該締約国が国際支援若しくは決定 38 COM 12 により承認されたアドバイザーミッションのための新たな予算費目からの支出を受けることができる部分を除く。	作業指針 第 28 段落 脚注
アップストリーム プロセス	登録推薦前に行われるアドバイス、コンサルテーション、分析などをさし、評価段階に入ってから重大な問題を経験する登録推薦の数を減らすことを目指している。 アップストリームとは「上流」の意味で、全体の流れのなかで早い段階という意味。これと区別して、一旦推薦された案件が情報照会や記載延期となってから記載されるまでの段階を、一部でミッドストリーム (中流) と呼ぶことがあるが、作業指針等で定義された用語ではない。	作業指針 第 122 段落 脚注
遺産影響評価 (HIA: Heritage Impact Assessment)	自然環境に対する影響を評価する環境影響評価をモデルとして、世界遺産の顕著な普遍的価値に対する影響を評価すること、またはそのための手法。作業指針等には記載されていないが、2003 年以降世界遺産委員会の勧告で HIA の実施を要求することが多くなってきている。	「世界文化遺産のための遺産影響評価に係るガイダンス」 (イコモス、2011 年 1 月)

平成 30 年度文化庁委託
第 42 回世界遺産委員会審議調査研究事業

発効日	平成 31 年 2 月 28 日
編集・発行	株式会社 プレック研究所
住所	〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-7-6
TEL	03-5226-1101
URL	http://www.prec.co.jp